

基本計画書

基本計画								
事項	記入欄						備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者	ガッコウホシノ 材カケイイダク							
フリガナ大学の名称	材カケイイダク 大阪経済大学 (Osaka University of Economics)							
大学本部の位置	大阪府大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号							
大学の目的	本学は、教育基本法にのっとり、学校教育法の規定するところにしたがい、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、人間性豊かな実学教育の成果をあげることによって、社会の発展に寄与することを目的とする。							
新設学部等の目的	本学は大阪経済大学100周年ビジョン「DAIKEI 2032」に基づき、「生き続ける学びが創発する場となり、商都大阪から、社会に貢献する人財を輩出する」というミッションに取り組んでいる。その中で、近年志願者が入学定員を十分に上回る状況が継続的に続いており、社会の要請に応えるため、また本学の永続的な維持を図るため、教育の質を確保しつつ、より多くの人財を輩出することを目的とする。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	経済学部 【Faculty of Economics】	年	人	年次人	人		年月 第年次	
	経済学科 【Department of Economics】	4	680 (450)	-	2,720 (1,800)	学士（経済学） 【Bachelor of Economics】	令和5年4月 第1年次	大阪府大阪市東淀川区 大隅2丁目2番8号
	地域政策学科 【Department of Regional Policy】	4	0 (150)	-	0 (600)	学士（経済学） 【Bachelor of Economics】	令和5年4月 第1年次	同上
	経営学部第1部 【Faculty of Business Administration】							
	経営学科 【Department of Business Administration】	4	430 (330)	-	1,720 (1,320)	学士（経営学） 【Bachelor of Business Administration】	令和5年4月 第1年次	同上
	ビジネス法学科 【Department of Business Law】	4	200 (180)	-	800 (720)	学士（経営学） 【Bachelor of Business Administration】	令和5年4月 第1年次	同上
	経営学部第2部 【Faculty of Business Administration】							
	経営学科 【Department of Business Administration】	4	50 (110)	3年次 0 (20)	200 (480)	学士（経営学） 【Bachelor of Business Administration】	令和5年4月 第1年次	同上
	情報社会学部 【Faculty of Information Technology and Social Sciences】							
情報社会学科 【Department of Information Technology and Social Sciences】	4	300 (250)	-	1,200 (1,000)	学士（情報社会学） 【Bachelor of Information Technology and Social Sciences】	令和5年4月 第1年次	同上	
人間科学部 【Faculty of Human Sciences】								
人間科学科 【Department of Human Sciences】	4	200 (175)	-	800 (700)	学士（人間科学） 【Bachelor of Human Sciences】	令和5年4月 第1年次	同上	
計		1,860 (1,645)	0 (20)	7,440 (6,620)				

同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)		経済学部 地域政策学科(廃止) (△150) ※令和5年4月学生募集停止								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
	—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任 教員等		
			教授	准教授	講師	助教	計		助手	
	新設	経済学部 経済学科		28 (28)	22 (19)	5 (7)	0 (0)	55 (54)	0 (0)	237 (237)
		経営学部 第1部経営学科		11 (11)	11 (11)	9 (9)	0 (0)	31 (31)	0 (0)	225 (225)
		経営学部 第1部ビジネス法学科		8 (8)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	248 (248)
		経営学部 第2部経営学科		3 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	271 (271)
		情報社会学部 情報社会学科		15 (15)	8 (8)	5 (5)	0 (0)	28 (28)	0 (0)	250 (250)
		人間科学部 人間科学科		15 (15)	6 (6)	5 (5)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	244 (244)
		計		80 (80)	53 (50)	27 (29)	0 (0)	160 (159)	0 (0)	— (—)
	既設分	教育・学習支援センター		1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
計		1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	— (—)		
合計		81 (81)	54 (51)	27 (29)	0 (0)	162 (161)	0 (0)	— (—)		
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計			
	事務職員		164人 (160)		0人 (0)		164人 (160)			
	技術職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
	図書館専門職員		4 (4)		0 (0)		4 (4)			
	その他の職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
	計		168 (164)		0 (0)		168 (164)			
校地等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計				
	校舎敷地	39,287.85 m ²	— m ²	— m ²		39,287.85 m ²				
	運動場用地	76,912.65 m ²	— m ²	— m ²		76,912.65 m ²				
	小 計	116,200.50 m ²	— m ²	— m ²		116,200.50 m ²				
	そ の 他	1,014.71 m ²	— m ²	— m ²		1,014.71 m ²				
合 計		117,215.21 m ²	— m ²	— m ²		117,215.21 m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計				
		59,360.07 m ² (59,360.07 m ²)	— m ² (— m ²)	— m ² (— m ²)		59,360.07 m ² (59,360.07 m ²)				
教室等	講義室	.	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設				
	94室	30室	10室	28室 (補助職員13人)		—室 (補助職員—人)				
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数						
		大学全体		192		室 うち共同研究室7室				

図書・設備	新設学部等の名称	図書	学術雑誌		視聴覚資料	機械・器具	標本			
		[うち外国書]	[うち外国書]	電子ジャーナル						
		冊	種	[うち外国書]						
	大学全体	611,938 [195,699] (595,554 [194,403])	17,862 [2,602] (17,862 [2,602])	2,066 [1,975] (2,066 [1,975])	28,311 (28,233)	28,565 (28,565)	7 (7)			
	計	611,938 [195,699] (595,554 [194,403])	17,862 [2,602] (17,862 [2,602])	2,066 [1,975] (2,066 [1,975])	28,311 (28,233)	28,565 (28,565)	7 (7)			
図書館		面積		閲覧座席数		収納可能冊数		大学全体		
		4,906.86 m ²		897		1,000,000冊				
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体		
		5,651.54 m ²		クラブハウス						
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体 図書購入費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コストを含む)を含む。 下段は経営学部第2部 上段はそれ以外の学部
		教員1人当たり研究費等		570千円	570千円	570千円	570千円	—	—	
		共同研究費等		10,140千円	10,140千円	10,140千円	10,140千円	—	—	
		図書購入費	100,000千円	100,000千円	100,000千円	100,000千円	100,000千円	—	—	
		設備購入費	272,652千円	272,652千円	272,652千円	272,652千円	272,652千円	—	—	
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
			1,160千円	890千円	890千円	890千円	—千円	—千円		
		600千円	450千円	450千円	450千円	—千円	—千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等經常費補助金、資産運用収入、雑収入等						大学全体	
既設大学等の状況	大学の名称	大阪経済大学								※令和5年度より学生募集停止(地域政策学科)
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	経済学部	年	人	年次人	人		倍			
	経済学科	4	450	—	1,800	学士(経済学)	1.00	昭和24年度	大阪府大阪市東淀川区 大隅2丁目2番8号	
	地域政策学科	4	—	—	—	学士(経済学) (学部一括募集)	1.00	平成14年度		
	経営学部第1部									
	経営学科	4	330	—	1,320	学士(経営学)	1.00	昭和39年度		
	ビジネス法学科	4	180	—	720	学士(経営学)	1.04	平成16年度		
	経営学部第2部									
	経営学科	4	110	3年次 20	480	学士(経営学)	1.00	昭和39年度		
	情報社会学部									
	情報社会学科	4	250	—	1,000	学士(情報社会学)	1.03	平成24年度		
	人間科学部									
	人間科学科	4	175	—	700	学士(人間科学)	1.05	平成14年度		
大学の名称	大阪経済大学大学院									
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地		
経済学研究科										
経済学専攻 (博士前期課程)	2	10	—	20	修士(経済学)	0.32	昭和41年度	大阪府大阪市東淀川区 大隅2丁目2番8号		
経済学専攻 (博士後期課程)	3	5	—	15	博士(経済学)	0.30	昭和43年度			
経営学研究科										
経営学専攻 (修士課程)	2	50	—	100	修士(経営学)	1.10	平成17年度			
経営情報研究科										
経営情報専攻 (修士課程)	2	20	—	40	修士(経営情報)	0.28	平成15年度			
人間科学研究科										
臨床心理学専攻 (修士課程)	2	10	—	20	修士(臨床心理学)	0.47	平成18年度			
人間共生専攻 (修士課程)	2	10	—	20	修士(人間共生)	0.35	平成18年度			
附属施設の概要	該当なし									

学校法人大阪経済大学 設置認可申請等に関する組織移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
大阪経済大学				大阪経済大学				
経済学部				経済学部				
経済学科	450	-	1,800	経済学科	<u>680</u>	-	<u>2,720</u>	定員変更(230)
地域政策学科	150	-	600		<u>0</u>	-	<u>0</u>	令和5年4月学生募集停止
経営学部第1部				経営学部第1部				
経営学科	330	-	1,320	経営学科	<u>430</u>	-	<u>1,720</u>	定員変更(100)
ビジネス法学科	180	-	720	ビジネス法学科	<u>200</u>	-	<u>800</u>	定員変更(20)
経営学部第2部		3年次		経営学部第2部		3年次		
経営学科	110	20	480	経営学科	<u>50</u>	<u>0</u>	<u>200</u>	定員変更(△60) 3年次編入学定員変更(△20)
情報社会学部				情報社会学部				
情報社会学科	250	-	1,000	情報社会学科	<u>300</u>	-	<u>1,200</u>	定員変更(50)
人間科学部				人間科学部				
人間科学科	175	-	700	人間科学科	<u>200</u>	-	<u>800</u>	定員変更(25)
計	1,645	20	6,620	計	<u>1,860</u>	<u>0</u>	<u>7,440</u>	
大阪経済大学大学院				大阪経済大学大学院				
経済学研究科				経済学研究科				
経済学専攻 (博士前期課程)	10	-	20	経済学専攻 (博士前期課程)	10	-	20	
経済学専攻 (博士後期課程)	5	-	15	経済学専攻 (博士後期課程)	5	-	15	
経営学研究科				経営学研究科				
経営学専攻 (修士課程)	50	-	100	経営学専攻 (修士課程)	50	-	100	
経営情報研究科				経営情報研究科				
経営情報専攻 (修士課程)	20	-	40	経営情報専攻 (修士課程)	20	-	40	
人間科学研究科				人間科学研究科				
臨床心理学専攻 (修士課程)	10	-	20	臨床心理学専攻 (修士課程)	10	-	20	
人間共生専攻 (修士課程)	10	-	20	人間共生専攻 (修士課程)	10	-	20	
計	105		215	計	105		215	

大阪経済大学 大阪府内における位置関係



出典：三角形 www.freemap.jp

交通アクセス



最寄駅からの距離および各キャンパスの周辺図

大隅キャンパス



上新庄駅から約1km、瑞光四丁目駅から約200m

摂津キャンパス



井高野駅から約450m、井高野南口(バス停)から約150m

大阪経済大学学則

令和4年2月1日改正
令和5年4月1日施行

大阪経済大学学則

目 次

第 1 章	目 的	2
第 2 章	組 織	2
第 3 章	教 職 員 組 織	2
第 4 章	教 授 会	2
第 5 章	〔 教 養 部 会 〕 削 除	2
第 6 章	〔 大 学 評 議 会 〕 削 除	3
第 7 章	授 業 科 目 と 単 位 制	3
第 8 章	履 修 方 法 、 課 程 修 了 お よ び 学 位 の 授 与	17
第 9 章	入 学 、 転 学 部 、 転 学 科 、 転 部 、 転 入 学 、 編 入 学 、 学 士 入 学 、 留 学 、 休 学 、 復 学 、 退 学 お よ び 再 入 学	18
第 10 章	学 生 の 定 員	20
第 11 章	委 託 学 生 、 科 目 等 履 修 生 、 聴 講 生 お よ び 国 際 留 学 生 等	21
第 12 章	検 定 料 、 入 学 金 、 授 業 料 お よ び そ の 他 の 納 付 金	21
第 13 章	賞 罰	22
第 14 章	付 属 施 設	22
第 15 章	厚 生 保 健 施 設 お よ び 奨 学 制 度	23
第 16 章	修 業 年 限 、 学 年 、 学 期 お よ び 休 業 日	23
第 17 章	改 廃	23
附 則		23
別 表		29

第 1 章 目 的

(目的)

- 第 1 条 本大学は、教育基本法にのっとり、学校教育法の規定するところにしたがい、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、人間性豊かな実学教育の成果をあげることによって、社会の発展に寄与することを目的とする。
2. 本大学の学部、学科および教育職員養成課程の人材養成の目的と教育目標は別に定める。

第 2 章 組 織

(学部学科)

- 第 2 条 本大学に次の学部と学科を置く。
- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 経済学部 | 経済学科 |
| (2) 経営学部 第 1 部 (昼間学部) | 経営学科 |
| (3) 経営学部 第 1 部 (昼間学部) | ビジネス法学科 |
| (4) 経営学部 第 2 部 (夜間学部) | 経営学科 |
| (5) 情報社会学部 | 情報社会学科 |
| (6) 人間科学部 | 人間科学科 |

(大学院)

- 第 3 条 本大学に大学院を置く。大学院については別に学則を定める。

第 3 章 教 職 員 組 織

(教職員)

- 第 4 条 本大学に、教育職員と事務職員を置く。
2. 本大学の教育職員を分けて、学長、学部長、教授、准教授、講師および助教とする。
3. 本大学の事務職員を分けて、事務職員および技術職員とする。
4. 教職員に関する規程は、別にこれを定める。

第 4 章 教 授 会

(教授会)

- 第 5 条 本大学の各学部に教授会を置く。
2. 学部教授会は、専任の教育職員をもって構成する。
3. 学部教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。
4. 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該学部に関する次の事項を審議し意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
5. 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長または学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
6. 学部教授会に関する規程は、別にこれを定める。

第 5 章 [教 養 部 会] 削 除

- 第 6 条 削 除

第 6 章[大学評議会]削除

第 7 条 削除

第 7 章 授業科目と単位制

(授業科目)

第 8 条 本大学に開設する授業科目は、全学共通科目および学科専攻科目に分ける。

(全学共通科目)

第 9 条 全学共通科目の授業科目は外国語科目、広域科目、オープン科目に分ける。

2. 外国語科目ならびに広域科目の授業科目、配当年次および単位数は、次のとおり定める。
ただし、外国語科目のうち、日本語は留学生配当科目とする。

分野	授 業 科 目	配当年次	単 位		分野	授 業 科 目	配当年次	単 位	
	必修外国語科目					中 国 語	a	2	1
	英 語	a [R & W]	1	1		中 国 語	b	2	1
	英 語	b [L & S]	1	1		朝 鮮 語	a	1	1
	英 語	a [R & W]	1	1		朝 鮮 語	b	1	1
	英 語	b [L & S]	1	1		朝 鮮 語	a	1	1
	英 語	a [R & W]	2	1		朝 鮮 語	b	1	1
	英 語	b [L & S]	2	1		朝 鮮 語	a	2	1
	英 語	a [R & W]	2	1		朝 鮮 語	b	2	1
	英 語	b [L & S]	2	1		朝 鮮 語	a	2	1
	フランス語	a [講読]	1	1		朝 鮮 語	b	2	1
	フランス語	b [文法]	1	1		日 本 語	a	1	1
	フランス語	a [講読]	1	1		日 本 語	b	1	1
	フランス語	b [文法]	1	1		日 本 語	a	1	1
	フランス語	a [講読]	2	1		日 本 語	b	1	1
	フランス語	b [文法]	2	1		日 本 語	a	2	1
外	フランス語	a [講読]	2	1	外	日 本 語	b	2	1
国	フランス語	b [文法]	2	1	国	日 本 語	a	2	1
語	ドイツ語	a [講読]	1	1	語	日 本 語	b	2	1
科	ドイツ語	b [文法]	1	1	科	日 本 語	a	3	1
目	ドイツ語	a [講読]	1	1		日 本 語	b	3	1
	ドイツ語	b [文法]	1	1		日 本 語	a	3	1
	ドイツ語	a [講読]	2	1		日 本 語	b	3	1
	ドイツ語	b [文法]	2	1		選択外国語科目			
	ドイツ語	a [講読]	2	1		T O E I C	1・2・3・4	2	
	ドイツ語	b [文法]	2	1		T O E I C	1・2・3・4	2	
	スペイン語	a [講読]	1	1		T O E I C	1・2・3・4	2	
	スペイン語	b [文法]	1	1		英語コミュニケーション	1・2・3・4	2	
	スペイン語	a [講読]	1	1		英語コミュニケーション	1・2・3・4	2	
	スペイン語	b [文法]	1	1		ビジネス英語	1・2・3・4	2	
	スペイン語	a [講読]	2	1		ビジネス英語	1・2・3・4	2	
	スペイン語	b [文法]	2	1		フランス語演習	2・3・4	2	
	スペイン語	a [講読]	2	1		ドイツ語演習	2・3・4	2	
	スペイン語	b [文法]	2	1		中国語演習	2・3・4	2	
	中国語	a	1	1		スペイン語演習	2・3・4	2	
	中国語	b	1	1		朝鮮語演習	2・3・4	2	
	中国語	a	1	1		語学研修	1・2・3・4	2	
	中国語	b	1	1		外国語特殊講義	1・2・3・4	2	
	中国語	a	2	1		資格英語	1・2・3・4	2	
	中国語	b	2	1		資格英語	1・2・3・4	2	

分野	授業科目	配当年次	単位
広 域 科 目	思想と文化		
	哲学入門	1・2・3・4	2
	現代と哲学	1・2・3・4	2
	心理学入門	1・2・3・4	2
	現代の心理学	1・2・3・4	2
	倫理学入門	1・2・3・4	2
	現代の倫理	1・2・3・4	2
	現代と宗教学	1・2・3・4	2
	人文地理学	1・2・3・4	2
	教育学入門	1・2・3・4	2
	現代と教育	1・2・3・4	2
	芸術学入門	1・2・3・4	2
	美術史	1・2・3・4	2
	日本文化論	1・2・3・4	2
	日本語表現	1・2・3・4	2
	文学入門	1・2・3・4	2
	日本の文学	1・2・3・4	2
	中国の文学	1・2・3・4	2
	欧米の文学	1・2・3・4	2
	歴史と社会		
	歴史学入門	1・2・3・4	2
	日本の歴史	1・2・3・4	2
	アジアの歴史	1・2・3・4	2
	ヨーロッパの歴史	1・2・3・4	2
	政治学入門	1・2・3・4	2
	現代の政治	1・2・3・4	2
	法学入門	1・2・3・4	2
現代の法	1・2・3・4	2	
日本の憲法	1・2・3・4	2	
経済学入門	1・2・3・4	2	
現代の日本経済	1・2・3・4	2	
経営学入門	1・2・3・4	2	
現代のビジネス	1・2・3・4	2	
社会学入門	1・2・3・4	2	
現代社会論	1・2・3・4	2	
考古学	1・2・3・4	2	
民俗学	1・2・3・4	2	
大阪の経済と文化	1・2・3・4	2	
大阪経済大学の歴史	1・2・3・4	2	

分野	授業科目	配当年次	単位
広 域 科 目	健康とスポーツ		
	スポーツの理論	1・2・3・4	2
	レクリエーションの理論	1・2・3・4	2
	健康増進の理論	1・2・3・4	2
	スポーツ方法学	1・2・3・4	2
	レクリエーション方法学	1・2・3・4	2
	自然と生活		
	地理学入門	1・2・3・4	2
	地誌	1・2・3・4	2
	自然科学概論	1・2・3・4	2
	科学史	1・2・3・4	2
	数学入門	1・2・3・4	2
	現代の数学	1・2・3・4	2
	物理学入門	1・2・3・4	2
	現代と物理学	1・2・3・4	2
	化学入門	1・2・3・4	2
	現代と化学	1・2・3・4	2
	宇宙の科学	1・2・3・4	2
	地球の科学	1・2・3・4	2
	自然地理学	1・2・3・4	2
	生物学入門	1・2・3・4	2
	データサイエンスと数理		
	データサイエンス概論	1・2・3・4	2
	統計学入門	1・2・3・4	2
	現代と統計	1・2・3・4	2
	キャリア形成科目		
	キャリアデザイン	1・2	2
	インターンシップ	2・3	2
	プレゼンテーション入門	2・3	2
	論理的思考入門	2・3・4	2
	日本語表現演習(書き方)	1・2・3・4	2
	日本語表現演習(話し方)	1・2・3・4	2
	社会人基礎学力	1・2・3・4	2
社会人基礎学力	1・2・3・4	2	
共通特殊講義			
共通特殊講義	1・2・3・4	2	

3. オープン科目として経済学部科目、経営学部科目、情報社会学部科目、人間科学部科目、グローバル科目を置く。

(1) [オープン科目]のうち、経済学部科目、経営学部科目、情報社会学部科目、人間科学部科目は、各学部から提供し、履修規程に定める。

(2) [オープン科目]のうち、グローバル科目の授業科目、配当年次、単位数は次のとおり定める。

分野	授業科目	配当年次	単位
オ ー プ ン 科 目	グローバル科目		
	American Society and Culture	2・3・4	2
	Contemporary Chinese Economy	2・3・4	2
	International Communication	2・3・4	2
	Japan-China Relations	2・3・4	2
	Japanese Politics	2・3・4	2
	Economics & the Global Economy	2・3・4	2

分野	授業科目	配当年次	単位
オ ー プ ン 科 目	International Commercial Law	2・3・4	2
	Introduction to Japanese Business	2・3・4	2
	Financial Accounting	2・3・4	2
	Accounting History	2・3・4	2
	Comparative Civilizations	2・3・4	2
	Global History	2・3・4	2

(学科専攻科目)

第 10 条 各学部各学科における学科専攻科目の授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分ける。

2. 経済学部経済学科、経営学部第 1 部経営学科、ビジネス法学科、情報社会学部情報社会学および人間科学部人間科学科の教育課程に履修コースを設ける。各学科における学科専攻科目の授業科目は、履修規程により履修コースごとに必修科目、選択科目および自由科目に分ける。

3. 各学部各学科における学科専攻科目の授業科目、単位数は次のとおり定める。
配当年次は履修規程ならびに教育職員養成課程に関する規程に定める。

(1) 経済学部 経済学科

区分	授 業 科 目	単 位	
基 礎 科 目	基 幹 科 目	マ ク ロ 経 済 学 基 礎	2
		ミ ク ロ 経 済 学 基 礎	2
		経 済 理 論 基 礎	2
		経 済 史 基 礎	2
		デ ー タ 処 理 基 礎	2
	コ ー ス 科 目	日 本 経 済 論	2
		金 融 論	2
		経 済 政 策	2
		社 会 政 策	2
		国 際 経 済 論	2
発 展 科 目	基 幹 科 目	開 発 経 済 論	2
		地 域 経 済 論	2
		地 域 政 策	2
		経 済 数 学 基 礎	2
		経 済 数 学	2
		マ ク ロ 経 済 学	4
		マ ク ロ 経 済 学 特 論	2
		マ ク ロ 経 済 動 学	2
		マ ク ロ 経 済 動 学 特 論	2
		ミ ク ロ 経 済 学	4
	ゲ ー ム 理 論	2	
	行 動 経 済 学	2	
	社 会 経 済 学	2	
	社 会 経 済 学 特 論	2	
	経 済 理 論	4	
	経 済 理 論	4	
	日 本 経 済 史	2	
	日 本 経 済 史 特 論	2	
	西 洋 経 済 史	2	
	西 洋 経 済 史 特 論	2	
世 界 経 済 史	2		
現 代 経 済 史	2		
ア ジ ア 経 済 史	2		
社 会 思 想 史	2		

区分	授 業 科 目	単 位	
発 展 科 目	基 幹 科 目	社 会 思 想 史 特 論	2
		経 済 学 史	2
		経 済 学 史 特 論	2
		統 計 学 基 礎	2
		統 計 学 の た め の 数 学	2
		デ ー タ 処 理 発 展	2
		プ ロ グ ラ ミ ン グ	2
		プ ロ グ ラ ミ ン グ	2
		統 計 学	2
		経 済 統 計	4
	コ ー ス 科 目	計 量 経 済 学	2
		計 量 経 済 学	2
		国 民 経 済 計 算 論	4
		経 済 情 報 処 理	2
		実 験 経 済 学	2
		日 本 経 済 特 論	2
		ア メ リ カ 経 済 論	2
		ヨ ー ロ ッ パ 経 済 論	2
		ア ジ ア 経 済 論	2
		ア ジ ア 経 済 特 論	2
中 国 経 済 論	2		
中 国 経 済 特 論	2		
ロ シ ア 経 済 論	2		
ラ テ ン ア メ リ カ 経 済 論	2		
社 会 主 義 経 済 論	2		
金 融 特 論	2		
金 融 政 策 論	2		
金 融 政 策 特 論	2		
金 融 シ ス テ ム 論	2		
金 融 シ ス テ ム 特 論	2		
資 本 市 場 論	2		
企 業 フ ァ イ ナ ンス 論	2		
国 際 金 融 論	4		
地 域 金 融 論	2		

区分	授業科目	単位
発 展 科 目	経済政策特論	2
	産業組織論	4
	流通経済論	2
	流通経済特論	2
	労働経済論	2
	労働経済特論	2
	公共経済学	4
	公共政策	2
	財政学	2
	財政政策	2
	地方財政論	2
	福祉国家論	2
	社会保障論	2
	社会福祉論	2
	高齢者福祉論	2
	教育と社会	2
	ジェンダー論	2
	環境経済学	2
	環境政策	2
	環境社会学	2
	憲法	2
	憲法	2
	民法	2
	民法	2
	労働法学	4
	行政学	2
	行政法総論	2
	行政法各論	2
	政治学	2
	地方自治論	2
	地方自治法	2
	自治体法務	2
	税法総論	2
	税法各論	2
	国際経済特論	2
	開発経済特論	2
	国際貿易論	2
	国際政治学	2
	国際関係論	2
	国際社会論	2
日中交流史	2	
日中交流史特論	2	
中国近現代史	2	
中国近現代史特論	2	
経済地理学	2	
農業経済論	2	

区分	授業科目	単位
発 展 科 目	農村政策	2
	都市経済論	2
	都市政策	2
	都市計画	2
	地域開発論	2
	交通経済論	2
	中小企業論	2
	中小企業政策	2
	地域商業政策	2
	関西経済論	2
	地域文化論	2
	地域コミュニティ論	2
	地域防災論	2
	多文化共生論	2
	経営学(基礎)	2
	非営利組織論	2
	海外実習	2
	工場見学	2
	地域・社会調査	2
	ボランティア論	2
	産業・金融コース特殊講義	2
公共政策コース特殊講義	2	
国際政治経済コース特殊講義	2	
地域政策コース特殊講義	2	
選 択 科 目	応用ミクロ計量経済学	2
	データ分析	2
	データ分析	2
	機械学習	2
	機械学習	2
	アメリカン・スタディーズ	2
	フランス語圏文化論	2
	中国の歴史と文化	2
	日本の文化	2
	データサイエンス特殊講義	2
	グローバル人材特殊講義	2
	経済学部特殊講義	2
	特別演習	2
	日本史概説	2
西洋史概説	2	
東洋史概説	2	
演 習 科 目	基礎演習	2
	基礎演習	2
	演習	2
	演習	2
卒業研究	4	

(2) 経営学部 第1部 経営学科

区分	授業科目	単位
学部 基礎 科目	経営学	2
	経営学	2
	会計学(初級)	2
	会計学(初級)	2
	ビジネス法	2
	アカデミックスキル	2
	情報実習	2
	情報実習	2
	会計学(中級)	2
会計学(中級)	2	
学 科 専 門 科 目	経営管理論	2
	経営管理論	2
	経営組織論	2
	経営組織論	2
	人的資源管理論	2
	人的資源管理論	2
	マーケティング論	2
	マーケティング論	2
	経営戦略論	2
	経営戦略論	2
	競争戦略論	2
	競争戦略論	2
	財務会計論	2
	財務会計論	2
	原価計算論	2
	原価計算論	2
	管理会計論	2
	管理会計論	2
	国際会計論	2
	国際会計論	2
	国際経営論	2
	国際経営論	2
	中小企業論	2
	中小企業論	2
	生産管理論	2
	企業論	2
	企業論	2
	リーダーシップ論	2
	流通論	2
	流通論	2
	起業論	4
	イノベーション論	2
	イノベーション論	2
	ビジネスエシックス	2
	ビジネスエコノミクス	2
	ビジネスエコノミクス	2
サプライチェーンマネジメント論	2	
サプライチェーンマネジメント論	2	
組織間関係論	2	
組織間関係論	2	
企業分析基礎	2	
企業分析基礎	2	
基礎金融論	2	
経営史	2	

区分	授業科目	単位
学 科 専 門 科 目	経営統計	2
	経営統計	2
	経済学	2
	経済学	2
	統計学概論	4
	マーケティングリサーチ	4
	産業・組織心理学	2
	産業・組織心理学	2
	国際経営史	2
	投資戦略論(株式編)	2
	投資戦略論(派生商品編)	2
	リスクマネジメント	2
	公益企業論	2
	金融ビジネス論	2
	金融ビジネス論	2
	会計学(上級)	2
	会計学(上級)	2
	簿記アドバンス	2
	簿記アドバンス	2
	財務諸表分析	2
	企業分析の事例研究	2
	コンピュータ会計	4
	税務会計論入門	2
	国際税務会計論	2
	内部統制監査論	2
	監査論	4
	連結財務諸表論	4
	社会関連会計論	4
	公会計論	4
	コーチング&メンタリング	2
	実践ヒューマンスキル	2
	実践マーケティング	2
	実践マーケティング	2
	ビジネスプランニング	2
	ビジネスプランニング	2
	行動科学実験法	2
行動計量学	2	
販売管理特論初級	2	
販売管理特論中級	2	
販売管理特論中級	2	
マネジメントゲーム	4	
企業分析	2	
企業分析	2	
ビジネスプレゼンテーション	2	
ビジネスプレゼンテーション	2	
経営情報実習	2	
経営情報実習	2	
地域企業連携実習	2	
グローバルビジネスの最前線	2	
組織調査演習	4	
民法(総則)	2	
民法(物権)	2	
民法(担保物権)	2	
民法(債権総論)	2	

区分	授 業 科 目	単 位
学 科 専 門 科 目	民法（契約法）	2
	企業取引法	2
	有価証券法	2
	ビジネス法実務	2
	会社法	4
	中小企業法	2
	簿記リテラシー（3級：商業簿記）	2
	簿記リテラシー（2級：商業簿記）	2
	簿記リテラシー（2級：工業簿記）	2
	コーポレートガバナンス	2
	金融商品取引法	2
	国際取引法	2
	憲法	2
	憲法	2
	租税法	4

区分	授 業 科 目	単 位
学 科 専 門 科 目	経営学特殊講義	2
	法学特殊講義	2
	International Commercial Law	2
	Introduction to Japanese Business	2
	外国書講読（経営学）	2
	外国書講読（経営学）	2
	法学概説	2
	職業指導	4
	演習	2
	特別演習	2
	演習	2
	演習	2
	卒業研究	4

(3) 経営学部 第1部 ビジネス法学科

区分	授 業 科 目	単 位
学 部 基 礎 科 目	経営学	2
	経営学	2
	会計学（初級）	2
	会計学（初級）	2
	ビジネス法	2
	アカデミックスキル	2
	情報実習	2
	情報実習	2
	会計学（中級）	2
会計学（中級）	2	
学 科 専 門 科 目	民法（総則）	2
	民法（物権）	2
	民法（担保物権）	2
	民法（債権総論）	2
	民法（契約法）	2
	民法（法定債権）	2
	民法（親族・相続）	2
	企業取引法	2
	有価証券法	2
	ビジネス法実務	2
	会社法	4
	経営管理論	2
	経営管理論	2
	経営組織論	2
	経営組織論	2
	経営戦略論	2
	経営戦略論	2
	マーケティング論	2
	マーケティング論	2
競争戦略論	2	
競争戦略論	2	
人的資源管理論	2	

区分	授 業 科 目	単 位
学 科 専 門 科 目	人的資源管理論	2
	金融商品取引法	2
	国際取引法	2
	International Commercial Law	2
	不動産法（基礎）	2
	不動産法（展開）	2
	憲法	2
	憲法	2
	刑法（総論）	2
	刑法（各論）	2
	労働法	2
	労働法	2
	行政法	2
	行政法	2
	消費者法	2
	中小企業法	2
	経済法	2
	経済法	2
	知的財産法	2
	知的財産法	2
	社会保障法	2
経済刑法	2	
租税法	4	
民事訴訟法	4	
簿記リテラシー（3級：商業簿記）	2	
簿記リテラシー（2級：商業簿記）	2	
簿記リテラシー（2級：工業簿記）	2	
財務諸表分析	2	
管理会計論	2	
管理会計論	2	
財務会計論	2	
財務会計論	2	

区分	授 業 科 目	単 位
学 科 専 門 科 目	原 価 計 算 論	2
	原 価 計 算 論	2
	国 際 会 計 論	2
	国 際 会 計 論	2
	ピ ジ ネ ス エ シ ッ ク ス	2
	コ ー ポ レ ー ト ガ バ ナ ン ス	2
	リ ー ガ ル リ サ ー チ	2
	リ ー ガ ル デ ィ ベ ー ト	2
	事 例 ・ 判 例 研 究	2
	模 擬 裁 判	2
	模 擬 契 約	2
	企 業 分 析 基 礎	2
	企 業 分 析 基 礎	2
	企 業 分 析	2
	企 業 分 析	2
	マ ネ ジ メ ン ト ゲ ー ム	4
	ピ ジ ネ ス プ ラ ン ニ ン グ	2
	ピ ジ ネ ス プ ラ ン ニ ン グ	2
	基 礎 金 融 論	2
	経 営 統 計	2
	経 営 統 計	2
	企 業 分 析 の 事 例 研 究	2
	金 融 ピ ジ ネ ス 論	2
	金 融 ピ ジ ネ ス 論	2
	経 済 学	2
	経 済 学	2
	ピ ジ ネ ス エ コ ノ ミ ク ス	2
	ピ ジ ネ ス エ コ ノ ミ ク ス	2
	コ ー チ ン グ & メ ン タ リ ン グ	2
	実 践 ヒ ュ ー マ ン ス キ ル	2
	実 践 マ ー ケ テ ィ ン グ	2
	実 践 マ ー ケ テ ィ ン グ	2
	ピ ジ ネ ス プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	2
	ピ ジ ネ ス プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	2
	販 売 管 理 特 論 初 級	2
	販 売 管 理 特 論 中 級	2
	販 売 管 理 特 論 中 級	2
	投 資 戦 略 論 (株 式 編)	2
	投 資 戦 略 論 (派 生 商 品 編)	2
	統 計 学 概 論	4
マ ー ケ テ ィ ン グ リ サ ー チ	4	
コ ン ピ ュ ー タ 会 計	4	
企 業 論	2	
企 業 論	2	
中 小 企 業 論	2	
中 小 企 業 論	2	
生 産 管 理 論	2	
起 業 論	4	
国 際 経 営 論	2	
国 際 経 営 論	2	

区分	授 業 科 目	単 位
学 科 専 門 科 目	リ ー ダ ー シ ッ プ 論	2
	流 通 論	2
	流 通 論	2
	サ ブ ラ イ チ ェ ー ン マ ネ ジ メ ン ト 論	2
	サ ブ ラ イ チ ェ ー ン マ ネ ジ メ ン ト 論	2
	監 査 論	4
	組 織 調 査 演 習	4
	外 国 書 講 読 (経 営 学)	2
	外 国 書 講 読 (経 営 学)	2
	簿 記 ア ド バ ン ス	2
	簿 記 ア ド バ ン ス	2
	学 会 計 学 (上 級)	2
	学 会 計 学 (上 級)	2
	科 連 結 財 務 諸 表 論	4
	科 税 務 会 計 論 入 門	2
	専 門 国 際 税 務 会 計 論	2
	内 部 統 制 監 査 論	2
	社 会 関 連 会 計 論	4
	公 会 計 論	4
	法 学 特 殊 講 義	2
	外 国 書 講 読 (法 学)	2
	外 国 書 講 読 (法 学)	2
	経 営 学 特 殊 講 義	2
	地 域 企 業 連 携 実 習	2
	グ ロー バ ル ビ ジ ネ ス の 最 前 線	2
	Introduction to Japanese Business	2
	法 学 概 説	2
	職 業 指 導	4
	演 習	2
	特 別 演 習	2
演 習	2	
演 習	2	
卒 業 研 究	4	

(4) 経営学部 第2部 経営学科

区分	授 業 科 目	単位
学 科 基 礎 科 目	経 営 学	2
	経 営 学	2
	会 計 学(初 級)	2
	会 計 学(初 級)	2
	ビ ジ ネ ス 法	2
	ア カ デ ミ ッ ク ス キ ル	2
	言 語 リ テ ラ シ ー (英 語)	2
	言 語 リ テ ラ シ ー (実 用 英 語)	2
	情 報 実 習	2
	情 報 実 習	2
	キ ャ リ ア デ ザ イン	2
	健 康 と ス ポ ー ツ の 理 論	2
	健 康 と ス ポ ー ツ の 方 法 学	2
	統 計 学	2
学 科 基 幹 科 目	経 営 管 理 論	2
	経 営 管 理 論	2
	経 営 組 織 論	2
	経 営 組 織 論	2
	経 営 戦 略 論	2
	経 営 戦 略 論	2
	人 的 資 源 管 理 論	2
	人 的 資 源 管 理 論	2
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論	2
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論	2
	競 争 戦 略 論	2
	競 争 戦 略 論	2
	サ ー ビ ス 産 業 論	2
	サ ー ビ ス 産 業 論	2
	商 業 簿 記	2
	商 業 簿 記	2
	財 務 会 計 論	2
	財 務 会 計 論	2
	財 務 管 理 論	2
	財 務 管 理 論	2
	民 法 総 論	2
	不 動 産 概 論	2
	契 約 法	2
	企 業 取 引 法	2
	国 際 取 引 法	2
	企 業 法	2
企 業 法	2	
経 済 学 基 礎	2	

区分	授 業 科 目	単位
経 営 コ ー ス 科 目	企 業 論	2
	企 業 論	2
	イ ノ ベ ー シ ョ ン 論	2
	イ ノ ベ ー シ ョ ン 論	2
	ネ ッ ト ビ ジ ネ ス 論	2
	ネ ッ ト ビ ジ ネ ス 論	2
	ベ ン チ ャ ー ビ ジ ネ ス 論	2
	ベ ン チ ャ ー ビ ジ ネ ス 論	2
	中 小 企 業 論	2
	中 小 企 業 論	2
	サ ブ ラ イ チ ェ ー ン マ ネ ジ メ ン ト 論	2
	サ ブ ラ イ チ ェ ー ン マ ネ ジ メ ン ト 論	2
	組 織 間 関 係 論	2
	組 織 間 関 係 論	2
	国 際 経 営 論	2
	国 際 経 営 論	2
	流 通 論	2
	流 通 論	2
	金 融 ビ ジ ネ ス 論	2
	金 融 ビ ジ ネ ス 論	2
	マ ー ケ テ ィ ン グ リ サ ー チ	2
	マ ー ケ テ ィ ン グ リ サ ー チ	2
	経 営 統 計	2
	経 営 統 計	2
	リ ー ダ ー シ ッ プ 論	2
	サ ー ビ ス マ ネ ジ メ ン ト 論	2
	サ ー ビ ス マ ネ ジ メ ン ト 論	2
	サ ー ビ ス 業 の ケ ー ス ス タ デ ィ	2
	サ ー ビ ス 業 の ケ ー ス ス タ デ ィ	2
	サ ー ビ ス 業 の 経 営 分 析	2
	ホ テ ル マ ネ ジ メ ン ト 論	2
	フ ー ド サ ー ビ ス 論	2
ツ ー リ ズ ム 論	2	
サ ー ビ ス 産 業 政 策 論	2	
コ ー チ ン グ & メ ン タ リ ン グ	2	
サ ー ビ ス の 心 理 学	2	
産 業 ・ 組 織 心 理 学	2	
産 業 ・ 組 織 心 理 学	2	
ビ ジ ネ ス エ コ ノ ミ ク ス	2	
ビ ジ ネ ス エ コ ノ ミ ク ス	2	
原 価 計 算 論	2	
原 価 計 算 論	2	

区分	授 業 科 目	単 位
経 営 コ ー ス 科 目	管 理 会 計 論	2
	管 理 会 計 論	2
	国 際 会 計 論	2
	国 際 会 計 論	2
	財 務 諸 表 特 論	2
	財 務 諸 表 特 論	2
	簿記リテラシー (3級:商業簿記)	2
	簿記リテラシー (2級:商業簿記)	2
	簿記リテラシー (2級:工業簿記)	2
	簿 記 特 論	2
	簿 記 特 論	2
	資 格 英 語	2
	資 格 英 語	2
	販 売 管 理 特 論 初 級	2
	販 売 管 理 特 論 中 級	2
	販 売 管 理 特 論 中 級	2
経 営 学 特 殊 講 義	2	

区分	授 業 科 目	単 位
ビ ジ ネ ス 法 コ ー ス 科 目	知 的 財 産 法	2
	知 的 財 産 法	2
	労 働 法	2
	労 働 法	2
	中 小 企 業 法	2
	経 済 法	2
	経 済 法	2
	行 政 法	2
	行 政 法	2
	租 税 法	2
	租 税 法	2
	所 得 税 法 特 論	2
	所 得 税 法 特 論	2
	法 人 税 法 特 論	2
	法 人 税 法 特 論	2
	憲 法 基 礎	2
	社 会 保 障 法	2
	刑 事 法	2
	経 済 刑 法	2
	裁 判 法	2
リ - ガ ル リ サ - チ	2	
法 学 特 殊 講 義	2	

(5) 情報社会学部 情報社会学科

区分	授 業 科 目	単位
基 幹 科 目	基 礎 社 会 学	2
	企 業 分 析 の 基 礎	2
	現 代 社 会 と コ ン プ ュ ー タ	2
	情 報 リ テ ラ シ ー	2
コ ー ス 導 入 科 目	社会学・現代ビジネス	2
	社会調査の読み方	2
	社会調査論	2
	メディア論	2
	国際社会学	2
	基礎経済学	2
	経営学基礎	2
	企業経営論	2
	簿記論(初級)	2
	総合情報	2
	データサイエンス基礎	2
	プログラミング思考入門	2
	メディア・コミュニケーション論	2
デザイン思考入門	2	
現代社会と人工知能	2	
基本情報システム論	2	
プレゼンテーション技法	2	
コ ー ス 科 目	社会学・現代ビジネス	2
	社会調査の読み方	2
	社会調査論	2
	アンケート分析法	2
	インタビュー分析法	2
	社会的ネットワーク論	2
	家族社会学	2
	教育社会学	2
	地域社会学	2
	都市社会学	2
	消費者行動論	2
	消費社会論	2
	若者論	2
	ポピュラーカルチャー	2
	コミュニケーション論	2
	メディア社会論	2
	マスコミュニケーション論	2
	ソーシャルメディアの社会学	2
	メディア制度論	2
	メディアリテラシー論	2
	グローバルスタディーズ	2
	国際文化論	2
	ヨーロッパ研究	2
アンケート調査の企画と実践	2	

区分	授 業 科 目	単位
コ ー ス 科 目	社会調査演習(アンケート)	2
	社会調査演習(アンケート)	2
	社会調査演習(インタビュー)	2
	社会調査演習(インタビュー)	2
	英 文 会 計	2
	簿記論(初級)	2
	原価計算論入門	2
	原価計算論	4
	財務会計論	4
	簿記論(中級)	4
	金融機関論	2
	金融リテラシー	2
	経営戦略演習	2
	経営戦略論	2
	マーケティング論	2
	国際マーケティング論	2
	コーポレートガバナンス	2
	人的資源管理論	2
	現代社会と労働	2
	組織論	2
	中小企業論	2
	経済情報分析	2
	ミクロ経済学	2
	ミクロ経済学	2
	国際経済論	2
	労働経済学	2
	ゲーミング基礎	2
	社会学・現代ビジネスコース特殊講義	2
	総合情報	2
	人工知能技術基礎	2
	人工知能技術応用	2
	プログラミング基礎	2
	プログラミング応用	2
	経済シミュレーション	2
スマートフォンアプリ開発基礎	2	
スマートフォンアプリ開発応用	2	
データサイエンス統計学基礎	2	
Pythonプログラミング	2	
Pythonとデータベース	2	
企業情報システム論	2	
インターネット論	2	
データセキュリティ基礎	2	
身体情報処理基礎	2	

区分	授 業 科 目	単 位
コ ー ス 情 報 目	身体情報処理応用	2
	データサイエンス応用	2
	データベース論	2
	サイバー犯罪とセキュリティ	2
	コンピュータ統計学	2
	情報ネットワーク論	2
	情報システム設計	2
	データセキュリティ応用	2
	画像処理とAI	2
	データ処理とAI	2
	スポーツ情報論	2
	総合デザイン論	2
	メディア産業論	2
	情報と職業	2
	情報システムの法的保護	2
	情報社会と倫理	2
	インターネットと著作権	2
	認知とデザイン	2
	広告デザイン基礎	2
	広告デザイン応用	2
	映像デザイン基礎	2
	映像デザイン応用	2
	グラフィックデザイン基礎	2
	グラフィックデザイン応用	2
	Webデザイン基礎	2
	サウンドデザイン基礎	2
	ゲームデザイン基礎	2
	ゲームデザイン応用	2
	エスノグラフィー基礎	2
	空間情報処理基礎	2
	広告戦略論	2
	広告クリエイティブ論	2
色彩論	2	
映像メディア論	2	
メディアアート論	2	
インタラクションデザイン論	2	
総合情報コース特殊講義	2	
選 択 科 目	社会調査ケーススタディ	2
	文化人類学	2
	ジェンダー論	2
	ボランティア論	2
	観光サービス論	2
	社会福祉論	2

区分	授 業 科 目	単 位
選 択 科 目	社会保障論	2
	地域文化論	2
	高齢者福祉論	2
	農村政策	2
	地域政策	2
	社会政策	2
	時事国際関係論	2
	地域コミュニティ論	2
	社会起業論	2
	ファンディング・ビジネス論	2
	財務諸表分析	2
	財務諸表分析	2
	会計と歴史	4
	時事金融論	2
	Accounting History	2
	Comparative Civilizations	2
	Financial Accounting	2
	Global History	2
	データサイエンス統計学応用	2
	実践データサイエンス	2
	戦略的意思決定論	2
	ゲーミング応用	2
	情報行動論	2
	情報科教育法	2
	情報科教育法	2
	Webデザイン応用	2
	サウンドデザイン応用	2
	エスノグラフィー応用	2
空間情報処理応用	2	
デジタルマーケティング論	2	
Pythonによるファイナンス	4	
情報社会特殊講義	2	
演 習 科 目	情報社会学部基礎演習	2
	演習	2
	演習	2
	演習	2
	卒業研究	4

(6) 人間科学部 人間科学科

区分	授 業 科 目	単位
基 礎 科 目	人間関係の理論と実践	2
	基礎演習	2
	基礎演習	2
	情報リテラシー実習	2
	心理学概論	2
	臨床心理学概論	2
	健康と運動	2
	スポーツ健康科学概論	2
	社会健康学入門	2
社会安全学入門	2	
専 門 科 目	公認心理師の職責	2
	心理学研究法	2
	心理学統計法	2
	心理学統計法	2
	心理学実験	2
	心理学実験	2
	知覚・認知心理学	2
	学習・言語心理学	2
	感情・人格心理学	2
	神経・生理心理学	2
	社会・集団・家族心理学	2
	発達心理学	2
	障害者・障害児心理学	2
	健康・医療心理学	2
	福祉心理学	2
	教育・学校心理学	2
	司法・犯罪心理学	2
	産業・組織心理学	2
	人体の構造と機能及び疾病	2
	精神疾患とその治療	2
	関係行政論	2
	心理演習	2
	心理演習	2
	心理実習	2
	心理実習	2
	ホリスティック心理学	2
	被害者・加害者の心理学	2
	人間性心理学	2
	ジェンダーの心理学	2
	精神分析学入門	2
	芸術療法	2
	遊戯療法	2
集団精神療法	2	
人として生きる倫理	2	
福祉心理学特殊講義	4	
臨床心理学特殊講義	2	

区分	授 業 科 目	単位
専 門 科 目	スポーツ生理学	2
	スポーツ運動学	2
	スポーツ社会学	2
	スポーツ心理学	2
	スポーツ産業論	2
	ヘルスプロモーション	2
	健康とスポーツの理論と実際(陸上)	2
	野外活動の理論と実際(スノースポーツ)	2
	野外活動の理論と実際(野外キャンプ)	2
	健康とスポーツの理論と実際(体操)	2
	健康とスポーツの理論と実際(柔道)	2
	健康とスポーツの理論と実際(剣道)	2
	健康とスポーツの理論と実際(ハンドボール)	2
	健康とスポーツの理論と実際(バスケットボール)	2
	健康とスポーツの理論と実際(バレーボール)	2
	健康とスポーツの理論と実際(サッカー)	2
	健康とスポーツの理論と実際(ダンス)	2
	健康とスポーツの理論と実際(水泳)	2
	エアロビック運動の理論と実際(陸上運動)	2
	フィットネスの理論と実際	2
	スポーツ医学	2
	スポーツバイオメカニクス	2
	学校保健	2
	健康心理学	2
	こころとからだの発達	2
	身体測定とデータ解析	2
	運動処方	2
	生活習慣病と運動	2
	衛生・公衆衛生学	2
	スポーツ栄養学	2
	健康産業実習	2
	トレーニング概論	2
保健体育科教育法	2	
保健体育科教育法	2	
保健体育科教育法	2	
保健体育科教育法	2	
保健体育科実践	2	
保健体育科実践	2	
コーチング論	2	
コーチング論	2	
スポーツトレーナー実践	2	
トレーニング論	2	
スポーツマーケティング	2	
スポーツマネジメント	2	
地域スポーツ論	2	
スポーツイノベーション	2	

区分	授 業 科 目	単 位
専 門 科 目	スポーツツーリズム	2
	スポーツファイナンス	2
	スポーツ実務実習 a(企業 PBL 型)	1
	スポーツ実務実習 b(海外視察型)	1
	スポーツ政策論	2
	アダプテッドスポーツ	2
	スポーツ統計情報処理	2
	スポーツボランティア実習	2
	実技対策セミナー	2
	スポーツ科学コース特殊講義	2
	医療社会学	2
	現代社会とエイジング	2
	いのちを守るまちづくり	2
	人間と災害	2
	現代家族論	2
	地域福祉論	2
	人間関係の心理学	2
	ライフデザイン論	2
	自然災害概論	2
	社会災害概論	2
	L G B T Q 論	2
	コミュニケーションの心理学	2
	S D G s 論	2
	地域医療社会論	2
	いのちの医療社会論	2
	健康経営論	2
	医療政策社会論	2
現代社会とヘルスケア戦略	2	
暮らしの医療社会論	2	
現代社会と食マネジメント論	2	
現代社会と住まい	2	
福祉デザイン概論	2	
ユニバーサルデザイン論	2	
地域子育て論	2	
コミュニティマネジメント論	2	
生命社会学	2	
対人社会心理学	2	
集団心理学	2	
対人行動論	2	
リスク認知心理学	2	
消費者心理学	2	
競争と逸脱の社会学	2	
脱炭素社会論	2	
社会ライフデザインコース特殊講義	2	

区分	授 業 科 目	単 位
選 択 科 目	政治学概説	2
	教育心理学概論	2
	子どもの臨床心理学	2
	教育相談の理論と方法	2
演 習 科 目	専門演習	2
	専門演習	2
	卒業研究	4
	臨床心理学実践演習(心理的アセスメント)	2
	臨床心理学実践演習(心理学的支援法)	2
	スポーツ健康実践演習	2
	スポーツ健康実践演習	2
	社会ライフデザイン実践演習	2
社会ライフデザイン実践演習	2	

(7) 教育職員養成課程配当の「教科及び教職に関する科目」

〔第9条第2項・第3項第2号の全学共通科目および本項第1号から第6号の学科専攻科目以外に次の科目を置く。〕

区分	授業科目	単位	区分	授業科目	単位	
教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	2	教科及び教職に関する科目	特別活動および総合的な学習の時間の指導法	2	
	教職概論	2		に教育に関する基礎的理解	教育方法論	2
	学校と教育の歴史	2		等	教育におけるICT活用	1
	特別支援教育概論	2			生徒・進路指導論	2
	教育行政学	2			教育実習	5
	教育課程論	2			教育実習	3
	社会科・地理歴史科教育法	2			教職実践演習(中・高)	2
	社会科・地理歴史科教育法	2		設 大 定 学 が 独 自 に	学校インターンシップ	2
	社会科・公民科教育法	2			道徳教育の理論と実践	2
	社会科・公民科教育法	2			人権教育論	2
	商業科教育法	2				
	商業科教育法	2				
道徳教育の理論と実践	2					

(その他の科目)

第11条 第8条から第10条までに規定する全学共通科目および学科専攻科目の他に、必要に応じて、適当な授業科目を開設することができる。

(他大学等における授業科目の履修等の認定)

第11条の2 本大学は、教育上有益と認めるときは、本大学の定めるところにより学生が他の大学または短期大学(外国の大学または短期大学を含む)において修得した授業科目の単位を、60単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修等の認定)

第11条の3 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。
ただし、本条により与えることができる単位数は、第11条の2により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第11条の4 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 本大学は教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った、第11条の3に規定する学修を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

ただし、第11条の4により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとし、かつ、第11条の2および3により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(授業の方法)

- 第 11 条の 5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2. 学長は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位計算方法)

- 第 12 条 各授業科目は、1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準によりその単位数を計算する。
- (1) 全学共通科目の中の必修外国語科目分野に含まれる授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) (1)以外の講義および演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習および実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

第 8 章 履修方法、課程修了および学位の授与

(授業科目の履修)

- 第 13 条 学生は、本学則による他、履修規程その他により教授会が定める教育課程にしたがい、所属する学部学科の授業科目を履修しなければならない。
2. 学生が各年次において、履修し得る授業科目の最高単位数は、履修規程の定めるところによる。

(単位取得条件)

- 第 14 条 学生は所属の学部学科によって、履修規程の定めにしたがい、124 単位以上を修得しなければならない。

(教職課程)

- 第 15 条 本大学に教育職員養成課程を置く。社会、地理歴史、公民、保健体育、商業、情報の教育職員免許状授与の資格を得ようとする学生のために、「教科及び教職に関する科目」(第 10 条第 3 項第 7 号)を開講することができる。
2. 前項の取り扱いについては、教育職員養成課程に関する規程および履修規程の定めるところによる。
3. 教育職員養成課程を履修する場合は、所属する学部学科以外の学科専攻科目の一部について履修することができる。
4. 本大学における教育職員養成課程の履修者に授与できる免許状の種類および免許教科は、次のとおりとする。

学部学科	免許状の種類および 免許教科	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
経済学部 経済学科		社会	地理歴史・公民・商業
経営学部 第 1 部 経営学科		社会	公民・商業
経営学部 第 1 部 ビジネス法学科			公民・商業
経営学部 第 2 部 経営学科			商業
情報社会学部 情報社会学科			情報・商業
人間科学部 人間科学科		社会・保健体育	公民・保健体育

5. 削除
6. 削除

(学芸員・社会教育主事)

第 15 条の 2 削除

(履修届)

第 16 条 学生は、履修しようとする授業科目を毎年所定の期間内に届け出なければならない。

2. 履修届については、履修規程の定めるところによる。

(試験)

第 17 条 各授業科目については、原則として、その授業の終了した各学期末に定期の試験を行い、学業成績を判定する。

2. 授業時数にたいする出席時数の割合が別に定める一定比率に達しない者は、当該授業科目についての試験を受けることができない。

3. 学費の納入を怠っている者は、試験を受けることができない。

4. やむを得ない事由のため、定期の試験を受けることができなかった者については追試験を行うことができる。本項については、履修規程の定めるところによる。

5. 試験については、各学部の教授会で定め、履修規程および学内試験細則によって実施する。

(成績)

第 18 条 学業成績は、優、良、可および不可に分け、可以上を合格と認定する。

2. 合格した授業科目については所定の単位を修得したものと認める。ただし、学期の途中で離籍した者には、その学期の単位修得を認めない。

(卒業)

第 19 条 4 年以上在学し、第 14 条に規定する単位数を修得した者に卒業証書を授与することができる。

2. 前項に定める単位数のうち、第 11 条の 5 第 2 項に基づいて履修した授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

(学位授与)

第 20 条 前条により卒業証書を授与された者には、次の区別にしたがって、学士の学位を授与することができる。

(1) 経済学部 経済学科 学士(経済学)

(2) 経営学部 経営学科 学士(経営学)

ビジネス法学科 学士(経営学)

(3) 情報社会学部 情報社会学科 学士(情報社会学)

(4) 人間科学部 人間科学科 学士(人間科学)

第 9 章 入学、転学部、転学科、転部、転入学、編入学、学士入学、 留学、休学、復学、退学および再入学

(入学時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 22 条 本大学の学部に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する資格を有するものとする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

(3) 通常の課程以外の課程によって前号に相当する学校教育を修了した者

- (4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者、もしくは大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学出願)

第 23 条 本大学に入学を志願する者は、本大学所定の手続きによって願い出るものとする。

(入学試験)

第 24 条 入学の許否は、所定の試験・考査の上決定する。

- 2. いったん収受した納付金は返還しない。

(入学許可)

第 25 条 入学を許可された者は、所定の方式にしたがって宣誓し、かつ、本学の承認する保証人を立てなければならない。これを怠る時は、入学許可を取り消すことがある。

(入学手続)

第 26 条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きを完了しなければならない。

(学士入学者の修得単位等の認定)

第 27 条 学校教育法による大学の学士号を有する者、学士の学位を授与された者、もしくはこれと同等以上の学力ありと認められる者が入学を許可された場合、または本学への再入学を許可された者については、すでに修得した授業科目と単位数の一部または全部を認定することができる。

(転部・転学部・転学科)

第 28 条 本大学の学生で、他の学部、学科へ移ろうとする者または第 1 部(昼間学部)と第 2 部(夜間学部)間の異動を希望する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

(転入学・編入学)

第 29 条 本大学の学部転入学または編入学(以下「編入学」という。)することのできる者は、次の各号の一つに該当する資格を有するものとする。

- (1) 日本の大学を卒業した者、および本学以外の日本の大学に 2 年以上在籍(休学期間を除く)し、当該学部・学科において 60 単位以上修得した者
- (2) 日本の短期大学を卒業した者
- (3) 日本の高等専門学校を卒業した者
- (4) 日本の高等学校、中等教育学校の後期課程および特別支援学校の専攻科の課程(修業年限が 2 年以上であること、その他の文部科学省の基準を満たすものに限る。)を修了した者
- (5) 日本の専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(ただし、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

- 2. 編入学の時期は学年の始めとし、本人がすでに修得した授業科目と単位数については、その一部または全部を認定し、本大学において履修すべき授業科目と単位数および在学年数を決定する。

(海外留学)

第 29 条の 2 本大学は、本大学が協定または認定した外国の大学へ留学を希望する者を留学させることができる。

2. 留学に関する規定は、大阪経済大学学部学生留学規程に定める。

(休学)

第 30 条 病気、その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、願い出ることにより、許可を得て休学することができる。

2. 休学の手続きについては、別に定める休学手続規程による。

(退学)

第 31 条 病気、その他やむを得ない事由によって、退学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署で願い出なければならない。願い出により退学を許可する。

2. 退学の手続きについては、別に定める退学手続規程による。

(在学期間)

第 32 条 在学期間は 8 年を超えることができない。

(再入学)

第 33 条 退学した者および除籍された者が再入学を願い出たときは選考試験の上、許可することがある。

2. 再入学の手続きについては、別に定める再入学手続規程による。

(学籍異動許可)

第 34 条 入学、転学部、転学科、転部、編入学、学士入学、休学、復学、退学および再入学の許可は、当該学部の教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

第 10 章 学 生 の 定 員

(入学定員及び収容定員)

第 35 条 各学部各学科の学生の定員は次のとおりとする。

(1) 経済学部

	入学定員	収容定員
経済学部 経済学科	680	2,720
計	680	2,720

(2) 経営学部

	入学定員	収容定員
経営学部 第 1 部 (昼間学部) 経営学科	430	1,720
経営学部 第 1 部 (昼間学部) ビジネス法学科	200	800
経営学部 第 2 部 (夜間学部) 経営学科	50	200
計	680	2,720

(3) 情報社会学部

	入学定員	収容定員
情報社会学部 情報社会学科	300	1,200
計	300	1,200

(4) 人間科学部

	入学定員	収容定員
人間科学部 人間科学科	200	800
計	200	800

第 11 章 委託学生、科目等履修生、聴講生および国際留学生等

(委託学生等の入学許可)

第 36 条 委託学生、科目等履修生、聴講生として入学を志願する者があるときは、正規の学生の学修を妨げない限り、特別選考の上、許可することがある。

(委託学生の定義)

第 37 条 委託学生とは官公庁、外国政府その他の委託に基づき、第 21 条および第 22 条の規定によらないで、本大学において学修を許された者をいう。

2. 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けなければならない。
3. 前項の試験に合格した者には、証明書を交付する。
4. その他委託学生については、別に定める委託学生手続規程による。

(科目等履修生)

第 38 条 各学部各学科において、科目等履修生として、1 科目または複数の授業科目の履修を許すことがある。

2. 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した時は、所定の単位を修得したものと認める。
3. その他科目等履修生については、別に定める科目等履修生手続規程による。

(聴講生)

第 39 条 各学部各学科において、聴講生として、1 科目または数科目の聴講を許すことがある。聴講し得る授業科目については、別に定める聴講生手続規程による。

2. 聴講生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した時は、本人の請求によって証明書を交付する。
3. その他聴講生については、別に定める聴講生手続規程による。

(委託学生等の納付金)

第 40 条 委託学生、科目等履修生および聴講生は、所定の学費等納付金を納めなければならない。

(委託学生等への規程準用)

第 41 条 委託学生、科目等履修生および聴講生については、本章規定の他、正規の学生についての規定を準用する。ただし、第 19 条および第 20 条の規定は準用しない。

(国際留学生)

第 42 条 外国人で本大学の学部に入學しようとする者は、選考の上、国際留学生として入学を許可する。

2. 国際留学生に関する規定は、大阪経済大学学部国際留学生入学規程に定める。

(特別の課程)

第 42 条の 2 本大学の学生以外の者を対象とした学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成することができる。

2. 特別の課程に関する規定は、大阪経済大学における特別の課程に関する規程に定める。

第 12 章 検定料、入学金、授業料およびその他の納付金

(入学検定料)

第 43 条 入学志願者は、別表 1 に定める入学検定料を納めなければならない。

(入学金)

第 44 条 入学を許可された者は、別表 1 に定める入学金を納めなければならない。

(転学部等の検定料)

第 45 条 転学部、転学科、転部、編入学、学士入学および再入学の試験を受けようとする者は、所定の検定料を納めなければならない。

(学費等の納付)

第 46 条 学生は、別表 1 に定める学費等納付金を納めなければならない。

2. 休学期間中の学費等納付金はこれを徴収しない。
3. 休学する者は、所定の在籍料を納めなければならない。

(実験費・実習費)

第 47 条 実験、実習を必要とする学生は、所定の実験費、実習費を納めなければならない。

(追試験料)

第 48 条 追試験を受けようとする者は、所定の試験料を納めなければならない。

(授業料等納付金)

第 49 条 授業料その他所定の学費等納付金は、別表 1 に定めるとおりとする。

(学費の延納)

第 50 条 学費の納付が困難な者には、審議の上、延納を許可することがある。

(学費の返還)

第 51 条 いったん収受した学費等納付金は返還しない。

(学費除籍)

第 52 条 所定の期日までに学費等納付金を納付しない者は除籍する。

第 13 章 賞 罰

(授賞)

第 53 条 人物、学業ともに優秀な者には、授賞することがある。

(懲戒)

第 54 条 学生が学則に違反し、もしくは本学の秩序を乱し、または学生の本分に反する行為があったときは、その状況によって懲戒を行う。

2. 懲戒は、けん責、謹慎、停学および退学の 4 種とする。
3. 懲戒の手続については、別に定める懲戒手続規程による。

(退学処分)

第 55 条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (4) 正当な理由なくして、学業を怠る者

(賞罰)

第 56 条 賞罰は、当該学部の教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

第 14 章 付 属 施 設

(付属施設)

第 57 条 本大学に次の付属施設を置く。

- (1) 図書館
 - (2) 日本経済史研究所
 - (3) 中小企業・経営研究所
2. 付属施設の規程は別に定める。

第 15 章 厚生保健施設および奨学制度

(厚生保健施設・奨学制度)

- 第 58 条 本大学に、学生の厚生保健施設および奨学制度を置く。
2. 学生の厚生保健施設として次のものを置く。
 - (1) 学生寮
 - (2) 学生会館
 - (3) 山小屋
 3. 学生の厚生保健施設および奨学制度の規程は別に定める。

第 16 章 修業年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

- 第 59 条 本大学各学部各学科の修業年限は 4 年とする。

(学年・学期)

- 第 60 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。
2. 学年は、春学期と秋学期の 2 学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。
 3. 前項に規定する各学期は、前半および後半に分けることができる。

(休業日)

- 第 61 条 本大学の休業日は、次の通りとする。
- (1) 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 本大学記念日 9 月 30 日
 - (3) 夏季休業、冬季休業および春季休業 当該年度の学年暦において定める。
2. 教育上必要があるときは、前項の休業日に授業を行うことがある。
 3. 必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第 17 章 改 廃

(改廃)

- 第 62 条 本学則の改廃は、教授会の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

- 第 1 条 本学則施行に必要な細則は別に定める。
- 第 2 条 本学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本学則は、昭和 39 年度第 1 年次生から適用する。
- 第 3 条 本学則は、昭和 39 年 9 月 18 日に改正した。
- 第 4 条 改正学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 5 条 本学則は、昭和 40 年 9 月 13 日に改正した。
- 第 6 条 改正学則は、昭和 40 年 4 月 1 日に遡って施行する。ただし、改正学則は、昭和 39 年 4 月入学の第 2 年次生にも適用される。
- 第 7 条 本学則は、昭和 42 年 3 月 4 日に改正した。
- 第 8 条 改正学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 9 条 本学則は、昭和 47 年 1 月 22 日に改正した。

- 第 10 条 改正学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正学則は、昭和 48 年入学の第 2 年次生、昭和 45 年入学の第 3 年次生にもそれぞれ一部適用される。
- 第 11 条 本学則は、昭和 48 年 2 月 9 日に改正した。
- 第 12 条 改正学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 13 条 本学則は、昭和 58 年 11 月 11 日に改正した。
- 第 14 条 改正学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 15 条 本学則は、昭和 61 年 5 月 23 日に改正した。
- 第 16 条 改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 17 条 本学則は、昭和 61 年 9 月 12 日に改正した。
- 第 18 条 改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 35 条の規定にかかわらず、昭和 62 年度から昭和 67 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入 学 定 員
経済学部経済学科 第 1 部 (昼間学部)	5 5 0
第 2 部 (夜間学部)	1 0 0
経営学部経営学科 第 1 部 (昼間学部)	5 5 0
第 2 部 (夜間学部)	1 0 0

- 第 19 条 本学則は、昭和 62 年 3 月 24 日に改正した。
- 第 20 条 改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 21 条 本学則は、昭和 63 年 1 月 18 日に改正した。
- 第 22 条 改正学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 23 条 本学則は、昭和 63 年 7 月 18 日に改正し、同日から施行する。
- 第 24 条 本学則は、平成元年 3 月 6 日に改正し、同日から施行する。
- 第 25 条 本学則は、平成 2 年 2 月 19 日に改正した。
- 第 26 条 改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正学則の内、第 10 条第 4 号および第 15 条は、平成 2 年入学の第 2 年次生から適用される。
- 第 27 条 本学則は、平成 2 年 4 月 26 日に改正した。
- 第 28 条 本学則は、平成 2 年 10 月 1 日に改正した。
- 第 29 条 本学則は、平成 3 年 3 月 22 日に改正した。
- 第 30 条 改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の規定にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入 学 定 員	
	平成 3 ~ 4 年度	平成 5 ~ 11 年度
経済学部 経 済 学 科 第 1 部 (昼間学部)	6 5 0	6 0 0
第 2 部 (夜間学部)	1 0 0	1 0 0
経営学部 経 営 学 科 第 1 部 (昼間学部)	3 5 0	3 0 0
経営情報学科 第 1 部 (昼間学部)	3 0 0	3 0 0
経 営 学 科 第 2 部 (夜間学部)	1 0 0	1 0 0

- 第 31 条 本学則は、平成 3 年 7 月 22 日に改正した。
- 第 32 条 改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 33 条 本学則は、平成 3 年 9 月 24 日に改正した。
2. 改正学則の内、第 20 条および第 35 条は同日から施行する。

第 34 条 改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の規定にかかわらず、平成 4 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入学定員
経済学部 経済学科 第 1 部 (昼間学部)	7 0 0
第 2 部 (夜間学部)	1 0 0
経営学部 経営学科 第 1 部 (昼間学部)	4 5 0
経営情報学科 第 1 部 (昼間学部)	3 0 0
経営学科 第 2 部 (夜間学部)	1 0 0

第 35 条 本学則は、平成 4 年 3 月 16 日に改正した。

第 36 条 改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正学則の内、第 8 章の章名および第 27 条は、改正日から施行する。

第 37 条 本学則は、平成 5 年 3 月 23 日に改正した。

第 38 条 改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 39 条 本学則は、平成 6 年 3 月 18 日に改正した。

第 40 条 改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 41 条 本学則は、平成 7 年 3 月 23 日に改正した。

第 42 条 改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 43 条 本学則は、平成 8 年 3 月 13 日に改正した。

第 44 条 改正学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 45 条 本学則は、平成 8 年 4 月 22 日に改正した。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、経営学部第 1 部 (昼間部) 経営情報学科は、在籍学生の卒業まで存続する。

第 46 条 改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

第 47 条 本学則は、平成 8 年 6 月 13 日に改正した。

第 48 条 改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

第 49 条 本学則は、平成 9 年 3 月 18 日に改正した。

第 50 条 改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

第 51 条 本学則は、平成 10 年 3 月 18 日に改正した。

第 52 条 改正学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

第 53 条 本学則は、平成 10 年 9 月 16 日に改正した。

第 54 条 改正学則は、平成 10 年 9 月 16 日から施行する。

第 55 条 本学則は、平成 11 年 3 月 19 日に改正した。

第 56 条 改正学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正学則は平成 9 年度入学生から適用される。

第 57 条 本学則は、平成 11 年 7 月 23 日に改正した。

第 58 条 改正学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 16 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入 学 定 員				
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
経済学部 第 1 部 (昼間学部) 経済学科	6 5 5	6 1 0	6 0 0	6 0 0	6 0 0
経済学部 第 2 部 (夜間学部) 経済学科	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
経営学部 第 1 部 (昼間学部) 経営学科	4 5 0	4 5 0	4 2 5	3 9 0	3 5 0
経営学部 第 2 部 (夜間学部) 経営学科	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
経営情報学部 経営情報学科	3 0 0	3 0 0	2 9 0	2 8 0	2 7 5

- 第 59 条 本学則は、平成 12 年 3 月 14 日に改正した。
- 第 60 条 改正学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 61 条 本学則は、平成 12 年 12 月 5 日に改正した。
- 第 62 条 改正学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、改正学則の内、第 11 条の 4 については平成 12 年 4 月入学生から適用される。
- 第 63 条 本学則は、平成 13 年 3 月 13 日に改正した。
- 第 64 条 改正学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 65 条 本学則は、平成 13 年 5 月 15 日に改正した。
2. 第 9 条第 2 項第 1 号および第 10 条第 3 項第 1 号・第 4 号・第 6 号の規定については、平成 14 年 3 月 31 日に在学している者の履修についての経過措置を別に定める。
- 第 66 条 改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の規定にかかわらず、平成 14 年度から平成 16 年度までの入学定員は次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員		
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
経済学部 第 1 部 (昼間学部) 経済学科	350	350	350
経済学部 第 1 部 (昼間学部) 地域政策学科	150	150	150
経済学部 第 2 部 (夜間学部) 経済学科	100	100	100
経営学部 第 1 部 (昼間学部) 経営学科	375	340	300
経営学部 第 2 部 (夜間学部) 経営学科	100	100	100
経営情報学部 経営情報学科	265	255	250
人間科学部 人間科学科	175	175	175

- 第 67 条 本学則は、平成 13 年 12 月 18 日に改正した。
- 第 68 条 改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 69 条 本学則は、平成 14 年 3 月 19 日に改正した。
- 第 70 条 改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 71 条 本学則は、平成 14 年 3 月 19 日に改正した。
- 第 72 条 改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、当第 2 部改正学則は平成 13 年度以前の学生にも適用される。
- 第 73 条 本学則は、平成 15 年 3 月 18 日に改正した。
- 第 74 条 改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 75 条 本学則は、平成 15 年 7 月 22 日に改正した。
- 第 76 条 改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の規定にかかわらず、平成 16 年度の入学定員は次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
	平成 16 年度
経済学部 第 1 部 (昼間学部) 経済学科	350
経済学部 第 1 部 (昼間学部) 地域政策学科	150
経済学部 第 2 部 (夜間学部) 経済学科	100
経営学部 第 1 部 (昼間学部) 経営学科	200
経営学部 第 1 部 (昼間学部) ビジネス法学科	100
経営学部 第 2 部 (夜間学部) 経営学科	100
経営情報学部 経営情報学科	250
人間科学部 人間科学科	175

- 第 77 条 本学則は、平成 15 年 11 月 27 日に改正した。
- 第 78 条 改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 79 条 本学則は、平成 15 年 12 月 2 日に改正した。
- 第 80 条 改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 81 条 本学則は、平成 16 年 7 月 20 日に改正した。ただし、第 2 条の規程に関わらず、経営情報学部 経営情報学科は、在籍学生の卒業まで存続する。
- 第 82 条 改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 33 条については、平成 16 年 7 月 20 日より施行する。
- 第 83 条 本学則は、平成 17 年 3 月 15 日に改正した。
- 第 84 条 改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、配当年次を変更した授業科目については、平成 17 年度以前の入学生にも適用される。
- 第 85 条 本学則は平成 17 年 6 月 7 日に改正した。ただし、第 2 条の規定に関わらず、経済学部 第 2 部経済学科は在籍学生の卒業まで存続する。
- 第 86 条 改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、配当年次を変更した授業科目については平成 18 年度以前の入学生にも適用する。
- 第 87 条 本学則は平成 18 年 2 月 28 日に改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 88 条 本学則は平成 18 年 3 月 14 日に改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 89 条 本学則は平成 18 年 7 月 18 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 90 条 本学則は平成 18 年 11 月 21 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 91 条 本学則は平成 18 年 12 月 12 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 92 条 本学則は平成 19 年 3 月 13 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 93 条 本学則は平成 19 年 12 月 11 日に改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 94 条 本学則は平成 20 年 3 月 18 日に改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 95 条 本学則は、平成 20 年 5 月 27 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正第 46 条は、全学部生に適用する。
- 第 96 条 本学則は平成 20 年 12 月 9 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 97 条 本学則は平成 21 年 3 月 17 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 35 条の規定に関わらず、経済学部経済学科（夜間主）は在籍学生の卒業まで存続する。
- 第 98 条 本学則は平成 21 年 3 月 17 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 99 条 本学則は平成 22 年 3 月 16 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 100 条 本学則は平成 22 年 6 月 23 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 101 条 本学則は平成 23 年 3 月 22 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 102 条 本学則は平成 23 年 5 月 24 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 103 条 本学則は平成 23 年 6 月 21 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 104 条 本学則は平成 24 年 3 月 21 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 2 条の規程に関わらず、経営情報学部ビジネス情報学科、及び経営情報学部 ファイナンス学科は、在籍学生の卒業まで存続する。
- 第 105 条 本学則は平成 25 年 3 月 19 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 106 条 本学則は平成 26 年 3 月 18 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 107 条 本学則は平成 27 年 3 月 17 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 108 条 本学則は平成 27 年 5 月 26 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 第 109 条 本学則は平成 28 年 3 月 22 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 110 条 本学則は平成 29 年 3 月 21 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 111 条 本学則は平成 30 年 3 月 20 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 112 条 本学則は平成 31 年 3 月 19 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 113 条 本学則は令和 2 年 3 月 17 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 114 条 本学則は令和 2 年 6 月 23 日に改正し、同日から施行する。
- 第 115 条 本学則は令和 3 年 3 月 16 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 116 条 本学則は令和 3 年 12 月 21 日に改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 117 条 本学則は令和 4 年 2 月 1 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 2 条の規定に関わらず、経済学部地域政策学科は在籍学生の卒業まで存続する。

別表 1 (第 43 条、第 44 条、第 46 条、第 49 条関係)

単位 : 円

入学検定料	経済学部	経済学科	35,000
	経営学部 第1部	経営学科	
	経営学部 第1部	ビジネス法学科	
	経営学部 第2部	経営学科	
	情報社会学部	情報社会学科	
	人間科学部	人間科学科	

学費等 納付金額	内 訳	経済学部	経済学科
		経営学部 第1部	経営学科
		経営学部 第1部	ビジネス法学科
		情報社会学部	情報社会学科
		人間科学部	人間科学科
	入 学 金	270,000	
	授 業 料	710,000	
	施設設備資金	140,000	
	情報機器利用料	40,000	
	入 学 年 度 年 額	1,160,000	
内 訳	経営学部 第2部	経営学科	
入 学 金	150,000		
授 業 料	350,000		
施設設備資金	80,000		
情報機器利用料	20,000		
入 学 年 度 年 額	600,000		
(注) 1. 入学金は入学年度のみ徴収する。			

別表 2 削除

別表 3 削除

変更事項を記載した書類

○変更時期

令和5年4月1日

○変更事由

- ・令和5年度から経済学部経済学科、経営学部第1部経営学科、経営学部第1部ビジネス法学科、経営学部第2部経営学科、情報社会学部情報社会学科、人間科学部の入学定員および収容定員を変更することに伴い、学則の条文を変更しました。
- ・令和5年度から経済学部地域政策学科を学生募集停止することに伴い、学則の条文および別表を変更しました。
- ・令和5年度から経済学部経済学科の教育職員養成課程の免許教科を変更することに伴い、学則の条文を変更しました。

○変更点

- ・第2条(2)、第10条第2項の、学科を変更
(経済学部地域政策学科を削除)
- ・第9条の、全学共通科目を変更
- ・第10条の、学科専攻科目を変更
- ・第15条第4項の、教育職員養成課程の免許教科を変更
(経済学部地域政策学科を削除、経済学部経済学科の高等学校教諭一種免許状の免許教科に地理歴史を追加)
- ・第20条(1)の、学位授与を変更
(地域政策学科 学士(経済学)を削除)
- ・第35条の、各学科の入学定員及び収容定員の数字を変更
(経済学部地域政策学科を削除)
- ・附則第117条を追加
(経済学部地域政策学科在籍学生の卒業までの取り扱いを記載)
- ・別表1の、学科を変更
(経済学部地域政策学科を削除)

大阪経済大学 2023年度学則改正 新旧対照表

改正				現行																																																																																						
第1章		<略>		第1章	～ 第6章	<略>																																																																																				
第2章	組織			第2章	組織																																																																																					
(学部学科)				(学部学科)																																																																																						
第2条	本大学に次の学部と学科を置く。 (1) 経済学部 経済学科 (2) 経営学部 第1部(昼間学部) 経営学科 (3) 経営学部 第1部(昼間学部) ビジネス法学科 (4) 経営学部 第2部(夜間学部) 経営学科 (5) 情報社会学部 情報社会学科 (6) 人間科学部 人間科学科			第2条	本大学に次の学部と学科を置く。 (1) 経済学部 経済学科 (2) 経済学部 地域政策学科 (3) 経営学部 第1部(昼間学部) 経営学科 (4) 経営学部 第1部(昼間学部) ビジネス法学科 (5) 経営学部 第2部(夜間学部) 経営学科 (6) 情報社会学部 情報社会学科 (7) 人間科学部 人間科学科																																																																																					
第3条		<略>		第3条		<略>																																																																																				
第3章	～ 第6章	<略>		第3章	～ 第6章	<略>																																																																																				
第7章	授業科目と単位制			第7章	授業科目と単位制																																																																																					
(授業科目)				(授業科目)																																																																																						
第8条	本大学に開設する授業科目は、全学共通科目および学科専攻科目に分ける。			第8条	本大学に開設する授業科目は、全学共通科目および学科専攻科目に分ける。																																																																																					
(全学共通科目)				(全学共通科目)																																																																																						
第9条	全学共通科目の授業科目は外国語科目、広域科目、オープン科目に分ける。 外国語科目ならびに広域科目の授業科目、配当年次および単位数は、次のとおり定める。 ただし、外国語科目のうち、日本語は留学生配当科目とする。			第9条	全学共通科目の授業科目は外国語科目、広域科目、オープン科目に分ける。 外国語科目ならびに広域科目の授業科目、配当年次および単位数は、次のとおり定める。 ただし、外国語科目のうち、日本語は留学生配当科目とする。																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>授業科目</th> <th>配当年次</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外国語科目</td> <td>必修外国語科目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択外国語科目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="15">広域科目</td> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>思想と文化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史と社会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康とスポーツ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然と生活</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>データサイエンスと数理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャリア形成科目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キャリアデザイン</td> <td>1・2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>インターンシップ</td> <td>2・3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>プレゼンテーション入門</td> <td>2・3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>論理的思考入門</td> <td>2・3・4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日本語表現演習(書き方)</td> <td>1・2・3・4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日本語表現演習(話し方)</td> <td>1・2・3・4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会人基礎学力I</td> <td>1・2・3・4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会人基礎学力II</td> <td>1・2・3・4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>共通特殊講義</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><略></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分野	授業科目	配当年次	単位	外国語科目	必修外国語科目			<略>			選択外国語科目			広域科目	<略>			思想と文化			歴史と社会			<略>			健康とスポーツ			<略>			自然と生活			<略>			データサイエンスと数理			<略>			キャリア形成科目			キャリアデザイン	1・2	2	インターンシップ	2・3	2	プレゼンテーション入門	2・3	2	論理的思考入門	2・3・4	2	日本語表現演習(書き方)	1・2・3・4	2	日本語表現演習(話し方)	1・2・3・4	2	社会人基礎学力I	1・2・3・4	2	社会人基礎学力II	1・2・3・4	2	共通特殊講義			<略>													
分野	授業科目	配当年次	単位																																																																																							
外国語科目	必修外国語科目																																																																																									
	<略>																																																																																									
	選択外国語科目																																																																																									
広域科目	<略>																																																																																									
	思想と文化																																																																																									
	歴史と社会																																																																																									
	<略>																																																																																									
	健康とスポーツ																																																																																									
	<略>																																																																																									
	自然と生活																																																																																									
	<略>																																																																																									
	データサイエンスと数理																																																																																									
	<略>																																																																																									
	キャリア形成科目																																																																																									
	キャリアデザイン	1・2	2																																																																																							
	インターンシップ	2・3	2																																																																																							
	プレゼンテーション入門	2・3	2																																																																																							
	論理的思考入門	2・3・4	2																																																																																							
日本語表現演習(書き方)	1・2・3・4	2																																																																																								
日本語表現演習(話し方)	1・2・3・4	2																																																																																								
社会人基礎学力I	1・2・3・4	2																																																																																								
社会人基礎学力II	1・2・3・4	2																																																																																								
共通特殊講義																																																																																										
<略>																																																																																										
3.	オープン科目として経済学部科目、経営学部科目、情報社会学部科目、人間科学部科目、グローバル科目を置く。 (1) [オープン科目]のうち、経済学部科目、経営学部科目、情報社会学部科目、人間科学部科目は、各学部から提供し、履修規程に定める。 (2) [オープン科目]のうち、グローバル科目の授業科目、配当年次、単位数は次のとおり定める。			3.	オープン科目として経済学部科目、経営学部科目、情報社会学部科目、人間科学部科目、グローバル科目を置く。 (1) [オープン科目]のうち、経済学部科目、経営学部科目、情報社会学部科目、人間科学部科目は、各学部から提供し、履修規程に定める。 (2) [オープン科目]のうち、グローバル科目の授業科目、配当年次、単位数は次のとおり定める。																																																																																					
	<略>			<略>																																																																																						
(学科専攻科目)				(学科専攻科目)																																																																																						
第10条	各学部各学科における学科専攻科目の授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分ける。 2. 経済学部経済学科、経営学部第1部経営学科、ビジネス法学科、情報社会学部情報社会学科および人間科学部人間科学科の教育課程に履修コースを設ける。各学科における学科専攻科目の授業科目は、履修規程により履修コースごとに必修科目、選択科目および自由科目に分ける。 3. 各学部各学科における学科専攻科目の授業科目、単位数は次のとおり定める。配当年次は履修規程ならびに教育職員養成課程に関する規程に定める。			第10条	各学部各学科における学科専攻科目の授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分ける。 2. 経済学部経済学科、地域政策学科、経営学部第1部経営学科、ビジネス法学科、情報社会学部情報社会学科および人間科学部人間科学科の教育課程に履修コースを設ける。各学科における学科専攻科目の授業科目は、履修規程により履修コースごとに必修科目、選択科目および自由科目に分ける。 3. 各学部各学科における学科専攻科目の授業科目、単位数は次のとおり定める。配当年次は履修規程ならびに教育職員養成課程に関する規程に定める。																																																																																					
	(1) 経済学部 経済学科			(1) 経済学部 経済学科																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>授業科目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">基礎科目</td> <td>マクロ経済学基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ミクロ経済学基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済理論基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済史基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>データ処理基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日本経済論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>金融論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済政策</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会政策</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>国際経済論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>開発経済論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地域経済論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地域政策</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="25">基礎科目</td> <td>経済数学基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済数学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>マクロ経済学</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>マクロ経済学特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>マクロ経済動学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>マクロ経済動学特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ミクロ経済学</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ゲーム理論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>行動経済学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会経済学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会経済学特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済理論Ⅰ</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>経済理論Ⅱ</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>日本経済史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日本経済史特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>西洋経済史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>西洋経済史特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>世界経済史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現代経済史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>アジア経済史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会思想史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会思想史特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済学史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済学史特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>統計学基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>統計学のための数学</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	授業科目	単位	基礎科目	マクロ経済学基礎	2	ミクロ経済学基礎	2	経済理論基礎	2	経済史基礎	2	データ処理基礎	2	日本経済論	2	金融論	2	経済政策	2	社会政策	2	国際経済論	2	開発経済論	2	地域経済論	2	地域政策	2	基礎科目	経済数学基礎	2	経済数学	2	マクロ経済学	4	マクロ経済学特論	2	マクロ経済動学	2	マクロ経済動学特論	2	ミクロ経済学	4	ゲーム理論	2	行動経済学	2	社会経済学	2	社会経済学特論	2	経済理論Ⅰ	4	経済理論Ⅱ	4	日本経済史	2	日本経済史特論	2	西洋経済史	2	西洋経済史特論	2	世界経済史	2	現代経済史	2	アジア経済史	2	社会思想史	2	社会思想史特論	2	経済学史	2	経済学史特論	2	統計学基礎	2	統計学のための数学	2						
区分	授業科目	単位																																																																																								
基礎科目	マクロ経済学基礎	2																																																																																								
	ミクロ経済学基礎	2																																																																																								
	経済理論基礎	2																																																																																								
	経済史基礎	2																																																																																								
	データ処理基礎	2																																																																																								
	日本経済論	2																																																																																								
	金融論	2																																																																																								
	経済政策	2																																																																																								
	社会政策	2																																																																																								
	国際経済論	2																																																																																								
開発経済論	2																																																																																									
地域経済論	2																																																																																									
地域政策	2																																																																																									
基礎科目	経済数学基礎	2																																																																																								
	経済数学	2																																																																																								
	マクロ経済学	4																																																																																								
	マクロ経済学特論	2																																																																																								
	マクロ経済動学	2																																																																																								
	マクロ経済動学特論	2																																																																																								
	ミクロ経済学	4																																																																																								
	ゲーム理論	2																																																																																								
	行動経済学	2																																																																																								
	社会経済学	2																																																																																								
	社会経済学特論	2																																																																																								
	経済理論Ⅰ	4																																																																																								
	経済理論Ⅱ	4																																																																																								
	日本経済史	2																																																																																								
	日本経済史特論	2																																																																																								
	西洋経済史	2																																																																																								
	西洋経済史特論	2																																																																																								
	世界経済史	2																																																																																								
	現代経済史	2																																																																																								
	アジア経済史	2																																																																																								
	社会思想史	2																																																																																								
	社会思想史特論	2																																																																																								
	経済学史	2																																																																																								
	経済学史特論	2																																																																																								
	統計学基礎	2																																																																																								
統計学のための数学	2																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>授業科目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">理論・歴史・思想</td> <td>マクロ経済学基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ミクロ経済学基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済理論基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>西洋経済史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>西洋経済史特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済数学基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済数学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会経済学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会経済学特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日本経済史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>日本経済史特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>世界経済史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現代経済学</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ミクロ経済学</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>経済理論Ⅰ</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>歴史・経済学史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済学史特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>マクロ経済動学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>マクロ経済動学特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現代経済史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>アジア経済史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会思想史</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>社会思想史特論</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>統計学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>統計学基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>統計学のための数学</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>データ処理発展</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>経済統計</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">情報処理</td> <td>情報処理入門</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報処理基礎</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報処理発展</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	分野	授業科目	単位	理論・歴史・思想	マクロ経済学基礎	2	ミクロ経済学基礎	2	経済理論基礎	2	西洋経済史	2	西洋経済史特論	2	経済数学基礎	2	経済数学	2	社会経済学	2	社会経済学特論	2	日本経済史	2	日本経済史特論	2	世界経済史	2	現代経済学	4	ミクロ経済学	4	経済理論Ⅰ	4	歴史・経済学史	2	経済学史特論	2	マクロ経済動学	2	マクロ経済動学特論	2	現代経済史	2	アジア経済史	2	社会思想史	2	社会思想史特論	2	統計学	2	統計学基礎	2	統計学のための数学	2	データ処理発展	2	経済統計	4	情報処理	情報処理入門	2	情報処理基礎	2	情報処理発展	2																						
分野	授業科目	単位																																																																																								
理論・歴史・思想	マクロ経済学基礎	2																																																																																								
	ミクロ経済学基礎	2																																																																																								
	経済理論基礎	2																																																																																								
	西洋経済史	2																																																																																								
	西洋経済史特論	2																																																																																								
	経済数学基礎	2																																																																																								
	経済数学	2																																																																																								
	社会経済学	2																																																																																								
	社会経済学特論	2																																																																																								
	日本経済史	2																																																																																								
	日本経済史特論	2																																																																																								
	世界経済史	2																																																																																								
	現代経済学	4																																																																																								
	ミクロ経済学	4																																																																																								
	経済理論Ⅰ	4																																																																																								
歴史・経済学史	2																																																																																									
経済学史特論	2																																																																																									
マクロ経済動学	2																																																																																									
マクロ経済動学特論	2																																																																																									
現代経済史	2																																																																																									
アジア経済史	2																																																																																									
社会思想史	2																																																																																									
社会思想史特論	2																																																																																									
統計学	2																																																																																									
統計学基礎	2																																																																																									
統計学のための数学	2																																																																																									
データ処理発展	2																																																																																									
経済統計	4																																																																																									
情報処理	情報処理入門	2																																																																																								
	情報処理基礎	2																																																																																								
	情報処理発展	2																																																																																								

<削除>

コン	実践フランス語 フランス語を話そうⅠ フランス語を話そうⅡ 日本語表現法	2 2 2 2	廃止 廃止 廃止 廃止
教養関連科目	日本史概説 東洋史概説 西洋史概説 法学概説 政治学概説 職業指導	2 2 2 2 2 4	廃止 廃止 廃止 廃止
特殊講義	経済学部特殊講義 工場見学 産業と企業コース特殊講義 金融コース特殊講義 くらしと環境コース特殊講義 地域経済とまちづくりコース特殊講義 公共政策コース特殊講義 国際政治経済コース特殊講義 G・Cコース特殊講義 データサイエンス特殊講義 グローバル人材特殊講義	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	廃止 廃止 廃止 廃止 廃止 廃止
実習	海外英語研修 海外実習 地域・社会調査	2 2 2	廃止 廃止 廃止
演習	基礎演習Ⅰ 基礎演習Ⅱ 演習Ⅰ 演習Ⅱ 演習Ⅲ 特別演習 卒業研究	2 2 2 2 2 2 4	廃止 廃止 廃止 廃止 廃止 廃止 廃止

(2) 経済学部 地域政策学科

分野	授 業 科 目	単 位	
経済学基礎科目	マクロ経済学基礎	2	
	ミクロ経済学基礎	2	
	経済理論基礎	2	
	日本経済論	2	
	統計学	2	
	会計概論Ⅰ	2	
	会計概論Ⅱ	2	
	国際経済論	2	
	国際経済特論	2	
	地域政策入門	2	
	地域政策	2	
政策基礎科目	経済政策	2	
	経済政策特論	2	
	憲法Ⅰ	2	
	憲法Ⅱ	2	
	民法Ⅰ	2	
	民法Ⅱ	2	
	社会保険論	2	
	社会政策	2	
	労働経済特論	2	
	日本経済史	2	
	日本経済史特論	2	
	労働経済論	2	
	公共経済学	2	
	労働法	2	
	公共政策	2	
	財政政策	2	
	財政学	2	
	行政法総論	2	
	行政法各論	2	
	政治学	2	
	行政学	2	
	現代経済史	2	
	社会思想史特論	2	
経済学(基礎)	2		
地方自治論	2		
地域経済分野	日本経済特論	2	
	開発経済論	2	
	開発経済特論	2	
	国際金融論	2	
	環境経済学	2	
	アジア経済論	2	
	中国経済論	2	
	経済地理学	2	
	地域経済論	2	
	農業経済論	2	
	環境社会学	2	
	社会主義経済論	2	
	都市経済論	2	
地域金融論	2		
関西経済論	2		
中小企業論	2		
地域専門科目	地方自治論	2	
	地方財政論	2	
	地域開発論	2	
	農村政策	2	
	金融政策論	2	
	金融政策特論	2	
	環境政策	2	
	国際関係論	2	
	都市政策	2	
	都市計画	2	
	中小企業政策	2	
	地域商業政策	2	
	地域防災論	2	
自治体法務	2		
地域社会分野	ポランディア論	2	
	福祉国家論	2	
	社会福祉論	2	
	高齢者福祉論	2	
	社会保険論	2	
	地域文化論	2	
	多文化共生論	2	
	ジェンダー論	2	
教育と社会	2		
非営利組織論	2		
地域コミュニティ論	2		
調査・実習科目	情報処理入門	2	
	情報処理基礎	2	
	統計学基礎	2	
	統計学のための数学	2	
	データ処理発展	2	
	海外英語研修	2	
	海外実習	2	
	地域・社会調査	2	
	工場見学	2	
	経済情報処理	2	
プログラミングⅠ	2		
プログラミングⅡ	2		
応用ミクロ計量経済学	2		
データ分析Ⅰ	2		

	データ分析Ⅱ	2
	機械学習Ⅰ	2
	機械学習Ⅱ	2
演習	基礎演習Ⅰ	2
	基礎演習Ⅱ	2
	演習Ⅰ	2
	演習Ⅱ	2
	演習Ⅲ	2
	特別演習	2
	卒業研究	4
経済学関連科目	社会経済学	2
	社会経済学特論	2
	経済数学基礎	2
	経済数学	2
	金融論	2
	金融特論	2
	マクロ経済学	4
	ミクロ経済学	4
	経済理論Ⅰ	4
	経済理論Ⅱ	4
	経済学史	2
	経済学史特論	2
	国民経済計算論	4
	経済統計	4
	計量経済学Ⅰ	2
	計量経済学Ⅱ	2
	産業組織論	4
	マクロ経済動学	2
	マクロ経済動学特論	2
	流通経済論	2
	流通経済特論	2
	財務諸表論	2
	金融システム論	2
	金融システム特論	2
	保険論	2
	資本市場論	2
	企業ファイナンス論	2
	金融リスク論	2
	金融事情	2
	金融史	2
	交通経済論	2
	マクロ経済学特論	2
	ゲーム理論	2
行動経済学	2	
実験経済学	2	
国際関係科目	アメリカ経済論	2
	中国経済特論	2
	ヨーロッパ経済論	2
	ラテンアメリカ経済論	2
	アジア経済史	2
	アジア経済特論	2
	国際貿易論	2
	国際政治学	2
	Japanese Politics	2
	ロシア経済論	2
	西洋経済史	2
	西洋経済史特論	2
	世界経済史	2
	日中交渉史	2
	日中交渉史特論	2
	中国近現代史	2
	中国近現代史特論	2
	中国事情	2
	中国の歴史と文化	2
	日本の文化	2
国際社会論	2	
異文化コミュニケーション	2	
アメリカン・スタディーズ	2	
フランスの文化と社会	2	
フランス語圏文化論	2	
法律関連科目	税法総論	2
	税法各論	2
グローバル・コミュニケーション	英語でプレゼンテーション	2
	Advanced Intensive English I	2
	Advanced Intensive English II	2
	留学英語Ⅰ	2
	留学英語Ⅱ	2
	TOEIC上級	2
	多読でのばす英語	2
	Special English Lecture Series	2
	Oral English	2
	International Communication	2
	実践中国語	2
	中国語文法	2
	中国語会話	2
	中国語作文	2
	実践フランス語	2
	フランス語を話そうⅠ	2
	フランス語を話そうⅡ	2
日本語表現法	2	
教養関連科目	日本史概説	2
	東洋史概説	2
	西洋史概説	2
	法学概説	2
	政治学概説	2
職業指導	4	
特殊講義	経済学部特殊講義	2
	産業と企業コース特殊講義	2
	金融コース特殊講義	2
	くらしと環境コース特殊講義	2
	地域経済とまちづくりコース特殊講義	2
	公共政策コース特殊講義	2
	国際政治経済コース特殊講義	2
	Gコース特殊講義	2
データサイエンス特殊講義	2	
グローバル人材特殊講義	2	

② 経営学部 第1部 経営学科

区分	授業科目	単位
学部基礎科目	経営学Ⅰ	2
	経営学Ⅱ	2
	会計学(初級)Ⅰ	2
	会計学(初級)Ⅱ	2
	ビジネス法	2
	アカデミックスキル	2
	情報実習Ⅰ	2
	情報実習Ⅱ	2
	会計学(中級)Ⅰ	2
	会計学(中級)Ⅱ	2
学科専門科目	経営管理論Ⅰ	2
	経営管理論Ⅱ	2
	経営組織論Ⅰ	2
	経営組織論Ⅱ	2
	人的資源管理論Ⅰ	2
	人的資源管理論Ⅱ	2
	マーケティング論Ⅰ	2
	マーケティング論Ⅱ	2
	経営戦略論Ⅰ	2
	経営戦略論Ⅱ	2
	競争戦略論Ⅰ	2
	競争戦略論Ⅱ	2
	財務会計論Ⅰ	2
	財務会計論Ⅱ	2
	原価計算論Ⅰ	2
	原価計算論Ⅱ	2
	管理会計論Ⅰ	2
	管理会計論Ⅱ	2
	国際会計論Ⅰ	2
	国際会計論Ⅱ	2
	国際経営論Ⅰ	2
	国際経営論Ⅱ	2
	中小企業論Ⅰ	2
	中小企業論Ⅱ	2
	生産管理論	2
	企業論Ⅰ	2
	企業論Ⅱ	2
	リーダーシップ論	2
	流通論Ⅰ	2
	流通論Ⅱ	2
	起業論	4
	イノベーション論Ⅰ	2
	イノベーション論Ⅱ	2
	ビジネスエシックス	2
	ビジネスエコノミクスⅠ	2
	ビジネスエコノミクスⅡ	2
	サプライチェーンマネジメント論Ⅰ	2
	サプライチェーンマネジメント論Ⅱ	2
	組織関係論Ⅰ	2
	組織関係論Ⅱ	2
	企業分析基礎Ⅰ	2
	企業分析基礎Ⅱ	2
	基礎金融論	2
	経営史	2
	経営統計Ⅰ	2
	経営統計Ⅱ	2
	経済学Ⅰ	2
	経済学Ⅱ	2
	統計学概論	4
	マーケティングリサーチ	4
	産業・組織心理学Ⅰ	2
	産業・組織心理学Ⅱ	2
	国際経営史	2
	投資戦略論(株式編)	2
投資戦略論(派生商品編)	2	
リスクマネジメント	2	
公益企業論	2	
金融ビジネス論Ⅰ	2	
金融ビジネス論Ⅱ	2	
会計学(上級)Ⅰ	2	
会計学(上級)Ⅱ	2	
簿記アドバンスⅠ	2	
簿記アドバンスⅡ	2	
財務諸表分析	2	
企業分析の事例研究	2	
コンピュータ会計	4	
税務会計論入門	2	
国際税務会計論	2	
内部統制監査論	2	
監査論	4	
連結財務諸表論	4	
社会関連会計論	4	
公会計論	4	
コーチング&メンタリング	2	
実践ヒューマンスキル	2	
実践マーケティングⅠ	2	
実践マーケティングⅡ	2	
ビジネスプランニングⅠ	2	
ビジネスプランニングⅡ	2	
行動科学実験法	2	
行動計量学	2	
販売管理特論初級	2	
販売管理特論中級Ⅰ	2	
販売管理特論中級Ⅱ	2	
マネジメントゲーム	4	
企業分析Ⅰ	2	
企業分析Ⅱ	2	
ビジネスプレゼンテーションⅠ	2	
ビジネスプレゼンテーションⅡ	2	
経営情報実習Ⅰ	2	
経営情報実習Ⅱ	2	
地域企業連携実習	2	
グローバルビジネスの最前線	2	
組織調査演習	4	
民法Ⅰ(総則)	2	
民法Ⅱ(物権)	2	
民法Ⅲ(担保物権)	2	
民法Ⅳ(債権総論)	2	
民法Ⅴ(契約法)	2	
企業取引法	2	
有価証券法	2	
ビジネス法実務	2	
会社法	4	
中小企業法	2	
簿記レダラーⅠ(3級:商業簿記)	2	
簿記レダラーⅡ(2級:商業簿記)	2	
簿記レダラーⅢ(2級:工業簿記)	2	
コーポレートガバナンス	2	
金融商品取引法	2	
国際取引法	2	
憲法Ⅰ	2	
憲法Ⅱ	2	
租税法	4	
経営学特殊講義	2	

③ 経営学部 第1部 経営学科

区分	授業科目	単位
学部基礎科目	経営学Ⅰ	2
	経営学Ⅱ	2
	会計学(初級)Ⅰ	2
	会計学(初級)Ⅱ	2
	ビジネス法	2
	アカデミックスキル	2
	情報実習Ⅰ	2
	情報実習Ⅱ	2
	会計学(中級)Ⅰ	2
	会計学(中級)Ⅱ	2
学科専門科目	経営管理論Ⅰ	2
	経営管理論Ⅱ	2
	経営組織論Ⅰ	2
	経営組織論Ⅱ	2
	人的資源管理論Ⅰ	2
	人的資源管理論Ⅱ	2
	マーケティング論Ⅰ	2
	マーケティング論Ⅱ	2
	経営戦略論Ⅰ	2
	経営戦略論Ⅱ	2
	競争戦略論Ⅰ	2
	競争戦略論Ⅱ	2
	財務会計論Ⅰ	2
	財務会計論Ⅱ	2
	原価計算論Ⅰ	2
	原価計算論Ⅱ	2
	管理会計論Ⅰ	2
	管理会計論Ⅱ	2
	国際会計論Ⅰ	2
	国際会計論Ⅱ	2
	国際経営論Ⅰ	2
	国際経営論Ⅱ	2
	中小企業論Ⅰ	2
	中小企業論Ⅱ	2
	生産管理論	2
	企業論Ⅰ	2
	企業論Ⅱ	2
	リーダーシップ論	2
	流通論Ⅰ	2
	流通論Ⅱ	2
	起業論	4
	イノベーション論Ⅰ	2
	イノベーション論Ⅱ	2
	ビジネスエシックス	2
	ビジネスエコノミクスⅠ	2
	ビジネスエコノミクスⅡ	2
	サプライチェーンマネジメント論Ⅰ	2
	サプライチェーンマネジメント論Ⅱ	2
	組織関係論Ⅰ	2
	組織関係論Ⅱ	2
	企業分析基礎Ⅰ	2
	企業分析基礎Ⅱ	2
	基礎金融論	2
	経営史	2
	経営統計Ⅰ	2
	経営統計Ⅱ	2
	経済学Ⅰ	2
	経済学Ⅱ	2
	統計学概論	4
	マーケティングリサーチ	4
	産業・組織心理学Ⅰ	2
	産業・組織心理学Ⅱ	2
	国際経営史	2
	投資戦略論(株式編)	2
投資戦略論(派生商品編)	2	
リスクマネジメント	2	
公益企業論	2	
金融ビジネス論Ⅰ	2	
金融ビジネス論Ⅱ	2	
会計学(上級)Ⅰ	2	
会計学(上級)Ⅱ	2	
簿記アドバンスⅠ	2	
簿記アドバンスⅡ	2	
財務諸表分析	2	
企業分析の事例研究	2	
コンピュータ会計	4	
税務会計論入門	2	
国際税務会計論	2	
内部統制監査論	2	
監査論	4	
連結財務諸表論	4	
社会関連会計論	4	
公会計論	4	
コーチング&メンタリング	2	
実践ヒューマンスキル	2	
実践マーケティングⅠ	2	
実践マーケティングⅡ	2	
ビジネスプランニングⅠ	2	
ビジネスプランニングⅡ	2	
行動科学実験法	2	
行動計量学	2	
販売管理特論初級	2	
販売管理特論中級Ⅰ	2	
販売管理特論中級Ⅱ	2	
マネジメントゲーム	4	
企業分析Ⅰ	2	
企業分析Ⅱ	2	
ビジネスプレゼンテーションⅠ	2	
ビジネスプレゼンテーションⅡ	2	
経営情報実習Ⅰ	2	
経営情報実習Ⅱ	2	
地域企業連携実習	2	
グローバルビジネスの最前線	2	
組織調査演習	4	
民法Ⅰ(総則)	2	
民法Ⅱ(物権)	2	
民法Ⅲ(担保物権)	2	
民法Ⅳ(債権総論)	2	
民法Ⅴ(契約法)	2	
企業取引法	2	
有価証券法	2	
ビジネス法実務	2	
会社法	4	
中小企業法	2	
簿記レダラーⅠ(3級:商業簿記)	2	
簿記レダラーⅡ(2級:商業簿記)	2	
簿記レダラーⅢ(2級:工業簿記)	2	
コーポレートガバナンス	2	
金融商品取引法	2	
国際取引法	2	
憲法Ⅰ	2	
憲法Ⅱ	2	
租税法	4	
経営学特殊講義	2	

法学特殊講義	2
International Commercial Law	2
Introduction to Japanese Business	2
外国書講読Ⅰ(経営学)	2
外国書講読Ⅱ(経営学)	2
法学概説	2
職業指導	4
演習Ⅰ	2
特別演習	2
演習Ⅱ	2
演習Ⅲ	2
卒業研究	4

③ 経営学部 第1部 ビジネス法学科

区分	授業科目	単位
学部基礎科目	経営学Ⅰ	2
	経営学Ⅱ	2
	会計学(初級)Ⅰ	2
	会計学(初級)Ⅱ	2
	ビジネス法	2
	アカデミックスキル	2
	情報実習Ⅰ	2
	情報実習Ⅱ	2
	会計学(中級)Ⅰ	2
	会計学(中級)Ⅱ	2
学科専門科目	民法Ⅰ(総則)	2
	民法Ⅱ(物権)	2
	民法Ⅲ(担保物権)	2
	民法Ⅳ(債権総論)	2
	民法Ⅴ(契約法)	2
	民法Ⅵ(法定債権)	2
	民法Ⅶ(親族・相続)	2
	企業取引法	2
	有価証券法	2
	ビジネス法実務	2
	会社法	4
	経営管理論Ⅰ	2
	経営管理論Ⅱ	2
	経営組織論Ⅰ	2
	経営組織論Ⅱ	2
	経営戦略論Ⅰ	2
	経営戦略論Ⅱ	2
	マーケティング論Ⅰ	2
	マーケティング論Ⅱ	2
	競争戦略論Ⅰ	2
	競争戦略論Ⅱ	2
	人的資源管理論Ⅰ	2
	人的資源管理論Ⅱ	2
	金融商品取引法	2
	国際取引法	2
	International Commercial Law	2
	不動産法Ⅰ(基礎)	2
	不動産法Ⅱ(展開)	2
	憲法Ⅰ	2
	憲法Ⅱ	2
	刑法Ⅰ(総論)	2
	刑法Ⅱ(各論)	2
	労働法Ⅰ	2
	労働法Ⅱ	2
	行政法Ⅰ	2
	行政法Ⅱ	2
	消費者法	2
	中小企業法	2
	経済法Ⅰ	2
	経済法Ⅱ	2
	知的財産法Ⅰ	2
	知的財産法Ⅱ	2
	社会保障法	2
	経済刑法	2
	租税法	4
	民事訴訟法	4
	簿記リテラシーⅠ(3級:商業簿記)	2
	簿記リテラシーⅡ(2級:商業簿記)	2
	簿記リテラシーⅢ(2級:工業簿記)	2
	財務諸表分析	2
	管理会計論Ⅰ	2
	管理会計論Ⅱ	2
	財務会計論Ⅰ	2
	財務会計論Ⅱ	2
原価計算論Ⅰ	2	
原価計算論Ⅱ	2	
国際会計論Ⅰ	2	
国際会計論Ⅱ	2	
ビジネスエシックス	2	
コーポレートガバナンス	2	
リーガルリサーチ	2	
リーガルディベート	2	
事例・判例研究	2	
模擬裁判	2	
模擬契約	2	
企業分析基礎Ⅰ	2	
企業分析基礎Ⅱ	2	
企業分析Ⅰ	2	
企業分析Ⅱ	2	
マネジメントゲーム	4	
ビジネスプランニングⅠ	2	
ビジネスプランニングⅡ	2	
基礎金融論	2	
経営統計Ⅰ	2	
経営統計Ⅱ	2	
企業分析の事例研究	2	
金融ビジネス論Ⅰ	2	
金融ビジネス論Ⅱ	2	
経済学Ⅰ	2	
経済学Ⅱ	2	
ビジネスエコノミクスⅠ	2	
ビジネスエコノミクスⅡ	2	
コーチング&メンタリング	2	
実践ヒューマンスキル	2	
実践マーケティングⅠ	2	
実践マーケティングⅡ	2	
ビジネスプレゼンテーションⅠ	2	
ビジネスプレゼンテーションⅡ	2	
販売管理特論初級	2	
販売管理特論中級Ⅰ	2	
販売管理特論中級Ⅱ	2	
投資戦略論(株式編)	2	
投資戦略論(派生商品編)	2	
統計学概論	4	
マーケティングリサーチ	4	
コンピュータ会計	4	
企業論Ⅰ	2	

法学特殊講義	2
International Commercial Law	2
Introduction to Japanese Business	2
外国書講読Ⅰ(経営学)	2
外国書講読Ⅱ(経営学)	2
日本史概説	2
西洋史概説	2
東洋史概説	2
法学概説	2
政治学概説	2
職業指導	4
演習Ⅰ	2
特別演習	2
演習Ⅱ	2
演習Ⅲ	2
卒業研究	4

④ 経営学部 第1部 ビジネス法学科

区分	授業科目	単位
学部基礎科目	経営学Ⅰ	2
	経営学Ⅱ	2
	会計学(初級)Ⅰ	2
	会計学(初級)Ⅱ	2
	ビジネス法	2
	アカデミックスキル	2
	情報実習Ⅰ	2
	情報実習Ⅱ	2
	会計学(中級)Ⅰ	2
	会計学(中級)Ⅱ	2
学科専門科目	民法Ⅰ(総則)	2
	民法Ⅱ(物権)	2
	民法Ⅲ(担保物権)	2
	民法Ⅳ(債権総論)	2
	民法Ⅴ(契約法)	2
	民法Ⅵ(法定債権)	2
	民法Ⅶ(親族・相続)	2
	企業取引法	2
	有価証券法	2
	ビジネス法実務	2
	会社法	4
	経営管理論Ⅰ	2
	経営管理論Ⅱ	2
	経営組織論Ⅰ	2
	経営組織論Ⅱ	2
	経営戦略論Ⅰ	2
	経営戦略論Ⅱ	2
	マーケティング論Ⅰ	2
	マーケティング論Ⅱ	2
	競争戦略論Ⅰ	2
	競争戦略論Ⅱ	2
	人的資源管理論Ⅰ	2
	人的資源管理論Ⅱ	2
	金融商品取引法	2
	国際取引法	2
	International Commercial Law	2
	不動産法Ⅰ(基礎)	2
	不動産法Ⅱ(展開)	2
	憲法Ⅰ	2
	憲法Ⅱ	2
	刑法Ⅰ(総論)	2
	刑法Ⅱ(各論)	2
	労働法Ⅰ	2
	労働法Ⅱ	2
	行政法Ⅰ	2
	行政法Ⅱ	2
	消費者法	2
	中小企業法	2
	経済法Ⅰ	2
	経済法Ⅱ	2
	知的財産法Ⅰ	2
	知的財産法Ⅱ	2
	社会保障法	2
	経済刑法	2
	租税法	4
	民事訴訟法	4
	簿記リテラシーⅠ(3級:商業簿記)	2
	簿記リテラシーⅡ(2級:商業簿記)	2
	簿記リテラシーⅢ(2級:工業簿記)	2
	財務諸表分析	2
	管理会計論Ⅰ	2
	管理会計論Ⅱ	2
	財務会計論Ⅰ	2
	財務会計論Ⅱ	2
原価計算論Ⅰ	2	
原価計算論Ⅱ	2	
国際会計論Ⅰ	2	
国際会計論Ⅱ	2	
ビジネスエシックス	2	
コーポレートガバナンス	2	
リーガルリサーチ	2	
リーガルディベート	2	
事例・判例研究	2	
模擬裁判	2	
模擬契約	2	
企業分析基礎Ⅰ	2	
企業分析基礎Ⅱ	2	
企業分析Ⅰ	2	
企業分析Ⅱ	2	
マネジメントゲーム	4	
ビジネスプランニングⅠ	2	
ビジネスプランニングⅡ	2	
基礎金融論	2	
経営統計Ⅰ	2	
経営統計Ⅱ	2	
企業分析の事例研究	2	
金融ビジネス論Ⅰ	2	
金融ビジネス論Ⅱ	2	
経済学Ⅰ	2	
経済学Ⅱ	2	
ビジネスエコノミクスⅠ	2	
ビジネスエコノミクスⅡ	2	
コーチング&メンタリング	2	
実践ヒューマンスキル	2	
実践マーケティングⅠ	2	
実践マーケティングⅡ	2	
ビジネスプレゼンテーションⅠ	2	
ビジネスプレゼンテーションⅡ	2	
販売管理特論初級	2	
販売管理特論中級Ⅰ	2	
販売管理特論中級Ⅱ	2	
投資戦略論(株式編)	2	
投資戦略論(派生商品編)	2	
統計学概論	4	
マーケティングリサーチ	4	
コンピュータ会計	4	
企業論Ⅰ	2	

廃止
廃止
廃止
廃止

企業論Ⅱ	2
中小企業論Ⅰ	2
中小企業論Ⅱ	2
生産管理論	2
起業論	4
国際経営論Ⅰ	2
国際経営論Ⅱ	2
リーダーシップ論	2
流通論Ⅰ	2
流通論Ⅱ	2
サプライチェーンマネジメント論Ⅰ	2
サプライチェーンマネジメント論Ⅱ	2
監査論	4
組織調査演習	4
外国書講読Ⅰ(経営学)	2
外国書講読Ⅱ(経営学)	2
簿記アドバンスⅠ	2
簿記アドバンスⅡ	2
会計学(上級)Ⅰ	2
会計学(上級)Ⅱ	2
連結財務諸表論	4
税務会計論入門	2
国際税務会計論	2
内部統制監査論	2
社会関連会計論	4
公会計論	4
法学特殊講義	2
外国書講読Ⅰ(法学)	2
外国書講読Ⅱ(法学)	2
経営学特殊講義	2
地域企業連携実習	2
グローバルビジネスの最前線	2
Introduction to Japanese Business	2
法学概説	2
職業指導	4
演習Ⅰ	2
特別演習	2
演習Ⅱ	2
演習Ⅲ	2
卒業研究	4

(4) 経営学部 第2部 経営学科

<略>

(5) 情報社会学部 情報社会学科

区分	授業科目	単位
基幹科目	基礎社会学	2
	企業分析の基礎	2
	現代社会とコンピュータ	2
	情報リテラシー	2
コース導入科目	社会学・現代ビジネス	
	社会調査の読み方Ⅰ	2
	社会調査論Ⅰ	2
	メディア論	2
	国際社会学	2
	基礎経済学	2
	経営学基礎	2
	企業経営論	2
	簿記論(初級)Ⅰ	2
		2
総合情報	データサイエンス基礎	2
	プログラミング思考入門	2
	メディア・コミュニケーション論	2
	デザイン思考入門	2
	現代社会と人工知能	2
	基本情報システム論	2
	プレゼンテーション技法	2
		2
		2
		2
社会学・現代ビジネス	社会調査の読み方Ⅱ	2
	社会調査論Ⅱ	2
	アンケート分析法	2
	インタビュー分析法	2
	社会的ネットワーク論	2
	家族社会学	2
	教育社会学	2
	地域社会学	2
	都市社会学	2
	消費者行動論	2
	消費社会学	2
	若者論	2
	ポピュラーカルチャー	2
	コミュニケーション論	2
	メディア社会学	2
	マスコミュニケーション論	2
	ソーシャルメディアの社会学	2
	メディア制度論	2
	メディアリテラシー論	2
	グローバルスタディーズ	2
	国際文化論	2
	ヨーロッパ研究	2
	アンケート調査の企画と実践	2
	社会調査演習(アンケート)Ⅰ	2
	社会調査演習(アンケート)Ⅱ	2
	社会調査演習(インタビュー)Ⅰ	2
	社会調査演習(インタビュー)Ⅱ	2
	英文会計	2
	簿記論(初級)Ⅱ	2
	原価計算論入門	2
原価計算論	4	
財務会計論	4	
簿記論(中級)	4	
金融機関論	2	
金融リテラシー	2	
経営戦略演習	2	
経営戦略論	2	
マーケティング論	2	
国際マーケティング論	2	
コーポレートガバナンス	2	
人的資源管理論	2	
現代社会と労働	2	
組織論	2	
中小企業論	2	
経済情報分析	2	
ミクロ経済学Ⅰ	2	
ミクロ経済学Ⅱ	2	
国際経済論	2	
労働経済学	2	
ゲーミング基礎	2	
社会学・現代ビジネスコース特殊講義	2	

企業論Ⅱ	2
中小企業論Ⅰ	2
中小企業論Ⅱ	2
生産管理論	2
起業論	4
国際経営論Ⅰ	2
国際経営論Ⅱ	2
リーダーシップ論	2
流通論Ⅰ	2
流通論Ⅱ	2
サプライチェーンマネジメント論Ⅰ	2
サプライチェーンマネジメント論Ⅱ	2
監査論	4
組織調査演習	4
外国書講読Ⅰ(経営学)	2
外国書講読Ⅱ(経営学)	2
簿記アドバンスⅠ	2
簿記アドバンスⅡ	2
会計学(上級)Ⅰ	2
会計学(上級)Ⅱ	2
連結財務諸表論	4
税務会計論入門	2
国際税務会計論	2
内部統制監査論	2
社会関連会計論	4
公会計論	4
法学特殊講義	2
外国書講読Ⅰ(法学)	2
外国書講読Ⅱ(法学)	2
経営学特殊講義	2
地域企業連携実習	2
グローバルビジネスの最前線	2
Introduction to Japanese Business	2
日本史概説	2
西洋史概説	2
東洋史概説	2
法学概説	2
政治学概説	2
職業指導	4
演習Ⅰ	2
特別演習	2
演習Ⅱ	2
演習Ⅲ	2
卒業研究	4

(5) 経営学部 第2部 経営学科

<略>

(6) 情報社会学部 情報社会学科

区分	授業科目	単位
基幹科目	基礎社会学	2
	社会調査の読み方Ⅰ	2
	企業分析の基礎	2
	経営学基礎	2
	現代社会とコンピュータ	2
	情報リテラシー	2
コース導入科目	①社会	
	メディア・コミュニケーション論	2
	社会調査論Ⅰ	2
	国際社会学	2
	社会的ネットワーク論	2
	②経済・経済	
	基礎経済学	2
	企業経営論	2
	簿記論(初級)Ⅰ	2
	経営・経済基礎論	2
	2	
総合情報	プレゼンテーション技法	2
	現代社会と人工知能	2
	プログラミング思考入門	2
	基本情報システム論	2
	情報ネットワーク論	2
		2
		2
		2
		2
		2
①現代社会	メディア社会学	2
	マスコミュニケーション論	2
	社会調査論Ⅱ	2
	インタビュー分析法	2
	社会調査演習(アンケート)Ⅰ	2
	社会調査演習(アンケート)Ⅱ	2
	社会調査ケーススタディ	2
	コミュニケーション論	2
	地域社会学	2
	都市社会学	2
	教育社会学	2
	メディア制度論	2
	広告戦略論	2
	広告クリエイティブ論	2
	ヨーロッパ研究	2
	消費社会学	2
	消費者行動論	2
	国際文化論	2
	時事国際関係論	2
	アンケート分析法	2
	社会福祉論	2
	社会政策	2
	地域文化論	2
	家族社会学	2
	ボランティア論	2
	ジェンダー論	2
	農村政策	2
	地域政策	2
	社会保障論	2
	高齢者福祉論	2
ポピュラーカルチャー	2	
若者論	2	
ソーシャルメディアの社会学	2	
メディアリテラシー論	2	
メディア論	2	
文化人類学	2	
観光サービス論	2	
現代社会特殊講義	2	
②経営・経済	経済情報分析	2
	マーケティング論	2
	国際マーケティング論	2
	国際経済論	2
	国際経営論	2
	中小企業論	2
	経営戦略論	2
	簿記論(初級)Ⅱ	2
	原価計算論入門	2
	原価計算論	4
簿記論(中級)	4	
英文会計	2	
金融機関論	2	
金融リテラシー	2	
財務会計論	4	

ハ 科 目	人工知能技術基礎	2	
	人工知能技術応用	2	
	プログラミング基礎	2	
	プログラミング応用	2	
	経済シミュレーション	2	
	スマートフォンアプリ開発基礎	2	
	スマートフォンアプリ開発応用	2	
	データサイエンス統計学基礎	2	
	Pythonプログラミング	2	
	Pythonとデータベース	2	
	企業情報システム論	2	
	インターネット論	2	
	データセキュリティ基礎	2	
	身体情報処理基礎	2	
	身体情報処理応用	2	
	データサイエンス応用	2	
	データベース論	2	
	サイバー犯罪とセキュリティ	2	
	コンピュータ統計学	2	
	情報ネットワーク論	2	
	情報システム設計	2	
	データセキュリティ応用	2	新規
	画像処理とAI	2	新規
	データ処理とAI	2	新規
	スポーツ情報論	2	
	総合デザイン論	2	新規 (他学部より)
	メディア産業論	2	
	情報と職業	2	
	情報システムの法的保護	2	
	情報社会と倫理	2	
	インターネットと著作権	2	
	認知とデザイン	2	
	広告デザイン基礎	2	新規
	広告デザイン応用	2	新規
	映像デザイン基礎	2	新規
	映像デザイン応用	2	新規
	グラフィックデザイン基礎	2	新規
	グラフィックデザイン応用	2	新規
	Webデザイン基礎	2	
	サウンドデザイン基礎	2	新規
	ゲームデザイン基礎	2	
	ゲームデザイン応用	2	
	エスノグラフィ基礎	2	新規
空間情報処理基礎	2		
広告戦略論	2		
広告クリエイティブ論	2		
色彩論	2	新規	
映像メディア論	2		
メディアアート論	2		
インタラクティブデザイン論	2		
総合情報コース特殊講義	2	新規	
社会調査ケーススタディ	2		
文化人類学	2		
ジェンダー論	2		
ポランティア論	2		
観光サービス論	2		
社会福祉論	2		
社会保障論	2		
地域文化論	2		
高齢者福祉論	2		
農林政策	2		
地域政策	2		
社会政策	2		
時事国際関係論	2		
地域コミュニティ論	2		
社会起業論	2		
ファンディング・ビジネス論	2		
財務諸表分析I	2		
財務諸表分析II	2		
会計と歴史	4		
時事金融論	2		
Accounting History	2		
Comparative Civilizations	2		
Financial Accounting	2		
Global History	2		
データサイエンス統計学応用	2		
実践データサイエンス	2		
戦略的意思決定論	2		
ゲーミング応用	2		
情報行動論	2		
情報科教育法I	2		
情報科教育法II	2		
Webデザイン応用	2		
サウンドデザイン応用	2	新規	
エスノグラフィ応用	2	新規	
空間情報処理応用	2		
デジタルマーケティング論	2		
Pythonによるファイナンス	4		
情報社会特殊講義	2		
情報社会学部基礎演習	2		
演習I	2		
演習II	2		
演習III	2		
卒業研究	4		

(6) 人間科学部 人間科学科

区分	授業科目	単位
基礎 科目	人間関係の理論と実践	2
	基礎演習I	2
	基礎演習II	2
	情報リテラシー実習	2
	心理学概論	2
	臨床心理学概論	2
	健康と運動	2
	スポーツ健康科学概論	2
	社会健康学入門	2
	社会安全学入門	2
	公認心理師の職業	2
	心理学研究法	2
	心理学統計法I	2
心理学統計法II	2	
心理学実験I	2	
心理学実験II	2	
知覚・認知心理学	2	
学習・言語心理学	2	
感情・人格心理学	2	
神経・生理心理学	2	
社会・集団・家族心理学	2	
発達心理学	2	
障害者・障害児心理学	2	
健康・医療心理学	2	
福祉心理学	2	
教育・学校心理学	2	
司法・犯罪心理学	2	
産業・組織心理学	2	

選 抜 展 示 科 目	Pythonによるファイナンス	4
	実践データサイエンス	2
	コーポレートガバナンス	2
	ミクロ経済学I	2
	ミクロ経済学II	2
	現代社会と労働	2
	労働経済学	2
	データサイエンス統計学基礎	2
	人的資源管理論	2
	組織論	2
	経営戦略演習	2
	経営・経済特殊講義	2
	インターネット論	2
	企業情報システム論	2
	戦略的意思決定論	2
	ゲーミング基礎	2
	ゲーミング応用	2
	サイバー犯罪とセキュリティ	2
	身体情報処理基礎	2
	身体情報処理応用	2
	空間情報処理基礎	2
	空間情報処理応用	2
	Webデザイン基礎	2
	Webデザイン応用	2
	データベース論	2
	情報システム設計	2
	インタラクティブデザイン論	2
	情報と職業	2
	情報社会と倫理	2
	情報システムの法的保護	2
	ゲームデザイン基礎	2
	ゲームデザイン応用	2
	スマートフォンアプリ開発基礎	2
	スマートフォンアプリ開発応用	2
	Pythonプログラミング	2
	Pythonとデータベース	2
	データセキュリティ基礎	2
	データサイエンス基礎	2
	データサイエンス応用	2
	人工知能技術基礎	2
	人工知能技術応用	2
	スポーツ情報論	2
	メディア産業論	2
インターネットと著作権	2	
映像メディア論	2	
メディアアート論	2	
情報コミュニケーション特殊講義	2	
社会起業論	2	
ファンディング・ビジネス論	2	
時事金融論	2	
認知とデザイン	2	
地域コミュニティ論	2	
社会調査の読み方II	2	
会計と歴史	4	
Accounting History	2	
Comparative Civilizations	2	
Financial Accounting	2	
Global History	2	
財務諸表分析I	2	
財務諸表分析II	2	
コンピュータ統計学	2	
データサイエンス統計学応用	2	
経済シミュレーション	2	
プログラミング基礎	2	
プログラミング応用	2	
デジタルマーケティング論	2	
情報行動論	2	
情報科教育法I	2	
情報科教育法II	2	
職業道徳	1	
情報社会特殊講義	2	
情報社会学部基礎演習	2	
演習I	2	
演習II	2	
演習III	2	
卒業研究	4	

(7) 人間科学部 人間科学科

区分	授業科目	単位
基礎 科目	人間関係の理論と実践	2
	基礎演習I	2
	基礎演習II	2
	人間探究入門	2
	情報リテラシー実習	2
	心理学概論	2
	臨床心理学概論	2
	健康と運動	2
	スポーツ健康科学概論	2
	社会健康学入門	2
	メディア論	2
	メディア・デザイン入門	2
	公認心理師の職業	2
心理学研究法	2	
心理学統計法I	2	
心理学統計法II	2	
心理学実験I	2	
心理学実験II	2	
知覚・認知心理学	2	
学習・言語心理学	2	
感情・人格心理学	2	
神経・生理心理学	2	
社会・集団・家族心理学	2	
発達心理学	2	
障害者・障害児心理学	2	
健康・医療心理学	2	
福祉心理学	2	
教育・学校心理学	2	

学 科 目	心理学	2	新規	司法・犯罪心理学	2	心理学	2
	精神疾患とその治療	2		産業・組織心理学	2		2
	関係行政論	2		消費者心理学	2		2
	心理演習 I	2		人間の構造と機能及び疾病	2		2
	心理演習 II	2		精神疾患とその治療	2		2
	心理実習 I	2		関係行政論	2		2
	心理実習 II	2		心理実習 I	2		2
	ホリスティック心理学	2		心理実習 II	2		2
	被害者・加害者の心理学	2		心理演習 I	2		2
	人間性心理学	2		心理演習 II	2		2
	ジェンダーの心理学	2		ジェンダーの心理学	2		2
	精神分析学入門	2		人間のセクシャリティ	2		2
	芸術療法	2		人として生きる倫理	2		2
	遊戯療法	2		芸術療法	2		2
	集団精神療法	2		遊戯療法	2		2
	人として生きる倫理	2		ホリスティック心理学	2		2
	福祉心理学特殊講義	4		精神分析学入門	2		2
	臨床心理学特殊講義	2		集団精神療法	2		2
	スポーツ生理学	2		人間関係の心理学	2		2
	スポーツ運動学	2		対人社会心理学	2		2
	スポーツ社会学	2		臨床心理学特殊講義	2		2
	スポーツ心理学	2		福祉心理学特殊講義	4		2
	スポーツ産業論	2		デザイン発想ワークショップ I	2		2
	ヘルスプロモーション	2		デザイン発想ワークショップ II	2		2
	健康とスポーツの理論と実際(陸上)	2		広告クリエイティブ・ワークショップ I	2		2
	野外活動の理論と実際(スノースポーツ)	2		広告クリエイティブ・ワークショップ II	2		2
	野外活動の理論と実際(野外キャンプ)	2		グラフィックデザイン・ワークショップ I	2		2
	健康とスポーツの理論と実際(体操)	2		グラフィックデザイン・ワークショップ II	2		2
	健康とスポーツの理論と実際(柔道)	2		Webデザイン・ワークショップ I	2		2
	健康とスポーツの理論と実際(剣道)	2		Webデザイン・ワークショップ II	2		2
	健康とスポーツの理論と実際(バドミントン)	2		サウンドデザイン・ワークショップ I	2		2
	健康とスポーツの理論と実際(バスケ)	2		サウンドデザイン・ワークショップ II	2		2
	健康とスポーツの理論と実際(バレー)	2		デジタルイラストレーション・ワークショップ I	2		2
	健康とスポーツの理論と実際(サッカー)	2		デジタルイラストレーション・ワークショップ II	2		2
	健康とスポーツの理論と実際(ダンス)	2		社会調査の読み方 I	2		2
	健康とスポーツの理論と実際(水泳)	2		社会調査の読み方 II	2		2
	エアロビック運動の理論と実際(陸上運動)	2		アンケート分析法	2		2
	フィットネスの理論と実際	2		質的データ分析ワークショップ	2		2
	スポーツ医学	2		総合デザイン論	2		2
	スポーツバイオメカニクス	2		消費者行動論	2		2
	学校保健	2		メディアリテラシー論	2		2
	健康心理学	2		文化表現論	2		2
	こころとからだの発達	2		社会調査論 I	2		2
	身体測定とデータ解析	2		社会調査論 II	2		2
	運動処方	2		ソーシャルメディアの社会学	2		2
	生活習慣病と運動	2		情報行動論	2		2
	衛生・公衆衛生学	2		消費社会論	2		2
	スポーツ栄養学	2		社会テーマデザイン論	2		2
	健康産業実習	2		文化人類学	2		2
	トレーニング概論	2		観光サービス論	2		2
	保健体育科教育法 I	2		マスコムニケーション論	2		2
	保健体育科教育法 II	2		広告戦略論	2		2
	保健体育科教育法 III	2		広告クリエイティブ論	2		2
	保健体育科教育法 IV	2		デジタルマーケティング論	2		2
	保健体育科実践 I	2		メディアアート論	2		2
	保健体育科実践 II	2		ホビエーションカルチャー論	2		2
	コーチング論 I	2		コミュニケーション論	2		2
	コーチング論 II	2		メディア産業論	2		2
	スポーツトレーナー実践	2		映像メディア論	2		2
	トレーニング論	2		ジャーナリズム論	2		2
	スポーツマーケティング	2		メディア制度論	2		2
	スポーツマネジメント	2		Webデザイン基礎	2		2
	地域スポーツ論	2		Webデザイン応用	2		2
	スポーツイノベーション	2		社会起業論	2		2
	スポーツツーリズム	2		競争と逸脱の社会学	2		2
	スポーツファイナンス	2		メディア・デザインコース特殊講義	2		2
	スポーツ実務実習 a (企業PBL型)	1		スポーツ心理学	2		2
	スポーツ実務実習 b (海外視察型)	1		スポーツ生理学	2		2
	スポーツ政策論	2		スポーツ社会学	2		2
	アダプテッドスポーツ	2		こころとからだの発達	2		2
	スポーツ統計情報処理	2		トレーニング概論	2		2
	スポーツボランティア実習	2		野外活動の理論と実際(野外キャンプ)	2		2
	実技対策セミナー	2		野外活動の理論と実際(スノースポーツ)	2		2
	スポーツ科学コース特殊講義	2	新規	エアロビック運動の理論と実際(陸上運動)	2		2
	医療社会学	2	新規	健康とスポーツの理論と実際(水泳)	2		2
	現代社会とエイジング	2	新規	健康とスポーツの理論と実際(陸上)	2		2
	いのちを守るまちづくり	2	新規	健康とスポーツの理論と実際(体操)	2		2
	人間と災害	2	新規	健康とスポーツの理論と実際(柔道)	2		2
	現代医療論	2	新規	健康とスポーツの理論と実際(剣道)	2		2
	地域福祉論	2	新規	健康とスポーツの理論と実際(バドミントン)	2		2
	人間関係の心理学	2	新規	健康とスポーツの理論と実際(バスケ)	2		2
	ライフデザイン論	2	新規	健康とスポーツの理論と実際(バレー)	2		2
	自然災害概論	2	新規	健康とスポーツの理論と実際(サッカー)	2		2
	社会災害概論	2	新規	健康とスポーツの理論と実際(ダンス)	2		2
	LGBTQ論	2	新規	フィットネスの理論と実際	2		2
	コミュニケーションの心理学	2	新規	スポーツ運動学	2		2
	SDGs論	2	新規	保健体育科教育法 I	2		2
	地域医療社会学	2	新規	保健体育科教育法 II	2		2
	いのちの医療社会学	2	新規	保健体育科教育法 III	2		2
	健康経営論	2	新規	保健体育科教育法 IV	2		2
	医療政策社会学	2	新規	保健体育科実践 I	2		2
	現代社会とヘルスケア戦略	2	新規	保健体育科実践 II	2		2
	暮らしの医療社会学	2	新規	スポーツ統計情報処理	2		2
	現代社会と食マネジメント論	2	新規	スポーツボランティア実習	2		2
	現代社会と住まい	2	新規	実技対策セミナー	2		2
	福祉デザイン概論	2	新規	衛生・公衆衛生学	2		2
	ユニバーサルデザイン論	2	新規	スポーツ医学	2		2
	地域子育て論	2	新規	スポーツバイオメカニクス	2		2
	コミュニティマネジメント論	2	新規	現代社会とエイジング	2		2
	生命社会学	2	新規	スポーツ栄養学	2		2
	対人社会心理学	2	新規	身体測定とデータ解析	2		2
	集団心理学	2	新規	運動処方	2		2
	対人行動論	2	新規	生活習慣病と運動	2		2
	リスク認知心理学	2	新規	健康心理学	2		2
	消費者心理学	2	新規	ヘルスプロモーション	2		2
	競争と逸脱の社会学	2	新規	コーチング論 I	2		2
	医療社会学	2	新規	コーチング論 II	2		2
	社会ライフデザインコース特殊講義	2	新規	トレーニング論	2		2
	政治学概説	2	2	地域スポーツ論	2		2
	教育心理学概説	2	2	スポーツイノベーション	2		2
	子どもの臨床心理学	2	2	スポーツツーリズム	2		2
	教育相談の理論と方法	2	2	スポーツファイナンス	2		2
	専門演習 I	2	2	スポーツマネジメント	2		2
	専門演習 II	2	2	スポーツ政策論	2		2
	卒業研究	4	2	アダプテッドスポーツ	2		2
	臨床心理学実践演習(心理学的アセスメント)	2	2	スポーツ産業論	2		2
	臨床心理学実践演習(心理学的支援法)	2	2	スポーツマーケティング	2		2
	スポーツ健康実践演習 I	2	2	スポーツトレーナー実践	2		2
	スポーツ健康実践演習 II	2	2	健康産業実習	2		2
	社会ライフデザイン実践演習 I	2	2	学校保健	2		2
	社会ライフデザイン実践演習 II	2	新規	スポーツ実務実習 a (企業PBL型)	1		2
				スポーツ実務実習 b (海外視察型)	1		2
				スポーツ健康コース特殊講義	2		2
				日本史概説	2		2
				東洋史概説	2		2
				西洋史概説	2		2
				法学概説	2		2
				政治学概説	2		2

⑦ 教育職員養成課程配当の「教科及び教職に関する科目」
 [第9条第2項・第3項第2号の全学共通科目および
 本項第1号から第6号の学科専攻科目以外に次の科目を置く。]

<略>
 第11条～第12条 <略>
 第8章 履修方法、課程修了および学位の授与 <略>
 第13条～第14条 <略>

目	教育心理学概論	2
	子どもの臨床心理学	2
	教育相談の理論と方法	2
演習科目	専門演習Ⅰ	2
	専門演習Ⅱ	2
	卒業研究	4
	臨床心理学実践演習（心理的アセスメント）	2
	臨床心理学実践演習（心理学的支援法）	2
	メディアコンテンツ制作演習Ⅰ	2
	メディアコンテンツ制作演習Ⅱ	2
	マーケティング企画演習Ⅰ	2
	マーケティング企画演習Ⅱ	2
	ジャーナリズム研究演習Ⅰ	2
	ジャーナリズム研究演習Ⅱ	2
	時事問題研究演習Ⅰ	2
	時事問題研究演習Ⅱ	2
	コミュニケーション企画演習Ⅰ	2
	コミュニケーション企画演習Ⅱ	2
	映像コンテンツ制作演習Ⅰ	2
	映像コンテンツ制作演習Ⅱ	2
	スポーツ健康実践演習Ⅰ	2
スポーツ健康実践演習Ⅱ	2	

⑧ 教育職員養成課程配当の「教科及び教職に関する科目」
 [第9条第2項・第3項第2号の全学共通科目および
 本項第1号から第7号の学科専攻科目以外に次の科目を置く。]

<略>
 第11条～第12条 <略>
 第8章 履修方法、課程修了および学位の授与 <略>
 第13条～第14条 <略>

大阪経済大学 2023年度学則改正 新旧対照表

改正

現行

(教職課程)
第15条 本大学に教育職員養成課程を置く。社会、地理歴史、公民、保健体育、商業、情報の教育職員免許状授与の資格を得ようとする学生のために、「教科及び教職に関する科目」(第10条第3項第7号)を開講することができる。
2. 前項の取り扱いについては、教育職員養成課程に関する規程および履修規程の定めるところによる。
3. 教育職員養成課程を履修する場合は、所属する学部学科以外の学科専攻科目の一部について履修することができる。
4. 本大学における教育職員養成課程の履修者に授与できる免許状の種類および免許教科は、次のとおりとする。

学部学科	免許状の種類および免許教科	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
経済学部 経済学科		社 会	地理歴史・公民・商業
経営学部 第1部 経営学科		社 会	公民・商業
経営学部 第1部 ビジネス法学科			公民・商業
経営学部 第2部 経営学科			商業
情報社会学部 情報社会学科			情報・商業
人間科学部 人間科学科		社会・保健体育	公民・保健体育

5. 削除
6. 削除

第15条の2 ～ 第19条 <略>

(学位授与)
第20条 前条により卒業証書を授与された者には、次の区別にしたがって、学士の学位を授与することができる。
(1) 経済学部 経済学科 学士(経済学)
(2) 経営学部 経営学科 学士(経営学)
ビジネス法学科 学士(経営学)
(3) 情報社会学部 情報社会学科 学士(情報社会学)
(4) 人間科学部 人間科学科 学士(人間科学)

第9章 <略>

第10章 学生の定員

(入学定員及び収容定員)
第35条 各学部各学科の学生の定員は次のとおりとする。

(1) 経済学部

	入学定員	収容定員
経済学部 経済学科	680	2,720
計	680	2,720

(2) 経営学部

	入学定員	収容定員
経営学部 第1部(昼間学部) 経営学科	430	1,720
経営学部 第1部(昼間学部) ビジネス法学科	200	800
経営学部 第2部(夜間学部) 経営学科	50	200
計	680	2,720

(3) 情報社会学部

	入学定員	収容定員
情報社会学部 情報社会学科	300	1,200
計	300	1,200

(4) 人間科学部

	入学定員	収容定員
人間科学部 人間科学科	200	800
計	200	800

第11章 ～ 第16章 <略>

第17章 改 廃

(改廃)
第62条 本学則の改廃は、教授会の意見を聴いて理事会が行う。

附 則
第112条 <略>
第115条 本学則は令和3年3月16日に改正し、令和3年4月1日から施行する。
第116条 本学則は令和3年12月21日に改正し、令和4年4月1日から施行する。
第117条 本学則は令和4年2月1日に改正し、令和5年4月1日から施行する。
ただし、第2条の規定に関わらず、経済学部地域政策学科は在籍学生の卒業まで存続する。

別表1(第43条、第44条、第46条、第49条関係)

単位：円

入学検定料	経済学部 経済学科	経営学部 第1部 経営学科	経営学部 第1部 ビジネス法学科	経営学部 第2部 経営学科	情報社会学部 情報社会学科	人間科学部 人間科学科
						35,000

学 費 等 納付金額	内 訳	経済学部 経済学科	経営学部 第1部 経営学科	経営学部 第1部 ビジネス法学科	情報社会学部 情報社会学科	人間科学部 人間科学科
		入学金	270,000	710,000	140,000	40,000
入学年度年額		150,000	350,000	80,000	20,000	600,000
施設設備資金						
情報機器利用料						
入学年度年額						

(注) 1. 入学金は入学年度のみ徴収する。

別表2 削除
別表3 削除

(教職課程)
第15条 本大学に教育職員養成課程を置く。社会、地理歴史、公民、保健体育、商業、情報の教育職員免許状授与の資格を得ようとする学生のために、「教科及び教職に関する科目」(第10条第3項第8号)を開講することができる。
2. 前項の取り扱いについては、教育職員養成課程に関する規程および履修規程の定めるところによる。
3. 教育職員養成課程を履修する場合は、所属する学部学科以外の学科専攻科目の一部について履修することができる。
4. 本大学における教育職員養成課程の履修者に授与できる免許状の種類および免許教科は、次のとおりとする。

学部学科	免許状の種類および免許教科	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
経済学部 経済学科		社 会	公民・商業
経済学部 地域政策学科		社 会	地理歴史・公民・商業
経営学部 第1部 経営学科		社 会	公民・商業
経営学部 第1部 ビジネス法学科			公民・商業
経営学部 第2部 経営学科			商業
情報社会学部 情報社会学科			情報・商業
人間科学部 人間科学科		社会・保健体育	公民・保健体育

第15条の2 ～ 第19条 <略> <略>

(学位授与)
第20条 前条により卒業証書を授与された者には、次の区別にしたがって、学士の学位を授与することができる。
(1) 経済学部 経済学科 学士(経済学)
地域政策学科 学士(経済学)
(2) 経営学部 経営学科 学士(経営学)
ビジネス法学科 学士(経営学)
(3) 情報社会学部 情報社会学科 学士(情報社会学)
(4) 人間科学部 人間科学科 学士(人間科学)

第9章 <略> <略>

第10章 学生の定員

(入学定員及び収容定員)
第35条 各学部各学科の学生の定員は次のとおりとする。

(1) 経済学部

	入学定員	収容定員
経済学部 経済学科	450	1,800
経済学部 地域政策学科	150	600
計	600	2,400

(2) 経営学部

	入学定員	編入学定員	収容定員
経営学部 第1部(昼間学部) 経営学科	330		1,320
経営学部 第1部(昼間学部) ビジネス法学科	180		720
経営学部 第2部(夜間学部) 経営学科	110	20	480
計	620	20	2,520

(3) 情報社会学部

	入学定員	収容定員
情報社会学部 情報社会学科	250	1,000
計	250	1,000

(4) 人間科学部

	入学定員	収容定員
人間科学部 人間科学科	175	700
計	175	700

第11章 ～ 第16章 <略>

第17章 改 廃

(改廃)
第62条 本学則の改廃は、教授会の意見を聴いて理事会が行う。

附 則
第112条 <略>
第115条 本学則は令和3年3月16日に改正し、令和3年4月1日から施行する。
第116条 本学則は令和3年12月21日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

別表1(第43条、第44条、第46条、第49条関係)

単位：円

入学検定料	経済学部 経済学科	経済学部 地域政策学科	経営学部 第1部 経営学科	経営学部 第1部 ビジネス法学科	経営学部 第2部 経営学科	情報社会学部 情報社会学科	人間科学部 人間科学科
							35,000

学 費 等 納付金額	内 訳	経済学部 経済学科	経済学部 地域政策学科	経営学部 第1部 経営学科	経営学部 第1部 ビジネス法学科	情報社会学部 情報社会学科	人間科学部 人間科学科
		入学金	270,000	710,000	140,000	40,000	1,160,000
入学年度年額		150,000	350,000	80,000	20,000	600,000	
施設設備資金							
情報機器利用料							
入学年度年額							

(注) 1. 入学金は入学年度のみ徴収する。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目 次

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容	3
イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性	4
1. 社会動向	
a) 多様性を尊重し、グローバルな視点をもった人材の養成	4
b) AI 人材の養成	4
c) 「社会的健康」維持・向上に貢献できる人材の養成	4
2. 本学を取り巻く状況	
a) 本学の沿革	5
b) 本学の中長期計画	5
c) 関西圏の 18 歳人口および大学進学率の動向	5
d) 本学の入試状況	6
e) 本学の就職率および求人件数	7
f) 本学学部・学科の整理	7
3. 学部・学科	
a) 経済学部経済学科	8
b) 経営学部	9
(1) 第 1 部経営学科	
(2) 第 1 部ビジネス法学科	
c) 情報社会学部情報社会学科	10
d) 人間科学部人間科学科	10
e) 入学定員を減らす学科について	11
(1) 経済学部地域政策学科	
(2) 経営学部第 2 部経営学科	
ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	12
(ア). 教育課程の変更内容について	12
1. 概要	
2. 学部	
a) 経済学部経済学科	13
b) 経営学部（第 1 部経営学科、第 1 部ビジネス法学科、第 2 部経営学科）	14
c) 情報社会学部情報社会学科	14
d) 人間科学部人間科学科	15
(イ). 教育方法及び履修指導方法の変更内容について	16
a) 経済学部経済学科	17

b)経営学部	17
(1) 第1部経営学科、第1部ビジネス法学科	
(2) 第2部経営学科	
c)情報社会学部情報社会学科.....	18
d)人間科学部人間科学科.....	18
(ウ). 教員組織の変更内容について	19
a)経済学部経済学科	19
b)経営学部	19
(1) 第1部経営学科	
(2) 第1部ビジネス法学科	
(3) 第2部経営学科	
c)情報社会学部情報社会学科.....	20
d)人間科学部人間科学科.....	20
(エ). 大学全体の施設・設備の変更内容について	20

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

大阪経済大学では、令和5年度から、経済学部経済学科、経営学部第1部経営学科・第1部ビジネス法学科・経営学部第2部経営学科、情報社会学部情報社会学科、人間科学部人間科学科の入学定員、編入学定員および収容定員を以下の表のとおり変更する。

◆現行と変更後の入学定員及び収容定員（単位：人）

学部	学科	現行			変更後		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	450	－	1,800	<u>680</u>	－	<u>2,720</u>
	地域政策学科	150	－	600	募集停止		
経営学部	第1部経営学科	330	－	1,320	<u>430</u>	－	<u>1,720</u>
	第1部ビジネス法学科	180	－	720	<u>200</u>	－	<u>800</u>
	第2部経営学科	110	(3年次) 20	480	<u>50</u>	－	<u>200</u>
情報社会学部	情報社会学科	250	－	1,000	<u>300</u>	－	<u>1,200</u>
人間科学部	人間科学科	175	－	700	<u>200</u>	－	<u>800</u>
合計（大阪経済大学の総数）		1,645	20	6,620	<u>1,860</u>	－	<u>7,440</u>

経済学部については、学部の入学定員を経済学科（450名）と地域政策学科（150名）を合わせた現在の600名から680名とする。具体的には、教育体制を検討した上で、地域政策学科の学生募集を停止し、2学科体制（経済学科および地域政策学科）から1学科体制（経済学科）へ移行する。地域政策学科の入学定員150名は経済学科へ振り替える。そのことにより、経済学科は、地域政策学科の入学定員の振り替えである150名と純増である80名の合計230名を増員し、450名から680名とする。経済学部としての純増は80名である。

経営学部第1部経営学科については、入学定員を現在の330名から100名増員し、430名に、また、第1部ビジネス法学科については、入学定員を現在の180名から20名増員し、200名とする。

経営学部第2部経営学科については、入学定員を現在の110名から60名減らし、50名とする。また、現在3年次に設定している編入学定員20名については、設定を取りやめる。

情報社会学部情報社会学科については、入学定員を現在の250名から50名増員し、300名とする。

人間科学部人間科学科については、入学定員を現在の175名から25名増員し、200名とする。

大学全体としては、入学定員は1,860名（215名増）となるが、3年次編入学定員20名の設定を取りやめる（収容定員40名減）ため、収容定員は7,440名（820名増）となる。

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

1. 社会動向

a) 多様性を尊重し、グローバルな視点をもった人材の養成

グローバル化の進行によって、ヒト・カネ・モノ・情報が国境を超えて移動し、世界全体が市場経済として一体化しつつある。他方、2015年国連サミットにおいて採択された「Sustainable Development Goals (SDGs: 持続可能な開発目標)」(資料1) が示すように、これまでの市場経済の枠組みだけでは解決できない資源枯渇や地球温暖化、人口問題、貧困問題等に対する世界規模での解決が求められている。世界の持続的発展のため、これまで以上に一人ひとりが自らの生活と世界との結びつきを意識したうえで、多様性を尊重しグローバルな視点をもった考え方や行動が求められる。

今後は、性別・年齢・国籍等に縛られず多様な人々が活躍できる社会システムを再構築し、身近な地域においても、世界全体においても「共生」を基礎とした、人・地域・企業・国の変革や連携が重要となる。そのためには、ただ単にコミュニケーションがとれるだけでなく、関わる人々や地域・社会の文化や歴史を理解したうえで、他者を尊重しながら世界規模で物事を捉えられる思考力や実践力を養う必要がある。このような、多様性を尊重し、共生社会の実現に貢献できるグローバルな視点をもった人材の養成が何よりも求められている。

b) AI人材の養成

政府のAI戦略実行会議は、Society 5.0を実現するうえで重要なカギとなるAIの利活用を進めるために「AI戦略2019」(令和元年6月11日)(資料2)を取りまとめた。Society 5.0は、平成28年に内閣府「第5期科学技術基本計画」(資料3)の中で提唱され、IoT (Internet of Things) を通じて全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報を共有し、今までにない新たな価値を生み出すことによって、経済発展と社会的課題の解決を両立できる人間中心の社会の実現を目指す構想である。その構想の実現に向けて、「AI戦略2019」では、「文理を問わず、全ての大学・高専生(約50万人卒/年)が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得」「文理問わず、一定規模の大学・高専生(約25万人卒/年)が、自らの専門分野への数理・データサイエンス・AIの応用力を習得」という具体的な人材養成目標を掲げている。今後は、日常生活から経営戦略・政策立案等までの様々な場面でデータを利活用し、課題解決に活かすことができる人材の養成が必要である。

c) 「社会的健康」維持・向上に貢献できる人材の養成

世界保健機関(WHO)憲章(昭和21年)において、「健康」とは、「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」と定義されている(資料4)。また、世界の全ての人々が「人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつ」であ

ると述べている。これまでは「健康」といえば、公衆衛生の改善、医療技術の進展による疾病からの回復・予防に焦点があてられてきた。しかし、近年は急速な技術革新の進展等による社会・経済情勢の変化を背景に、人々が抱える不安やストレスに対して社会全体で対応することが求められている。そのため、人々の「社会的健康」の維持・向上支援に貢献できる実践力を有する人材の養成が必要である。

2. 本学を取り巻く状況

a) 本学の沿革

本学は、昭和7年に開設された浪華高等商業学校を起源とし、その後幾度かの改組を経て、昭和24年に経済学部経済学科の単科大学として、現在の名称である大阪経済大学となった。また本学は、大阪市内に位置する経済・経営系の伝統を基盤とする大学として、商都大阪において中核を担う人材を養成する役割を果たし、大阪および関西をはじめとする企業や地域社会に多くの人材を輩出してきた。

b) 本学の中長期計画

本学は、令和14年（2032年）に創立100周年を迎えるにあたり、あらためて、創立時の創設者の思いや大学理念に立ち返り、新たな大学のミッションを平成30年12月に策定した。それが「生き続ける学びが創発する場となり、商都大阪から、社会に貢献する“人財”を輩出する」である。そして、このミッションを達成するため、大阪経済大学100周年ビジョン「DAIKEI 2032」（資料5）を策定し、4つのビジョン（教育、研究、社会実践、大学組織・運営）から、令和14年（2032年）の本学のあるべき姿を定義した。

さらに「DAIKEI 2032」に基づき、平成31年4月から令和6年3月までの5カ年計画を示す新第一次中期計画を策定した。この新第一次中期計画（令和元年度～令和5年度）（資料5）では、時代に合わせた学部・学科、研究科の再編と定員再設定を主要施策に掲げており、今回、その一環として令和5年度に収容定員の増員を行うこととした。

これまで、本学では志願者が入学定員を大きく上回る状況が継続していることから、今回の申請では、志願者への教育の場を拡充するとともに、教育の質を確保しつつ、より多くの“人財”を輩出するという社会の量的な要請に応えるために、収容定員の増員を実施する。

c) 関西圏の18歳人口および大学進学率の動向

ここでは、本学志願者の80%以上が大阪、兵庫といった関西圏出身の高校生であることから、18歳人口と大学進学率の動向について、関西圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県）を対象に、確認を行った。

文部科学省「学校基本統計」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」（資料6）から令和5年を基準に令和15年時点の18歳人口の減少率をみると、奈良県が20.7%、和歌山県が13.8%、兵庫県が10.7%となっている。本学への志願者の中心となる大阪府の減少率は7.2%と小さく、

全国の減少率（8.6%）よりも低いことがわかる。

直近の令和3年度入試における本学への志願者状況をみると、関西圏が83.7%を占めている。また、都道府県単位で志願者数をみてみると、大阪府在住の学生が6,565名となっており、全志願者14,802名の約半数を占めている。さらに、兵庫県在住の志願者4,069名を合わせると10,634名となり、全志願者数の71.8%を占めている。

このように、奈良県・和歌山県における18歳人口の減少率よりも、兵庫県・特に大阪府の減少率はかなり小さく、その一方で、大阪府・兵庫県在住の本学への志願者の割合が高いことから、本学志願者減少への影響は限定的であると推測できる。

次に、大学進学率の動向をみてみる。本学への志願者の中心となる関西圏についてみると、和歌山県を除き、全国平均の大学進学率より高い。特に、京都府は67.8%（令和2年）と高く、これは女子の進学率が70.5%と高いことが影響している。また、令和2年の大阪府における大学進学率は61.8%と京都府（67.8%）や兵庫県（62.5%）より低くなっているが、平成27年からみると2.4ポイント上昇しており、その上昇率は京都府（1.4ポイント）および兵庫県（1.7ポイント）より高い。

また、リクルート進学総研「マーケットレポート」（Vol.90、2021年4月号）における近畿エリアの大学進学希望者の「地元残留率の推移」（資料7）をみてみると、大阪府は地元の大学へ進学を希望する学生が57.4%（令和2（2020）年）と最も多く、平成23年（2011年）の54.6%から2.8ポイント上昇している。

以上を踏まえると、今後、18歳人口の減少が予測される一方で、本学への志願者の中心となる大阪府の減少率は比較的小さく、また大阪府においては地元の大学へ進学を希望する学生数が増加傾向にある。さらに全国および関西圏の進学率の上昇を鑑みると、今後も本学への志願状況はこれまで同様に安定的に推移すると予測できる。

d) 本学の入試状況

本学の入学定員に対する入学試験状況をみると（資料8）、令和3年度入試の全志願者数は、本学の入学定員1,645名に対して延べ14,996名となっている。今回の入学定員の増員を行う学部・学科においても入学定員に対する全志願者は、経済学部経済学科・地域政策学科では入学定員600名に対して5,789名、経営学部第1部経営学科では入学定員330名に対して3,950名、経営学部第1部ビジネス法学科では入学定員180名に対して1,122名、情報社会学部情報社会学科では入学定員250名に対して1,874名、人間科学部人間科学科では入学定員175名に対して1,919名となっている。これまでの本学全体の一般入試における志願者状況をみると、過去5年間において志願倍率が常に9倍を超える状況が続いている。また、推薦入試などを含むすべての志願者と入学定員との関係をも、本学全体では過去5年間において、志願倍率は常に9倍を超える状況である。このように、本学への志願倍率は入学定員に対して十分に高いことがわかる。このことは、多くの志願者があるにもかかわらず、残念ながら本学が学びの機会を提供できていないことの表れである。つまり、本学の入学者受入の規模が社会的需要に対して応えきれていないことがわかる。

そのため、今回の収容定員の増員により、本学で学びたいという志願者に学びの機会をさらに提供することが可能となり、ひいては社会で活躍できる数多くの人材養成に貢献することにつながるといえる。

e) 本学の就職率および求人件数

令和3年6月の有効求人倍率は全国の1.13倍に対して、大阪府は1.17倍と全国平均を上回っており、大阪府は人材需要の高いエリアと考えられる。

このことを反映し、本学学生の就職率（就職者/就職希望者）は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けたものの、平成28年度92.0%、平成29年度93.0%、平成30年度93.6%、令和元年度92.5%、令和2年度87.4%と高い水準で推移しており、企業から一定の評価を得ている。なお、収容定員の増員を行う学部・学科における過去5年間の卒業生の平均就職率は、経済学部経済学科では89.1%、経営学部第1部経営学科では93.0%、経営学部第1部ビジネス法学科では93.7%、情報社会学部情報社会学科では91.5%、人間科学部人間科学科では94.2%と、高い水準を維持している。

さらに、本学への求人件数についても、平成28年度6,342件、平成29年度7,133件、平成30年度8,032件、令和元年度8,061件となっており、高い水準を維持している。なお、令和2年度の求人件数は7,674件であるが、そのうち大阪に本社のある企業からの求人数は1,179件となっている。また、令和2年度は、就職した学生の47.0%が大阪に本社のある企業に就職している。そして、令和3年3月卒業者向けに本学で開催された単独企業説明会には延べ43社、業界セミナー・合同企業説明会には延べ562社の参加があった。

以上のことから、本学学生に対する企業からの期待は大きく、その需要にも応えているといえる。本学への志願状況、企業が求めている人材養成を勘案すると、収容定員を増員してより多くの人材を輩出することで、今後もさらに地域社会への貢献を強化することが可能となる。

f) 本学学部・学科の整理

以上のように、本学への志願者及び企業や社会における人材養成の期待に応えられるよう収容定員を増員するとともに、さらなる教育の場と教育の質を確保するために学部・学科の定員整理を行う。

経済学部地域政策学科については、平成14年度の開設時より地域に根差したフィールドワークを重視する教育を拡充してきた。その後、時間の経過とともに、フィールドワークなどの実践的な学習は経済学のあらゆる分野において重要であると判断し、地域政策学科に留まらず、経済学部全体でフィールドワーク等を実施する体制を整えてきた。入学試験についても間口が広い経済学という分野において、学生が何を学びたいのか見極め、1年間じっくりと専門分野の選択機会を確保できるよう、入学試験は学部一括募集として実施してきた。

その結果、両学科の良さを融合した学部のカリキュラム構成（講義とフィールドワークなどの実践的な学習をバランス良く配置）が可能となったため、令和5年度の収容定員変更に合わせて、現行の経済学部の2学科体制（経済学科および地域政策学科）から1学科体制（経済学科）へ移行する。

経営学部第2部経営学科においては、リカレント教育のニーズはあるものの、働きながら学位を取得する社会人学生が減少していることから、60名の入学定員減を行い、50名とする。また、現在3年次に設定している編入学定員20名については、少人数教育を徹底するため設定を取りやめる。

3. 学部・学科

収容定員変更を計画する学部・学科について個別に説明する。

a) 経済学部経済学科

経済学部経済学科では、「座学と実学の融合」を図った教育体制を通じて、実践的な思考法を身につけ、現代社会の諸問題を発見し、幅広い教養と経済学の専門分野に関する知識を基礎として課題解決の道筋を立てることができる人材を養成してきた。過去5年間の本学科卒業生の平均就職率は、89.1%である。このことから、安定した社会的需要があることを指摘できる。

また、今後は、データサイエンスや人工知能（AI）について専門知識を有する人材の輩出、具体的には、現代社会・経済の諸問題に対して様々な予測と解決策を提案し、社会に新たな価値を生み出すことができる「データサイエンティストの養成」に取り組み、社会的需要に応じていく。

さらに、グローバル化が進展するなかで、多様性を尊重しグローバルな視点をもった考えや行動が求められる。そのため、関わる人々や地域・社会の文化や歴史を理解し、世界規模で物事を捉え考えられる思考力や実践力を養う必要があり、本学科においてもこれまで行ってきた経済学を基礎とした「グローバル人材の養成」を社会的使命と改めて受け止め、その人材養成に注力する。

このように「データサイエンティスト・グローバル人材の養成」という今般の社会的要請に応え、その社会的使命を十分に果たしていくため、経済学部がこれまで築きあげてきた教育体制を現代的により一層拡充する。

「データサイエンティスト・グローバル人材の養成」に関しては、専門性の高い教育プログラムが必要であり、今回の申請に伴ってこれまで行ってきた統計学やグローバル教育を充実させ、「データサイエンスプログラム」と「グローバル人材プログラム」という教育プログラムを設ける。この教育プログラムを十分な質を担保しつつ実施するために、既存科目に加え、データサイエンスプログラムでは「データ分析Ⅰ・Ⅱ」（新設）「機械学習Ⅰ・Ⅱ」（新設）、グローバル人材プログラムでは、これまで開講してきた「地域・社会調査」「海外実習」といったフィールドワーク科目に加え、英語でのプレゼンテーション等を行う「グローバル人材特殊講義（グローバル人材PBL）」を新設し、新設科目を担当する専任教員1名を収容定員の増員に先駆けて採用した（令和4年

4月1日着任予定)。

以上のように、学生が経済学部で講義とフィールドワークなどの実践的な学習をバランスよく学び、データサイエンティスト・グローバル人材の養成という今般の社会的要請にも応えるために、教育体制の充実（1学科への統合、教育プログラム設置）とそのための教員及び収容定員の増員を実施する。

そのため、令和5年度より経済学部地域政策学科の学生募集を停止し（入学定員150名）、現行の2学科体制（経済学科および地域政策学科）から経済学科のみの1学科体制に発展的に教育課程を統合し、地域政策学科の教育課程や教員組織等の教育研究基盤は経済学科へ継承する。その上で、経済学科は、地域政策学科の入学定員の振り替えである150名と純増である80名の合計230名を増員し、450名から680名とする。経済学部としての純増は80名である。

b) 経営学部

経営学部の人材養成の目的は、学部の教育理念である「経営と法の融合」に基づいて、経営と法の両面に精通した市民・職業人を養成することである。そのため、これまで経営学と法学の基礎知識の双方を学ぶ教育を実施してきた。

また近年、多くの企業でコンプライアンスに対する意識が高まっており、業種を問わず、法学の基礎知識を身につけたビジネスパーソンの需要が増えている。

こうした社会的背景を踏まえ、経営学と法学の基礎知識の双方を学ぶことができる第1部経営学科および第1部ビジネス法学科の入学定員を増やすこととした。また、経営学部第2部経営学科については、働きながら学位を取得する社会人学生が減少傾向であることから、入学定員を減らすこととした。

(1) 第1部経営学科

経営学部第1部経営学科では、学部基礎科目として、初年次から学ぶ当科目群で、経営学やビジネス法学、会計学の基礎知識、基礎的なPCスキルなどを、自身のキャリア志向に合わせて身につけさせる教育を実施している。そして、市民社会・ビジネス社会の一員としての基本的知識・ルールと実践的能力を身につけ、企業経営のみならず法律にも強い市民・職業人を養成してきた。過去5年間の本学科卒業生の平均就職率は93.0%である。このことから、安定した社会的需要があることを指摘できる。

本学科は、経営と法に精通した市民・職業人を養成する学科として、企業より一定の評価を得ており、社会からの量的要請に十分応えるために、入学定員を330名から100名増員し、430名とする。

(2) 第1部ビジネス法学科

経営学部第1部ビジネス法学科は、1990年代後半以降のわが国のグローバル化推進に伴い、コンプライアンスがより重要性を増してきた時代のニーズに合わせ、経営の知識とともに、法知識・法感覚を併せ持つ社会経済人を養成すべく誕生した。そして、本

学科では、ビジネス社会の法化の進展をうけ、企業活動に不可欠となってきた法の基礎知識と運用能力を身につけ、経営にも強い市民・職業人を養成してきた。

過去5年間の本学科卒業生の平均就職率は93.7%である。このことから、安定した社会的需要があることを指摘できる。

本学科は、経営と法に精通した市民・職業人を養成する学科として企業より一定の評価を得ており、社会からの量的要請に十分応えるために、入学定員を180名から20名増員し、200名とする。

c)情報社会学部情報社会学科

情報社会学部情報社会学科では、「現代社会」「経営・経済社会」「情報コミュニケーション」という3つのコースを設け、それぞれに対応する形で「社会学」「経営・経済学」「情報学」という3つの学問領域を展開し、各領域を深めるとともに複数の領域を融合的に学ぶことができる教育を平成24年の開設以来実施してきた。その上で、社会の変化に対応しながら情報学教育を核として、社会で求められる有為な人材を養成してきた。過去5年間の本学科卒業生の平均就職率は91.5%である。このことから、安定した社会的需要があることを指摘できる。

平成28年に「第5期科学技術基本計画」（内閣府）の中でSociety 5.0が提唱されたが、これはまさに情報社会学部が目指す教育目標である。その新たな目標に向けて、情報学領域を2分割し、それぞれの科目群を充実させる。一方で、社会学および経営・経済学の領域についても、それぞれの立場からSociety 5.0とAI戦略を見据えた教育課程の見直しを行う。

このように、これまで社会の変化に対応しながら情報学教育を核として、社会で求められる有為な人材を養成してきた情報社会学部であるが、Society 5.0やAI戦略の動きに呼応して「これからの社会」で求められる有為な人材を養成する。

本学科の人材養成は社会的要請に対応したものであり、量的要請にも十分応えるために入学定員を250名から50名増員し、300名とする。

d)人間科学部人間科学科

人間科学部人間科学科では令和5年度の収容定員の増員に伴い、学位の分野を変更せず現行のメディア・デザインコースを社会ライフデザインコースに再編し、教育課程のさらなる充実を図る。

本学科は、人間を様々な角度から研究することを目標とする。本学科は、「人間について総合的・学際的に学ぶとともに、心理、身体、社会、文化について専門的に探究することによって、人とつながり、人をつなげる力を養成する」ことを目指して教育を行ってきた。過去5年間の本学科卒業生の平均就職率は94.2%である。このことから、安定した社会的需要があることを指摘できる。

経済産業省は、社会人基礎力の「前に踏み出す力（主体性・働きかけ力・実行力）」や「考え抜く力（課題発見力・計画力・想像力）」「チームで働く力（発信力・傾聴力・

柔軟性・状況把握力・規律性・ストレスコントロール力)」を提唱しているが、本学科では、社会人基礎力のチームで働く力を特に重視し、「人とつながり、人をつなげる力」を養成する。

また、メディア・デザインコースから社会ライフデザインコースへの変更は、「社会」を捉える視点はこれまで同様であるが、メディアからの切り口だけでなく、人・企業・地域といった多面的な視点から社会的健康や社会安全に取り組む人材が必要であるという社会的要請に応えるためである。

以上のことから、これまで高い評価を得てきた本学科の教育の質を維持し、社会的要請に応えるために、入学定員を 175 名から 25 名増員し、あわせて 200 名とする。

e)入学定員を減らす学科について

(1) 経済学部地域政策学科

経済学部では、平成 14 年度に既設の経済学科にくわえて地域政策学科を設置した。地域政策学科では地域経済に貢献できる人材を、フィールドワークなどの実践的な学習を通じて養成することを重視してきた。

平成 14 年度より約 20 年に渡って積み重ねてきた教育研究を通じて、次第に、実践的な学習は地域政策学科だけでなく、経済学部のあらゆる分野において必須であることが教員や学生に周知されるようになった。それを踏まえ、経済学部全体で実践的な学習を総合的にカリキュラムに組み込み、実施する体制を整えていった。近年では、経済学部全体で、地域政策学科で培ってきたアクティブ・ラーニングや問題解決型学習(PBL)を積極的に導入している。一方、地域政策学の学習においても、経済学科が従来より培ってきた理論・歴史・統計による分析方法を身につける必要性が時代とともに高まってきた。こうした理由から、経済学のあらゆる分野において講義(理論・歴史・統計)と実践的な学習をバランス良く配置して学ぶことができる体制にすべく、現行の 2 学科体制(経済学科および地域政策学科)から、地域政策学科の教員等の教育研究基盤を経済学科へ取り込んだうえで、地域政策学科を募集停止し、経済学科のみの 1 学科体制とする。

これにより、1 学科体制への移行後も 2 学科体制時と同等の教育内容が担保されるだけでなく、実社会で役立つ知識や技術を講義と実践的な学習の両面から幅広く学べる充実した教育課程へと改善する。

以上により、経済学部地域政策学科は令和 5 年度より学生募集を停止し、現在の入学定員 150 名は経済学科へ振り替える。そのことにより、経済学科は、地域政策学科の入学定員の振り替えである 150 名と純増である 80 名の合計 230 名を増員し、450 名から 680 名とする。経済学部としての純増は 80 名である。

(2) 経営学部第 2 部経営学科

大学進学率の上昇に伴い、設置当初に想定をしていた、昼間に企業等で就労をして、夜間に大学教育を受け学位取得を目指す学生が大幅に減少したことを受け、経営学部

第2部経営学科については、夜間教育としての一定の役割を果たしたことを考慮し、入学定員ならびに収容定員を減員する。

しかしながら、働きながら学位を取得する社会人学生が減少しているものの、昨今のリカレント教育のニーズの高まりに伴い、本学科では多様な背景を持った社会人学生が入学していることも鑑み、定員を減員することで少人数教育を充実させ、より実践的・専門的できめ細やかな教育を提供することで、リカレント教育の充実を要望する国と学生の教育ニーズに応えたい。

以上により、経営学部第2部経営学科の入学定員は現在の110名から60名減らし、50名とする。また、現在3年次に設定している編入学定員20名については、少人数教育を徹底するため、設定を取りやめる。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア). 教育課程の変更内容について

1. 概要

本学が位置する大阪は、中小企業を含めて多くの企業が集積しているが、今後は、AI人材が不足することが予想される（資料9）。そのため、本学が情報リテラシーや応用基礎レベルのデータサイエンスやAIの知識・技術を修得した学生を養成することによって、地元産業の活性化など社会に貢献することができる。その実現に向けて、本学全体では、令和3年度秋学期から「共通特殊講義（データサイエンス概論）」を正規科目として開講し、分かりやすくデータを示して理解を共有し課題と向き合うためのスキルを磨き、その解決策を考えていく機会を提供している。さらに、令和4年度からは、正規科目「データサイエンス概論」として開講し、社会が求める人材養成に寄与する。

経済学部では、収容定員の増員に伴い、学則上の授業科目編成において、教育課程の一層の明瞭化と機能化を図る。具体的には、現行の2学科体制から1学科体制への移行、および現行の7コースから4コース・2教育プログラムへの教育課程の変更である。なお、科目の調整とコース構成の変更は行うが、従前の教育課程と比較して、全体の履修体系は大きく変更しない。一方で、「データサイエンスプログラム」と「グローバル人材プログラム」の教育プログラムを設け、さらなる教育の質の向上も図る。

経営学部では、収容定員の増員に伴う教育課程の変更は、科目の統合・分割、名称変更といった軽微なものに留まる。ただし、第2部経営学科においては、収容定員を減員させることにより、少人数教育を充実させ、リカレント教育を求めるニーズに応えていく。

情報社会学部では、収容定員の増員に伴い、現在の「社会学」「経営・経済学」「情報学」という3領域から、「社会学」「現代ビジネス」「データサイエンス」「情報デザイン」という4領域に教育課程の拡充を行う。また、4領域を「社会学・現代ビジネス」コースと「総合情報」コースから成る2コース制に移行させ科目群の充実を行う。

人間科学部では、収容定員の増員に伴い、現在の3コース8領域を維持し、学位の分野は変更しないが、現行の社会学関係のメディア・デザインコースを社会ライフデザイ

ンコースに再編し、教育課程のさらなる充実を図る。

ただし、4学部とも社会の要請に応じて近年教育課程を充実させており、令和5年度からの収容定員の増員にあたり、教育課程の大きな変更はない。

2. 学部

以下、入学定員の増員を計画する学部・学科について個別に説明する。

a) 経済学部経済学科

先にも述べたが、経済学部ではフィールドワークなどの実践的な学習は経済学のあらゆる分野において必須であると判断し、それを経済学部全体で実施する体制を整えてきた。そして、今回の収容定員の増員に際して、経済学のあらゆる分野において講義（理論・歴史・統計）と実践的な学習をバランス良く配置して学ぶことができる体制にすべく、現行の2学科体制（経済学科および地域政策学科）から1学科体制（経済学科）へと発展的に教育課程を統合する。

したがって、1学科体制への移行後も2学科体制時と同等の教育内容が担保されるだけでなく、実社会で役立つ知識や技術を講義と実践的な学習の両面から幅広く学べる教育課程へと改善される。

本学部では平成25年度より7つのコースを設け、2年次春学期からいずれかのコースを学生が選択する体制のもとで、経済学の専門科目（学科専攻科目）の教育を行ってきた。令和5年度からの新たな教育体制では、各コースを一層効果的に機能させるために、これまでの7コースのエッセンスを4コース（産業・金融コース、公共政策コース、国際政治経済コース、地域政策コース）に集約する。学生は各自の興味関心に応じて経済学に関する専門的な学習を進められるように、2年次春学期に4つのコースの中から1つを選択して履修する点は、これまでと同様である

また、学習意欲の高い学生がコースにくわえて、2種の教育プログラム（データサイエンスプログラムおよびグローバル人材プログラム）を追加的に履修できる体制を整える。新たな教育プログラムは、データ分析を通じて実証的に社会や経済の実態を解明する「データサイエンスプログラム」と、語学などのコミュニケーションスキルを磨き上げ、多様な社会や文化を理解する知識を育む「グローバル人材プログラム」の2つから成る。これらの教育プログラムは4つのコースで得られる専門知識を、より高度な水準にまで引き上げる役割を担っており、旧教育課程と比較して、一層段階的かつ発展的な教育課程へと向上している。各プログラムでは、体系的かつ段階的に高度な知識や技術を身に付けられるように、カリキュラムツリーを用意し、目標達成水準に応じて、大学公認の修了認定証を発行する。先述のコースとの違いは、学生は4つのいずれかのコースに必ず所属するが、教育プログラムは学生が自ら希望して修了を目指すものであり、コースで学習する知識にくわえて更に高度な水準の専門知識が得られるように設計した。

さらに、各コースや各教育プログラムには、地域政策学科で培われてきた多くのフィールドワークなどの実践的な学習も授業として取り入れた。「工場見学」や「海外

実習（アメリカ、韓国、タイ、ドイツなど）」は、国内や海外の現地法人等を訪れて現場でヒヤリング等の調査を行う。「地域・社会調査」では、香川県豊島地区や奈良県川上村などで産業廃棄物調査や限界集落調査を行うなど、数々の地域密着型の調査実績があり、新教育課程でも同様の内容を維持する。

なお、1学科体制への移行および、コースと教育プログラムに関する変更については、科目の調整とコース構成の変更は行うが、従前の教育課程と比較して、経済学の基礎科目、全学共通科目、専門演習の履修体系が大きく変更するものではない。既存の履修体系は維持したうえで、「データサイエンスプログラム」と「グローバル人材プログラム」の教育プログラムを設け、さらなる教育の質の向上を図るものである。

以上のように、今回の収容定員変更に伴う教育課程の変更により、地域政策学科で培われた実学を取り入れた教育方法は、経済学部の教育課程全体に広げられる。また、これまでの7つのコースの教育内容は、4つのコースおよび2つの教育プログラム（データサイエンスプログラム・グローバル人材プログラム）へと集約し、より高度な専門知識の修得を可能とする。なお、これらの教育課程は、科目の調整とコース構成の変更は行っているが、従前の教育課程と比較して全体の履修体系に大きな変更はない。また、コース構成の変更以外はほぼ令和3年度に既に実施しており、教育課程の内容については、令和4年度より教育プログラム（データサイエンスプログラム・グローバル人材プログラム）も開講する。

b) 経営学部（第1部経営学科、第1部ビジネス法学科、第2部経営学科）

経営学部第1部経営学科および第1部ビジネス法学科は、令和2年度、令和3年度に教育課程を既に変更しているため、収容定員の増員にあたり教育課程の大きな変更はない。なお、教育課程は、科目の統合・分割、名称変更といった軽微なものに留まるため、収容定員の増員にあたっては教育課程の大きな見直しはせず、学生は、学部基礎科目、学科基幹科目、学科専門科目と段階的に履修しながらも、各段階では興味関心に応じた科目選択ができるように教育課程を編成するという方針を継続する。

第2部経営学科においては、収容定員を減員させることにより、少人数教育を充実させ、より実践的・専門的で、きめ細やかな教育を提供することで、リカレント教育を求めるニーズに応じていく。また、定員の減員に伴い、社会人学生が学ぶという当学科の特徴を踏まえ、「学科基礎科目」「学科基幹科目」「経営コース科目」「ビジネス法コース科目」「サービスマネジメントコース科目」「キャリアサポートコース科目」の6つのコース科目群のうち、「サービスマネジメントコース科目」「キャリアサポート科目」を他の4コース科目群内に再配置し、より専門性の高い科目の教育に注力する。

c) 情報社会学部情報社会学科

情報社会学部情報社会学科の新たな教育課程には、①社会学領域、②現代ビジネス領域、③データサイエンス領域、④情報デザイン領域の4領域を設ける。そして、こ

これらの教育課程変更後のカリキュラムは、変更前のカリキュラムと概ね対応しており、「社会学」は旧「社会学」を継承発展させたもの、「現代ビジネス」は旧「経営・経済学」を継承発展させたものである。そして「データサイエンス」および「情報デザイン」は旧「情報学」を拡大・発展させたものである。つまり、新カリキュラムは、旧カリキュラムとの対応関係をできるだけ維持しつつ発展させることを意識して設計しており、収容定員変更前の教育課程と比較しても教育内容は維持・向上されている。

本学科では、教育課程の恒常的な見直しにも取り組んでおり、先述した政府が提唱する Society 5.0（資料3）ならびに「AI戦略2019」（資料2）は、まさに現在の情報社会学部が目指すべき方向を示している。その新たな教育目標に向けて動き出すためには、既存の各領域を修正することと合わせて、情報学領域を拡大して2つの領域に分けることが不可欠との結論に至った。

新たな4領域を「社会学」および「現代ビジネス」、「データサイエンス」および「情報デザイン」という2コース制に移行させ、前者を「社会学・現代ビジネス」コース、後者を「総合情報」コースとして科目群の充実を図る。社会学・現代ビジネスコースは、「社会学」領域と「現代ビジネス」領域の科目群で構成し、実社会における現象を社会調査や統計学の理論と手法を駆使して分析する能力や、企業経営の分析、およびよりよい社会の仕組みや制度の検討・提案を行う能力を養成する。総合情報コースは、「データサイエンス」領域と「情報デザイン」領域の科目群で構成し、コンピュータ理論と情報処理技術を駆使して高度なデータ分析やアプリケーション開発を行う能力および情報を目的に応じて適切にわかりやすく伝える表現とコミュニケーションの能力を養成する。

くわえて、本学科では、コースを超えて4つの学問領域を結びつける多様な履修モデルの構築を行う。4つの領域について、1つの領域を学ぶだけでは卒業要件を満たさない設計とし、必ず2つ以上の領域を学ぶことにより卒業要件を満たすことを必要要件とした。担当教員は多様な履修モデルを提示して履修指導を行い、学生自らの意思で学びを設計させる。

d)人間科学部人間科学科

人間科学部人間科学科の教育課程においては、現在の3コース8領域の枠組みを維持するが、社会学関係のメディア・デザインコースを社会ライフデザインコースに再編し、これまでの教育課程を今日の社会の求めるニーズと学生のニーズにあわせてより充実させていく。今日の社会の求めるニーズに応える教育とは、人とのコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、そして予見不可能な世界を生き抜く、新しい時代の社会人として求められる基本的な知識、技能を身につけることである。

そのような人材を養成するために、本学部ではコースの再編を中心とした教育の改革を進め、汎用性のある知識、技能を身につけつつ、より高度な知識や技能を修得できるようにする。

また、社会人のための基礎的な知識、技能の修得と合わせて、保健体育科教員および社会科教員、健康運動指導士、スポーツリーダー、公認心理師、臨床心理士などの専門的職業に就くことを目指す学生に対しては、そのための専門的な教育ならびに支援を充実させていく。

臨床心理学コースでは、臨床心理学を中心に幅広い心理学の知見を活用し、現代社会における人々の心理的諸問題を発見・予見するとともに解決できる学生を育てることを目指している。また、平成30年度から公認心理師資格に対応した学部教育のカリキュラムを編成し、大学院に進学して公認心理師や臨床心理士を目指す学生を支援している。そして、公認心理師や臨床心理士を目指す学生を養成するとともに、社会人として、主体的に働きかける力、傾聴力、状況把握力をもってチームで働く力を修得できるよう、対人援助やより豊かな人間関係構築のための専門的知識と技能を修得させる。臨床心理学コースについては、カリキュラムは従前と変わらず、コース名称の変更のみである。

スポーツ科学コースは、これまでのスポーツコーチング、ヘルスプロモーションにくわえて、スポーツビジネスの領域を設け、スポーツクラブの経営やスポーツビジネスについても学べるようにし、保健体育科教員を志望する学生を支援する教育を充実させる。また、スポーツの持つ多様な価値を理解し、スポーツ科学の基礎的知識を学習することで、スポーツ現場の課題のみならず、地域や社会の抱える課題をスポーツの活用を通じて解決できる人材の養成を目指す。理論（各講義科目）と実践（スポーツ健康実践演習など）を往還する体系的なカリキュラムを通して、実践で生きる知識を修得させる。スポーツ科学コースについても、カリキュラムは従前と変わらず、コース名称の変更のみである。

そして、メディア・デザインコースから変更した社会ライフデザインコースは、「社会」を捉える視点はこれまで同様であるが、メディアだけでなく、人・企業・地域といった多面的な視点へ切り口の幅を広げる。その上で、不確実な現代社会の多様な課題への対処法を学び、変化する社会をしなやかに力強く生き抜く力を身につけ、次世代に活躍できる実践力を養う。具体的には、生活の基盤となる人と地域コミュニティの相互関係を理解し、社会心理学的な手法を用い、健康志向のライフスタイルのあり方を学ぶ。さらに生命を支える社会の安全システムや健康寿命を延伸するソーシャルサポートを学び、安心・安全なまちづくりに貢献できる実践力を修得させる。社会科教員をはじめ地方自治体職員、医療・住宅・食品等の関連産業へ就職し、持続可能な社会に貢献できる仕事に就くことを目指す。社会ライフデザインコースの教育課程の変更については、コース名称の変更と科目の調整を行っているが、従前の教育課程と比較して全体の履修体系は大きく変更していない。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容について

収容定員を変更する学部・学科において、教育課程の変更内容に伴う教育方法と履修指導方法については以下のとおりである。

a) 経済学部経済学科

経済学部経済学科では、2 学科体制から 1 学科体制への移行、4 つのコースと 2 つの教育プログラムへの教育課程の変更を行うが、コース構成の変更以外は令和 3 年度に既に実施しており、教育方法及び履修指導方法について、大きな変更はない。

経済学部経済学科では、初年次から卒業までの年次進行に従って、広域な学問分野を学ぶ「全学共通科目」から、経済学の専門知識を得る「学部専門科目」へと、履修のウェイトを徐々にシフトさせていく教育課程としている。

初年次には、経済学の基礎や全学共通科目に含まれる他の学問分野を学び、幅広く学習を行いながら、学生自身が大学で何をしたいのかをじっくりと考え、2 年次以降は、初年次の学習をもとに、4 つのコースおよび各教員が開講する専門演習に所属して専門的な学習を進める。さらに、フィールドワークや教育プログラムなどの実践的な学習を経て、専門性を身につけることを目指す。こうした教育課程は、コースで学習する知識にくわえて更に高度な水準の専門知識を得ることが可能になるとともに、学習段階に応じて常に学生に対して学習のインセンティブ付けを行うことが可能になるように留意した。さらに、専門演習やフィールドワーク・問題解決型学習（PBL）等の科目を中心に少人数教育を徹底するため、専任教員の増員を行うと同時に 1 クラスあたりの履修人数を減らし、あわせてクラスの数を増やすことで、質の高い教育を実施する。また、履修方法の説明会を開催するなどして、学生に適切なコース選択や教育プログラムの修得を促す。

b) 経営学部

(1) 第 1 部経営学科、第 1 部ビジネス法学科

経営学部第 1 部経営学科および第 1 部ビジネス法学科では、定員変更に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は原則として行わない。本学部では、「経営と法の融合」という学部の教育理念のもとで、所属する学科・コース以外の開講科目も上限付きで履修できるという教育方法を実践している。なお、学科基幹科目のような重要な科目は複数回開講し、1 クラスあたりの履修学生数を減らすことで、質の高い教育を実施している。

また、演習や実習などの少人数科目に関しては、収容定員の増員に伴い、教員の新規採用を行うことで教員 1 名あたりの履修学生数が減少するため、教育効果はより高いものとなる。

(2) 第 2 部経営学科

経営学部第 2 部経営学科でも、定員変更に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は原則として行わない。さらに、徹底した少人数教育の提供を継続して行うだけでなく、社会人学生が無理なく学べるように、一部の科目において多様なメディアを高度に利用する遠隔授業を実施する。

c)情報社会学部情報社会学科

情報社会学部情報社会学科は、教育課程が現在の3領域・3コース制から、4領域・2コース制に移行するが、教育方法および履修指導方法について大きな変更はない。

「社会学・現代ビジネス」「総合情報」という2つのコースを設け、各コースには2つずつの学問領域があり、学生はどちらかのコースに所属しながら、4領域の教育課程を、自身の関心に応じた履修モデルにしたがって修得することができる。

このように、学び進めながら自らの関心を深め、各分野における専門的な知識や能力、学びの姿勢を修得できるように、各年次に応じた講義と演習を適切に組み合わせた授業を展開する。具体的には、1年次に専任教員が担当する基礎演習を置き、グループワーク等を通じて、大学における主体的な学びの方法を身につけるような指導を行う。2年次秋学期以降には、所属する分野の学びを実践的に体現する主体性を獲得できるよう、専門ゼミ教育を実施する。そして、学びの集大成として卒業論文(または卒業制作)を仕上げるための卒業研究を必修とし、ゼミ担当教員による個別の丁寧な指導を実施する。

その他の専門科目においても、少人数教育の効果を重視する演習科目を中心に、1クラスあたりの履修人数を減らし、同時にクラスの数を増やすことで、質の高い教育を実施し、アクティブ・ラーニングや問題解決型学習(PBL)、反転授業等の導入を積極的に進める。

d)人間科学部人間科学科

人間科学部人間科学科では、現在の3コース8領域の枠組みを維持するが、履修方法、カリキュラムについては若干調整し、教育内容の充実を図る。

臨床心理学コースは、平成30年度から公認心理師資格に対応した学部教育のカリキュラムを編成しているため、教育方法および履修指導方法の大きな変更はないが、公認心理師が国家資格となったことに伴って今後もニーズの高まりが見込めることから、その養成を中心にした「臨床心理学」に重点をおき、より特色が鮮明なコースとする。また、実験や実習など、机上の学習にとどまらない実践的な学びとなる授業においては、体験学習、問題解決型学習(PBL)の要素を取り入れ、より実践的、汎用性のある知識や技能の修得を図れるようにする。

スポーツ科学コースでも教育方法および履修指導方法の大きな変更はなく、コース名称の変更のみである。これまでと同様に保健体育科教員免許、健康運動指導士、コーチングアシスタントなど、スポーツ健康系の資格に対応したカリキュラムになっている。今後はこれまで以上に保健体育科教員を希望する学生には専門のプログラムによる支援、スポーツや健康ビジネスを志す学生には、企業や自治体との問題解決型学習(PBL)や海外での実習を配置し、実践的かつ発展的な学習ニーズに応える。

メディア・デザインコースから名称変更した社会ライフデザインコースでは、既存の学問的知識とともに実務的内容も合わせた教育カリキュラムを引き続き維持する。学生1人ひとりの職業的な目的意識を高め、中学社会科・高校公民科教職や福祉住環境コ

ーディネーターなどの資格取得を目指すとともに、卒業後の進路として実社会で活躍できるよう履修指導を行う。

(ウ) 教員組織の変更内容について

以下に、入学定員を増員する学部・学科および、入学定員を減らす学部・学科の教員組織の変更内容について説明する。

a) 経済学部経済学科

経済学部経済学科は、学生募集を停止する地域政策学科の教員組織を統合し、さらに教育プログラム新設にあわせて、令和8年4月1日までに専任教員を4名増員する。これにより、令和8年4月1日には、大学設置基準に定める必要教員数29名を大きく上回る専任教員55名（うち教授28名、准教授22名、講師5名）を配置し、時代のニーズに応じ、かつ志願者や企業・地域からの要請に応えることができる教員組織としてさらに充実させる。また、従来は各教員の研究分野に応じて教員が配置されていた組織体系を、機動的に教育内容の検討ができるように、教員をカリキュラムに基づいて配置するように変更する。

b) 経営学部

(1) 第1部経営学科

経営学部第1部経営学科では、入学定員を100名増員することを見越し、3～4年次の専門教育のカリキュラムの充実および卒業研究指導を通じての学生の思考力・創造力・文章による表現力を磨くため、アカデミック・スキル教育の経験を持つ専門家を専任教員として2名増員する。よって、令和8年4月1日には、大学設置基準に定める必要教員数19名を大きく上回る専任教員31名（教授11名、准教授11名、講師9名）を配置する。

(2) 第1部ビジネス法学科

経営学部第1部ビジネス法学科は、現状でも、難関である公認会計士試験合格者を輩出しており、教育組織、教育内容ともに充実したものとなっている。令和8年4月1日には、大学設置基準に定める必要教員数12名を上回る専任教員15名（教授8名、准教授5名、講師2名）を配置する。

(3) 第2部経営学科

経営学部第2部経営学科は、今回、60名の定員減を行うが、少人数教育を充実させるために、大学設置基準に定める必要教員数4名を上回る専任教員5名を配置する。教員数は現状を維持するため、学科全体の教員一人当たりの学生数は、96名から50名に下がり、少人数教育を徹底する体制を構築することができ、教育内容の質や水準がより一層高まる。

c)情報社会学部情報社会学科

情報社会学部情報社会学科は、Society 5.0（資料3）や「AI戦略2019」（資料2）の動きに呼応して「これからの社会」で求められる有為な人材を養成し量的要請にも十分応えるために、入学定員を250名から50名増やす。それに合わせ、令和5年4月1日までに専任教員を3名増員する。令和8年4月1日には、大学設置基準に定める必要教員数17名を大きく上回る専任教員28名（教授15名、准教授8名、講師5名）を配置し、教員組織、教育内容ともに充実させる。

d)人間科学部人間科学科

人間科学部人間科学科では、過去5年間で8名の専任教員を新規採用している。また、本学科においては、令和5年度の収容定員の増員に向けて、先行して令和4年度に2名増員する。令和8年4月1日には、大学設置基準に定める必要教員数12名を大きく上回る専任教員26名（教授15名、准教授6名、講師5名）を配置し、コースの拡充に合わせて、教員組織のより一層の充実を図る。

(エ). 大学全体の施設・設備の変更内容について

大阪市内に位置する大隅キャンパスでは、収容定員を増員する経済学部経済学科、経営学部第1部経営学科、経営学部第1部ビジネス法学科、情報社会学部情報社会学科、人間科学部人間科学科および、収容定員を減員する経営学部第2部経営学科の授業を実施している。

本学では収容定員の変更に伴う学生数増加に対応するため、既存のC館を増築し、30名収容教室10室、20名収容教室15室の計25室を新たに設け、令和5年4月に供用を開始する予定である（資料10）。そして、C館増築に併せ、G館についても72名を収容できる既存教室5室の固定席を可動席に改修し、グループワーク等の授業にも対応できるように教室の整備を行い、令和5年4月より供用開始予定である（資料10）。今回の収容定員変更が完成年度を迎える令和8年度時点において、増築等を加味した大隅キャンパスの1週間の教室の使用状況（稼働率）は45%程度を想定しており、学生数の増加、教育課程の変更によるクラス数増加等にも支障なく耐えられる教室数を用意している。

また、令和3年9月には、デジタル技術を活用した教育や学内でのモバイルPCの利用の増加を見込み、全教室で無線LANを利用できるように整備を行った。増築するC館についても、全教室で無線LANが利用できるようにする計画である。これにより、全ての教室でWi-Fiが利用できるようになり、収容定員の増員に対応できる設備が整う。

そして、収容定員の増員後もキャンパス内に学生の居場所を確保するため、増築したC館教室の空き時間自由解放や、既存のC館にある学生ラウンジ（1階約234㎡、2階約215㎡、計124席）を時代に合った憩いの場として改修する予定である（令和5年3月竣工予定）。さらに、令和3年3月と10月には、新型コロナウイルス感染予防の観点から、学生が屋外でも飲食が可能な場所を提供することを目的として、キャンパス内の複数箇所に可動式の日よけ（オーニング）を整備し、全体で35席程度の座席を増設しており、

これを収容定員の増員後も維持する。

また、令和5年5月には既存のJ館に専任教員の研究室27室および共同研究室1室を追加で整備する予定であり、本学に新たに就任する教員に対しても過不足なく研究室を確保し、教育研究環境を維持する。

以上により、大学全体の収容定員が増員した後も、学生の利便性を維持しつつ、教育研究に必要な教室、施設設備等を整備する。また、魅力あるキャンパスの整備を目標として校舎、施設設備等の整備に継続的に取り組む。

学則の変更の趣旨等を記載した書類 資料目次

- 資料 1 : Sustainable Development Goals (SDGs : 持続可能な開発目標)
- 資料 2 : 「AI 戦略 2019」
- 資料 3 : 平成 28 年「第 5 期科学技術基本計画」(内閣府)
- 資料 4 : 世界保健機関 (WHO) 憲章
- 資料 5 : 大阪経済大学 100 周年ビジョン「DAIKEI 2032」および新第一次中期計画・主要施策
- 資料 6 : 18 歳人口の推移
- 資料 7 : 地元残留率の推移
- 資料 8 : 過去 5 年間の本学の入学試験状況
- 資料 9 : 「AI 人材」6 割不足
- 資料 10 : C 館増築工程表
- 資料 11 : 教育課程等の概要



General Assembly

Distr.: Limited
18 September 2015

Original: English

Seventieth session

Agenda items 15 and 116

Integrated and coordinated implementation of and follow-up to the outcomes of the major United Nations conferences and summits in the economic, social and related fields

Follow-up to the outcome of the Millennium Summit

Draft resolution referred to the United Nations summit for the adoption of the post-2015 development agenda by the General Assembly at its sixty-ninth session

Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development

The General Assembly

Adopts the following outcome document of the United Nations summit for the adoption of the post-2015 development agenda:

Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development

Preamble


This Agenda is a plan of action for people, planet and prosperity. It also seeks to strengthen universal peace in larger freedom. We recognize that eradicating poverty in all its forms and dimensions, including extreme poverty, is the greatest global challenge and an indispensable requirement for sustainable development.

All countries and all stakeholders, acting in collaborative partnership, will implement this plan. We are resolved to free the human race from the tyranny of poverty and want and to heal and secure our planet. We are determined to take the bold and transformative steps which are urgently needed to shift the world on to a sustainable and resilient path. As we embark on this collective journey, we pledge that no one will be left behind.

The 17 Sustainable Development Goals and 169 targets which we are announcing today demonstrate the scale and ambition of this new universal Agenda. They seek to build on the Millennium Development Goals and complete what they did not achieve. They seek to realize the human rights of all and to achieve gender

15-15900 (E) 220915

* 1515900 *

Please recycle 



equality and the empowerment of all women and girls. They are integrated and indivisible and balance the three dimensions of sustainable development: the economic, social and environmental.

The Goals and targets will stimulate action over the next 15 years in areas of critical importance for humanity and the planet.

People

We are determined to end poverty and hunger, in all their forms and dimensions, and to ensure that all human beings can fulfil their potential in dignity and equality and in a healthy environment.

Planet

We are determined to protect the planet from degradation, including through sustainable consumption and production, sustainably managing its natural resources and taking urgent action on climate change, so that it can support the needs of the present and future generations.

Prosperity

We are determined to ensure that all human beings can enjoy prosperous and fulfilling lives and that economic, social and technological progress occurs in harmony with nature.

Peace

We are determined to foster peaceful, just and inclusive societies which are free from fear and violence. There can be no sustainable development without peace and no peace without sustainable development.

Partnership

We are determined to mobilize the means required to implement this Agenda through a revitalized Global Partnership for Sustainable Development, based on a spirit of strengthened global solidarity, focused in particular on the needs of the poorest and most vulnerable and with the participation of all countries, all stakeholders and all people.

The interlinkages and integrated nature of the Sustainable Development Goals are of crucial importance in ensuring that the purpose of the new Agenda is realized. If we realize our ambitions across the full extent of the Agenda, the lives of all will be profoundly improved and our world will be transformed for the better.

Declaration

Introduction

1. We, the Heads of State and Government and High Representatives, meeting at United Nations Headquarters in New York from 25 to 27 September 2015 as the Organization celebrates its seventieth anniversary, have decided today on new global Sustainable Development Goals.

2. On behalf of the peoples we serve, we have adopted a historic decision on a comprehensive, far-reaching and people-centred set of universal and transformative Goals and targets. We commit ourselves to working tirelessly for the full implementation of this Agenda by 2030. We recognize that eradicating poverty in all its forms and dimensions, including extreme poverty, is the greatest global challenge and an indispensable requirement for sustainable development. We are committed to achieving sustainable development in its three dimensions — economic, social and environmental — in a balanced and integrated manner. We will also build upon the achievements of the Millennium Development Goals and seek to address their unfinished business.

3. We resolve, between now and 2030, to end poverty and hunger everywhere; to combat inequalities within and among countries; to build peaceful, just and inclusive societies; to protect human rights and promote gender equality and the empowerment of women and girls; and to ensure the lasting protection of the planet and its natural resources. We resolve also to create conditions for sustainable, inclusive and sustained economic growth, shared prosperity and decent work for all, taking into account different levels of national development and capacities.

4. As we embark on this great collective journey, we pledge that no one will be left behind. Recognizing that the dignity of the human person is fundamental, we wish to see the Goals and targets met for all nations and peoples and for all segments of society. And we will endeavour to reach the furthest behind first.

5. This is an Agenda of unprecedented scope and significance. It is accepted by all countries and is applicable to all, taking into account different national realities, capacities and levels of development and respecting national policies and priorities. These are universal goals and targets which involve the entire world, developed and developing countries alike. They are integrated and indivisible and balance the three dimensions of sustainable development.

6. The Goals and targets are the result of over two years of intensive public consultation and engagement with civil society and other stakeholders around the world, which paid particular attention to the voices of the poorest and most vulnerable. This consultation included valuable work done by the Open Working Group of the General Assembly on Sustainable Development Goals and by the United Nations, whose Secretary-General provided a synthesis report in December 2014.

Our vision

7. In these Goals and targets, we are setting out a supremely ambitious and transformational vision. We envisage a world free of poverty, hunger, disease and want, where all life can thrive. We envisage a world free of fear and violence. A world with universal literacy. A world with equitable and universal access to quality education at all levels, to health care and social protection, where physical, mental and social well-being are assured. A world where we reaffirm our commitments regarding the human right to safe drinking water and sanitation and where there is improved hygiene; and where food is sufficient, safe, affordable and nutritious. A world where human habitats are safe, resilient and sustainable and where there is universal access to affordable, reliable and sustainable energy.

8. We envisage a world of universal respect for human rights and human dignity, the rule of law, justice, equality and non-discrimination; of respect for race, ethnicity and cultural diversity; and of equal opportunity permitting the full realization of human potential and contributing to shared prosperity. A world which invests in its children and in which every child grows up free from violence and exploitation. A world in which every woman and girl enjoys full gender equality and all legal, social and economic barriers to their empowerment have been removed. A just, equitable, tolerant, open and socially inclusive world in which the needs of the most vulnerable are met.

9. We envisage a world in which every country enjoys sustained, inclusive and sustainable economic growth and decent work for all. A world in which consumption and production patterns and use of all natural resources — from air to land, from rivers, lakes and aquifers to oceans and seas — are sustainable. One in which democracy, good governance and the rule of law, as well as an enabling environment at the national and international levels, are essential for sustainable development, including sustained and inclusive economic growth, social development, environmental protection and the eradication of poverty and hunger. One in which development and the application of technology are climate-sensitive, respect biodiversity and are resilient. One in which humanity lives in harmony with nature and in which wildlife and other living species are protected.

Our shared principles and commitments

10. The new Agenda is guided by the purposes and principles of the Charter of the United Nations, including full respect for international law. It is grounded in the Universal Declaration of Human Rights, international human rights treaties, the Millennium Declaration and the 2005 World Summit Outcome. It is informed by other instruments such as the Declaration on the Right to Development.

11. We reaffirm the outcomes of all major United Nations conferences and summits which have laid a solid foundation for sustainable development and have helped to shape the new Agenda. These include the Rio Declaration on Environment and Development, the World Summit on Sustainable Development, the World Summit for Social Development, the Programme of Action of the International Conference on Population and Development, the Beijing Platform for Action and the United Nations Conference on Sustainable Development. We also reaffirm the follow-up to these conferences, including the outcomes of the Fourth United Nations Conference on the Least Developed Countries, the third International Conference on Small Island Developing States, the second United Nations Conference on Landlocked Developing Countries and the Third United Nations World Conference on Disaster Risk Reduction.

12. We reaffirm all the principles of the Rio Declaration on Environment and Development, including, inter alia, the principle of common but differentiated responsibilities, as set out in principle 7 thereof.

13. The challenges and commitments identified at these major conferences and summits are interrelated and call for integrated solutions. To address them effectively, a new approach is needed. Sustainable development recognizes that eradicating poverty in all its forms and dimensions, combating inequality within and among countries, preserving the planet, creating sustained, inclusive and sustainable

economic growth and fostering social inclusion are linked to each other and are interdependent.

Our world today

14. We are meeting at a time of immense challenges to sustainable development. Billions of our citizens continue to live in poverty and are denied a life of dignity. There are rising inequalities within and among countries. There are enormous disparities of opportunity, wealth and power. Gender inequality remains a key challenge. Unemployment, particularly youth unemployment, is a major concern. Global health threats, more frequent and intense natural disasters, spiralling conflict, violent extremism, terrorism and related humanitarian crises and forced displacement of people threaten to reverse much of the development progress made in recent decades. Natural resource depletion and adverse impacts of environmental degradation, including desertification, drought, land degradation, freshwater scarcity and loss of biodiversity, add to and exacerbate the list of challenges which humanity faces. Climate change is one of the greatest challenges of our time and its adverse impacts undermine the ability of all countries to achieve sustainable development. Increases in global temperature, sea level rise, ocean acidification and other climate change impacts are seriously affecting coastal areas and low-lying coastal countries, including many least developed countries and small island developing States. The survival of many societies, and of the biological support systems of the planet, is at risk.

15. It is also, however, a time of immense opportunity. Significant progress has been made in meeting many development challenges. Within the past generation, hundreds of millions of people have emerged from extreme poverty. Access to education has greatly increased for both boys and girls. The spread of information and communications technology and global interconnectedness has great potential to accelerate human progress, to bridge the digital divide and to develop knowledge societies, as does scientific and technological innovation across areas as diverse as medicine and energy.

16. Almost 15 years ago, the Millennium Development Goals were agreed. These provided an important framework for development and significant progress has been made in a number of areas. But the progress has been uneven, particularly in Africa, least developed countries, landlocked developing countries and small island developing States, and some of the Millennium Development Goals remain off-track, in particular those related to maternal, newborn and child health and to reproductive health. We recommit ourselves to the full realization of all the Millennium Development Goals, including the off-track Millennium Development Goals, in particular by providing focused and scaled-up assistance to least developed countries and other countries in special situations, in line with relevant support programmes. The new Agenda builds on the Millennium Development Goals and seeks to complete what they did not achieve, particularly in reaching the most vulnerable.

17. In its scope, however, the framework we are announcing today goes far beyond the Millennium Development Goals. Alongside continuing development priorities such as poverty eradication, health, education and food security and nutrition, it sets out a wide range of economic, social and environmental objectives. It also promises more peaceful and inclusive societies. It also, crucially, defines

means of implementation. Reflecting the integrated approach that we have decided on, there are deep interconnections and many cross-cutting elements across the new Goals and targets.

The new Agenda

18. We are announcing today 17 Sustainable Development Goals with 169 associated targets which are integrated and indivisible. Never before have world leaders pledged common action and endeavour across such a broad and universal policy agenda. We are setting out together on the path towards sustainable development, devoting ourselves collectively to the pursuit of global development and of “win-win” cooperation which can bring huge gains to all countries and all parts of the world. We reaffirm that every State has, and shall freely exercise, full permanent sovereignty over all its wealth, natural resources and economic activity. We will implement the Agenda for the full benefit of all, for today’s generation and for future generations. In doing so, we reaffirm our commitment to international law and emphasize that the Agenda is to be implemented in a manner that is consistent with the rights and obligations of States under international law.

19. We reaffirm the importance of the Universal Declaration of Human Rights, as well as other international instruments relating to human rights and international law. We emphasize the responsibilities of all States, in conformity with the Charter of the United Nations, to respect, protect and promote human rights and fundamental freedoms for all, without distinction of any kind as to race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth, disability or other status.

20. Realizing gender equality and the empowerment of women and girls will make a crucial contribution to progress across all the Goals and targets. The achievement of full human potential and of sustainable development is not possible if one half of humanity continues to be denied its full human rights and opportunities. Women and girls must enjoy equal access to quality education, economic resources and political participation as well as equal opportunities with men and boys for employment, leadership and decision-making at all levels. We will work for a significant increase in investments to close the gender gap and strengthen support for institutions in relation to gender equality and the empowerment of women at the global, regional and national levels. All forms of discrimination and violence against women and girls will be eliminated, including through the engagement of men and boys. The systematic mainstreaming of a gender perspective in the implementation of the Agenda is crucial.

21. The new Goals and targets will come into effect on 1 January 2016 and will guide the decisions we take over the next 15 years. All of us will work to implement the Agenda within our own countries and at the regional and global levels, taking into account different national realities, capacities and levels of development and respecting national policies and priorities. We will respect national policy space for sustained, inclusive and sustainable economic growth, in particular for developing States, while remaining consistent with relevant international rules and commitments. We acknowledge also the importance of the regional and subregional dimensions, regional economic integration and interconnectivity in sustainable development. Regional and subregional frameworks can facilitate the effective

translation of sustainable development policies into concrete action at the national level.

22. Each country faces specific challenges in its pursuit of sustainable development. The most vulnerable countries and, in particular, African countries, least developed countries, landlocked developing countries and small island developing States, deserve special attention, as do countries in situations of conflict and post-conflict countries. There are also serious challenges within many middle-income countries.

23. People who are vulnerable must be empowered. Those whose needs are reflected in the Agenda include all children, youth, persons with disabilities (of whom more than 80 per cent live in poverty), people living with HIV/AIDS, older persons, indigenous peoples, refugees and internally displaced persons and migrants. We resolve to take further effective measures and actions, in conformity with international law, to remove obstacles and constraints, strengthen support and meet the special needs of people living in areas affected by complex humanitarian emergencies and in areas affected by terrorism.

24. We are committed to ending poverty in all its forms and dimensions, including by eradicating extreme poverty by 2030. All people must enjoy a basic standard of living, including through social protection systems. We are also determined to end hunger and to achieve food security as a matter of priority and to end all forms of malnutrition. In this regard, we reaffirm the important role and inclusive nature of the Committee on World Food Security and welcome the Rome Declaration on Nutrition and the Framework for Action. We will devote resources to developing rural areas and sustainable agriculture and fisheries, supporting smallholder farmers, especially women farmers, herders and fishers in developing countries, particularly least developed countries.

25. We commit to providing inclusive and equitable quality education at all levels — early childhood, primary, secondary, tertiary, technical and vocational training. All people, irrespective of sex, age, race or ethnicity, and persons with disabilities, migrants, indigenous peoples, children and youth, especially those in vulnerable situations, should have access to life-long learning opportunities that help them to acquire the knowledge and skills needed to exploit opportunities and to participate fully in society. We will strive to provide children and youth with a nurturing environment for the full realization of their rights and capabilities, helping our countries to reap the demographic dividend, including through safe schools and cohesive communities and families.

26. To promote physical and mental health and well-being, and to extend life expectancy for all, we must achieve universal health coverage and access to quality health care. No one must be left behind. We commit to accelerating the progress made to date in reducing newborn, child and maternal mortality by ending all such preventable deaths before 2030. We are committed to ensuring universal access to sexual and reproductive health-care services, including for family planning, information and education. We will equally accelerate the pace of progress made in fighting malaria, HIV/AIDS, tuberculosis, hepatitis, Ebola and other communicable diseases and epidemics, including by addressing growing anti-microbial resistance and the problem of unattended diseases affecting developing countries. We are committed to the prevention and treatment of non-communicable diseases, including

behavioural, developmental and neurological disorders, which constitute a major challenge for sustainable development.

27. We will seek to build strong economic foundations for all our countries. Sustained, inclusive and sustainable economic growth is essential for prosperity. This will only be possible if wealth is shared and income inequality is addressed. We will work to build dynamic, sustainable, innovative and people-centred economies, promoting youth employment and women's economic empowerment, in particular, and decent work for all. We will eradicate forced labour and human trafficking and end child labour in all its forms. All countries stand to benefit from having a healthy and well-educated workforce with the knowledge and skills needed for productive and fulfilling work and full participation in society. We will strengthen the productive capacities of least developed countries in all sectors, including through structural transformation. We will adopt policies which increase productive capacities, productivity and productive employment; financial inclusion; sustainable agriculture, pastoralist and fisheries development; sustainable industrial development; universal access to affordable, reliable, sustainable and modern energy services; sustainable transport systems; and quality and resilient infrastructure.

28. We commit to making fundamental changes in the way that our societies produce and consume goods and services. Governments, international organizations, the business sector and other non-State actors and individuals must contribute to changing unsustainable consumption and production patterns, including through the mobilization, from all sources, of financial and technical assistance to strengthen developing countries' scientific, technological and innovative capacities to move towards more sustainable patterns of consumption and production. We encourage the implementation of the 10-Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production Patterns. All countries take action, with developed countries taking the lead, taking into account the development and capabilities of developing countries.

29. We recognize the positive contribution of migrants for inclusive growth and sustainable development. We also recognize that international migration is a multidimensional reality of major relevance for the development of countries of origin, transit and destination, which requires coherent and comprehensive responses. We will cooperate internationally to ensure safe, orderly and regular migration involving full respect for human rights and the humane treatment of migrants regardless of migration status, of refugees and of displaced persons. Such cooperation should also strengthen the resilience of communities hosting refugees, particularly in developing countries. We underline the right of migrants to return to their country of citizenship, and recall that States must ensure that their returning nationals are duly received.

30. States are strongly urged to refrain from promulgating and applying any unilateral economic, financial or trade measures not in accordance with international law and the Charter of the United Nations that impede the full achievement of economic and social development, particularly in developing countries.

31. We acknowledge that the United Nations Framework Convention on Climate Change is the primary international, intergovernmental forum for negotiating the global response to climate change. We are determined to address decisively the

threat posed by climate change and environmental degradation. The global nature of climate change calls for the widest possible international cooperation aimed at accelerating the reduction of global greenhouse gas emissions and addressing adaptation to the adverse impacts of climate change. We note with grave concern the significant gap between the aggregate effect of parties' mitigation pledges in terms of global annual emissions of greenhouse gases by 2020 and aggregate emission pathways consistent with having a likely chance of holding the increase in global average temperature below 2 degrees Celsius or 1.5 degrees Celsius above pre-industrial levels.

32. Looking ahead to the twenty-first session of the Conference of the Parties in Paris, we underscore the commitment of all States to work for an ambitious and universal climate agreement. We reaffirm that the protocol, another legal instrument or agreed outcome with legal force under the Convention applicable to all parties shall address in a balanced manner, inter alia, mitigation, adaptation, finance, technology development and transfer and capacity-building; and transparency of action and support.

33. We recognize that social and economic development depends on the sustainable management of our planet's natural resources. We are therefore determined to conserve and sustainably use oceans and seas, freshwater resources, as well as forests, mountains and drylands and to protect biodiversity, ecosystems and wildlife. We are also determined to promote sustainable tourism, to tackle water scarcity and water pollution, to strengthen cooperation on desertification, dust storms, land degradation and drought and to promote resilience and disaster risk reduction. In this regard, we look forward to the thirteenth meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity to be held in Mexico.

34. We recognize that sustainable urban development and management are crucial to the quality of life of our people. We will work with local authorities and communities to renew and plan our cities and human settlements so as to foster community cohesion and personal security and to stimulate innovation and employment. We will reduce the negative impacts of urban activities and of chemicals which are hazardous for human health and the environment, including through the environmentally sound management and safe use of chemicals, the reduction and recycling of waste and the more efficient use of water and energy. And we will work to minimize the impact of cities on the global climate system. We will also take account of population trends and projections in our national rural and urban development strategies and policies. We look forward to the upcoming United Nations Conference on Housing and Sustainable Urban Development to be held in Quito.

35. Sustainable development cannot be realized without peace and security; and peace and security will be at risk without sustainable development. The new Agenda recognizes the need to build peaceful, just and inclusive societies that provide equal access to justice and that are based on respect for human rights (including the right to development), on effective rule of law and good governance at all levels and on transparent, effective and accountable institutions. Factors which give rise to violence, insecurity and injustice, such as inequality, corruption, poor governance and illicit financial and arms flows, are addressed in the Agenda. We must redouble our efforts to resolve or prevent conflict and to support post-conflict countries,

including through ensuring that women have a role in peacebuilding and State-building. We call for further effective measures and actions to be taken, in conformity with international law, to remove the obstacles to the full realization of the right of self-determination of peoples living under colonial and foreign occupation, which continue to adversely affect their economic and social development as well as their environment.

36. We pledge to foster intercultural understanding, tolerance, mutual respect and an ethic of global citizenship and shared responsibility. We acknowledge the natural and cultural diversity of the world and recognize that all cultures and civilizations can contribute to, and are crucial enablers of, sustainable development.

37. Sport is also an important enabler of sustainable development. We recognize the growing contribution of sport to the realization of development and peace in its promotion of tolerance and respect and the contributions it makes to the empowerment of women and of young people, individuals and communities as well as to health, education and social inclusion objectives.

38. We reaffirm, in accordance with the Charter of the United Nations, the need to respect the territorial integrity and political independence of States.

Means of implementation

39. The scale and ambition of the new Agenda requires a revitalized Global Partnership to ensure its implementation. We fully commit to this. This Partnership will work in a spirit of global solidarity, in particular solidarity with the poorest and with people in vulnerable situations. It will facilitate an intensive global engagement in support of implementation of all the Goals and targets, bringing together Governments, the private sector, civil society, the United Nations system and other actors and mobilizing all available resources.

40. The means of implementation targets under Goal 17 and under each Sustainable Development Goal are key to realizing our Agenda and are of equal importance with the other Goals and targets. The Agenda, including the Sustainable Development Goals, can be met within the framework of a revitalized Global Partnership for Sustainable Development, supported by the concrete policies and actions as outlined in the outcome document of the third International Conference on Financing for Development, held in Addis Ababa from 13 to 16 July 2015. We welcome the endorsement by the General Assembly of the Addis Ababa Action Agenda, which is an integral part of the 2030 Agenda for Sustainable Development. We recognize that the full implementation of the Addis Ababa Action Agenda is critical for the realization of the Sustainable Development Goals and targets.

41. We recognize that each country has primary responsibility for its own economic and social development. The new Agenda deals with the means required for implementation of the Goals and targets. We recognize that these will include the mobilization of financial resources as well as capacity-building and the transfer of environmentally sound technologies to developing countries on favourable terms, including on concessional and preferential terms, as mutually agreed. Public finance, both domestic and international, will play a vital role in providing essential services and public goods and in catalysing other sources of finance. We acknowledge the role of the diverse private sector, ranging from micro-enterprises

to cooperatives to multinationals, and that of civil society organizations and philanthropic organizations in the implementation of the new Agenda.

42. We support the implementation of relevant strategies and programmes of action, including the Istanbul Declaration and Programme of Action, the SIDS Accelerated Modalities of Action (SAMOA) Pathway and the Vienna Programme of Action for Landlocked Developing Countries for the Decade 2014-2024, and reaffirm the importance of supporting the African Union's Agenda 2063 and the programme of the New Partnership for Africa's Development, all of which are integral to the new Agenda. We recognize the major challenge to the achievement of durable peace and sustainable development in countries in conflict and post-conflict situations.

43. We emphasize that international public finance plays an important role in complementing the efforts of countries to mobilize public resources domestically, especially in the poorest and most vulnerable countries with limited domestic resources. An important use of international public finance, including official development assistance (ODA), is to catalyse additional resource mobilization from other sources, public and private. ODA providers reaffirm their respective commitments, including the commitment by many developed countries to achieve the target of 0.7 per cent of gross national income for official development assistance (ODA/GNI) to developing countries and 0.15 per cent to 0.2 per cent of ODA/GNI to least developed countries.

44. We acknowledge the importance for international financial institutions to support, in line with their mandates, the policy space of each country, in particular developing countries. We recommit to broadening and strengthening the voice and participation of developing countries — including African countries, least developed countries, landlocked developing countries, small island developing States and middle-income countries — in international economic decision-making, norm-setting and global economic governance.

45. We acknowledge also the essential role of national parliaments through their enactment of legislation and adoption of budgets and their role in ensuring accountability for the effective implementation of our commitments. Governments and public institutions will also work closely on implementation with regional and local authorities, subregional institutions, international institutions, academia, philanthropic organizations, volunteer groups and others.

46. We underline the important role and comparative advantage of an adequately resourced, relevant, coherent, efficient and effective United Nations system in supporting the achievement of the Sustainable Development Goals and sustainable development. While stressing the importance of strengthened national ownership and leadership at the country level, we express our support for the ongoing dialogue in the Economic and Social Council on the longer-term positioning of the United Nations development system in the context of this Agenda.

Follow-up and review

47. Our Governments have the primary responsibility for follow-up and review, at the national, regional and global levels, in relation to the progress made in implementing the Goals and targets over the coming 15 years. To support accountability to our citizens, we will provide for systematic follow-up and review

at the various levels, as set out in this Agenda and the Addis Ababa Action Agenda. The high-level political forum under the auspices of the General Assembly and the Economic and Social Council will have the central role in overseeing follow-up and review at the global level.

48. Indicators are being developed to assist this work. Quality, accessible, timely and reliable disaggregated data will be needed to help with the measurement of progress and to ensure that no one is left behind. Such data is key to decision-making. Data and information from existing reporting mechanisms should be used where possible. We agree to intensify our efforts to strengthen statistical capacities in developing countries, particularly African countries, least developed countries, landlocked developing countries, small island developing States and middle-income countries. We are committed to developing broader measures of progress to complement gross domestic product.

A call for action to change our world

49. Seventy years ago, an earlier generation of world leaders came together to create the United Nations. From the ashes of war and division they fashioned this Organization and the values of peace, dialogue and international cooperation which underpin it. The supreme embodiment of those values is the Charter of the United Nations.

50. Today we are also taking a decision of great historic significance. We resolve to build a better future for all people, including the millions who have been denied the chance to lead decent, dignified and rewarding lives and to achieve their full human potential. We can be the first generation to succeed in ending poverty; just as we may be the last to have a chance of saving the planet. The world will be a better place in 2030 if we succeed in our objectives.

51. What we are announcing today — an Agenda for global action for the next 15 years — is a charter for people and planet in the twenty-first century. Children and young women and men are critical agents of change and will find in the new Goals a platform to channel their infinite capacities for activism into the creation of a better world.

52. “We the peoples” are the celebrated opening words of the Charter of the United Nations. It is “we the peoples” who are embarking today on the road to 2030. Our journey will involve Governments as well as parliaments, the United Nations system and other international institutions, local authorities, indigenous peoples, civil society, business and the private sector, the scientific and academic community — and all people. Millions have already engaged with, and will own, this Agenda. It is an Agenda of the people, by the people and for the people — and this, we believe, will ensure its success.

53. The future of humanity and of our planet lies in our hands. It lies also in the hands of today’s younger generation who will pass the torch to future generations. We have mapped the road to sustainable development; it will be for all of us to ensure that the journey is successful and its gains irreversible.

Sustainable Development Goals and targets

54. Following an inclusive process of intergovernmental negotiations, and based on the proposal of the Open Working Group on Sustainable Development Goals,¹ which includes a chapeau contextualizing the latter, set out below are the Goals and targets which we have agreed.

55. The Sustainable Development Goals and targets are integrated and indivisible, global in nature and universally applicable, taking into account different national realities, capacities and levels of development and respecting national policies and priorities. Targets are defined as aspirational and global, with each Government setting its own national targets guided by the global level of ambition but taking into account national circumstances. Each Government will also decide how these aspirational and global targets should be incorporated into national planning processes, policies and strategies. It is important to recognize the link between sustainable development and other relevant ongoing processes in the economic, social and environmental fields.

56. In deciding upon these Goals and targets, we recognize that each country faces specific challenges to achieve sustainable development, and we underscore the special challenges facing the most vulnerable countries and, in particular, African countries, least developed countries, landlocked developing countries and small island developing States, as well as the specific challenges facing the middle-income countries. Countries in situations of conflict also need special attention.

57. We recognize that baseline data for several of the targets remains unavailable, and we call for increased support for strengthening data collection and capacity-building in Member States, to develop national and global baselines where they do not yet exist. We commit to addressing this gap in data collection so as to better inform the measurement of progress, in particular for those targets below which do not have clear numerical targets.

58. We encourage ongoing efforts by States in other forums to address key issues which pose potential challenges to the implementation of our Agenda, and we respect the independent mandates of those processes. We intend that the Agenda and its implementation would support, and be without prejudice to, those other processes and the decisions taken therein.

59. We recognize that there are different approaches, visions, models and tools available to each country, in accordance with its national circumstances and priorities, to achieve sustainable development; and we reaffirm that planet Earth and its ecosystems are our common home and that “Mother Earth” is a common expression in a number of countries and regions.

¹ Contained in the report of the Open Working Group of the General Assembly on Sustainable Development Goals (A/68/970 and Corr.1; see also A/68/970/Add.1 and 2).

Sustainable Development Goals

Goal 1. End poverty in all its forms everywhere

Goal 2. End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture

Goal 3. Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages

Goal 4. Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all

Goal 5. Achieve gender equality and empower all women and girls

Goal 6. Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all

Goal 7. Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all

Goal 8. Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all

Goal 9. Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation

Goal 10. Reduce inequality within and among countries

Goal 11. Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable

Goal 12. Ensure sustainable consumption and production patterns

Goal 13. Take urgent action to combat climate change and its impacts*

Goal 14. Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development

Goal 15. Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss

Goal 16. Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels

Goal 17. Strengthen the means of implementation and revitalize the Global Partnership for Sustainable Development

* Acknowledging that the United Nations Framework Convention on Climate Change is the primary international, intergovernmental forum for negotiating the global response to climate change.

Goal 1. End poverty in all its forms everywhere

1.1 By 2030, eradicate extreme poverty for all people everywhere, currently measured as people living on less than \$1.25 a day

1.2 By 2030, reduce at least by half the proportion of men, women and children of all ages living in poverty in all its dimensions according to national definitions

1.3 Implement nationally appropriate social protection systems and measures for all, including floors, and by 2030 achieve substantial coverage of the poor and the vulnerable

1.4 By 2030, ensure that all men and women, in particular the poor and the vulnerable, have equal rights to economic resources, as well as access to basic services, ownership and control over land and other forms of property, inheritance, natural resources, appropriate new technology and financial services, including microfinance

1.5 By 2030, build the resilience of the poor and those in vulnerable situations and reduce their exposure and vulnerability to climate-related extreme events and other economic, social and environmental shocks and disasters

1.a Ensure significant mobilization of resources from a variety of sources, including through enhanced development cooperation, in order to provide adequate and predictable means for developing countries, in particular least developed countries, to implement programmes and policies to end poverty in all its dimensions

1.b Create sound policy frameworks at the national, regional and international levels, based on pro-poor and gender-sensitive development strategies, to support accelerated investment in poverty eradication actions

Goal 2. End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture

2.1 By 2030, end hunger and ensure access by all people, in particular the poor and people in vulnerable situations, including infants, to safe, nutritious and sufficient food all year round

2.2 By 2030, end all forms of malnutrition, including achieving, by 2025, the internationally agreed targets on stunting and wasting in children under 5 years of age, and address the nutritional needs of adolescent girls, pregnant and lactating women and older persons

2.3 By 2030, double the agricultural productivity and incomes of small-scale food producers, in particular women, indigenous peoples, family farmers, pastoralists and fishers, including through secure and equal access to land, other productive resources and inputs, knowledge, financial services, markets and opportunities for value addition and non-farm employment

2.4 By 2030, ensure sustainable food production systems and implement resilient agricultural practices that increase productivity and production, that help maintain ecosystems, that strengthen capacity for adaptation to climate change, extreme weather, drought, flooding and other disasters and that progressively improve land and soil quality

2.5 By 2020, maintain the genetic diversity of seeds, cultivated plants and farmed and domesticated animals and their related wild species, including through soundly managed and diversified seed and plant banks at the national, regional and international levels, and promote access to and fair and equitable sharing of benefits arising from the utilization of genetic resources and associated traditional knowledge, as internationally agreed

2.a Increase investment, including through enhanced international cooperation, in rural infrastructure, agricultural research and extension services, technology development and plant and livestock gene banks in order to enhance agricultural productive capacity in developing countries, in particular least developed countries

2.b Correct and prevent trade restrictions and distortions in world agricultural markets, including through the parallel elimination of all forms of agricultural export subsidies and all export measures with equivalent effect, in accordance with the mandate of the Doha Development Round

2.c Adopt measures to ensure the proper functioning of food commodity markets and their derivatives and facilitate timely access to market information, including on food reserves, in order to help limit extreme food price volatility

Goal 3. Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages

3.1 By 2030, reduce the global maternal mortality ratio to less than 70 per 100,000 live births

3.2 By 2030, end preventable deaths of newborns and children under 5 years of age, with all countries aiming to reduce neonatal mortality to at least as low as 12 per 1,000 live births and under-5 mortality to at least as low as 25 per 1,000 live births

3.3 By 2030, end the epidemics of AIDS, tuberculosis, malaria and neglected tropical diseases and combat hepatitis, water-borne diseases and other communicable diseases

3.4 By 2030, reduce by one third premature mortality from non-communicable diseases through prevention and treatment and promote mental health and well-being

3.5 Strengthen the prevention and treatment of substance abuse, including narcotic drug abuse and harmful use of alcohol

3.6 By 2020, halve the number of global deaths and injuries from road traffic accidents

3.7 By 2030, ensure universal access to sexual and reproductive health-care services, including for family planning, information and education, and the integration of reproductive health into national strategies and programmes

3.8 Achieve universal health coverage, including financial risk protection, access to quality essential health-care services and access to safe, effective, quality and affordable essential medicines and vaccines for all

3.9 By 2030, substantially reduce the number of deaths and illnesses from hazardous chemicals and air, water and soil pollution and contamination

3.a Strengthen the implementation of the World Health Organization Framework Convention on Tobacco Control in all countries, as appropriate

3.b Support the research and development of vaccines and medicines for the communicable and non-communicable diseases that primarily affect developing countries, provide access to affordable essential medicines and vaccines, in accordance with the Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health, which affirms the right of developing countries to use to the full the provisions in the Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights regarding flexibilities to protect public health, and, in particular, provide access to medicines for all

3.c Substantially increase health financing and the recruitment, development, training and retention of the health workforce in developing countries, especially in least developed countries and small island developing States

3.d Strengthen the capacity of all countries, in particular developing countries, for early warning, risk reduction and management of national and global health risks

Goal 4. Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all

4.1 By 2030, ensure that all girls and boys complete free, equitable and quality primary and secondary education leading to relevant and effective learning outcomes

4.2 By 2030, ensure that all girls and boys have access to quality early childhood development, care and pre-primary education so that they are ready for primary education

4.3 By 2030, ensure equal access for all women and men to affordable and quality technical, vocational and tertiary education, including university

4.4 By 2030, substantially increase the number of youth and adults who have relevant skills, including technical and vocational skills, for employment, decent jobs and entrepreneurship

4.5 By 2030, eliminate gender disparities in education and ensure equal access to all levels of education and vocational training for the vulnerable, including persons with disabilities, indigenous peoples and children in vulnerable situations

4.6 By 2030, ensure that all youth and a substantial proportion of adults, both men and women, achieve literacy and numeracy

4.7 By 2030, ensure that all learners acquire the knowledge and skills needed to promote sustainable development, including, among others, through education for sustainable development and sustainable lifestyles, human rights, gender equality, promotion of a culture of peace and non-violence, global citizenship and appreciation of cultural diversity and of culture's contribution to sustainable development

4.a Build and upgrade education facilities that are child, disability and gender sensitive and provide safe, non-violent, inclusive and effective learning environments for all

4.b By 2020, substantially expand globally the number of scholarships available to developing countries, in particular least developed countries, small island developing States and African countries, for enrolment in higher education, including vocational training and information and communications technology, technical, engineering and scientific programmes, in developed countries and other developing countries

4.c By 2030, substantially increase the supply of qualified teachers, including through international cooperation for teacher training in developing countries, especially least developed countries and small island developing States

Goal 5. Achieve gender equality and empower all women and girls

5.1 End all forms of discrimination against all women and girls everywhere

5.2 Eliminate all forms of violence against all women and girls in the public and private spheres, including trafficking and sexual and other types of exploitation

5.3 Eliminate all harmful practices, such as child, early and forced marriage and female genital mutilation

5.4 Recognize and value unpaid care and domestic work through the provision of public services, infrastructure and social protection policies and the promotion of shared responsibility within the household and the family as nationally appropriate

5.5 Ensure women's full and effective participation and equal opportunities for leadership at all levels of decision-making in political, economic and public life

5.6 Ensure universal access to sexual and reproductive health and reproductive rights as agreed in accordance with the Programme of Action of the International Conference on Population and Development and the Beijing Platform for Action and the outcome documents of their review conferences

5.a Undertake reforms to give women equal rights to economic resources, as well as access to ownership and control over land and other forms of property, financial services, inheritance and natural resources, in accordance with national laws

5.b Enhance the use of enabling technology, in particular information and communications technology, to promote the empowerment of women

5.c Adopt and strengthen sound policies and enforceable legislation for the promotion of gender equality and the empowerment of all women and girls at all levels

Goal 6. Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all

6.1 By 2030, achieve universal and equitable access to safe and affordable drinking water for all

6.2 By 2030, achieve access to adequate and equitable sanitation and hygiene for all and end open defecation, paying special attention to the needs of women and girls and those in vulnerable situations

6.3 By 2030, improve water quality by reducing pollution, eliminating dumping and minimizing release of hazardous chemicals and materials, halving the

proportion of untreated wastewater and substantially increasing recycling and safe reuse globally

6.4 By 2030, substantially increase water-use efficiency across all sectors and ensure sustainable withdrawals and supply of freshwater to address water scarcity and substantially reduce the number of people suffering from water scarcity

6.5 By 2030, implement integrated water resources management at all levels, including through transboundary cooperation as appropriate

6.6 By 2020, protect and restore water-related ecosystems, including mountains, forests, wetlands, rivers, aquifers and lakes

6.a By 2030, expand international cooperation and capacity-building support to developing countries in water- and sanitation-related activities and programmes, including water harvesting, desalination, water efficiency, wastewater treatment, recycling and reuse technologies

6.b Support and strengthen the participation of local communities in improving water and sanitation management

Goal 7. Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all

7.1 By 2030, ensure universal access to affordable, reliable and modern energy services

7.2 By 2030, increase substantially the share of renewable energy in the global energy mix

7.3 By 2030, double the global rate of improvement in energy efficiency

7.a By 2030, enhance international cooperation to facilitate access to clean energy research and technology, including renewable energy, energy efficiency and advanced and cleaner fossil-fuel technology, and promote investment in energy infrastructure and clean energy technology

7.b By 2030, expand infrastructure and upgrade technology for supplying modern and sustainable energy services for all in developing countries, in particular least developed countries, small island developing States and landlocked developing countries, in accordance with their respective programmes of support

Goal 8. Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all

8.1 Sustain per capita economic growth in accordance with national circumstances and, in particular, at least 7 per cent gross domestic product growth per annum in the least developed countries

8.2 Achieve higher levels of economic productivity through diversification, technological upgrading and innovation, including through a focus on high-value added and labour-intensive sectors

8.3 Promote development-oriented policies that support productive activities, decent job creation, entrepreneurship, creativity and innovation, and encourage the formalization and growth of micro-, small- and medium-sized enterprises, including through access to financial services

8.4 Improve progressively, through 2030, global resource efficiency in consumption and production and endeavour to decouple economic growth from environmental degradation, in accordance with the 10-Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production, with developed countries taking the lead

8.5 By 2030, achieve full and productive employment and decent work for all women and men, including for young people and persons with disabilities, and equal pay for work of equal value

8.6 By 2020, substantially reduce the proportion of youth not in employment, education or training

8.7 Take immediate and effective measures to eradicate forced labour, end modern slavery and human trafficking and secure the prohibition and elimination of the worst forms of child labour, including recruitment and use of child soldiers, and by 2025 end child labour in all its forms

8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment

8.9 By 2030, devise and implement policies to promote sustainable tourism that creates jobs and promotes local culture and products

8.10 Strengthen the capacity of domestic financial institutions to encourage and expand access to banking, insurance and financial services for all

8.a Increase Aid for Trade support for developing countries, in particular least developed countries, including through the Enhanced Integrated Framework for Trade-related Technical Assistance to Least Developed Countries

8.b By 2020, develop and operationalize a global strategy for youth employment and implement the Global Jobs Pact of the International Labour Organization

Goal 9. Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation

9.1 Develop quality, reliable, sustainable and resilient infrastructure, including regional and transborder infrastructure, to support economic development and human well-being, with a focus on affordable and equitable access for all

9.2 Promote inclusive and sustainable industrialization and, by 2030, significantly raise industry's share of employment and gross domestic product, in line with national circumstances, and double its share in least developed countries

9.3 Increase the access of small-scale industrial and other enterprises, in particular in developing countries, to financial services, including affordable credit, and their integration into value chains and markets

9.4 By 2030, upgrade infrastructure and retrofit industries to make them sustainable, with increased resource-use efficiency and greater adoption of clean and environmentally sound technologies and industrial processes, with all countries taking action in accordance with their respective capabilities

9.5 Enhance scientific research, upgrade the technological capabilities of industrial sectors in all countries, in particular developing countries, including, by

2030, encouraging innovation and substantially increasing the number of research and development workers per 1 million people and public and private research and development spending

9.a Facilitate sustainable and resilient infrastructure development in developing countries through enhanced financial, technological and technical support to African countries, least developed countries, landlocked developing countries and small island developing States

9.b Support domestic technology development, research and innovation in developing countries, including by ensuring a conducive policy environment for, inter alia, industrial diversification and value addition to commodities

9.c Significantly increase access to information and communications technology and strive to provide universal and affordable access to the Internet in least developed countries by 2020

Goal 10. Reduce inequality within and among countries

10.1 By 2030, progressively achieve and sustain income growth of the bottom 40 per cent of the population at a rate higher than the national average

10.2 By 2030, empower and promote the social, economic and political inclusion of all, irrespective of age, sex, disability, race, ethnicity, origin, religion or economic or other status

10.3 Ensure equal opportunity and reduce inequalities of outcome, including by eliminating discriminatory laws, policies and practices and promoting appropriate legislation, policies and action in this regard

10.4 Adopt policies, especially fiscal, wage and social protection policies, and progressively achieve greater equality

10.5 Improve the regulation and monitoring of global financial markets and institutions and strengthen the implementation of such regulations

10.6 Ensure enhanced representation and voice for developing countries in decision-making in global international economic and financial institutions in order to deliver more effective, credible, accountable and legitimate institutions

10.7 Facilitate orderly, safe, regular and responsible migration and mobility of people, including through the implementation of planned and well-managed migration policies

10.a Implement the principle of special and differential treatment for developing countries, in particular least developed countries, in accordance with World Trade Organization agreements

10.b Encourage official development assistance and financial flows, including foreign direct investment, to States where the need is greatest, in particular least developed countries, African countries, small island developing States and landlocked developing countries, in accordance with their national plans and programmes

10.c By 2030, reduce to less than 3 per cent the transaction costs of migrant remittances and eliminate remittance corridors with costs higher than 5 per cent

Goal 11. Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable

11.1 By 2030, ensure access for all to adequate, safe and affordable housing and basic services and upgrade slums

11.2 By 2030, provide access to safe, affordable, accessible and sustainable transport systems for all, improving road safety, notably by expanding public transport, with special attention to the needs of those in vulnerable situations, women, children, persons with disabilities and older persons

11.3 By 2030, enhance inclusive and sustainable urbanization and capacity for participatory, integrated and sustainable human settlement planning and management in all countries

11.4 Strengthen efforts to protect and safeguard the world's cultural and natural heritage

11.5 By 2030, significantly reduce the number of deaths and the number of people affected and substantially decrease the direct economic losses relative to global gross domestic product caused by disasters, including water-related disasters, with a focus on protecting the poor and people in vulnerable situations

11.6 By 2030, reduce the adverse per capita environmental impact of cities, including by paying special attention to air quality and municipal and other waste management

11.7 By 2030, provide universal access to safe, inclusive and accessible, green and public spaces, in particular for women and children, older persons and persons with disabilities

11.a Support positive economic, social and environmental links between urban, peri-urban and rural areas by strengthening national and regional development planning

11.b By 2020, substantially increase the number of cities and human settlements adopting and implementing integrated policies and plans towards inclusion, resource efficiency, mitigation and adaptation to climate change, resilience to disasters, and develop and implement, in line with the Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030, holistic disaster risk management at all levels

11.c Support least developed countries, including through financial and technical assistance, in building sustainable and resilient buildings utilizing local materials

Goal 12. Ensure sustainable consumption and production patterns

12.1 Implement the 10-Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production Patterns, all countries taking action, with developed countries taking the lead, taking into account the development and capabilities of developing countries

12.2 By 2030, achieve the sustainable management and efficient use of natural resources

12.3 By 2030, halve per capita global food waste at the retail and consumer levels and reduce food losses along production and supply chains, including post-harvest losses

12.4 By 2020, achieve the environmentally sound management of chemicals and all wastes throughout their life cycle, in accordance with agreed international frameworks, and significantly reduce their release to air, water and soil in order to minimize their adverse impacts on human health and the environment

12.5 By 2030, substantially reduce waste generation through prevention, reduction, recycling and reuse

12.6 Encourage companies, especially large and transnational companies, to adopt sustainable practices and to integrate sustainability information into their reporting cycle

12.7 Promote public procurement practices that are sustainable, in accordance with national policies and priorities

12.8 By 2030, ensure that people everywhere have the relevant information and awareness for sustainable development and lifestyles in harmony with nature

12.a Support developing countries to strengthen their scientific and technological capacity to move towards more sustainable patterns of consumption and production

12.b Develop and implement tools to monitor sustainable development impacts for sustainable tourism that creates jobs and promotes local culture and products

12.c Rationalize inefficient fossil-fuel subsidies that encourage wasteful consumption by removing market distortions, in accordance with national circumstances, including by restructuring taxation and phasing out those harmful subsidies, where they exist, to reflect their environmental impacts, taking fully into account the specific needs and conditions of developing countries and minimizing the possible adverse impacts on their development in a manner that protects the poor and the affected communities

Goal 13. Take urgent action to combat climate change and its impacts*

13.1 Strengthen resilience and adaptive capacity to climate-related hazards and natural disasters in all countries

13.2 Integrate climate change measures into national policies, strategies and planning

13.3 Improve education, awareness-raising and human and institutional capacity on climate change mitigation, adaptation, impact reduction and early warning

13.a Implement the commitment undertaken by developed-country parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change to a goal of mobilizing jointly \$100 billion annually by 2020 from all sources to address the needs of developing countries in the context of meaningful mitigation actions and transparency on implementation and fully operationalize the Green Climate Fund through its capitalization as soon as possible

13.b Promote mechanisms for raising capacity for effective climate change-related planning and management in least developed countries and small island developing States, including focusing on women, youth and local and marginalized communities

* Acknowledging that the United Nations Framework Convention on Climate Change is the primary international, intergovernmental forum for negotiating the global response to climate change.

Goal 14. Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development

14.1 By 2025, prevent and significantly reduce marine pollution of all kinds, in particular from land-based activities, including marine debris and nutrient pollution

14.2 By 2020, sustainably manage and protect marine and coastal ecosystems to avoid significant adverse impacts, including by strengthening their resilience, and take action for their restoration in order to achieve healthy and productive oceans

14.3 Minimize and address the impacts of ocean acidification, including through enhanced scientific cooperation at all levels

14.4 By 2020, effectively regulate harvesting and end overfishing, illegal, unreported and unregulated fishing and destructive fishing practices and implement science-based management plans, in order to restore fish stocks in the shortest time feasible, at least to levels that can produce maximum sustainable yield as determined by their biological characteristics

14.5 By 2020, conserve at least 10 per cent of coastal and marine areas, consistent with national and international law and based on the best available scientific information

14.6 By 2020, prohibit certain forms of fisheries subsidies which contribute to overcapacity and overfishing, eliminate subsidies that contribute to illegal, unreported and unregulated fishing and refrain from introducing new such subsidies, recognizing that appropriate and effective special and differential treatment for developing and least developed countries should be an integral part of the World Trade Organization fisheries subsidies negotiation²

14.7 By 2030, increase the economic benefits to small island developing States and least developed countries from the sustainable use of marine resources, including through sustainable management of fisheries, aquaculture and tourism

14.a Increase scientific knowledge, develop research capacity and transfer marine technology, taking into account the Intergovernmental Oceanographic Commission Criteria and Guidelines on the Transfer of Marine Technology, in order to improve ocean health and to enhance the contribution of marine biodiversity to the development of developing countries, in particular small island developing States and least developed countries

14.b Provide access for small-scale artisanal fishers to marine resources and markets

14.c Enhance the conservation and sustainable use of oceans and their resources by implementing international law as reflected in the United Nations Convention on the Law of the Sea, which provides the legal framework for the conservation and sustainable use of oceans and their resources, as recalled in paragraph 158 of “The future we want”

² Taking into account ongoing World Trade Organization negotiations, the Doha Development Agenda and the Hong Kong ministerial mandate.

Goal 15. Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss

15.1 By 2020, ensure the conservation, restoration and sustainable use of terrestrial and inland freshwater ecosystems and their services, in particular forests, wetlands, mountains and drylands, in line with obligations under international agreements

15.2 By 2020, promote the implementation of sustainable management of all types of forests, halt deforestation, restore degraded forests and substantially increase afforestation and reforestation globally

15.3 By 2030, combat desertification, restore degraded land and soil, including land affected by desertification, drought and floods, and strive to achieve a land degradation-neutral world

15.4 By 2030, ensure the conservation of mountain ecosystems, including their biodiversity, in order to enhance their capacity to provide benefits that are essential for sustainable development

15.5 Take urgent and significant action to reduce the degradation of natural habitats, halt the loss of biodiversity and, by 2020, protect and prevent the extinction of threatened species

15.6 Promote fair and equitable sharing of the benefits arising from the utilization of genetic resources and promote appropriate access to such resources, as internationally agreed

15.7 Take urgent action to end poaching and trafficking of protected species of flora and fauna and address both demand and supply of illegal wildlife products

15.8 By 2020, introduce measures to prevent the introduction and significantly reduce the impact of invasive alien species on land and water ecosystems and control or eradicate the priority species

15.9 By 2020, integrate ecosystem and biodiversity values into national and local planning, development processes, poverty reduction strategies and accounts

15.a Mobilize and significantly increase financial resources from all sources to conserve and sustainably use biodiversity and ecosystems

15.b Mobilize significant resources from all sources and at all levels to finance sustainable forest management and provide adequate incentives to developing countries to advance such management, including for conservation and reforestation

15.c Enhance global support for efforts to combat poaching and trafficking of protected species, including by increasing the capacity of local communities to pursue sustainable livelihood opportunities

Goal 16. Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels

16.1 Significantly reduce all forms of violence and related death rates everywhere

16.2 End abuse, exploitation, trafficking and all forms of violence against and torture of children

16.3 Promote the rule of law at the national and international levels and ensure equal access to justice for all

16.4 By 2030, significantly reduce illicit financial and arms flows, strengthen the recovery and return of stolen assets and combat all forms of organized crime

16.5 Substantially reduce corruption and bribery in all their forms

16.6 Develop effective, accountable and transparent institutions at all levels

16.7 Ensure responsive, inclusive, participatory and representative decision-making at all levels

16.8 Broaden and strengthen the participation of developing countries in the institutions of global governance

16.9 By 2030, provide legal identity for all, including birth registration

16.10 Ensure public access to information and protect fundamental freedoms, in accordance with national legislation and international agreements

16.a Strengthen relevant national institutions, including through international cooperation, for building capacity at all levels, in particular in developing countries, to prevent violence and combat terrorism and crime

16.b Promote and enforce non-discriminatory laws and policies for sustainable development

Goal 17. Strengthen the means of implementation and revitalize the Global Partnership for Sustainable Development

Finance

17.1 Strengthen domestic resource mobilization, including through international support to developing countries, to improve domestic capacity for tax and other revenue collection

17.2 Developed countries to implement fully their official development assistance commitments, including the commitment by many developed countries to achieve the target of 0.7 per cent of gross national income for official development assistance (ODA/GNI) to developing countries and 0.15 to 0.20 per cent of ODA/GNI to least developed countries; ODA providers are encouraged to consider setting a target to provide at least 0.20 per cent of ODA/GNI to least developed countries

17.3 Mobilize additional financial resources for developing countries from multiple sources

17.4 Assist developing countries in attaining long-term debt sustainability through coordinated policies aimed at fostering debt financing, debt relief and debt restructuring, as appropriate, and address the external debt of highly indebted poor countries to reduce debt distress

17.5 Adopt and implement investment promotion regimes for least developed countries

Technology

17.6 Enhance North-South, South-South and triangular regional and international cooperation on and access to science, technology and innovation and enhance knowledge sharing on mutually agreed terms, including through improved coordination among existing mechanisms, in particular at the United Nations level, and through a global technology facilitation mechanism

17.7 Promote the development, transfer, dissemination and diffusion of environmentally sound technologies to developing countries on favourable terms, including on concessional and preferential terms, as mutually agreed

17.8 Fully operationalize the technology bank and science, technology and innovation capacity-building mechanism for least developed countries by 2017 and enhance the use of enabling technology, in particular information and communications technology

Capacity-building

17.9 Enhance international support for implementing effective and targeted capacity-building in developing countries to support national plans to implement all the Sustainable Development Goals, including through North-South, South-South and triangular cooperation

Trade

17.10 Promote a universal, rules-based, open, non-discriminatory and equitable multilateral trading system under the World Trade Organization, including through the conclusion of negotiations under its Doha Development Agenda

17.11 Significantly increase the exports of developing countries, in particular with a view to doubling the least developed countries' share of global exports by 2020

17.12 Realize timely implementation of duty-free and quota-free market access on a lasting basis for all least developed countries, consistent with World Trade Organization decisions, including by ensuring that preferential rules of origin applicable to imports from least developed countries are transparent and simple, and contribute to facilitating market access

Systemic issues

Policy and institutional coherence

17.13 Enhance global macroeconomic stability, including through policy coordination and policy coherence

17.14 Enhance policy coherence for sustainable development

17.15 Respect each country's policy space and leadership to establish and implement policies for poverty eradication and sustainable development

Multi-stakeholder partnerships

17.16 Enhance the Global Partnership for Sustainable Development, complemented by multi-stakeholder partnerships that mobilize and share knowledge, expertise, technology and financial resources, to support the achievement of the Sustainable Development Goals in all countries, in particular developing countries

17.17 Encourage and promote effective public, public-private and civil society partnerships, building on the experience and resourcing strategies of partnerships

Data, monitoring and accountability

17.18 By 2020, enhance capacity-building support to developing countries, including for least developed countries and small island developing States, to increase significantly the availability of high-quality, timely and reliable data disaggregated by income, gender, age, race, ethnicity, migratory status, disability, geographic location and other characteristics relevant in national contexts

17.19 By 2030, build on existing initiatives to develop measurements of progress on sustainable development that complement gross domestic product, and support statistical capacity-building in developing countries

Means of implementation and the Global Partnership

60. We reaffirm our strong commitment to the full implementation of this new Agenda. We recognize that we will not be able to achieve our ambitious Goals and targets without a revitalized and enhanced Global Partnership and comparably ambitious means of implementation. The revitalized Global Partnership will facilitate an intensive global engagement in support of implementation of all the Goals and targets, bringing together Governments, civil society, the private sector, the United Nations system and other actors and mobilizing all available resources.

61. The Agenda's Goals and targets deal with the means required to realize our collective ambitions. The means of implementation targets under each Sustainable Development Goal and Goal 17, which are referred to above, are key to realizing our Agenda and are of equal importance with the other Goals and targets. We shall accord them equal priority in our implementation efforts and in the global indicator framework for monitoring our progress.

62. This Agenda, including the Sustainable Development Goals, can be met within the framework of a revitalized Global Partnership for Sustainable Development, supported by the concrete policies and actions outlined in the Addis Ababa Action Agenda,³ which is an integral part of the 2030 Agenda for Sustainable Development. The Addis Ababa Action Agenda supports, complements and helps to contextualize the 2030 Agenda's means of implementation targets. It relates to domestic public resources, domestic and international private business and finance, international development cooperation, international trade as an engine for development, debt and debt sustainability, addressing systemic issues and science, technology, innovation and capacity-building, and data, monitoring and follow-up.

63. Cohesive nationally owned sustainable development strategies, supported by integrated national financing frameworks, will be at the heart of our efforts. We reiterate that each country has primary responsibility for its own economic and social development and that the role of national policies and development strategies cannot be overemphasized. We will respect each country's policy space and leadership to implement policies for poverty eradication and sustainable

³ The Addis Ababa Action Agenda of the Third International Conference on Financing for Development (Addis Ababa Action Agenda), adopted by the General Assembly on 27 July 2015 (resolution 69/313).

development, while remaining consistent with relevant international rules and commitments. At the same time, national development efforts need to be supported by an enabling international economic environment, including coherent and mutually supporting world trade, monetary and financial systems, and strengthened and enhanced global economic governance. Processes to develop and facilitate the availability of appropriate knowledge and technologies globally, as well as capacity-building, are also critical. We commit to pursuing policy coherence and an enabling environment for sustainable development at all levels and by all actors, and to reinvigorating the Global Partnership for Sustainable Development.

64. We support the implementation of relevant strategies and programmes of action, including the Istanbul Declaration and Programme of Action, the SIDS Accelerated Modalities of Action (SAMOA) Pathway and the Vienna Programme of Action for Landlocked Developing Countries for the Decade 2014-2024, and reaffirm the importance of supporting the African Union's Agenda 2063 and the programme of the New Partnership for Africa's Development, all of which are integral to the new Agenda. We recognize the major challenge to the achievement of durable peace and sustainable development in countries in conflict and post-conflict situations.

65. We recognize that middle-income countries still face significant challenges to achieve sustainable development. In order to ensure that achievements made to date are sustained, efforts to address ongoing challenges should be strengthened through the exchange of experiences, improved coordination, and better and focused support of the United Nations development system, the international financial institutions, regional organizations and other stakeholders.

66. We underscore that, for all countries, public policies and the mobilization and effective use of domestic resources, underscored by the principle of national ownership, are central to our common pursuit of sustainable development, including achieving the Sustainable Development Goals. We recognize that domestic resources are first and foremost generated by economic growth, supported by an enabling environment at all levels.

67. Private business activity, investment and innovation are major drivers of productivity, inclusive economic growth and job creation. We acknowledge the diversity of the private sector, ranging from micro-enterprises to cooperatives to multinationals. We call upon all businesses to apply their creativity and innovation to solving sustainable development challenges. We will foster a dynamic and well-functioning business sector, while protecting labour rights and environmental and health standards in accordance with relevant international standards and agreements and other ongoing initiatives in this regard, such as the Guiding Principles on Business and Human Rights and the labour standards of the International Labour Organization, the Convention on the Rights of the Child and key multilateral environmental agreements, for parties to those agreements.

68. International trade is an engine for inclusive economic growth and poverty reduction, and contributes to the promotion of sustainable development. We will continue to promote a universal, rules-based, open, transparent, predictable, inclusive, non-discriminatory and equitable multilateral trading system under the World Trade Organization, as well as meaningful trade liberalization. We call upon all members of the World Trade Organization to redouble their efforts to promptly conclude the negotiations on the Doha Development Agenda. We attach great

importance to providing trade-related capacity-building for developing countries, including African countries, least developed countries, landlocked developing countries, small island developing States and middle-income countries, including for the promotion of regional economic integration and interconnectivity.

69. We recognize the need to assist developing countries in attaining long-term debt sustainability through coordinated policies aimed at fostering debt financing, debt relief, debt restructuring and sound debt management, as appropriate. Many countries remain vulnerable to debt crises and some are in the midst of crises, including a number of least developed countries, small island developing States and some developed countries. We reiterate that debtors and creditors must work together to prevent and resolve unsustainable debt situations. Maintaining sustainable debt levels is the responsibility of the borrowing countries; however we acknowledge that lenders also have a responsibility to lend in a way that does not undermine a country's debt sustainability. We will support the maintenance of debt sustainability of those countries that have received debt relief and achieved sustainable debt levels.

70. We hereby launch a Technology Facilitation Mechanism which was established by the Addis Ababa Action Agenda in order to support the Sustainable Development Goals. The Technology Facilitation Mechanism will be based on a multi-stakeholder collaboration between Member States, civil society, the private sector, the scientific community, United Nations entities and other stakeholders and will be composed of a United Nations inter-agency task team on science, technology and innovation for the Sustainable Development Goals, a collaborative multi-stakeholder forum on science, technology and innovation for the Sustainable Development Goals and an online platform.

- The United Nations inter-agency task team on science, technology and innovation for the Sustainable Development Goals will promote coordination, coherence and cooperation within the United Nations system on science, technology and innovation-related matters, enhancing synergy and efficiency, in particular to enhance capacity-building initiatives. The task team will draw on existing resources and will work with 10 representatives from civil society, the private sector and the scientific community to prepare the meetings of the multi-stakeholder forum on science, technology and innovation for the Sustainable Development Goals, as well as in the development and operationalization of the online platform, including preparing proposals for the modalities for the forum and the online platform. The 10 representatives will be appointed by the Secretary-General, for periods of two years. The task team will be open to the participation of all United Nations agencies, funds and programmes and the functional commissions of the Economic and Social Council and it will initially be composed of the entities that currently integrate the informal working group on technology facilitation, namely, the Department of Economic and Social Affairs of the Secretariat, the United Nations Environment Programme, the United Nations Industrial Development Organization, the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, the United Nations Conference on Trade and Development, the International Telecommunication Union, the World Intellectual Property Organization and the World Bank.

- The online platform will be used to establish a comprehensive mapping of, and serve as a gateway for, information on existing science, technology and innovation initiatives, mechanisms and programmes, within and beyond the United Nations. The online platform will facilitate access to information, knowledge and experience, as well as best practices and lessons learned, on science, technology and innovation facilitation initiatives and policies. The online platform will also facilitate the dissemination of relevant open access scientific publications generated worldwide. The online platform will be developed on the basis of an independent technical assessment which will take into account best practices and lessons learned from other initiatives, within and beyond the United Nations, in order to ensure that it will complement, facilitate access to and provide adequate information on existing science, technology and innovation platforms, avoiding duplications and enhancing synergies.
- The multi-stakeholder forum on science, technology and innovation for the Sustainable Development Goals will be convened once a year, for a period of two days, to discuss science, technology and innovation cooperation around thematic areas for the implementation of the Sustainable Development Goals, congregating all relevant stakeholders to actively contribute in their area of expertise. The forum will provide a venue for facilitating interaction, matchmaking and the establishment of networks between relevant stakeholders and multi-stakeholder partnerships in order to identify and examine technology needs and gaps, including on scientific cooperation, innovation and capacity-building, and also in order to help to facilitate development, transfer and dissemination of relevant technologies for the Sustainable Development Goals. The meetings of the forum will be convened by the President of the Economic and Social Council before the meeting of the high-level political forum under the auspices of the Council or, alternatively, in conjunction with other forums or conferences, as appropriate, taking into account the theme to be considered and on the basis of a collaboration with the organizers of the other forums or conferences. The meetings of the forum will be co-chaired by two Member States and will result in a summary of discussions elaborated by the two co-Chairs, as an input to the meetings of the high-level political forum, in the context of the follow-up and review of the implementation of the post-2015 development agenda.
- The meetings of the high-level political forum will be informed by the summary of the multi-stakeholder forum. The themes for the subsequent multi-stakeholder forum on science, technology and innovation for the Sustainable Development Goals will be considered by the high-level political forum on sustainable development, taking into account expert inputs from the task team.

71. We reiterate that this Agenda and the Sustainable Development Goals and targets, including the means of implementation, are universal, indivisible and interlinked.

Follow-up and review

72. We commit to engaging in systematic follow-up and review of the implementation of this Agenda over the next 15 years. A robust, voluntary, effective, participatory, transparent and integrated follow-up and review framework will make

a vital contribution to implementation and will help countries to maximize and track progress in implementing this Agenda in order to ensure that no one is left behind.

73. Operating at the national, regional and global levels, it will promote accountability to our citizens, support effective international cooperation in achieving this Agenda and foster exchanges of best practices and mutual learning. It will mobilize support to overcome shared challenges and identify new and emerging issues. As this is a universal Agenda, mutual trust and understanding among all nations will be important.

74. Follow-up and review processes at all levels will be guided by the following principles:

(a) They will be voluntary and country-led, will take into account different national realities, capacities and levels of development and will respect policy space and priorities. As national ownership is key to achieving sustainable development, the outcome from national-level processes will be the foundation for reviews at the regional and global levels, given that the global review will be primarily based on national official data sources.

(b) They will track progress in implementing the universal Goals and targets, including the means of implementation, in all countries in a manner which respects their universal, integrated and interrelated nature and the three dimensions of sustainable development.

(c) They will maintain a longer-term orientation, identify achievements, challenges, gaps and critical success factors and support countries in making informed policy choices. They will help to mobilize the necessary means of implementation and partnerships, support the identification of solutions and best practices and promote the coordination and effectiveness of the international development system.

(d) They will be open, inclusive, participatory and transparent for all people and will support reporting by all relevant stakeholders.

(e) They will be people-centred, gender-sensitive, respect human rights and have a particular focus on the poorest, most vulnerable and those furthest behind.

(f) They will build on existing platforms and processes, where these exist, avoid duplication and respond to national circumstances, capacities, needs and priorities. They will evolve over time, taking into account emerging issues and the development of new methodologies, and will minimize the reporting burden on national administrations.

(g) They will be rigorous and based on evidence, informed by country-led evaluations and data which is high-quality, accessible, timely, reliable and disaggregated by income, sex, age, race, ethnicity, migration status, disability and geographic location and other characteristics relevant in national contexts.

(h) They will require enhanced capacity-building support for developing countries, including the strengthening of national data systems and evaluation programmes, particularly in African countries, least developed countries, small island developing States, landlocked developing countries and middle-income countries.

(i) They will benefit from the active support of the United Nations system and other multilateral institutions.

75. The Goals and targets will be followed up and reviewed using a set of global indicators. These will be complemented by indicators at the regional and national levels which will be developed by Member States, in addition to the outcomes of work undertaken for the development of the baselines for those targets where national and global baseline data does not yet exist. The global indicator framework, to be developed by the Inter-Agency and Expert Group on Sustainable Development Goal Indicators, will be agreed by the Statistical Commission by March 2016 and adopted thereafter by the Economic and Social Council and the General Assembly, in line with existing mandates. This framework will be simple yet robust, address all Sustainable Development Goals and targets, including for means of implementation, and preserve the political balance, integration and ambition contained therein.

76. We will support developing countries, particularly African countries, least developed countries, small island developing States and landlocked developing countries, in strengthening the capacity of national statistical offices and data systems to ensure access to high-quality, timely, reliable and disaggregated data. We will promote transparent and accountable scaling-up of appropriate public-private cooperation to exploit the contribution to be made by a wide range of data, including earth observation and geospatial information, while ensuring national ownership in supporting and tracking progress.

77. We commit to fully engage in conducting regular and inclusive reviews of progress at the subnational, national, regional and global levels. We will draw as far as possible on the existing network of follow-up and review institutions and mechanisms. National reports will allow assessments of progress and identify challenges at the regional and global level. Along with regional dialogues and global reviews, they will inform recommendations for follow-up at various levels.

National level

78. We encourage all Member States to develop as soon as practicable ambitious national responses to the overall implementation of this Agenda. These can support the transition to the Sustainable Development Goals and build on existing planning instruments, such as national development and sustainable development strategies, as appropriate.

79. We also encourage Member States to conduct regular and inclusive reviews of progress at the national and subnational levels which are country-led and country-driven. Such reviews should draw on contributions from indigenous peoples, civil society, the private sector and other stakeholders, in line with national circumstances, policies and priorities. National parliaments as well as other institutions can also support these processes.

Regional level

80. Follow-up and review at the regional and subregional levels can, as appropriate, provide useful opportunities for peer learning, including through voluntary reviews, sharing of best practices and discussion on shared targets. We welcome in this respect the cooperation of regional and subregional commissions and organizations. Inclusive regional processes will draw on national-level reviews

and contribute to follow-up and review at the global level, including at the high-level political forum on sustainable development.

81. Recognizing the importance of building on existing follow-up and review mechanisms at the regional level and allowing adequate policy space, we encourage all Member States to identify the most suitable regional forum in which to engage. United Nations regional commissions are encouraged to continue supporting Member States in this regard.

Global level

82. The high-level political forum will have a central role in overseeing a network of follow-up and review processes at the global level, working coherently with the General Assembly, the Economic and Social Council and other relevant organs and forums, in accordance with existing mandates. It will facilitate sharing of experiences, including successes, challenges and lessons learned, and provide political leadership, guidance and recommendations for follow-up. It will promote system-wide coherence and coordination of sustainable development policies. It should ensure that the Agenda remains relevant and ambitious and should focus on the assessment of progress, achievements and challenges faced by developed and developing countries as well as new and emerging issues. Effective linkages will be made with the follow-up and review arrangements of all relevant United Nations conferences and processes, including on least developed countries, small island developing States and landlocked developing countries.

83. Follow-up and review at the high-level political forum will be informed by an annual progress report on the Sustainable Development Goals to be prepared by the Secretary-General in cooperation with the United Nations system, based on the global indicator framework and data produced by national statistical systems and information collected at the regional level. The high-level political forum will also be informed by the *Global Sustainable Development Report*, which shall strengthen the science-policy interface and could provide a strong evidence-based instrument to support policymakers in promoting poverty eradication and sustainable development. We invite the President of the Economic and Social Council to conduct a process of consultations on the scope, methodology and frequency of the global report as well as its relation to the progress report, the outcome of which should be reflected in the ministerial declaration of the session of the high-level political forum in 2016.

84. The high-level political forum, under the auspices of the Economic and Social Council, shall carry out regular reviews, in line with General Assembly resolution 67/290 of 9 July 2013. Reviews will be voluntary, while encouraging reporting, and include developed and developing countries as well as relevant United Nations entities and other stakeholders, including civil society and the private sector. They shall be State-led, involving ministerial and other relevant high-level participants. They shall provide a platform for partnerships, including through the participation of major groups and other relevant stakeholders.

85. Thematic reviews of progress on the Sustainable Development Goals, including cross-cutting issues, will also take place at the high-level political forum. These will be supported by reviews by the functional commissions of the Economic and Social Council and other intergovernmental bodies and forums which should reflect the integrated nature of the Goals as well as the interlinkages between them.

They will engage all relevant stakeholders and, where possible, feed into, and be aligned with, the cycle of the high-level political forum.

86. We welcome, as outlined in the Addis Ababa Action Agenda, the dedicated follow-up and review for the financing for development outcomes as well as all the means of implementation of the Sustainable Development Goals which is integrated with the follow-up and review framework of this Agenda. The intergovernmentally agreed conclusions and recommendations of the annual Economic and Social Council forum on financing for development will be fed into the overall follow-up and review of the implementation of this Agenda in the high-level political forum.

87. Meeting every four years under the auspices of the General Assembly, the high-level political forum will provide high-level political guidance on the Agenda and its implementation, identify progress and emerging challenges and mobilize further actions to accelerate implementation. The next high-level political forum under the auspices of the General Assembly will be held in 2019, with the cycle of meetings thus reset, in order to maximize coherence with the quadrennial comprehensive policy review process.

88. We also stress the importance of system-wide strategic planning, implementation and reporting in order to ensure coherent and integrated support to the implementation of the new Agenda by the United Nations development system. The relevant governing bodies should take action to review such support to implementation and to report on progress and obstacles. We welcome the ongoing dialogue in the Economic and Social Council on the longer-term positioning of the United Nations development system and look forward to taking action on these issues, as appropriate.

89. The high-level political forum will support participation in follow-up and review processes by the major groups and other relevant stakeholders in line with resolution 67/290. We call upon those actors to report on their contribution to the implementation of the Agenda.

90. We request the Secretary-General, in consultation with Member States, to prepare a report, for consideration at the seventieth session of the General Assembly in preparation for the 2016 meeting of the high-level political forum, which outlines critical milestones towards coherent, efficient and inclusive follow-up and review at the global level. The report should include a proposal on the organizational arrangements for State-led reviews at the high-level political forum under the auspices of the Economic and Social Council, including recommendations on voluntary common reporting guidelines. It should clarify institutional responsibilities and provide guidance on annual themes, on a sequence of thematic reviews, and on options for periodic reviews for the high-level political forum.

91. We reaffirm our unwavering commitment to achieving this Agenda and utilizing it to the full to transform our world for the better by 2030.

仮訳

我々の世界を変革する：

持続可能な開発のための2030アジェンダ

前文

このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求ものでもある。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。

すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解放し、地球を癒やし安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱（レジリエント）な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることに決意している。我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う。

今日我々が発表する17の持続可能な開発のための目標（SDGs）と、169のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの規模と野心を示している。これらの目標とターゲットは、ミレニアム開発目標（MDGs）を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指すものである。これらは、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す。これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである。

これらの目標及びターゲットは、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、向こう15年間にわたり、行動を促進するものになる。

人間

我々は、あらゆる形態及び側面において貧困と飢餓に終止符を打ち、すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保することを決意する。

地球

我々は、地球が現在及び将来の世代の需要を支えることができるように、持続可能な消費及び生産、天然資源の持続可能な管理並びに気候変動に関する緊急の行動をとることを含めて、地球を破壊から守ることを決意する。

繁栄

我々は、すべての人間が豊かで満たされた生活を享受することができること、また、経済的、社会的及び技術的な進歩が自然との調和のうちに生じることを確保することを決意する。

平和

我々は、恐怖及び暴力から自由であり、平和的、公正かつ包摂的な社会を育んでいくことを決意する。平和なくしては持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和もあり得ない。

パートナーシップ

我々は、強化された地球規模の連帯の精神に基づき、最も貧しく最も脆弱な人々の必要に特別の焦点をあて、全ての国、全てのステークホルダー及び全ての人の参加を得て、再活性化された「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を通じてこのアジェンダを実施するに必要とされる手段を動員することを決意する。

持続可能な開発目標の相互関連性及び統合された性質は、この新たなアジェンダ（以後「新アジェンダ」と呼称）の目的が実現されることを確保する上で極めて重要である。もし我々がこのアジェンダのすべての範囲にわたり自らの野心を実現することができれば、すべての人々の生活は大いに改善され、我々の世界はより良いものへと変革されるであろう。

宣言（注：各パラ冒頭のカッコ書きは仮訳用に便宜上付したもの）

導入部

1. 我々、国家元首、政府の長その他の代表は、国連が70周年を迎えるにあたり、2015年9月25日から27日までニューヨークの国連本部で会合し、今日、新たな地球規模の持続可能な開発目標を決定した。

2.（総論）我々の国民に代わり、我々は、包括的、遠大かつ人間中心な一連の普遍的かつ変革的な目標とターゲットにつき、歴史的な決定を行った。我々は、このアジェンダを2030年までに完全に実施するために休みなく取り組むことにコミットする。我々は、極端な貧

困を含む、あらゆる形態と様相の貧困を撲滅することが最も大きな地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。我々は、持続可能な開発を、経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成することにコミットしている。我々はまた、ミレニアム開発目標の達成を基にして、その未完の課題に取り組むことを追求する。

3. (取り組むべき課題) 我々は、2030年までに以下のことを行うことを決意する。あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つこと。国内的・国際的な不平等と戦うこと。平和で、公正かつ包摂的な社会をうち立てること。人権を保護しジェンダー平等と女性・女兒の能力強化を進めること。地球と天然資源の永続的な保護を確保すること。そしてまた、我々は、持続可能で、包摂的で持続的な経済成長、共有された繁栄及び働きがいのある人間らしい仕事のための条件を、各国の発展段階の違い及び能力の違いを考慮に入れた上で、作り出すことを決意する。

4. (誰一人取り残さない) この偉大な共同の旅に乗り出すにあたり、我々は誰も取り残されないことを誓う。人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされることを望む。そして我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。

5. (新アジェンダの特徴) このアジェンダは前例のない範囲と重要性を持つものである。このアジェンダは、各国の現実、能力及び発展段階の違いを考慮に入れ、かつ各国の政策及び優先度を尊重しつつ、すべての国に受け入れられ、すべての国に適用されるものである。これらは、先進国、開発途上国も同様に含む世界全体の普遍的な目標とターゲットである。これらは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面をバランスするものである。

6. (これまでの経緯) 最も貧しく最も脆弱なところからの声に特別な注意を払いながら市民社会及びその他のステークホルダーとの間で行われた2年以上にわたる公開のコンサルテーション及び関与の結果、この目標とターゲットができた。このコンサルテーションは、持続可能な開発に関する公開作業部会及び国連による重要な作業を含むものであり、事務総長は2014年12月に統合報告書を提出している。

我々のビジョン

7. (目指すべき世界像) これらの目標とターゲットにおいて、我々は最高に野心的かつ変革的なビジョンを設定している。我々は、すべての人生が栄える、貧困、飢餓、病気及び欠乏から自由な世界を思い描く。我々は、恐怖と暴力から自由な世界を思い描く。すべての人が読み書きできる世界。すべてのレベルにおいて質の高い教育、保健医療及び社会保

護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界。身体的、精神的、社会的福祉が保障される世界。安全な飲料水と衛生に関する人権を再確認し、衛生状態が改善している世界。十分に、安全で、購入可能、また、栄養のある食料がある世界。住居が安全、強靱（レジリエント）かつ持続可能である世界。そして安価な、信頼でき、持続可能なエネルギーに誰もがアクセスできる世界。

8.（目指すべき世界像）我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く。人種、民族及び文化的多様性に対して尊重がなされる世界。人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界。子供たちに投資し、すべての子供が暴力及び搾取から解放される世界。すべての女性と女兒が完全なジェンダー平等を享受し、その能力強化を阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界。そして、最も脆弱な人々のニーズが満たされる、公正で、衡平で、寛容で、開かれており、社会的に包摂的な世界。

9.（目指すべき世界像）我々は、すべての国が持続的で、包摂的で、持続可能な経済成長と働きがいのある人間らしい仕事を享受できる世界を思い描く。消費と生産パターン、そして空気、土地、河川、湖、帯水層、海洋といったすべての天然資源の利用が持続可能である世界。民主主義、グッド・ガバナンス、法の支配、そしてまたそれらを可能にする国内・国際環境が、持続的で包摂的な経済成長、社会開発、環境保護及び貧困・飢餓撲滅を含めた、持続可能な開発にとってきわめて重要である世界。技術開発とその応用が気候変動に配慮しており、生物多様性を尊重し、強靱（レジリエント）なものである世界。人類が自然と調和し、野生動植物その他の種が保護される世界。

我々の共有する原則と約束

10.（主要原則）新アジェンダは、国際法の尊重を含め、国連憲章の目的と原則によって導かれる。世界人権宣言、国際人権諸条約、ミレニアム宣言及び2005年サミット成果文書にも基礎を置く。また、「発展の権利に関する宣言」などその他の合意も参照される。

11.（関連する主要国連会議）我々は、持続可能な開発のための確固たる基礎を築き、この新アジェンダを形作るのを助けたすべての主要な国連会議及びサミットの成果を再確認する。これらは、「環境と開発に関するリオ宣言」、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」、「世界社会開発サミット」、「国際人口・開発会議（ICPD）行動計画」、「北京行動綱領」（第4回世界女性会議）、「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」を含む。我々はまた、「第4回後発開発途上国（LDCs）会議」、「第3回小島嶼開発途上国（SIDS）会議」、「第2回内陸開発途上国（LLDCs）会議」及び「第3回国連防災世界会議」を含め、これらの会議のフォローアップを再確認する。

12. (共通だが差異のある責任) 我々は、「環境と開発に関するリオ宣言」のすべての原則、とりわけ、その第7原則にあるように共通だが差異ある責任の原則を再確認する。

13. (統合されたアプローチの重要性) これらの主要な会議及びサミットの課題並びにコミットメントは、相互に関連しており、統合された解決が必要である。これらに効果的に対処するために、新たなアプローチが必要である。持続可能な開発が意味するところでは、すべての形態及び側面の貧困撲滅、国内的・国際的不平等との戦い、地球の維持、持続的・包摂的・持続可能な経済成長を作り出すこと、並びに社会的包摂性を生み出すことは、お互いに関連し合っており、相互に依存している。

今日の世界

14. (直面する課題) 我々は、持続可能な開発に対する大きな課題に直面している。依然として数十億人の人々が貧困のうちに生活し、尊厳のある生活を送れずにいる。国内的、国際的な不平等は増加している。機会、富及び権力の不均衡は甚だしい。ジェンダー平等は依然として鍵となる課題である。失業、とりわけ若年層の失業は主たる懸念である。地球規模の健康の脅威、より頻繁かつ甚大な自然災害、悪化する紛争、暴力的過激主義、テロリズムと関連する人道危機及び人々の強制的な移動は、過去数十年の開発の進展の多くを後戻りさせる恐れがある。天然資源の減少並びに、砂漠化、干ばつ、土壌悪化、淡水の欠乏及び生物多様性の喪失を含む環境の悪化による影響は、人類が直面する課題を増加し、悪化させる。我々の時代において、気候変動は最大の課題の一つであり、すべての国の持続可能な開発を達成するための能力に悪影響を及ぼす。世界的な気温の上昇、海面上昇、海洋の酸性化及びその他の気候変動の結果は、多くの後発開発途上国、小島嶼開発途上国を含む沿岸地帯及び低地帯の国々に深刻な影響を与えている。多くの国の存続と地球の生物維持システムが存続の危機に瀕している。

15. (チャンス) しかしながら、大きな機会の時でもある。多くの開発の課題に対応するために重要な進展があった。過去の世代において、数百万人の人が極度の貧困から脱した。教育へのアクセスは少年少女いずれに対しても大きく増加した。ICTと地球規模の接続性は人間の進歩を加速化させ、デジタルデバイドを埋め、知識社会を発展させる大きな潜在力があり、医学やエネルギーのように多様な幅広い分野において科学技術イノベーションが持つ潜在力もまた同様である。

16. (MDGsで残された課題への対応) およそ15年前、ミレニアム開発目標(MDGs)が合意された。これらは、開発のための重要な枠組みを与え、多くの分野で重要な進展が見られた。しかしながら、進展にはばらつきがあり、それはアフリカ、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国で特にそうである。いくつかの目標、特に母子保健及び性と生殖に関する健康の目標は依然として達成に向けての軌道に乗っていない。我々は、こ

のような外れた目標を含めて、すべての MDGs の完全な達成に向けて、とりわけ後発開発途上国など重視すべき国に対して焦点をあてて拡大した支援を、適切な支援プログラムに沿って供与することを再度約束する。新アジェンダはミレニアム開発目標を基礎として、ミレニアム開発目標が達成できなかったもの、とりわけ最も脆弱な部分に取り組むことにより、これを完遂することを目指す。

17. (MDGs を超える課題への対応) 我々が今日発表する枠組みは、そのスコープにおいてミレニアム開発目標を遙かに越えるものである。貧困撲滅、保健、教育及び食料安全保障と栄養といった継続的な開発分野の優先項目に加えて、この枠組みは、幅広い経済・社会・環境の目的を提示している。また、より平和かつ包摂的な社会も約束している。さらに重要なことは、実施手段も提示している。我々が決定した統合的なアプローチを反映して、新たな目標とターゲットには、深い相互関連性とクロスカッティングな要素がある。

新アジェンダ

18. (総論) 本日、我々が発表する 17 の持続可能な開発目標と 169 の関連づけられたターゲットは、統合され不可分のものである。このような広範でユニバーサルな政策目標について、世界の指導者が共通の行動と努力を表明したことは未だかつてなかった。持続可能な開発に向けた道を進むにあたって、すべての国や地域に進展をもたらすウィン・ウィンの協力と地球規模の開発のために我々が一つとなって身を費やすことを決めた。すべての国はその固有の財産、自然資源及び経済活動に対して恒久の主権を有しており、またその権利を自由に行使することを確認する。我々は現在及び将来の世代の益のためのこのアジェンダを実施する。そのために、我々は国際法に対するコミットメントを確認するとともに、新たな開発目標は、国際法の下での権利と義務に整合する形で実施することを確認する。

19. (人権) 我々は、世界人権宣言及びその他の人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調する。

20. (ジェンダー) ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る（女性）の権利と機会が否定されている間は達成することができない。女性と女兒は、質の高い教育、経済的資源への公平なアクセス、また、あらゆるレベルでの政治参加、雇用、リーダーシップ、意思決定において男性と同等の機会を享受するべきである。我々は、ジェンダー・ギャップを縮めるための投資を顕著に増加するために努力するとともに国、地域及びグローバルの各レベルにおいて

ジェンダー平等と女性の能力強化を推進する組織への支援を強化する。女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力は男性及び男子の参加も得てこれを廃絶していく。新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である。

21. (差別化) 新たな目標とターゲットは2016年1月から効力を持ち、向こう15年間における我々の決定をガイドする。我々は、各国の各々の現実、能力、開発段階、政策、優先課題を考慮に入れながら、国、地域、グローバル・レベルで新目標を実施する。我々は、関連する国際規範やコミットメントと整合性を維持しつつ、持続的で包摂的かつ持続可能な経済開発を目指していくための各国の政策余地を尊重する。また、我々は持続可能な開発における、地域の側面、地域経済統合及び連結性の重要性をも認識する。地域レベルでの枠組みは、国レベルで持続可能な開発政策の具体的な実施を後押しすることにつながる。

22. (特別な課題を持つ国々) 各々の国は、持続可能な開発を実現していく上で特有の課題に直面している。最も脆弱な国々、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国は、紛争下や紛争後国と同様に特別な配慮を必要としている。同様に、多くの中所得国にも深刻な課題を抱えている。

23. (脆弱な人々) 脆弱な人々は能力強化がされなければならない。新アジェンダに反映されている脆弱な人々とは、子供、若者、障害者（その内80%以上が貧困下にある）、HIV/エイズと共に生きる人々、高齢者、先住民、難民、国内避難民、移民を含む。また、我々は複合的な人道危機の影響を受けた地域に住む人々及びテロの影響を受けた人々が直面する困難や苦難を取り除き、脆弱な人々の特別なニーズに対する支援を強化すべく、国際法に照らしながら、更なる有効な措置及び行動をとる。

24. (食料安全保障) 我々は、2030年までに極度の貧困を撲滅することを含む、すべての形態の貧困の終結にコミットする。すべての人々は社会保護制度を通じてすべての人が基礎的な生活水準を享受するべきである。また我々は、優先事項として飢餓を撲滅し、食料安全保障を実現するとともに、あらゆる形態の栄養不良を解消することを決意する。この観点から、我々は世界食料安全保障委員会の重要な役割と包摂的な性格を再確認するとともに「栄養に関するローマ宣言」及び「行動枠組」を歓迎する。我々は開発途上国、特に後発開発途上国における小自作農や女性の農民、遊牧民、漁業民への支援を通じて農村開発及び持続可能な農業・漁業発展のために資源を注ぎ込む。

25. (教育) 我々は就学前から初等、中等、高等、技術、職業訓練等のすべてのレベルにおける包摂的で公正な質の高い教育を提供することにコミットする。性、年齢、人種、民族、に関係なくすべての人々が、また障害者、移民、先住民、子供、青年、脆弱な状況下

にある人々が社会への十全な参加の機会を確保するために必要とされる技能や知識を獲得するための生涯学習の機会を有するべきである。安全な学校及び結束力のある地域社会や家族等を通じ、国が人口ボーナスを享受できるようにすることにより、我々は、子供や若者に彼らの権利と能力を完全に実現するための育成環境を提供するよう努める。

26. (保健 UHC) 身体的及び精神的な健康と福祉の増進並びにすべての人々の寿命の延長のために、我々はユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) と質の高い保健医療へのアクセスを達成しなければならない。誰一人として取り残されてはならない。我々は、2030 年までにこのような防ぐことのできる死をなくすことによって、新生児、子供、妊産婦の死亡を削減するために今日までに実現した進歩を加速することを約束する。家族計画、情報、教育を含む、性と生殖に関するサービスへの普遍的なアクセスを確保することに全力で取り組む。我々は、開発途上国においてはびこる薬剤耐性や対応されていない病気に関する問題への取組を含め、マラリア、HIV/エイズ、結核、肝炎、エボラ出血熱及びその他の感染症や伝染病に対して示された進歩の速度を等しく加速する。我々は、持続可能な開発に対する大きな挑戦の一つとなっている行動・発達・神経学的障害を含む非感染性疾患の予防や治療に取り組む。

27. (経済基盤) 我々は、すべての国のために強固な経済基盤を構築するよう努める。包摂的で持続可能な経済成長の継続は、繁栄のために不可欠である。これは、富の共有や不平等な収入への対処を通じて可能となる。我々は、すべての人々のための働きがいのある人間らしい仕事をはじめとして若者の雇用促進、女性の経済的能力強化の促進を通じダイナミックかつ持続可能な革新、人間中心の経済構築を目指す。我々は、強制労働や人身取引及びすべての形態の児童労働を根絶する。すべての国々は、生産性と職務を達成するために必要とされる知識や技能、社会に参入できる能力を備えた、健全で優れた教育を受けた労働人口を有する立場にある。我々は、後発開発途上国のあらゆるセクターにおける生産性向上のために構造改革を含む取組を行う。我々は、生産能力・生産性・生産雇用の増大、金融包摂、持続可能な農業・畜産・漁業開発、持続可能な工業開発、手頃で信頼できる持続可能な近代的エネルギー供給へのユニバーサルなアクセス、持続可能な輸送システム、質の高い強靱 (レジリエント) なインフラにおいて、生産能力、生産性、生産雇を増大させる政策を採用する。

28. (持続可能な消費・生産) 我々は、社会における生産や消費、サービスのあり方について根本的な変革をすることにコミットする。政府、国際機関、企業、その他の非政府主体や個人は、開発途上国における持続可能な消費と生産を促進するための科学、技術、革新能力を獲得するための財政的、技術的支援等を通じてより持続可能な消費・生産パターンへの移行に貢献しなければならない。我々は、「持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み」の実施を促進する。開発途上国の発展と能力を踏まえつつ、先進国がリードの

下で、すべての国々が実行をする。

29. (移民)我々は、包括的成長と持続可能な開発に対する移民の積極的な貢献を認識している。また、他国への移住は、送出、通過、目的地となる各々の国の発展に大きく関連している多面的な実態の現実であり、首尾一貫した包括的な対応を必要とするということを確認する。我々は、移民に対し、その地位、難民及び避難民を問わず、人権の尊重や人道的な扱いを含む安全で秩序だった正規の移住のための協力を国際的に行う。このような協力は、特に開発途上国において難民を受け入れているコミュニティの強靱性（レジリエンス）を強化することにも注力すべきである。我々は、移民が市民権のある国へ帰国するための移民の権利を強調し、国家は帰国する自国民が正当に受け入れられることを保証しなければならないということを想起する。

30. (一方的経済措置の禁止) 各国は、特に開発途上国において経済及び社会の発展を阻害し、国際法と国連憲章に合致しないような一方的経済・財政・貿易措置の公布及び適用を行うことを慎むよう強く求められている。

31. (気候変動)我々は、気候変動枠組条約が、気候変動に対する地球規模の対応を交渉するための主要な国際的、政府間フォーラムであるということを確認する。我々は、気候変動や環境破壊によって引き起こされた脅威に対し断固として取り組む決意である。地球規模の気候変動の特徴を踏まえ、世界の温室効果ガス排出削減を加速し、気候変動による負の影響に対する適応を促進するための可能な限り広い国際協力が求められる。我々は、2020年までの世界の年間温室効果ガス排出に関する締約国の緩和約束の総体的効果と、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2又は1.5°C以内に抑える可能性が高い総体的な排出の道筋との間に大きな隔りがあることについて深刻な懸念をもって留意する。

32. (気候変動)12月のパリにおける第21回締約国会合を見据え、我々は、野心的で世界共通の気候合意にむけて取り組むというすべての国のコミットメントを強調する。我々は、気候変動枠組条約の下で全ての締約国に適用される議定書、他の法的文書又は法的効力を有する合意成果は、均衡のとれた態様、とりわけ、緩和、適応、資金、技術開発・移転、能力構築、行動と支援に関する透明性等を扱うものとするを再度確認する。

33. (天然資源、海洋、生物多様性等)我々は、社会的・経済的発展の鍵は、地球の天然資源の持続可能な管理にあると認識している。よって我々は、大洋、海、湖の他、森林や山、陸地を保存し、持続的に使用すること及び生物多様性、生態系、野生動物を保護することを決意する。また、我々は、持続可能な観光事業、水不足・水質汚染への取組を促進し、砂漠化、砂塵嵐、浸食作用、干ばつ対策を強化し、強靱性（レジリエンス）の構築と災害のリスク削減にむけた取組を強化する。この観点から我々は、2016年にメキシコで開

催される生物多様性条約第13回締約国会議に期待を寄せている。

34. (都市発展、化学物質等)我々は、持続可能な都市開発とその管理は、我々の国民の生活の質を確保する上で欠くことができないことであることを認識する。我々は、地域社会のつながりと安全の確保の他、イノベーションと雇用を促進するための都市や人間の居住地の更新、計画を実施するために地方政府やコミュニティと協働する。我々は、化学物質の環境上適正な管理と安全な使用、廃棄物の削減と再生利用、水とエネルギーのより有効な活用等を通じ、都市活動や人の健康と環境に有害な化学物質の負のインパクトを減らす。こうして、我々は、地球気候システムに対する都市の影響を最小化するよう努力する。また、我々は、国家・農村・都市の開発計画を策定する際に、人口動態と将来推計を踏まえて検討を行う。我々は、エクアドルの首都キトで開催が予定されている「人間居住と持続可能な都市開発に関する国連会議」に期待している。

35. (平和と安全)持続可能な開発は、平和と安全なくしては実現できない。同時に、平和と安全は、持続可能な開発なくしては危機に瀕するだろう。新アジェンダは、司法への平等なアクセスを提供し、(発展の権利を含む)人権の尊重、効果的な法の支配及び全てのレベルでのグッド・ガバナンス並びに透明、効果的かつ責任ある制度に基礎をおいた平和で、公正かつ、包摂的な社会を構築する必要性を認める。新アジェンダにおいては、不平等さ、腐敗、貧弱な統治、不正な資金や武器の取引といった暴力、不安及び不正義を引き起こす要因に焦点が当てられている。我々は、平和構築及び国家建設において女性が役割を担うことを確保することも含めて紛争の解決又は予防、及び紛争後の国々の支援のための努力を倍加しなければならない。我々は、経済的・社会的発展及び環境の面でも悪影響を及ぼし続けている植民地下及び外国占領下にある人民の自決の権利の完全な実現への障害を除去するために、国際法に合致する更なる効果的な手段と行動を求める。

36. (文化)我々は、文化間の理解、寛容、相互尊重、グローバル・シチズンシップとしての倫理、共同の責任を促進することを約束する。我々は、世界の自然と文化の多様性を認め、すべての文化・文明は持続可能な開発に貢献するばかりでなく、重要な成功への鍵であると認識する。

37. (スポーツ)スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する。

38. (領土保全及び政治的独立)我々は、国連憲章に従って、国の領土保全及び政治的独立が尊重される必要があることを再確認する。

実施手段

39. 新アジェンダの規模と野心は、その実施を確保するために活性化された「グローバル・パートナーシップ」を必要とする。我々は、全面的にこれにコミットする。このパートナーシップは、世界的連帯、特に、貧しい人々や脆弱な状況下にある人々に対する連帯の精神の下で機能する。それは、政府や民間セクター、市民社会、国連機関、その他の主体及び動員可能なあらゆる資源を動員して全ての目標とターゲットの実施のために地球規模レベルでの集中的な取組を促進する。

40. (実施手段、アディスアベバ行動目標との関係) 目標 17 とそれぞれの SDG 下における実施手段は、我々のアジェンダを実現する鍵であり、その他の目標とターゲットの重要性に匹敵する。SDGs を含むアジェンダは、持続可能な開発のための活性化されたグローバル・パートナーシップの枠組みの下で実現され、2015 年 7 月 13~16 日、アディスアベバで開催された第 3 回開発資金国際会議成果文書に記載されている具体的な政策と行動によって支えられる。我々は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの不可欠な部分であるアディスアベバ行動目標が国連総会においてエンドースされたことを歓迎する。我々は、アディスアベバ行動目標の十分な実施は、持続可能な開発の目標とターゲットの実現に不可欠であることを認める。

41. (国家、民間セクターの役割) 我々は、それぞれの国が自国の経済・社会発展のための第一義的な責任を有するということを認識する。新アジェンダは、その目標とターゲットの実施に必要とされる手段も含んでいる。これらの実施手段は財政的なりソースの動員をはじめとして、相互に同意された譲許的優遇的な条件で開発途上国に対し行われる環境に優しい技術の移転、能力構築を含むものであることを認める。国内及び国際社会による公的資金は、不可欠なサービスと公共財の供給及び他の資金源を呼び込む上できわめて重要な役割を果たす。我々は、小規模企業から多国籍企業、協同組合、市民社会組織や慈善団体等多岐にわたる民間部門が新アジェンダの実施における役割を有することを認知する。

42. (各種行動計画、アフリカ関連イニシアティブ、紛争) 我々は、「イスタンブール宣言及び行動計画」、「サモア・パスウェイ (SAMOA pathway)」、「ウィーン行動計画」等の関連ある戦略及びプログラムの実施を支持する。また、新アジェンダにおいて不可欠であるアフリカ連合の「2063 アジェンダ」と「アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD)」のプログラムを支持することの重要性を再確認する。我々は、紛争下や紛争後の国々が永続的な平和と持続可能な開発を達成するための大きな課題を有していることを認識する。

43. (ODA の役割、コミットメントの再確認) 我々は、国際的な公的資金が、国内、とりわけ限られた国内資源しかない最貧国や脆弱な国において、公的資源を国内的に動員する

ための取組を補完する上で重要な役割を果たすということを強調する。ODA を含む国際的な公的資金の重要な活用は、公的及び民間の他の資源からの追加的な資源を動員する触媒となるものである。ODA 供与国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.2%にするという目標を達成するとの多くの先進国によるコミットメントを含め、それぞれのコミットメントを改めて確認する。

44. (国際金融機関の役割) 我々は、国際金融機関が、特に開発途上国に対し、それぞれのマנדート及び各々の国の政策スペースに従って支援を行う重要性を認める。我々は、国際的な経済上の決定や国際的な経済面のガバナンスや規範に関する意思決定において、アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国も含む開発途上国の声と参入を普及し強化することにコミットする。

45. (国会議員、政府、公的機関の役割) 我々は、新アジェンダのために必要とされる予算の可決と我々のコミットメントの効果的な実施に関する説明責任を確実なものとするために、国会議員が果たす不可欠な役割についても認識している。また、政府と公共団体は、地方政府、地域組織、国際機関、学究組織、慈善団体、ボランティア団体、その他の団体と密接に実施に取り組む。

46. (経社理、国連開発システム) 我々は、SDGs と持続可能な開発の達成を支援するために、十分に資源に恵まれ、適切に、首尾一貫した、有効で効果的な国連システムが有する重要な役割を強調する。国レベルでのより強化されたオーナーシップ及びリーダーシップの重要性を強調する一方で、我々は、本アジェンダの文脈における経済社会理事会での「国連開発システムの長期的ポジショニングに関する対話」を支持する。

フォローアップとレビュー

47. 次の15年に向けた目標とターゲットを実行する進捗に関し、各国政府が、国、地域、世界レベルでのフォローアップとレビューの第一義的な責任を有する。国民への説明責任を果たすため、我々は、本アジェンダ及びアディスマベバ行動目標に記されているとおりの様々なレベルにおける体系的なフォローアップとレビューを行う。また、国連総会及び経済社会理事会の下で開催される「ハイレベル政治フォーラム」が、世界レベルのフォローアップとレビューを監督する主要な役割を持つ。

48. (本件アジェンダを達成するための) 指標は、こうした(フォローアップ)活動を支援するために整備される。誰一人も取り残さないよう進捗を測定するためには、高品質で、アクセス可能、時宜を得た細分化されたデータが必要である。このようなデータは、政策決定の鍵となる。現存する報告メカニズムからのデータと情報は、可能な限り活用されるべきである。アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得

得国をはじめとする開発途上国における、統計能力の強化のための努力を強化することに我々は合意する。我々は進捗を測定するために、GDP 指標を補完する、より包括的な手法を開発することにコミットする。

我々の世界を変える行動の呼びかけ

49. (国連とそれを支える価値観) 70 年前、以前の世代の指導者たちが集まり、国際連合を作った。彼らは、戦争の灰と分裂から、国連とそれを支える価値、すなわち平和、対話と国際協力を作り上げた。これらの価値の最高の具体化が国連憲章である。

50. (新アジェンダの歴史的意義) 今日我々もまた、偉大な歴史的な重要性を持つ決定をする。我々は、すべての人々のためによりよい未来を作る決意である。人間らしい尊厳を持ち報われる生活を送り、潜在力を発揮するための機会が否定されている数百万という人々を含む全ての人々を対象とした決意である。我々は、貧困を終わらせることに成功する最初の世代になり得る。同様に、地球を救う機会を持つ最後の世代にもなるかも知れない。我々がこの目的に成功するのであれば 2030 年の世界はよりよい場所になるであろう。

51. (新アジェンダの歴史的意義) 今日我々が宣言するものは、向こう 15 年間の地球規模の行動のアジェンダであるが、これは 21 世紀における人間と地球の憲章である。子供たち、若人たちは、変化のための重要な主体であり、彼らはこの目標に、行動のための無限の能力を、また、よりよい世界の創設にむける土台を見いだすであろう。

52. (人々を中心に据えたアジェンダ) 「われら人民は」というのは国連憲章の冒頭の言葉である。今日 2030 年への道を歩き出すのはこの「われら人民」である。我々の旅路は、政府、国会、国連システム、国際機関、地方政府、先住民、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学者・学会、そしてすべての人々を取り込んでいくものである。数百万の人々がすでにこのアジェンダに関与し、我が物としている。これは、人々の、人々による、人々のためのアジェンダであり、そのことこそが、このアジェンダを成功に導くと信じる。

53. (結語) 人類と地球の未来は我々の手の中にある。そしてまた、それは未来の世代にたいまつを受け渡す今日の若い世代の手の中にもある。持続可能な開発への道を我々は記した。その道のりが成功し、その収穫が後戻りしないことを確かなものにするには、我々すべてのためになるのである。

持続可能な開発目標（SDGs）とターゲット

54.（SDGs 公開作業部会報告書）包摂的な政府間交渉プロセスを経て、且つ持続可能な開発に関する公開作業部会の提案、その中には同提案の背景を説明するシャポー¹を含む、を踏まえ、下記の事項が、我々が合意した目標とターゲットである。

55.（各国の状況を踏まえた差別化）持続可能な開発目標（SDGs）とターゲットは、各国の置かれたそれぞれの現状、能力、発展段階、政策や優先課題を踏まえつつ、一体のもので分割できないものである。また、地球規模且つすべての国に対応が求められる性質のものである。ターゲットは、地球規模レベルでの目標を踏まえつつ、各国の置かれた状況を念頭に、各国政府が定めるものとなる。また、各々の政府は、これら高い目標を掲げるグローバルなターゲットを具体的な国家計画プロセスや政策、戦略に反映していくことが想定されている。持続可能な開発が経済、社会、環境分野の進行中のプロセスとリンクしていることをよく踏まえておくことが重要である。

56.（特別な課題を持つ国々）これらの目標とターゲットを決定するに当たって、我々は各国が持続可能な開発を達成するために特有の課題に直面していることを認識し、最も脆弱な国々、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国が直面している特別な課題とともに、中所得国が直面している特有の課題を強調する。また、紛争下にある国々も特別な配慮を必要としている。

57.（データ収集のための能力構築）我々は、いくつかのターゲットについては、基準データが入手困難であるということ認識し、まだ確立されていない国及び地球規模レベルの基準データを整備するための加盟国レベルでの能力構築及びデータ収集強化の支援を強く求める。我々は、以下のターゲットの内、特に明確な数値目標が掲げられていないものについて、その進捗をよりの確に把握するために適切な対応をとることにコミットする。

58.（他のプロセスとの関係）我々のアジェンダの実施の妨げとなり得る課題に関する他のフォーラムでの各国の取組を歓迎する、また一方で、それらのプロセスの独自性も尊重する。我々は、本アジェンダ及びその実施が、他のプロセスやそこでの決定に対しこれに貢献することはあっても侵害することのないようにする。

59.（各国の差別化）我々は、持続可能な開発の達成に向け、それぞれの国が置かれた状況及び優先事項に基づき各々に違ったアプローチ、ビジョン、モデルや利用可能な手段が変わってくることを認識する。そして、我々は、地球という惑星及びその生態系が我々の

¹ A68/970 ‘Report of the Open Working Group of the General Assembly on Sustainable Development Goals’ を参照（同じく A 68/970 Add. 1 も参照ありたい）

故郷であり、「母なる地球」が多く の国及び地域において共通した表現であるということ を再確認する。

※公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)作成による仮訳をベースに編集

持続可能な開発目標

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

*国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
 - 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
 - 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
 - 1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
 - 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
-
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
 - 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
- 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
- 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
- 2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バ

ンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。

- 2. a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
- 2. b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
- 2. c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 3. a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。

- 3. b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3. c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3. d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

目標 4 . すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- 4. 1 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
 - 4. 2 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
 - 4. 3 2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
 - 4. 4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 - 4. 5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
 - 4. 6 2030 年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
 - 4. 7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4. a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
 - 4. b 2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界

で大幅に増加させる。

- 4. c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。

目標 5 . ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5. a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5. b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5. c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減

小さくする。

- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導

の下、持続可能な消費と生産に関する 10 カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。

- 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b 2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじ

めとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

- 9. a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
- 9. b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9. c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10. 1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10. 2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10. 3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10. 4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10. 5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10. 6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10. 7 計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
- 10. a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10. b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10. c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030年までに、大気、水及び海洋の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
- 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あら

ゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

- 14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する²。
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

² 現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉および WTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。

- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
- 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。

- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

- 17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

- 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

- 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

- 17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

- 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

- 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

- 17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位

置及びその他各国事情に関連する特性格の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

実施手段とグローバル・パートナーシップ

60. (グローバル・パートナーシップ)我々は、この新アジェンダの完全な実施のための強いコミットメントを再確認する。我々は、活性化され強化されたグローバル・パートナーシップ及び同程度に野心的な実施手段無しには、この野心的な目標とターゲットは達成できないということを認識する。活性化されたグローバル・パートナーシップは、政府、市民社会、民間セクター、国連機関、その他の主体を集結させるとともに、あらゆる利用可能な資源を動員し、すべての目標とターゲットの実施を支援するための全世界の強い関与を促進する。

61. (実施手段)アジェンダの目標とターゲットは、我々の集合的な野心を実現するために必要な実施手段も取り上げている。それぞれの SDG のターゲット及び目標 17 で取り上げられている実施手段は、上述したように我々のアジェンダを実現するための鍵であり、その他の目標とターゲット同様に重要である。(これらの実施手段関連目標・ターゲットは)その他の目標の実施努力と、これらの進捗をモニターする枠組みの双方において同等のプライオリティーをもって扱う。

62. (アディスアベバ行動目標との関係)SDGs を含むこのアジェンダは、持続可能な開発のための活性化されたグローバル・パートナーシップの枠組みにおいて実現されるものであり、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと不可欠な部分を成すアディスアベバ行動目標の具体的な政策と行動によってサポートされるものである。アディスアベバ行動目標は、2030 アジェンダのターゲットの実施手段を具体的な文脈に置くとともに、それを補足する助けとなるものである。これらは、国内のリソース、国内外の民間資金、国際開発協力、開発の牽引力としての国際貿易、負債及び債務持続性、体制的な課題、科学技術イノベーション、能力構築、データ、モニタリング及びフォローアップのすべてに関連してくるものである。

63. (各国と国際社会の役割)統合的な国家財政の枠組みによって支えられた国家の持続可能な開発戦略は、我々の取組の要となる。我々は、各国が自国の経済・社会開発に対して第一義的な責任があること、国家政策と開発戦略の役割は過小評価できないことを改めて表明したい。我々は、関連の国際的なルール及びコミットメントと合致する限りにおいて、各国がそれぞれの貧困撲滅や持続可能な開発のための政策を実施するための政策スベ

ースやリーダーシップを尊重する。同時に、一国の開発努力はそれを可能とする国際的な経済環境によって支援されなければならない、そうした環境とは、首尾一貫した、互恵的な国際貿易、通貨・金融システム及びより発達した地球規模の経済ガバナンスである。また、能力構築だけでなく、地球規模での適切な知識と技術の利用可能性を高め、促進するプロセスの構築が重要である。我々は、あらゆるレベルにおけるすべての主体によって、持続可能な開発のための政策一貫性及び環境整備の追求及び持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを再活性化することにコミットする。

64. (各種行動計画、アフリカ関連イニシアティブ、紛争) 我々は、「イスタンブール宣言及び行動計画」、「サモア・パスウェイ (SAMOA pathway)」、「ウィーン行動計画」等の関連ある戦略及びプログラムの実施を支持する。また、新アジェンダにおいて不可欠であるアフリカ連合の「2063 アジェンダ」と「アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD)」のプログラムを支持することの重要性を再確認する。我々は、紛争下や紛争後の国々が永続的な平和と持続可能な開発を達成するための大きな課題を有していることを認識する。

65. (中所得国の課題) 我々は、中所得国も持続可能な開発を達成するために困難な課題に直面していることを認識する。今日までに達成された努力の成果を持続させるためには、様々な経験の共有、よりよい調整、国連開発システム、国際金融機関、地域機関及びその他のステークホルダーによる支援を通じてこれらの課題への取組を強化するべきである。

66. (国内資金の動員、各国のオーナーシップ) 我々は、すべての国にとって、ナショナル・オーナーシップの原則の下で強調されている公共政策及び国内リソースの動員と有効な活用は、SDGs の達成を含む持続可能な開発に向けた我々の取組の中心に置かれるものであるということを強調する。我々は、国内リソースは、あらゆるレベルでの整備された環境の下、経済成長によって生み出されるということを認識する。

67. (民間企業活動) 民間企業の活動・投資・イノベーションは、生産性及び包摂的な経済成長と雇用創出を生み出していく上での重要な鍵である。我々は、小企業から協同組合、多国籍企業までを包含する民間セクターの多様性を認める。我々は、こうした民間セクターに対し、持続可能な開発における課題解決のための創造性とイノベーションを発揮することを求める。「ビジネスと人権に関する指導原則と国際労働機関の労働基準」、「児童の権利条約」及び主要な多国間環境関連協定等の締約国において、これらの取り決めに従い労働者の権利や環境、保健基準を遵守しつつ、ダイナミックかつ十分に機能する民間セクターの活動を促進する。

68. 国際貿易は、包摂的な経済成長や貧困削減のための牽引車であり、持続可能な開発の促進に貢献する。我々は、世界貿易機関(WTO)の下、普遍的でルールに基づいた、開かれ

て、透明性があり予測可能性がある公平・無差別で包摂的な多角的貿易体制の促進及び意義のある貿易の自由化に向けた努力を続ける。我々は、すべての世界貿易機関（WTO）加盟国に対し、ドーハ・ラウンド交渉を迅速に終結するための努力を以前にも増して取り組むことを求める。我々は、開発途上国、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国に対し、地域経済の統合と相互接続性の促進を含む貿易関連の能力構築を促進するための支援の重要性を強調する。

69. (債務)我々は、開発途上国が長期的な債務持続性を有することができるように、債権金融、債務救済、債務リストラ及びその他の債務管理等を適切に組み合わせて取り組む必要性を認識する。多くの国々は債務危機に対して脆弱であり、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国の他、幾つかの先進国も危機の渦中にある。我々は改めて、債務国と債権国が、持続不可能な債務を防ぎ、この解決に取り組まなければならないということを確認する。持続可能な債務のレベルを維持するのは、借入国の責任である。しかしながら、我々は、貸し手にも、一国の債務持続性を損なわない形で貸し出すという責任があるということを確認する。我々は、債務救済を受け、持続可能な債務を達成した国々の債務持続性の管理を支援する。

70. (技術促進メカニズム)我々は、持続可能な開発目標を支持するために、アディスアベバ行動目標で合意された技術促進メカニズム（TFM）を立ち上げる。TFMは、加盟国や市民社会、民間セクター、科学団体、国連やその他のマルチ・ステークホルダー間の協力に基づいている。また、その構成は、SDGsのための科学技術イノベーションに関する国連機関間タスクチーム（以下、国連機関間タスクチーム）、オンライン・プラットフォーム、SDGsのための科学技術イノベーションに関するマルチ・ステークホルダー・フォーラム（以下、マルチ・ステークホルダー・フォーラム）から成っている。

- ・ 国連機関間タスクチームは、能力構築取組分野におけるシナジーと効率性を高め、科学技術イノベーションにおける国連システム間の協力、一貫性、調整力を高めることが期待されている。タスクチームは、現存資源を活用しながら、マルチ・ステークホルダー・フォーラムやオンライン・プラットフォームのモダリティーに関するプロポーザルの作成からこれらの運用・実施の準備のために、市民社会、民間セクター、科学者の各分野から構成される10人の代表者と協力してこれを行う。10人の代表者は、2年の任期で、国連事務総長によって任命される。タスクチームは、国連のすべての機関、基金、プログラムの他、経済社会理事会の下に設けられている機能委員会のいずれも参加できるが、最初のメンバーはTFMに関する非公式作業部会に関わってきた機関、すなわち、国連経済社会局（UNDESA）、国連環境計画（UNEP）、国連工業開発機関（UNIDO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国際電気通信連合（ITU）、世界知的所有権機関（WIPO）、世界銀行から構成される。

- ・ オンライン・プラットフォームは、国連内外にある既存の科学技術イノベーション関連メカニズム、プログラムのマッピング及びこれら情報・サービスへのゲートウェイの構築を行う。同プラットフォームは、科学、技術及びイノベーションに関する各種情報、成功例や教訓等へのアクセスを促進する他、公開されている科学情報の普及に貢献する。同プラットフォームの開発にあたっては、既存の科学技術イノベーション・プラットフォームへのアクセスや情報等を提供し、重複を避け相乗効果を強化するために、国連の内外で蓄積されてきた教訓も踏まえつつ、独立した技術的な調査を行い開発するものとする。
- ・ マルチ・ステークホルダー・フォーラムは、年1回、2日間の会期で様々なステークホルダーを招集し、持続可能な開発の実施を巡る科学技術イノベーション協力に関するテーマ別の議論を行う。このフォーラムでは、科学技術イノベーション協力及び能力構築に関するものを含め、技術ニーズとギャップを埋めるための様々なマッチメイキング、協力、能力構築等の機会が提供される。フォーラムは経済社会理事会議長によって招集され、経済社会理事会による年次「ハイレベル政治フォーラム」会合の前に開催されるか、テーマ等の関連性があれば他のフォーラム、会議等に関連づけて開催することができる。このフォーラムは2つの国連加盟国からなる共同議長の下で開催される。そして、その成果はポスト2015年開発アジェンダ実施のフォローアップ・レビューの観点から経済社会理事会「ハイレベル政治フォーラム」へのインプットがなされる。
- ・ 「ハイレベル政治フォーラム」の会議では、マルチ・ステークホルダー・フォーラムの成果がインプットされる。また、その翌年のフォーラムのテーマについては、上記国連機関間タスクチームの専門的インプットを得て決定される。

71. (普遍性、不可分性、関連性) 我々は、実施手段を含む本アジェンダ及び持続可能な開発目標とターゲットは、普遍的で、不可分、相互に関連していることを再度強調する。

フォローアップとレビュー

72. (フォローアップ・レビュー)我々は、次の15年に向けた本アジェンダの実施に関する組織的なフォローアップ・レビューへの関与にコミットする。力強く、自発的、効果的、参加型、透明かつ統合的なフォローアップ・レビューの枠組みは、実施への貢献に不可欠である。また、こうしたフォローアップ・レビューは、各国が誰一人も取り残さない進展を図るために、本アジェンダの実施を最大化し、その進捗をしっかりと把握することを支援する。

73. (各レベルでの必要性)国内、地域的、全世界の各レベルでの活動にあたっては、この枠組みが国民への説明責任を促進し、本アジェンダを達成するための効果的な国際協力を支援し、成功例の交換や相互学習を促進する。また、共通の課題や新たに対応が必要とされる課題への対処のための支援を動員する。本アジェンダはユニバーサルであるが故に、すべての国家間の相互信頼と理解は重要である。

74. (基本原則)すべてのレベルにおけるフォローアップとレビュー(FUR)のプロセスは、次の原則によって導かれる。

- a. これらのプロセスは、自主的で、国主導であり、多様な国の現実、能力、開発レベルを考慮し、政策スペースと優先事項を尊重する。国家のオーナーシップは、持続可能な開発を達成するための鍵である。よって、グローバル・レビューが各国の公的データ・ソースを基に行われることを踏まえると、国家レベルのプロセスによる成果は、地域及び全世界レベルでのレビューのための土台となるものである。
- b. これらは、ユニバーサルで、統合され、相互に関連しており、且つ3つの側面を有する持続可能な開発の性質を尊重した方法で、すべての国において、実施手段を含むユニバーサルな目標とターゲットを実施し、その進捗を計る。
- c. これらは、各国がしっかりとした情報に基づく政策を選択できるよう、長期的な方向性、達成度合い、課題、ギャップ、死活的に重要な成功の要素を見出し、各国への支援を行う。また、必要な実施手段とパートナーシップを動員し、解決策や成功例を導き出すとともに、国際開発システムの連携と有効性を高める。
- d. これらは、すべての人々にとって開かれて、包摂的で、参加型の、透明性を持ち、すべてのステークホルダーによる報告をサポートする。
- e. これらは、人間中心で、ジェンダーに配慮し、人権を尊重し、特に、貧困で脆弱な最も取り残された人々に焦点を当てたものとする。
- f. これらは、既存のプラットフォーム及びプロセスを活用し重複を避けて行われる。また、各国の状況、能力、必要性、優先事項に対応したものとする。新たな問題や新しい方法論の開発を考慮して改良を加えるとともに、各国の行政政府における報告の負担を最小限

にする。

- g. これらは、各国の主導で行われる評価やデータに基づく正確で根拠のあるものである。各国が行う評価やデータは、高品質で、アクセス可能、時宜を得た、細分化されたデータに基づくものであり、具体的には、収入、性別、年齢、人種、民族的属性、移住者の法律上の地位、障害、地理的属性及びその他各々の国内での状況に関連のある特徴等を踏まえたデータである。
- h. これらは、特に、アフリカ諸国、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国、中所得国等の開発途上国における国家資料システム及び評価事業の強化を含む能力開発の拡大を必要とする。
- i. これらは、国連システムと多国間機関による積極的な支援によって支えられる。

75. (指標)目標とターゲットは、グローバルな指標によってフォローアップされる。これらは、国レベルや全世界レベルでのベースライン・データの欠如を埋める取組とともに、各国や地域レベルで策定される指標によって補完されるものである。国連統計委員会の下に設けられた「SDG 指標に関する機関間専門家グループ (IAEG)」が策定するグローバル指標の枠組みは、2016年3月に国連統計委員会で合意され、既存のマンデートに基づき国連経済社会理事会及び総会で採択される。この枠組みは、実施手段を含むすべての目標とターゲットに対応したもので、SDGs に込められた政治的なバランス、野心のレベルを適切に反映したシンプルでありながらも妥協のないものである。

76. (能力開発)我々は、開発途上国、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国に対し、高品質で、時宜を得た、細分化されたデータへのアクセスを確実にするため、統計局及びデータ・システムの能力強化のための支援を行う。我々は、地球観測や地理空間情報等を含む幅広いデータの活用を追求するために、各国のオーナーシップを前提としつつ、支援と進捗管理における透明性と説明責任を明確にした形での官民連携の拡大を促進する。

77. (各レベルでのレビュー)我々は、地方、国、地域、全世界レベルでの定期的且つ包括的なレビューの実施に取り組むことにコミットする。我々は、既存のフォローアップ・レビューの機関及びメカニズムを最大限活用する。国レベルの報告は、地域及び全世界レベルでの進捗と課題を特定することを可能とする。地域レベルの対話と全世界レベルでのレビューと併せ、様々なレベルにおけるフォローアップのための勧告を提供する。

国内レベル

78. (各国の対応)我々は、すべての国連加盟国が本アジェンダ全体の実施に関する実務的で野心的な対応に早急に着手するよう促す。これらは、既存の国家開発、持続可能な開発戦略等をふまえて、SDGs の移行を支援するものとする。

79. (国内での実施)また我々は、加盟国が、国及び地域レベルにおいて、各々の国のイニシアティブで行われる定期的で包摂的な進捗に関するレビューを行うことを促す。かかるレビューは、各国の現状や政策、優先課題を踏まえつつ、先住民、市民社会、民間セクター及び他のステークホルダーからの貢献を得つつ行われるべきである。また、国会やその他の機関もこうしたプロセスを支援する。

地域レベル

80. (役割)地域レベルでのフォローアップ・レビューは、自発的なレビューを含む相互の学び、共通のターゲットに関する成功例と議論を共有する有益な機会となり得る。この観点からは、地域委員会及び地域組織の協力を歓迎する。包摂的な地域プロセスは、「持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム」を含む、全世界レベルでのフォローアップとレビューに貢献するものである。

81. (適切な地域フォーラムの特定)既存の地域レベルでのフォローアップ・レビュー・メカニズムを踏まえたものとするために、我々はすべての加盟国に対し最も適切な地域フォーラムを特定することを求める。国連地域委員会は、この観点から加盟国への支援を継続することが期待されている。

全世界レベル

82. (ハイレベル政治フォーラム)「ハイレベル政治フォーラム (HLPF)」は、そのマנדートの定めるところに従い、総会、経済社会理事会、その他関連機関及びフォーラムとの一貫性を確保しつつ、全世界レベルでのフォローアップ・レビュー・プロセス・ネットワークの監督において中心的な役割を果たす。同フォーラムは、成功、課題、教訓を含む経験の共有を促進し、フォローアップのための政治的リーダーシップ、指導、助言を提供し、持続可能な開発政策に関するシステム全体としての一貫性と調整を促進する。また、本アジェンダ自体がその意義を失わず野心的なものであり続けるようにし、その進捗や、先進国及び開発途上国が直面している課題に焦点をあてなければならない。さらに、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国に関するものを含む、関連する全ての国連の会合フォローアップ・レビュー活動との効果的なリンケージが構築される。

83. (事務総長報告書)「ハイレベル政治フォーラム」におけるフォローアップ・レビューにおいては、国連システムの協力の下、グローバルな指標枠組み及び各国の統計・情報システムによって作成されたデータに基づき、事務総長が毎年作成する「年次 SDG 進捗報告(annual SDG Progress Report)」が提出される。またこの他に、「グローバル持続可能開発報告(Global Sustainable Development Report)も活用されることになっており、この報告は、各国の政策立案者が科学的な裏付けをもって貧困撲滅及び持続可能な開発を促進し

ていけるようにするために科学と政策間の橋渡しを強化することを目指している。我々は、経済社会理事会議長に対し、「グローバル持続可能開発報告」について、そのスコープ、方法論、作成の頻度及び「年次 SDG 進捗報告」との関係あり方についての協議プロセスを招集し、そのプロセスの結果を、2016 年の「ハイレベル政治フォーラム」会期での閣僚宣言に反映する。

84. (ステークホルダーの関与) 経済社会理事会主催による「ハイレベル政治フォーラム」では、国連総会決議 67/290 を踏まえて定期的なレビューを実施する。同フォーラムでのレビューは、先進国、開発途上国の他、関連する国連機関、市民社会・民間セクターなどのステークホルダーに対し報告を促しているが、あくまで自発的な性格のものである。レビューは、閣僚やその他のハイレベル参加者が関与した国家主導のプロセスである。レビューは、メジャー・グループ及び関連したステークホルダーの参加を通して、パートナーシップのためのプラットフォームを提供する。

85. (テーマ別レビュー) さらに、「ハイレベル政治フォーラム」では持続可能な開発目標の進捗に関するテーマ別レビューも開催する。こうしたテーマ別レビューは、各目標間の相互関連性を踏まえつつ、経済社会理事会の各種機能委員会及びその他政府間機関、フォーラム等によるサポートを受ける。こうしたテーマ別レビューはすべてのステークホルダーを関与しつつ、「ハイレベル政治フォーラム」の実施サイクルに統合されていく。

86. (アディスアベバ行動目標との関係) アディスアベバ行動目標にて言及されており、我々は、開発資金（会議）の成果に対するフォローアップ・レビューと本アジェンダのフォローアップ・レビューの枠組みに統合されている SDGs の全ての実施手段を歓迎する。開発資金に関する年次経済社会理事会フォーラムにおいて政府間合意の下で得られた結論及び提言については、「ハイレベル政治フォーラム」における本アジェンダ実施に関する全体のフォローアップ・レビューに役立てられる。

87. (総会主催 HLPF) 総会主催の下で 4 年に 1 回行われる「ハイレベル政治フォーラム」は、本アジェンダの実施、進捗及び課題の特定、さらなる実施促進のための動員を行う上でハイレベルでの政治的ガイダンスを与えるものである。国連総会の下で開催される次回ハイレベル政治フォーラムは 2019 年に開催され、以降、「四ヶ年包括政策レビュー (QCPR)」プロセスとの一貫性を最大化するために開催時期を調整することにする。

88. (国連開発システム) また、我々は、国連開発システムによる新たなアジェンダの実施に対して首尾一貫した集約された支援を確実にするために、システム全体で整合性のとれた戦略計画、実施、報告体制の重要性を強調する。関連する統治組織は、実施支援のレビュー及び進捗と支障を報告しなければならない。(こうした各々の国連開発システムの)

監督機関は、そうした支援の内容についてレビューを行いその進捗と障害について報告を行わなければならない。我々は経済社会理事会における「国連開発システムの長期的ポジショニングに関する対話」を歓迎し、適切な対応が取られることを期待する。

89. (メジャー・グループ)「ハイレベル政治フォーラム」は、国連総会決議 67/290 に沿って、メジャー・グループ及び関連したステークホルダーによるフォローアップ・レビューのプロセスへの参加を支持する。我々は、これらの関係者に対し、アジェンダの実施に対する彼らの貢献について報告することを呼びかける。

90. (HLPF に向けた事務総長報告書) 2016 年に開催される「ハイレベル政治フォーラム」の準備に向けて、我々は事務局長に対し第 70 回国連総会での検討に付するための報告書の作成を求める。具体的には、全世界レベルでの首尾一貫した、効率的で、包摂的なフォローアップ・レビューに向けた重要なマイルストーンを示す内容の報告書を求める。この報告書は、経済社会理事会の下で開催される「ハイレベル政治フォーラム」における各国によるレビューのための組織アレンジに関する提言を含むものとする。また、同報告は組織の責任を明確にし、各年テーマ、テーマ別レビューの結果、「ハイレベル政治フォーラム」に関する定期的レビューについてガイダンスを示すものとする。

91. (結語) 2030 年までに、より良い世界へと変えるため、本アジェンダを十分活用し、達成するための揺るぎないコミットメントを、我々は改めて確認する。

A I 戦略 2019

～人・産業・地域・政府全てにA I～

令和元年6月11日
統合イノベーション戦略推進会議決定

目次

<u>はじめに</u>	1
I. 基本的考え方	2
(A) 戦略のスコープ	2
(B) 戦略の目的	2
(C) 戦略の背景となる理念	2
(D) 戦略の推進にあたっての基本的考え方	3
(E) 戦略目標	3
(F) 官民の役割分担	6
II. 未来への基盤作り : 教育改革と研究開発体制の再構築	8
II-1 教育改革	8
(1) リテラシー教育	9
(2) 応用基礎教育	15
(3) エキスパート教育	17
(4) 数理・データサイエンス・A I 教育認定制度	19
II-2 研究開発体制の再構築	21
(1) 研究環境整備	24
(2) 中核研究プログラムの立ち上げ : 基盤的・融合的な研究開発の推進	27
III. 産業・社会の基盤作り	29
III-1 社会実装	29
(1) 健康・医療・介護	32
(2) 農業	35
(3) 国土強靱化 (インフラ、防災)	37
(4) 交通インフラ・物流	39
(5) 地方創生 (スマートシティ)	41
(6) その他	43
III-2 データ関連基盤整備	44
(1) データ基盤	44
(2) トラスト・セキュリティ	46
(3) ネットワーク	48
III-3 A I 時代のデジタル・ガバメント	49
III-4 中小企業・ベンチャー企業への支援	51
(1) 中小企業支援	51
(2) A I 関連創業に関する若手支援	52
IV. 倫理	53
V. その他	54

はじめに

人工知能技術は、近年、加速度的に発展しており、世界の至る所でその応用が進むことにより、広範な産業領域や社会インフラなどに大きな影響を与えている。一方、我が国は、現在、人工知能技術に関しては、必ずしも十分な競争力を有する状態にあるとは言い難い。

他方、我が国は、Society 5.0¹を標榜し、世界規模の課題（SDGs²）の解決に貢献するとともに、SDGsの地域における実践のモデルである「地域循環共生圏」³を創造していくことを目指し、成熟社会が直面する高齢化、人口減少、インフラの老朽化などの社会課題を他国に先駆けて解決しなければならない。これら課題は、人工知能をはじめとしたテクノロジーのみで解決できる問題ではないが、テクノロジーと社会の仕組みを連動して変革し、「多様性を内包した持続可能な社会」を実現することが必要である。

我が国は、人工知能技術戦略会議において、2017年3月に人工知能技術戦略及びその産業化ロードマップを取りまとめ、「生産性」「健康、医療・介護」「空間の移動」「情報セキュリティ」の重点分野を中核に、官民が連携して、人工知能技術の研究開発から社会実装までに取り組むこととし、2018年8月には同戦略を踏まえた政府内の取組をより具体化・強化する観点から、各取組の目標と達成時期を示した実行計画を取りまとめた。しかしながら、ここ数年のビッグデータ等を通じた人工知能技術の利活用に関し、米国や中国の企業等による覇権争いが激しさを増しており、様々な分野で従来の延長線上にない破壊的イノベーションが生み出されてきているが、我が国は、後れを取っている状況である。他方、人工知能技術導入の潜在的分野は広範囲に及ぶもので、現場でのデータ収集や利活用など競争は始まったばかりであり、勝負はまだこれからであるとの意見もある。

¹ 第5期科学技術基本計画では「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスが受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」とし、総合戦略2017では「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会」としている。

² Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

³ 第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において、『各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指す』とされている。

そこで、我が国が直面する課題を克服しつつ、さらに一歩進んで、我が国の強みを活かし、将来を切り拓いていくために、国が主体的に直ちに実行すべき施策に焦点を当て、本戦略のとりまとめを行った。

I. 基本的考え方

(A) 戦略のスコープ

本戦略における「人工知能（以下、A I）」とは、知的とされる機能を実現しているシステムを前提とする⁴。

近年のA Iは、機械学習、特に深層学習（ディープラーニング）に基づくものが中心であるが、A I関連の技術は急速に進展しており、A Iに利用される技術に限定してA Iの定義とすることはしない。

(B) 戦略の目的

本戦略の目的は、Society 5.0の実現を通じて世界規模の課題の解決に貢献するとともに、我が国自身の社会課題も克服するために、今後のA Iの利活用の環境整備・方策を示すことである。

世界への貢献と課題克服、さらには、その先の、我が国の産業競争力の向上に向けて、A Iを取り巻く、教育改革、研究開発、社会実装などを含む、統合的な政策パッケージを策定する。

(C) 戦略の背景となる理念

2019年3月、政府は、「人間中心のA I社会原則」を取りまとめた。

これは、A Iの発展に伴って、我が国が目指すべき社会の姿、多国間の枠組み、国や地方の行政府が目指すべき方向を示すものであり、その基本理念として、

① 人間の尊厳が尊重される社会（Dignity）

⁴ A I（artificial intelligence）については、例えばECハイレベルエキスパートグループ報告書においては、「環境や入力に対応して知的な動作（一定の自律性を有することもある）を行うシステム」とされているが、「知的な動作」の実体は解釈に依存する側面もある。また、2016年に米国で発表されたAI100報告書では、学問分野としてのA Iを、「知能を持った機械を作る研究であり、知能とは置かれた環境中で適切に、かつ何らかの洞察を持って機能すること」というNils J. Nilssonの定義を引用しているが、この定義も大きな曖昧性を持ったものである。実際、同報告書では、A Iの定義が曖昧であること自体が、A Iの研究を加速している肯定的な側面があるとしている。これらの状況を鑑みると、何を以て「A I」または「A I技術」と判断するかに関して、一定のコンセンサスはあるものの、それをそこに利用される技術などを基盤にことさらに厳密に定義することは意味があるとは言えない。同時に、このようなシステムは、高度に複雑なシステムに組み込まれることも留意する必要がある。さらに、大規模データを収集・蓄積し、アクセスする基盤、超高速通信網、センサー群、ロボットなどがなければA Iシステムの実装はおぼつかない。サイバーセキュリティやA I倫理など、このようなシステムの安全性や健全性を担保する技術の開発や実装が行われなければ、A Iが広く受容されることも困難となる。A Iは、知的とされる機能を実現する広範なシステムを包含するとともに、今後の社会や産業から日常生活、また、科学研究や技術開発まで、あらゆる領域に展開されることが予想される。よって、本戦略の対象は、これらの領域も統合的に構想する必要がある。

- ② 多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会（Diversity & Inclusion）
- ③ 持続性ある社会（Sustainability）

の3点を定めている。

本戦略は、これらの基本理念を尊重する。

(D) 戦略の推進にあたっての基本的考え方

(C) の基本理念を実現するため、すなわち、「多様性を内包した持続可能な社会」に向けて、A Iを含めた新たな技術の導入と、その導入と並行した社会システムの変革が重要である。さらには、A Iの導入によって、国民一人一人が具体的な便益を実感でき、新たな技術や社会システムが広く受け入れられていくことが不可欠である。

加えて、Society 5.0の実現を進める中で、我が国の国際的プレゼンスの向上と、産業競争力の抜本的強化を図っていかなければならない。その際、「人間中心のA I社会原則」を踏まえ、性別、年齢、政治的信条、宗教等の多様なバックグラウンドにかかわらず多様な人材が、幅広い知識、視点、発想等に基づき、貢献できるようにすることが重要である。

国は、以上の観点を念頭におき、総合的なコーディネーターとして、以下の点にも留意しつつ、本戦略に記載される各種施策を着実に推進していく必要がある。

- ① 産業の担い手は民間企業であり、民間企業がその力を発揮するために、基盤の整備（人材の育成と呼び込み、研究開発の促進、産業基盤の整備・事業化支援）、新たな技術の導入を加速する制度の構築と阻害要因の除去、多国間の枠組みの構築など不可欠であること
- ② A Iシステムの実装には、大規模データを収集・蓄積し、アクセスする基盤、超高速通信網、センサー群、ロボット等が必要であること
- ③ A Iの社会受容には、サイバーセキュリティやA I倫理を含む、システムの安全性や健全性を担保する技術の開発や実装、A Iに関わるリテラシーの向上及び開発者・運用者とユーザの間での適切なコミュニケーション、さらにはA Iの具体的な便益が感じられることなどが重要であること

(E) 戦略目標

本戦略では、以下の戦略的目標を設定する。

戦略目標 1

我が国が、人口比ベースで、世界で最もA I時代に対応した人材の育成を行い、世界から人材を呼び込む国となること。さらに、それを持続的に実現するための仕組みが構築されること

「A I時代に対応した人材」とは、単一ではなく、

- ・最先端のA I 研究を行う人材
- ・A I を産業に応用する人材
- ・中小の事業所で応用を実現する人材
- ・A I を利用して新たなビジネスやクリエイションを行う人材

などのカテゴリーに分かれるが、いずれにしても、各々のカテゴリーでの層の厚い人材が必要となる。

人材の増大には、女性も含む多様な人材や、海外から日本を目指す人々も含め、それぞれの層に応じた育成策、呼び込み策が重要である。そのため、今後、先進的な教育プログラムの構築が重要であり、さらに、これを海外にも提供できるレベルにまで充実させることも必要になる。

日常生活では、より有効にA I を利用することで、生活の利便性が向上し、従来ではできなかったことができるようになる。ただし、そのためには、A I に関するリテラシーを高め、各々の人が、不安なく自らの意志でA I の恩恵を享受・活用できるようにならなければならない。

戦略目標2

我が国が、実世界産業におけるA I の応用でトップ・ランナーとなり、産業競争力の強化が実現されること

サイバースペース内で完結することがなく、人、自然、ハードウェアなどとの相互作用を通じて初めて価値が生み出される、「実世界産業⁵」領域には、未だに系統的に取得されていない膨大な情報が含まれている。

本領域において、多くの場合には、サービス・プラットフォームを軸とした高付加価値型産業への転換を促進することが極めて重要であるため、それに資するA I 関連の開発支援、制度設計、社会実装に係る基

⁵ 医療、農業、素材、物流、製造設備など、物理的実世界（Physical Real World）において何らかの価値を提供する産業の総称。SNS や検索サービスなど対比して、サイバースペース内で完結することがなく、人、自然、ハードウェアなどとの相互作用を通じて初めて価値が生み出されることを特徴とする。

盤形成を進め、産業競争力の向上と、世界のトップ・ランナーとしての地位の確保・維持を目指す。これは A I 戦略以外の政策も連動した上で実現する目標となるが、A I 戦略が重要な部分を担っていることは間違いない。産業競争力の尺度としては、労働生産性などが考えられる。参考として、今後 10 年程度で、その時点の米国、ドイツ、フランスなどと同等の労働生産性水準⁶に到達するには、我が国は、6%強の名目労働生産性の成長率を 10 年間維持する必要がある、極めて大胆な産業構造の変革が必要であることが明確である。併せて、当該領域を通じた、世界規模での S D G s 達成に貢献する。

加えて、公的サービス分野で A I を応用することにより、サービスの質の更なる向上、就労環境の改善、そして、究極的には財政の負担低減を目指すことも重要である。

なお、e-commerce や S N S などのサイバースペースではほぼ完結するタイプのサービス産業については、今後の検討課題である。

戦略目標 3

我が国で、「多様性を内包した持続可能な社会」を実現するための一連の技術体系が確立され、それらを運用するための仕組みが実現されること

女性、外国人、高齢者など、多様な背景を有する多様な人々が、多様なライフスタイル実現しつつ、社会に十分に参加できるようになることが極めて重要である。A I 関連の多様な技術体系の確立とそれを使うための社会の制度・仕組み作りを進め、国民一人一人が、具体的に便益を受けることができることを目指す。

また、この戦略目標は、日本国内のみを想定したものではなく、地球規模でこれを推進することで、S D G s 達成へ大きく貢献することができるとの前提で実行に向けた計画を策定することが重要である。

戦略目標 4

我が国がリーダーシップを取って、A I 分野の国際的な研究・教育・社会基盤ネットワークを構築し、A I の研究開発、人材育成、SDGs の達成などを加速すること

⁶ 主要国の 2017 年の名目労働生産性（時間当たり）：米国 72.0US ドル、ドイツ 69.8US ドル、フランス 67.8US ドル、日本 47.5US ドル（いずれも購買力平価換算）（出典：公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較 2018」）

経済・社会のグローバル化が急速に進む中、A I 関連の人材育成・確保や産業展開などについては、決して国内で完結することではなく、常に国際的視点を有しなければならない。例えば、人材育成・確保では、海外の研究者・エンジニアが日本国内で活躍できる場を数多く提供するとともに、我が国と海外との共同研究開発・共同事業を増大させる必要がある。

このため、北米・欧州地域の研究・教育機関、企業との連携強化に加え、今後の成長が見込まれる、A S E A N、インド、中東、アフリカ等との連携を本格化する。A I 関連の教育プログラムをこれらの地域に提供し、さらには、T I C A D 7（横浜）の機会を捉え、当該地域のA I 研究・実用化の促進に貢献する。これを実現するには、A I 研究開発ネットワークの中核センターなどが、各々の重点領域において、どの領域で世界一の研究を行うのか、また、創発的研究において、どのように人材やテーマの多様性など国際的に人材をひきつけるかの方策を明確にする必要がある。

また、健康・医療・介護や農業、スマートシティなどの領域においても、人材、データ、市場の面で、相互にメリットを有する規模感の国際的連携・協力を目指す。

(F) 官民の役割分担

本戦略の実現には、官民の一体的取組が不可欠である。

このうち国は、以下のような取組を行うことにより、今後の新たな社会（Society 5.0）作りのための環境を整備し、民間が行う、生産性の向上、多様な価値の創造、スタートアップ企業群の創出や、それらを通じた産業構造のたゆみなき刷新をサポートする。

- 戦略の策定と、それを実現するためのロードマップの策定
- 制度的・政策的障害の迅速な除去
- マルチステークホルダー間での課題解決のためのネットワークの構築
- 国内外を包含した人材育成
- 社会構造変革及び国家存続のための社会実装
- 基盤的な研究開発、次世代の基礎研究
- A I 利活用の加速に向けた、共通的な環境整備
- 倫理、国内・国際的なガバナンス体制の形成
- 「グローバル・ネットワーク」のハブ作り

他方、民間セクターは、本戦略の趣旨をしっかりと理解するとともに、A I 社会原則を遵守し、優秀な人材に対する国際的競争力のある報酬体系の導入を図りつつ、他国・地域との国際連携や、多様なステー

クホルダーとの協働を推進する必要がある。そして、未来を共創するために、大きなチャレンジを行う主体としての自覚を持ち、今後の経済・社会の発展に積極的に貢献していくことが求められる。

II. 未来への基盤作り : 教育改革と研究開発体制の再構築

II - 1 教育改革

現在、私達の社会は、デジタル・トランスフォーメーションにより大転換が進んでいる。その変革の大きなきっかけの1つとなっているのが、A Iであり、A Iを作り、活かし、新たな社会（「多様性を内包した持続可能な社会」）の在り方や、新しい社会にふさわしい製品・サービスをデザインし、そして、新たな価値を生み出すことができる、そのような人材がますます求められている。ビッグデータの収集・蓄積・分析の能力とも相まって、今後の社会や産業の活力を決定づける最大の要因の一つであるといっても過言ではない。

このため、関連の人材の育成・確保は、緊急的課題であるとともに、初等中等教育、高等教育、リカレント教育⁷、生涯教育を含めた長期的課題でもある。とりわけ、「数理・データサイエンス・A I」に関する知識・技能と、人文社会芸術系の教養をもとに、新しい社会の在り方や製品・サービスをデザインする能力が重要であり、これまでの教育方法の抜本的な改善と、S T E A M教育⁸などの新たな手法の導入・強化、さらには、実社会の課題解決的な学習を教科横断的に行うことが不可欠となる。

まずは、様々な社会課題と理科・数学の関係を早い段階からしっかりと理解し、理科・数学の力で解決する思考の経験が肝要である。その実現のためにも、児童生徒一人一人のための情報教育環境と教育を支援する校務支援システムを含む、学校のI C Tインフラの早急な整備が求められる。

さらに、我が国が、諸外国に先んじて、新たな数理・データサイエンス・A I教育を、Society 5.0時代の教育のモデルとして構築できれば、世界、特にアジア地域へ力強く発信することが可能となる。

<大目標>

デジタル社会の基礎知識（いわゆる「読み・書き・そろばん」的な素養）である「数理・データサイエンス・A I」に関する知識・技能、新たな社会の在り方や製品・サービスをデザインするために必要な基礎力など、持続可能な社会の創り手として必要な力を全ての国民が育み、社会のあらゆる分野で人材が活躍することを目指し、2025年の実現を念頭に今後の教育に以下の目標を設定：

⁷ 職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む

⁸ Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

- ・ 全ての高等学校卒業生が、「理数・データサイエンス・A I」に関する基礎的なリテラシーを習得。また、新たな社会の在り方や製品・サービスのデザイン等に向けた問題発見・解決学習の体験等を通じた創造性の涵養
- ・ データサイエンス・A Iを理解し、各専門分野で応用できる人材を育成（約 25 万人/年）
- ・ データサイエンス・A Iを駆使してイノベーションを創出し、世界で活躍できるレベルの人材の発掘・育成（約 2,000 人/年、そのうちトップクラス約 100 人/年）
- ・ 数理・データサイエンス・A Iを育むリカレント教育を多くの社会人（約 100 万人/年）に実施（女性の社会参加を促進するリカレント教育を含む）
- ・ 留学生がデータサイエンス・A Iなどを学ぶ機会を促進

<具体目標と取組>

(1) リテラシー教育

【高等学校】

<具体目標>

全ての高等学校卒業生（約 100 万人卒/年）が、データサイエンス・A Iの基礎となる理数素養や基本的情報知識を習得。また、人文学・社会科学系の知識、新たな社会の在り方や製品・サービスのデザイン等に向けた問題発見・解決学習を体験

(取組)

【基本的情報知識の習得】

- ・ 「情報 I」（2022 年度に必修化）の指導方法に関する、データサイエンス・A Iの考え方を踏まえ、教員研修用教材の開発と全国展開（2019 年度）、指導方法の不断の改善・充実
【文】
- ・ 現職教員のデータサイエンス・A Iリテラシー向上のための学習機会の提供（2020 年度）
【文】
- ・ 「情報 I」等の実施を踏まえた I Tパスポート試験⁹等の出題の見直し（2021 年度）【経】

⁹ 「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」が一定以上の水準であることを認定している情報処理技術者試験の一区分であり、I Tを利活用する全ての社会人・学生が備えておくべき I Tに関する基礎的な知識の証明を目的とした国家試験

- ・ I T パスポート試験等における A I 関連出題の強化（2019 年度）と高等学校等における活用の促進（2022 年度）【文・経】
- ・ 全ての高等学校で、データサイエンス・A I の基礎となる実習授業を実施、意欲的な児童・生徒に対するデータサイエンス・A I で問題発見・解決に挑戦する場（I T 部活動等）の創出（2022 年度）【総・文・経】
- ・ 教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、免許制度の弾力的な運用も活用し、博士課程学生・ポスドク人材・エンジニアやデータサイエンティスト等の社会の多様な人材も含め、I C T に精通した人材登用の推進（2024 年度までに 1 校に 1 人以上）【文・経】

【理数素養の習得】

- ・ 高等学校における理数分野における主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善を行うため、優良事例の収集とその普及の促進、研修の充実（2019 年度）【文・経】
- ・ 高等学校においてデータ分析の基盤となる手法を全員に指導（2019 年度）【文】
- ・ 大学等における数理・データサイエンス教育との接続を念頭に、確率・統計・線形代数等の基盤となる知識を高等学校段階で修得することができるよう、教材を作成。大学等に進学する者等を中心に指導（2020 年度）【文・経】

【I C T インフラ・活用方法の整備】

- ・ 上述した教育の基盤としての学校の I C T 環境整備の加速化を図るため、関係省庁が連携し、学校におけるネットワーク及びクラウド活用の在り方、I C T 環境モデル、必要十分な機能を有する I C T 機器の調達等に関するガイドラインを整備するなどの具体的方策を、今後のデータ連携・標準化、柔軟な利活用も見据えつつ、検討・提示（2019 年度）【I T ・総・文・経】
- ・ 教育現場の負荷軽減に資する I C T 利活用の検討と推進（2019 年度）【I T ・総・文・経】
- ・ 生徒用端末、ソフトウェア、通信デバイス等の購入（貸与）・管理・更新、データ連携等に関するルールの検討・提示（2019 年度）【I T ・総・文・経】
- ・ 最終的に、生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、I C T を十分活用することのできる、ハードウェア・ネットワーク等の環境整備を達成するため、クラウド活用、低価格パソコンの導入、ネットワーク・

5G通信の活用、BYOD¹⁰を視野に入れた目標の設定とロードマップの策定（2019年度）

【IT・総・文・経】

- ・ ICT環境の整備状況やICTの活用状況などの見える化及び、確実な整備促進のための具体的な方策の検討・実施（2019年度）【総・文】
- ・ 学校内外における生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログ等について、標準化や利活用、ICT機器等の調達方針の策定、個人情報保護等についての基本方針の提示（2020年度）【IT・個人情報・総・文・経】
- ・ 実社会で必要となる知識・技能、思考力・判断力・表現力等を学習する環境の整備（EdTech等の活用）（2022年度）【文・経】
- ・ 希望する全ての高等学校で早期に遠隔教育を利活用（遅くとも2024年度）【総・文・経】

【新たな社会を創造していくために必要な力の育成】

- ・ カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、産学連携や地域連携によるSTEAM教育の事例構築や収集、モデルプラン提示と全国展開（2019年度）【総・文・経】
- ・ 新しいものを創造し、創造されたものを尊重する力を育む「知財創造教育」を全国で実施するための持続的な推進体制を整えるとともに、教育プログラムの開発奨励・利便性の向上に取り組む（2019年度）【知財】
- ・ グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーの構築（2020年度）【文・経】

【大学入試・就職】

- ・ 大学入学共通テスト「情報I」を2024年度より出題することについてCBT¹¹活用を含めた検討（2019年度）【文】
- ・ 認定コース（（4）参照）の履修の有無及び学習成果や学校内外における生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習履歴を、産業界が就職の際に参考とする方策の実施（例えばエントリーシートに記載欄を設ける等）について、産業界と協業で推進（2020年度）【再チャレンジ・CSTI・文・厚・経】

¹⁰ Bring Your Own Device：個人所有の端末の利用

¹¹ Computer Based Testing：コンピュータを利用した試験

- ・ 大学入試や就職のエントリーシートへの、理数・データサイエンス・A I等の学習成果（学校での学習成果、ITパスポート試験等の課外等の課外コース合格等）の記載促進（2021年度）【再チャレンジ・CSTI・文・厚・経】
- ・ 文系・理系等の学部分野等を問わず、「情報 I」を入試に採用する大学の抜本的拡大とそのため私学助成金等の重点化を通じた環境整備（2024年度）【文】

【大学・高専・社会人】

<具体目標 1>

文理を問わず、全ての大学・高専生（約 50 万人卒/年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・A Iを習得

（取組）

- ・ 大学・高専における、初級レベルの標準カリキュラム・教材の開発と全国展開（2019年度）【文・経】
- ・ 大学・高専における、初級レベルの認定コース（（4）参照）の導入（2020年度）【CSTI・文・経】
- ・ カリキュラムに数理・データサイエンス・A I教育を導入するなどの取組状況等を考慮した、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的支援（2020年度）【文】
- ・ 全ての大学・高専の学生が、初級レベルの認定コース（（4）参照）の履修ができる環境を確保（MOOC¹²や放送大学の活用拡充等を含む）（2022年度）【CSTI・文・経】

<具体目標 2>

多くの社会人（約 100 万人¹³/年）が、基本的情報知識と、データサイエンス・A I等の実践的活用スキルを習得できる機会をあらゆる手段を用いて提供

（取組）

¹² Massive Open Online Course : 大規模公開オンライン講座

¹³ 日本の労働人口約 6,000 万人の 25%（約 1,500 万人）へのデータサイエンス・A Iに関するリテラシー教育を今後 10 年間で対応する場合の、当該期間に輩出される大学・高専の新卒者約 500 万人を除く約 1,000 万人（約 100 万人×10 年）の 1 年あたりの規模数を設定

- ・ 産学フォーラムや経済団体等の場において、優れた社会人リカレント教育プログラムの事例（女性の社会参加を促進するプログラムを含む）を共有するなどを通じて、リカレント教育の受講結果の就職、雇用等への活用促進（2019年度）【CSTI・男女・文・厚・経】
- ・ 数理・データサイエンス・A I 関連スキルセットの更なる改善（2019年度）【経】
- ・ 基礎的 I T リテラシー習得のための職業訓練の推進（2020年度）【厚・経】
- ・ 女性の社会参加を含め、社会人の誰もが、数理・データサイエンス・A I 教育を学びたいときに、大学等において履修できる環境を整備（2022年度）【男女・文・厚・経】

＜具体目標3＞

大学生、社会人に対するリベラルアーツ教育¹⁴の充実（一面的なデータ解析の結果やA I を鵜呑みにしないための批判的思考力の養成も含む）

（取組）

- ・ 大学における文理横断的な教育を含む、リベラルアーツ教育の推進（2019年度）【文】
- ・ 問題発見・解決に資する学習・学修プログラムの拡充（就職、雇用等への活用促進）（2020年度）【経】

【小学校・中学校】

＜具体目標＞

データサイエンス・A I の基礎となる理数分野について、

- ① 習熟度レベル上位層の割合が世界トップレベルにある現在の状態を維持・向上
- ② 国際的に比較して低い状況にある理数分野への興味関心を向上

様々な社会課題と理科・数学の関係性の理解と考察を行う機会を確保

（取組）

- ・ 教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、免許制度の弾力的な運用も活用し、博士課程学生・ポスドク人材・エンジニアやデータサイエンティスト等の社会の多様な人材の積極的な登用の推進（2022年度までに4校に1人以上）【文・経】

¹⁴ 専門職業教育としての技術の習得とは異なり、思考力・判断力のための一般的知識の提供や知的能力を発展させることを目標とする教育

- ・ 全ての小中学校で、理数分野における主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善を行うため、優良事例の収集とその普及の促進、研修の充実（2019年度）【文・経】
- ・ 新しいものを創造し、創造されたものを尊重する力を育む「知財創造教育」を全国で実施するための持続的な推進体制を整備と、教育プログラムの開発奨励・利便性の向上（2019年度）【知財】
- ・ 学校のICT環境整備の加速化を図るため、関係省庁が連携し、学校間のデータ連携や利活用の促進を念頭に、学校におけるネットワーク及びクラウド活用の在り方、ICT環境モデル、必要十分な機能を有するICT機器の調達等の具体的方策を検討・提示（2019年度）【IT・総・文・経】
- ・ 児童生徒用端末、ソフトウェア、通信デバイス等の購入・貸与・管理・更新等に関するルールの検討・提示（2019年度）【IT・文・経】
- ・ 最終的に児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、ICTを十分活用することのできる、ハードウェア・ネットワーク等の環境整備を達成するため、クラウド活用、低価格パソコンの導入、ネットワーク・5G通信の活用、BYODを視野に入れた目標の設定とロードマップの策定（2019年度）【IT・総・文・経】
- ・ ICT環境の整備状況やICTの活用状況などの見える化及び、確実な整備促進のための具体的な方策の検討・実施（2019年度）【総・文】
- ・ カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、産学連携や地域連携によるSTEAM教育の事例の構築や収集、モデルプラン提示と全国展開（2019年度）【総・文・経】
- ・ 現職教員のデータサイエンス・AIリテラシー向上のための学習機会の提供（2020年度）【文】
- ・ 学校内外における児童生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログ等について、標準化や利活用の在り方についての基本方針の提示（2020年度）【IT・個情・文・経】
- ・ グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーの構築（2020年度）【文・経】
- ・ 実社会で必要となる知識・技能、思考力・判断力・表現力等を学習する環境の整備（EdTech等の活用）（2022年度）【文・経】
- ・ 希望する全ての小中学校で早期に遠隔教育を利活用（遅くとも2024年度）【総・文・経】

(2) 応用基礎教育

<具体目標 1>

文理を問わず、一定規模の大学・高専生（約 25 万人¹⁵卒/年）が、自らの専門分野への数理・データサイエンス・A I の応用基礎力を習得

このために、大学入試において数理・データサイエンス・A I の応用基礎力の習得が可能と考えられる入学者の選抜を重点的に行う大学を支援

(取組)

- ・ 数理・データサイエンス・A I 分野を含めた、教育効果の高い大学・高専におけるインターンシップを表彰、グッドプラクティスの普及促進（2019 年度）【文】
- ・ 大学・高専における、応用基礎レベルの標準カリキュラム・教材の開発と全国展開（2020 年度）【文・経】
- ・ カリキュラムに数理・データサイエンス・A I 教育を導入するなどの取組状況等を考慮した、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的支援（2020 年度）【文】
- ・ 大学・高専における、応用基礎レベルの認定コース（（4）参照）の導入（2021 年度）【CSTI・文・経】
- ・ 一定規模の大学・高専生（約 25 万人卒/年）が、卒業までに、自らの専門分野での数理・データサイエンス・A I の学習・学修を経験できる環境を整備（外国の優良教材の活用も含むMOOCの活用・拡充、外部専門家、A I ×専門分野のダブルメジャー等の学位取得が可能な制度の活用を含む）（2022 年度）【文】
- ・ 数理・データサイエンス・A I の応用基礎力を習得できると考えられる入学者を選抜する大学入試を積極的に実施する大学を重点的に支援（2022 年度）【文】
- ・ 上記取組等を通じて、数理・データサイエンス・A I 分野の履修が可能となる環境整備を行うとともに、同分野での留学生の受け入れを促進（2022 年度）【文】

¹⁵ 大学の理工農系・医歯薬系学部 of 1 学年当たりの学生数（約 16 万人）及び人文社会系学部 of 1 学年当たりの学生数（約 37 万人）の 30%程度（約 11 万人）を念頭に、目標として設定

<具体目標 2>

地域課題等の解決ができる A I 人材を育成（社会人目標約 100 万人/年）

（取組）

- ・ 全国で第四次産業革命スキル習得講座認定制度の受講の機会を確保するため、e-ラーニング等を活用した数理・データサイエンス・A I 関連講座を拡大（2020 年度に 100 講座）【経】
- ・ 公設試や国研等による、地域拠点人材に対する応用基礎教育の拡充、及び当該人材を中核にした、地域を担う社会人に対するリカレント教育拡大の推進（2020 年度）【総・文・農・経】
- ・ 地域の産業界と大学、高専、専門高校、課題解決型 AI 人材育成事業等が連携した、地域の課題発見と共同解決のための環境を整備（2025 年度に全国 200 箇所）【総・文・経】

(3) エキスパート教育

<具体目標>

エキスパート人材（約 2,000 人¹⁶/年、そのうちトップクラス約 100 人¹⁷/年）を育成するとともに、彼らがその能力を開花・発揮し、イノベーションの創出に取り組むことのできる環境を整備

(取組)

- ・ 大学院生や博士号取得者等に対する、データサイエンス等の教育プログラムを開発・展開（2019 年度）【文】
- ・ 民間団体等が実施するコンテスト等と大学教育との連携方法の検討（2019 年度）【文・経】
- ・ 欧米、アジア（シンガポール、ベトナム、タイ、インドなど）、オーストラリア、中東並びにアフリカ地域（T I C A D 7（横浜）の機会を活用）の大学・研究機関・研究支援機関等との連携強化（2019 年度）（再掲）（II-2（1-B）参照）【総・外・文・経】
- ・ 「新しい学びの場」となる学校外の活動へのアクセスを容易にすることを含み、年齢を問わない先鋭的な人材の育成、発掘、引き上げに資する方策の検討（2019 年度）【CSTI・知財・総・文・経】
- ・ 若手研究者の海外挑戦機会の拡充（2020 年度）（再掲）（II-2（1-B）参照）【文・経】
- ・ データサイエンス・A I を応用して問題を発見し解決する、P B L¹⁸を中心とした課題解決型 A I 人材育成制度の検討・実施及び国際展開（2020 年度）【経】
- ・ 未踏 I T 人材発掘・育成事業の中に、実践的あるいは数理的研究により A I 等の情報処理を革新することをターゲットとする部門を設定（2020 年度）【経】
- ・ 高度な数理教育を習得した人材の研究開発インターンシップ等の促進（2020 年度）【文・経】
- ・ 国際的な A I 及び関連学会の積極的誘致とその支援（2020 年度）【CSTI・総・文・経・国】

¹⁶ 資本金 10 億円以上の日本企業数（約 6,000 社）を参考に、目標として設定

¹⁷ 日本の業界数（約 500）を参考に、目標として設定

¹⁸ Problem/Project Based Learning：問題発見解決型学習/プロジェクト型学習

- ・ 優秀な外国人の定着化に向けた、以下を含む、大学・研究機関の国際化と多様性の推進
(2020年度)【CSTI・文・経】
 - 外国人研究者や女性の幹部登用等
 - 外国との共同研究や外国人メンバーへの支援業務等を中心に、段階的に事務の英語化への対応、事務職員の英語対応力向上（英語で事務執行が可能¹⁹となるレベルへの引き上げ）
- ・ AI×専門分野における高度人材を育成する、産業界と連携した教育プログラムの構築
(2021年度)【文・経】

¹⁹ 沖縄科学技術大学院大学（OIST）を参考。国内にありながら、全ての業務が英語で行われている。

(4) 数理・データサイエンス・A I 教育認定制度

<具体目標 1>

大学・高専の卒業単位として認められる数理・データサイエンス・A I 教育のうち、優れた教育プログラムを政府が認定する制度を構築、普及促進

(取組)

- ・ 認定制度創設に向けて、企業・大学・高専・高校等の関係者による議論の枠組みを設置し、認定方法やレベル別の認定基準、産業界での活用方策等を検討（2019 年度）【CSTI・文・経】
- ・ 制度創設の参考として、すでに大学等で実施されているプログラムの中から、グッドプラクティスを募集・共有（2019 年度）【CSTI・文・経】
- ・ 検討結果を踏まえた認定制度を構築し、コース認定を開始（2020 年度）【CSTI・文・経】
- ・ 諸外国における、相当する制度の有無の調査及び国際的連携（認定コースの活用拡大等）に向けた協議を開始（2020 年度）【CSTI・文・経】
- ・ 学校と企業との連携を以下のとおり促進：
 - 認定コースの履修の有無及び学修成果を、産業界が就職の際に参考とする方策（例えばエントリーシートに記載欄を設ける等）を産学官の協働で推進（2020 年度）【再チャレンジ・CSTI・文・厚・経】
 - 教育界・産業界が連携し、連携拡大の方策（例えばインターン、リカレント教育、外部講師派遣等）を検討・実施することを促進（2021 年度）【CSTI・文・経】

<具体目標 2>

政府が認定する優れた数理・データサイエンス・A I 関連の教育・資格等を普及促進

(取組)

- ・ I T パスポート試験等における A I 関連出題の強化（2019 年度）と高等学校等における活用の促進（2022 年度）（再掲）（（1）参照）【文・経】
- ・ 全国で第四次産業革命スキル習得講座認定制度の受講の機会を確保するため、e-ラーニング等を活用した数理・データサイエンス・A I 関連講座を拡大（2020 年度に 100 講座）（再掲）（（2）参照）【経】

- ・ データサイエンス・A I を応用して問題を発見し解決する、P B L を中心とした課題解決型 A I 人材育成制度の検討・実施及び国際展開（2020 年度）（再掲）（（3）参照）【経】

II - 2 研究開発体制の再構築

(「戦略と創発」による急速な底上げと、持続可能な研究体制の構築)

世界のビジネスは、現在、特にネットビジネスの分野で、米中を中心とする巨大 I T 企業が牽引しており、これらの企業を含め、A I 関連分野では、極めて激しい研究開発競争が展開され、世界中で壮絶な人材争奪戦が生じている。

我が国の A I 研究は、ビッグデータ、知識、計算資源の利活用の遅れ、社会実装への応用不足など、基本的な部分での立ち遅れも目立ち始めており、世界経済における日本経済の相対的な規模低下も相まって、今や、我が国のみで様々な A I 関連技術の研究開発を行うことは困難となってしまった。さらに、このことが、製造現場や医療現場、移動分野等の複雑な系での A I 利活用の遅れの一因にもなってきている。

我が国では、基礎研究、汎用的研究、セクターごとの応用研究等が、それぞれ独立的、分散的に発展してきた歴史がある。それらが、特定の基盤研究において優れた能力を有する A I 関連中核センター群²⁰や、特定分野ごとの実世界の応用研究で優れた実績を有する公的研究機関を形成している一方で、横断的活動が少なかったことは否定できない。今後、我が国の A I 関連の研究力を更に向上し、研究成果の社会実装を推進するためには、それぞれの研究機関が強みを発揮しつつ、相互に連携・補完していくことが重要であり、A I 関連中核センター群を核とした研究開発ネットワークの整備が必要である。

この中で、各 A I 関連中核センターは、各々の重点領域において、世界的にトップとなる成果を出し続け、国際的な拠点となることが求められる。これまでににおいては、理研 AIP は、理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発及びその社会実装までの一体的推進を、NICT は、自然言語処理、多言語翻訳、多言語音声処理、脳の認知モデル構築を中心とした研究開発と蓄積データを含めた利用環境の整備及び社会実装を、産総研 AIRC は、優れた A I 技術の企業等への橋渡し（応用面）を中心とした社会実装の推進を主に行ってきた。今後においては、理研 AIP は、A I に関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発で世界トップを狙い、NICT は、大規模データを用いた革新的自然言語処理による対話技術、アジアからの訪日・在留外国人への対応を含めた多言語翻訳・音声処理技術、更に心の通うコミュニケーションの実現を目指した脳の認知モデルの構築と応用において世界トップを狙い、産総研 AIRC は、A I の実世界適用に向けた A I 基盤技術と社会への橋渡しに向けた研究の世界的

²⁰ 理化学研究所の革新知能統合研究センター（AIP）、産業技術総合研究所の人工知能研究センター（AIRC）、情報通信研究機構（NICT）のユニバーサルコミュニケーション研究所（UCRI）及び脳情報通信融合研究センター（CiNet）

な中核機関として世界をリードすることを狙う。また、各 A I 関連中核センターはその研究成果を迅速に社会で活用させることを目指す。

他方、研究開発の現場では、A I の品質の確保や、ネットワーク全体としての信頼性の確保、サイバー攻撃への対応といった、新たな課題への対応も迫られている。これらに対応していくためには、これまでの延長線上の研究開発だけではなく、新たな工学的アプローチや、分野融合的なアプローチが不可欠であり、日本の強みを見失った後追い研究からは早急に脱却しなければならない。

まずは、日本の強みを活かし、我が国の将来を活性化させるため、①実世界領域への A I の展開と、②インクルージョンのための A I との 2 つを大きな柱とし、これに連なる技術体系の構築と、基礎研究を推し進め、さらに、応用・実装を促進していくことが肝要である。また、これらの柱の前提として、我が国は、信頼される高品質な A I (Trusted Quality AI) を開発する一連の技術と運用ノウハウを確立することが重要である。これは、「人間中心の A I 社会原則」の理念を反映する観点からも、競争優位性を確立する観点からも重要である。

実世界領域への A I の応用では、極めて高次元かつ不正確性と不完全性を伴うデータ、更に多くの場合、十分な量のデータが確保できないという制約において、効果的な A I システムの開発を可能とする理論、技術基盤、開発・運用プロセスの確立が重要である。また、A I システムは、センサー、I o T、ロボット、インフラなどと統合されたシステムとなるため、これを容易に実現する技術基盤も重要である。これらの研究成果から社会実装までを一気通貫で行うことを視野に入れた研究開発体制の構築が必要である。

また、多様性と社会的インクルージョンの実現をサポートする技術群を「インクルージョン・テクノロジー」と呼称し、この開発・実装に向けた、研究開発の促進、制度改革・デジタル・ガバメントの実現と連動した、大きな枠組みでのユニバーサルデザインの実現などを目指す。現時点において、インクルージョン・テクノロジーは、確立した概念ではなく、また、多様な人々の多様なニーズを満たすという性質上、単一の技術ではなく、多様な技術の集合体となる。このため、技術、運用、制度的な普遍性を見出し、新たな技術体系を確立するためのチャレンジが必要である。この分野は、いくつかの明確な応用が見極められるテーマを重点的に実行すると同時に、多様なニーズに対する多様なソリューションを生み出す必要があり、創発的研究分野としても展開する。

さらに、中長期的なイノベーションの観点から見れば、現段階では予測が不可能な新たな価値創造、多様なシーズの創出、基礎研究段階における分野融合などに向けた、創発研究は必須である。

そこで、研究開発の多様性を重視し、本戦略では、以下の 4 つの研究開発アプローチ（プログラム）を設定する：

- ① A I の基礎的研究や基盤技術の開発（A I Core）
- ② A I を実世界産業などに応用する研究開発
- ③ A I によるインクルージョンを実現するための研究開発
- ④ 多様な発想で新たな分野や技術を開拓する創発研究

このうち、①～③は戦略的プログラム、すなわち、技術動向の認識と予測、我が国の課題や今後の方向性に基づくプログラムであり、一定の方向性やシナリオを前提に構想することが求められる。また、②と③は、多様な問題意識と発想に基づく研究が必要な面もあり、一定割合はテーマ志向の創発的研究プログラムとして実施する。

④の創発的研究は、多くの破壊的イノベーションに結びつく研究が、実は重点化されていない領域から生み出されているという事実に基づき、研究内容に制約を課さないプログラムにすべきである。同時に、創発的研究は、より多様な人材や分野間の融合から生み出されるという仮説のもとに、多様性を重視したプログラム設計とする必要がある。この文脈においても、世界的に魅力的な制度設計・運用体制の構築が必要である。

なお、今や、我が国のみで様々な A I 関連技術の研究開発を行うことが困難となってしまう点も考慮し、今後は、国際人材の呼び込みや交流により、国内人材の不足を補っていくことが不可欠であり、プログラムの公募や運営などは英語で行うことを前提としなければならない。

<大目標>

- ・ 基礎研究から社会実装に至るまでの、本戦略に即した包括的な研究開発サイクルの構築
- ・ 日本がリーダーシップを取れる先端的 A I 技術、標準化における国際イニシアティブの確保
- ・ 本戦略に即した A I 関連中核センター群の強化・抜本的改革を行うとともに、同センター群を中核にしたネットワークを構築することによって、A I 研究開発の日本型モデルを創出し、世界の研究者から選ばれる魅力的な A I 研究拠点化を推進
- ・ 本戦略で掲げた「多様性を内包し、持続可能な発展を遂げる社会」を実現する上で重要な創発研究、基盤的・融合的な研究開発の戦略的な推進
- ・ 世界的レベルの研究人材が自由かつ独創性を発揮して世界をリードできる創発研究の推進
- ・ 世界の英知を結集する研究推進体制の構築

<具体目標と取組>

(1) 研究環境整備

(1-A) 中核的研究ネットワークの構築

<具体目標 1>

本戦略に即した推進体制の下でのA I 関連中核センター群の強化・抜本的改革

(取組)

- ・ 理研 AIP、産総研 AIRC 及び NICT のA I 関連センターにおける研究開発について、本戦略に対して、研究開発目標・体制・内容等の整合を図るために、A I 戦略実行会議を核とした推進体制を確立し、その下でのアクションプランを設定し、実行（2019 年度）【CSTI・総・文・経】
- ・ 理研 AIP、産総研 AIRC 及び NICT のA I 関連センターにおける、本戦略に即したマネジメント体制の強化（本戦略の研究開発項目の達成に貢献するチーム編成、人材登用を含む）（2020 年度）【CSTI・総・文・経】

<具体目標 2>

A I 関連中核センター群を中核に、A I 研究開発に積極的に取り組む大学・公的研究機関と連携した、日本の英知（実装に強いエンジニア、A I 研究者、基礎となる数学・情報科学の研究者を含む）を発掘・糾合し、研究開発等の機会を提供する、本戦略に即した「A I 研究開発ネットワーク」の構築

(取組)

- ・ 本戦略に即して、前述の推進体制の下で、A I 関連中核センター群及び参画大学・研究機関等を束ねる「A I 研究開発ネットワーク」の設置（2019 年度）【CSTI・総・文・厚・農・経・国】
- ・ 「A I 研究開発ネットワーク」におけるA I 関連中核センター群の役割の明確化（2019 年度）【CSTI・総・文・経】
- ・ 基盤研究と実世界領域の橋渡しを担う産業技術総合研究所において、「A I 研究開発ネットワーク」における各機関のA I 研究の方向性、連携や調整等の実施、並びに産業界との協働調整にかかる運営事務局を設置（2019 年度）【経】
- ・ 「A I 研究開発ネットワーク」において、以下のような取組を実施【CSTI・総・文・厚・農・経・国】

- 農研機構、土木研究所、科学技術振興機構（JST）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、その他の主要な国研、並びに、A I 研究開発に積極的に取り組む大学等の参画促進（2019 年度）
- 研究開発状況の意見交換、共同研究形成・人的交流の斡旋、若手研究者支援の実施（2019 年度）
- A I 研究開発社会実装プロジェクトの好事例の選定、広報（2020 年度）
- 海外メンバーの参加・拡充(2020 年度)
- 本戦略の下での人材交流・育成、共同プロジェクトなどの推進（2020 年度）

＜具体目標 3＞

世界の研究者から選ばれる、本戦略に即した魅力的な研究開発の制度及びインフラの整備

（取組）

- ・ 海外研究者、留学生、高度 A I 人材が活躍できるための研究や勤務・生活に関する制度環境（サバティカル、報酬、マネジメント、使用言語等を含む）の整備（2019 年度）【文・経】
- ・ A I 研究開発の民間投資拡大に向けた、汎用性の高い要素機能のモジュール化、学習データセットの構築（2019 年度）【総・文・経】
- ・ A I 研究開発の際の課題（知財の取扱、事務手続等）の特定とその解決策の提示（2019 年度）【CSTI・知財・総・文・経】
- ・ 国研等において、本戦略に即したより社会実装フェーズに近い研究開発の強化（2019 年度）【CSTI・総・文・厚・農・経・国】
- ・ 実世界の環境（フィジカル空間）を再現し、機械及び人の情報をデータ化し、A I 技術やロボットによる適切な支援方法等を研究できるテストベッド²¹の国内外での積極的活用による我が国の強みを活かす A I の開発促進（2019 年度）【経】
- ・ 国内外の研究機関やファンディング・エージェンシー等の連携強化（2020 年度）（総・文・農・経）
- ・ A I 関連公募要領申請業務、研究活動の英語翻訳化の試験導入(2020 年度) 【健康医療・文・農・経】

²¹ 例えば産業技術総合研究所の「サイバーフィジカルシステム研究棟」にて構築した、生産分野、物流分野、創薬分野における模擬環境（ショーケース）を含むサイバーフィジカルシステム研究環境

- ・ 大学等の基礎的創発研究における、自由かつ独創性を尊重し、世界的レベルの研究開発を支援するための体制の整備（再掲）（（1-B）参照）（2020年度）【総・文・経】
- ・ AI研究開発に資する計算資源（ABC²²等）の抜本的強化、我が国の国際競争力強化を見据えた戦略的なデータ・プログラムのオープン・クローズ戦略の策定と推進、国内研究機関での共用（2020年度）【総・文・経】
- ・ 計算資源及びネットワークの民間等からの利用に係るルール整備と、それに基づく利用開始（2020年度）【総・文・経】
- ・ AI研究開発成果の国際展開と国際標準化の推進（2020年度）【総・文・農・経】
- ・ 超高速研究用ネットワーク（SINET²³等）の、国公私大、研究機関、企業、その他AI研究開発に携わるあらゆる研究者への実質的開放化²⁴と増強（2022年度）【総・文】

（1-B）創発研究支援体制の充実

＜具体目標＞

- ・ 世界をリードする質の高い研究人材の確保・育成
- ・ 研究者が継続的に創発研究に挑戦できる研究支援体制の構築
- ・ 創発研究の知的基盤強化のための研究（及び研究者）の多様性確保

（取組）

- ・ 世界をリードする質の高い研究者の確保・育成、留学生交流の促進、若手研究者の海外挑戦機会の拡大、世界の研究者の英知の結集のための、研究推進体制の整備方策の検討、工程表の作成（2019年度）【総・文・経】
- ・ 多様な研究者の確保に向けた、契約を含む研究関連事務の英語化や事務処理の簡素化等のAI関連分野からの試験導入（2019年度）【総・文・農・経】
- ・ 自由な発想による挑戦的な研究及び若手による研究への重点支援（2019年度）【総・文・経】

²² AI Bridging Cloud Infrastructure（AI橋渡しクラウド）：産業技術総合研究所が運用する世界最大規模の人工知能処理向け計算インフラストラクチャ

²³ Science Information NETwork（学術情報ネットワーク）：日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所（NII）が構築、運用している情報通信ネットワーク

²⁴ 接続にあたってはセキュリティ等のネットワークの品質・安全性を確保するための接続基準順守

- ・ 欧米、アジア（シンガポール、ベトナム、タイ、インドなど）、オーストラリア、中東及びアフリカ地域（T I C A D 7（横浜）の機会を活用した）の大学・研究機関・研究支援機関等との連携強化（2019年度）【総・外・文・農・経】
- ・ 研究者が継続的に創発研究に挑戦できる研究支援体制の構築（A I 関連研究での伴走型支援体制の強化等）（2020年度）【総・文・経】
- ・ 多様な研究者のニーズに対応する研究支援プログラムの拡充（2020年度）【総・文・経】
- ・ JST、その他主要国研等におけるA I 研究開発のグローバル化の拡充（2021年度）【総・文・農・経】

（2）中核研究プログラムの立ち上げ：基盤的・融合的な研究開発の推進

<具体目標>

大目標を達成する上で重要となるA Iの基盤的・融合的な技術（AI Core）を以下の4つの領域に体系化し、それらの研究開発を戦略的に推進

1. Basic Theories and Technologies of AI
2. Device and Architecture for AI
3. Trusted Quality AI
4. System Components of AI

（取組）

- ・ 以下のA I 研究開発の全体構成図を踏まえ、（別表1）を参考に、A I 関連研究開発分野の開発工程表を作成（2019年度）し、毎年見直しを実施：【総・文・経】

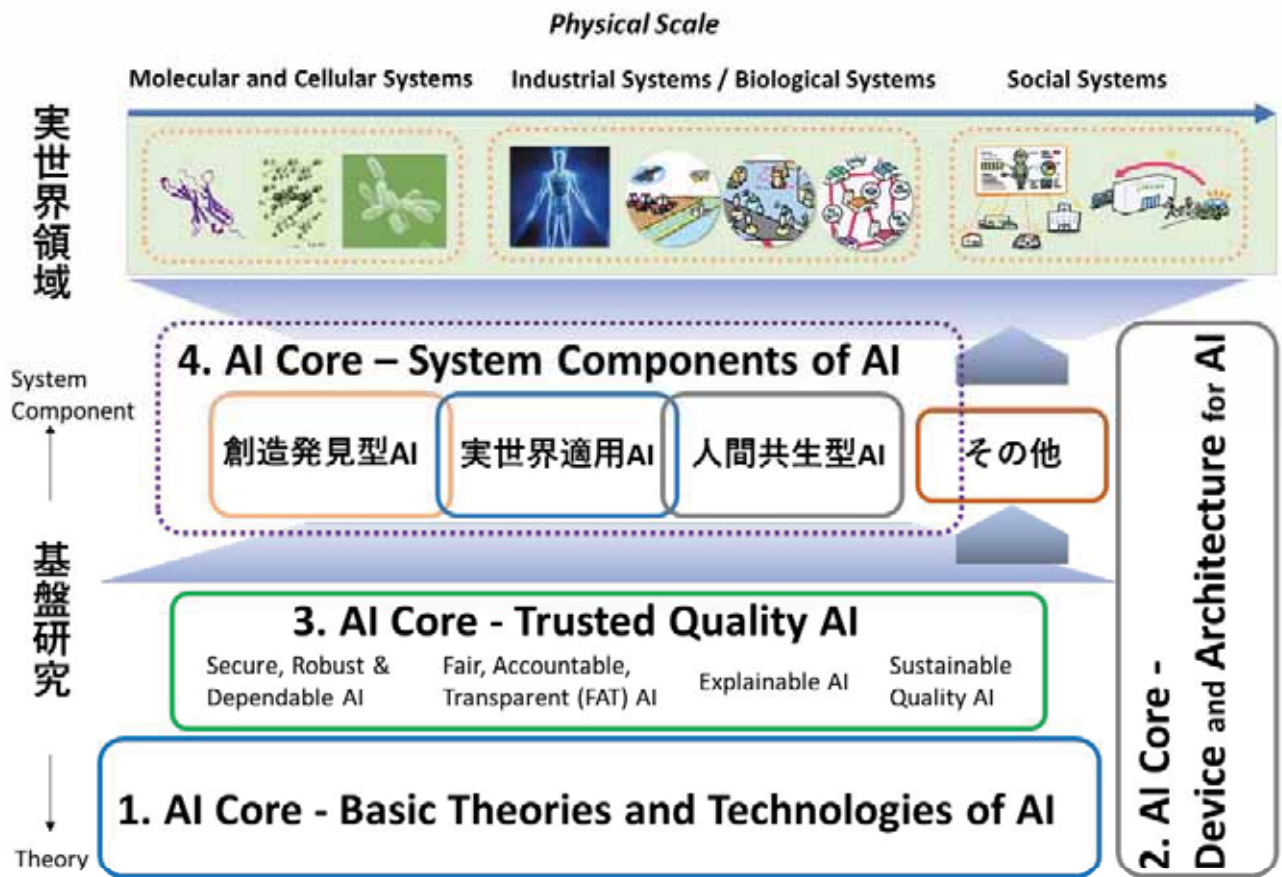


図 AI 研究開発の全体構成図

Ⅲ. 産業・社会の基盤作り

Ⅲ－１ 社会実装

これまでも強調してきたとおり、我が国の強い技術とA I 技術を融合することにより、「多様性を内包した持続可能な社会」を実現しつつ、世界規模の課題の解決に貢献し、大きな付加価値の創造と生産性の向上、更には、産業競争力の強化を目指さなければならない。

とりわけ実世界産業領域は、現在、世界の中で日本企業の存在感が大きい領域である。従って、実世界産業領域へのA I 技術の応用（AI for Real World）及びインクルージョン（AI for Inclusion）の実現では、我が国が優位性を発揮し、リーダーシップを取ることが可能であると考えられる。

しかしながら、実世界産業領域では、A I システムの開発・実用化において、領域特化型の知識やノウハウ、さらには運用を含めた個別的対応が欠かせない。このため、サービス・プラットフォームに価値の源泉が移行している現在の状況の中で、これまでの単なる延長線上にあるビジネスモデルに終始すれば、ハードウェアなどがサービス・プラットフォームの端末となり、我が国産業は主導権を失う可能性がある。

そこで、まず、分野共通的な取組として、A I 駆動型サービスを中心とする、（GDP per Capitaなどで評価可能な）高付加価値型サービス産業への構造転換を促進し、生産性の劇的な向上を達成するために、アーキテクチャに基づいた技術開発と社会実装基盤を形成する必要がある。

さらに、各領域の個別最適だけでは十分ではなく、分野横断的に社会実装を促すために、システム・アーキテクチャの設計が必要となる。これには、高度に専門的なシステムエンジニアリングの知識や経験が必要であるが、残念ながら、我が国にはそのような専門家は絶対的に不足している。このため、米国N I S T²⁵等を参考に、府省横断的な推進体制を構築し、また、諸外国の関係機関とも連携しながら、限られた専門家でより効率的なシステム・アーキテクチャ設計を担い、標準化等を推進する必要がある。

個別の領域としては、健康・医療・介護、農業、国土強靱化、交通インフラ・物流、地方創生の5つの領域を優先領域とする。これは、我が国が置かれた、世界初の本格的少子高齢化とそれによる社会保障費の急激な増加、労働力人口の減少や医療従事者・介護従事者の不足、農業従事者の超高齢化、気候変動や極端気象等による災害や農林漁業関連被害の増大、更には、地方等におけるインフラの老

²⁵ National Institute of Standards and Technology : 国立標準技術研究所

朽化・劣化とインフラ維持管理の担い手不足といった社会課題の解決が国としての最優先課題であるためである。

健康・医療・介護分野では、国民の健康増進、医療・介護水準の向上、関連従事者の就労環境の改善等の実現とともに、関係する国民負担の削減が同時に達成されることが中長期の目標となる。

地方創生（スマートシティ）分野については、本戦略では、特に地方都市を念頭におく（ただし、大都市部を除外するというわけではない。）。まずは、地方都市・地域の生活の質の向上と、地域産業の育成が重要となるが、併せて、地方自治体財政の負担軽減の同時達成を目指す。

その際、インフラやサービスの供給側の論理を優先することなく、むしろ、多様な住民や地域事業者の視点を重視する。これは正に、「多様性を内包した持続可能な社会」の理念に基づくものであり、地域における付加価値の高いサービスの実現に資するものと考えられる。

また、我が国における、これら5つの領域の社会実装が実現されれば、それによって生み出された高付加価値サービスが海外にも展開でき、世界のSDGsの解決にも貢献可能であることは論を俟たない。

<大目標>

産学官の英知を結集し、持続可能な社会実装の仕組みの構築を念頭に、以下の目標を設定：

- ・ アーキテクチャ設計に基づくデータ基盤を踏まえた、AI社会実装を、まずは①健康・医療・介護、②農業、③国土強靱化、④交通インフラ・物流、⑤地方創生（スマートシティ）の重点5分野で、世界に先駆けて実現。また、ものづくり、金融等その他の分野についても実現に向けて取り組む。
- ・ 各分野の社会実装モデルに対する民間事業者の参画促進（システム全体の海外展開検討を含む）
- ・ 健康・医療・介護分野では、どこでも安心して最先端・最適な医療やより質の高い介護を受けられるよう、そのための環境を整備し、医療・介護従事者の負担を軽減
- ・ 農業分野では、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
- ・ 国土強靱化分野では、低維持補修コストでインフラの安全を担保するための、国家的システムの導入と、それに向けた国土に関連する各種データの管理・連携
- ・ 交通インフラ・物流分野では、物流・商流に関するデータの基盤構築の検討、他分野データ基盤との連携、物流分野の自動化等による、物流の生産性向上・高付加価値化及びサプライ

チェーン全体の効率化と、全ての人が、現在の社会コストを上回ることなく、自由で安全な空間移動を実現

- ・ 地方創生（スマートシティ）分野では、農業及び健康・医療・介護など他領域とも連動し、インクルージョン・テクノロジーを採用し、国際展開が可能なスマートシティを構築

<具体目標と取組>

(1) 健康・医療・介護

<具体目標 1 >

健康・医療・介護分野で A I を活用するためのデータ基盤の整備

(取組)

- ・ 諸外国における保健医療分野の A I 開発・利活用の動向調査（2019 年度）【厚】
- ・ 次世代医療基盤法（2018 年 5 月 11 日施行）に基づく、匿名加工医療情報の円滑かつ公正な利活用の仕組みの稼働（2019 年度）【健康医療・文・厚・経】
- ・ 健康・医療・介護分野の分野横断的な情報基盤の設計、各種データの集積と A I データ基盤の構築（2020 年度）【I T・健康医療・厚】
- ・ 生活の中で得られるデータの、地域と連携した収集方策（リビングラボ等）の仕組み作り（2020 年度）【I T・厚】
- ・ データやアノテーションなどの基盤を提携先に提供する枠組みの構築（2020 年度）【厚】
- ・ 画像診断支援のための、持続可能な A I 開発用データ基盤に関する検討（2021 年度）【厚】

<具体目標 2 >

日本が強い医療分野における A I 技術開発の推進と、医療への A I 活用による医療従事者の負担軽減

(取組)

- ・ 創薬、毒性評価などへの A I 応用の検討（2020 年度）【厚】
- ・ 上記以外の医薬品開発や医療現場における A I 利活用推進に向けた検討（2020 年度）【厚】
- ・ A I を活用した創薬ターゲット探索に向けたフレームワークの構築（2021 年度）【厚】
- ・ A I を活用した画像診断支援機器の開発、及びその評価等、社会実装に向けた基盤整備（2021 年度）【総・厚・経】
- ・ A I を活用した医療機器やテレメディシン・サービス（D to D）の開発、及びその評価等、社会実装に向けた基盤整備（2021 年度）【厚・経】

- ・ AI を活用した病気の早期発見・診断技術の開発（2024 年度）【文・厚】

<具体目標 3>

予防、介護分野への AI / IoT 技術の導入推進、介護への AI / IoT 活用による介護従事者の負担軽減

(取組)

- ・ 健康データ等を活用し、健康な段階からの早期の気づきの機会の提供等、健康維持・増進サービスの民間による提供促進の検討開始（2019 年度）【IT・厚・経】
- ・ AI / IoT を導入する介護施設への導入コンサル体制の整備（2020 年度）【厚・経】
- ・ 予防、介護領域の実証事業の実施と、それを踏まえた同領域での AI スタートアップ支援体制の構築（2020 年度）【厚・経】
- ・ 熟練介護士等の知見の活用も含めた質の高い介護サービスを支援する AI システムの実現と全国展開（2021 年度）【IT・厚】
- ・ 予防、介護領域の実証事業で確立した技術の活用のための、制度面・運用面の見直し着手（2021 年度）【総・厚・経】
- ・ 個人の情報コントロールビリティに基づいた、予防、介護分野における AI / IoT データ利活用の促進（2021 年度）【IT・総・厚・経】

<具体目標 4>

世界最先端の医療 AI 市場と医療 AI ハブの形成

(取組)

- ・ 厚生労働省「保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム」で選定したロードブロック解消の工程表、及び作成した俯瞰図²⁶（別紙）に基づく AI 開発促進のための工程表の作成（2019 年度）【厚】
- ・ 企業（外資を含む）と公的機関（公立病院、大学、国研等）との AI 開発等の連携研究の強化（2019 年度）【総・文・厚・経】
- ・ 医療・介護分野でのインクルージョン・テクノロジーの体系化（2020 年度）【総・厚】

²⁶ 厚生労働省「保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアム」において、AI の開発・利活用が期待できる領域について、分野全体を整理した俯瞰図

- ・ アジア健康構想等の下、各国のニーズを踏まえた上、データ基盤及び A I 医療等に関する海外（特に、A S E A N とインド）との連携に向けた以下の例示を含む取組の強化（2019 年度）【I T・健康医療・厚・経】
 - 海外からの就労・留学・渡航者、海外への就労、留学、渡航者への高品位医療の提供（すでに実施されている一連の施策とも連携し、特に、データの蓄積が重要となる A I 医療分野に特化して実現を目指す）
 - 国及び一定の機関における医療系 A I ・データの活用拡大と、他機関への展開
 - 画像診断やがんゲノム解析など A I 化が先行する分野から、アジアなど海外の医療機関と提携し、より大量のデータへのアクセスを可能とすると同時に、A I 医療システムの海外展開を促進
 - 最終的には、世界的に高品位な医療サービスを、A I を使って実現するという S D G s の目標に貢献（2025 年度）

<具体目標 5>

医療関係職種の養成施設・養成所における A I を活用した教育の実施、医療従事者に対するリカレント教育の実施

（取組）

- ・ 医療関係職種の養成施設・養成所における A I を活用した教育内容の検討（2019 年度）【厚】
- ・ A I の開発・活用ができる医療従事者育成の検討（2019 年度）【文】
- ・ 医療従事者に対する、社会人向け A I 教育プログラムの枠組みの構築（2020 年度）【厚】

(2) 農業

<具体目標 1>

中山間を含め様々な地域、品目に対応したスマート農業技術の現場への導入

(取組)

- ・ 多様な農業関連データを集約・利活用するためのアーキテクチャを実装した、農業データ連携基盤（W A G R I）の本格稼働（2019年度）【I T・農】
- ・ スマート農業技術を現場に導入し、生産から出荷まで一貫した体系として、実証を開始（2019年度）【I T・農】
- ・ A Iを活用した農業センサデバイス・システムの研究開発及び実証の実施（2019年度）【I T・文】
- ・ 「スマートフードチェーンシステム」の本格稼働と、我が国農水産物・食品の輸出に向けた海外への展開（2023年度）【CSTI・I T・農】

<具体目標 2>

アーキテクチャを活用した世界最高水準のスマート農業の実現による、農業の成長産業化

(取組)

- ・ A I学習等に必要データをプラットフォーム上に集積するための基盤構築（2019年度）【I T・農】
- ・ 農業A Iサービス等の利用を促進するための契約ガイドラインの策定（2019年度）【I T・農】
- ・ 病害虫画像診断の研究開発及び実証の実施（2022年度）【I T・農】
- ・ 複数の育種拠点を連携させたバーチャル研究ラボのW A G R I上への実装（2022年度）【I T・農】
- ・ 栽培プロセスの大規模データの解析及び最適化の実現（2022年度）【I T・農】

<具体目標 3>

農業分野におけるA I人材の育成

(取組)

- ・ 農研機構のA I 専門家・A I 研究員における、O J T²⁷でのA I に関する課題検討・解決の実施【I T・農】
- ・ 県農試や民間企業と連携して、様々な地域課題に対応可能なA I 研究を展開するコア人材として、農研機構においてA I を含む高いI Tリテラシーを保有した研究者を育成し、全国各地の農業情報研究を先導（2022 年度）【農】

²⁷ On the Job Training：具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを指導教育すること

(3) 国土強靱化（インフラ、防災）

<具体目標 1>

国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断等の業務における、ロボットやセンサー等の新技術等の開発・導入

(取組)

- ・ インフラメンテナンス国民会議の取組等を通じた、A I・ビッグデータ等を含む新技術の導入促進（2020年までに導入施設管理者20%、2030年までに100%）【国】

<具体目標 2>

国土に関する情報をサイバー空間上に再現する、インフラ・データプラットフォームの構築

(取組)

- ・ 測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体で得られた構造物データや地盤データ等を集約・共有し、自治体のデータと連携の上、同一地図上に表示（インフラ・データプラットフォームを構築、分析の試行）（2019年度）【国】
- ・ 都市の3次元モデルの試作（2019年度）【国】
- ・ 同プラットフォームの社会実装（本格稼働と持続的な運用体制の確立）に向けたロードマップ作成（2019年度）【国】
- ・ 同プラットフォーム上での、経済活動や自然現象のデータを連携させ、実世界の事象をサイバー空間に再現する国土と交通に関する統合的なデータ連携基盤の整備（2022年度）【国】

<具体目標 3>

近年多発する自然災害に対応した、A Iを活用した強靱なまちづくり

(取組)

- ・ 自然言語処理技術を活用して、SNS上の災害関連情報等をリアルタイムに分析・要約する情報通信プラットフォームの構築とロードマップ作成（2019年度）【総】
- ・ 世界最高峰のメッシュネットワーク形成を見据えた、平時及び災害時の社会基盤を支える、交通信号機を活用したセキュアかつ安価なハードウェア及びネットワークの開発（2020年度）【I T・警・総】

- ・ 大規模・特殊災害の対応強化のための、複数のロボットが連携し自律的に消火活動を行う新技術の実証と、機能の最適化、コストダウン等の推進（2020年度）【総】
- ・ 過去の経験を踏まえ、気候に関わるデータや地震・火山・津波・地殻変動に関わるデータ（観測データ、予測データ等）をA I解析し、近未来の異常気象や地震・火山等の自然災害の発生頻度を事前に評価する技術の確立（2022年度）【文】
- ・ 災害にも強い自立・分散型エネルギー管理システムの構築（2023年度）【文・経・環】

(4) 交通インフラ・物流

<具体目標 1>

人的要因による事故のゼロ化

(取組)

- ・ 一般道におけるレベル 2 自動運転、高速道路におけるレベル 4 自動運転を実現するための、データ基盤の構築（2020 年度）【CSTI・I T・警・総・経・国】
- ・ レベル 3 におけるヒューマンファクタの検証（2020 年度）【CSTI・I T・警・経・国】

<具体目標 2>

移動に伴う社会コストの最小化

(取組)

- ・ カメラ動画等と A I 画像解析を活用した交通障害発生の自動検知・予測システムの導入や、人や車の流動把握及びその分析に基づく面的な観光渋滞対策の導入の推進（2020 年度）【警・国】
- ・ 交通信号機をトラステッドな情報ハブとして活用するための、セキュアかつ安価なハードウェア及びネットワークの開発（2020 年度）【I T・警・総】
- ・ 港湾物流（コンテナ物流）の生産性向上のための港湾関連データ連携基盤の構築（2020 年度）【I T・国】
- ・ ライフスタイルの変化に応じ、自動車 CASE 等の活用により新たな地域交通を構築・最適化（2023 年度）【環】

<具体目標 3>

物流関連のプラットフォームから得られるデータを利活用した、物流網における生産性向上・高付加価値化

(取組)

- ・ 物流・商流データの個社・業界の垣根を越えた蓄積・解析・共有・活用により実現される、生産性向上・高付加価値化と、民間主体の取組も視野に入れた、データ連携を実現するための基盤及び基盤の構築に必要な自動認識技術等の検討（2019 年度）【CSTI・経・国】

- ・ 優れた熟練技能者のノウハウとA I、I o T、自動化技術を融合させた、遠隔操縦・自動化システムの開発等によるA Iターミナルの実現（2022年度）【I T・国】
 - ガントリークレーン・遠隔操作 RTG²⁸の生産性向上
 - コンテナダメージチェックの迅速化
- ・ 海上物流の効率化を実現する自動運航船の実用化（2025年度）【国】

²⁸ Rubber Tired Gantry crane : タイヤ式門型クレーン

(5) 地方創生（スマートシティ）

<具体目標>

直面する社会課題と、多様性を内包する社会の構築、デジタル・ガバメントの実現という3つの観点から、日本発のスマートシティをインフラ側・ユーザ側の両面を考慮に入れて再定義し、その実現に向けた、インクルージョン・テクノロジーの開発と、スマートシティプラットフォームを形成

(取組)

- ・ 受益者と高インパクトな受益内容の明確化を含めたスマートシティのコンセプト（例えばモビリティ、健康医療、エネルギー供給など）の再定義（2019年度）【CSTI・総・文・厚・農・経・国・環】
- ・ 官民が連携した、スマートシティ共通アーキテクチャの構築（第一弾を2019年度）【CSTI・IT・総・経・国】
- ・ 分野横断的に都市・地域問題、社会問題に係るソリューションシステムを実装する、スマートシティモデルの公募・選定（2019年度）【CSTI・地方創生・総・国】
- ・ インクルージョン・テクノロジーの体系化と研究開発要素の特定（2019年度）【総・文・厚・経】
- ・ エネルギー消費に関するデータを収集・解析し、ナッジやブースト等の行動インサイトとAI/IoT等の先端技術の組合せ（BI-Tech）により、一人ひとりにパーソナライズされたメッセージをフィードバックし、省エネ行動を促進（2019年度）【環】
- ・ 同共通アーキテクチャの恒常的な見直し体制の構築（2020年度）【CSTI・総・経・国】
- ・ 中核都市、地方都市、海外が連動する人流モデルの構築（2020年度）【総・経】
- ・ 各種データ（例えば、衛星測位データ）を活用した、モビリティとサービス（例えば、観光、飲食、農業、就労、医療、教育、デジタル・ガバメントなど）を融合させた新しいモビリティ・サービスの創出（2020年度）、その海外展開【IT・宇宙・経・国・環】
- ・ 国内外のスマートシティ間などで、行政サービス、医療・介護や教育などが切れ目なく提供されることを可能とする情報基盤・制度・AIサービスの構築（2020年度）【CSTI・総・経・国】
- ・ 外国人旅行者等への効果的・効率的な対応等による満足度向上を図るため、AI等を活用した観光案内所の情報発信機能の強化や、SNSデータ等の分析により国内の隠れた観光資源の発掘や活用等を促進（2020年度）【国】

- ・ 人や物の移動など全ての移動における、ニーズに応じた地域全体の最適化（2021年度）【I
T・警・経・国】

(6) その他

<具体目標>

- ・ ものづくり、金融等の各分野及び分野間におけるA I 社会実装の実現
- ・ 研究開発の社会実装推進体制の整備

(取組)

- ・ 本戦略を踏まえた、ものづくり分野における生産性向上などの重点5分野以外を含む分野毎の具体的な社会実装戦略の策定（サイバー・フィジカルの融合、官民の役割分担等を考慮）
（2019年度）【CSTI】
- ・ 欧米、アジア（シンガポール、ベトナム、タイ、インドなど）、オーストラリア、中東及びアフリカ地域（T I C A D 7（横浜）の機会を活用）の大学・研究機関・研究支援機関等との連携強化（2019年度）（再掲）（II-2（1-B）参照）【総・外・文・経】
- ・ 公的分野・産業分野において、研究開発成果の社会実装を促すためのシステム・アーキテクチャを持続的に先導するため、米国N I S T等の枠組みを参考に、S I P²⁹等の研究開発を含め、本戦略において取り組む広範な領域を主対象に、分野横断的な共通課題や知見の共有、具体的な指針を策定するための関係府省が連携した推進体制として会議体を設置。ファンディング・エージェンシーとも連携（2019年度）【CSTI・I T・経】
- ・ 前述の会議体の下に、アーキテクチャ設計を担う専門家による体制を構築、加えて米国N I S Tやドイツの関係機関等との連携を検討（2020年度）【CSTI・I T・経】
- ・ 農研機構の取組を参考に、A I 専門家・A I 研究員における、O J TでのA Iに関する課題検討の実施等、主要な国研等での研究開発の社会実装推進体制の整備（2020年度）【CSTI・I T・厚・農・経・国】

²⁹ Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program : 戦略的イノベーション創造プログラム

Ⅲ－２ データ関連基盤整備

A I 技術の発展を根本から支えるものは、大量のデータである。質の高いデータを収集し、サイバー攻撃などのリスクなどから守りながら、それらを分析・解析に活用することは極めて重要である。

このため、我が国においても、諸外国に遅れることなく、政府や民間が有するデータの連携・標準化に取り組む必要がある。そして、その過程においては、ビッグデータの中の偏りを防止し、A I 活用のリスクが生じないようにしなければならない。

他方で、データや真正性、更には本人確認といった点における、信頼確保が極めて重要である。既に、米国では政府調達分野でのトラスト基盤、E Uでは共通トラスト基盤の構築が進められており、我が国でも関連の検討が開始されているが、例えば、サプライチェーン全体のセキュリティ確保（「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」）などの検討を加速していかなければならない。

<大目標>

国際連携を前提とした、次世代のA Iデータ関連インフラの構築

(1) データ基盤

<具体目標>

重点5分野（健康・医療・介護、農業、国土強靱化、交通インフラ・物流、地方創生）における、A Iの活用のためのデータ連携基盤の本格稼働
収集するビッグデータの品質確認、保証に資する取組の実施

(取組)

- ・ 関連の各府省プロジェクトにおける共通データアーキテクチャの検討、各データ連携基盤との連携（2019年度）【CSTI・I T・総・文・農・経・国】
- ・ 共通で利用するビッグデータ（例えば、農業、エネルギー、健康・医療・介護、自動運転、ものづくり、物流・商流、インフラ、防災、地球環境、海洋、衛星データ）に関するインフラやプラットフォームの整備（2020年度）【CSTI・I T・宇宙・海洋・総・文・厚・農・経・国・環】
- ・ データ連携基盤を支えるための、膨大なデータを円滑にやり取りできるネットワーク技術の確立（2021年度）【総】

- ・ データ連携基盤において、収集するビッグデータの偏りや誤りなどを検知し、品質保証に資する基盤技術の確立（2022 年度）【CSTI・総・文・経】
- ・ データ連携基盤と連携した、A Iビッグデータ解析環境の提供（2023 年度）【CSTI・文】

(2) トラスト・セキュリティ

<具体目標 1>

米国、欧州等と国際相互認証が可能なトラストデータ連携基盤の構築、整備

(取組)

- ・ トラストコンポーネント基盤技術の課題整理、政府としての整備方針の策定（2019年度）【CSTI】
- ・ Society 5.0 のセキュリティ確保のための「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」を踏まえた、以下の対応【経】
 - 産業分野別セキュリティガイドライン等の整備（2019年度～）
 - サイバー空間におけるつながりの信頼性を確保するための対策の検討を開始（2019年度）
- ・ 米国、欧州とのセキュリティ技術に関する連携体制の構築（2020年度）【経】
- ・ データ品質の担保を含む、A I のライフサイクル、及びA I の品質保証に関する国際標準の提案（2021年度）【経】
- ・ なりすましや改ざんのない、真正性を保証・担保する仕組みの構築（2021年度）【CSTI・総・経】
- ・ トラストデータ流通基盤（アクセス制御、データ、ユーザレイティング機能等）の開発（2023年度）【CSTI・経】

<具体目標 2>

年々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対し、「予防」「検知」「対処」の各フェーズにおいて、A I を活用した高効率かつ精緻な対策技術を確立

(取組)

- ・ A I を活用したサイバー対策を行う民間を後押しするための仕組み、国の研究成果の実用化・技術移転に関する支援策を整備（2019年度）【経】
- ・ 国として加速化して重点的に取り組むべき研究開発を明確化し、（別表 2）を参考に、以下の技術を実現するための工程表を作成（2019年度）【NISC・CSTI・総・経】
 - 予防のためのA I ：ハードウェアの動作特性把握による不正機能検出等

- 検知のためのA I : 大量パケット情報解析による攻撃手法検知等
- 対処のためのA I : 緊急対応が必要なアラートの自動抽出等
- ・ 5年～10年先に実現を目指す長期的取組（サイバーセキュリティ確保のためのA I そのものを守る技術等）についての検討（2019年度）【NISC・CSTI・総・経】

(3) ネットワーク

<具体目標1>

Society 5.0を支える21世紀の基幹となる情報通信インフラである第5世代移動通信システム(5G)や光ファイバにおける日本全国での整備を推進

(取組)

- ・ 5G導入のための基地局の開設指針において、開設計画の認定を受ける通信事業者に対し、2020年度までの全都道府県での5G基地局運用開始等を義務付け(2019年度)【総】
- ・ 通信事業者等による5Gのエリア整備を推進する(2020年度～)とともに、5Gを支える光ファイバ網の整備を推進(2019年度～)【総】

<具体目標2>

日本全国でAIの活用が可能となるためのネットワーク基盤の高度化と安全・信頼性の確保

(取組)

- ・ 柔軟なネットワーク制御を可能とするネットワーク仮想化への対応を含めたネットワークビジョンの策定(2019年度)【総】
- ・ 革新的AIネットワーク統合基盤技術の研究開発(障害対応の自動化技術、ネットワーク設計の自動化技術)(2020年度)【総】
- ・ 5Gの更なる高度化に向けた研究開発(2022年度)【総】

Ⅲ－３ ＡＩ時代のデジタル・ガバメント

公共サービスセクターにおける電子化の遅れと、特に地方における急速な少子高齢化が相まって、自治体の行政コストは増加する一方で、行政職員の人手不足が顕在化してきている。すなわち、いわゆる、公共部門における生産性の低下が更に進展してきており、これを解決するＡＩ関連技術の利活用が渴望されている。

<大目標>

- ・ 徹底的なデジタル・ガバメント化を推進し、ＡＩを活用して、効率性・利便性の向上、更にはインクルージョンの実現
- ・ 適切なデータ収集と解析に基づく行政と政策立案などを実現
- ・ 自治体行政分野へのＡＩ・ロボティクス活用によるコスト低減化・業務効率化・高度化を進め、持続可能な公共サービスを確保

<具体目標 1 >

ＡＩを活用した公共サービスの利便性・生産性の向上

(取組)

- ・ 官民データ活用推進基本法に基づく、ＡＩサービスに資する各種官民データのオープン化、データ連携基盤とのＡＰＩ³⁰連携による民間利用機会の増大（2019年度）【ＩＴ】
- ・ 警察活動の高度化・効率化のためのＡＩの試験的導入（2019年度）【警】
- ・ 行政機関において、データサイエンス、統計学、ＡＩに専門性を有するスタッフを配置し、データ収集と解析、ＡＩ応用を促進すると同時に、データ・インテグリティを担保できる権限を付与（2020年度）【ＩＴ・総】
- ・ 研究者の負担軽減に向けた、大学・国研の研究支援事務並びに国及びファンディング・エージェンシーの事務のＡＩ化（2020年度）【文・経】
- ・ 行政機関におけるデータ収集、統計解析基盤の確立（2020年度）【ＩＴ・総】

³⁰ Application Programming Interface : アプリケーション・プログラミング・インターフェイス

- ・ データ等の適切な解析からの I T 政策へのフィードバック・ループの実現（2022 年度）【I T・総】
- ・ A I を活用した救急搬送の効率化（2022 年度）【総】
- ・ デジタル・ガバメント化の利点を最大限に活かすために、スマートフォン等の携帯端末上で、多言語であらゆる行政サービスを受けることができるプラットフォームを構築し、A I One Stop サービスを実現（2025 年度）【総】
- ・ 気象観測・予測精度向上に係る技術の開発・導入（2030 年度）【総・国】

＜具体目標 2＞

自治体の行政コスト低減と公共サービスレベル維持の両立を成し遂げるための業務の効率化・高度化に向けた A I ・ロボティクス等の活用推進

（取組）

- ・ 自治体が安心して利用できる A I サービスの標準化の推進（2020 年度）【I T・総】
- ・ 自治体行政へのロボティクス（R P A³¹等）の実装（2020 年度）【I T・総】
- ・ 自治体行政スマートプロジェクト（I C T や A I 等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスの構築）の推進（2021 年度）【I T・総】

³¹ Robotic Process Automation：ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化

Ⅲ－４ 中小企業・ベンチャー企業への支援

働き方改革の必要性が叫ばれて久しいが、我が国の全体としての生産性の大幅な向上が求められる中でも、とりわけ、大企業と比して低水準にある、中・小規模事業者の労働生産性の向上は、喫緊の課題である。

A I 技術の利活用が進めば、企業の実生産性の抜本的改善が期待できるが、そのためには、まずは、中小企業を始めとする各企業の A I リテラシーを高め、これら企業の技術ニーズと、必要となる A I 技術シーズとのマッチングを進めていくことが不可欠である。

また、A I 技術は、新たなベンチャー企業を生み出す大きなチャンスを提供する。実際、米国や中国では、A I 関連ベンチャー投資は急速に拡大しており、多くのユニコーン企業が出現している。A I 技術の共有と、企業や行政における A I の利活用を促進し、新たな製品やサービスの創出のための環境を整えていく必要がある。

<大目標>

- ・ 低生産性分野、成長分野におけるデータ基盤整備と、A I 活用による生産性・成長性の向上
- ・ A I 関連スタートアップの支援強化

(1) 中小企業支援

<具体目標>

A I を活用した中小企業の実生産性の向上

(取組)

- ・ 課題解決型 A I 人材育成事業等における、中小企業のニーズ・課題の抽出（2019 年度）
【経】
- ・ 課題解決型 A I 人材育成事業、地方大学等による、経営課題解決を通じた新たなサービスモデルの創出とその展開（2020 年度）【文・経】

(2) AI 関連創業に関する若手支援

<具体目標>

AI 関連スタートアップ企業支援

(取組)

- ・ スタートアップ戦略「Beyond Limits. Unlock Our Potential」に基づく方策を実施【CSTI・文・経】

IV. 倫理

A I の利活用への関心が高まる中、文明的な利便性を過度に追求することは、A I が引き起こす負の側面が拡大しかねない。これを抑制するには、文化的な背景を持つ高い倫理的観点が重要であり、より人間を尊重した利活用を進めるためには、いわゆる、A I 社会原則が必要となってきた。そのような中、我が国では 2019 年 3 月に、また、E U では同年 4 月に、A I 社会原則を策定し、発表した。さらに、同年 5 月の O E C D 閣僚理事会では、A I に関する勧告が採択され、同年 6 月の G 2 0 貿易・デジタル経済大臣会合では、「人間中心」の考えを踏まえた A I 原則に合意した。

現時点では、日本、E U に加え、カナダやシンガポールなどが同様の検討を進めているが、U N E S C O、G 7 といった国際的フレームワークにおいても、倫理に関する議論が進行中であり、今後、新たな社会の在り方を含め、様々な議論が更に活発化することが予想される。

また、専門家の集まりである、「データ保護・プライバシーコミッショナー国際会議」においても、A I 倫理及びデータ保護に関する原則に沿った指針の策定に向けて議論が始まっている。

<目標>

A I 社会原則の普及と、国際連携体制の構築

(取組)

- ・ 「人間中心の A I 社会原則」の A I -Ready な社会における、社会的枠組みに関する 7 つの A I 社会原則を国内で定着化（2020 年度）【CSTI・総・文・厚・経】
- ・ ethics dumping³²の防止に向けた検討を含む、A I 社会原則に関する多国間の枠組みを構築（2021 年度）【CSTI・個人情報・総・外・文・厚・経】

³² 倫理ダンプ：倫理ルールが緩やかな国・地域で非倫理的な研究を行うこと

V. その他

A I をとりまく社会情勢や関連技術が、近年、急速に変化・進展してきていることは、これまでも述べてきたとおりである。

このような中で、米国、中国、欧州、カナダ、アジア各国等では、国家の A I 戦略を策定し、それを実施に移すために、欧州やアジアにおける、A I 研究拠点間の国際連携や国際共同研究開発が活発化してきている。

我が国としても、このような社会環境をチャンスとして捉え、A I 関連分野での国際リーダーシップの確保に積極的に努めていく必要がある。

また、本年は、日本が G 2 0 の議長国であり、また T I C A D 7 が日本で開催されることにも鑑み、A I に対する関心が拡大してきている、アフリカを始めとする途上国との協力も視野に入れていくことを忘れてはならない。

<大目標>

国際社会における、A I 関連技術での、日本のリーダーシップの確保

<具体目標 1 >

本戦略の定期的なフォローアップと見直し

(取組)

- ・ 多様なステークホルダーが協働した A I 戦略・A I 社会原則のフォローアップ体制の構築（A I 戦略実行会議）、フォローアップの実施、必要に応じた本戦略の見直し（2019 年度）
【CSTI】
- ・ 本戦略の取組を受けつつ、日本の強みを活かすための知財システム等の実現に向けた検討（2019 年度）【知財・経】

<具体目標 2 >

制度、開発、実装等に関する、世界の注目を集める存在感の発信

(取組)

- ・ G 2 0 における、A I 倫理原則に関する連携の合意（2019 年度）【CSTI・総・外・経】

- ・ A I 人材育成、社会実装支援等に関する、T I C A D 7（横浜）での貢献（2019 年度）【CSTI・総・外・文】
- ・ A I 関連のデータ、アプリ等の国際展開向けパッケージ化（2020 年度）【総・厚・農・経・国】
- ・ 世界 A I トップ研究者約 100 名／年の日本への招聘（2020 年度）【総・文・経】
- ・ I J C A I ³³などの A I 関連国際会議の誘致・開催支援（2020 年度）【CSTI・総・文・経・国】

³³ International Joint Conferences on Artificial Intelligence : 国際人工知能会議。2020 年に横浜で開催予定。

(別表 1) 中核基盤研究開発

今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
1. AI Core – Basic Theories and Technologies of AI	現在の深層学習で太刀打ちできない難題解決	<p>現在の深層学習の原理を解明するとともに、以下に示すような次世代 AI 基盤技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全な正解ラベルが得られない状況でも精度よく学習できる限定情報学習技術 ・数十万並列規模でも高い計算効率で達成できる並列探索技術 ・未観測交絡因子が存在する場合でも因果関係が同定できる因果推論技術 	2024 年度	【文】
	革新的自然言語処理技術・音声処理技術の研究開発	<p>以下の革新的自然言語処理技術の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量のテキストから文レベルの表現間の因果関係等を抽出する知識獲得技術 ・実用的な文脈処理技術 ・多量のテキストを元に回答する質問応答・仮説生成技術 ・発話者の深い動機・意図を考慮した対話のデータ駆動型のモデル化 	2030 年度	【総】
		<p>以下の革新的な音声認識・合成技術の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実社会にあふれる多言語の音声と環境音から言語情報や実社会イベント情報等を高精度に認識する技術 ・適切な情報をストレスのない自然な音声情報として出力する音声合成技術 ・実世界におけるコミュニケーションに必要な不可欠な、世界知識、文脈、非音声の情報をも参照して、雑談、日常会話レベルの発話でも正確に音声認識可能な技術の開発 	2025 年度 2025 年度 2035 年度	【総】

今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
	脳モデルを利用した AI 技術の研究開発	<p>脳の認知機構を解明し、脳モデルを利用する以下の研究開発に段階的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳のメカニズムに倣いスパースなデータからの学習を可能とする AI 技術 ・映像等を視聴した際に人が知覚する内容を直接推定する AI 技術 ・脳の情報処理の過程を模倣した、多様な情報処理が可能なる AI アルゴリズム 	<p>2019 年度</p> <p>2025 年度</p> <p>2040 年度</p>	【総】
2. AI Core – Device and Architecture for AI	エッジ向けコンピューティング・デバイス	自立型フレキシブルモジュールに向けた革新的センサ・アクチュエータ等の開発	2022 年度	【文】
	クラウド型コンピューティング・デバイス	情報処理に係る消費電力性能を従来比 10 倍以上に向上させる革新的 AI チップ技術の確立	2022 年度	【経】
	次世代型コンピューティング・デバイス	消費電力が DRAM の数分の 1 以下、記憶容量は 100 倍以上のストレージクラスメモリの開発	2025 年度	【文】
		量子情報処理による質的にセキュアな情報処理技術の創出	量子戦略で検討	【総】
		量子コンピューティング技術による超並列・大規模情報処理技術の創出、AI への適用	量子戦略で検討	【文】
		量子コンピュータ等、情報処理に係る消費電力性能を従来比 100 倍以上に向上させる技術の確立	2027 年度	【経】
		脳を模倣した情報処理を実用的な時間で実現するアーキテクチャの開発	2050 年度	【総】

今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
3. AI Core - Trusted Quality AI	個人データなどの保護と流通を促す技術 人工知能の倫理的課題を理数的観点も踏まえて解決 説明できる AI 技術	個人データの流通の促進に資する、プライバシー保護技術の確立等 広範なバイアスを排除するデータ、アルゴリズム、運用などに関する理論と技術の開発 現在の深層学習等の原理を理論的に解明し、深層学習の判断結果の根拠等を理解可能化 AI の判断を容易に理解したり、人の判断を助けるための説明技術の開発	2025 年度 2025 年度 2025 年度	【文】 【文】 【文、経】
4. AI Core - System Components of AI 4-1. 創造発見型 AI	AI からのアウトプットの品質保証 産学官における計算科学・AI を用いた材料研究開発	リスクの高い実世界での応用を念頭に、開発された AI の目的の範囲を明確にし、その範囲内での当該 AI の品質を評価する手法の開発等 AI 解析に不可欠な高品質かつ膨大なデータを研究環境のスマート化により取得し、それらを蓄積・提供するデータプラットフォームの構築及びその活用を通じたデータ駆動型研究の加速化	2025 年度 2022 年度	【経】 【文】
	AI とシミュレーションの融合的な研究開発の推進 AI による科学的発見の研究	AI とシミュレーションを融合した新たな科学的手法の活用による社会的・科学的課題の解決に資する成果の創出 細胞レベルでの実験検証を対象として、仮説生成、実験計画立案、実験の自動実施、結果の検証などを行う AI サイエンティストの開発	2024 年度 2030 年度	【文】 【文】
4-2. 実世界適用 AI	リアルタイムキーストリーム対応 実社会適用社会知抽出技術	SNS など、多様な媒体上でリアルタイムに流れる膨大なテキスト情報から、各時点において社会が持つ知識、すなわち社会知を高精度に抽出、整理、要約して、実世界の場所やイベントにマッピングする実社会適用社会知抽出技術を開発	2025 年度	【総】

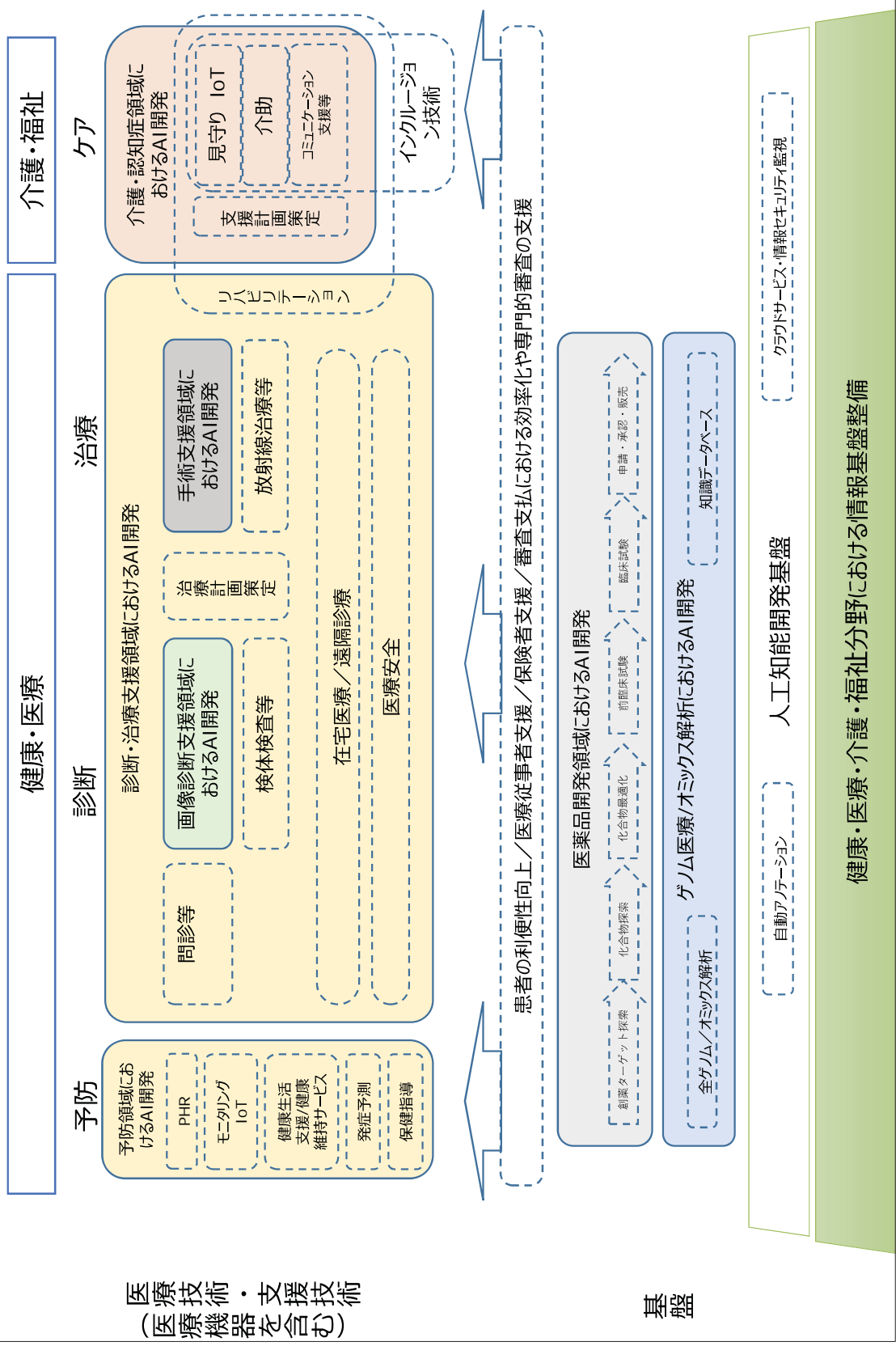
今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
	最新の機械学習技術やそれを補完する技術を実世界の課題や日本の強みである分野に適応し、統合的な研究開発を推進	最新の機械学習理論を実用したソフトウェア・プラットフォーム（ミドルウェア・フレームワーク）の開発 医療、バイオ、ものづくり、新材料、防災・減災、境域、知識ベースなどの分野において、機械学習の新しい基盤技術を実装した解析システムを開発 AI の業務への導入や AI による価値創造をコンサルティンクする AI の開発	2019 年度 着手 2019 年度 着手	【文】 【文】
	基礎から実装まで一貫して取り組むべき重点分野における産学官連携による研究開発	機械学習をする際に事前に設定するハイパーパラメータの自動最適化等の AI 導入を飛躍的に加速させる技術の開発 発、ものづくりにおける熟練者の暗黙知を再現する AI 技術の開発 等	2023 年度	【経】
	ものづくりプロセスを革新させる AI 基盤技術の確立	世界トップクラスの実証研究施設や計算資源を最大限活用しつつ、介護、流通、交通など実世界分野への人工知能技術の適用にあたって発生する新たな課題を解決するため に必要となる、シミュレーション技術、オントロジー技術、計算工学技術、ロボット技術などの技術融合に向けた研究開発 レーザー加工へ AI 技術を活用して加工パラメータの予測を行うシミュレータの実現	2023 年度	【経】
	衛星データと地上系データの複合的解析から新たな知見を得る AI	衛星データと地上系データを組み合わせて複合的な AI 解析を行うことができるプラットフォームを構築	2022 年度	【文】
4-3. 人間共生型 AI	実用的な音声対話技術・ヒューマンインタラクション技術	知識獲得技術、文脈処理技術、質問応答・仮説生成技術、データ駆動型対話モデルを用いて、高度かつ膨大な知識をもって、ブレインストーミング、雑談も含めた対話によりユーザーへの気づき、アイデアの提供や、教育的効果を狙う音声対話技術を開発	2022 年度 2030 年度	【総】 【総】

今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
	AIのヒューマンインターフェイス	自律性の高いAIと人の協調作業やタスク受け渡しを円滑にする技術の開発	2025年度	【経】
	人と共進化するAI	文脈や意味を理解し、想定外の事象にも対応でき、人のインタラクションにより能力を高め合う共進化AIの開発	2030年度	【経】
	言葉の壁を越える、翻訳・通訳ができるAI	<p>ストレスなく実利用可能な以下の翻訳技術を段階的に実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定場面（医療、行政手続き、日常生活や旅行、ビジネス等）で利用可能（会話レベル） ・周囲の状況や文化的背景も考慮し、話者の意図を補足しながら利用可能（議論レベル） ・シビアな交渉場面でも利用可能（交渉レベル） 	2020年度 2025年度 2030年度	【総】
	汎用多言語自動翻訳・同時通訳技術	<p>以下の基盤技術開発と音声認識・合成を組合せ、高精度と遅延の最小化を両立する実用レベルの同時通訳の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対訳が無い又は少ない条件下でも少ない性能劣化で、対話、SNS、論文、新聞などあらゆる分野で日本語のみで受発信可能な汎用多言語多分野自動翻訳 ・一文を超えた情報の取り込みにより、実用可能な反応速度内で高精度化を達成する技術 	2025年度	【総】

(別表 2) サイバーセキュリティ対策のための AI 応用開発・実証

今後の研究開発・実証重点項目	個別項目	達成時期	担当
予防のための AI	知識ベースを用いた自動的な脆弱性診断	2022 年度	(民間が主導)
	対象システムに関する新たに登録された脆弱性情報の深刻度の自動評価	2022 年度	【総】
	ファジング技術等に基づく単体のハードウェアの動作特性の把握による不正機能検出	2022 年度	【総・経】
	機器やソフトウェアに、不正なプログラムや回路が仕込まれていないことの技術的検証を行うための体制整備	2022 年度	【NISC・CSTI・総・経】
	検知ロジックおける AI 活用により未知/新種のマルウェアの自動検出	2022 年度	(民間が主導)
検知のための AI	大量なマルウェア情報を用いた自動解析による、マルウェア機能体系の自動分類	2022 年度	(民間が主導)
	攻撃と推定される超大量のパケット情報に対して AI 技術を活用して攻撃手法や攻撃傾向自動把握・検知	2022 年度	【総】
	AI によるフォレンジック解析支援	2022 年度	(民間が主導)
対処のための AI	セキュリティアラートの中から真に緊急対応が必要なアラートの自動抽出	2022 年度	【総・経】
	脅威インテリジェンス情報との関連付けの一部自動化	2022 年度	【総】

健康・医療・介護・福祉分野において AI の開発・活用が期待できる領域



(取組) の【】中において用いられる担当府省庁名の略称は、以下のとおりである。(なお、複数府省庁の場合は、主担当を下線で表記)

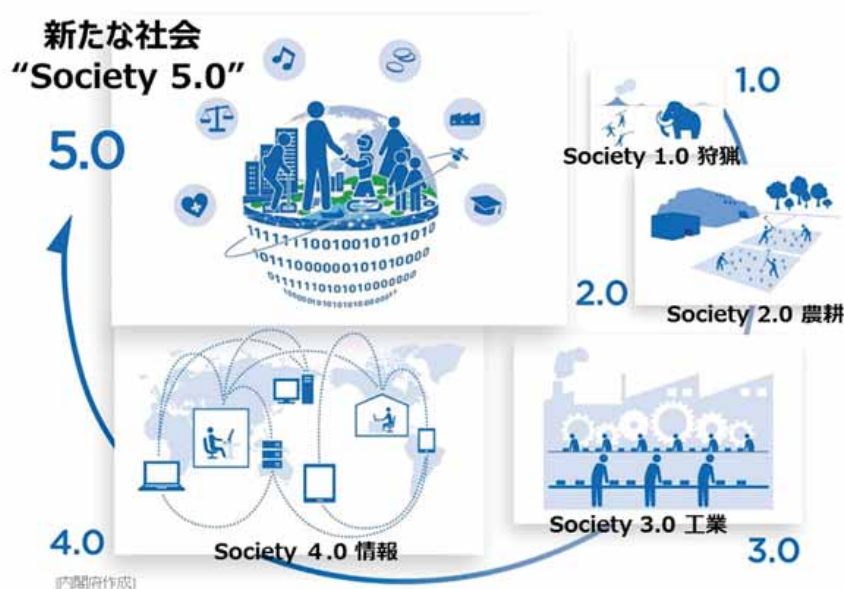
略称	府省庁名		
I T	内閣官房	情報通信技術 (I T) 総合戦略室	
健康医療		健康・医療戦略室	
再チャレンジ		副長官補付	
NISC		内閣サイバーセキュリティセンター	
CSTI	内閣府	政策統括官 (科学技術・イノベーション担当)	
男女		男女共同参画局	
地方創生		地方創生推進事務局	
知財		知的財産戦略推進事務局	
宇宙		宇宙開発戦略推進事務局	
海洋		総合海洋政策推進事務局	
警		国家公安委員会	警察庁
個人情報		個人情報保護委員会事務局	
総		総務省	
法		法務省	
外	外務省		
文	文部科学省		
厚	厚生労働省		
農	農林水産省		
経	経済産業省		
国	国土交通省		
環	環境省		
防	防衛省		

Society 5.0

Society 5.0とは

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、[第5期科学技術基本計画](#)において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。



Society 5.0で実現する社会

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障害などによる労働や行動範囲に制約がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

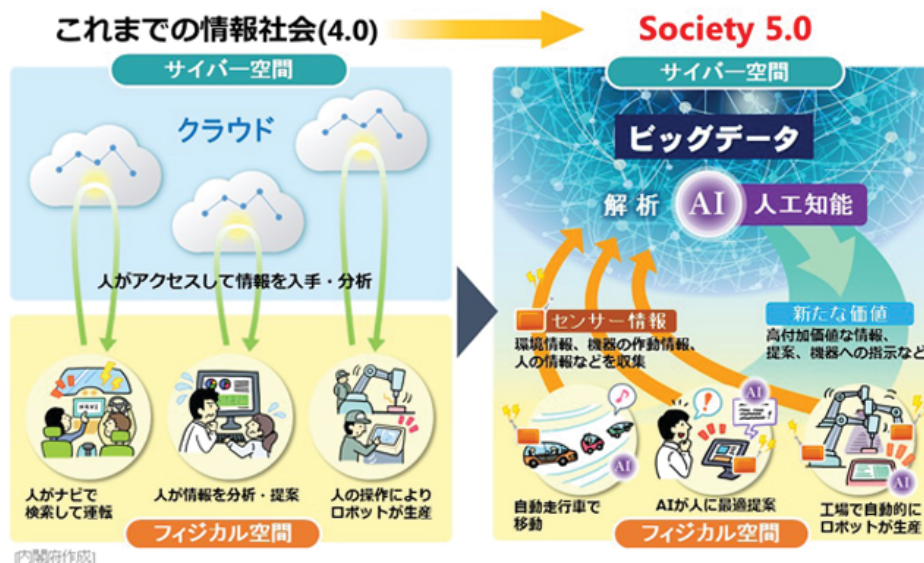
Society 5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。



Society 5.0のしくみ

Society 5.0は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより実現します。これまでの情報社会（Society 4.0）では、人がサイバー空間に存在するクラウドサービス（データベース）にインターネットを経由してアクセスして、情報やデータを入力し、分析を行ってきました。

Society 5.0では、フィジカル空間のセンサーからの膨大な情報がサイバー空間に集積されます。サイバー空間では、このビッグデータを人工知能（AI）が解析し、その解析結果がフィジカル空間の人間に様々な形でフィードバックされます。今までの情報社会では、人間が情報を解析することで価値が生まれてきました。Society 5.0では、膨大なビッグデータを人間の能力を超えたAIが解析し、その結果がロボットなどを通して人間にフィードバックされることで、これまでは出来なかった新たな価値が産業や社会にもたらされることになります。



経済発展と社会的課題の解決を両立するSociety 5.0へ

我が国そして世界を取り巻く環境は大きな変革期にあるといえます。経済発展が進む中、人々の生活は便利で豊かになり、エネルギーや食料の需要が増加し、寿命の延伸が達成され、高齢化が進んでいます。また、経済のグローバル化が進み、国際的な競争も激化し、富の集中や地域間の不平等といった面も生じてきています。これら経済発展に相反（トレードオフ）して解決すべき社会的課題は複雑化してきており、温室効果ガス（GHG）排出の削減、食料の増産やロス削減、高齢化などに伴う社会コストの抑制、持続可能な産業化の推進、富の再配分や地域間の格差是正といった対策が必要になってきています。しかしながら、現在の社会システムでは経済発展と社会的課題の解決を両立することは困難な状況になってきています。

このように世界が大きく変化する一方で、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、我が国は、課題先進国として、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety 5.0の実現を目指しています。



新たな価値で経済発展と社会的課題の解決を両立

イノベーションで創出される新たな価値により、地域、年齢、性別、言語等による格差がなくなり、個々の多様なニーズ、潜在的なニーズに対して、きめ細かな対応が可能となります。モノやサービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供されるとともに、社会システム全体が最適化され、経済発展と社会的課題の解決を両立していける社会となります。その実現には様々な困難を伴いますが、我が国はこの克服に果敢にチャレンジし、課題先進国として世界に先駆けて模範となる未来社会を示していこうとしています。



各分野における新たな価値の事例

リンク先で、各分野における新たな価値の事例を紹介します。

[交通](#) / [医療・介護](#) / [ものづくり](#) / [農業](#) / [食品](#) / [防災](#) / [エネルギー](#)

Society 5.0による人間中心の社会

これまでの社会では、経済や組織といったシステムが優先され、個々の能力などに応じて個人が受けるモノやサービスに格差が生じている面がありました。Society 5.0では、ビッグデータを踏まえたAIやロボットが今まで人間が行っていた作業や調整を代行・支援するため、日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになります。

これは一人一人の人間が中心となる社会であり、決してAIやロボットに支配され、監視されるような未来ではありません。また、我が国のみならず世界の様々な課題の解決にも通じるもので、国連の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)の達成にも通じるものです。

我が国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活気に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会「Society 5.0」を世界に先駆けて実現していきます。



Society 5.0の先行的な実現の場＝スマートシティ

以上に述べたようなSociety 5.0の実現に向けて、政府では地域におけるICT等の新技術を活用したマネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域、すなわち「スマートシティ」を推進しています。

詳しくは [スマートシティ](#) のページへ

関連リンク

- ▶ Society 5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料 [1 \(PDF形式: 435KB\)](#) [2 \(PDF形式: 1300KB\)](#) [印刷版 \(PDF形式: 1719KB\)](#)
- ▶ [アベノミクス 成長戦略 - 最近の動き - \(首相官邸ページ\)](#)

[このページの先頭へ](#)

[ウェブアクセシビリティ](#) [サイトマップ](#)



〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話番号 03-5253-2111 (大代表)

内閣府法人番号 2000012010019
© Cabinet Office, Government of Japan

世界保健機関憲章

世界保健機関憲章

CONSTITUTION OF THE WORLD HEALTH ORGANIZATION

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人民の幸福と円満な関係と安全の基礎であることを宣言する。

THE STATES PARTIES TO THIS CONSTITUTION DECLARE, IN CONFORMITY WITH THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS, THAT THE FOLLOWING PRINCIPLES ARE BASIC TO THE HAPPINESS, HARMONIOUS RELATIONS AND SECURITY OF ALL PEOPLES:

健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。

HEALTH IS A STATE OF COMPLETE PHYSICAL, MENTAL AND SOCIAL WELL-BEING AND NOT MERELY THE ABSENCE OF DISEASE OR INFIRMITY.

到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一である。

THE ENJOYMENT OF THE HIGHEST ATTAINABLE STANDARD OF HEALTH IS ONE OF THE FUNDAMENTAL RIGHTS OF EVERY HUMAN BEING WITHOUT DISTINCTION OF RACE, RELIGION, POLITICAL BELIEF, ECONOMIC OR SOCIAL CONDITION.

すべての人民の健康は、平和と安全を達成する基礎であり、個人と国家の完全な協力を依存する。

THE HEALTH OF ALL PEOPLES IS FUNDAMENTAL TO THE ATTAINMENT OF PEACE AND SECURITY AND IS DEPENDENT UPON THE FULLEST CO-OPERATION OF INDIVIDUALS AND STATES.

ある国が健康の増進と保護を達成することは、すべての国に対して価値を有する。

THE ACHIEVEMENT OF ANY STATE IN THE PROMOTION AND PROTECTION OF HEALTH IS OF VALUE TO ALL.

健康の増進と疾病特に伝染病の抑制が諸国間において不均等に発達することは、共通の危険である。

UNEQUAL DEVELOPMENT IN DIFFERENT COUNTRIES IN THE PROMOTION OF HEALTH AND CONTROL OF DISEASE, ESPECIALLY COMMUNICABLE DISEASE, IS A COMMON DANGER.

児童の健全な発育は、基本的重要性を有し、変化する全般的環境の中で調和して生活する能力は、このような発育に欠くことができないものである。

HEALTHY DEVELOPMENT OF THE CHILD IS OF BASIC IMPORTANCE; THE ABILITY TO LIVE HARMONIOUSLY IN A CHANGING TOTAL ENVIRONMENT IS ESSENTIAL TO SUCH DEVELOPMENT.

医学的及び心理学的知識並びにこれに関係のある知識の恩恵をすべての人民に及ぼすことは、健康の完全な達成のために欠くことができないものである。

THE EXTENSION TO ALL PEOPLES OF THE BENEFITS OF MEDICAL, PSYCHOLOGICAL AND RELATED KNOWLEDGE IS ESSENTIAL TO THE FULLEST ATTAINMENT OF HEALTH.

公衆が精通した意見を持ち且つ積極的に協力することは、人民の健康を向上する上に最も重要である。

INFORMED OPINION AND ACTIVE CO-OPERATION ON THE PART OF THE PUBLIC ARE OF THE UTMOST IMPORTANCE IN THE IMPROVEMENT OF THE HEALTH OF THE PEOPLE.

各国政府は、自国民の健康に関して責任を有し、この責任は、十分な保健的及び社会的措置を執ることによつてのみ果すことができる。

GOVERNMENTS HAVE A RESPONSIBILITY FOR THE HEALTH OF THEIR PEOPLES WHICH CAN BE FULFILLED ONLY BY THE PROVISION OF ADEQUATE HEALTH AND SOCIAL MEASURES.

これらの原則を受諾して、且つ、すべての人民の健康を増進し及び保護するため相互に及び他の諸国と協力する目的で、締約国は、この憲章に同意し、且つ、ここに国際連合憲章第五十七条の条項の範囲内の専門機関としての世界保健機関を設立する。

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, AND FOR THE PURPOSE OF CO-OPERATION AMONG THEMSELVES AND WITH OTHERS TO PROMOTE AND PROTECT THE HEALTH OF ALL PEOPLES, THE CONTRACTING

PARTIES AGREE TO THE PRESENT CONSTITUTION AND HEREBY ESTABLISH THE WORLD HEALTH ORGANIZATION AS A SPECIALIZED AGENCY WITHIN THE TERMS OF ARTICLE 57 OF THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS.

第一章 目的

CHAPTER I OBJECTIVE

第一條

ARTICLE 1

世界保健機関（以下「この機関」という。）の目的は、すべての人民が可能な最高の健康水準に到達することにある。

THE OBJECTIVE OF THE WORLD HEALTH ORGANIZATION (HEREINAFTER CALLED THE ORGANIZATION) SHALL BE THE ATTAINMENT BY ALL PEOPLES OF THE HIGHEST POSSIBLE LEVEL OF HEALTH.

第二章 任務

CHAPTER II FUNCTIONS

第二條

ARTICLE 2

この機関がその目的を達成するための任務は、次のとおりとする。

IN ORDER TO ACHIEVE ITS OBJECTIVE, THE FUNCTIONS OF THE ORGANIZATION SHALL BE:

- (a) 国際保健事業の指導的且つ調整的機関として行動すること。
(A) TO ACT AS THE DIRECTING AND CO-ORDINATING AUTHORITY ON INTERNATIONAL HEALTH WORK;
- (b) 国際連合、専門機関、政府保健行政機関、専門的団体及び適当と思われる他の機関との効果的な協力を樹立し、及び維持すること。
(B) TO ESTABLISH AND MAINTAIN EFFECTIVE COLLABORATION WITH

THE UNITED NATIONS, SPECIALIZED AGENCIES, GOVERNMENTAL HEALTH ADMINISTRATIONS, PROFESSIONAL GROUPS AND SUCH OTHER ORGANIZATIONS AS MAY BE DEEMED APPROPRIATE;

(c) 要請に応じ保健事業の強化について各国政府を援助すること。

(C) TO ASSIST GOVERNMENTS, UPON REQUEST, IN STRENGTHENING HEALTH SERVICES;

(d) 各国政府の要請又は受諾があつたときは、適当な技術的援助及び緊急の際には必要な助力を與えること。

(D) TO FURNISH APPROPRIATE TECHNICAL ASSISTANCE AND, IN EMERGENCIES, NECESSARY AID UPON THE REQUEST OR ACCEPTANCE OF GOVERNMENTS;

(e) 国際連合の要請があつたときは、信託統治地域の人民のような特殊の集団に対して、保健上の役務及び便益を提供し、又はこれらを提供することを援助すること。

(E) TO PROVIDE OR ASSIST IN PROVIDING, UPON THE REQUEST OF THE UNITED NATIONS, HEALTH SERVICES AND FACILITIES TO SPECIAL GROUPS, SUCH AS THE PEOPLES OF TRUST TERRITORIES;

(f) 疫学的及び統計的事業を含む必要とされる行政的及び技術的事業を開設し、及び維持すること。

(F) TO ESTABLISH AND MAINTAIN SUCH ADMINISTRATIVE AND TECHNICAL SERVICES AS MAY BE REQUIRED, INCLUDING EPIDEMIOLOGICAL AND STATISTICAL SERVICES;

(g) 伝染病、風土病及び他の疾病の撲滅事業を奨励し、及び促進すること。

(G) TO STIMULATE AND ADVANCE WORK TO ERADICATE EPIDEMIC, ENDEMIC AND OTHER DISEASES;

(h) 必要な場合には他の専門機関と協力して、不慮の傷害の防止に努めること。

(H) TO PROMOTE, IN CO-OPERATION WITH OTHER SPECIALIZED AGENCIES WHERE NECESSARY, THE PREVENTION OF ACCIDENTAL INJURIES;

(i) 必要な場合には他の専門機関と協力して、栄養、住宅、衛生、レクリエーション

ン、経済上又は労働上の条件及び他の環境衛生状態の改善を促進すること。

(I) TO PROMOTE, IN CO-OPERATION WITH OTHER SPECIALIZED AGENCIES WHERE NECESSARY, THE IMPROVEMENT OF NUTRITION, HOUSING, SANITATION, RECREATION, ECONOMIC OR WORKING CONDITIONS AND OTHER ASPECTS OF ENVIRONMENTAL HYGIENE;

(j) 健康増進に貢献する科学的及び専門的団体相互間の協力を促進すること。

(J) TO PROMOTE CO-OPERATION AMONG SCIENTIFIC AND PROFESSIONAL GROUPS WHICH CONTRIBUTE TO THE ADVANCEMENT OF HEALTH;

(k) 国際的保健事項に関して、条約、協定及び規則を提案し、並びに勧告を行うこと並びにこれらの条約、協定、規則及び勧告がこの機関に與え且つこの機関の目的に合致する義務を遂行すること。

(K) TO PROPOSE CONVENTIONS, AGREEMENTS AND REGULATIONS, AND MAKE RECOMMENDATIONS WITH RESPECT TO INTERNATIONAL HEALTH MATTERS AND TO PERFORM SUCH DUTIES AS MAY BE ASSIGNED THEREBY TO THE ORGANIZATION AND ARE CONSISTENT WITH ITS OBJECTIVE;

(l) 母子の健康と福祉を増進し、変化する全般的環境の中で調和して生活する能力を育成すること。

(L) TO PROMOTE MATERNAL AND CHILD HEALTH AND WELFARE AND TO FOSTER THE ABILITY TO LIVE HARMONIOUSLY IN A CHANGING TOTAL ENVIRONMENT;

(m) 精神的健康の分野における活動、特に人間相互間の調和に影響する活動を育成すること。

(M) TO FOSTER ACTIVITIES IN THE FIELD OF MENTAL HEALTH ESPECIALLY THOSE AFFECTING THE HARMONY OF HUMAN RELATIONS;

(n) 保健の分野における研究を促進し、及び指導すること。

(N) TO PROMOTE AND CONDUCT RESEARCH IN THE FIELD OF HEALTH;

(o) 保健及び医療の職業並びにこれに関係のある職業における教育及び訓練の基準の改善を促進すること。

(O) TO PROMOTE IMPROVED STANDARDS OF TEACHING AND TRAINING IN

THE HEALTH, MEDICAL AND RELATED PROFESSIONS;

(p) 必要な場合には他の専門機関と協力して、病院業務及び社会保障を含む予防及び治療の見地からの公衆衛生及び医療に関する行政的及び社会的技術を研究し、及び報告すること。

(P) TO STUDY AND REPORT ON, IN CO-OPERATION WITH OTHER SPECIALIZED AGENCIES WHERE NECESSARY, ADMINISTRATIVE AND SOCIAL TECHNIQUES AFFECTING PUBLIC HEALTH AND MEDICAL CARE FROM PREVENTIVE AND CURATIVE POINTS OF VIEW, INCLUDING HOSPITAL SERVICES AND SOCIAL SECURITY;

(q) 保健の分野において情報、助言及び援助を提供すること。

(Q) TO PROVIDE INFORMATION, COUNSEL AND ASSISTANCE IN THE FIELD OF HEALTH;

(r) すべての人民の間に保健事項に関して精通した世論を発展させるように援助すること。

(R) TO ASSIST IN DEVELOPING AN INFORMED PUBLIC OPINION AMONG ALL PEOPLES ON MATTERS OF HEALTH;

(s) 疾病、死因及び公衆衛生業務に関する国際用語表を必要に応じて作成し、及び改正すること。

(S) TO ESTABLISH AND REVISE AS NECESSARY INTERNATIONAL NOMENCLATURES OF DISEASES, OF CAUSES OF DEATH AND OF PUBLIC HEALTH PRACTICES;

(t) 必要に応じて診断方法を標準化すること。

(T) TO STANDARDIZE DIAGNOSTIC PROCEDURES AS NECESSARY;

(u) 食品、生物学的製剤、薬学的製剤及び類似の製品に関する国際的基準を発展させ、確立し、及び向上させること。

(U) TO DEVELOP, ESTABLISH AND PROMOTE INTERNATIONAL STANDARDS WITH RESPECT TO FOOD, BIOLOGICAL, PHARMACEUTICAL AND SIMILAR PRODUCTS;

(v) 一般に、この機関の目的を達成するために必要なすべての行動を執ること。

(V) GENERALLY TO TAKE ALL NECESSARY ACTION TO ATTAIN THE OBJECTIVE OF THE ORGANIZATION.

第三章 加盟国及び準加盟国の地位

CHAPTER III MEMBERSHIP AND ASSOCIATE MEMBERSHIP

第三條

ARTICLE 3

この機関における加盟国の地位は、すべての国に開放されるものとする。
MEMBERSHIP IN THE ORGANIZATION SHALL BE OPEN TO ALL STATES.

第四條

ARTICLE 4

国際連合の加盟国は、この憲章の第十九章の規定及び自国の憲法上の手続に従つてこの憲章に署名し又は別にこれを受諾することによつて、この機関の加盟国となることができる。

MEMBERS OF THE UNITED NATIONS MAY BECOME MEMBERS OF THE ORGANIZATION BY SIGNING OR OTHERWISE ACCEPTING THIS CONSTITUTION IN ACCORDANCE WITH THE PROVISIONS OF CHAPTER XIX AND IN ACCORDANCE WITH THEIR CONSTITUTIONAL PROCESSES.

第五條

ARTICLE 5

政府が千九百四十六年にニュー・ヨークにおいて開催された国際保健会議にオブザーヴァーを派遣することを招請されは国は、この憲章の第十九章の規定及び自国の憲法上の手続に従つてこの憲章に署名し又は別にこれを受諾することによつて、この機関の加盟国となることができる。但し、この署名又は受諾は、保健総会の第一会期前に完了しなければならない。

THE STATES WHOSE GOVERNMENTS HAVE BEEN INVITED TO SEND OBSERVERS TO THE INTERNATIONAL HEALTH CONFERENCE HELD IN NEW YORK, 1946, MAY BECOME MEMBERS BY SIGNING OR OTHERWISE

ACCEPTING THIS CONSTITUTION IN ACCORDANCE WITH THE PROVISIONS OF CHAPTER XIX AND IN ACCORDANCE WITH THEIR CONSTITUTIONAL PROCESSES PROVIDED THAT SUCH SIGNATURE OR ACCEPTANCE SHALL BE COMPLETED BEFORE THE FIRST SESSION OF THE HEALTH ASSEMBLY.

第六條

ARTICLE 6

第十六章に従つて承認された国際連合とこの機関との間の協定の条件に従うことを条件として、第四條及び第五條によつて加盟国とならない国は、加盟国となることを申請することができ、この申請が保健総会の単純過半数の投票によつて承認されたときは、加盟国として認められる。

SUBJECT TO THE CONDITIONS OF ANY AGREEMENT BETWEEN THE UNITED NATIONS AND THE ORGANIZATION, APPROVED PURSUANT TO CHAPTER XVI, STATES WHICH DO NOT BECOME MEMBERS IN ACCORDANCE WITH ARTICLES 4 AND 5 MAY APPLY TO BECOME MEMBERS AND SHALL BE ADMITTED AS MEMBERS WHEN THEIR APPLICATION HAS BEEN APPROVED BY A SIMPLE MAJORITY VOTE OF THE HEALTH ASSEMBLY.

第七條

ARTICLE 7

加盟国がこの機関に対する財政的義務を履行しない場合又は他の例外的な場合には、保健総会は、その適当と認める条件で、加盟国のもつ投票権及び受けうる役務を停止することができる。保健総会は、この投票権又は役務を回復する権限を有する。

IF A MEMBER FAILS TO MEET ITS FINANCIAL OBLIGATIONS TO THE ORGANIZATION OR IN OTHER EXCEPTIONAL CIRCUMSTANCES THE HEALTH ASSEMBLY MAY, ON SUCH CONDITIONS AS IT THINKS PROPER, SUSPEND THE VOTING PRIVILEGES AND SERVICES TO WHICH A MEMBER IS ENTITLED. THE HEALTH ASSEMBLY SHALL HAVE THE AUTHORITY TO RESTORE SUCH VOTING PRIVILEGES AND SERVICES.

第八條

ARTICLE 8

国際関係の処理について責任を有しない領域又は領域の集合は、その国際関係について責任を有する加盟国又は他の権力者がこの領域又は領域の集合に代つてした申請に基づき、保健総会が準加盟国として認めることができる。保健総会への準加盟国の代表者は、保健の分野における技術的才能によつて資格を有し、且つ、土着の住民の中から選定しなければならない。準加盟国の権利義務の性質及び範囲は、保健総会が決定する。

TERRITORIES OR GROUPS OF TERRITORIES WHICH ARE NOT RESPONSIBLE FOR THE CONDUCT OF THEIR INTERNATIONAL RELATIONS MAY BE ADMITTED AS ASSOCIATE MEMBERS BY THE HEALTH ASSEMBLY UPON APPLICATION MADE ON BEHALF OF SUCH TERRITORY OR GROUP OF TERRITORIES BY THE MEMBER OR OTHER AUTHORITY HAVING RESPONSIBILITY FOR THEIR INTERNATIONAL RELATIONS. REPRESENTATIVES OF ASSOCIATE MEMBERS TO THE HEALTH ASSEMBLY SHOULD BE QUALIFIED BY THEIR TECHNICAL COMPETENCE IN THE FIELD OF HEALTH AND SHOULD BE CHOSEN FROM THE NATIVE POPULATION. THE NATURE AND EXTENT OF THE RIGHTS AND OBLIGATIONS OF ASSOCIATE MEMBERS SHALL BE DETERMINED BY THE HEALTH ASSEMBLY.

第四章 諸機関

CHAPTER IV ORGANS

第九條

ARTICLE 9

この機関の事業は、次の諸機関が遂行する。

THE WORK OF THE ORGANIZATION SHALL BE CARRIED OUT BY:

(a) 世界保健総会（以下「保健総会」という。）

(A) THE WORLD HEALTH ASSEMBLY (HEREINAFTER CALLED THE HEALTH ASSEMBLY);

(b) 執行理事会（以下「理事会」という。）

(B) THE EXECUTIVE BOARD (HEREINAFTER CALLED THE BOARD);

(c) 事務局

(C) THE SECRETARIAT.

第五章 世界保健総会

CHAPTER V THE WORLD HEALTH ASSEMBLY

第十條

ARTICLE 10

保健総会は、加盟国の代表で構成する。

THE HEALTH ASSEMBLY SHALL BE COMPOSED OF DELEGATES REPRESENTING MEMBERS.

第十一條

ARTICLE 11

各加盟国は、三名をこえない代表で代表され、そのうち一人は、その国が首席代表として任命する。これらの代表は、保健の分野における技術的才能によつて最も資格を有し、なるべく加盟国の保健行政官庁を代表する者の中から選定しなければならない。

EACH MEMBER SHALL BE REPRESENTED BY NOT MORE THAN THREE DELEGATES ONE OF WHOM SHALL BE DESIGNATED BY THE MEMBER AS CHIEF DELEGATE. THESE DELEGATES SHOULD BE CHOSEN FROM AMONG PERSONS MOST QUALIFIED BY THEIR TECHNICAL COMPETENCE IN THE FIELD OF HEALTH, PREFERABLY REPRESENTING THE NATIONAL HEALTH ADMINISTRATION OF THE MEMBER.

第十二條

ARTICLE 12

代表は、代理及び顧問を帯同することができる。

ALTERNATES AND ADVISERS MAY ACCOMPANY DELEGATES.

第十三條

ARTICLE 13

保健総会は、定期的年次会期及び必要に応じて特別会期として開かれる。特別会期は、理事会の要請又は加盟国の過半数の要請によつて招集する。

THE HEALTH ASSEMBLY SHALL MEET IN REGULAR ANNUAL SESSION AND IN SUCH SPECIAL SESSIONS AS MAY BE NECESSARY. SPECIAL SESSIONS SHALL BE CONVENED AT THE REQUEST OF THE BOARD OR OF A MAJORITY OF THE MEMBERS.

第十四條

ARTICLE 14

保健総会は、各年次会期において、次回年次会期が開催される国又は地域を選定し、次いで、理事会は、その場所を決定する。特別会期の開催地は、理事会が決定する。

THE HEALTH ASSEMBLY, AT EACH ANNUAL SESSION, SHALL SELECT THE COUNTRY OR REGION IN WHICH THE NEXT ANNUAL SESSION SHALL BE HELD, THE BOARD SUBSEQUENTLY FIXING THE PLACE. THE BOARD SHALL DETERMINE THE PLACE WHERE A SPECIAL SESSION SHALL BE HELD.

第十五條

ARTICLE 15

理事会は、国際連合事務総長と協議の上、各年次会期及び特別会期の期日を決定する。
THE BOARD, AFTER CONSULTATION WITH THE SECRETARY-GENERAL OF THE UNITED NATIONS, SHALL DETERMINE THE DATE OF EACH ANNUAL AND SPECIAL SESSION.

第十六條

ARTICLE 16

保健総会は、各年次会期の初めに、議長及び他の役員を選挙する。議長及び役員は、後任者が選挙されるまで在任する。

THE HEALTH ASSEMBLY SHALL ELECT ITS PRESIDENT AND OTHER OFFICERS AT THE BEGINNING OF EACH ANNUAL SESSION. THEY SHALL HOLD OFFICE UNTIL THEIR SUCCESSORS ARE ELECTED.

第十七條

ARTICLE 17

保健総会は、その手続規則を採択する。

THE HEALTH ASSEMBLY SHALL ADOPT ITS OWN RULES OF PROCEDURE.

第十八條

ARTICLE 18

保健総会の任務は、次のとおりとする。

THE FUNCTIONS OF THE HEALTH ASSEMBLY SHALL BE:

(a) この機関の政策を決定すること。

(A) TO DETERMINE THE POLICIES OF THE ORGANIZATION;

(b) 理事会の理事を任命する権利を有する加盟国を指名すること。

(B) TO NAME THE MEMBERS ENTITLED TO DESIGNATE A PERSON TO SERVE ON THE BOARD;

(c) 事務局長を任命すること。

(C) TO APPOINT THE DIRECTOR-GENERAL;

(d) 理事会及び事務局長の報告及び活動を検討し、及び承認すること並びに行動、研究、調査又は報告が望ましいと認める事項に関して理事会に訓令すること。

(D) TO REVIEW AND APPROVE REPORTS AND ACTIVITIES OF THE BOARD AND OF THE DIRECTOR-GENERAL AND TO INSTRUCT THE BOARD IN REGARD TO MATTERS UPON WHICH ACTION, STUDY, INVESTIGATION OR REPORT MAY BE CONSIDERED DESIRABLE;

(e) この機関の事業に必要と認める委員会を設置すること。

(E) TO ESTABLISH SUCH COMMITTEES AS MAY BE CONSIDERED NECESSARY FOR THE WORK OF THE ORGANIZATION;

(f) この機関の財政政策を監督すること並びに予算を検討し、及び承認すること。

(F) TO SUPERVISE THE FINANCIAL POLICIES OF THE ORGANIZATION AND TO REVIEW AND APPROVE THE BUDGET;

(g) 保健総会が適当と認める保健に関する事項について、加盟国の注意及び政府の又は民間の国際団体の注意を喚起するように理事会及び事務局長に訓令すること。

(G) TO INSTRUCT THE BOARD AND THE DIRECTOR-GENERAL TO BRING TO THE ATTENTION OF MEMBERS AND OF INTERNATIONAL ORGANIZATIONS, GOVERNMENTAL OR NON-GOVERNMENTAL, ANY MATTER WITH REGARD TO HEALTH WHICH THE HEALTH ASSEMBLY MAY CONSIDER APPROPRIATE;

(h) 国際の団体でも国内の団体でも、また、政府の団体でも民間の団体でも、この機関の責任に関係のある責任を有する団体に対して、保健総会の定める条件に従つて、保健総会又はその権威の下に招集される委員会及び会議の会合に投票権なしで参加する代表者を任命するように勧誘すること。但し、国内の団体の場合には、勧誘は、関係政府の同意があつたときに限り行う。

(H) TO INVITE ANY ORGANIZATION, INTERNATIONAL OR NATIONAL, GOVERNMENTAL OR NON-GOVERNMENTAL, WHICH HAS RESPONSIBILITIES RELATED TO THOSE OF THE ORGANIZATION, TO APPOINT REPRESENTATIVES TO PARTICIPATE, WITHOUT RIGHT OF VOTE, IN ITS MEETINGS OR IN THOSE OF THE COMMITTEES AND CONFERENCES CONVENED UNDER ITS AUTHORITY, ON CONDITIONS PRESCRIBED BY THE HEALTH ASSEMBLY; BUT IN THE CASE OF NATIONAL ORGANIZATIONS, INVITATIONS SHALL BE ISSUED ONLY WITH THE CONSENT OF THE GOVERNMENT CONCERNED;

(i) 国際連合の総会、経済社会理事会、安全保障理事会又は信託統治理事会が行つた保健に関する勧告を審議すること及びその勧告を実施するためにこの機関が執つた措置をこれらに報告すること。

(I) TO CONSIDER RECOMMENDATIONS BEARING ON HEALTH MADE BY THE GENERAL ASSEMBLY, THE ECONOMIC AND SOCIAL COUNCIL, THE SECURITY COUNCIL OR TRUSTEESHIP COUNCIL OF THE UNITED NATIONS, AND TO REPORT TO THEM ON THE STEPS TAKEN BY THE ORGANIZATION TO GIVE EFFECT TO SUCH RECOMMENDATIONS;

(j) この機関と国際連合との間の協定に従つて、経済社会理事会に報告すること。
(J) TO REPORT TO THE ECONOMIC AND SOCIAL COUNCIL IN ACCORDANCE WITH ANY AGREEMENT BETWEEN THE ORGANIZATION AND THE UNITED NATIONS;

(k) この機関の職員により、この機関自身の施設の設置により、又は加盟国政府の同意を得てその国の公的若しくは私的の施設との協力により、保健の分野における研究を促進し、及び指導すること。

(K) TO PROMOTE AND CONDUCT RESEARCH IN THE FIELD OF HEALTH BY THE PERSONNEL OF THE ORGANIZATION, BY THE ESTABLISHMENT OF ITS OWN INSTITUTIONS OR BY CO-OPERATION WITH OFFICIAL OR NON-OFFICIAL INSTITUTIONS OF ANY MEMBER WITH THE CONSENT OF ITS GOVERNMENT;

(l) 望ましいと認める他の施設を設置すること。

(L) TO ESTABLISH SUCH OTHER INSTITUTIONS AS IT MAY CONSIDER DESIRABLE;

(m) この機関の目的を促進する他の適当な行動を執ること。

(M) TO TAKE ANY OTHER APPROPRIATE ACTION TO FURTHER THE OBJECTIVE OF THE ORGANIZATION.

第十九條

ARTICLE 19

保健総会は、この機関の権限内の事項に関して條約又は協定を採択する権限を有する。この條約又は協定は、その採択には保健総会の三分の二の投票を必要とし、各加盟国がその憲法上の手続に従つて受諾した時に、その加盟国に対して効力を生ずる。

THE HEALTH ASSEMBLY SHALL HAVE AUTHORITY TO ADOPT CONVENTIONS OR AGREEMENTS WITH RESPECT TO ANY MATTER WITHIN THE COMPETENCE OF THE ORGANIZATION A TWO-THIRDS VOTE OF THE HEALTH ASSEMBLY SHALL BE REQUIRED FOR THE ADOPTION OF SUCH CONVENTIONS OR AGREEMENTS WHICH SHALL COME INTO FORCE FOR EACH MEMBER WHEN ACCEPTED BY IT IN ACCORDANCE WITH ITS CONSTITUTIONAL PROCESSES.

第二十條

ARTICLE 20

各加盟国は、保健総会が條約又は協定を採択した日から十八箇月以内に、條約又は協

定の受諾に関する手続を執ることを約束する。各加盟国は、その執つた手続を事務局長に通告し、この期限内に條約又は協定を受諾しないときは、受諾しない理由を述べた文書を提出する。受諾の場合には、各加盟国は、第十四章に従つて事務局長に年次報告をすることに同意する。

EACH MEMBER UNDERTAKES THAT IT WILL, WITHIN EIGHTEEN MONTHS AFTER THE ADOPTION BY THE HEALTH ASSEMBLY OF A CONVENTION OR AGREEMENT, TAKE ACTION RELATIVE TO THE ACCEPTANCE OF SUCH CONVENTION OR AGREEMENT. EACH MEMBER SHALL NOTIFY THE DIRECTOR-GENERAL OF THE ACTION TAKEN AND IF IT DOES NOT ACCEPT SUCH CONVENTION OR AGREEMENT WITHIN THE TIME LIMIT, IT WILL FURNISH A STATEMENT OF THE REASONS FOR NON-ACCEPTANCE. IN CASE OF ACCEPTANCE, EACH MEMBER AGREES TO MAKE AN ANNUAL REPORT TO THE DIRECTOR-GENERAL IN ACCORDANCE WITH CHAPTER XIV.

第二十一條

ARTICLE 21

保健総会は、次の事項に関する規則を採択する権限を有する。

THE HEALTH ASSEMBLY SHALL HAVE AUTHORITY TO ADOPT REGULATIONS CONCERNING:

(a) 疾病の国際的まん延を防止することを目的とする衛生上及び検疫上の要件及び他の手続

(A) SANITARY AND QUARANTINE REQUIREMENTS AND OTHER PROCEDURES DESIGNED TO PREVENT THE INTERNATIONAL SPREAD OF DISEASE;

(b) 疾病、死因及び公衆衛生業務に関する用語表

(B) NOMENCLATURES WITH RESPECT TO DISEASES, CAUSES OF DEATH AND PUBLIC HEALTH PRACTICES;

(c) 国際的に使用される診断方法に関する基準

(C) STANDARDS WITH RESPECT TO DIAGNOSTIC PROCEDURES FOR INTERNATIONAL USE;

(d) 国際貿易において取り扱われる生物学的製剤、薬学的製剤及び類似の製品の安全、純度及び効力に関する基準

(D) STANDARDS WITH RESPECT TO THE SAFETY, PURITY AND POTENCY OF BIOLOGICAL PHARMACEUTICAL AND SIMILAR PRODUCTS MOVING IN INTERNATIONAL COMMERCE;

(e) 国際貿易において取り扱われる生物学的製剤、薬学的製剤及び類似の製品の広告及び表示

(E) ADVERTISING AND LABELLING OF BIOLOGICAL, PHARMACEUTICAL AND SIMILAR PRODUCTS MOVING IN INTERNATIONAL COMMERCE.

第二十二條

ARTICLE 22

第二十一條に従つて採択された規則は、保健総会による採択についての妥当な通告がなされた後に、全加盟国に対して効力を生ずる。但し、通告中に述べた期間内に事務局長に拒絶又は留保を通告した加盟国に対しては、この限りでない。

REGULATIONS ADOPTED PURSUANT TO ARTICLE 21 SHALL COME INTO FORCE FOR ALL MEMBERS AFTER DUE NOTICE HAS BEEN GIVEN OF THEIR ADOPTION BY THE HEALTH ASSEMBLY EXCEPT FOR SUCH MEMBERS AS MAY NOTIFY THE DIRECTOR-GENERAL OF REJECTION OR RESERVATIONS WITHIN THE PERIOD STATED IN THE NOTICE.

第二十三條

ARTICLE 23

保健総会は、この機関の権限内の事項に関して加盟国に勧告を行う権限を有する。

THE HEALTH ASSEMBLY SHALL HAVE AUTHORITY TO MAKE RECOMMENDATIONS TO MEMBERS WITH RESPECT TO ANY MATTER WITHIN THE COMPETENCE OF THE ORGANIZATION.

第六章 執行理事会

CHAPTER VI THE EXECUTIVE BOARD

第二十四條

ARTICLE 24

理事会は、十八の加盟国が任命した十八人で構成する。保健総会は、理事会の理事を任命する権利を有する加盟国を、衡平な地理的分布を考慮して選挙する。これらの加盟国の各は、理事会に対して保健の分野において技術的資格を有する者を派遣しなければならない。この者は、代理及び顧問を帯同することができる。

THE BOARD SHALL CONSIST OF EIGHTEEN PERSONS DESIGNATED BY AS MANY MEMBERS. THE HEALTH ASSEMBLY, TAKING INTO ACCOUNT AN EQUITABLE GEOGRAPHICAL DISTRIBUTION, SHALL ELECT THE MEMBERS ENTITLED TO DESIGNATE A PERSON TO SERVE ON THE BOARD. EACH OF THESE MEMBERS SHOULD APPOINT TO THE BOARD A PERSON TECHNICALLY QUALIFIED IN THE FIELD OF HEALTH, WHO MAY BE ACCOMPANIED BY ALTERNATES AND ADVISORS.

第二十五條

ARTICLE 25

前記の加盟国は、三年の任期で選挙され、再選されることができる。但し、保健総会の第一会期において選挙された加盟国中、抽せんによつて、六国の任期は一年、六国の任期は二年とする。

THE MEMBERS SHALL BE ELECTED FOR THREE YEARS AND MAY BE REELECTED; PROVIDED THAT OF THE MEMBERS ELECTED AT THE FIRST SESSION OF THE HEALTH ASSEMBLY, THE TERMS OF SIX MEMBERS SHALL BE FOR ONE YEAR AND THE TERMS OF SIX MEMBERS SHALL BE FOR TWO YEARS, AS DETERMINED BY LOT.

第二十六條

ARTICLE 26

理事会は、少くとも毎年二回会合し、且つ、各会合の場所を決定する。

THE BOARD SHALL MEET AT LEAST TWICE A YEAR AND SHALL DETERMINE THE PLACE OF EACH MEETING.

第二十七條

ARTICLE 27

理事会は、理事の中から議長を選挙し、且つ、その手続規則を採択する。
THE BOARD SHALL ELECT ITS CHAIRMAN FROM AMONG ITS MEMBERS
AND SHALL ADOPT ITS RULES OF PROCEDURE.

第二十八條
ARTICLE 28

理事会の任務は、次のとおりとする。
THE FUNCTIONS OF THE BOARD SHALL BE:

- (a) 保健総会の決定及び政策を実施すること。
(A) TO GIVE EFFECT TO THE DECISIONS AND POLICIES OF THE HEALTH ASSEMBLY;
- (b) 保健総会の執行機関として行動すること。
(B) TO ACT AS THE EXECUTIVE ORGAN OF THE HEALTH ASSEMBLY;
- (c) 保健総会が委託したその他の任務を遂行すること。
(C) TO PERFORM ANY OTHER FUNCTIONS ENTRUSTED TO IT BY THE HEALTH ASSEMBLY;
- (d) 保健総会が理事会に付託した問題並びに條約、協定及び規則によつてこの機関が担当する事項について、保健総会に助言すること。
(D) TO ADVISE THE HEALTH ASSEMBLY ON QUESTIONS REFERRED TO IT BY THAT BODY AND ON MATTERS ASSIGNED TO THE ORGANIZATION BY CONVENTIONS, AGREEMENTS AND REGULATIONS;
- (e) 保健総会に対して自発的に助言又は提案をすること。
(E) TO SUBMIT ADVICE OR PROPOSALS TO THE HEALTH ASSEMBLY ON ITS OWN INITIATIVE;
- (f) 保健総会の会合の議事日程を準備すること。
(F) TO PREPARE THE AGENDA OF MEETINGS OF THE HEALTH ASSEMBLY;
- (g) 特定期間中の一般的事業計画を審議及び承認のために保健総会に提出すること。
(G) TO SUBMIT TO THE HEALTH ASSEMBLY FOR CONSIDERATION AND

APPROVAL A GENERAL PROGRAMME OF WORK COVERING A SPECIFIC PERIOD;

(h) その権限内のすべての問題を研究すること。

(H) TO STUDY ALL QUESTIONS WITHIN ITS COMPETENCE;

(i) 即時の行動を必要とする事件を処理するために、この機関の任務及び資力の範囲内で緊急措置を執ること。特に、理事会は、事務局長に、伝染病とたたかうために必要な措置を執り、天災の犠牲者のための保健上の救済を組織することに参加し、並びに加盟国又は事務局長がその緊急性について理事会の注意を喚起した研究及び調査をする権限を與えることができる。

(I) TO TAKE EMERGENCY MEASURES WITHIN THE FUNCTIONS AND FINANCIAL RESOURCES OF THE ORGANIZATION TO DEAL WITH EVENTS REQUIRING IMMEDIATE ACTION. IN PARTICULAR IT MAY AUTHORIZE THE DIRECTOR-GENERAL TO TAKE THE NECESSARY STEPS TO COMBAT EPIDEMICS, TO PARTICIPATE IN THE ORGANIZATION OF HEALTH RELIEF TO VICTIMS OF A CALAMITY AND TO UNDERTAKE STUDIES AND RESEARCH THE URGENCY OF WHICH HAS BEEN DRAWN TO THE ATTENTION OF THE BOARD BY ANY MEMBER OR BY THE DIRECTOR-GENERAL.

第二十九條

ARTICLE 29

理事会は、保健総会が委任した権限を、保健総会全体に代つて行使する。

THE BOARD SHALL EXERCISE ON BEHALF OF THE WHOLE HEALTH ASSEMBLY THE POWERS DELEGATED TO IT BY THAT BODY.

第七章 事務局

CHAPTER VII THE SECRETARIAT

第三十條

ARTICLE 30

事務局は、事務局長及びこの機関が必要とする技術的及び事務的職員で構成する。

THE SECRETARIAT SHALL COMPRISE THE DIRECTOR-GENERAL AND SUCH TECHNICAL AND ADMINISTRATIVE STAFF AS THE ORGANIZATION MAY REQUIRE.

第三十一條

ARTICLE 31

事務局長は、理事会がした指名に基き、保健総会が決定する条件に従つて、保健総会が任命する。事務局長は、理事会の権限の下に置かれ、この機関の首席の技術的及び事務的役員とする。

THE DIRECTOR-GENERAL SHALL BE APPOINTED BY THE HEALTH ASSEMBLY ON THE NOMINATION OF THE BOARD ON SUCH TERMS AS THE HEALTH ASSEMBLY MAY DETERMINE. THE DIRECTOR-GENERAL, SUBJECT TO THE AUTHORITY OF THE BOARD, SHALL BE THE CHIEF TECHNICAL AND ADMINISTRATIVE OFFICER OF THE ORGANIZATION.

第三十二條

ARTICLE 32

事務局長は、職権上、保健総会、理事会、この機関のすべての委員会及び小委員会並びにこの機関の招集する会議の書記長となる。事務局長は、これらの任務を委任することができる。

THE DIRECTOR-GENERAL SHALL BE EX-OFFICIO SECRETARY OF THE HEALTH ASSEMBLY, OF THE BOARD, OF ALL COMMISSIONS AND COMMITTEES OF THE ORGANIZATION AND OF CONFERENCES CONVENED BY IT. HE MAY DELEGATE THESE FUNCTIONS.

第三十三條

ARTICLE 33

事務局長又はその代表は、その義務を履行する目的で、加盟国の諸官庁、特に保健行政官庁と及び政府の又は民間の国内保健団体と直接関係をもつことを許される手続を加盟国との協定によつて定めることができる。事務局長は、また、この機関の権限内にある活動を行う国際の団体と直接関係を結ぶことができる。事務局長は、地域事務局に、それぞれの地区に関するすべての問題について常時情報を提供する。

THE DIRECTOR-GENERAL OR HIS REPRESENTATIVE MAY ESTABLISH A

PROCEDURE BY AGREEMENT WITH MEMBERS, PERMITTING HIM, FOR THE PURPOSE OF DISCHARGING HIS DUTIES, TO HAVE DIRECT ACCESS TO THEIR VARIOUS DEPARTMENTS, ESPECIALLY TO THEIR HEALTH ADMINISTRATIONS AND TO NATIONAL HEALTH ORGANIZATIONS, GOVERNMENTAL OR NON-GOVERNMENTAL. HE MAY ALSO ESTABLISH DIRECT RELATIONS WITH INTERNATIONAL ORGANIZATIONS WHOSE ACTIVITIES COME WITHIN THE COMPETENCE OF THE ORGANIZATION. HE SHALL KEEP REGIONAL OFFICES INFORMED ON ALL MATTERS INVOLVING THEIR RESPECTIVE AREAS.

第三十四條

ARTICLE 34

事務局長は、毎年この機関の財政報告及び予算案を作成して理事会に提出する。
THE DIRECTOR-GENERAL SHALL PREPARE AND SUBMIT ANNUALLY TO THE BOARD THE FINANCIAL STATEMENTS AND BUDGET ESTIMATES OF THE ORGANIZATION.

第三十五條

ARTICLE 35

事務局長は、保健総会の定める職員規則に従つて事務局の職員を任命する。職員の雇用に当つて最も考慮すべきことは、事務局の能率、誠実及び国際的の性質を最高水準に維持することを確保することである。職員をできる限り広い地理的範囲から採用することの重要性にも、十分な考慮を払わなければならない。

THE DIRECTOR-GENERAL SHALL APPOINT THE STAFF OF THE SECRETARIAT IN ACCORDANCE WITH STAFF REGULATIONS ESTABLISHED BY THE HEALTH ASSEMBLY. THE PARAMOUNT CONSIDERATION IN THE EMPLOYMENT OF THE STAFF SHALL BE TO ASSURE THAT THE EFFICIENCY, INTEGRITY AND INTERNATIONALLY REPRESENTATIVE CHARACTER OF THE SECRETARIAT SHALL BE MAINTAINED AT THE HIGHEST LEVEL. DUE REGARD SHALL BE PAID ALSO TO THE IMPORTANCE OF RECRUITING THE STAFF ON AS WIDE A GEOGRAPHICAL BASIS AS POSSIBLE.

第三十六條

ARTICLE 36

この機関の職員の勤務条件は、できる限り他の国際連合機関の勤務条件と一致しなければならない。

THE CONDITIONS OF SERVICE OF THE STAFF OF THE ORGANIZATION SHALL CONFORM AS FAR AS POSSIBLE WITH THOSE OF OTHER UNITED NATIONS ORGANIZATIONS.

第三十七條

ARTICLE 37

事務局長及び職員は、その任務の遂行に当つて、いかなる政府からも又はこの機関外のいかなる権力者からも訓令を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、その国際的役員としての地位を損ずる虞のあるいかなる行動をも慎まなければならない。他方、この機関の各加盟国は、事務局長及び職員のもつぱら国際的な性質を尊重すること並びにこれらを左右しようとしなことを約束する。

IN THE PERFORMANCE OF THEIR DUTIES THE DIRECTOR-GENERAL AND THE STAFF SHALL NOT SEEK OR RECEIVE INSTRUCTIONS FROM ANY GOVERNMENT OR FROM ANY AUTHORITY EXTERNAL TO THE ORGANIZATION. THEY SHALL REFRAIN FROM ANY ACTION WHICH MIGHT REFLECT ON THEIR POSITION AS INTERNATIONAL OFFICERS. EACH MEMBER OF THE ORGANIZATION ON ITS PART UNDERTAKES TO RESPECT THE EXCLUSIVELY INTERNATIONAL CHARACTER OF THE DIRECTOR-GENERAL AND THE STAFF AND NOT TO SEEK TO INFLUENCE THEM.

第八章 委員会

CHAPTER VIII COMMITTEES

第三十八條

ARTICLE 38

理事会は、保健総会が指示する委員会を設置する。また、自発的に又は事務局長の提案に基いて、この機関の権限内にある目的の達成上望ましいと認める他の委員会を設置することができる。

THE BOARD SHALL ESTABLISH SUCH COMMITTEES AS THE HEALTH ASSEMBLY MAY DIRECT AND, ON ITS OWN INITIATIVE OR ON THE PROPOSAL OF THE DIRECTOR-GENERAL, MAY ESTABLISH ANY OTHER COMMITTEES CONSIDERED DESIRABLE TO SERVE ANY PURPOSE WITHIN THE COMPETENCE OF THE ORGANIZATION.

第三十九條

ARTICLE 39

理事会は、隨時且ついかなる場合にも毎年、各委員会を継続する必要性を検討する。
THE BOARD, FROM TIME TO TIME AND IN ANY EVENT ANNUALLY, SHALL REVIEW THE NECESSITY FOR CONTINUING EACH COMMITTEE.

第四十條

ARTICLE 40

理事会は、他の諸機関との合同委員会又は混合委員会の創設又はこの機関のこれらの委員会への参加について及び他の諸機関が設置した委員会においてこの機関が代表されることについて規定することができる。

THE BOARD MAY PROVIDE FOR THE CREATION OF OR THE PARTICIPATION BY THE ORGANIZATION IN JOINT OR MIXED COMMITTEES WITH OTHER ORGANIZATIONS AND FOR THE REPRESENTATION OF THE ORGANIZATION IN COMMITTEES ESTABLISHED BY SUCH OTHER ORGANIZATIONS.

第九章 會議

CHAPTER IX CONFERENCES

第四十一條

ARTICLE 41

保健総会又は理事会は、この機関の権限内にある事項を審議するために、地方的、一般的、技術的又は他の特別會議を招集することができる。また、これらの會議に、国際の団体及び関係政府の同意を得て国内の団体が、両者共に政府の団体であると民間の団体であるとを問わず、代表されることについて規定することができる。この代表の態様

は、保健総会又は理事会が決定する。

THE HEALTH ASSEMBLY OR THE BOARD MAY CONVENE LOCAL, GENERAL, TECHNICAL OR OTHER SPECIAL CONFERENCES TO CONSIDER ANY MATTER WITHIN THE COMPETENCE OF THE ORGANIZATION AND MAY PROVIDE FOR THE REPRESENTATION AT SUCH CONFERENCES OF INTERNATIONAL ORGANIZATIONS AND, WITH THE CONSENT OF THE GOVERNMENT CONCERNED, OF NATIONAL ORGANIZATIONS, GOVERNMENTAL OR NON-GOVERNMENTAL. THE MANNER OF SUCH REPRESENTATION SHALL BE DETERMINED BY THE HEALTH ASSEMBLY OR THE BOARD.

第四十二條

ARTICLE 42

理事会は、この機関に利害関係があると認める会議においてこの機関が代表されることについて規定することができる。

THE BOARD MAY PROVIDE FOR REPRESENTATION OF THE ORGANIZATION AT CONFERENCES IN WHICH THE BOARD CONSIDERS THAT THE ORGANIZATION HAS AN INTEREST.

第十章 本部

CHAPTER X HEADQUARTERS

第四十三條

ARTICLE 43

この機関の本部の所在地は、保健総会が国際連合と協議の上で決定する。

THE LOCATION OF THE HEADQUARTERS OF THE ORGANIZATION SHALL BE DETERMINED BY THE HEALTH ASSEMBLY AFTER CONSULTATION WITH THE UNITED NATIONS.

第十一章 地域的取極

CHAPTER XI REGIONAL ARRANGEMENTS

第四十四條

ARTICLE 44

(a) 保健総会は、地域的機関の設置が望ましい地区を随時定める。

(A) THE HEALTH ASSEMBLY SHALL FROM TIME TO TIME DEFINE THE GEOGRAPHICAL AREAS IN WHICH IT IS DESIRABLE TO ESTABLISH A REGIONAL ORGANIZATION.

(b) 保健総会は、このようにして定めた各地区内の加盟国の過半数の同意を得て、当該地区の特別の必要に応ずる地域的機関を設置することができる。各地区には二以上の地域的機関を置かない。

(B) THE HEALTH ASSEMBLY MAY, WITH THE CONSENT OF A MAJORITY OF THE MEMBERS SITUATED WITHIN EACH AREA SO DEFINED, ESTABLISH A REGIONAL ORGANIZATION TO MEET THE SPECIAL NEEDS OF SUCH AREA. THERE SHALL NOT BE MORE THAN ONE REGIONAL ORGANIZATION IN EACH AREA.

第四十五條

ARTICLE 45

各地域的機関は、この憲章に従つてこの機関の不可分の一部とする。

EACH REGIONAL ORGANIZATION SHALL BE AN INTEGRAL PART OF THE ORGANIZATION IN ACCORDANCE WITH THIS CONSTITUTION.

第四十六條

ARTICLE 46

各地域的機関は、地域委員会及び地域事務局からなる。

EACH REGIONAL ORGANIZATION SHALL CONSIST OF A REGIONAL COMMITTEE AND A REGIONAL OFFICE.

第四十七條

ARTICLE 47

地域委員会は、当該地域内の加盟国及び準加盟国の代表者で構成する。国際関係の処理について責任を有せず且つ準加盟国でない当該地域内の領域又は領域の集合は、地域委員会に代表され且つ参加する権利を有する。地域委員会におけるこれらの領域又は領

域の集合の有する権利義務の性質及び範囲は、これらの領域の国際関係について責任を有する加盟国又は他の権力者及びその地域内の加盟国と協議の上、保健総会が決定する。

REGIONAL COMMITTEES SHALL BE COMPOSED OF REPRESENTATIVES OF THE MEMBER STATES AND ASSOCIATE MEMBERS IN THE REGION CONCERNED. TERRITORIES OR GROUPS OF TERRITORIES WITHIN THE REGION, WHICH ARE NOT RESPONSIBLE FOR THE CONDUCT OF THEIR INTERNATIONAL RELATIONS AND WHICH ARE NOT ASSOCIATE MEMBERS, SHALL HAVE THE RIGHT TO BE REPRESENTED AND TO PARTICIPATE IN REGIONAL COMMITTEES. THE NATURE AND EXTENT OF THE RIGHTS AND OBLIGATIONS OF THESE TERRITORIES OR GROUPS OF TERRITORIES IN REGIONAL COMMITTEES SHALL BE DETERMINED BY THE HEALTH ASSEMBLY IN CONSULTATION WITH THE MEMBER OR OTHER AUTHORITY HAVING RESPONSIBILITY FOR THE INTERNATIONAL RELATIONS OF THESE TERRITORIES AND WITH THE MEMBER STATES IN THE REGION.

第四十八條

ARTICLE 48

地域委員会は、必要があるたびごとに会合し、且つ、各会合の場所を決定する。

REGIONAL COMMITTEES SHALL MEET AS OFTEN AS NECESSARY AND SHALL DETERMINE THE PLACE OF EACH MEETING.

第四十九條

ARTICLE 49

地域委員会は、その手続規則を採択する。

REGIONAL COMMITTEES SHALL ADOPT THEIR OWN RULES OF PROCEDURE.

第五十條

ARTICLE 50

地域委員会の任務は、次のとおりとする。

THE FUNCTIONS OF THE REGIONAL COMMITTEE SHALL BE:

(a) もつぱら地域的な性質の事項に関する政策をたてること。

(A) TO FORMULATE POLICIES GOVERNING MATTERS OF AN EXCLUSIVELY REGIONAL CHARACTER;

(b) 地域事務局の活動を監督すること。

(B) TO SUPERVISE THE ACTIVITIES OF THE REGIONAL OFFICE;

(c) 地域事務局に対して、技術会議の招集及び当該地域内でこの機関の目的を促進すると地域委員会が考える保健事項に関する追加的な事業又は調査を示唆すること。

(C) TO SUGGEST TO THE REGIONAL OFFICE THE CALLING OF TECHNICAL CONFERENCES AND SUCH ADDITIONAL WORK OR INVESTIGATION IN HEALTH MATTERS AS IN THE OPINION OF THE REGIONAL COMMITTEE WOULD PROMOTE THE OBJECTIVE OF THE ORGANIZATION WITHIN THE REGION;

(d) 国際連合のそれぞれの地域的委員会、他の専門機関のそれぞれの地域的委員会及びこの機関と共通の利害関係を有する他の地域的国際機関と協力すること。

(D) TO CO-OPERATE WITH THE RESPECTIVE REGIONAL COMMITTEES OF THE UNITED NATIONS AND WITH THOSE OF OTHER SPECIALIZED AGENCIES AND WITH OTHER REGIONAL INTERNATIONAL ORGANIZATIONS HAVING INTERESTS IN COMMON WITH THE ORGANIZATION;

(e) 地域的意義よりも一層広い意義を有する国際的な保健事項について事務局長を通じてこの機関に助言すること。

(E) TO TENDER ADVICE, THROUGH THE DIRECTOR-GENERAL, TO THE ORGANIZATION ON INTERNATIONAL HEALTH MATTERS WHICH HAVE WIDER THAN REGIONAL SIGNIFICANCE;

(f) それぞれの地域に割り当てられたこの機関の中央予算の割合が地域的任務の遂行に不十分であるときは、当該地域の政府の地域的追加支出を勧告すること。

(F) TO RECOMMEND ADDITIONAL REGIONAL APPROPRIATIONS BY THE GOVERNMENTS OF THE RESPECTIVE REGIONS IF THE PROPORTION OF THE CENTRAL BUDGET OF THE ORGANIZATION ALLOTTED TO THAT REGION IS INSUFFICIENT FOR THE CARRYING OUT OF THE REGIONAL FUNCTIONS;

(g) 保健総会、理事会又は事務局長が地域委員会に委任する他の任務

(G) SUCH OTHER FUNCTIONS AS MAY BE DELEGATED TO THE REGIONAL COMMITTEE BY THE HEALTH ASSEMBLY, THE BOARD OR THE DIRECTOR-GENERAL.

第五十一條

ARTICLE 51

地域事務局は、この機関の事務局長の一般的権限の下に、地域委員会の行政機関となる。地域事務局は、更に、保健総会及び理事会の決定をその地域内で遂行する。

SUBJECT TO THE GENERAL AUTHORITY OF THE DIRECTOR-GENERAL OF THE ORGANIZATION, THE REGIONAL OFFICE SHALL BE THE ADMINISTRATIVE ORGAN OF THE REGIONAL COMMITTEE. IT SHALL, IN ADDITION, CARRY OUT WITHIN THE REGION THE DECISIONS OF THE HEALTH ASSEMBLY AND OF THE BOARD.

第五十二條

ARTICLE 52

地域事務局の長は、地域委員会との合意で理事会が任命する地域局長とする。

THE HEAD OF THE REGIONAL OFFICE SHALL BE THE REGIONAL DIRECTOR APPOINTED BY THE BOARD IN AGREEMENT WITH THE REGIONAL COMMITTEE.

第五十三條

ARTICLE 53

地域事務局の職員は、事務局長と地域局長との合意によつて決定した方法により任命する。

THE STAFF OF THE REGIONAL OFFICE SHALL BE APPOINTED IN A MANNER TO BE DETERMINED BY AGREEMENT BETWEEN THE DIRECTOR-GENERAL AND THE REGIONAL DIRECTOR.

第五十四條

ARTICLE 54

パン・アメリカン衛生事務局とパン・アメリカン衛生会議とが代表するパン・アメリカン衛生機関及びこの憲章の署名の日の前に存在したすべての他の政府間の地域的保健機関は、漸次この機関に統合する。この統合は、当該機関により表明された権限のある当局の相互の同意に基く共通の行動によつて、できる限りすみやかに実施しなければならない。

THE PAN AMERICAN SANITARY ORGANIZATION REPRESENTED BY THE PAN AMERICAN SANITARY BUREAU AND THE PAN AMERICAN SANITARY CONFERENCES, AND ALL OTHER INTERGOVERNMENTAL REGIONAL HEALTH ORGANIZATIONS IN EXISTENCE PRIOR TO THE DATE OF SIGNATURE OF THIS CONSTITUTION, SHALL IN DUE COURSE BE INTEGRATED WITH THE ORGANIZATION. THIS INTEGRATION SHALL BE EFFECTED AS SOON AS PRACTICABLE THROUGH COMMON ACTION BASED ON MUTUAL CONSENT OF THE COMPETENT AUTHORITIES EXPRESSED THROUGH THE ORGANIZATIONS CONCERNED.

第十二章 予算及び経費

CHAPTER XII BUDGET AND EXPENSES

第五十五條

ARTICLE 55

事務局長は、この機関の年次予算案を作成して理事会に提出する。理事会は、この予算案を審議して必要と認める勧告とともに保健総会に提出する。

THE DIRECTOR-GENERAL SHALL PREPARE AND SUBMIT TO THE BOARD THE ANNUAL BUDGET ESTIMATES OF THE ORGANIZATION. THE BOARD SHALL CONSIDER AND SUBMIT TO THE HEALTH ASSEMBLY SUCH BUDGET ESTIMATES, TOGETHER WITH ANY RECOMMENDATIONS THE BOARD MAY DEEM ADVISABLE.

第五十六條

ARTICLE 56

この機関と国際連合との間の協定に従うことを条件として、保健総会は、予算案を検討して承認し、且つ、その決定する割合によつて加盟国間に経費を割り当てる。

SUBJECT TO ANY AGREEMENT BETWEEN THE ORGANIZATION AND THE UNITED NATIONS, THE HEALTH ASSEMBLY SHALL REVIEW AND APPROVE THE BUDGET ESTIMATES AND SHALL APPORTION THE EXPENSES AMONG THE MEMBERS IN ACCORDANCE WITH A SCALE TO BE FIXED BY THE HEALTH ASSEMBLY.

第五十七條

ARTICLE 57

保健総会又はこれを代理する理事会は、この機関に対して行われる寄附及び遺贈を受諾し、及び管理することができる。但し、この寄附又は遺贈に附された条件が、保健総会又は理事会の受諾しうるものであり、且つ、この機関の目的及び政策に合致するものでなければならない。

THE HEALTH ASSEMBLY OR THE BOARD ACTING ON BEHALF OF THE HEALTH ASSEMBLY MAY ACCEPT AND ADMINISTER GIFTS AND BEQUESTS MADE TO THE ORGANIZATION PROVIDED THAT THE CONDITIONS ATTACHED TO SUCH GIFTS OR BEQUESTS ARE ACCEPTABLE TO THE HEALTH ASSEMBLY OR THE BOARD AND ARE CONSISTENT WITH THE OBJECTIVE AND POLICIES OF THE ORGANIZATION.

第五十八條

ARTICLE 58

理事会の裁量によつて使用される特別資金は、緊急事態及び不測の事件に應ずるために設けなければならない。

A SPECIAL FUND TO BE USED AT THE DISCRETION OF THE BOARD SHALL BE ESTABLISHED TO MEET EMERGENCIES AND UNFORESEEN CONTINGENCIES.

第十三章 表決

CHAPTER XIII VOTING

第五十九條

ARTICLE 59

各加盟国は、保健総会において一個の投票権を有する。

EACH MEMBER SHALL HAVE ONE VOTE IN THE HEALTH ASSEMBLY.

第六十條

ARTICLE 60

(a) 重要問題に関する保健総会の決定は、出席し且つ投票する加盟国の三分の二の多数によつて行ふ。これらの問題は、條約又は協定の採択、第六十九條、第七十條及び第七十二條に従つてこの機関に国際連合及び政府間機関との関係をもたせる協定の承認並びにこの憲章の改正を含む。

(A) DECISIONS OF THE HEALTH ASSEMBLY ON IMPORTANT QUESTIONS SHALL BE MADE BY A TWO-THIRDS MAJORITY OF THE MEMBERS PRESENT AND VOTING. THESE QUESTIONS SHALL INCLUDE: THE ADOPTION OF CONVENTIONS OR AGREEMENTS; THE APPROVAL OF AGREEMENTS BRINGING THE ORGANIZATION INTO RELATION WITH THE UNITED NATIONS AND INTERGOVERNMENTAL ORGANIZATIONS AND AGENCIES IN ACCORDANCE WITH ARTICLES 69, 70 AND 72; AMENDMENTS TO THIS CONSTITUTION.

(b) 三分の二の多数によつて決定すべき問題の追加的な種類の決定を含む他の問題に関する決定は、出席し且つ投票する加盟国の過半数によつて行ふ。

(B) DECISIONS ON OTHER QUESTIONS, INCLUDING THE DETERMINATION OF ADDITIONAL CATEGORIES OF QUESTIONS TO BE DECIDED BY A TWO-THIRDS MAJORITY, SHALL BE MADE BY A MAJORITY OF THE MEMBERS PRESENT AND VOTING.

(c) 理事会及びこの機関の委員会における類似の事項に関する表決は、この條の(a)及び(b)項に従つて行ふ。

(C) VOTING ON ANALOGOUS MATTERS IN THE BOARD AND IN COMMITTEES OF THE ORGANIZATION SHALL BE MADE IN ACCORDANCE WITH PARAGRAPHS (A) AND (B) OF THIS ARTICLE.

第十四章 各国が提出する報告

CHAPTER XIV REPORTS SUBMITTED BY STATES

第六十一條

ARTICLE 61

各加盟国は、自国民の健康を向上するに当つて執つた行動及び達成した進歩について、この機関に毎年報告しなければならない。

EACH MEMBER SHALL REPORT ANNUALLY TO THE ORGANIZATION ON THE ACTION TAKEN AND PROGRESS ACHIEVED IN IMPROVING THE HEALTH OF ITS PEOPLE.

第六十二條

ARTICLE 62

各加盟国は、この機関が自国に行つた勧告に関して並びに條約、協定及び規則に関して執つた行動について、毎年報告しなければならない。

EACH MEMBER SHALL REPORT ANNUALLY ON THE ACTION TAKEN WITH RESPECT TO RECOMMENDATIONS MADE TO IT BY THE ORGANIZATION AND WITH RESPECT TO CONVENTIONS, AGREEMENTS AND REGULATIONS.

第六十三條

ARTICLE 63

各加盟国は、その国において発表された保健関係の重要な法律、規則、公の報告及び統計をすみやかにこの機関に通報しなければならない。

EACH MEMBER SHALL COMMUNICATE PROMPTLY TO THE ORGANIZATION IMPORTANT LAWS, REGULATIONS, OFFICIAL REPORTS AND STATISTICS PERTAINING TO HEALTH WHICH HAVE BEEN PUBLISHED IN THE STATE CONCERNED.

第六十四條

ARTICLE 64

各加盟国は、保健総会が決定した方法によつて、統計的及び疫学的報告を提出しなければならない。

EACH MEMBER SHALL PROVIDE STATISTICAL AND EPIDEMIOLOGICAL REPORTS IN A MANNER TO BE DETERMINED BY THE HEALTH ASSEMBLY.

第六十五條

ARTICLE 65

各加盟国は、理事会の要請があつたときは、保健に関する可能な追加情報を伝達しなければならない。

EACH MEMBER SHALL TRANSMIT UPON THE REQUEST OF THE BOARD SUCH ADDITIONAL INFORMATION PERTAINING TO HEALTH AS MAY BE PRACTICABLE.

第十五章 法律行為能力、特権及び免除

CHAPTER XV LEGAL CAPACITY, PRIVILEGES AND IMMUNITIES

第六十六條

ARTICLE 66

この機関は、各加盟国の領域内で、その目的の達成及びその任務の遂行のために必要な法律行為能力を享有する。

THE ORGANIZATION SHALL ENJOY IN THE TERRITORY OF EACH MEMBER SUCH LEGAL CAPACITY AS MAY BE NECESSARY FOR THE FULFILMENT OF ITS OBJECTIVE AND FOR THE EXERCISE OF ITS FUNCTIONS.

第六十七條

ARTICLE 67

(a) この機関は、各加盟国の領域内で、その目的の達成及びその任務の遂行のために必要な特権及び免除を享有する。

(A) THE ORGANIZATION SHALL ENJOY IN THE TERRITORY OF EACH MEMBER SUCH PRIVILEGES AND IMMUNITIES AS MAY BE NECESSARY FOR THE FULFILMENT OF ITS OBJECTIVE AND FOR THE EXERCISE OF ITS FUNCTIONS.

(b) 同様に、加盟国の代表者、理事会の理事並びにこの機関の技術的及び事務的職員は、この機関に関係のあるその任務を独立に遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

(B) REPRESENTATIVES OF MEMBERS, PERSONS DESIGNATED TO SERVE ON THE BOARD AND TECHNICAL AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL OF THE ORGANIZATION SHALL SIMILARLY ENJOY SUCH PRIVILEGES AND IMMUNITIES AS ARE NECESSARY FOR THE INDEPENDENT EXERCISE OF THEIR FUNCTIONS IN CONNECTION WITH THE ORGANIZATION.

第六十八條

ARTICLE 68

前記の法律行為能力、特権及び免除は、国際連合の事務総長と協議の上この機関が作成して加盟国間に締結される別個の協定で規定する。

SUCH LEGAL CAPACITY, PRIVILEGES AND IMMUNITIES SHALL BE DEFINED IN A SEPARATE AGREEMENT TO BE PREPARED BY THE ORGANIZATION IN CONSULTATION WITH THE SECRETARY-GENERAL OF THE UNITED NATIONS AND CONCLUDED BETWEEN THE MEMBERS.

第十六章 他の機関との関係

CHAPTER XVI RELATIONS WITH OTHER ORGANIZATIONS

第六十九條

ARTICLE 69

この機関は、国際連合憲章第五十七條に掲げた専門機関の一として国際連合と関係をもたされる。この機関に国際連合との関係をもたせる協定又は諸協定は、保健総会の三分の二の投票による承認を得なければならない。

THE ORGANIZATION SHALL BE BROUGHT INTO RELATION WITH THE UNITED NATIONS AS ONE OF THE SPECIALIZED AGENCIES REFERRED TO IN ARTICLE 57 OF THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS. THE AGREEMENT OR AGREEMENTS BRINGING THE ORGANIZATION INTO RELATION WITH THE UNITED NATIONS SHALL BE SUBJECT TO APPROVAL BY A TWO-THIRDS VOTE OF THE HEALTH ASSEMBLY.

第七十條

ARTICLE 70

この機関は、望ましい他の政府間機関と効果的關係を設定して密接に協力する。このような機関と締結する正式協定は、保健総会の三分の二の投票による承認を得なければならない。

THE ORGANIZATION SHALL ESTABLISH EFFECTIVE RELATIONS AND COOPERATE CLOSELY WITH SUCH OTHER INTERGOVERNMENTAL ORGANIZATIONS AS MAY BE DESIRABLE. ANY FORMAL AGREEMENT ENTERED INTO WITH SUCH ORGANIZATIONS SHALL BE SUBJECT TO APPROVAL BY A TWO-THIRDS VOTE OF THE HEALTH ASSEMBLY.

第七十一條

ARTICLE 71

この機関は、その権限内の事項に関して、民間の国際の団体との及び関係政府の同意を得てその国の政府の又は民間の国内の団体との協議及び協力のため適当な措置を執ることができる。

THE ORGANIZATION MAY, ON MATTERS WITHIN ITS COMPETENCE, MAKE SUITABLE ARRANGEMENTS FOR CONSULTATION AND CO-OPERATION WITH NON-GOVERNMENTAL INTERNATIONAL ORGANIZATIONS AND, WITH THE CONSENT OF THE GOVERNMENT CONCERNED, WITH NATIONAL ORGANIZATIONS, GOVERNMENTAL OR NON-GOVERNMENTAL.

第七十二條

ARTICLE 72

保健総会の三分の二の投票による承認を条件として、この機関は、目的及び活動がこの機関の権限の分野内にある他の国際機関から、国際協定によつて又はそれぞれの機関の権限のある当局の間に締結された相互に受諾しうる取極によつてこの機関に付與される任務、資産及び義務を引き受けることができる。

SUBJECT TO THE APPROVAL BY A TWO-THIRDS VOTE OF THE HEALTH ASSEMBLY, THE ORGANIZATION MAY TAKE OVER FROM ANY OTHER INTERNATIONAL ORGANIZATION OR AGENCY WHOSE PURPOSE AND ACTIVITIES LIE WITHIN THE FIELD OF COMPETENCE OF THE ORGANIZATION SUCH FUNCTIONS, RESOURCES AND OBLIGATIONS AS MAY BE CONFERRED UPON THE ORGANIZATION BY INTERNATIONAL AGREEMENT OR BY MUTUALLY ACCEPTABLE ARRANGEMENTS ENTERED INTO BETWEEN THE COMPETENT AUTHORITIES OF THE RESPECTIVE

ORGANIZATIONS.

第十七章 改正

CHAPTER XVII AMENDMENTS

第七十三條

ARTICLE 73

この憲章の改正案文は、保健総会によるその審議の少くとも六箇月前に、事務局長が加盟国に通報しなければならない。改正は、保健総会の三分の二の投票によつて採択され、且つ、加盟国の三分の二がそれぞれの憲法上の手続に従つて受諾した時に、すべての加盟国に対して効力を生ずる。

TEXTS OF PROPOSED AMENDMENTS TO THIS CONSTITUTION SHALL BE COMMUNICATED BY THE DIRECTOR-GENERAL TO MEMBERS AT LEAST SIX MONTHS IN ADVANCE OF THEIR CONSIDERATION BY THE HEALTH ASSEMBLY. AMENDMENTS SHALL COME INTO FORCE FOR ALL MEMBERS WHEN ADOPTED BY A TWO-THIRDS VOTE OF THE HEALTH ASSEMBLY AND ACCEPTED BY TWO-THIRDS OF THE MEMBERS IN ACCORDANCE WITH THEIR RESPECTIVE CONSTITUTIONAL PROCESSES.

第十八章 解釈

CHAPTER XVIII INTERPRETATION

第七十四條

ARTICLE 74

この憲章の中国語、イギリス語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文は、ひとしく正文とみなす。

THE CHINESE, ENGLISH, FRENCH, RUSSIAN AND SPANISH TEXTS OF THIS CONSTITUTION SHALL BE REGARDED AS EQUALLY AUTHENTIC.

第七十五條

ARTICLE 75

この憲章の解釈又は適用に関する疑義又は紛争で、交渉又は保健総会によつて解決されないものは、国際司法裁判所に同裁判所規程に従つて付託する。但し、関係当事者が他の解決方法に合意したときは、この限りでない。

ANY QUESTION OR DISPUTE CONCERNING THE INTERPRETATION OR APPLICATION OF THIS CONSTITUTION WHICH IS NOT SETTLED BY NEGOTIATION OR BY THE HEALTH ASSEMBLY SHALL BE REFERRED TO THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE IN CONFORMITY WITH THE STATUTE OF THE COURT, UNLESS THE PARTIES CONCERNED AGREE ON ANOTHER MODE OF SETTLEMENT.

第七十六條

ARTICLE 76

国際連合総会の許可又はこの機関と国際連合との間の協定による許可に基いて、この機関は、その権限内において生ずる法律問題に関して、国際司法裁判所に対して勧告的意見を要請することができる。

UPON AUTHORIZATION BY THE GENERAL ASSEMBLY OF THE UNITED NATIONS OR UPON AUTHORIZATION IN ACCORDANCE WITH ANY AGREEMENT BETWEEN THE ORGANIZATION AND THE UNITED NATIONS, THE ORGANIZATION MAY REQUEST THE INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE FOR AN ADVISORY OPINION ON ANY LEGAL QUESTION ARISING WITHIN THE COMPETENCE OF THE ORGANIZATION.

第七十七條

ARTICLE 77

事務局長は、勧告的意見の要請から生ずる手続に関して、この機関に代つて前記の裁判所に出頭することができる。事務局長は、問題に関する異なる見解の主張に関する措置を含めて同裁判所への事件の提起について措置を執る。

THE DIRECTOR-GENERAL MAY APPEAR BEFORE THE COURT ON BEHALF OF THE ORGANIZATION IN CONNECTION WITH ANY PROCEEDINGS ARISING OUT OF ANY SUCH REQUEST FOR AN ADVISORY OPINION. HE SHALL MAKE ARRANGEMENTS FOR THE PRESENTATION OF THE CASE BEFORE THE COURT INCLUDING ARRANGEMENTS FOR THE ARGUMENT OF DIFFERENT VIEWS ON THE QUESTION.

第十九章 効力の発生

CHAPTER XIX ENTRY INTO FORCE

第七十八條

ARTICLE 78

第三章の規定に従つて、この憲章は、署名又は受諾のためにすべての国に開放されているものとする。

SUBJECT TO THE PROVISIONS OF CHAPTER III, THIS CONSTITUTION SHALL REMAIN OPEN TO ALL STATES FOR SIGNATURE OR ACCEPTANCE.

第七十九條

ARTICLE 79

(a) 国は、次の方法によつてこの憲章の当事国となることができる。

(A) STATES MAY BECOME PARTIES TO THIS CONSTITUTION BY

(一) 承認に関する留保を付けない署名

(I) SIGNATURE WITHOUT RESERVATION AS TO APPROVAL;

(二) 承認を条件とする署名及びその後の受諾又は

(II) SIGNATURE SUBJECT TO APPROVAL FOLLOWED BY ACCEPTANCE; OR

(三) 受諾

(III) ACCEPTANCE.

(b) 受諾は、国際連合事務総長に正式文書を寄託することによつて効力を生ずる。

(B) ACCEPTANCE SHALL BE EFFECTED BY THE DEPOSIT OF A FORMAL INSTRUMENT WITH THE SECRETARY-GENERAL OF THE UNITED NATIONS.

第八十條

ARTICLE 80

この憲章は、国際連合の二十六の加盟国が第七十九條の規定に従つてこの憲章の当事

国となつた時に、効力を生ずる。

THIS CONSTITUTION SHALL COME INTO FORCE WHEN TWENTY-SIX MEMBERS OF THE UNITED NATIONS HAVE BECOME PARTIES TO IT IN ACCORDANCE WITH THE PROVISIONS OF ARTICLE 79.

第八十一條

ARTICLE 81

国際連合憲章第百二条に従つて、国際連合事務総長は、この憲章が承認に関する留保を付けずに一国のために署名された時又は最初の受諾書の寄託があつた時にこの憲章を登録する。

IN ACCORDANCE WITH ARTICLE 102 OF THE CHARTER OF THE UNITED NATIONS, THE SECRETARY-GENERAL OF THE UNITED NATIONS WILL REGISTER THIS CONSTITUTION WHEN IT HAS BEEN SIGNED WITHOUT RESERVATION AS TO APPROVAL ON BEHALF OF ONE STATE OR UPON DEPOSIT OF THE FIRST INSTRUMENT OF ACCEPTANCE.

第八十二條

ARTICLE 82

国際連合事務総長は、この憲章が効力を生じた日をこの憲章の当事国に通告する。事務総長は、また、他の国がこの憲章の当事国となつた日をこの憲章の当事国に通告する。

THE SECRETARY-GENERAL OF THE UNITED NATIONS WILL INFORM STATES PARTIES TO THIS CONSTITUTION OF THE DATE WHEN IT HAS COME INTO FORCE. HE WILL ALSO INFORM THEM OF THE DATES WHEN OTHER STATES HAVE BECOME PARTIES TO THIS CONSTITUTION.

以上の証拠として、そのために正当に委任を受けた下名の代表者は、この憲章に署名する。

IN FAITH WHEREOF THE UNDERSIGNED REPRESENTATIVES HAVING BEEN DULY AUTHORIZED FOR THAT PURPOSE, SIGN THIS CONSTITUTION.

千九百四十六年七月二十二日ニュー・ヨーク市において、中国語、イギリス語、フランス語、ロシア語及びスペイン語で本書一通を作成した。各本文は、ひとしく正文とする。原本は、国際連合の記録に寄託する。国際連合事務総長は、この会議に代表された

各政府に認証謄本を送付する。

DONE IN THE CITY OF NEW YORK THIS TWENTY-SECOND DAY OF JULY 1946, IN A SINGLE COPY IN THE CHINESE, ENGLISH, FRENCH, RUSSIAN AND SPANISH LANGUAGES, EACH TEXT BEING EQUALLY AUTHENTIC. THE ORIGINAL TEXTS SHALL BE DEPOSITED IN THE ARCHIVES OF THE UNITED NATIONS. THE SECRETARY-GENERAL OF THE UNITED NATIONS WILL SEND CERTIFIED COPIES TO EACH OF THE GOVERNMENTS REPRESENTED AT THE CONFERENCE.

大阪経済大学 100 周年ビジョン「DAIKEI 2032」について

2019年3月19日

大阪経済大学 理事会

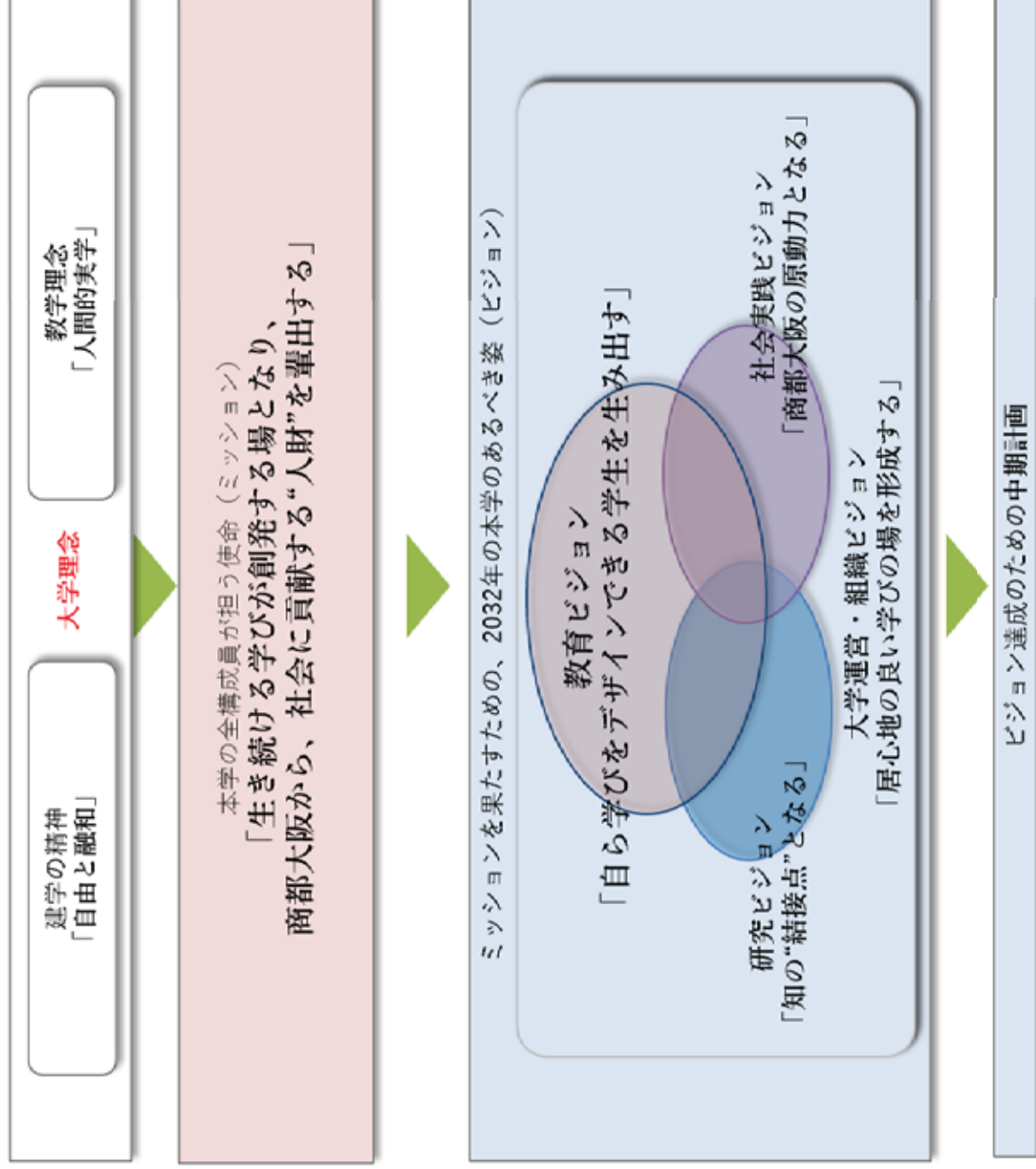
大阪経済大学は、1992年の21世紀をめざす学園マスタープランの策定以降、2003年にはじめて大阪経済大学中期3カ年計画を、その後、2006年に第二次中期計画を策定した。2008年には大阪経済大学グランドデザインが策定され、そこで示された「2018年度のかたち」に基づき、第三次～第五次（2018年度終了）の中期計画が履行されてきた。振り返ると、この間、いくつかの経済変動がみられたとはいえ、大学進学率の上昇にともない、受験者数は安定し、全国の大学数は増加する拡大期であった。五次にわたったこれまでの中期計画は、この拡大の中での熾烈な大学間競争に対応する施策であったといえよう。

しかしながら、今後の我が国の社会情勢は、18歳人口の急減、IoTやAIによる高度情報化社会のさらなる進展、労働のさらなる国際化など、これまでにない社会変化が予測され、国内市場が縮小するなかで、新しい指針のもと、大学経営に臨んでいかなければ立ち行かない状況にある。このような社会背景を踏まえ、2032年の創立100周年を13年後に迎えるにあたり、ここから新たな本学がスタートするという思いを込めて、建学の精神からブレークダウンされるミッション（使命）、ビジョン（2032年のあるべき姿）を大阪経済大学100周年ビジョン「DAIKEI 2032」として構築し、本学のあるべき未来・ありたい姿を描いた。

さらに100周年ビジョン「DAIKEI 2032」に基づき、2019年4月より2024年3月までの5カ年計画を示す新第一次中期計画を策定した。策定にあたっては、理事会のもと、中期計画策定委員会を立ち上げ、各教授会、各部署からの意見を取り入れながら2018年6月より計15回にわたる委員会での議論を経てまとめられたところである。

新第一次中期計画は100周年ビジョンに掲げた2032年の本学のあるべき姿を実現すべく、その方向性を確立し、基礎土台を築くことを第一の目的として策定した。同時に、2022年の本学90周年に向けた新しい大阪経済大学の特色を鮮明にし、大阪、関西における高等教育機関として確固たる地位を確立する新たな船出の羅針盤としての役割を示すものである。

本計画の骨子は、「民」の大学として、大阪経済の発展に資するために設立された本学設立の経緯に立ち返り、大阪経済の発展に貢献する「人財」を輩出するために、より一層の教育改革を進めることにある。経済・経営系の中規模都市型大学として、全国に誇るきめ細やかな教育支援を実現するとともに、多様な価値が交じり合い、そこから新たな知が生み出される大学を目指して、本計画に掲げた施策に、全教職員一丸となって取り組むことが求められる。



新第一次中期計画・主要施策

【ミッション】

生き続ける学びが創発する場となり、商都大阪から、社会に貢献する“人財”を輩出する

【教育ビジョン : 自ら学びをデザインできる学生を生み出す】

I. 予測困難な時代を生き抜く力の涵養

(人間の実学に基づく基礎的能力と専門知識をベースに、主体的な学びにつなげる教育実践・改革を展開する。)

■新第一次中期計画

1. 初年次教育の充実と教養教育の改革

主要施策

- (1) 全学統一初年次教育プログラムの推進
- (2) 全学共通科目（外国語科目・広域科目）の在り方の検討
- (3) 高大接続教育プログラムの検討
- (4) リメディアル教育の推進
- (5) スポーツ等推薦入学者フォロープログラムの検討
- (6) 全教職員による学生の支援・育成体制の検討

2. 自律的学修能力と批判的思考力の育成

主要施策

- (1) ポリシーに沿ったカリキュラムの再編成、科目体系の整備
- (2) シラバスの整備と充実
- (3) 少人数教育と体験型学修の活性化
- (4) 図書館を中心としたラーニングコモنزの充実

3. 異文化コミュニケーション力の醸成

主要施策

- (1) 国内外大学との相互連携の充実
- (2) 英語による授業および学術系イベント等の充実
- (3) 国内外のショートプログラムの推進

II. 学びの循環を機能させる仕掛けづくり

(多様な体験・経験で得たものを発表・議論できる場を設けることで、他者からのフィードバックによる気づきの機会とし、更なる学びへつなげる。)

■新第一次中期計画

1. 教学 IR (Institutional Research) の推進

主要施策

- (1) 全学・学部・研究科 3 ポリシーの点検および改善
- (2) 成績評価基準の整備
- (3) 学修成果可視化の推進
- (4) 教学マネジメントのための学内データの活用
- (5) エンロールメントマネジメントの実施
- (6) FD (Faculty Development) の充実

2. ICT を利用した教育 (Edtech) の推進

主要施策

- (1) 学内外におけるネットワークを利用したオンライン教育の推進
- (2) 授業のコンテンツ化による LMS (Learning Management System) 学修の推進

3. 産学連携による実践型“人財”育成

主要施策

- (1) 企業・各種団体との連携授業の充実
- (2) 多様なインターンシップの推進
- (3) PBL (Project-Based Learning) の充実

III. 多様な価値観が活きる学びの場の提供

(新規高等学校卒業生だけでなく、社会人、留学生等、学びを求める人々のニーズに応える教育体制を構築する。)

■新第一次中期計画

1. 多様な学生の受入

主要施策

- (1) 入試制度改革の検討
- (2) 全学的リカレント教育の推進
- (3) 夜間教育の再検討
- (4) 障がい学生サポートの充実
- (5) ダイバーシティ教育の導入
- (6) 私費外国人留学生の増加の検討

2. 高等教育の国際展開

主要施策

- (1) アカデミックカレンダーの検討
- (2) 海外協定校との交流活動の充実
- (3) 日本語別科設置の検討
- (4) ダブルディグリー・ジョイントディグリー制度の導入
- (5) 全学部での英語による授業の推進

【研究ビジョン : 知の“結接点”となる】

IV. 多彩な研究者が集い、交わる場の形成

(学内研究者の異分野連携、国内外の研究者の受け入れ等を通じて研究者の意識改革・交流を促すと共に、分野や産学官民の壁を越えた学際的な研究を推進する。)

■新第一次中期計画

1. 知の発信力の強化

主要施策

- (1) 研究発表の場の新設
- (2) 学外研究者招聘制度の周知
- (3) 学会誘致数の増加の検討
- (4) 国際会議等を実施する機関との連携
- (5) 積極的な外部資金の獲得

2. 学際的プロジェクトの推進

主要施策

- (1) 地域、社会の課題解決プロジェクトの支援
- (2) 産学官民連携や異業種交流を通じた研究者間の交流を推進

V. 研究成果・資料の積極的な発信

(研究成果や所蔵資料をデジタル化し、積極的に本学の知を国内外へ発信する。また、研究意欲や能力が発揮できる環境を整備することで研究力、情報発信力を向上させる。)

■新第一次中期計画

1. 研究成果や本学所蔵資料のデジタル化・発信

主要施策

- (1) 研究成果データの一元化およびWEBサイトでの一括公開
- (2) 大学外への研究者紹介の充実

2. 研究支援体制の整備

主要施策

- (1) 学内研究費の在り方の見直し
- (2) 研究所の活性化
- (3) 国際学術情報基盤の充実

【社会実践ビジョン：商都大阪の原動力となる】

VI. 事業承継、起業を中心とする中小企業支援のハブの構築

(教職員、研究所・センター、企業経営者・税理士・中小企業診断士として活躍する卒業生など、本学の中小企業支援に関する学内リソースが一体となり、大阪の中小企業、経済団体、自治体などの学外機関を繋ぐハブ機能を構築する。これを通じ、商都大阪の活性化に資する産業を支援する。)

■新第一次中期計画

1. 企業支援システムの構築

主要施策

- (1) 事業承継支援システムの構築
- (2) 起業・事業成長支援システムの構築

2. 中小企業支援体制の整備

主要施策

- (1) 中小企業支援部門の新設
- (2) 中小企業診断士等による経営相談

VII. 地域社会の核となる場を形成

(地域課題の解決を担うプラットフォーム機能を強化すべく、研究所・センターが中心となって防災、福祉、教育等の地域課題を集約し、学生、教職員が課題解決に取り組む仕組みを構築する。)

■新第一次中期計画

1. 地域と一体となった学びが創発する環境の整備

主要施策

- (1) 2025 日本万国博覧会を通じた地域との連携・交流の促進
- (2) 地域社会の交流の場を整備
- (3) キャンパス緑化の促進
- (4) キャンパスのオープン化の検討
- (5) イベントを通じた地域との連携交流の充実

2. 地域に点在する情報・課題を集約する機能の強化

主要施策

- (1) スポーツ・文化センターの機能の充実
- (2) 大学版防災モデルプランの構築と情報発信

【大学組織・運営ビジョン : 居心地の良い学びの場を形成する】

Ⅷ. 学びを誘発する空間・制度のデザイン

(豊かな人間性と実学を身につけた学生を輩出するために、教室の中にとどまらず、大学全ての場所が学びに結びつくような、魅力あるキャンパスをデザインする。また、学びの意欲に寄与するブランディング戦略を推進する。)

■新第一次中期計画

1. 学部・学科、研究科の再編

主要施策

- (1) 時代に合わせた学部・学科、研究科の再編と定員再設定
- (2) 学生教員比率の改善

2. ブランド力の向上

主要施策

- (1) 戦略的な広報の推進
- (2) 90周年記念事業の検討
- (3) 100年史の編纂

3. 魅力あるキャンパスの整備

主要施策

- (1) キャンパスの再整備
- (2) 空間デザインプロジェクトの立ち上げ
- (3) ネットワークシステムの再整備

Ⅸ. 教職員のさらなる躍進を促す環境の整備

(教職協働の深化および教職員の能力・意欲を相乗させる職場づくりを目指す。また、成長のPDCA/PDSAサイクルを駆動することで、教職員のプロフェッショナル化を促進するとともに、ビジョン実現に向けた組織の再構築や、迅速な意思決定可能な組織体制の確立を図る。)

■新第一次中期計画

1. 教職員が活躍できる組織への改編

主要施策

- (1) 事務組織・教員組織の見直し
- (2) 役職者権限の明確化
- (3) 教職員の役割分担と教職協働の見直し
- (4) 評価制度と処遇の適正な運用
- (5) グローバル人材の育成、採用
- (6) SD (Staff Development) の充実

2. 意思決定ルートの整備とガバナンス体制の強化

主要施策

- (1) 全学的な教学マネジメント体制の強化
- (2) 内部質保証システムの強化
- (3) 理事・評議員制度の在り方の検討

X. 財源の多様化と業務の効率化を通じた財務基盤の強化

(寄付金の確保、政府等の競争的資金・補助金の獲得を中心とした財源の多様化を進め、成長投資を捻出する。また、事務処理のスリム化や仕事量の偏りの改善などを進め、業務の効率化を図る。)

■新第一次中期計画

1. 財源の多様化

主要施策

- (1) 収入源の多様化と収入の安定的確保
- (2) 寄付の常態化

2. 業務の効率化

主要施策

- (1) 業務の見直し
- (2) 多様な勤務形態の検討

経済学部の中期計画・主要施策

2023年までの方針

経済学部は、入学時から演習科目を配置し、講義科目においても基礎科目から専門科目に至る段階的教育を実施し、7つのコースを設定して体系的に科目設定し、段階的かつ体系的な教育を行っている。さらに、調査系科目を設けてフィードバックを重視し、またグローバル化を目指す教育も進めてきた。このような教育の特色をさらに発展させていく。

中期計画	主要施策
<p>1. 基礎科目から専門科目に至る段階的教育、およびコース制による体系的教育を発展させる。就職対策にとどまらず、生涯設計と大学生活を考えさせる教育として、キャリア教育をさらに充実させる。</p> <p>2. フィードバックを通して実践的な経済学を習得し、少数・双方向・対話型のゼミ教育により、読む力、書く力、考える力、話す力といった社会人基礎力を身につける教育を展開する。</p>	<p>(1) 経済学部専門科目「キャリア形成スキルⅠ（コミュニケーション）」の必修化（2017年度から実施）の効果の検証 (2) 基礎科目について、科目の見直しや内容の検討</p> <p>(1) フィールドワーク科目「地域・社会調査」「海外実習」の継続・強化 (2) 基礎演習の内容（報告・議論・司会の基礎技術など）について教員の理解を深めるFDの実施 (3) 2017年度から実施した「経済学部基礎演習Ⅱ」（1年秋季学期）必修の効果の検証 (4) 現在行っている2回生4月の専門演習説明会およびゼミ個別説明会による演習応募・履修を促す措置のさらなる強化</p>
<p>3. 国際的な視野および地域に立脚した観点を持って、自ら問題発見・解決できる人間を養成することを目指して、異文化コミュニケーションを強化する。</p>	<p>(1) グローバルコミュニケーション・コースの継続・強化 (2) 特色ある外国語科目の継続・強化</p>

経営学部の中期計画・主要施策

2023 年までの方針

経営学部は、経営学科・ビジネス法学科・二部経営学科を通して、「経営と法の融合」と「理論と実践の架橋」の 2 つの方針のもとに教育が実施されている。今後の多様な社会的ニーズとの適合を図りつつ、この方針の深化・発展をめざしながら学生主体の教育を実施していく。

中期計画	主要施策
1. 学生を主体とした「経営と法の融合教育」の一層の深化・具現化を図るため、学部・学科・コースの強化・見直しを検討する。	<p>(1) 経営学科およびビジネス法学科は、経営と法の両面に精通し、理論体系を実践的に活用できるような学生を養成する。</p> <p>(2) スペシャリスト養成コースについては、より専門性の高い人材の育成を見据えた教育を実施していくため、見直しに着手する。</p> <p>(3) 二部・北浜イブニングは、リカレント教育や資格取得などのキャリア形成をめざす多様な人たちに対応する体制をより一層整える。</p>
2. 経営学部の教育の質向上・質保証をめざして、カリキュラム編成や教員組織体制の見直しを図る。	<p>(1) 「教養教育・基礎教育・専門教育・ゼミ」のカリキュラムの一貫性・体系性の検討を行う。</p> <p>(2) 成績評価のあり方について検討する。例えば、単位取得の厳格化や、教育目標の明確化など。</p> <p>(3) 教員組織のバランスを検討する（実務家教員・入門系科目担当などの配置等）。</p>
3. 「経営と法の融合」に基づいた研究・社会連携の推進を図る。	<p>(1) 学部内の教員による融合的研究やその情報発信に着手していく。</p> <p>(2) 地域・企業との産学連携を推進する。</p>

情報社会学部の中期計画・主要施策

2023年までの方針

学部改組からちょうど10年となる90周年に向けて、これまでの基本方針を維持しつつ、2018年4月に定めたDP/CP/APに沿って、学部教育のさらなる充実と質の向上をはかる。

中期計画	主要施策
<p>1. 3つのゆるやかなコース制を維持しつつ、時代の要請を見据えて魅力あるカリキュラムを提供し続けるよう恒常的に見直していく。</p>	<p>(1) 「三つのポリシー」を恒常的に検証し、見直していく。 (2) 各コースのカリキュラム体系や個別シラバスを恒常的に検証し、見直していく。 (3) 各コースのカリキュラムと到達目標、就職先の特徴との対応関係を分析して検証し、見直していく。</p>
<p>2. 第3期認証評価で重視される「内部質保証の実質化」に向けて、学修成果を指標化して学生の学びの成長を可視化できるような工夫に継続的に取り組む。</p>	<p>(1) 教育・学修等が適切な水準にあることを説明すべく、PDCAサイクルを適切に機能させる。 (2) PBL/AL/反転授業等の手法や成果を共有する場を増やすとともに、学部として教員の取り組みを支援する。</p>
<p>3. 市民生活や地域社会の課題、企業との連携など、現代社会における諸課題に積極的に取り組む。</p>	<p>(1) 教員における上記の取り組みに関する情報を共有し、学部として積極的に支援する。 (2) ゼミ活動における上記の取り組みに関する情報に共有し、学部として積極的に支援する。</p>

人間科学部の中期計画・主要施策

2023 年までの方針

人間科学部に複数学科制を設置して、より魅力的な学部教育を実施し、社会に求められる特色ある学生を育てることを目指す。これにより、本学「寄附行為」の定める「高等教育機関として有為な人材を育成する」ことを実行する。

中期計画	主要施策
1. 学部の入学定員増と同時に複数学科制への移行を目指す。	<p>(1) 現存の「人間科学科」1学科制を廃止し、現行のスポーツ健康、現代心理学、メディア・デザインの専門コースを学科へと格上げすることで、受験生にさらに魅力ある教育課程に改編し、入学定員増による受験倍率減少を防ぐことを目指す。</p> <p>(2) これより、現在も「文学関係」申請のままになっているスポーツ健康分野を「体育関係」で設置申請し直す。</p> <p>(3) 入学定員増をおこなうことで本学の財政基盤の強化に対して「収入増加」の面で貢献することを旨とする。</p>
2. 目的意識の明確な学生の獲得	<p>(1) 学生選抜に関しては2020年度入試からコース別入試を目指し、複数学科設置後の学科別入試へと連動させる。これによって3分野それぞれの専門に強い関心があり、将来の職業目的が明確な学生をさらに増やすことを目指す。</p> <p>(2) 地方学生獲得への対応を強化し、「多様な学生の獲得」に寄与する。</p>
3. 社会に役立つ専門的「実学」教育の充実	<p>(1) 教育内容に関しては「実学」教育による学習プログラムを提供し、社会に有用な専門的知識と実務スキルを教えることにより合理的な判断力と思考力を養う。また、教職免許資格や公認心理士・臨床心理士など職業に関連する科目を提供する。さらに「人間性」に配慮して自主性と協調性、体力と精神力を修養する教育を実施する。</p> <p>(2) 教育方法に関しては引き続き実習科目を重視し、体験型学習や課題解決型学習を充実させる。そのための機器備品の整備や実習先の確保などを進める。</p>
4. 実社会に役立つ知識と技能の研究と、その成果の社会的還元	<p>(1) 時代のニーズに合わせた新しい研究課題に取り組むとともに、実務的な技能と結びついて実社会に役立つ研究を実施する。</p> <p>(2) 地域社会や産業界との連携を強化して経済、ビジネスの発展のために、知的・技術的研究成果を社会に還元する。また地域社会に関しても、専門的な知識とスキルを用いて、そのエンパワーメントに寄与する。</p>

経済学研究科の中期計画・主要施策

2023 年までの方針

経済学研究科は経済社会の変化と高度な経済学教育に対するニーズの多様化に対応すべく、履修課程を見直す。「研究者養成」「高度専門職業人の養成」「高度生涯教育の推進」という経済学研究科の3つの機能の充実を図る。志願者数の増加、入学者数確保のためにも学部との一貫教育の推進、履修方法の多様化を検討する。

中期計画	主要施策
1. 3つの機能の充実をはかる。	<p>(1) 「研究者養成」では指導教員の指導の下、指導教員以外の教員からも研究指導を受けられる体制を構築する。</p> <p>(2) 「高度専門職業人養成」では、事例研究や実地調査の科目を充実させる。</p> <p>(3) 「高度生涯教育の推進」では、外国文献研究の充実を図る。志願者数の増加、入学者数確保のために学部との一貫教育の推進、履修方法の多様化、留学生確保のため英語講義の設定などを検討する。</p>
2. 教育の質向上のため、院生の発表機会を増やしていく。	<p>(1) 院生の研究発表の機会を増やす。博士前期課程1年目を終える頃にも、研究の経過報告の機会をつくる。博士後期課程でも研究の経過報告の機会をつくる。</p> <p>(2) リカレント教育、留学生確保について検討する。</p> <p>(3) 他研究科と内容が重複している科目については、調整、差別化を検討する。</p>
3. 提携関係のある海外の大学との研究交流、発表の機会をつくる。	<p>(1) 院生が本学と提携関係のある海外の大学と研究交流、発表をできるようにする。</p> <p>(2) 院生の研究報告、成果についてはHPなどで公開する。</p>

経営学研究科の中期計画・主要施策

2023年までの方針

経営学研究科は、2コース(経営・ビジネス法コース)、6プログラム[経営コース]マネジメント・エグゼクティブ・コンサルティングプログラム、(ビジネス法コース) ビジネス法・税法務・不動産法務プログラム]を設置し、「実践的」・「実務的」的成果の追求と、本来の「学術的」成果の両方に係る研究を推進することで、経営学研究科全体として、学部・研究科一貫の「経営と法の融合」教育の実現を図る。

中期計画	主要施策
1. 多様な学びの姿の充実	(1) 研究科全体の国際性を高め、これまで以上に多様な国からの留学生受け入れ増を目指す。 (2) 勤労者の学び直しの必要性や意義を重視し、社会人入学生の受け入れ増を目指す。 (3) 学部・大学院一貫の「経営と法の融合」教育を推進するために、学部からの進学者増を目指す。
2. 実務的貢献につながる研究指導体制の確立	(1) 税法務プログラム履修生に対して、民・商法演習担当者からのサポートシステムを確立する。 (2) 従来の修士論文に加えて、社会人院生による特定課題研究を積極的に推進し、実務的貢献力を高める。 (3) 本研究科の特徴である「社会人」・「留学生」に対応し得るFDのあり方を検討し、情報共有を進める。
3. 地域社会や産業界との連携強化	(1) 研究成果を様々なメディアを通じて発信することで、学部・大学院一貫の教育目標である「経営と法の融合」の意義を広く社会に伝える。 (2) 社会人が学び続ける場の提供を目指し、同窓生組織「北浜学友会」や経営・ビジネス法情報センター等と連携した講座を展開する。

経営情報研究科の中期計画・主要施策

2023年までの方針

ICT（情報通信技術）が普及、進化する現代社会において、経営情報研究科は新たなDP/CP/APに沿って、社会に貢献する人財を輩出することを旨とする。そのため2023年までに、(1)現代社会の変化に対応した経営情報研究科のコースの見直しおよび拡充、(2)情報社会学部と連携した経営情報研究科の教育体制の整備、(3)多様な学生に対応した研究支援に取り組む。

中期計画	主要施策
1. 社会の変化に対応したコースの見直しおよび拡充	<p>(1) 情報、ビジネス、社会の諸領域の観点から研究科のコースの見直し・拡充および履修モデルの見直しを行い、社会の変化、学問の深化に対応すると同時に多様な学生のニーズに応える。</p> <p>(2) IoT (Internet of Things) やAI (人工知能) といったデータサイエンスにおける技術革新に対応したカリキュラムの更なる整備を行い、学生が高い水準の情報リテラシーおよび数量的スキルを身に付けられるようにする。</p>
2. 情報社会学部と連携した教育体制の整備	<p>(1) 情報社会学部における学部教育と経営情報研究科における大学院教育を連携して行い、学生が入学から修了まで体系的に学習できる教育環境を整備する。</p> <p>(2) 進路支援部と協力し、専門的職業人を目指すために経営情報研究科に進学を希望する外国人留学生のニーズに対応する。</p>
3. 多様な学生に対応した研究支援	<p>(1) 学生が外部の研究会や学会に積極的に参加し、研究成果の発表を行うことを支援する制度を設ける。</p> <p>(2) 少人数教育の特色を生かして一人ひとりの学生に寄り添った指導を行い、多様な学生に対する研究支援の質の向上を図る。</p>

人間科学研究科の中期計画・主要施策

2023 年までの方針

臨床心理学専攻と人間共生専攻の 2 つの専攻を設置し、“人間”を心・身体・社会・メディアの視点から捉えることで「社会とつながる多彩な職業人」の育成を目指します。学部と連携したカリキュラムや制度の改編を行い、複雑化した社会的ニーズに対応する知識と技能を習得する場を提供します。また、本研究科が、大阪の地で社会人の学び直しの拠点となるべく、キャリアアップを目指す人々との接点創出と継続の機会づくりを推進します。

中期計画	主要施策
<p>1. 【心理】 競合他大学院との差別化</p> <p>【共生】 社会人のキャリアアップに資する専門職業人の育成</p>	<p>【心理】</p> <p>(1) 臨床心理士と公認心理師の受験資格を取得できるカリキュラムに加え、本学独自の精神分析的心理療法と集団精神療法の専門教育の充実を図る。</p> <p>【共生】</p> <p>(2) 社会人（本学 OB を含む）を対象に最新の「話題」と「研究知見」を提供するシンポジウムを定期開催し、さらなる成長を求める社会人へ“学び”と“ネットワーク構築”の場を提供する。</p>
<p>2. 【心理】 教員組織の見直し</p> <p>【共生】 社会人学生に対応した教育環境の構築</p>	<p>【心理】</p> <p>(1) 提供するカリキュラムに合致した教員組織を構築し、さらなる教育の質の向上につなげる。</p> <p>【共生】</p> <p>(2) 社会人学生のニーズ把握を行った上で、仕事と両立可能なカリキュラム・時間割・場所について教育環境の改善を行う。</p>
<p>3. 【心理】 地域の医療・福祉団体等との連携強化</p> <p>【共生】 企業および医療・スポーツ・健康団体との連携強化</p>	<p>【心理】</p> <p>(1) 心理臨床センターにおける広報・啓発活動を拡充し、地域連携を強化する。</p> <p>【共生】</p> <p>(2) 企業および医療・スポーツ・健康団体との共同研究や受託研究の推進、および寄付講座の設置に取り組みむことで、企業等との連携強化を図る。</p>

18歳人口の推移

	全国(千人)		大阪		兵庫		京都		奈良		和歌山												
	対令和15年 男性	対令和15年 女性	対令和15年 男性	対令和15年 女性	対令和15年 男性	対令和15年 女性	対令和15年 男性	対令和15年 女性	対令和15年 男性	対令和15年 女性	対令和15年 男性	対令和15年 女性											
令和5年 令和2年度中学校卒業及び義務教育学校卒業者数並びに中等教育学校前期修了者数	1,097	1,007	75,864	100.0%	38,756	37,108	49,121	100.0%	25,018	24,103	22,376	100.0%	6,422	5,945	8,128	100.0%	4,198	3,930					
令和6年 令和2年度中学3年生及び中等教育前期課程2年生並びに義務教育9学年	1,063	96.9%	544	72,803	96.0%	37,343	35,460	47,250	96.2%	24,293	22,957	22,199	99.2%	11,311	10,888	12,025	97.2%	6,232	5,793	7,907	97.3%	4,063	3,844
令和7年 令和2年度中学2年生及び中等教育前期課程2年生並びに義務教育8学年	1,090	99.3%	557	74,401	98.1%	37,803	36,598	48,284	98.3%	24,642	23,642	22,510	100.6%	11,419	11,091	12,314	99.6%	6,326	5,988	7,943	97.7%	4,034	3,909
令和8年 令和2年度中学1年生及び中等教育前期課程1年生並びに義務教育7学年	1,092	99.5%	559	74,532	98.2%	38,057	36,475	48,330	98.4%	24,845	23,485	22,283	99.6%	11,313	10,970	12,289	99.4%	6,255	6,034	7,994	98.4%	4,076	3,918
令和9年 令和2年度小学校及び義務教育学校の6年生の数	1,087	99.0%	555	74,254	97.9%	38,160	36,094	49,380	100.5%	25,061	24,319	21,618	96.6%	11,001	10,617	11,604	93.8%	5,809	5,795	7,949	97.8%	4,053	3,896
令和10年 令和2年度小学校及び義務教育学校の5年生の数	1,070	97.5%	548	72,937	96.1%	37,245	35,692	48,000	97.7%	24,458	23,542	21,103	94.3%	10,852	10,251	11,477	92.8%	5,957	5,520	7,611	93.6%	3,928	3,663
令和11年 令和2年度小学校及び義務教育学校の4年生の数	1,088	97.3%	547	72,850	95.8%	37,148	35,502	48,254	98.2%	24,716	23,538	21,098	94.3%	10,831	10,267	11,255	91.0%	5,719	5,536	7,505	92.3%	3,811	3,694
令和12年 令和2年度小学校及び義務教育学校の3年生の数	1,050	95.7%	536	71,491	94.2%	36,388	35,103	47,520	96.7%	24,224	23,296	20,758	92.8%	10,606	10,152	11,120	89.9%	5,653	5,467	7,566	93.1%	3,736	3,630
令和13年 令和2年度小学校及び義務教育学校の2年生の数	1,035	94.3%	529	70,406	92.8%	35,993	34,413	46,478	94.6%	23,792	22,686	20,154	90.1%	10,366	9,788	11,059	89.4%	5,669	5,390	7,359	90.5%	3,754	3,605
令和14年 令和2年度小学校及び義務教育学校の1年生の数	1,024	93.3%	523	68,997	90.9%	35,218	33,779	45,542	92.7%	23,079	22,463	20,092	89.8%	10,303	9,789	10,746	86.8%	5,441	5,305	7,043	86.7%	3,581	3,462
令和15年 平成27年度に生まれた者の数に生存率を乗じた数	1,003	91.4%	513	70,398	92.8%	35,810	34,588	43,869	89.3%	22,578	21,291	19,609	87.6%	10,192	9,417	9,801	79.3%	5,021	4,780	7,007	86.2%	3,536	3,470
令和16年 平成28年度に生まれた者の数に生存率を乗じた数	974	88.8%	500	68,622	90.5%	35,219	33,403	43,234	88.0%	22,253	20,981	19,276	86.1%	9,829	9,447	9,401	76.0%	4,761	4,639	6,636	81.6%	3,433	3,203
令和17年 平成29年度に生まれた者の数に生存率を乗じた数	943	86.0%	482	66,415	87.5%	34,011	32,404	41,467	84.4%	21,186	20,281	18,472	82.6%	9,443	9,029	8,937	72.3%	4,565	4,372	6,443	79.3%	3,338	3,105

(注)①推計方法は文部科学省「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(中教審第211号)」に依り、データ更新を行っている。

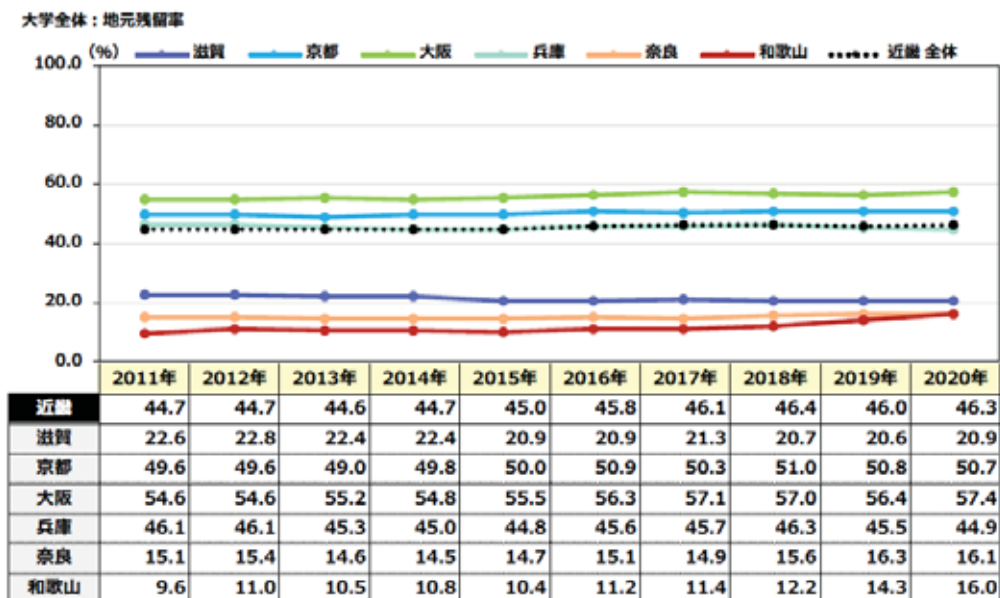
②平成27年～令和2年までは高等学校卒業業者数及び中等教育学校後期課程修了者数の合計であり、18歳人口とは異なる。

(出所)文部科学省「学校基本統計」、令和17年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。

地元残留率の推移（全体：近畿：2011～2020年）

- 大学は、2011年44.7%→2020年46.3%（1.6ポイント上昇）
- 短期大学は、2011年66.7%→2020年67.4%（0.7ポイント上昇）

- ・ 大学で上昇率が高いのは、和歌山県（2011年9.6%→2020年16.0%、6.4ポイント上昇）。
- ・ 短期大学で上昇率が高いのは、和歌山県（2011年31.2%→2020年37.5%、6.3ポイント上昇）。



リクルート進学総研「マーケットレポート Vol.90 2021年4月号」

過去5年間の本学の入学試験状況（単位：人）

学部	学科	入学年度	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	辞退者	入学者数	歩留率	志願倍率	定員超過率
経済学部	(学部一括募集)	平成29年度	600	8,273	8,189	1,537	816	721	0.47	13.79	1.20
		平成30年度	600	8,098	8,021	1,338	658	680	0.51	13.50	1.13
		令和元年度	600	9,500	9,373	1,306	745	561	0.43	15.83	0.94
		令和2年度	600	7,017	6,870	1,462	894	568	0.39	11.70	0.95
		令和3年度	600	5,789	5,722	1,632	1,016	616	0.38	9.65	1.03
経営学部	第1部 経営学科	平成29年度	330	4,549	4,496	843	463	380	0.45	13.78	1.15
		平成30年度	330	5,675	5,623	752	403	349	0.46	17.20	1.06
		令和元年度	330	6,031	5,973	799	481	318	0.40	18.28	0.96
		令和2年度	330	5,302	5,215	874	557	317	0.36	16.07	0.96
		令和3年度	330	3,950	3,873	862	518	344	0.40	11.97	1.04
	第1部 ビジネス法学科	平成29年度	180	1,477	1,462	377	178	199	0.53	8.21	1.11
		平成30年度	180	1,918	1,893	352	157	195	0.55	10.66	1.08
		令和元年度	180	1,746	1,722	356	174	182	0.51	9.70	1.01
		令和2年度	180	1,541	1,499	428	247	181	0.42	8.56	1.01
		令和3年度	180	1,122	1,102	424	228	196	0.46	6.23	1.09
	第2部 経営学科	平成29年度	110	510	493	159	39	120	0.75	4.64	1.09
		平成30年度	110	601	592	163	47	116	0.71	5.46	1.05
		令和元年度	110	634	624	160	54	106	0.66	5.76	0.96
令和2年度		110	494	480	165	52	113	0.68	4.49	1.03	
情報社会学部	情報社会学科	平成29年度	250	2,923	2,905	575	267	308	0.54	11.69	1.23
		平成30年度	250	3,187	3,162	491	227	264	0.54	12.75	1.06
		令和元年度	250	3,534	3,486	534	276	258	0.48	14.14	1.03
		令和2年度	250	2,828	2,789	585	323	262	0.45	11.31	1.05
		令和3年度	250	1,874	1,838	608	352	256	0.42	7.50	1.02
人間科学部	人間科学科	平成29年度	175	2,421	2,410	397	193	204	0.51	13.83	1.17
		平成30年度	175	2,450	2,437	354	163	191	0.54	14.00	1.09
		令和元年度	175	2,596	2,561	386	197	189	0.49	14.83	1.08
		令和2年度	175	2,507	2,481	441	262	179	0.41	14.33	1.02
		令和3年度	175	1,919	1,902	375	192	183	0.49	10.97	1.05
全学部学科合計	平成29年度	1,645	20,153	19,955	3,888	1,956	1,932	0.50	12.25	1.17	
	平成30年度	1,645	21,929	21,728	3,450	1,655	1,795	0.52	13.33	1.09	
	令和元年度	1,645	24,041	23,739	3,541	1,927	1,614	0.46	14.61	0.98	
	令和2年度	1,645	19,689	19,334	3,955	2,335	1,620	0.41	11.97	0.98	
	令和3年度	1,645	14,996	14,772	4,072	2,370	1,702	0.42	9.12	1.03	

本学作成

資料9 「AI人材」6割不足（省略）

1（書類等の題名）

「AI人材」6割不足（【資料9】1ページ）

2（出典）

日本経済新聞ホームページ

株式会社日本経済新聞社

3（引用範囲）

「AI人材」6割不足～関西で25年、民間予測 2017年9月20日」（1ページ）

https://www.nikkei.com/article/DGXLASHD19H6K_Z10C17A9LKA000/

4（その他の説明）

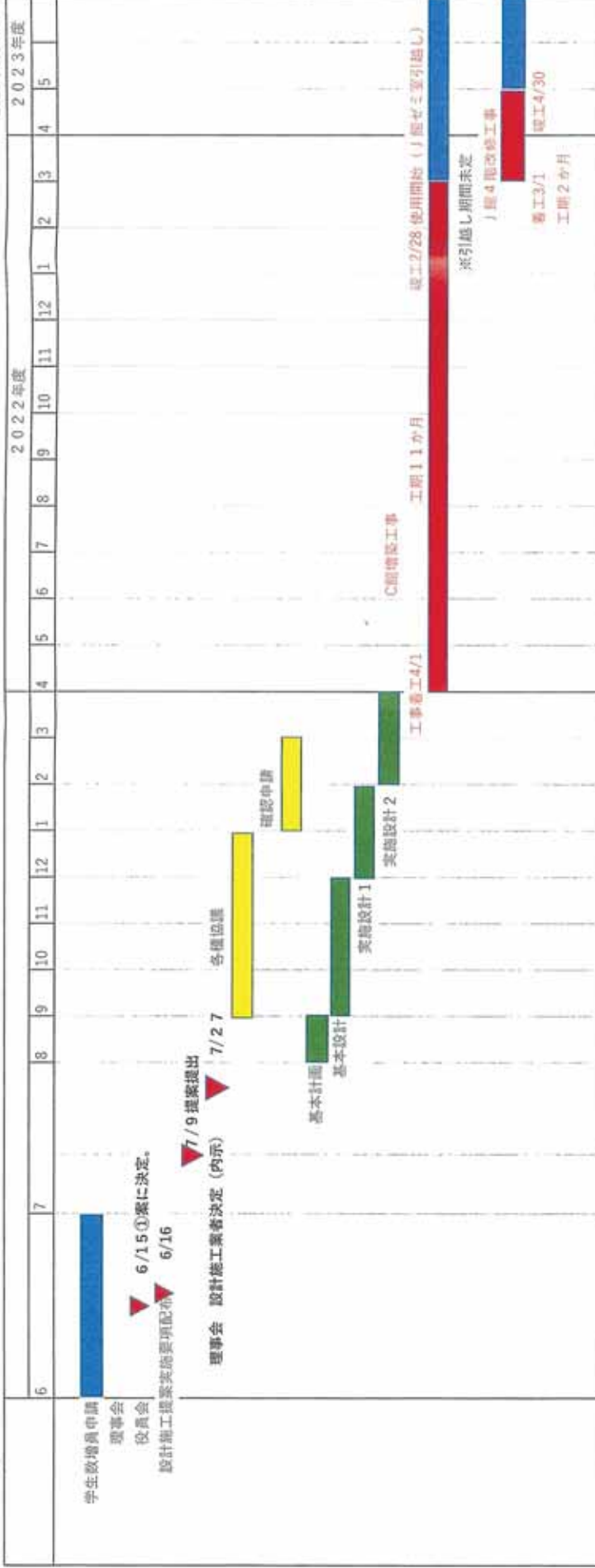
特になし

資料10

(仮称)大阪経済大学C館増築、J館改修工事計画

スケジュール表

2021年5月28日



教育課程等の概要															
(経済学部経済学科)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
全学共通科目 外国語科目	英語Ⅰ a [R&W]	1前		1		○			2	2				兼28	
	英語Ⅰ b [L&S]	1前		1		○								兼28	
	英語Ⅱ a [R&W]	1後		1		○			2	2				兼27	
	英語Ⅱ b [L&S]	1後		1		○								兼28	
	英語Ⅲ a [R&W]	2前		1		○								兼24	
	英語Ⅲ b [L&S]	2前		1		○								兼24	
	英語Ⅳ a [R&W]	2後		1		○								兼24	
	英語Ⅳ b [L&S]	2後		1		○								兼24	
	フランス語Ⅰ a [講読]	1前		1		○									兼4
	フランス語Ⅰ b [文法]	1前		1		○									兼3
	フランス語Ⅱ a [講読]	1後		1		○									兼4
	フランス語Ⅱ b [文法]	1後		1		○									兼4
	フランス語Ⅲ a [講読]	2前		1		○									兼2
	フランス語Ⅲ b [文法]	2前		1		○									兼2
	フランス語Ⅳ a [講読]	2後		1		○									兼2
	フランス語Ⅳ b [文法]	2後		1		○									兼2
	ドイツ語Ⅰ a [講読]	1前		1		○									兼3
	ドイツ語Ⅰ b [文法]	1前		1		○									兼4
	ドイツ語Ⅱ a [講読]	1後		1		○									兼3
	ドイツ語Ⅱ b [文法]	1後		1		○									兼4
	ドイツ語Ⅲ a [講読]	2前		1		○									兼2
	ドイツ語Ⅲ b [文法]	2前		1		○									兼2
	ドイツ語Ⅳ a [講読]	2後		1		○									兼2
	ドイツ語Ⅳ b [文法]	2後		1		○									兼2
	スペイン語Ⅰ a [講読]	1前		1		○									兼5
	スペイン語Ⅰ b [文法]	1前		1		○									兼4
	スペイン語Ⅱ a [講読]	1後		1		○									兼5
	スペイン語Ⅱ b [文法]	1後		1		○									兼4
	スペイン語Ⅲ a [講読]	2前		1		○									兼2
	スペイン語Ⅲ b [文法]	2前		1		○									兼2
	スペイン語Ⅳ a [講読]	2後		1		○									兼1
	スペイン語Ⅳ b [文法]	2後		1		○									兼2
	中国語Ⅰ a	1前		1		○				1					兼9
	中国語Ⅰ b	1前		1		○									兼1
	中国語Ⅱ a	1後		1		○				1					兼9
	中国語Ⅱ b	1後		1		○									兼1
	中国語Ⅲ a	2前		1		○									兼3
	中国語Ⅲ b	2前		1		○									兼3
	中国語Ⅳ a	2後		1		○									兼3
	中国語Ⅳ b	2後		1		○									兼3
	朝鮮語Ⅰ a	1前		1		○									兼4
朝鮮語Ⅰ b	1前		1		○									兼4	
朝鮮語Ⅱ a	1後		1		○									兼4	
朝鮮語Ⅱ b	1後		1		○									兼4	
朝鮮語Ⅲ a	2前		1		○									兼2	
朝鮮語Ⅲ b	2前		1		○									兼2	
朝鮮語Ⅳ a	2後		1		○									兼2	
朝鮮語Ⅳ b	2後		1		○									兼2	
日本語Ⅰ a	1前		1		○									兼1	
日本語Ⅰ b	1前		1		○									兼1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
外国語科目	日本語Ⅱ a	1後		1		○									兼1	集中
	日本語Ⅱ b	1後		1		○									兼1	
	日本語Ⅲ a	2前		1		○									兼1	
	日本語Ⅲ b	2前		1		○									兼1	
	日本語Ⅳ a	2後		1		○									兼1	
	日本語Ⅳ b	2後		1		○									兼1	
	日本語Ⅴ a	3前		1		○									兼1	
	日本語Ⅴ b	3前		1		○									兼1	
	日本語Ⅵ a	3後		1		○									兼1	
	日本語Ⅵ b	3後		1		○									兼1	
	TOEIC I	1・2・3・4前		2		○									兼5	
	TOEIC II	1・2・3・4後		2		○									兼5	
	TOEIC III	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	英語コミュニケーションⅠ	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	英語コミュニケーションⅡ	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	ビジネス英語Ⅰ	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	ビジネス英語Ⅱ	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	フランス語演習	2・3・4後		2		○			1						兼1	
	ドイツ語演習	2・3・4後		2		○									兼1	
	中国語演習	2・3・4前後		2		○									兼4	
スペイン語演習	2・3・4後		2		○									兼1		
朝鮮語演習	2・3・4後		2		○									兼1		
語学研修	1・2・3・4後		2		○			1	0					兼2		
外国語特殊講義	1・2・3・4前後		2		○			1	1					兼2		
資格英語Ⅰ	1・2・3・4前後		2		○			1						兼3		
資格英語Ⅱ	1・2・3・4前後		2		○			1						兼3		
小計(76科目)	—	—	0	92	0	—	—	5	2	0	0	0	0	兼101	—	
全学共通科目	広域科目	哲学入門	1・2・3・4前		2		○								兼2	集中
		現代と哲学	1・2・3・4後		2		○								兼2	
		心理学入門	1・2・3・4前		2		○								兼5	
		現代の心理学	1・2・3・4後		2		○								兼5	
		倫理学入門	1・2・3・4前		2		○								兼2	
		現代の倫理	1・2・3・4後		2		○								兼2	
		現代と宗教	1・2・3・4前後		2		○								兼1	
		人文地理学	1・2・3・4前後		2		○								兼2	
		教育学入門	1・2・3・4前		2		○				1					
		現代と教育	1・2・3・4前後		2		○								兼1	
		芸術学入門	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		美術史	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		日本文化論	1・2・3・4前後		2		○								兼2	
		日本語表現	1・2・3・4前後		2		○								兼2	
		文学入門	1・2・3・4前		2		○			1					兼2	
		日本の文学	1・2・3・4後		2		○			1					兼2	
	中国の文学	1・2・3・4後		2		○								兼1		
	欧米の文学	1・2・3・4後		2		○								兼1		
	歴史学入門	1・2・3・4前		2		○			1	1						
	日本の歴史	1・2・3・4後		2		○				1						
	アジアの歴史	1・2・3・4前		2		○								兼1		
	ヨーロッパの歴史	1・2・3・4後		2		○								兼1		
	政治学入門	1・2・3・4前		2		○								兼2		
	現代の政治	1・2・3・4後		2		○								兼2		
	法学入門	1・2・3・4前		2		○								兼2		
	現代の法	1・2・3・4後		2		○								兼1		
	日本の憲法	1・2・3・4前		2		○								兼1		
	経済学入門	1・2・3・4前		2	2	○			4	8	4					
	現代の日本経済	1・2・3・4前		2	2	○								兼1		
	経営学入門	1・2・3・4前		2	2	○								兼1		
	現代のビジネス	1・2・3・4前		2	2	○								兼1		
社会学入門	1・2・3・4前		2	2	○								兼2			
現代社会論	1・2・3・4前後		2	2	○								兼3			
考古学	1・2・3・4後		2	2	○								兼1			
民俗学	1・2・3・4後		2	2	○								兼1			

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
全学 共通科目	広域科目	大阪の経済と文化	1・2・3・4後	2		○										兼1	
		大阪経済大学の歴史	1・2・3・4前	2		○										兼1	
		スポーツの理論	1・2・3・4前後	2		○										兼3	
		レクリエーションの理論	1・2・3・4前後	2		○										兼2	
		健康増進の理論	1・2・3・4前後	2		○										兼6	
		スポーツ方法学	1・2・3・4前後	2		○										兼7	
		レクリエーション方法学	1・2・3・4前後	2		○										兼9	
		地理学入門	1・2・3・4前後	2		○										兼2	
		地誌	1・2・3・4後	2		○										兼1	
		自然科学概論	1・2・3・4前後	2		○										兼1	
		科学史	1・2・3・4前後	2		○										兼1	
		数学入門	1・2・3・4前	2		○				1						兼1	
		現代の数学	1・2・3・4後	2		○				1						兼1	
		物理学入門	1・2・3・4前	2		○										兼1	
		現代と物理学	1・2・3・4後	2		○										兼1	
		化学入門	1・2・3・4前	2		○										兼1	
		現代と化学	1・2・3・4後	2		○										兼1	
		宇宙の科学	1・2・3・4前後	2		○										兼1	
		地球の科学	1・2・3・4後	2		○										兼1	
		自然地理学	1・2・3・4前	2		○										兼1	
		生物学入門	1・2・3・4前	2		○										兼1	
		データサイエンス概論	1・2・3・4前後	2		○										兼2	
		統計学入門	1・2・3・4前	2		○										兼2	
		現代と統計	1・2・3・4後	2		○										兼2	
		キャリアデザイン	1・2前後	2		○					1					兼4	
		インターンシップ	2・3前	2		○										兼2	
		プレゼンテーション入門	2・3前後	2		○					1					兼1	
		論理的思考入門	2・3・4前後	2		○				1						兼2	
		日本語表現演習（書き方）	1・2・3・4前後	2		○										兼3	
		日本語表現演習（話し方）	1・2・3・4前後	2		○										兼2	
		社会人基礎学力Ⅰ	1・2・3・4前後	2		○										兼1	
	社会人基礎学力Ⅱ	1・2・3・4前後	2		○										兼2		
	共通特殊講義	1・2・3・4前後	2		○				1						兼4		
	小計（68科目）	—	2	134	0	—			6	6	3	0	0		兼88		
	グ ロー バル 科目	American Society and Culture	2・3・4後	2		○			1								
		Contemporary Chinese Economy	2・3・4後	2		○					1						
		International Communication	2・3・4後	2		○				1							
		Japan-China Relations	2・3・4後	2		○			1								
		Japanese Politics	2・3・4前	2		○				1							
		Economics & the Global Economy	2・3・4前	2		○			1								
		International Commercial Law	2・3・4後	2		○										兼1	
		Introduction to Japanese Business	2・3・4後	2		○										兼1	
		Financial Accounting	2・3・4前	2		○										兼1	
		Accounting History	2・3・4後	2		○										兼1	
		Comparative Civilizations	2・3・4後	2		○										兼1	
		Global History	2・3・4前	2		○										兼1	
	小計（12科目）	—	0	24	0	—			1	3	2	0	0		兼5		
	学 科 専 攻 科 目	(a) 基礎科目	マクロ経済学基礎	1後	2		○			4						兼2	
			ミクロ経済学基礎	1後	2		○			1	5					兼1	
			経済理論基礎	1後	2		○			1		1				兼1	
			経済史基礎	1前後	2		○			5	2					兼5	
			データ処理基礎	1前	2		○									兼1	
		(b) コース科目	日本経済論	1前	2		○			1							
			金融論	1後	2		○				1						
			経済政策	1前	2		○			1							
			社会政策	1後	2		○			1							兼1
			国際経済論	1前	2		○				1						
			開発経済論	1後	2		○			1							
			地域経済論	1後	2		○			1							
			地域政策	1前	2		○			1							
	小計（13科目）	—	0	26	0	—			17	9	1	0	0		兼11		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考				
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手					
学科専攻科目 (B) 発展科目	(a) 基礎科目	経済数学基礎	1・2前	2		○				1								
		経済数学	1・2後	2		○				1								
		マクロ経済学	3・4前	4		○			1									
		マクロ経済学特論	3・4後	2		○			1									
		マクロ経済動学	2・3前	2		○			1									
		マクロ経済動学特論	2・3後	2		○			1									
		ミクロ経済学	3・4前	4		○				1								
		ゲーム理論	3・4前	2		○												兼1
		行動経済学	3・4前	2		○					1							
		社会経済学	1・2前	2		○							1					
		社会経済学特論	2・3後	2		○							1					
		経済理論Ⅰ	2・3前	4		○												兼1
		経済理論Ⅱ	3・4後	4		○												兼1
		日本経済史	1・2前	2		○				1								
		日本経済史特論	2・3後	2		○				1								
		西洋経済史	1・2前	2		○				1								
		西洋経済史特論	2・3後	2		○				1								
		世界経済史	1前	2		○				1								
		現代経済史	1後	2		○				1								
		アジア経済史	3前	2		○												兼1
		社会思想史	2・3前	2		○							1					
		社会思想史特論	2・3後	2		○							1					
		経済学史	2・3前	2		○				1								
		経済学史特論	2・3後	2		○				1								
		統計学基礎	1・2前	2		○							3					兼1
		統計学のための数学	1・2後	2		○							1					兼1
		データ処理発展	2・3前	2		○												兼1
		プログラミングⅠ	3・4前	2		○												兼1
		プログラミングⅡ	3・4後	2		○												兼1
	統計学	2・3前	2		○				1								兼3	
	経済統計	2・3後	4		○				1								兼1	
	計量経済学Ⅰ	2・3前	2		○							1						
	計量経済学Ⅱ	2・3後	2		○							1						
	国民経済計算論	2・3前	4		○												兼1	
	経済情報処理	2後	2		○												兼1	
	実験経済学	3・4後	2		○							1						
	(b) コース科目	日本経済特論	3・4後	2		○			1								兼1	
		アメリカ経済論	2・3前	2		○											兼1	
		ヨーロッパ経済論	2・3前	2		○			1									
		アジア経済論	2・3前	2		○											兼1	
		アジア経済特論	3・4後	2		○											兼1	
		中国经济論	2・3前	2		○							1					
		中国经济特論	3・4後	2		○							1					
		ロシア経済論	3・4後	2		○											兼1	
		ラテンアメリカ経済論	3・4前	2		○											兼1	
		社会主義経済論	3・4後	2		○											兼1	
		金融特論	3・4後	2		○							1					
		金融政策論	2・3前	2		○			1									
		金融政策特論	3・4後	2		○			1									
金融システム論		2・3前	2		○			1										
金融システム特論		3・4後	2		○			1										
資本市場論		3・4前	2		○											兼1		
企業ファイナンス論		3・4後	2		○											兼1		
国際金融論		2・3前	4		○			1										
地域金融論		3・4後	2		○											兼1		
経済政策特論		3・4前	2		○			1										
産業組織論		2・3前	4		○			1										
流通経済論		2・3前	2		○							1						
流通経済特論	3・4後	2		○							1							
労働経済論	1・2後	2		○							1							
労働経済特論	2・3前	2		○							1							
公共経済学	2・3前	4		○							1							

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
	公共政策	2・3後		2		○									兼1
	財政学	2・3前		2		○			1						
	財政政策	3・4後		2		○			1						
	地方財政論	2・3後		2		○			1						
	福祉国家論	2・3後		2		○			1						
	社会保障論	1・2前		2		○			1						兼1
	社会福祉論	2・3前		2		○									兼1
	高齢者福祉論	3・4後		2		○			1						
	教育と社会	3・4後		2		○				1					
	ジェンダー論	2・3後		2		○									兼1
	環境経済学	2・3前		2		○				1					兼1
	環境政策	3・4後		2		○									兼1
	環境社会学	3・4前		2		○									兼1
	憲法Ⅰ	1・2前		2		○									兼1
	憲法Ⅱ	2・3前		2		○									兼1
	民法Ⅰ	1・2前		2		○									兼1
	民法Ⅱ	1・2後		2		○									兼1
	労働法	2・3前		4		○			1						
	行政学	2・3後		2		○				1					
	行政法総論	2・3前		2		○					1				
	行政法各論	3・4後		2		○					1				
	政治学	2・3前		2		○				1					
	地方自治論	2・3前		2		○			1						
	地方自治法	3・4前		2		○					1				
	自治体法務	3・4後		2		○					1				
	税法総論	2・3前		2		○				1					
	税法各論	3・4後		2		○				1					
	国際経済特論	3・4前		2		○				1					
	開発経済特論	3・4後		2		○			1						
	国際貿易論	3・4後		2		○									兼1
	国際政治学	2・3前		2		○				1					
	国際関係論	3・4後		2		○				1					
	国際社会論	2・3前		2		○				1					
	日中交流史	2・3前		2		○			1						
	日中交流史特論	3・4後		2		○			1						
	中国近現代史	2・3前		2		○			1						
	中国近現代史特論	3・4後		2		○			1						
	経済地理学	3・4前		2		○									兼1
	農業経済論	2・3前		2		○			1						
	農村政策	3・4後		2		○			1						
	都市経済論	2・3前		2		○			1						
	都市政策	3・4前		2		○									兼1
	都市計画	3・4後		2		○									兼1
	地域開発論	2・3前		2		○			1						
	交通経済論	3・4後		2		○									兼1
	中小企業論	2・3後		2		○									兼1
	中小企業政策	3・4後		2		○			1						
	地域商業政策	3・4後		2		○									兼1
	関西経済論	2・3後		2		○									兼1
	地域文化論	2・3前		2		○									兼1
	地域コミュニティ論	2・3後		2		○									兼1
	地域防災論	3・4前		2		○									兼1
	多文化共生論	1・2前		2		○					1				
	経営学(基礎)	2・3前		2		○									兼1
	非営利組織論	3・4前		2		○									兼1
	海外実習	2・3・4前		2		○			1	1	1				
	工場見学	2・3・4集中		2		○			1						
	地域・社会調査	2・3前		2		○			6	1					兼1
	ボランティア論	2・3・4集中		2		○									兼1
	産業・金融コース特殊講義	2・3・4前後		2		○									兼4

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
(B) 発展科目 (b) コース科目	公共政策コース特殊講義	2・3・4前後		2		○										兼1	
	国際政治経済コース特殊講義	2・3・4前後		2		○										兼2	
	地域政策コース特殊講義	2・3・4前後		2		○					1						
	小計 (125科目)	—	0	270	0	—	—	—	28	22	5	0	0			兼58	
	(C) 選択科目	応用ミクロ計量経済学	3・4前		2		○				1						
		データ分析Ⅰ	3・4前		2		○				1						
		データ分析Ⅱ	3・4後		2		○				1						
		機械学習Ⅰ	3・4前		2		○				1						
		機械学習Ⅱ	3・4後		2		○				1						
		アメリカン・スタディーズ	1・2前		2		○			1							
		フランス語圏文化論	1・2前		2		○			1							
		中国の歴史と文化	1・2前		2		○			1							
		日本の文化	1・2後		2		○			1							
		データサイエンス特殊講義	3・4前		2		○										兼1
		グローバル人材特殊講義	3・4前		2		○					1					
		経済学部特殊講義	3・4後		2		○			6	2	1					兼10
特別演習		3前		2			○		2	7							
日本史概説		2・3前		2		○				1							
西洋史概説		2・3前		2		○			1								
東洋史概説	2・3前		2		○										兼1		
小計 (16科目)	—	0	32	0	—	—	—	13	15	2	0	0			兼12		
(D) 演習科目	基礎演習Ⅰ	1前	2				○		23	15	5						
	基礎演習Ⅱ	1後		2			○		28	21	5						
	演習Ⅰ	2後		2			○		28	22	5					兼1	
	演習Ⅱ	3前		2			○		28	22	5					兼1	
	演習Ⅲ	3後		2			○		28	22	5					兼1	
	卒業研究	4通		4			○		28	22	5					兼1	
	小計 (6科目)	—	2	12	0	—	—	28	22	5	0	0				兼4	
合計 (316科目)	—	4	590	0	—	—	28	22	5	0	0				兼237		
学位又は称号	学士 (経済学)	学位又は学科の分野			経済学関係												
卒業要件及び履修方法					授業期間等												
<p>卒業に必要な単位数は、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。</p> <p>全学共通科目の外国語科目 (「英語Ⅰa [R&W]」～「日本語Ⅵb」) は12単位 (2カ国語)、広域科目は12単位以上を修得。</p> <p>なお、「日本語Ⅰa～日本語Ⅵb」は、学部国際留学生を対象とする。また、外国語科目 (「TOEICⅠ」～「資格英語Ⅱ」) で修得した単位は広域科目の単位に含めることができる。</p> <p>学科専攻科目は、(A) 基礎科目は14単位以上、(B) 発展科目は36単位以上、(C) 選択科目は36単位以上、(D) 演習科目は必修2単位及び (D) 演習科目 (A) 基礎科目 (B) 発展科目から12単位以上、合計100単位以上を修得。なお、(C) 選択科目は、20単位を上限として、グローバル科目を含む全学共通科目の単位を含めることができる。</p> <p>履修科目の登録の上限は、1年次44単位、2年次以上は48単位。</p>					1学年の学期区分		2学期										
					1学期の授業期間		15週										
					1時限の授業時間		90分										

教育課程等の概要															
(経営学部第1部経営学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
全学共通科目	外国語科目	英語Ⅰa [R&W]		1		○								兼31	
		英語Ⅰb [L&S]	1前	1		○				1				兼27	
		英語Ⅱa [R&W]	1後	1		○					1			兼30	
		英語Ⅱb [L&S]	1後	1		○				1				兼27	
		英語Ⅲa [R&W]	2前	1		○								兼24	
		英語Ⅲb [L&S]	2前	1		○								兼24	
		英語Ⅳa [R&W]	2後	1		○								兼24	
		英語Ⅳb [L&S]	2後	1		○								兼24	
		フランス語Ⅰa [講読]	1前	1		○									兼4
		フランス語Ⅰb [文法]	1前	1		○									兼3
		フランス語Ⅱa [講読]	1後	1		○									兼4
		フランス語Ⅱb [文法]	1後	1		○									兼4
		フランス語Ⅲa [講読]	2前	1		○									兼2
		フランス語Ⅲb [文法]	2前	1		○									兼2
		フランス語Ⅳa [講読]	2後	1		○									兼2
		フランス語Ⅳb [文法]	2後	1		○									兼2
		ドイツ語Ⅰa [講読]	1前	1		○						1			兼2
		ドイツ語Ⅰb [文法]	1前	1		○									兼4
		ドイツ語Ⅱa [講読]	1後	1		○					1				兼2
		ドイツ語Ⅱb [文法]	1後	1		○									兼4
		ドイツ語Ⅲa [講読]	2前	1		○									兼2
		ドイツ語Ⅲb [文法]	2前	1		○									兼2
		ドイツ語Ⅳa [講読]	2後	1		○									兼2
		ドイツ語Ⅳb [文法]	2後	1		○									兼2
		スペイン語Ⅰa [講読]	1前	1		○									兼5
		スペイン語Ⅰb [文法]	1前	1		○									兼4
		スペイン語Ⅱa [講読]	1後	1		○									兼5
		スペイン語Ⅱb [文法]	1後	1		○									兼4
		スペイン語Ⅲa [講読]	2前	1		○									兼2
		スペイン語Ⅲb [文法]	2前	1		○									兼2
		スペイン語Ⅳa [講読]	2後	1		○									兼1
		スペイン語Ⅳb [文法]	2後	1		○									兼2
		中国語Ⅰa	1前	1		○									兼10
		中国語Ⅰb	1前	1		○									兼10
		中国語Ⅱa	1後	1		○									兼10
		中国語Ⅱb	1後	1		○									兼10
		中国語Ⅲa	2前	1		○									兼3
		中国語Ⅲb	2前	1		○									兼3
		中国語Ⅳa	2後	1		○									兼3
		中国語Ⅳb	2後	1		○									兼3
		朝鮮語Ⅰa	1前	1		○									兼4
		朝鮮語Ⅰb	1前	1		○									兼4
		朝鮮語Ⅱa	1後	1		○									兼4
		朝鮮語Ⅱb	1後	1		○									兼4
		朝鮮語Ⅲa	2前	1		○									兼2
		朝鮮語Ⅲb	2前	1		○									兼2
		朝鮮語Ⅳa	2後	1		○									兼2
		朝鮮語Ⅳb	2後	1		○									兼2
		日本語Ⅰa	1前	1		○									兼1
		日本語Ⅰb	1前	1		○									兼1
		日本語Ⅱa	1後	1		○									兼1
		日本語Ⅱb	1後	1		○									兼1
		日本語Ⅲa	2前	1		○									兼1

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
外国語科目	日本語Ⅲb	2前		1		○										兼1	集中
	日本語Ⅳa	2後		1		○										兼1	
	日本語Ⅳb	2後		1		○										兼1	
	日本語Ⅴa	3前		1		○										兼1	
	日本語Ⅴb	3前		1		○										兼1	
	日本語Ⅵa	3後		1		○										兼1	
	日本語Ⅵb	3後		1		○										兼1	
	TOEICⅠ	1・2・3・4前	2			○										兼5	
	TOEICⅡ	1・2・3・4後	2			○										兼5	
	TOEICⅢ	1・2・3・4後	2			○										兼1	
	英語コミュニケーションⅠ	1・2・3・4前	2			○										兼2	
	英語コミュニケーションⅡ	1・2・3・4後	2			○										兼2	
	ビジネス英語Ⅰ	1・2・3・4前	2			○										兼2	
	ビジネス英語Ⅱ	1・2・3・4後	2			○										兼2	
	フランス語演習	2・3・4後	2			○										兼2	
	ドイツ語演習	2・3・4後	2			○					1						
	中国語演習	2・3・4前後	2			○										兼4	
	スペイン語演習	2・3・4後	2			○										兼1	
	朝鮮語演習	2・3・4後	2			○										兼1	
	語学研修	1・2・3・4後	2			○				1						兼2	
	外国語特殊講義	1・2・3・4前後	2			○										兼4	
	資格英語Ⅰ	1・2・3・4前後	2			○				1						兼3	
	資格英語Ⅱ	1・2・3・4前後	2			○				1						兼3	
小計(76科目)	—	—	0	92	0	—	—	—	1	1	2	0	0	兼104	—		
全学共通科目	哲学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2	
	現代と哲学	1・2・3・4後		2		○										兼2	
	心理学入門	1・2・3・4前		2		○										兼5	
	現代の心理学	1・2・3・4後		2		○										兼5	
	倫理学入門	1・2・3・4前		2		○					1					兼1	
	現代の倫理	1・2・3・4後		2		○					1					兼1	
	現代と宗教	1・2・3・4前後		2		○										兼1	
	人文地理学	1・2・3・4前後		2		○										兼2	
	教育学入門	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	現代と教育	1・2・3・4前後		2		○										兼1	
	芸術学入門	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	美術史	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	日本文化論	1・2・3・4前後		2		○						1				兼1	
	日本語表現	1・2・3・4前後		2		○						1				兼1	
	文学入門	1・2・3・4前		2		○						1				兼2	
	日本の文学	1・2・3・4後		2		○										兼3	
	中国の文学	1・2・3・4後		2		○										兼1	
	欧米の文学	1・2・3・4後		2		○						1					
	歴史学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2	
	日本の歴史	1・2・3・4後		2		○										兼1	
	アジアの歴史	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	ヨーロッパの歴史	1・2・3・4後		2		○										兼1	
	政治学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2	
	現代の政治	1・2・3・4後		2		○										兼2	
	法学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2	
	現代の法	1・2・3・4後		2		○										兼1	
	日本の憲法	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	経済学入門	1・2・3・4前		2		○										兼6	
	現代の日本経済	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	経営学入門	1・2・3・4前		2		○					1						
	現代のビジネス	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	社会学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2	
現代社会論	1・2・3・4前後		2		○										兼3		
考古学	1・2・3・4後		2		○										兼1		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
全学共通科目	広域科目	民俗学	1・2・3・4後	2		○											兼1
		大阪の経済と文化	1・2・3・4後	2		○											兼1
		大阪経済大学の歴史	1・2・3・4前	2		○											兼1
		スポーツの理論	1・2・3・4前後	2		○											兼3
		レクリエーションの理論	1・2・3・4前後	2		○											兼2
		健康増進の理論	1・2・3・4前後	2		○											兼6
		スポーツ方法学	1・2・3・4前後	2		○											兼7
		レクリエーション方法学	1・2・3・4前後	2		○											兼9
		地理学入門	1・2・3・4前後	2		○											兼2
		地誌	1・2・3・4後	2		○											兼1
		自然科学概論	1・2・3・4前後	2		○											兼1
		科学史	1・2・3・4前後	2		○											兼1
		数学入門	1・2・3・4前	2		○											兼2
		現代の数学	1・2・3・4後	2		○											兼2
		物理学入門	1・2・3・4前	2		○											兼1
		現代と物理学	1・2・3・4後	2		○											兼1
		化学入門	1・2・3・4前	2		○											兼1
		現代と化学	1・2・3・4後	2		○											兼1
		宇宙の科学	1・2・3・4前後	2		○											兼1
		地球の科学	1・2・3・4後	2		○											兼1
		自然地理学	1・2・3・4前	2		○											兼1
		生物学入門	1・2・3・4前	2		○											兼1
		データサイエンス概論	1・2・3・4前後	2		○											兼2
		統計学入門	1・2・3・4前	2		○						1					兼1
		現代と統計	1・2・3・4後	2		○						1					兼1
		キャリアデザイン	1・2前後	2		○					1	2					兼2
		インターンシップ	2・3前	2		○											兼2
		プレゼンテーション入門	2・3前後	2		○											兼2
		論理的思考入門	2・3・4前後	2		○											兼3
		日本語表現演習（書き方）	1・2・3・4前後	2		○						1					兼2
		日本語表現演習（話し方）	1・2・3・4前後	2		○											兼2
		社会人基礎学力Ⅰ	1・2・3・4前後	2		○											兼1
		社会人基礎学力Ⅱ	1・2・3・4前後	2		○						1					兼1
		共通特殊講義	1・2・3・4前後	2		○					1						兼4
小計（68科目）		—	0	136	0	—			0	3	6	0	0		兼94		
グローバル科目	American Society and Culture	2・3・4後	2		○											兼1	
	Contemporary Chinese Economy	2・3・4後	2		○											兼1	
	International Communication	2・3・4後	2		○											兼1	
	Japan-China Relations	2・3・4後	2		○											兼1	
	Japanese Politics	2・3・4前	2		○											兼1	
	Economics & the Global Economy	2・3・4前	2		○											兼1	
	International Commercial Law	2・3・4後	2		○											兼1	
	Introduction to Japanese Business	2・3・4後	2		○				1								
	Financial Accounting	2・3・4前	2		○											兼1	
	Accounting History	2・3・4後	2		○											兼1	
	Comparative Civilizations	2・3・4後	2		○											兼1	
	Global History	2・3・4前	2		○											兼1	
	小計（12科目）		—	0	24	0	—			1	0	0	0	0		兼10	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
学部基礎科目	経営学Ⅰ	1前	2			○			2						兼1	
	経営学Ⅱ	1後	2			○			2						兼1	
	会計学（初級）Ⅰ	1前		2		○			1	1					兼1	
	会計学（初級）Ⅱ	1後		2		○			1	1					兼1	
	ビジネス法	1前		2		○									兼2	
	アカデミックスキル	1前		2		○			1	1						
	情報実習Ⅰ	1前		2			○				1					
	情報実習Ⅱ	1後		2			○				1					
	会計学（中級）Ⅰ	2前		2		○			2	1						
	会計学（中級）Ⅱ	2後		2		○			2	1						
	小計（10科目）	—	4	16	0			—	6	3	1	0	0		兼4	
	学科専攻科目	選択科目	経営管理論Ⅰ	2前		2		○			1					
			経営管理論Ⅱ	2後		2		○			1					
			経営組織論Ⅰ	2前		2		○			1					
			経営組織論Ⅱ	2後		2		○			1					
			人的資源管理論Ⅰ	2前		2		○			1					
			人的資源管理論Ⅱ	2後		2		○			1					
			マーケティング論Ⅰ	2前		2		○			1					
			マーケティング論Ⅱ	2後		2		○			1					
			経営戦略論Ⅰ	2前		2		○			1					
経営戦略論Ⅱ			2後		2		○			1						
競争戦略論Ⅰ			2前		2		○				1					
競争戦略論Ⅱ			2後		2		○				1					
財務会計論Ⅰ			2前		2		○			1						
財務会計論Ⅱ			2後		2		○			1						
原価計算論Ⅰ			2前		2		○				1					
原価計算論Ⅱ			2後		2		○				1					
管理会計論Ⅰ			3前		2		○				1					
管理会計論Ⅱ			3後		2		○				1					
国際会計論Ⅰ		3前		2		○								兼1		
国際会計論Ⅱ		3後		2		○								兼1		
国際経営論Ⅰ		3前		2		○			1							
国際経営論Ⅱ		3後		2		○			1							
中小企業論Ⅰ		3前		2		○			1							
中小企業論Ⅱ		3後		2		○			1							
生産管理論		3前		2		○								兼1		
企業論Ⅰ		3後		2		○								兼1		
企業論Ⅱ		3前		2		○								兼1		
リーダーシップ論		3前		2		○			1							
流通論Ⅰ		3前		2		○			1							
流通論Ⅱ		3後		2		○			1							
起業論		3通		4		○								兼1		
イノベーション論Ⅰ		3前		2		○			1							
イノベーション論Ⅱ		3後		2		○			1							
ビジネスエシックス	3前		2		○				1							
ビジネスエコノミクスⅠ	3前		2		○				1							
ビジネスエコノミクスⅡ	3後		2		○				1							
サプライチェーンマネジメント論Ⅰ	3前		2		○								兼1			
サプライチェーンマネジメント論Ⅱ	3後		2		○								兼1			
組織間関係論Ⅰ	3前		2		○			1								
組織間関係論Ⅱ	3後		2		○			1								
企業分析基礎Ⅰ	1前		2		○								兼1			
企業分析基礎Ⅱ	1後		2		○								兼1			
基礎金融論	2前		2		○			1								
経営史	2前		2		○			1								
経営統計Ⅰ	3前		2		○					1						
経営統計Ⅱ	3後		2		○					1						
経済学Ⅰ	2前		2		○				1							

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考				
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手					
学 科 専 攻 科 目	選 択 科 目	経済学Ⅱ		2		○				1								
		統計学概論	2通	4		○						1						
		マーケティングリサーチ	3前	4		○				1								
		産業・組織心理学Ⅰ	3前	2		○				1								
		産業・組織心理学Ⅱ	3後	2		○				1								
		国際経営史	3前	2		○				1								
		投資戦略論（株式編）	3前	2		○				1								
		投資戦略論（派生商品編）	3前	2		○				1								
		リスクマネジメント	3前	2		○												兼1
		公益企業論	3前	2		○												兼1
		金融ビジネス論Ⅰ	3前	2		○				1								
		金融ビジネス論Ⅱ	3後	2		○				1								
		会計学（上級）Ⅰ	3前	2		○				1								
		会計学（上級）Ⅱ	3後	2		○				1								
		簿記アドバンスⅠ	3前	2		○				1								
		簿記アドバンスⅡ	3後	2		○				1								
		財務諸表分析	3前	2		○				1								
		企業分析の事例研究	3前	2		○				1								
		コンピュータ会計	2通	4		○												兼1
		税務会計論入門	2前	2		○					1							
		国際税務会計論	3前	2		○					1							
		内部統制監査論	3前	2		○					1							
		監査論	3通	4		○					1							
		連結財務諸表論	3通	4		○												兼1
		社会関連会計論	3通	4		○					1							
		公会計論	3通	4		○					1							
		コーチング&メンタリング	3前	2		○												兼1
		実践ヒューマンスキル	3前	2		○												兼1
		実践マーケティングⅠ	3前	2		○												兼1
		実践マーケティングⅡ	3後	2		○												兼1
		ビジネスプランニングⅠ	3前	2		○					1							
		ビジネスプランニングⅡ	3後	2		○					1							
		行動科学実験法	3前	2		○					1							
		行動計量学	3前	2		○					1							
		販売管理特論初級	2前	2		○												兼1
		販売管理特論中級Ⅰ	3前	2		○												兼1
		販売管理特論中級Ⅱ	3後	2		○												兼1
		マネジメントゲーム	3通	4		○												兼1
		企業分析Ⅰ	2前	2		○												兼1
		企業分析Ⅱ	2後	2		○												兼1
		ビジネスプレゼンテーションⅠ	2前	2		○												兼1
		ビジネスプレゼンテーションⅡ	2後	2		○												兼1
		経営情報実習Ⅰ	2前	2									1					
		経営情報実習Ⅱ	2後	2									1					
		地域企業連携実習	2・3後	2														兼1
		グローバルビジネスの最前線	2・3後	2			○				1							
		組織調査演習	3通	4				○			1							
		民法Ⅰ（総則）	2前	2			○											兼1
		民法Ⅱ（物権）	2前	2			○											兼1
		民法Ⅲ（担保物権）	2後	2			○											兼1
民法Ⅳ（債権総論）	3前	2			○											兼1		
民法Ⅴ（契約法）	3後	2			○											兼1		
企業取引法	2前	2			○											兼1		
有価証券法	2後	2			○											兼1		
ビジネス法実務	2前	2			○											兼1		
会社法	2後	4			○											兼1		
中小企業法	2前	2			○				1									
簿記リテラシーⅠ（3級：商業簿記）	1前	2			○				1									

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
学科専攻科目	簿記リテラシーⅡ(2級:商業簿記)	2前		2		○			1							
	簿記リテラシーⅢ(2級:工業簿記)	2前		2		○			1							
	コーポレートガバナンス	3前		2		○										兼1
	金融商品取引法	3後		2		○										兼1
	国際取引法	3前		2		○										兼1
	憲法Ⅰ	3前		2		○										兼1
	憲法Ⅱ	3後		2		○										兼1
	租税法	3前		4		○										兼1
	経営学特殊講義	2・3前後		2		○			2	1						兼1
	法学特殊講義	2・3前後		2		○			1							兼1
	International Commercial Law	3前		2		○										兼1
	Introduction to Japanese Business	3後		2		○			1							
	外国書講読Ⅰ(経営学)	3前		2			○		1							
	外国書講読Ⅱ(経営学)	3後		2			○		1							
	法学概説	3前		2		○										兼1
職業指導	3通		4				○								兼1	
小計(121科目)		—	0	268	0	—	—	—	11	11	3	0	0		兼27	
演習科目	演習Ⅰ	2後		2		○			11	11	9					
	特別演習	2後		2		○			9	1	1					
	演習Ⅱ	3前		2		○			11	11	9					
	演習Ⅲ	3後		2		○			11	11	9					
	卒業研究	4通		4		○			11	11	9					
小計(5科目)		—	0	12	0	—	—	11	11	9	0	0				
合計(292科目)			—	4	548	0	—	—	11	11	9	0	0		兼225	
学位又は称号		学士(経営学)		学位又は学科の分野			経済学関係									
卒業要件及び履修方法							授業期間等									
卒業に必要な単位数は、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、および学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。 全学共通科目の外国語科目(「英語Ⅰa[R&W]」～「日本語Ⅵb」)は8単位(2カ国語あるいは1カ国語)を修得。広域科目から16単位以上を修得。なお、「日本語Ⅰa～日本語Ⅵb」は、学部国際留学生を対象とする。また、外国語科目(「TOEICⅠ」～「資格英語Ⅱ」)で修得した単位は広域科目の単位に含めることができる。 学科専攻科目は、学部基礎科目のうち、必修科目から4単位、選択科目から8単位以上を修得。学科専門科目のうち、選択科目から78単位以上、演習科目から10単位を修得し、合計100単位以上を修得。なお、演習科目を履修しない場合は、選択科目(経営管理論Ⅰ～租税法)から修得した単位を含めることができる。 履修科目の登録の上限は、1年次44単位、2年次以上は48単位。							1学年の学期区分		2学期							
							1学期の授業期間		15週							
							1時限の授業時間		90分							

教育課程等の概要																
(経営学部第1部ビジネス法学科)																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
全学 共通科目	外国語科目	英語Ⅰa [R&W]		1		○									兼32	
		英語Ⅰb [L&S]		1		○									兼28	
		英語Ⅱa [R&W]	1後	1		○									兼31	
		英語Ⅱb [L&S]	1後	1		○									兼28	
		英語Ⅲa [R&W]	2前	1		○									兼24	
		英語Ⅲb [L&S]	2前	1		○									兼24	
		英語Ⅳa [R&W]	2後	1		○									兼24	
		英語Ⅳb [L&S]	2後	1		○									兼24	
		フランス語Ⅰa [講読]	1前	1		○										兼4
		フランス語Ⅰb [文法]	1前	1		○										兼3
		フランス語Ⅱa [講読]	1後	1		○										兼4
		フランス語Ⅱb [文法]	1後	1		○										兼4
		フランス語Ⅲa [講読]	2前	1		○										兼2
		フランス語Ⅲb [文法]	2前	1		○										兼2
		フランス語Ⅳa [講読]	2後	1		○										兼2
		フランス語Ⅳb [文法]	2後	1		○										兼2
		ドイツ語Ⅰa [講読]	1前	1		○										兼3
		ドイツ語Ⅰb [文法]	1前	1		○										兼4
		ドイツ語Ⅱa [講読]	1後	1		○										兼3
		ドイツ語Ⅱb [文法]	1後	1		○										兼4
		ドイツ語Ⅲa [講読]	2前	1		○										兼2
		ドイツ語Ⅲb [文法]	2前	1		○										兼2
		ドイツ語Ⅳa [講読]	2後	1		○										兼2
		ドイツ語Ⅳb [文法]	2後	1		○										兼2
		スペイン語Ⅰa [講読]	1前	1		○										兼5
		スペイン語Ⅰb [文法]	1前	1		○										兼4
		スペイン語Ⅱa [講読]	1後	1		○										兼5
		スペイン語Ⅱb [文法]	1後	1		○										兼4
		スペイン語Ⅲa [講読]	2前	1		○										兼2
		スペイン語Ⅲb [文法]	2前	1		○										兼2
		スペイン語Ⅳa [講読]	2後	1		○										兼1
		スペイン語Ⅳb [文法]	2後	1		○										兼2
		中国語Ⅰa	1前	1		○										兼10
		中国語Ⅰb	1前	1		○										兼10
		中国語Ⅱa	1後	1		○										兼10
		中国語Ⅱb	1後	1		○										兼10
		中国語Ⅲa	2前	1		○										兼3
		中国語Ⅲb	2前	1		○										兼3
		中国語Ⅳa	2後	1		○										兼3
		中国語Ⅳb	2後	1		○										兼3
		朝鮮語Ⅰa	1前	1		○										兼4
		朝鮮語Ⅰb	1前	1		○										兼4
		朝鮮語Ⅱa	1後	1		○										兼4
		朝鮮語Ⅱb	1後	1		○										兼4
		朝鮮語Ⅲa	2前	1		○										兼2
		朝鮮語Ⅲb	2前	1		○										兼2
		朝鮮語Ⅳa	2後	1		○										兼2
朝鮮語Ⅳb	2後	1		○										兼2		
日本語Ⅰa	1前	1		○										兼1		
日本語Ⅰb	1前	1		○										兼1		
日本語Ⅱa	1後	1		○										兼1		
日本語Ⅱb	1後	1		○										兼1		
日本語Ⅲa	2前	1		○										兼1		
日本語Ⅲb	2前	1		○										兼1		
日本語Ⅳa	2後	1		○										兼1		
日本語Ⅳb	2後	1		○										兼1		
日本語Ⅴa	3前	1		○										兼1		
日本語Ⅴb	3前	1		○										兼1		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
外国語科目	日本語VI a	3後		1		○									兼1	集中
	日本語VI b	3後		1		○									兼1	
	TOEIC I	1・2・3・4前		2		○									兼5	
	TOEIC II	1・2・3・4後		2		○									兼5	
	TOEIC III	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	英語コミュニケーションI	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	英語コミュニケーションII	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	ビジネス英語I	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	ビジネス英語II	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	フランス語演習	2・3・4後		2		○									兼2	
	ドイツ語演習	2・3・4後		2		○									兼1	
	中国語演習	2・3・4前後		2		○									兼4	
	スペイン語演習	2・3・4後		2		○									兼1	
	朝鮮語演習	2・3・4後		2		○									兼1	
	語学研修	1・2・3・4後		2		○									兼3	
	外国語特殊講義	1・2・3・4前後		2		○									兼4	
	資格英語I	1・2・3・4前後		2		○									兼4	
	資格英語II	1・2・3・4前後		2		○									兼4	
	小計(76科目)	—	0	92	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0	兼108	
全学共通科目	哲学入門	1・2・3・4前		2		○					1				兼1	—
	現代と哲学	1・2・3・4後		2		○					1				兼1	
	心理学入門	1・2・3・4前		2		○									兼5	
	現代の心理学	1・2・3・4後		2		○									兼5	
	倫理学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	現代の倫理	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	現代と宗教	1・2・3・4前後		2		○									兼1	
	人文地理学	1・2・3・4前後		2		○									兼2	
	教育学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	現代と教育	1・2・3・4前後		2		○									兼1	
	芸術学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	美術史	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	日本文化論	1・2・3・4前後		2		○									兼2	
	日本語表現	1・2・3・4前後		2		○									兼2	
	文学入門	1・2・3・4前		2		○									兼3	
	日本の文学	1・2・3・4後		2		○									兼3	
	中国の文学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	欧米の文学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	歴史学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	日本の歴史	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	アジアの歴史	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	ヨーロッパの歴史	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	政治学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	現代の政治	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	法学入門	1・2・3・4前		2		○				1					兼1	
	現代の法	1・2・3・4後		2		○					1					
	日本の憲法	1・2・3・4前		2		○				1						
	経済学入門	1・2・3・4前		2		○									兼6	
	現代の日本経済	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	経営学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	現代のビジネス	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	社会学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	現代社会論	1・2・3・4前後		2		○									兼3	
	考古学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	民俗学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	大阪の経済と文化	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	大阪経済大学の歴史	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	スポーツの理論	1・2・3・4前後		2		○									兼3	
	レクリエーションの理論	1・2・3・4前後		2		○									兼2	
	健康増進の理論	1・2・3・4前後		2		○									兼6	
	スポーツ方法学	1・2・3・4前後		2		○									兼7	
レクリエーション方法学	1・2・3・4前後		2		○									兼9		
地理学入門	1・2・3・4前後		2		○									兼2		
地誌	1・2・3・4後		2		○									兼1		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
全学共通科目	広域科目	自然科学概論	1・2・3・4前後	2		○									兼1
		科学史	1・2・3・4前後	2		○									兼1
		数学入門	1・2・3・4前	2		○									兼2
		現代の数学	1・2・3・4後	2		○									兼2
		物理学入門	1・2・3・4前	2		○									兼1
		現代と物理学	1・2・3・4後	2		○									兼1
		化学入門	1・2・3・4前	2		○									兼1
		現代と化学	1・2・3・4後	2		○									兼1
		宇宙の科学	1・2・3・4前後	2		○									兼1
		地球の科学	1・2・3・4後	2		○									兼1
		自然地理学	1・2・3・4前	2		○									兼1
		生物学入門	1・2・3・4前	2		○									兼1
		データサイエンス概論	1・2・3・4前後	2		○									兼2
		統計学入門	1・2・3・4前	2		○									兼2
		現代と統計	1・2・3・4後	2		○									兼2
		キャリアデザイン	1・2前後	2		○									兼5
		インターンシップ	2・3前	2		○									兼2
		プレゼンテーション入門	2・3前後	2		○									兼2
		論理的思考入門	2・3・4前後	2		○									兼3
		日本語表現演習（書き方）	1・2・3・4前後	2		○									兼3
	日本語表現演習（話し方）	1・2・3・4前後	2		○									兼2	
	社会人基礎学力Ⅰ	1・2・3・4前後	2		○									兼1	
	社会人基礎学力Ⅱ	1・2・3・4前後	2		○									兼2	
	共通特殊講義	1・2・3・4前後	2		○									兼5	
	小計（68科目）	—	0	136	0	—			2	2	0	0	0	兼99	
	グローバル科目	American Society and Culture	2・3・4後	2		○									兼1
		Contemporary Chinese Economy	2・3・4後	2		○									兼1
		International Communication	2・3・4後	2		○									兼1
Japan-China Relations		2・3・4後	2		○									兼1	
Japanese Politics		2・3・4前	2		○									兼1	
Economics & the Global Economy		2・3・4前	2		○									兼1	
International Commercial Law		2・3・4後	2		○				1					兼1	
Introduction to Japanese Business		2・3・4後	2		○									兼1	
Financial Accounting		2・3・4前	2		○									兼1	
Accounting History		2・3・4後	2		○									兼1	
Comparative Civilizations		2・3・4後	2		○									兼1	
Global History		2・3・4前	2		○									兼1	
小計（12科目）	—	0	24	0	—			0	0	1	0	0	兼10		
学科専攻科目	学部基礎科目	経営学Ⅰ	1前	2		○			1					兼2	
		経営学Ⅱ	1後	2		○			1					兼2	
		会計学（初級）Ⅰ	1前	2		○								兼2	
		会計学（初級）Ⅱ	1後	2		○								兼2	
		ビジネス法	1前	2		○			2						
		アカデミックスキル	1前	2		○								兼2	
		情報実習Ⅰ	1前	2			○							兼1	
		情報実習Ⅱ	1後	2			○							兼1	
		会計学（中級）Ⅰ	2前	2		○								兼3	
		会計学（中級）Ⅱ	2後	2		○								兼3	
	小計（10科目）	—	4	16	0	—			3	0	0	0	0	兼7	
	学科専門科目	学科必修科目	民法Ⅰ（総則）	2前	2		○			1					
			民法Ⅱ（物権）	2前	2		○			1					
			民法Ⅲ（担保物権）	2後	2		○			1					
			民法Ⅳ（債権総論）	3前	2		○			1					
			民法Ⅴ（契約法）	3後	2		○			1					
		小計（5科目）	—	10	0	0	—			3	0	0	0	0	
		選択科目	民法Ⅵ（法定債権）	3前	2		○			1					
民法Ⅶ（親族・相続）			3後	2		○			1						
企業取引法			2前	2		○				1					
有価証券法	2後		2		○			1	1						
ビジネス法実務	2前	2		○			1								
会社法	2後	4		○			1								
経営管理論Ⅰ	2前	2		○								兼1			
経営管理論Ⅱ	2後	2		○								兼1			

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
学科 専攻科目	学科 専門科目 選択科目	経営組織論Ⅰ	2前	2		○										兼1	
		経営組織論Ⅱ	2後	2		○										兼1	
		経営戦略論Ⅰ	2前	2		○										兼1	
		経営戦略論Ⅱ	2後	2		○										兼1	
		マーケティング論Ⅰ	2前	2		○										兼1	
		マーケティング論Ⅱ	2後	2		○										兼1	
		競争戦略論Ⅰ	2前	2		○										兼1	
		競争戦略論Ⅱ	2後	2		○										兼1	
		人的資源管理論Ⅰ	2前	2		○										兼1	
		人的資源管理論Ⅱ	2後	2		○										兼1	
		金融商品取引法	3後	2		○				1							
		国際取引法	3前	2		○					1						
		International Commercial Law	3前	2		○					1						
		不動産法Ⅰ（基礎）	3前	2		○				1							
		不動産法Ⅱ（展開）	3後	2		○				1							
		憲法Ⅰ	3前	2		○				1							
		憲法Ⅱ	3後	2		○				1							
		刑法Ⅰ（総論）	3前	2		○				1							
		刑法Ⅱ（各論）	3後	2		○				1							
		労働法Ⅰ	3前	2		○					1						
		労働法Ⅱ	3後	2		○					1						
		行政法Ⅰ	3前	2		○					1						
		行政法Ⅱ	3後	2		○					1						
		消費者法	3前	2		○											兼1
		中小企業法	3前	2		○				1							
		経済法Ⅰ	3前	2		○				1							
		経済法Ⅱ	3後	2		○				1							
		知的財産法Ⅰ	3前	2		○				1							
		知的財産法Ⅱ	3後	2		○				1							
		社会保障法	3前	2		○				1							
		経済刑法	3後	2		○				1	1						
		租税法	3通	4		○				1							
		民事訴訟法	3通	4		○											兼1
		簿記リテラシーⅠ（3級：商業簿記）	1前	2		○											兼1
		簿記リテラシーⅡ（2級：商業簿記）	2前	2		○											兼1
		簿記リテラシーⅢ（2級：工業簿記）	2前	2		○											兼1
		財務諸表分析	3前	2		○											兼1
		管理会計論Ⅰ	2前	2		○											兼1
		管理会計論Ⅱ	2後	2		○											兼1
		財務会計論Ⅰ	2前	2		○											兼1
		財務会計論Ⅱ	2後	2		○											兼1
		原価計算論Ⅰ	2前	2		○											兼1
		原価計算論Ⅱ	2後	2		○											兼1
		国際会計論Ⅰ	2前	2		○											兼1
		国際会計論Ⅱ	2後	2		○											兼1
		ビジネスエシックス	3前	2		○											兼1
		コーポレートガバナンス	3前	2		○				1							
		リーガルリサーチ	3前	2				○		1							
		リーガルディベート	3前	2				○			1						
		事例・判例研究	3前	2				○									兼1
模擬裁判	3前	2				○									兼1		
模擬契約	3後	2				○									兼1		
企業分析基礎Ⅰ	1前	2			○										兼1		
企業分析基礎Ⅱ	1後	2			○										兼1		
企業分析Ⅰ	2前	2			○										兼1		
企業分析Ⅱ	2後	2			○										兼1		
マネジメントゲーム	3通	4			○										兼1		
ビジネスプランニングⅠ	3前	2			○										兼1		
ビジネスプランニングⅡ	3後	2			○										兼1		
基礎金融論	2前	2			○										兼1		
経営統計Ⅰ	2前	2			○										兼1		
経営統計Ⅱ	2後	2			○										兼1		
企業分析の事例研究	2前	2			○										兼1		
金融ビジネス論Ⅰ	3前	2			○										兼1		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
学科 専攻科目	選択科目	金融ビジネス論Ⅱ	3後	2		○										兼1
		経済学Ⅰ	2前	2		○										兼1
		経済学Ⅱ	2後	2		○										兼1
		ビジネスエコノミクスⅠ	3前	2		○										兼1
		ビジネスエコノミクスⅡ	3後	2		○										兼1
		コーチング&メンタリング	3前	2		○										兼1
		実践ヒューマンスキル	3前	2		○										兼1
		実践マーケティングⅠ	3前	2		○										兼1
		実践マーケティングⅡ	3後	2		○										兼1
		ビジネスプレゼンテーションⅠ	2前	2		○										兼1
		ビジネスプレゼンテーションⅡ	2後	2		○										兼1
		販売管理特論初級	2前	2		○										兼1
		販売管理特論中級Ⅰ	3前	2		○										兼1
		販売管理特論中級Ⅱ	3後	2		○										兼1
		投資戦略論(株式編)	3前	2		○										兼1
		投資戦略論(派生商品編)	3後	2		○										兼1
		統計学概論	2通	4		○										兼1
		マーケティングリサーチ	3前	4		○										兼1
		コンピュータ会計	2通	4		○										兼1
		企業論Ⅰ	3前	2		○										兼1
		企業論Ⅱ	3後	2		○										兼1
		中小企業論Ⅰ	3前	2		○										兼1
		中小企業論Ⅱ	3後	2		○										兼1
		生産管理論	3前	2		○										兼1
		起業論	3通	4		○										兼1
		国際経営論Ⅰ	3前	2		○										兼1
		国際経営論Ⅱ	3後	2		○										兼1
		リーダーシップ論	3前	2		○										兼1
		流通論Ⅰ	3前	2		○										兼1
		流通論Ⅱ	3後	2		○										兼1
		サプライチェーンマネジメント論Ⅰ	3前	2		○										兼1
		サプライチェーンマネジメント論Ⅱ	3後	2		○										兼1
		監査論	3通	4		○										兼1
		組織調査演習	3通	4				○								兼1
		外国書講読Ⅰ(経営学)	3前	2				○								兼1
		外国書講読Ⅱ(経営学)	3後	2				○								兼1
		簿記アドバンスⅠ	3前	2				○								兼1
		簿記アドバンスⅡ	3後	2				○								兼1
		会計学(上級)Ⅰ	3前	2				○								兼1
		会計学(上級)Ⅱ	3後	2				○								兼1
		連結財務諸表論	3通	4				○								兼1
		税務会計論入門	3前	2				○								兼1
		国際税務会計論	3前	2				○								兼1
		内部統制監査論	3前	2				○								兼1
		社会関連会計論	3通	4				○								兼1
		公会計論	3通	4				○								兼1
		法学特殊講義	2・3前後	2				○				1				
		外国書講読Ⅰ(法学)	3前	2				○				1				
		外国書講読Ⅱ(法学)	3後	2				○				1				
		経営学特殊講義	2・3前後	2				○				1				兼3
地域企業連携実習	2・3後	2					○			1						
グローバルビジネスの最前線	2・3後	2				○								兼1		
Introduction to Japanese Business	3後	2				○								兼1		
法学概説	3前	2				○								兼1		
職業指導	3通	4								○				兼1		
小計(127科目)		—	0	282	0	—			8	5	2	0	0	兼40		
学科 専攻科目	演習科目	演習Ⅰ	2後	2			○		8	5	2					
		特別演習	2後	2			○		2	2	1					
		演習Ⅱ	3前	2			○		8	5	2					
		演習Ⅲ	3後	2			○		8	5	2					
		卒業研究	4通	4				○		8	5	2				
小計(5科目)		—	0	12	0	—		8	5	2	0	0				
合計(303科目)		—	14	562	0	—		8	5	2	0	0	兼248			

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
学位又は称号		学士（経営学）		学位又は学科の分野			経済学関係							
卒業要件及び履修方法						授業期間等								
<p>卒業に必要な単位数は、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、および学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。</p> <p>全学共通科目の外国語科目（「英語Ⅰa [R&W]」～「日本語Ⅵb」）は8単位（2カ国語あるいは1カ国語）を修得。広域科目から16単位以上を修得。なお、「日本語Ⅰa～日本語Ⅵb」は、学部国際留学生を対象とする。また、外国語科目（「TOEICⅠ」～「資格英語Ⅱ」）で修得した単位は広域科目の単位に含めることができる。</p> <p>学科専攻科目は、学部基礎科目のうち、必修科目から4単位、選択科目から8単位、学科専門科目のうち学科必修科目から10単位、選択科目から68単位以上、演習科目から10単位を修得し、合計100単位以上を修得。なお、演習科目を履修しない場合は、選択科目（外国書購読Ⅰ（経営学）、外国書購読Ⅱ（経営学）、外国書購読Ⅰ（法学）、外国書購読Ⅱ（法学）を除く、民法Ⅵ（法定債権）～公会計論）から修得した単位を含めることができる。</p> <p>履修科目の登録の上限は、1年次44単位、2年次以上は48単位。</p>						1学年の学期区分			2学期					
						1学期の授業期間			15週					
						1時限の授業時間			90分					

教 育 課 程 等 の 概 要																
(経営学部第2部経営学科)																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
全学 共通科目	外国語科目	英語 I a [R&W]	1前	1		○									兼32	
		英語 I b [L&S]	1前	1		○									兼28	
		英語 II a [R&W]	1後	1		○									兼31	
		英語 II b [L&S]	1後	1		○									兼28	
		英語 III a [R&W]	2前	1		○									兼24	
		英語 III b [L&S]	2前	1		○									兼24	
		英語 IV a [R&W]	2後	1		○									兼24	
		英語 IV b [L&S]	2後	1		○									兼24	
		フランス語 I a [講読]	1前	1		○										兼4
		フランス語 I b [文法]	1前	1		○										兼3
		フランス語 II a [講読]	1後	1		○										兼4
		フランス語 II b [文法]	1後	1		○										兼4
		フランス語 III a [講読]	2前	1		○										兼2
		フランス語 III b [文法]	2前	1		○										兼2
		フランス語 IV a [講読]	2後	1		○										兼2
		フランス語 IV b [文法]	2後	1		○										兼2
		ドイツ語 I a [講読]	1前	1		○										兼3
		ドイツ語 I b [文法]	1前	1		○										兼4
		ドイツ語 II a [講読]	1後	1		○										兼3
		ドイツ語 II b [文法]	1後	1		○										兼4
		ドイツ語 III a [講読]	2前	1		○										兼2
		ドイツ語 III b [文法]	2前	1		○										兼2
		ドイツ語 IV a [講読]	2後	1		○										兼2
		ドイツ語 IV b [文法]	2後	1		○										兼2
		スペイン語 I a [講読]	1前	1		○										兼5
		スペイン語 I b [文法]	1前	1		○										兼4
		スペイン語 II a [講読]	1後	1		○										兼5
		スペイン語 II b [文法]	1後	1		○										兼4
		スペイン語 III a [講読]	2前	1		○										兼2
		スペイン語 III b [文法]	2前	1		○										兼2
		スペイン語 IV a [講読]	2後	1		○										兼1
		スペイン語 IV b [文法]	2後	1		○										兼2
		中国語 I a	1前	1		○										兼10
		中国語 I b	1前	1		○										兼10
		中国語 II a	1後	1		○										兼10
		中国語 II b	1後	1		○										兼10
		中国語 III a	2前	1		○										兼3
		中国語 III b	2前	1		○										兼3
		中国語 IV a	2後	1		○										兼3
		中国語 IV b	2後	1		○										兼3
朝鮮語 I a	1前	1		○										兼4		
朝鮮語 I b	1前	1		○										兼4		
朝鮮語 II a	1後	1		○										兼4		
朝鮮語 II b	1後	1		○										兼4		
朝鮮語 III a	2前	1		○										兼2		
朝鮮語 III b	2前	1		○										兼2		
朝鮮語 IV a	2後	1		○										兼2		
朝鮮語 IV b	2後	1		○										兼2		
日本語 I a	1前	1		○										兼1		
日本語 I b	1前	1		○										兼1		
日本語 II a	1後	1		○										兼1		
日本語 II b	1後	1		○										兼1		
日本語 III a	2前	1		○										兼1		
日本語 III b	2前	1		○										兼1		
日本語 IV a	2後	1		○										兼1		
日本語 IV b	2後	1		○										兼1		
日本語 V a	3前	1		○										兼1		
日本語 V b	3前	1		○										兼1		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
外国語科目	日本語VI a	3後		1		○									兼1	集中
	日本語VI b	3後		1		○									兼1	
	TOEIC I	1・2・3・4前		2		○									兼5	
	TOEIC II	1・2・3・4後		2		○									兼5	
	TOEIC III	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	英語コミュニケーション I	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	英語コミュニケーション II	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	ビジネス英語 I	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	ビジネス英語 II	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	フランス語演習	2・3・4後		2		○									兼2	
	ドイツ語演習	2・3・4後		2		○									兼1	
	中国語演習	2・3・4前後		2		○									兼4	
	スペイン語演習	2・3・4後		2		○									兼1	
	朝鮮語演習	2・3・4後		2		○									兼1	
	語学研修	1・2・3・4後		2		○									兼3	
	外国語特殊講義	1・2・3・4前後		2		○									兼4	
資格英語 I	1・2・3・4前後		2		○									兼4		
資格英語 II	1・2・3・4前後		2		○									兼4		
小計 (76科目)		—	0	92	0	—			0	0	0	0	0	0	兼108	—
全学共通科目 広域科目	哲学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	現代と哲学	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	心理学入門	1・2・3・4前		2		○			1						兼4	
	現代の心理学	1・2・3・4後		2		○			1						兼4	
	倫理学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	現代の倫理	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	現代と宗教	1・2・3・4前後		2		○									兼1	
	人文地理学	1・2・3・4前後		2		○									兼2	
	教育学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	現代と教育	1・2・3・4前後		2		○									兼1	
	芸術学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	美術史	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	日本文化論	1・2・3・4前後		2		○									兼2	
	日本語表現	1・2・3・4前後		2		○									兼2	
	文学入門	1・2・3・4前		2		○									兼3	
	日本の文学	1・2・3・4後		2		○									兼3	
	中国の文学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	欧米の文学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	歴史学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	日本の歴史	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	アジアの歴史	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	ヨーロッパの歴史	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	政治学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	現代の政治	1・2・3・4後		2		○									兼2	
	法学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	現代の法	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	日本の憲法	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	経済学入門	1・2・3・4前		2		○									兼6	
	現代の日本経済	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	経営学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	現代のビジネス	1・2・3・4前		2		○									兼1	
	社会学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
	現代社会論	1・2・3・4前後		2		○									兼3	
	考古学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	民俗学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	大阪の経済と文化	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	大阪経済大学の歴史	1・2・3・4前		2		○									兼1	
スポーツの理論	1・2・3・4前後		2		○									兼3		
レクリエーションの理論	1・2・3・4前後		2		○									兼2		
健康増進の理論	1・2・3・4前後		2		○									兼6		
スポーツ方法学	1・2・3・4前後		2		○									兼7		
レクリエーション方法学	1・2・3・4前後		2		○									兼9		
地理学入門	1・2・3・4前後		2		○									兼2		
地誌	1・2・3・4後		2		○									兼1		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
全学共通科目	広域科目	自然科学概論	1・2・3・4前後	2		○										兼1	
		科学史	1・2・3・4前後	2		○										兼1	
		数学入門	1・2・3・4前	2		○										兼2	
		現代の数学	1・2・3・4後	2		○										兼2	
		物理学入門	1・2・3・4前	2		○										兼1	
		現代と物理学	1・2・3・4後	2		○										兼1	
		化学入門	1・2・3・4前	2		○										兼1	
		現代と化学	1・2・3・4後	2		○										兼1	
		宇宙の科学	1・2・3・4前後	2		○										兼1	
		地球の科学	1・2・3・4後	2		○										兼1	
		自然地理学	1・2・3・4前	2		○										兼1	
		生物学入門	1・2・3・4前	2		○										兼1	
		データサイエンス概論	1・2・3・4前後	2		○										兼2	
		統計学入門	1・2・3・4前	2		○										兼2	
		現代と統計	1・2・3・4後	2		○										兼2	
		キャリアデザイン	1・2前後	2		○										兼5	
		インターンシップ	2・3前	2		○										兼2	
		プレゼンテーション入門	2・3前後	2		○										兼2	
		論理的思考入門	2・3・4前後	2		○										兼3	
		日本語表現演習（書き方）	1・2・3・4前後	2		○										兼3	
		日本語表現演習（話し方）	1・2・3・4前後	2		○										兼2	
社会人基礎学力Ⅰ	1・2・3・4前後	2		○										兼1			
社会人基礎学力Ⅱ	1・2・3・4前後	2		○										兼2			
共通特殊講義	1・2・3・4前後	2		○										兼5			
	小計（68科目）	—	0	136	0	—			1	0	0	0	0	0	兼102		
学科専攻科目	学科基礎科目	経営学Ⅰ	1①	2		○										兼3	
		経営学Ⅱ	1③	2		○										兼3	
		会計学（初級）Ⅰ	1①	2		○					1					兼2	
		会計学（初級）Ⅱ	1③	2		○					1					兼2	
		ビジネス法学	1①	2		○										兼2	
		アカデミックスキル	1①	2		○										兼2	
		言語リテラシー（英語）	1①	2		○										兼1	
		言語リテラシー（実用英語）	1①	2		○										兼1	
		情報実習Ⅰ	1①	2				○								兼1	
		情報実習Ⅱ	1③	2				○								兼1	
		キャリアデザイン	1③	2		○										兼1	
		健康とスポーツの理論	1①	2		○										兼1	
		健康とスポーツの方法学	1③	2		○										兼1	
		統計学	1①	2		○										兼1	
			小計（14科目）	—	0	28	0	—			0	0	1	0	0	0	兼15
		学科専攻科目	学科基幹科目	経営管理論Ⅰ	2①	2		○									
経営管理論Ⅱ	2③			2		○										兼1	
経営組織論Ⅰ	2①			2		○										兼1	
経営組織論Ⅱ	2③			2		○										兼1	
経営戦略論Ⅰ	2①			2		○										兼1	
経営戦略論Ⅱ	2③			2		○										兼1	
人的資源管理論Ⅰ	2①			2		○										兼1	
人的資源管理論Ⅱ	2③			2		○										兼1	
マーケティング論Ⅰ	2①			2		○										兼1	
マーケティング論Ⅱ	2③			2		○										兼1	
競争戦略論Ⅰ	2①			2		○										兼1	
競争戦略論Ⅱ	2③			2		○										兼1	
サービス産業論Ⅰ	2①			2		○										兼1	
サービス産業論Ⅱ	2③			2		○										兼1	
商業簿記Ⅰ	2①			2		○										兼1	
商業簿記Ⅱ	2③			2		○										兼1	
財務会計論Ⅰ	2①			2		○										兼1	
財務会計論Ⅱ	2③			2		○										兼1	
財務管理論Ⅰ	2①			2		○										兼1	
財務管理論Ⅱ	2③			2		○										兼1	
民法総論	2②			2		○										兼1	
不動産概論	3④	2		○										兼1			
契約法	2②	2		○										兼1			

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
学科 基幹 科目	企業取引法	3④		2		○									兼1
	国際取引法	3②		2		○									兼1
	企業法Ⅰ	2①		2		○									兼1
	企業法Ⅱ	2③		2		○									兼1
	経済学基礎	2②		2		○									兼1
	小計(28科目)	—	0	56	0	—			0	0	0	0	0		兼17
学科 専攻 科目	経営 コース 科目	企業論Ⅰ	3①		2		○			1					
		企業論Ⅱ	3③		2		○			1					
		イノベーション論Ⅰ	3①		2		○								兼1
		イノベーション論Ⅱ	3③		2		○								兼1
		ネットビジネス論Ⅰ	3①		2		○								兼1
		ネットビジネス論Ⅱ	3③		2		○								兼1
		ベンチャービジネス論Ⅰ	3①		2		○			1					
		ベンチャービジネス論Ⅱ	3③		2		○			1					
		中小企業論Ⅰ	3①		2		○								兼1
		中小企業論Ⅱ	3③		2		○								兼1
		サプライチェーンマネジメント論Ⅰ	3①		2		○				1				
		サプライチェーンマネジメント論Ⅱ	3③		2		○				1				
		組織間関係論Ⅰ	3①		2		○								兼1
		組織間関係論Ⅱ	3③		2		○								兼1
		国際経営論Ⅰ	3①		2		○								兼1
		国際経営論Ⅱ	3③		2		○								兼1
		流通論Ⅰ	3①		2		○								兼1
		流通論Ⅱ	3③		2		○								兼1
		金融ビジネス論Ⅰ	3①		2		○								兼1
		金融ビジネス論Ⅱ	3③		2		○								兼1
		マーケティングリサーチⅠ	3①		2		○								兼1
		マーケティングリサーチⅡ	3③		2		○								兼1
		経営統計Ⅰ	3①		2		○								兼1
		経営統計Ⅱ	3③		2		○								兼1
		リーダーシップ論	3①		2		○								兼1
		サービスマネジメント論Ⅰ	3①		2		○								兼1
		サービスマネジメント論Ⅱ	3③		2		○								兼1
		サービス業のケーススタディⅠ	3①		2		○								兼1
		サービス業のケーススタディⅡ	3③		2		○								兼1
		サービス業の経営分析	3②		2		○								兼1
		ホテルマネジメント論	3②		2		○								兼1
		フードサービス論	3②		2		○								兼1
		ツーリズム論	3②		2		○								兼1
サービス産業政策論	3④		2		○								兼1		
コーチング&メンタリング	3④		2		○								兼1		
サービスの心理学	3④		2		○								兼1		
産業・組織心理学Ⅰ	3①		2		○			1							
産業・組織心理学Ⅱ	3③		2		○			1							
ビジネスエコノミクスⅠ	3①		2		○								兼1		
ビジネスエコノミクスⅡ	3③		2		○								兼1		
原価計算論Ⅰ	3①		2		○								兼1		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手			
学科 専攻 科目	経営 コー ス 科目	原価計算論Ⅱ	3③	2		○								兼1		
		管理会計論Ⅰ	3①	2		○								兼1		
		管理会計論Ⅱ	3③	2		○								兼1		
		国際会計論Ⅰ	3①	2		○				1						
		国際会計論Ⅱ	3③	2		○				1						
		財務諸表特論Ⅰ	3①	2		○								兼1		
		財務諸表特論Ⅱ	3③	2		○								兼1		
		簿記リテラシーⅠ (3級：商業簿記)	1①	2		○								兼1		
		簿記リテラシーⅡ (2級：商業簿記)	2①	2		○								兼1		
		簿記リテラシーⅢ (2級：工業簿記)	2②	2		○								兼1		
		簿記特論Ⅰ	3①	2		○					1					
		簿記特論Ⅱ	3③	2		○					1					
		資格英語Ⅰ	2①	2		○								兼1		
		資格英語Ⅱ	2③	2		○								兼1		
		販売管理特論初級	2①	2		○								兼1		
		販売管理特論中級Ⅰ	3②	2		○								兼1		
		販売管理特論中級Ⅱ	3④	2		○								兼1		
		経営学特殊講義	2・3②・④	2		○				1	1	1		0	0	兼1
		小計 (59科目)	—	0	118	0	—			3	1	1	0	0	兼26	
		コー ス 科目	ビ ジ ネ ス 法 コー ス 科目	知的財産法Ⅰ	3①	2		○							兼1	
				知的財産法Ⅱ	3③	2		○							兼1	
				労働法Ⅰ	3①	2		○							兼1	
	労働法Ⅱ			3③	2		○							兼1		
	中小企業法			3②	2		○							兼1		
	経済法Ⅰ			3①	2		○							兼1		
	経済法Ⅱ			3③	2		○							兼1		
	行政法Ⅰ			3①	2		○							兼1		
	行政法Ⅱ			3③	2		○							兼1		
	租税法Ⅰ			3①	2		○							兼1		
	租税法Ⅱ			3③	2		○							兼1		
	所得税法特論Ⅰ			3①	2		○							兼1		
	所得税法特論Ⅱ			3③	2		○							兼1		
	法人税法特論Ⅰ			3①	2		○							兼1		
	法人税法特論Ⅱ			3③	2		○							兼1		
	憲法基礎			3②	2		○							兼1		
	社会保障法			3④	2		○							兼1		
	刑事法			3②	2		○							兼1		
	経済刑法			3②	2		○							兼1		
	裁判法			3④	2		○							兼1		
	リーガルリサーチ			3④	2		○							兼1		
	法学特殊講義			2・3②・④	2		○								兼1	
	小計 (22科目)	—	0	44	0	—			0	0	0	0	0	兼14		
	合計 (267科目)			—	0	474	0	—	3	1	1	0	0	兼271		
	学位又は称号	学士 (経営学)		学位又は学科の分野				経済学関係								
	卒業要件及び履修方法							授業期間等								
	卒業に必要な単位は、学科専攻科目の学科基礎科目・学科基幹科目・コース科目から合計124単位以上とする。なお、124単位のうち、全学共通科目の外国語科目・広域科目、経営学部第1部経営学科、第1部ビジネス法学科の科目を、合計60単位まで卒業に必要な単位に含めることができる。「日本語Ⅰa～日本語Ⅵb」は、学部国際留学生を対象とする。 履修科目の登録の上限は、1年次44単位、2年次以上は48単位。							1学年の学期区分			4期					
								1学期の授業期間			8週					
								1時限の授業時間			90分					

教 育 課 程 等 の 概 要															
(情報社会学部情報社会学科)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
全学共通科目 外国語科目	英語 I a [R&W]	1前		1		○			1		1			兼30	
	英語 I b [L&S]	1前		1		○					1			兼27	
	英語 II a [R&W]	1後		1		○			1					兼30	
	英語 II b [L&S]	1後		1		○					1			兼27	
	英語 III a [R&W]	2前		1		○								兼24	
	英語 III b [L&S]	2前		1		○								兼24	
	英語 IV a [R&W]	2後		1		○								兼24	
	英語 IV b [L&S]	2後		1		○								兼24	
	フランス語 I a [講読]	1前		1		○									兼4
	フランス語 I b [文法]	1前		1		○									兼3
	フランス語 II a [講読]	1後		1		○									兼4
	フランス語 II b [文法]	1後		1		○									兼4
	フランス語 III a [講読]	2前		1		○									兼2
	フランス語 III b [文法]	2前		1		○									兼2
	フランス語 IV a [講読]	2後		1		○									兼2
	フランス語 IV b [文法]	2後		1		○									兼2
	ドイツ語 I a [講読]	1前		1		○									兼3
	ドイツ語 I b [文法]	1前		1		○									兼4
	ドイツ語 II a [講読]	1後		1		○									兼3
	ドイツ語 II b [文法]	1後		1		○									兼4
	ドイツ語 III a [講読]	2前		1		○									兼2
	ドイツ語 III b [文法]	2前		1		○									兼2
	ドイツ語 IV a [講読]	2後		1		○									兼2
	ドイツ語 IV b [文法]	2後		1		○									兼2
	スペイン語 I a [講読]	1前		1		○									兼5
	スペイン語 I b [文法]	1前		1		○									兼4
	スペイン語 II a [講読]	1後		1		○									兼5
	スペイン語 II b [文法]	1後		1		○									兼4
	スペイン語 III a [講読]	2前		1		○									兼2
	スペイン語 III b [文法]	2前		1		○									兼2
	スペイン語 IV a [講読]	2後		1		○									兼1
	スペイン語 IV b [文法]	2後		1		○									兼2
	中国語 I a	1前		1		○									兼10
	中国語 I b	1前		1		○									兼10
	中国語 II a	1後		1		○									兼10
	中国語 II b	1後		1		○									兼10
	中国語 III a	2前		1		○									兼3
	中国語 III b	2前		1		○									兼3
	中国語 IV a	2後		1		○									兼3
	中国語 IV b	2後		1		○									兼3
	朝鮮語 I a	1前		1		○									兼4
	朝鮮語 I b	1前		1		○									兼4
	朝鮮語 II a	1後		1		○									兼4
	朝鮮語 II b	1後		1		○									兼4
	朝鮮語 III a	2前		1		○									兼2
朝鮮語 III b	2前		1		○									兼2	
朝鮮語 IV a	2後		1		○									兼2	
朝鮮語 IV b	2後		1		○									兼2	
日本語 I a	1前		1		○									兼1	
日本語 I b	1前		1		○									兼1	
日本語 II a	1後		1		○									兼1	
日本語 II b	1後		1		○									兼1	
日本語 III a	2前		1		○									兼1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
外国語科目	日本語Ⅲb	2前		1		○										兼1	
	日本語Ⅳa	2後		1		○										兼1	
	日本語Ⅳb	2後		1		○										兼1	
	日本語Ⅴa	3前		1		○										兼1	
	日本語Ⅴb	3前		1		○										兼1	
	日本語Ⅵa	3後		1		○										兼1	
	日本語Ⅵb	3後		1		○										兼1	
	TOEIC I	1・2・3・4前	2			○										兼5	
	TOEIC II	1・2・3・4後	2			○										兼5	
	TOEIC III	1・2・3・4後	2			○										兼1	
	英語コミュニケーションⅠ	1・2・3・4前	2			○					1					兼1	
	英語コミュニケーションⅡ	1・2・3・4後	2			○					1					兼1	
	ビジネス英語Ⅰ	1・2・3・4前	2			○										兼2	
	ビジネス英語Ⅱ	1・2・3・4後	2			○										兼2	
	フランス語演習	2・3・4後	2			○										兼2	
	ドイツ語演習	2・3・4後	2			○										兼1	
	中国語演習	2・3・4前後	2			○										兼4	
	スペイン語演習	2・3・4後	2			○										兼1	
	朝鮮語演習	2・3・4後	2			○										兼1	
	語学研修	1・2・3・4後	2			○					1					兼2	
	外国語特殊講義	1・2・3・4前後	2			○										兼4	
	資格英語Ⅰ	1・2・3・4前後	2			○				1						兼3	
	資格英語Ⅱ	1・2・3・4前後	2			○				1						兼3	
	小計 (76科目)		—	0	92	0	—			2	0	1	0	0	兼105	—	
	全学共通科目	広域科目	哲学入門	1・2・3・4前	2			○									兼2
			現代と哲学	1・2・3・4後	2			○									兼2
			心理学入門	1・2・3・4前	2			○									兼5
			現代の心理学	1・2・3・4後	2			○									兼5
			倫理学入門	1・2・3・4前	2			○									兼2
現代の倫理			1・2・3・4後	2			○									兼2	
現代と宗教			1・2・3・4前後	2			○									兼1	
人文地理学			1・2・3・4前後	2			○									兼2	
教育学入門			1・2・3・4前	2			○									兼1	
現代と教育			1・2・3・4前後	2			○									兼1	
芸術学入門			1・2・3・4前	2			○									兼1	
美術史			1・2・3・4前	2			○									兼1	
日本文化論			1・2・3・4前後	2			○									兼2	
日本語表現			1・2・3・4前後	2			○									兼2	
文学入門			1・2・3・4前	2			○									兼3	
日本の文学			1・2・3・4後	2			○									兼3	
中国の文学			1・2・3・4後	2			○									兼1	
欧米の文学			1・2・3・4後	2			○									兼1	
歴史学入門			1・2・3・4前	2			○									兼2	
日本の歴史			1・2・3・4後	2			○									兼1	
アジアの歴史			1・2・3・4前	2			○									兼1	
ヨーロッパの歴史			1・2・3・4後	2			○									兼1	
政治学入門			1・2・3・4前	2			○					1				兼1	
現代の政治			1・2・3・4後	2			○					1				兼1	
法学入門			1・2・3・4前	2			○									兼2	
現代の法			1・2・3・4後	2			○									兼1	
日本の憲法			1・2・3・4前	2			○									兼1	
経済学入門			1・2・3・4前	2			○									兼6	
現代の日本経済			1・2・3・4前	2			○									兼1	
経営学入門			1・2・3・4前	2			○									兼1	
現代のビジネス			1・2・3・4前	2			○									兼1	
社会学入門			1・2・3・4前	2			○									兼2	
現代社会論			1・2・3・4前後	2			○									兼3	
考古学	1・2・3・4後	2			○									兼1			

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
全学 共通科目	民俗学	1・2・3・4後		2		○										兼1	
	大阪の経済と文化	1・2・3・4後		2		○										兼1	
	大阪経済大学の歴史	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	スポーツの理論	1・2・3・4前後		2		○										兼3	
	レクリエーションの理論	1・2・3・4前後		2		○										兼2	
	健康増進の理論	1・2・3・4前後		2		○										兼6	
	スポーツ方法学	1・2・3・4前後		2		○										兼7	
	レクリエーション方法学	1・2・3・4前後		2		○				1						兼8	
	地理学入門	1・2・3・4前後		2		○										兼2	
	地誌	1・2・3・4後		2		○										兼1	
	自然科学概論	1・2・3・4前後		2		○										兼1	
	科学史	1・2・3・4前後		2		○										兼1	
	数学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2	
	現代の数学	1・2・3・4後		2		○										兼2	
	物理学入門	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	現代と物理学	1・2・3・4後		2		○										兼1	
	化学入門	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	現代と化学	1・2・3・4後		2		○										兼1	
	宇宙の科学	1・2・3・4前後		2		○										兼1	
	地球の科学	1・2・3・4後		2		○										兼1	
	自然地理学	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	生物学入門	1・2・3・4前		2		○										兼1	
	データサイエンス概論	1・2・3・4前後		2		○				1						兼1	
	統計学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2	
	現代と統計	1・2・3・4後		2		○										兼2	
	キャリアデザイン	1・2前後		2		○										兼5	
	インターンシップ	2・3前		2		○										兼2	
	プレゼンテーション入門	2・3前後		2		○										兼2	
	論理的思考入門	2・3・4前後		2		○										兼3	
	日本語表現演習（書き方）	1・2・3・4前後		2		○										兼3	
	日本語表現演習（話し方）	1・2・3・4前後		2		○										兼2	
	社会人基礎学力Ⅰ	1・2・3・4前後		2		○										兼1	
	社会人基礎学力Ⅱ	1・2・3・4前後		2		○										兼2	
	共通特殊講義	1・2・3・4前後		2		○										兼5	
	小計（68科目）		—	0	136	0	—	—	—	1	1	1	0	0		兼100	
	全学 専攻科目	American Society and Culture	2・3・4後		2		○										兼1
		Contemporary Chinese Economy	2・3・4後		2		○										兼1
		International Communication	2・3・4後		2		○										兼1
		Japan-China Relations	2・3・4後		2		○										兼1
		Japanese Politics	2・3・4前		2		○										兼1
		Economics & the Global Economy	2・3・4前		2		○										兼1
		International Commercial Law	2・3・4後		2		○										兼1
		Introduction to Japanese Business	2・3・4後		2		○										兼1
		Financial Accounting	2・3・4前		2		○				1						
		Accounting History	2・3・4後		2		○				1						
		Comparative Civilizations	2・3・4後		2		○										
		Global History	2・3・4前		2		○					1					
		小計（12科目）		—	0	24	0	—	—	—	2	0	1	0	0		兼8
	学科 専攻科目	基礎社会学	1前		2		○			1	3	2					オムニバス
		企業分析の基礎	1前		2		○			2	1						
		現代社会とコンピュータ	1前		2		○			1		1					
		情報リテラシー	1前		2				○								兼3
	小計（4科目）		—	8	0	0	—	—	4	4	3	0	0		兼3		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考				
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手					
学 科 専 攻 科 目	社会学・現代ビジネス コース導入科目 総合情報	社会調査の読み方Ⅰ	1後	2		○					1							
		社会調査論Ⅰ	1前	2		○				1								
		メディア論	1後	2		○					1							
		国際社会論	1後	2		○				1								
		基礎経済学	1前	2		○				1	1							
		経営学基礎	1後	2		○				1	1							
		企業経営論	1後	2		○				1								
		簿記論（初級）Ⅰ	1前	2		○				1								
		データサイエンス基礎	1前	2		○						1						
		プログラミング思考入門	1後	2		○					1							
		現代社会と人工知能	1後	2		○				1								
		基本情報システム論	2前	2		○					1							
		メディア・コミュニケーション論	1前	2		○					1							
		デザイン思考入門	1後	2		○				1							兼1	
		プレゼンテーション技法	1後	2				○									兼1	
	小計（15科目）	—	0	30	0	—	—	—	6	6	2	0	0		兼1			
	社会学・現代ビジネス コース科目	社会学	社会調査の読み方Ⅱ	2前	2		○					1						
			社会調査論Ⅱ	1後	2		○				1							
			アンケート分析法	2後	2		○					1						兼1
			インタビュー分析法	2前	2		○											
社会的ネットワーク論			2前	2		○				1								
家族社会学			2前	2		○					1							
教育社会学			2前	2		○						1						
地域社会学			2後	2		○				1								
都市社会学			2後	2		○				1								
消費者行動論			2前	2		○					1							
消費社会学			2後	2		○					1							
若者論			2後	2		○						1					兼3	
ポピュラーカルチャー			2前	2		○					1							
コミュニケーション論			1前	2		○						1						
メディア社会論			1後	2		○					1							
マスコミュニケーション論			2前	2		○					1							
ソーシャルメディアの社会学			1後	2		○						1					兼1	
メディア制度論			2後	2		○					1						兼1	
メディアリテラシー論		2後	2		○													
グローバルスタディーズ		2後	2		○						1							
国際文化論	2前	2		○				1										
ヨーロッパ研究	2前	2		○				1										
アンケート調査の企画と実践	2後	2				○				1								
社会調査演習（アンケート）Ⅰ	2前	2				○			1									
社会調査演習（アンケート）Ⅱ	2後	2				○			1									
社会調査演習（インタビュー）Ⅰ	2前	2				○				1								
社会調査演習（インタビュー）Ⅱ	2後	2				○				1								
現代ビジネス	英文会計	2後	2		○				1									
	簿記論（初級）Ⅱ	1後	2		○				1									
	原価計算論入門	2前	2		○					1								
	原価計算論	2後	4		○					1								
	財務会計論	2前	4		○				1									
	簿記論（中級）	2前	4		○											兼1		
	金融機関論	3後	2		○											兼1		
	金融リテラシー	1前	2		○					1								
	経営戦略演習	3後	2				○				1							
	経営戦略論	2前	2				○			1								
マーケティング論	2前	2				○									兼1			
国際マーケティング論	3前	2				○				1								
コーポレートガバナンス	2後	2				○				1								
人的資源管理論	2後	2				○				1								
現代社会と労働	2前	2				○				1								

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考				
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手					
選 択 科 目 学 科 専 攻 科 目	社会保障論	3後		2		○											兼1	
	地域文化論	2前		2		○											兼1	
	高齢者福祉論	2後		2		○											兼1	
	農村政策	4後		2		○											兼1	
	地域政策	2後		2		○											兼1	
	社会政策	3後		2		○											兼2	
	時事国際関係論	2後		2		○											兼1	
	地域コミュニティ論	3後		2		○											兼1	
	社会起業論	3前		2		○					1							
	ファンディング・ビジネス論	4後		2		○					1							
	財務諸表分析Ⅰ	2前		2		○					1							
	財務諸表分析Ⅱ	2後		2		○					1							
	会計と歴史	4後		4		○				1								兼1
	時事金融論	4後		2		○												兼1
	Accounting History	4後		2		○				1								
	Comparative Civilizations	3後		2		○				1								
	Financial Accounting	3前		2		○				1								
	Global History	3前		2		○						1						
	データサイエンス統計学応用	2後		2		○				1								
	実践データサイエンス	2前		2			○				1							
	戦略的意思決定論	2後		2		○						1						
	ゲーミング応用	2後		2		○						1						
	情報行動論	2前		2		○												兼1
	情報科教育法Ⅰ	3前		2		○												兼1
	情報科教育法Ⅱ	3後		2		○												兼1
	Webデザイン応用	2後		2			○											兼1
	サウンドデザイン応用	2後		2			○											兼1
	エスノグラフィー応用	4後		2			○											兼1
	空間情報処理応用	2後		2			○			1								
	デジタルマーケティング論	4後		2			○											兼1
	Pythonによるファイナンス	2後		4			○				1							
	情報社会特殊講義	4後		2			○											兼1
	情報社会特殊講義	3前		2			○											兼1
	情報社会特殊講義	3後		2			○											兼1
	小計 (40科目)			0	84	0					5	2	2	0	0			兼28
	演 習 科 目	情報社会学部基礎演習	1前		2			○			14	7	5					
		演習Ⅰ	2後		2			○			14	7	5					
		演習Ⅱ	3前		2			○			14	7	5					
		演習Ⅲ	3後		2			○			14	7	5					
		卒業研究	4通	4				○			14	7	5					
		小計 (5科目)		4	8	0					14	7	5	0	0			0
合計 (322科目)			12	584	0					15	8	5	0	0			兼250	
学位又は称号	学士 (情報社会)	学位又は学科の分野	経済学関係、社会学・社会福祉学関係															
卒業要件及び履修方法						授業期間等												
卒業に必要な単位数は、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、および学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。 全学共通科目の外国語科目 (「英語Ⅰa [R&W]」～「日本語VI b」) は8単位 (2カ国語あるいは1カ国語) を修得。広域科目から16単位以上を修得。なお、「日本語Ⅰa～日本語VI b」は、学部国際留学生を対象とする。また、外国語科目 (「TOEICⅠ」～「資格英語Ⅱ」) で修得した単位は広域科目の単位に含めることができる。 学科専攻科目は、基幹科目8単位 (必修)、コース導入科目14単位、コース科目として所属コースから26単位以上、発展科目から40単位以上、演習科目から12単位、合計100単位以上を修得。なお、発展科目は16単位を上限として、グローバル科目を含む全学共通科目の単位を含めることができる。なお、演習科目のうち、情報社会学部基礎演習、演習Ⅰ、演習Ⅱ、演習Ⅲを履修しない場合は、コース科目、選択科目の単位を含めることができる。 履修科目の登録の上限は次のとおり。1年次44単位、2年次以上は48単位。						1学年の学期区分			2学期									
						1学期の授業期間			15週									
						1時限の授業時間			90分									

教 育 課 程 等 の 概 要														
(人間科学部人間科学科)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
全学 共通科目	英語 I a [R&W]	1前		1		○								兼32
	英語 I b [L&S]	1前		1		○								兼28
	英語 II a [R&W]	1後		1		○								兼31
	英語 II b [L&S]	1後		1		○								兼28
	英語 III a [R&W]	2前		1		○								兼24
	英語 III b [L&S]	2前		1		○								兼24
	英語 IV a [R&W]	2後		1		○								兼24
	英語 IV b [L&S]	2後		1		○								兼24
	フランス語 I a [講読]	1前		1		○								兼4
	フランス語 I b [文法]	1前		1		○								兼3
	フランス語 II a [講読]	1後		1		○								兼4
	フランス語 II b [文法]	1後		1		○								兼4
	フランス語 III a [講読]	2前		1		○								兼2
	フランス語 III b [文法]	2前		1		○								兼2
	フランス語 IV a [講読]	2後		1		○								兼2
	フランス語 IV b [文法]	2後		1		○								兼2
	ドイツ語 I a [講読]	1前		1		○								兼3
	ドイツ語 I b [文法]	1前		1		○								兼4
	ドイツ語 II a [講読]	1後		1		○								兼3
	ドイツ語 II b [文法]	1後		1		○								兼4
	ドイツ語 III a [講読]	2前		1		○								兼2
	ドイツ語 III b [文法]	2前		1		○								兼2
	ドイツ語 IV a [講読]	2後		1		○								兼2
	ドイツ語 IV b [文法]	2後		1		○								兼2
	スペイン語 I a [講読]	1前		1		○								兼5
	スペイン語 I b [文法]	1前		1		○								兼4
	スペイン語 II a [講読]	1後		1		○								兼5
	スペイン語 II b [文法]	1後		1		○								兼4
	スペイン語 III a [講読]	2前		1		○								兼2
	スペイン語 III b [文法]	2前		1		○								兼2
	スペイン語 IV a [講読]	2後		1		○								兼1
	スペイン語 IV b [文法]	2後		1		○								兼2
	中国語 I a	1前		1		○								兼10
	中国語 I b	1前		1		○								兼10
	中国語 II a	1後		1		○								兼10
	中国語 II b	1後		1		○								兼10
	中国語 III a	2前		1		○								兼3
	中国語 III b	2前		1		○								兼3
	中国語 IV a	2後		1		○								兼3
	中国語 IV b	2後		1		○								兼3
	朝鮮語 I a	1前		1		○								兼4
	朝鮮語 I b	1前		1		○								兼4
	朝鮮語 II a	1後		1		○								兼4
	朝鮮語 II b	1後		1		○								兼4
	朝鮮語 III a	2前		1		○								兼2
朝鮮語 III b	2前		1		○								兼2	
朝鮮語 IV a	2後		1		○								兼2	
朝鮮語 IV b	2後		1		○								兼2	
日本語 I a	1前		1		○								兼1	
日本語 I b	1前		1		○								兼1	
日本語 II a	1後		1		○								兼1	
日本語 II b	1後		1		○								兼1	
日本語 III a	2前		1		○								兼1	
日本語 III b	2前		1		○								兼1	
日本語 IV a	2後		1		○								兼1	
日本語 IV b	2後		1		○								兼1	
日本語 V a	3前		1		○								兼1	
日本語 V b	3前		1		○								兼1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
外国語科目	日本語Ⅵa	3後		1		○										兼1
	日本語Ⅵb	3後		1		○										兼1
	TOEIC I	1・2・3・4前		2		○										兼5
	TOEIC II	1・2・3・4後		2		○										兼5
	TOEIC III	1・2・3・4後		2		○										兼1
	英語コミュニケーションⅠ	1・2・3・4前		2		○										兼2
	英語コミュニケーションⅡ	1・2・3・4後		2		○										兼2
	ビジネス英語Ⅰ	1・2・3・4前		2		○										兼2
	ビジネス英語Ⅱ	1・2・3・4後		2		○										兼2
	フランス語演習	2・3・4後		2		○										兼2
	ドイツ語演習	2・3・4後		2		○										兼1
	中国語演習	2・3・4前後		2		○										兼4
	スペイン語演習	2・3・4後		2		○										兼1
	朝鮮語演習	2・3・4後		2		○										兼1
	語学研修	1・2・3・4後		2		○										兼3
	外国語特殊講義	1・2・3・4前後		2		○										兼4
	資格英語Ⅰ	1・2・3・4前後		2		○				1						兼3
資格英語Ⅱ	1・2・3・4前後		2		○				1						兼3	
小計 (76科目)	—	—	0	92	0	—	—	—	1	0	0	0	0		兼107	
全学共通科目	哲学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2
	現代と哲学	1・2・3・4後		2		○										兼2
	心理学入門	1・2・3・4前		2		○					1					兼4
	現代の心理学	1・2・3・4後		2		○					1					兼4
	倫理学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2
	現代の倫理	1・2・3・4後		2		○					1					兼1
	現代と宗教	1・2・3・4前後		2		○										兼1
	人文地理学	1・2・3・4前後		2		○										兼2
	教育学入門	1・2・3・4前		2		○										兼1
	現代と教育	1・2・3・4前後		2		○										兼1
	芸術学入門	1・2・3・4前		2		○										兼1
	美術史	1・2・3・4前		2		○										兼1
	日本文化論	1・2・3・4前後		2		○										兼2
	日本語表現	1・2・3・4前後		2		○										兼2
	文学入門	1・2・3・4前		2		○										兼3
	日本の文学	1・2・3・4後		2		○										兼3
	中国の文学	1・2・3・4後		2		○										兼1
	欧米の文学	1・2・3・4後		2		○										兼1
	歴史学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2
	日本の歴史	1・2・3・4後		2		○										兼1
	アジアの歴史	1・2・3・4前		2		○										兼1
	ヨーロッパの歴史	1・2・3・4後		2		○										兼1
	政治学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2
	現代の政治	1・2・3・4後		2		○										兼2
	法学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2
	現代の法	1・2・3・4後		2		○										兼1
	日本の憲法	1・2・3・4前		2		○										兼1
	経済学入門	1・2・3・4前		2		○										兼6
	現代の日本経済	1・2・3・4前		2		○										兼1
	経営学入門	1・2・3・4前		2		○										兼1
	現代のビジネス	1・2・3・4前		2		○										兼1
	社会学入門	1・2・3・4前		2		○										兼2
	現代社会論	1・2・3・4前後		2		○										兼3
	考古学	1・2・3・4後		2		○										兼1
	民俗学	1・2・3・4後		2		○										兼1
	大阪の経済と文化	1・2・3・4後		2		○										兼1
	大阪経済大学の歴史	1・2・3・4前		2		○										兼1
	スポーツの理論	1・2・3・4前後		2		○				1						兼2
	レクリエーションの理論	1・2・3・4前後		2		○										兼2
	健康増進の理論	1・2・3・4前後		2		○					1					兼5
スポーツ方法学	1・2・3・4前後		2		○										兼7	
レクリエーション方法学	1・2・3・4前後		2		○				1	1					兼7	
地理学入門	1・2・3・4前後		2		○										兼2	
地誌	1・2・3・4後		2		○										兼1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
全学共通科目	自然科学概論	1・2・3・4前後		2		○									兼1
	科学史	1・2・3・4前後		2		○									兼1
	数学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2
	現代の数学	1・2・3・4後		2		○									兼2
	物理学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1
	現代と物理学	1・2・3・4後		2		○									兼1
	化学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1
	現代と化学	1・2・3・4後		2		○									兼1
	宇宙の科学	1・2・3・4前後		2		○									兼1
	地球の科学	1・2・3・4後		2		○									兼1
	自然地理学	1・2・3・4前		2		○									兼1
	生物学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1
	データサイエンス概論	1・2・3・4前後		2		○									兼2
	統計学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2
	現代と統計	1・2・3・4後		2		○									兼2
	キャリアデザイン	1・2前後		2		○									兼5
	インターンシップ	2・3前		2		○									兼2
	プレゼンテーション入門	2・3前後		2		○									兼2
	論理的思考入門	2・3・4前後		2		○				1					兼2
	日本語表現演習（書き方）	1・2・3・4前後		2		○									兼3
	日本語表現演習（話し方）	1・2・3・4前後		2		○									兼2
	社会人基礎学力Ⅰ	1・2・3・4前後		2		○									兼1
	社会人基礎学力Ⅱ	1・2・3・4前後		2		○									兼2
共通特殊講義	1・2・3・4前後		2		○									兼5	
小計（68科目）	—	0	136	0	—	—	—	—	2	2	2	0	0	兼97	
グローバル科目	American Society and Culture	2・3・4後		2		○									兼1
	Contemporary Chinese Economy	2・3・4後		2		○									兼1
	International Communication	2・3・4後		2		○									兼1
	Japan-China Relations	2・3・4後		2		○									兼1
	Japanese Politics	2・3・4前		2		○									兼1
	Economics & the Global Economy	2・3・4前		2		○									兼1
	International Commercial Law	2・3・4後		2		○									兼1
	Introduction to Japanese Business	2・3・4後		2		○									兼1
	Financial Accounting	2・3・4前		2		○									兼1
	Accounting History	2・3・4後		2		○									兼1
	Comparative Civilizations	2・3・4後		2		○									兼1
Global History	2・3・4前		2		○									兼1	
小計（12科目）	—	0	24	0	—	—	—	—	0	0	0	0	0	兼11	
学科専攻科目	基礎科目	人間関係の理論と実践	1後	2		○			1						
	基礎演習Ⅰ	1前	2			○		6	5	3					
	基礎演習Ⅱ	1後	2				○	6	6	3					
	基礎選択科目	情報リテラシー実習	1前	2											兼1
	心理学概論	1前	2			○			1	1					兼1
	臨床心理学概論	1後	2			○		1							
	社会健康学入門	1前	2			○		1							
	社会安全学入門	1後	2			○		1							
	スポーツ健康科学概論	1前	2			○		6	3	1					オムニバス
	健康と運動	1後	2			○			1						
	小計（10科目）	—	4	16	0	—	—	—	8	6	3	0	0		兼1
	専門実践演習科目	臨床心理学実践演習（心理的アセスメント）	2前	2			○				1				
	臨床心理学実践演習（心理学的支援法）	2前	2				○		2						
	スポーツ健康実践演習Ⅰ	2前	2				○		5	3	1				
	スポーツ健康実践演習Ⅱ	2後	2				○		5	3	1				
社会ライフデザイン実践演習Ⅰ	2前	2				○		3	2						
社会ライフデザイン実践演習Ⅱ	2後	2				○		3	2						
専門基幹科目	心理学統計法Ⅰ	2前	2			○			1						
心理学実験Ⅰ	2後	2												兼3	
福祉心理学	1前	2				○		1							
教育・学校心理学	1後	2				○				1					
司法・犯罪心理学	1前	2				○			1						
健康・医療心理学	1前	2				○			1						
医療社会学	1後	2				○		1							

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		
専門 基幹 科目	現代社会とエイジング	1前		2		○			1						
	いのちを守るまちづくり	1前		2		○				1					
	人間と災害	1後		2		○				1					
	現代家族論	1前		2		○				1					
	地域福祉論	1後		2		○				1					
	人間関係の心理学	1後		2		○			1						
	ライフデザイン論	1後		2		○			1						
	スポーツ生理学	1後		2		○					1				
	スポーツ運動学	1前		2		○			1						
	スポーツ社会学	1前		2		○				1					
	スポーツ心理学	1後		2		○									兼1
	スポーツ産業論	1後		2		○			1						
	ヘルスプロモーション	2前		2		○				1					
	健康とスポーツの理論と実際(陸上)	1前後		2				○			1				
学科 専攻 科目	公認心理師の職責	1前		2		○			1						兼1
	心理学研究法	2後		2		○									兼1
	心理学統計法Ⅱ	2後		2		○				1					
	心理学実験Ⅱ	3前		2				○		1					
	知覚・認知心理学	1前		2		○				1					
	学習・言語心理学	1前		2		○				1					
	感情・人格心理学	1前		2		○				1					
	神経・生理心理学	1前		2		○									兼1
	社会・集団・家族心理学	1前		2		○				1					兼1
	発達心理学	1前		2		○									兼1
	障害者・障害児心理学	1前		2		○									兼1
	人体の構造と機能及び疾病	2後		2		○			1						
	精神疾患とその治療	2後		2		○									兼1
	関係行政論	2後		2		○									兼1
	心理演習Ⅰ	3前		2				○				1			
	心理演習Ⅱ	3後		2				○				1			
	心理実習Ⅰ	4前		2					○	1	1	1			
	心理実習Ⅱ	4後		2					○	2		1			
	ホリスティック心理学	3後		2		○				1					
	被害者・加害者の心理学	2後		2		○			1						
	人間性心理学	2後		2		○									兼1
	ジェンダーの心理学	1・2・3・4前		2		○									兼1
	精神分析学入門	3前		2		○									兼1
	芸術療法	2後		2		○									兼1
	遊戯療法	2後		2		○			1						
	集団精神療法	2後		2		○				1					
	人として生きる倫理	2後		2		○									兼1
	福祉心理学特殊講義	1・2・3・4前後		4		○									兼1
	臨床心理学特殊講義	3後		2		○									兼1
	自然災害概論	2前		2		○				1					
	社会災害概論	2後		2		○									兼1
	LGBTQ論	1後		2		○									兼2
	コミュニケーションの心理学	2前		2		○									兼1
	SDGs論	1前		2		○									兼1
	地域医療社会論	2後		2		○			1						
	いのちの医療社会論	2後		2		○									兼3
	健康経営論	3前		2		○									兼1
	医療政策社会論	3後		2		○									兼1
	現代社会とヘルスケア戦略	2後		2		○			1						
	暮らしの医療社会論	2前		2		○									兼3
現代社会と食マネジメント論	2前		2		○									兼1	
現代社会と住まい	2後		2		○									兼1	
福祉デザイン概論	2前		2		○									兼1	
ユニバーサルデザイン論	2後		2		○									兼1	
地域子育て論	2前		2		○									兼1	
コミュニティマネジメント論	2後		2		○				1						
生命社会学	2前		2		○			1							
対人社会心理学	2前		2		○			1							
集団心理学	2前		2		○									兼1	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
専 門 選 択 科 目	対人行動論	2後		2		○									兼1		
	リスク認知心理学	2後		2		○									兼1		
	消費者心理学	2後		2		○			1								
	産業・組織心理学	2前		2		○			1								
	競争と逸脱の社会学	1前		2		○			1								
	脱炭素社会論	1後		2		○									兼1		
	社会ライフデザインコース特殊講義	2後		2		○									兼1		
	野外活動の理論と実際(スノースポーツ)	1後		2				○		1					兼1		
	野外活動の理論と実際(野外キャンプ)	1前		2				○		1							
	健康とスポーツの理論と実際(体操)	1前後		2				○							兼1		
	健康とスポーツの理論と実際(柔道)	1前後		2				○							兼1		
	健康とスポーツの理論と実際(剣道)	1前		2				○							兼1		
	健康とスポーツの理論と実際(ハンドボール)	1前		2				○			1						
	健康とスポーツの理論と実際(バスケットボール)	1後		2				○							兼1		
	健康とスポーツの理論と実際(バレーボール)	1前後		2				○							兼1		
	健康とスポーツの理論と実際(サッカー)	1前		2				○							兼1		
	健康とスポーツの理論と実際(ダンス)	1前後		2				○							兼1		
	健康とスポーツの理論と実際(水泳)	1前		2				○		1							
	エアロビック運動の理論と実際(陸上運動)	1後		2				○							兼1		
	フィットネスの理論と実際	2前		2				○							兼1		
	スポーツ医学	2前		2			○								兼1		
	スポーツバイオメカニクス	2後		2			○			1							
	学校保健	2前		2			○								兼1		
	健康心理学	2後		2			○								兼1		
	こころとからだの発達	1前		2			○								兼1		
	身体測定とデータ解析	2後		2			○				1						
	運動処方	2後		2			○			1							
	生活習慣病と運動	2前		2			○			1							
	衛生・公衆衛生学	2後		2			○								兼1		
	スポーツ栄養学	2後		2			○								兼1		
	健康産業実習	2後		2					○		1						
	トレーニング概論	1後		2			○				1						
	保健体育科教育法Ⅰ	2前		2			○								兼1		
	保健体育科教育法Ⅱ	2後		2			○								兼1		
	保健体育科教育法Ⅲ	2前		2			○								兼1		
	保健体育科教育法Ⅳ	2後		2			○								兼1		
	保健体育科実践Ⅰ	2後		2			○								兼1		
	保健体育科実践Ⅱ	2後		2			○								兼1		
	コーチング論Ⅰ	2前		2			○				1						
	コーチング論Ⅱ	2後		2			○				1						
	スポーツトレーナー実践	2前		2			○					1			兼1		
	トレーニング論	2前		2			○				1			1			
	スポーツマーケティング	2後		2			○			1							
	スポーツマネジメント	2前		2			○			1							
	地域スポーツ論	3後		2			○				1						
	スポーツイノベーション	2前		2			○								兼3	オムニバス	
スポーツツーリズム	2前		2			○								兼1			
スポーツファイナンス	2後		2			○								兼1			
スポーツ実務実習a(企業PBL型)	2前		1					○	2	1							
スポーツ実務実習b(海外視察型)	1後		1					○	1								
スポーツ政策論	2後		2			○								兼1			
アダブテッドスポーツ	2前		2			○								兼1			
スポーツ統計情報処理	2後		2			○								兼1			
スポーツボランティア実習	2後		2			○			1								
実技対策セミナー	3前		2			○								兼1			
スポーツ科学コース特殊講義	2後		2			○								兼1			
(小計132科目)		—	0	264	0				15	6	5	0	0	兼35			
選 択 科 目	政治学概説	2前		2		○			1								
	教育心理学概論	2後		2		○								兼1			
	子どもの臨床心理学	2前		2		○								兼1			
	教育相談の理論と方法	2前		2		○					1						
小計(4科目)		—	0	8	0				15	6	5	0	0	兼2			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
学科 専攻科目	専門演習Ⅰ	3前		2			○		15	6	5				
	専門演習Ⅱ	3後		2			○		15	6	5				
	卒業研究	4通		4			○		15	6	5				
	小計(3科目)	—	0	8	0	—			15	6	5	0	0		
合計(305科目)		—	4	548	0	—			15	6	5	0	0	兼244	
学位又は称号		学士(人間科学)		学位又は学科の分野			文学関係								
卒業要件及び履修方法						授業期間等									
<p>卒業に必要な単位数は、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、および学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。</p> <p>全学共通科目の外国語科目(「英語Ⅰa[R&W]」～「日本語Ⅵb」)は8単位(2カ国語あるいは1カ国語)を修得。広域科目は16単位以上を修得。なお、「日本語Ⅰa～日本語Ⅵb」は、学部国際留学生を対象とする。また、外国語科目(「TOEICⅠ」～「資格英語Ⅱ」)で修得した単位は広域科目の単位に含めることができる。</p> <p>学科専攻科目は、基礎科目6単位(うち必修2科目4単位を含む)、基礎選択科目8単位以上修得。専門実践演習科目として所属コースに応じて4単位を修得。専門基幹科目から10単位以上修得、専門選択科目は36単位以上修得。選択科目は28単位修得。演習科目8単位を修得(演習科目を履修しない場合は、専門実践演習科目、専門基幹科目、専門選択科目の単位を含めることができる)。合計100単位以上を修得。ただし、基礎科目、専門科目を選択科目の単位に含めることができ、全学共通科目の単位を8単位を上限に選択科目の単位に含めることができる。</p> <p>履修科目の登録の上限は、1年次44単位、2年次以上は48単位。</p>						1学年の学期区分			2学期						
						1学期の授業期間			15週						
						1時限の授業時間			90分						

学生の確保の見通し等を記載した書類

目 次

(1)学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	3
①学生の確保の見通し	3
ア. 定員充足の見込み	
1)定員設定の考え方	
a)経済学部経済学科	
b)経営学部第1部経営学科、第1部ビジネス法学科	
c)情報社会学部情報社会学科	
d)人間科学部人間科学科	
e)経営学部第2部経営学科	
2)定員を充足する見込み	
・全学	
a)経済学部経済学科	
b)経営学部第1部経営学科	
c)経営学部第1部ビジネス法学科	
d)情報社会学部情報社会学科	
e)人間科学部人間科学科	
f)経営学部第2部経営学科	
イ. 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要	
・全学	
1)経済学部経済学科	
2)経営学部第1部経営学科、第1部ビジネス法学科	
3)情報社会学部情報社会学科	
4)人間科学部人間科学科	
5)経営学部第2部経営学科	
②学生確保に向けた具体的な取組状況	19
(2)人材需要の動向等社会の要請	22
①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	22
・全学	
1)経済学部経済学科	
2)経営学部（第1部経営学科、第1部ビジネス法学科、第2部経営学科）	
3)情報社会学部情報社会学科	
4)人間科学部人間科学科	
②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠	25

・全学

1) 経済学部 経済学科

2) 経営学部

3) 情報社会学部 情報社会学科

4) 人間科学部 人間科学科

(1)学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

①学生の確保の見通し

ア. 定員充足の見込み

1)定員設定の考え方

本学は、令和14年（2032年）に創立100周年を迎えるにあたり、あらためて、創立時の創設者の思いや大学理念に立ち返り、新たな大学のミッションを平成30年12月に策定した。それが「生き続ける学びが創発する場となり、商都大阪から、社会に貢献する“人財”を輩出する」である。ここで「創発」とは、自立性と多様性をもった個の相互作用の中から予期せぬ現象が生み出され、その結果がまた個に影響を与えることをいう。そのため、学生が「芯棒」をしっかりと持ち、そのうえで多様な価値観に交わりながら成長できる環境を構築することを使命に掲げた。くわえて、ミッションに「商都大阪」とあるように、民の大学として大阪経済の活性化に資することを明確に掲げた。これは、教学の理念「人間の実学」に基づく多彩な職業人の養成機関として、本学が実学に力を注ぐことを念頭においている。今後はグローバル社会へさらに視野を広げ、刻々と変化する社会課題に対して自らの考えをしっかりと持ち、多様な価値観の中において、柔軟に他者の意見を取り入れながら、臨機応変に解決策を考え、導き出した答えに果敢に挑戦できる人材を養成することを重視していく。

また、これまで本学各学部とも志願者が入学定員を大きく上回る状況が継続していることから、志願者への教育の場を拡充するとともに、本学がこれまで築き上げてきた教育体制を基盤にこれからの社会で求められる人材を養成する。

特に今後は、AI人材の養成や確保が必要であることは言うまでもない。そのため、本学では、地元産業の活性化など社会に貢献できる情報リテラシーや応用基礎レベルのAI活用を修得した学生を養成する。また、Society5.0（資料1）や「AI戦略2019」（資料2）に呼応したデータサイエンス教育やリカレント教育などを充実させ、より多くのAI人材を輩出するという社会の量的な要請に応える。

さらに、近年は急速な技術革新の進展等による社会・経済情勢の変化を背景に、人々が抱える不安やストレスに社会全体で対応することが求められている。そのため、本学では人々の「社会的健康」の維持・向上支援に貢献できる実践力を有する人材を養成する。

今回の申請は、後述するように、これまで本学では志願者が入学定員を大きく上回る状況が継続していることから、志願者への教育の場を拡充するとともに、教育の質を確保しつつ、より多くの“人財”を輩出するという社会の量的な要請に応えるために、収容定員の増員を実施する。

経済学部については、学部の入学定員を経済学科（450名）と地域政策学科（150名）を合わせた現在の600名から680名とする。具体的には、教育体制を検討した上で、地域政策学科の学生募集を停止し、2学科体制（経済学科および地域政策学科）

から1学科体制（経済学科）へ移行する。地域政策学科の入学定員150名は経済学科へ振り替える。そのことにより、経済学科は、地域政策学科の入学定員の振り替えである150名と純増である80名の合計230名を増員し、450名から680名とする。経済学部としての純増は80名である。

経営学部第1部経営学科については、入学定員を現在の330名から100名増員し、430名に、また、第1部ビジネス法学科については、入学定員を現在の180名から20名増員し、200名とする。

経営学部第2部経営学科については、入学定員を現在の110名から60名減らし、50名とする。また、現在3年次に設定している編入学定員20名については、設定を取りやめる。

情報社会学部情報社会学科については、入学定員を現在の250名から50名増員し、300名とする。

人間科学部人間科学科については、入学定員を現在の175名から25名増員し、200名とする。

大学全体としては、入学定員は1,860名（215名増）となるが、3年次編入学定員20名の設定を取りやめる（収容定員40名減）ため、収容定員は7,440名（820名増）となる。

ところで、本学全体の一般入試における過去5年間の志願倍率は、毎年9倍を超える状況である。資料3のとおり、本学全体での過去5年間における志願者数は14,996～24,041人である。それに対して本学全体での過去5年間における合格者数は3,450～4,072人、入学者数は1,614～1,932人、定員超過率は0.98～1.17、辞退者数は1,655～2,370人、歩留率は0.41～0.52である。また、令和元年度および令和2年度入試において入学定員充足率が1倍を割り込んだのは、厳格な定員管理を行った結果から発生したものである。しかし、新型コロナウイルス感染症により学生の受験傾向の変動影響は若干あるものの、合格者数などの数値は一定の水準内で推移しており、常に志願者数は定員を大きく上回る状況である。このように、本学としては志願者に対して十分な学びの機会を提供できていないことから、社会の量的な要請に応えるため、収容定員の増員を実施する。

◆現行と変更後の入学定員及び収容定員（単位：人）

学部	学科	現行			変更後		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	450	－	1,800	680	－	2,720
	地域政策学科	150	－	600	募集停止		
経営学部	第1部経営学科	330	－	1,320	430	－	1,720
	第1部ビジネス法学科	180	－	720	200	－	800
	第2部経営学科	110	(3年次) 20	480	50	－	200
情報社会学部	情報社会学科	250	－	1,000	300	－	1,200
人間科学部	人間科学科	175	－	700	200	－	800
合計（大阪経済大学の総数）		1,645	20	6,620	1,860	－	7,440

a) 経済学部経済学科

関西圏において、同系統の学科の入学定員は400名から893名まで幅広く設定されており、今回、収容定員増員後の定員（680名）と同規模の学科は複数ある。一定規模（入学定員400名以上）の入学定員を持つ他大学を含めた一般入試の状況（資料4－1）を確認すると、過去5年間の平均合格倍率は1.8倍から6.3倍となっている。その中でも本学経済学部はこれまで2学科の入学試験を学部一括募集形式で行っているが、平均合格倍率は6.1倍と高水準であることから、入学試験での選抜が機能しており、今回の定員設定は妥当であるといえる。

b) 経営学部第1部経営学科、第1部ビジネス法学科

関西圏において、同系統の学科の入学定員は175名から795名まで幅広く設定されており、今回、収容定員増員後の定員（第1部経営学科430名、第1部ビジネス法学科200名）と同規模の学科は複数ある。他大学を含めた一般入試の状況（資料4－2）を確認すると、過去5年間の平均合格倍率は3.8倍から9.8倍となっている。その中でも本学第1部経営学科は7.4倍、第1部ビジネス法学科は5.4倍と高水準であることから、入学試験での選抜が機能しており、今回の定員設定は妥当であるといえる。

c) 情報社会学部情報社会学科

関西圏において、同系統の学科の入学定員は79名から810名まで幅広く設定されており、今回、収容定員増員後の定員（300名）と同規模の学科は複数ある。他大学を含めた一般入試の状況（資料4－3）を確認すると、過去5年間の平均合格倍率は3.1倍から10.5倍となっている。その中でも本学情報社会学科は6.2倍と高水準であることから、入学試験での選抜が機能しており、今回の定員設定は妥当であるといえる。

d) 人間科学部人間科学科

人間科学部人間科学科はスポーツ健康コース、心理学コース、社会ライフデザインコースの3つで構成されているため、ここでは関西圏におけるそれぞれの系統（体育学系学科、心理学系学科、社会学系学科）の競合または併願学科等について分析した。

体育学系学科の入学定員は70名から330名まで設定されており、他大学を含めた一般入試の状況（資料4-4）を確認すると、過去5年間の平均合格倍率は2.4倍から8.6倍となっている。その中でも本学人間科学科は7.4倍と高水準であることから、入学試験での選抜が機能しており、体育学系学科とみた場合において、今回の定員設定は妥当であるといえる。

心理学系学科の入学定員は、学部一括入試を行っている大学を除き55名から280名まで設定されており、他大学を含めた一般入試の状況（資料4-4）を確認すると、過去5年間の平均合格倍率は1.6倍から13.0倍となっている。その中でも本学人間科学科は7.4倍と高水準であることから、入学試験での選抜が機能しており、心理学系学科とみた場合において、今回の定員設定は妥当であるといえる。

社会学系学科の入学定員は90名から330名まで設定されており、他大学を含めた一般入試の状況（資料4-4）を確認すると、過去5年間の平均合格倍率は4.1倍から9.0倍となっている。その中でも本学人間科学科は7.4倍と高水準であることから、入学試験での選抜が機能しており、社会学系学科とみた場合において、今回の定員設定は妥当であるといえる。

以上のことから、本学人間科学科は十分な合格倍率があり、今回の定員設定は妥当であるといえる。

e) 経営学部第2部経営学科（入学定員を減らす学科）

経営学部第2部経営学科は、数少ない夜間大学として学びの場を提供するという特徴をもつ。しかし、働きながら学位を取得する社会人学生が減少傾向であることから、夜間教育としての一定の役割は果たしたといえる。そのため、第2部経営学科の入学定員を現在の110名から60名減らし、50名とする。さらに、現在3年次に設定している編入学定員20名については、少人数教育を徹底するため、設定を取りやめる。過去5年間の一般入試における平均合格倍率（資料4-5）は4.0倍であることから、今後も入学希望者を確保できるといえる。

2) 定員を充足する見込み

・全学

（関西圏の18歳人口および本学への志願者の地域別状況）

本学の志願者のうち80%以上が大阪、兵庫といった関西圏出身の高校生であることから、18歳人口と大学進学率の動向について、関西圏（大阪府、兵庫県、京

都府、奈良県、和歌山県)を対象に、確認を行った。

文部科学省「学校基本統計」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」(資料5)から令和5年を基準に令和15年時点の18歳人口の減少率をみると、奈良県が20.7%、和歌山県が13.8%、兵庫県が10.7%となっている。本学への志願者の中心となる大阪府の減少率は7.2%と小さく、全国での減少率(8.6%)よりも低いことがわかる。

ここで、本学の令和3年度入試における都道府県単位の志願者数は、大阪府在住の学生が6,565名となっており、全志願者14,802名の約半数を占めている。さらに、兵庫県在住の志願者4,069名を合わせると10,634名となり、全志願者数の71.8%を占めている。先述した令和15年時点の18歳人口の減少率では大阪府の減少率は小さく、本学の志願者減少への影響は限定的であると推測できる。

(関西圏における地元残留率の動向)

リクルート進学総研「マーケットレポート」(Vol.90、2021年4月号)における近畿エリアの大学進学希望者の「地元残留率の推移」(資料6)をみると、大阪府においては微増傾向にあり、今後も大阪府内の大学進学希望者が一定数いることがわかる。

以上のことから、大阪府においては今後も18歳人口減少の影響が小さく、関西圏の大学進学率の上昇が予測され、そして地元残留率も微増傾向にある。そのため、今後も関西圏の大学進学希望者は今まで同様に維持される見通しであり、収容定員増員後も引き続き本学が学生を十分に確保することは可能である。

a)経済学部経済学科

経済学部については、学部の入学定員を経済学科(450名)と地域政策学科(150名)を合わせた現在の600名から680名とする。具体的には、教育体制を検討した上で、地域政策学科の学生募集を停止し、2学科体制(経済学科および地域政策学科)から1学科体制(経済学科)へ移行する。地域政策学科の入学定員150名は経済学科へ振り替える。そのことにより、経済学科は、地域政策学科の入学定員の振り替えである150名と純増である80名の合計230名を増員し、450名から680名とする。経済学部としての純増は80名である。

(全国的な経済学系統の志願者動向)

日本私立学校振興・共済事業団が発行する「私立大学・短期大学等入学志願動向」(資料7)によると、経済学部の志願者は一定の上下幅はあるものの社会科学系の学部の中では最も志願者数が多く、今後も全国的に需要が見込まれる。

(関西圏の入試動向および本学との競合関係)

関西圏の同系統かつ入学定員 400 人以上の学部学科と比較すると、本学の一般入試合格倍率が高い傾向にあることから、本学経済学科は入学定員を十分に確保できる見込みである。

(志願状況等)

経済学部は 2 学科の入学試験を一括募集形式で行ってきたが、過去 5 年間の志願倍率(資料 3)は 9.65~15.83 倍であり、安定した志願者数を確保して入学試験を実施してきた。くわえて、本学が新生に毎年行っている入学時アンケート(アセスメントテスト)では本学経済学部への入学を第 1 志望としている学生が増加しており、一定数の志願者がいることがわかる(資料 8)。また、関西圏の経済学部における女子学生比率は緩やかに上昇しているが、本学科ではそれを上回っている。今後も女子学生の入学需要が高まることが予測されることから、全体として入学定員の充足に寄与するものと考えられる。

先にも述べたとおり、経済学部では 2 学科の入学試験を一括募集形式で行なっているが、2 年次に学生の希望に基づき学科を決定している。その際、各学科の定員を超えないようにしっかりと配分している。

(高校生アンケート)

経済学科の収容定員の増員と地域政策学科の募集停止を行い、教育課程の一部を見直すことから、入学意向の確認のためのアンケートを高校 2 年生に実施した。その結果、定員充足の見通しが十分にあることがわかった。

b) 経営学部第 1 部経営学科

経営学部第 1 部経営学科については、入学定員を現在の 330 名から 430 名に変更する。

(全国的な経営学系統の志願者動向)

日本私立学校振興・共済事業団が発行する「私立大学・短期大学等入学志願動向」(資料 7)によると経営学部の志願者は微増しており、今後も需要が見込まれる。

(関西圏の入試動向および本学との競合関係)

関西圏の私立大学において経営学科を持つ大学のうち、本学と競合関係にある大学 10 校(資料 4-2)をみると、各大学における過去 5 年間の一般入試平均合格倍率は、3.8~9.8 倍である。これに対して、本学第 1 部経営学科は 7.4 倍であり、上記の競合大学の数値と遜色はない。このことから、本学第 1 部経営学科は今後も入学定員を十分に確保できる見込みである。

さらに、競合校の設置場所を見ると、大阪市内にある大学は本学のみであり、アクセスに優れ、学生の利便性が高いなど、地域的な優位性を有していることから、定員を十分に確保できると考える。

(志願状況等)

第1部経営学科において、過去5年間の志願倍率(資料3)は11.97~18.28倍であり、安定した志願者数を確保して入学試験を実施してきた。くわえて、本学が新入生に毎年行っている入学時アンケート(アセスメントテスト)では第1部経営学科への入学を第1志望としている学生が増加しており、一定数の志願者がいることがわかる(資料8)。

c)経営学部第1部ビジネス法学科

経営学部第1部ビジネス法学科においては、入学定員を現在の180名から200名に変更する。

(全国的な経営学系統の志願者動向)

日本私立学校振興・共済事業団が発行する「私立大学・短期大学等入学志願動向」(資料7)によると経営学部の志願者は微増しており、全国的に今後も需要が見込まれる。

(関西圏の入試動向および本学との競合関係)

関西圏の私立大学において経営学科を持つ大学のうち、本学と競合関係にある大学10校(資料4-2)を見ると、各大学における過去5年間の一般入試平均合格倍率は、3.8~9.8倍である。これに対して、本学第1部ビジネス法学科は5.4倍であり、上記の競合大学の数値と遜色はない。このことから、本学第1部ビジネス法学科は今後も入学定員を十分に確保できる見込みである。

さらに、競合校の設置場所を見ると、大阪市内にある大学は本学のみであり、アクセスに優れ、学生の利便性が高いなど、地域的な優位性を有していることから、定員を十分に確保できると考える。

(志願状況等)

関西圏で主として経営学を学び、ビジネスに関連する法学的分野も学ぶことができる大学は本学第1部ビジネス法学科のみである。

第1部ビジネス法学科において、過去5年間の志願倍率(資料3)は6.23~10.66倍であり、安定した志願者数を確保して入学試験を実施してきた。くわえて、入学時アンケート(アセスメントテスト)では第1部ビジネス法学科への入学を第1志望としている学生が増加しており、一定数の志願者がいることがわかる(資料8)。

d)情報社会学部情報社会学科

情報社会学部情報社会学科においては、入学定員を現在の 250 名から 300 名に変更する。

(全国的な社会学系統の志願者動向)

日本私立学校振興・共済事業団が発行する「私立大学・短期大学等入学志願動向」(資料7)において、社会学部と情報学部の志願者は増加しており、今後も需要が見込まれる。

(関西圏における一般入試志願者の推移)

関西圏の私立大学において、本学を含む社会学系競合12大学および情報学系競合5大学の志願者(資料4-3)は減少しているものの、近年のAI人材の需要の高まりを背景に十分な市場規模があるといえる。

さらに、競合校の設置場所を見ると、大阪市内にある大学は本学のみであり、アクセスに優れ、学生の利便性が高いなど、地域的な優位性を有していることから、定員を十分に確保できると考える。

(志願状況等)

情報社会学科において、過去5年間の志願倍率(資料3)は7.50~14.14倍であり、安定した志願者数を確保して入学試験を実施してきた。本学が新生に毎年行っている入学時アンケート(アセスメントテスト)では情報社会学科への入学を第1志望としている学生が増加しており、一定数の志願者がいることがわかる(資料8)。

e)人間科学部人間科学科

人間科学部人間科学科においては、入学定員を現在の 175 名から 200 名に変更する。

(全国的な人間科学系統の志願者動向)

日本私立学校振興・共済事業団が発行する「私立大学・短期大学等入学志願動向」(資料7)によると、全国の「人間科学部」における志願者数はほぼ横ばいであり、今後も需要が見込まれる。

(関西圏における一般入試志願者の推移)

関西圏の私立大学において、体育学系競合7大学、心理学系競合14大学および社会学系競合4大学の志願者(資料4-4)を本学科の3つのコースの系統で検証したところ、過去5年間で体育学系学部の志願者はやや減少しているが、心理学系学部、社会学系学部では今後も一定の需要が見込まれ、十分な市場規模があ

るといえる。

(志願状況等)

人間科学科の過去5年間の志願倍率(資料3)は10.97~14.83倍であり、コロナ禍においても10倍を堅持している。また、本学が新入生に毎年行っている入学時アンケート(アセスメントテスト)では、本学科への入学を第1志望としている学生が増加しており、一定数の志願者がいることがわかる(資料8)。

(高校生アンケート)

人間科学科のコースについて一部を見直すにあたり、入学意向の確認のためのアンケートを高校2年生に実施した。その結果、定員充足の見通しが十分にあることがわかった。

f)経営学部第2部経営学科(入学定員を減らす学科)

経営学部第2部経営学科においては入学定員を110名から50名に減らし、3年次編入学定員20名については設定を取りやめる。

(志願状況等)

第2部経営学科は安定的に志願者を確保しているが、他の昼間部の学科に比べ志願倍率は低くなっている。一方、本学が新入生に毎年行っている入学時アンケート(アセスメントテスト)では、本学科が数少ない夜間大学として学びの場を提供している特徴を有していることから、他学部に比して高い割合で第1志望の学生が存在する(資料8)。

以上、各学科の入学定員充足の見込みについて分析した結果、当該6学科の入学定員の増員および減員は適切であるとともに、社会の量的要請に応えるものと判断できる。

今回、入学定員は1,645名から1,860名(215名増)、収容定員が6,620名から7,440名へと820名増員するが、学生確保の見通しとして充足は十分可能である。

イ. 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

・全学

(関西圏の18歳人口および大学進学率の動向など)

本学志願者の80%以上が大阪、兵庫といった関西圏出身の高校生であることから、18歳人口と大学進学率の動向について、関西圏(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県)を対象に、確認を行った。

文部科学省「学校基本統計」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」(資料5)から令和5年を基準

に令和15年時点の減少率をみると、奈良県が20.7%、和歌山県が13.8%、兵庫県が10.7%となっている。本学への志願者の中心となる大阪府の減少率は7.2%と小さく、全国での減少率（8.6%）よりも低いことがわかる。さらに、本学の令和3年度入試における都道府県単位の志願者数をみると、大阪府在住の学生が6,565名となっており、全志願者14,802名の約半数を占めている。さらに、兵庫県在住の志願者4,069名を合わせると10,634名となり、全志願者数の71.8%を占めていることから、本学志願者減少への影響は限定的であると推測できる。

今後、大学進学率は上昇していくことが予想される。とくに本学への志願者の中心となる関西圏についてみると、和歌山県を除き、全国平均の大学進学率より高いことがわかる。特に、京都府は67.8%（令和2年）と高く、これは女子の進学率が70.5%と高いことが影響している。また、令和2年の大阪府における大学進学率は61.8%と京都府（67.8%）や兵庫県（62.5%）より低くなっているが、平成27年からみると大学進学率は2.4ポイント上昇しており、その上昇率は京都府（1.4ポイント）および兵庫県（1.7ポイント）より高くなっている。このように、ここ数年ではとくに本学への志願者の中心を占める大阪府の大学進学率の高まりが確認できる。

以上のように、18歳人口の減少が予測される一方で、本学への志願者の中心となる大阪府の減少率は比較的小さいことや全国および関西圏の大学進学率上昇を背景として、今後も本学への志願状況はこれまで同様に安定的に推移すると予想できる。

（関西圏における地元残留率の動向）

リクルート進学総研「マーケットレポート」（Vol.90、2021年4月号）における近畿エリアの大学進学希望者の「地元残留率の推移」（資料6）をみると、大阪府では地元の大学への進学希望者が57.4%（令和2（2020）年）と最も多く、平成23年（2011年）の54.6%から2.8ポイント上昇している。

以上、大学進学希望者における地元残留率の傾向から、今後も本学を対象とする志願者の確保は維持される見通しであり、収容定員増員後も本学が引き続き学生を十分に確保することは可能である。

なお、これらは本学全体に対する分析であることから、全学科で同様のことがいえる。

1) 経済学部経済学科

経済学部については、学部の入学定員を経済学科（450名）と地域政策学科（150名）を合わせた現在の600名から680名とする。具体的には、教育体制を検討した上で、地域政策学科の学生募集を停止し、2学科体制（経済学科および地域政策学科）から1学科体制（経済学科）へ移行する。地域政策学科の入学定員150名は経済学科へ振り替える。そのことにより、経済学科は、地域政策学科の入学定員の振り替えである150名と純増である80名（計230名）増やし、450名から680名とする。経済学部としての純増は80名である。

(全国的な経済学部志願者動向)

日本私立学校振興・共済事業団が発行する「私立大学・短期大学等入学志願動向」(資料7)によると、経済学部の志願者は35万人から42万人の間で上下している。令和3年度入試ではコロナ禍における志願者数の大幅な減少が見受けられるが、社会科学系の中で最も志願者が多い学部であることから、今後も需要が見込まれる。

関西の同系統かつ入学定員400人以上の学部学科と比較しても、本学の過去5年間の一般入試における平均合格倍率は6.1倍と高い倍率であることから、十分に競争的な入学試験が実施できており、入学定員を充足できる見込みである。

(志願状況等)

経済学部はこれまで2学科の入学試験を学部一括募集形式で行っている。過去5年間の志願倍率(資料3)は9.65~15.83倍であり、安定した志願者数を確保している。そのため、1学科体制(経済学科)へ移行することによる志願者数への影響は小さいといえる。

近年、経済学部の志願者は減少傾向にあるが、同系統の学部で同規模である大学でも同様の傾向があり(資料4-1)、本学特有の事情でないことがわかる。くわえて、令和元年度から開始した本学が新生に毎年行っている入学時アンケート(アセスメントテスト)では、経済学部への入学を第1志望としている学生が令和元年度は33.0%、令和2年度は37.2%、令和3年度は40.7%と徐々に上昇している(資料8)。志願者が減少する一方、経済学部への入学を第1志望としている学生が増加しており、今後、志願者が急減するような状況は考えにくい。

また、関西圏の経済学部における女子学生比率はこの5年間で2.8ポイント上昇しているが、本学ではそれを上回る4.1ポイント上昇している。また、令和3年度から令和13年度にかけて関西圏の18歳人口は、男性が12ポイント減少する予測に比べ、女性は10ポイント減少の予測となっている。この予測からすれば、今後も女子学生の経済学系の入学需要が高まり、今後の志願者の増加もしくは維持に寄与するものと考えられる。

なお、令和元年度および令和2年度入試において入学定員充足率が1倍を割り込んだのは、厳格な定員管理を行った結果から発生したものである。その間、本学経済学部の平均志願倍率は11倍以上あり、高い志願倍率を維持している。

(高校生アンケート)

今回、経済学部経済学科の収容定員の増員とあわせて地域政策学科の募集停止を行うため、教育課程の一部を見直す。今までの入試結果だけでなく、定員充足の蓋然性を高めるため、高校2年生に対する入学意向の確認のためのアンケート調査を、以下のとおり実施した(資料10)。なお、このアンケート調査は人間科学部人間科学科への入学意向に関しても同時に調査している。

- ・実施期間：令和3年9月～令和4年2月
- ・対象：近隣に所在する高等学校、または、本学に進学実績のある高等学校を中心に2府27県（宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、鹿児島県）に所在する高等学校の在学者で令和5年度大学進学対象となる高校2年生。
- ・有効回答数：56,395名
- ・調査委託先：一般財団法人日本開発構想研究所

アンケートの全回答数は525校57,172人で、そのうち高校2年生を対象を絞り56,395人(98.6%)を有効回答数とした(問1)。アンケート結果をみると、まず、「高校卒業後の進路」(問4)では、「大学進学」が36,985人(65.6%)と最も多く、そのうち「興味ある分野(第1位)」(問5)については「経済学・経営学・商学関係」が8,922人(24.1%)と最も多かった。

「大学進学」36,985人のうち、本学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科に「大いに興味・関心がある」「興味・関心がある」「少し興味・関心がある」の合計は10,706人(28.9%)であった(問7)。そして、本学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への興味・関心において肯定的な回答(10,706人)のうち、「本学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への受験意向」(問9)をみると、「受験してみたい」「受験先として検討したい」の合計は3,498人(32.7%)であった。

また、本学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への受験意向を示した3,498人における「合格した場合の入学意向」(問10)をみると、「入学を希望する」「入学を検討する」の合計は3,133人(89.6%)であり、そのうち「入学を希望する学部・学科(第1希望)」(問11)は、「経済学部経済学科に入学したい」が2,209人(70.5%)であった。これは、経済学部経済学科の入学定員680人に対し、約3.2倍である。

さらに入学意向をより厳密に把握するために、「経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への入学意向」(問10)と「入学を希望する学部・学科(第1希望)」(問11)をクロス集計した結果でも、「経済学部経済学科へ入学を希望する」と回答した高校2年生は740人となり、経済学部経済学科の入学定員680人を上回る数(約1.1倍)を確認できた。

以上のことから、経済学部経済学科について、18歳人口の動向や過去5年間の志願状況等の分析に加え、入学意向の確認のためのアンケート調査を実施した結果、定員充足の見通しは十分にあることがわかった。

2)経営学部第1部経営学科、第1部ビジネス法学科

経営学部第1部経営学科では、入学定員を現在の330名から430名に変更する。また、第1部ビジネス法学科では入学定員を現在の180名から200名に変更する。

(全国的な経営学部の志願者動向)

日本私立学校振興・共済事業団が発行する「私立大学・短期大学等入学志願動向」(資料7)によると、経営学部の志願者は24万人程度から29万人程度を上下しており、この5年間で約5万人増加していることから、入学定員を十分に確保できる見込みである。

(関西圏における一般入試志願者の推移)

関西圏の私立大学で経営学科を設置する大学のうち、本学と競合関係にあると考えられる大学10校の平成29年度から令和3年度の一般入試状況(資料4-2)をみると、各大学における過去5年間の一般入試平均合格倍率は3.8~9.8倍である。これに対して、本学第1部経営学科は7.4倍、第1部ビジネス法学科は5.4倍であり、上記の競合大学の数値と遜色はない。また、関西圏における経営学分野への進学希望者は増えており、本学第1部経営学科および第1部ビジネス法学科のこれまでの平均合格倍率からみても、今後も安定した入学者を確保する見通しが高いと判断できる。

さらに、競合校の設置場所は、大阪府東大阪市(近畿大学)、京都府京都市(京都産業大学)、京都府京都市(立命館大学)、兵庫県神戸市(神戸学院大学)京都府京都市(龍谷大学)、大阪府吹田市(関西大学)、大阪府寝屋川市(摂南大学)、大阪府和泉市(桃山学院大学)、兵庫県神戸市(甲南大学)となっており、大阪市内にある大学は本学のみである。先述した地域的な優位性から、本学第1部経営学科および第1部ビジネス法学科が定員増員を行っても定員を充足できる見込みが高いと考える。

また、本学の特色として、関西圏において経営学や法学の分野を擁する大学は多々存在するが、主軸として経営学を学びつつも、ビジネスに関連する法学的分野も学ぶことができる大学は本学第1部ビジネス法学科のみであることから、学生確保は十分に期待できるものと思われる。

くわえて、令和元年度から開始した、本学が新入生に毎年行っている入学時アンケート(アセスメントテスト)では、第1部経営学科への入学を第1志望としている学生は、令和元年度は32.6%、令和2年度は30.9%、令和3年度は40.4%と上昇している。また、本学第1部ビジネス法学科への入学を第1志望としている学生も、令和元年度は51.1%、令和2年度は47.8%、令和3年度は54.7%と上昇しており、両学科とも学びの特徴において一定の関心を持ち積極的に選択する受験生がいることが推察される。

(志願状況等)

第1部経営学科の入試状況としては、若干の増減はあるものの、過去5年間の平均合格倍率は7.4倍であり、関西圏の競合大学と比較しても高い水準を維持している(資料4-2)。また、令和3年度はコロナ禍による影響で志願者が減少したものの、志願倍率では11倍を堅持している(資料3)。これより、第1部経営学科を100名増員しても定員を確保できる見通しは十分にある。

なお、令和元年度および令和2年度入試において入学定員充足率が1倍を割り込んだのは、厳格な定員管理を行った結果から発生したものである。その間、第1部経営学科の平均志願倍率は16倍以上あり、高い志願倍率を維持している。

また、第1部ビジネス法学科の入試状況は、若干の増減はあるものの、過去5年間の平均合格倍率は5.4倍であり、関西圏の競合大学と比較しても高い水準を維持している(資料4-2)。

以上のことから、経営学部第1部経営学科および第1部ビジネス法学科について、18歳人口の動向、過去5年間の志願状況等の分析から、定員充足の見通しが十分にあることがわかる。

3)情報社会学部情報社会学科

情報社会学部情報社会学科では、入学定員を現在の250名から300名に変更する。

(全国的な社会学系統の志願者動向)

日本私立学校振興・共済事業団が発行する「私立大学・短期大学等入学志願動向」(資料7)によると、社会学部の志願者に関して令和3年度は89,572人であり、平成29年度の84,765人の1.06倍であった。一方、情報学部の志願者に関して令和3年度の志願者は21,409人であり、平成29年度の15,003人の1.43倍となっており、社会科学系全体の0.97倍をそれぞれ上回っている。このように、本学情報社会学科が2つの柱としている社会学と情報学の両分野について、志願者の需要は増え続けており、入学定員を充足する見込みである。

(関西圏における一般入試志願者の推移)

関西圏の私立大学のなかで、過去5年間において、本学情報社会学部と競合する他大学・学部一般入試志願者数の推移は次のとおりである(資料4-3)。社会学系に該当する12大学・学部・学科(本学を含む)の令和3年度の募集定員合計は5,712人で、それに対する令和3年度入試の志願者合計は40,565人であることから、十分な市場規模があり今後も維持されることが考えられる。また、情報学系に該当する6大学・学部・学科(本学を含む)の令和3年度の募集定員合計は1,484人で、令和3年度入試の志願者合計は8,187人であることから、こちらも十分な市場規模がある。

(志願状況等)

情報社会学部情報社会学科における、過去5年間の志願倍率(資料3)は7.50～14.14倍であり、安定的に志願者を確保している。令和3年度入試ではコロナ禍における志願者数の大幅な減少が見受けられるが、同規模大学の同系統の学部においても合格者倍率は同様の傾向があり(資料4-3)、本学特有の事情でないことがわかる。また、令和元年度から開始した、本学が新生に毎年行っている入学時アンケート(アセスメントテスト)では、情報社会学科への入学を第1志望としている学生が令和元年度36.6%、令和2年度46.3%、令和3年度50.0%と徐々に上昇している(資料8)。くわえて、情報社会学科を第1志望とする学生が増えてきており、コロナ禍において併願受験が減少しているなか、今後志願者が急減するような状況は考えにくい。

以上のことから、情報社会学部情報社会学科について、18歳人口の動向、過去5年間の志願状況等の分析から、定員充足の見通しが十分にあることがわかる。

4)人間科学部人間科学科

人間科学部人間科学科では、入学定員を現在の175名から200名に変更する。

(全国的な人間科学部の志願者動向)

日本私立学校振興・共済事業団が発行する「私立大学・短期大学等入学志願動向」(資料7)によると、「人間科学部」の志願者は過去5年間で4.3万人から5.5万人の間であり、今後も需要が見込まれる。

(志願状況等)

人間科学部人間科学科における、過去5年間の志願倍率(資料3)は10.97～14.83倍であり、これまで安定的な志願者を確保している。令和3年度入試においては、本学科でも志願者数は減少したが、志願倍率は10倍を堅持している。

令和元年度から開始した、本学が新生に毎年行っている入学時アンケート(アセスメントテスト)では、人間科学科への入学を第1志望としている学生が令和元年度42.0%、令和2年度46.8%、令和3年度50.5%と徐々に上昇しており(資料8)、志願者が減少する一方で第1志望としている学生の割合が上昇している。このことから人間科学科を第1志望とする志願者が一定数いることがわかり、今後志願者が急減するような状況は考えにくい。

(高校生アンケート)

人間科学部人間科学科のコースについて一部を見直すため、高校2年生に対する入学意向の確認のためのアンケート調査を、以下のとおり実施した(資料10)。なお、このアンケート調査は経済学部経済学科への入学意向に関しても同時に調査している。

- ・実施期間：令和3年9月～令和4年2月
- ・対象：近隣に所在する高等学校、または、本学に進学実績のある高等学校を中心に2府27県（宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、鹿児島県）に所在する高等学校の在学者で令和5年度大学進学対象となる高校2年生。
- ・有効回答数：56,395名
- ・調査委託先：一般財団法人日本開発構想研究所

アンケートの全回答数は525校57,172人で、そのうち高校2年生を対象を絞り56,395人(98.6%)を有効回答数とした(問1)。アンケート結果をみると、まず、「高校卒業後の進路」(問4)では、「大学進学」が36,985人(65.6%)と最も多かった。「大学進学」36,985人のうち、本学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科に「大いに興味・関心がある」「興味・関心がある」「少し興味・関心がある」の合計は10,706人(28.9%)であった(問7)。そして、本学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への興味・関心において肯定的な回答(10,706人)のうち、「本学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への受験意向」(問9)をみると、「受験してみたい」「受験先として検討したい」合計は3,498人(32.7%)であった。

また、本学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への受験意向を示した3,498人における「合格した場合の入学意向」(問10)をみると、「入学を希望する」「入学を検討する」の合計は3,133人(89.6%)であり、そのうち「入学を希望する学部・学科(第1希望)」(問11)は、「人間科学部人間科学科に入学したい」が728人(23.2%)であった。これは、人間科学部人間科学科の入学定員200人に対し、約3.6倍である(資料10)。

さらに入学意向をより厳密に把握するために、「経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への入学意向」(問10)と「入学を希望する学部・学科(第1希望)」(問11)をクロス集計した結果でも、「人間科学部人間科学科へ入学を希望する」と回答した高校2年生は210人となり、人間科学部人間科学科の入学定員200人を上回る数(約1.1倍)を確認できた。

以上のことから、人間科学部人間科学科について、18歳人口の動向や過去5年間の志願状況等の分析に加え、入学意向の確認のためのアンケート調査を実施した結果、定員充足の見通しは十分にあることがわかった。

5)経営学部第2部経営学科(入学定員を減らす学科)

経営学部第2部経営学科においては、入学定員を現在の110名から50名に減らし、3年次編入学定員20名については設定を取りやめる。

(志願状況等)

経営学部第2部経営学科における、令和3年度入試での志願倍率は3.1倍となっているが、過去5年間の平均志願倍率(資料3)は4.7倍であり、安定的に入学試験が実施できている。

一方、令和元年度から開始した、本学が新入生に毎年行っている入学時アンケート(アセスメントテスト)では、第2部経営学科への入学を第1志望としている学生は令和元年度70.1%、令和2年度60.0%、令和3年度66.7%(資料8)と高い数値で安定している。ここから、一定の需要はあり、定員を減らすことで学生の学力レベルの確保と、定員の確保を両立できるものと考えている。

なお、令和元年度および令和3年度入試において入学定員充足率が1倍を割り込んだのは、厳格な定員管理を行った結果、発生したものである。その間の志願倍率は5.7倍、3.1倍であり、入試選抜は有効に機能している。

以上のことから、経営学部第2部経営学科については、過去5年間の志願状況等の分析から、定員充足の見通しが十分にあることがわかる。

これまで、本学の収容定員の増員にあたり、各学部・学科における定員充足の見込みについて、根拠データ等を用いて説明してきた。志願者数については、全国的に減少傾向であるものの、本学においては現在の高い需要と相まって、今後も十分定員を充足できると判断している。

②学生確保に向けた具体的な取組状況

本学での学生確保に係る主な取組は、以下のとおりである。

1)オープンキャンパスの実施

受験生、保護者、高校教員を主な対象としたオープンキャンパスは、例年、夏に3回開催している。当日は、各学部教員による学部説明・個別相談、入試部員による入試説明・個別相談、進路支援部員による就職・インターンシップ・資格講座等の相談、学生部員によるクラブ紹介、奨学金等の学生生活全般相談、教務部員による授業関連・教職関連の相談、国際交流部員による留学やサポート体制等の相談、在学生との各種相談、学生スタッフによるキャンパス見学ツアーなど、多彩なメニューを設けている。また、教職員、在学生を多数動員し、学部の特徴、学びの内容に加え、大学生生活全般の雰囲気を感じられ、入学後の具体的なイメージができる機会としている。

本学で開催したオープンキャンパスに、平成29年度は6,038名、平成30年度は6,169名、令和元年度は5,954名が参加した。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため来場型のオープンキャンパスはすべて中止し、Web上での開催となった。

7月中旬から9月末までの当該サイトへのアクセス数は15,091件であった。令和3年度は感染対策を徹底し人数を制限したため、3,080名の参加となった。

2) キャンパス見学会の実施

令和3年3月から、夏のオープンキャンパスとは別に、メニューを絞ったキャンパス見学会を開催している。コロナ禍での開催であることから、午前・午後各240名の人数制限を行い実施した。大阪府の緊急事態宣言発令に伴い、5月と6月上旬の開催は中止したが、追加開催を企画して6月に1回、9月に2回開催し、計765名の参加があった。当日は大学紹介、入試説明に加え、在学生の声を届けるイベントやキャンパス見学ツアーを行い、大学の雰囲気伝えることができている。

3) 入試対策講座の実施

受験生、高校教員を主な対象として、地元予備校の講師を招き、本学の過去の入試問題を分析、受験対策をアドバイスする入試対策講座を開催している。また、10月に学校推薦型選抜、12月には一般選抜向けの講座を開催している。こちらも10月は約1,000名、12月は約500名と、例年多数の参加者がある。受験生にとっては、受験予定科目ごとの傾向と対策を理解すると同時に、本学施設を見学できることから、出願前の有意義なイベントとなっている。

令和2年度はコロナ禍であったことから、入試対策講座は録画による期間限定のオンデマンド配信で開催した。事前予約制を採用し、予約者数は推薦入試対策講座2,204名、一般入試対策講座1,560名となり、来場型で実施した場合の2倍強、一般入試対策講座は約3倍の予約があった。移動のリスクを回避でき、都合に合わせて閲覧できる等、遠方の受験生の負担軽減などの点を評価する好意的な意見が多数あった。

令和3年度は来場型に加え、録画オンデマンド配信の両方で開催した。令和2年度は推薦入試を中心とした受験生の受験早期化が顕著にみられ、令和3年度も同じような傾向が予想された。そのため、受験生のタイミングに合わせ、進路検討の早期段階でのアプローチができるよう、例年行っている対策講座に加え、夏休み期間の8月より総合型選抜・学校推薦型選抜の入試対策講座をオンデマンドで配信した。来場型は、コロナウイルス感染症の拡大防止措置を採りながら、事前申し込み制とし、参加者数を制限して行った。公募推薦入試対策講座は356名、一般選抜入試対策講座は221名の参加があった。また、来場型対策講座を撮影し、後日動画配信した。来場型で開催したにもかかわらず、一般選抜入試対策講座のオンデマンド配信は再生回数が昨年度を上回り、受験生のニーズに合った形で実施することができた。

4) 高校別大学見学会の実施

広く参加者を求めるオープンキャンパス、キャンパス見学会とは別に、高校からの要望により個別の高校単位での見学会を行っている。特に本学の志願者の多い高等学校が進路行事のひとつとして実施しており、年間30~40校程度の高校が見学に訪れて

いる。受験生から評価の高い大学の施設・設備もアピールできることもあり、可能な限り受け入れている。

5) 高校ガイダンス・進学相談会・模擬講義の実施

入試部員を中心に、高校内で、各学科の特色、学生生活、入試制度、大学のサポート体制などを説明する「高校ガイダンス」に参加している。近畿圏を中心に中四国、山陰の高校などにも年間を通して出向いている。受験生、高校教員等と直接接する機会であり、本学としては注力している取り組みの1つである。

また、各種進学媒体が主催する「進学相談会」には、開催地区の様々な高校の高校生、保護者、高校教員等が多数参加し、個別の質問・相談に答えられることから、広く本学を知ってもらえる機会と捉え、年間100会場前後に参加している。

本学教員による模擬講義に関しては、大学ホームページに教員ごとの講義テーマを公表し、高校からの依頼に応じて派遣している。

6) 高校、塾・予備校教員対象入試説明会

高校、塾・予備校教員を対象とした入試説明会を年4回、4会場（本学、神戸、岡山、高松）で開催し、例年120名程度の出席状況である。確実に本学を志望する生徒のいる学校関係者が集まる場でもあることから、情報提供のみならず、本学に対する要望を伺える貴重な機会となっている。

7) 高校・予備校訪問

推薦・一般入試で入学実績のある高校や予備校を中心に、年間を通じて主に西日本、とりわけ近畿圏を中心に訪問している。そこでは、進路指導を担当する教員と面談し、入試制度変更内容の説明や、各校の動向などの情報交換、本学への要望等を伺っている。志願者確保以外の面での生の情報も得られ、次年度以降の改革に向けた貴重な意見をいただける場にもなっている。

8) 進学情報誌・進学WEBサイトの利用

進学情報誌・進学WEBサイトへの出稿も幅広く展開している。受験情報を広く提供するとともに、各種媒体からの資料請求につなげている。対象層も高校3年生以外に、低学年向け、予備校生向け、教員向けなど、多様な媒体にバランスよく掲載している。

9) SNSを活用したダイレクト情報配信

近年受験生の多くが利用する各種SNSを活用した情報発信に注力するとともに、在学生の生の声を提供するコンテンツを増やしている。高校生の知りたい内容を学生の視点で伝えることができ、入学後のイメージがわきやすくなるよう工夫しながら、進学情報誌・進学WEBサイトでの情報発信との棲み分けを行っている。

10)大学ホームページ「入試情報サイト」

大学ホームページに「入試情報サイト」を設け、受験情報を広く提供するとともに、入試制度、入試結果、オープンキャンパス、進学相談会などに関する情報を都度発信し、資料請求の受付も行っている。

また、YouTube での動画コンテンツを充実させ、活字や写真だけでは伝えきれない本学の魅力を発信できるようにしている。昨年からのコロナ禍の状況で、大学に出向くことができないという声にも対応できるよう、大学の様子や学生・教員の活動を紹介する多様な動画コンテンツの種類も多数取り揃えている。

11)各学部の取り組み

経済学部では、学びの特色をまとめた動画を作成した。その動画を PR する学部オリジナルのリーフレットを作成し、オープンキャンパスなどで配布した。また、学部ホームページにおいて専任教員プロフィールの公開と学部 FD の活動報告などを行った。

経営学部では、教育内容やカリキュラムなど詳細に紹介する独自のパンフレットを作成し、近畿圏の高校 580 校や予備校 500 校など約 1,700 校に送付している。また、学部独自の入学試験として「指定校推薦（高大連携）」を行っているが、連携校を対象とした大学見学会、高大連携高校の生徒・教員を対象とした高大連携説明会、合格者対象の事前学習会などを実施している。

情報社会学部では、学部概要と既存 3 コースの学びの特徴を紹介する独自のパンフレットを作成しており、2 年に一度は内容の見直しを行い、オープンキャンパスおよび大学見学会などで配布している。また、平成 29 年度～令和元年度には、インターネット上でのリスティング広告を実施して、「情報社会」（というキーワード）に関心のある層への露出を増やしてきた。

人間科学部では、オープンキャンパスおよび大学見学会で活用する学部オリジナルリーフレットを作成し、その内容をオリジナル CM として在阪の FM 局にてオンエアした。

(2)人材需要の動向等社会の要請

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

・全学

学則変更の必要性で述べたように、本学は、大阪市内に位置し経済・経営系の伝統を基盤とする大学として、商都大阪において中核を担う人材を育成する役割を果たし、大阪および関西をはじめとする企業や地域社会に多くの人材を輩出してきた。

本学は、令和 14 年に創立 100 周年を迎えるにあたり、あらためて、創立時の創設者の思いや大学理念に立ち返り、新たな大学のミッションを平成 30 年 12 月に策定した。それが「生き続ける学びが創発する場となり、商都大阪から、社会に貢献する“人財”を輩出する」である。ここで「創発」とは、自立性と多様性をもった個の相互作用の

中から予期せぬ現象が生み出され、その結果がまた個に影響を与えることをいう。そのため、学生が「芯棒」をしっかりと持ち、そのうえで多様な価値観に交わりながら成長できる環境を構築することを使命に掲げた。くわえて、ミッションには「商都大阪」とあるように、民の大学として大阪経済の活性化に資することを明確に掲げた。これは、教学の理念「人間の実学」に基づく多彩な職業人の養成機関として、本学が実学に力を注ぐことを念頭においている。今後はグローバル社会へさらに視野を広げ、刻々と変化する社会課題に対して自らの考えをしっかりと持ち、多様な価値観の中において、柔軟に他者の意見を取り入れながら、臨機応変に解決策を考え、導き出した答えに果敢に挑戦できる人材を育成することを重視していく。

特に今後は、AI人材の養成や確保が必要であることは言うまでもない。そのため、本学では、地元産業の活性化など社会に貢献できる情報リテラシーや応用基礎レベルのAI活用を修得した学生を養成する。また、Society5.0（資料1）や「AI戦略2019」（資料2）に呼応したデータサイエンス教育やリカレント教育などを充実させ、より多くのAI人材を輩出するという社会の量的な要請に応える。

さらに、近年は急速な技術革新の進展等による社会・経済情勢の変化を背景に、人々が抱える不安やストレスを社会全体で対応することが求められている。そのため、本学では人々の「社会的健康」の維持・向上支援に貢献できる実践力を有する人材を養成する。

以上のように、近年、本学各学部とも志願者が入学定員を十分に上回る状況が継続していることから、志願者への教育の場を拡充するとともに、迅速に社会変化に対応することで社会的要請に応え、本学がこれまで築き上げてきた教育体制を基盤にこれからの社会で求められる人材を養成する。

1) 経済学部経済学科

経済学部経済学科では、「座学と実学の融合」を図った教育体制を通じて、実践的な思考法を身につけ、現代社会の諸問題を発見し、幅広い教養と経済学の専門分野に関する知識を基礎として課題解決の道筋を立てることができる人材を養成してきた。

さらに、データサイエンスや人工知能（AI）に関する専門知識を有する人材の輩出、具体的には、現代社会・経済の諸問題に対して様々な予測と解決策を提案し、社会に新たな価値を生み出すことができる「データサイエンティストの養成」にも取り組み、社会的需要に応じていく。

また、グローバル化が進展するなかで、多様性を尊重しグローバルな視野をもった考えや行動が求められる。そのため、関わる人々や地域・社会の文化や歴史を理解し、世界規模で物事を捉え考えられる思考力や実践力を養う必要があり、本学科においてもこれまで行ってきた経済学を基礎とした「グローバル人材の養成」を社会的使命と改めて受け止め、その人材養成に注力する。

このように「データサイエンティスト・グローバル人材の養成」という今般の社会的要請に応え、その社会的使命を十分に果たしていくため、経済学部がこれまで築き

あげてきた教育体制を現代的により一層拡充する。

2)経営学部（第1部経営学科、第1部ビジネス法学科、第2部経営学科）

経営学部の人材養成の目的は、学部の教育理念である「経営と法の融合」に基づいて、経営と法の両面に精通した市民・職業人を養成することである。近年、多くの企業でコンプライアンスに対する意識が高まっており、業種を問わず、法学の基礎知識を身につけたビジネスパーソンの需要が増えている。こうした社会的背景を踏まえ、経営学と法学の基礎知識の双方を学ぶ教育を実施してきた。なお、各学科については以下のとおりである。

第1部経営学科では、初年次で学ぶ学部基礎科目として、経営学やビジネス法学、会計学の基礎知識、基礎的なPCスキルなどを配置し、自身のキャリア志向に合わせ身につけることができる教育を実施している。そして、市民社会・ビジネス社会の一員としての基本的知識・ルールと実践的能力を身につけ、企業経営のみならず法律にも強い市民・職業人を養成してきた。

第1部ビジネス法学科は、1990年代後半以降のわが国のグローバル化推進に伴い、コンプライアンスがより重要性を増してきた時代のニーズに合わせ、経営の知識とともに、法知識・法感覚を併せ持つ社会経済人を育成すべく誕生した。そして、本学科では、ビジネス社会の法化の進展をうけ、企業活動に不可欠となってきた法の基礎知識と運用能力を身につけ、経営にも強い市民・職業人を養成してきた。

第2部経営学科は、様々な学習目的や動機をもった、幅広い年齢層のキャリア形成を支援することを軸にして、経営とビジネス法に関する基礎教育と資格取得を支援する。リカレント教育の充実を要望する国と学生の教育ニーズに応え、少人数教育を充実させ、より実践的・専門的で、きめ細やかな教育を提供する。

3)情報社会学部情報社会学科

情報社会学部情報社会学科は、「現代社会」「経営・経済社会」「情報コミュニケーション」という3つのコースを設け、それぞれに対応する形で「社会学」「経営・経済学」「情報学」という3つの学問領域を展開し、社会の変化に対応しながら情報学教育を核として、社会で求められる有為な人材を養成してきた。

平成28年に「第5期科学技術基本計画」（内閣府）の中でSociety 5.0が提唱されたが、これはまさに情報社会学部が目指す教育目標である。その新たな目標に向けて、情報学領域を2分割し、それぞれの科目群を充実させる。一方で、社会学および経営・経済学の領域についても、それぞれの立場からSociety 5.0とAI戦略を見据えた教育課程の見直しを行う。

これまで、社会の変化に対応しながら情報学教育を核として、社会で求められる有為な人材を育成してきた情報社会学部であるが、今後はさらにSociety 5.0やAI戦略の動きに呼応して「これからの社会」で求められる有為な人材を養成する。

4)人間科学部人間科学科

人間科学部人間科学科は、人間について総合的・学際的に学ぶとともに、心理、身体、社会、文化について専門的に探究することによって、人とつながり、人をつなげる力を育成することを目指して教育を行ってきた。

経済産業省は社会人基礎力の「前に踏み出す力（主体性・働きかけ力・実行力）」や「考え抜く力（課題発見力・計画力・想像力）」「チームで働く力（発信力・傾聴力・柔軟性・状況把握力・規律性・ストレスコントロール力）」を提唱しているが、本学科では、社会人基礎力のチームで働く力を特に重視し、「人とつながり、人をつなげる力」を養成する。

②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

・全学

（社会的な需要）

全国の大学生・大学院生（3月卒業）を対象とした大卒求人倍率は、平成30年1.78倍、令和元年1.88倍、令和2年1.83倍、令和3年1.53倍、となっている。企業側の大卒者の採用意欲は依然として高く、社会的な需要は堅調である。また、今後さらに少子高齢化が進み、生産年齢人口比率の低下が予想される状況において、大卒者の働き手としての需要は引き続き高いといえる。

また、大阪府における有効求人倍率は、平成29年度1.62倍、平成30年度1.78倍、令和元年度1.74倍、令和2年度1.18倍、令和3年度1.14倍となっている。一方、全国平均では、平成29年度1.54倍、平成30年度1.62倍、令和元年度1.55倍、令和2年度1.10倍、令和3年度1.10倍にとどまっている。つまり、大阪府は、有効求人倍率が全国平均を上回っており、人材需要の高いエリアであるといえる。

（本学に対する求人・就職状況）

本学学生の就職率は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けたものの、平成28年度92.0%、平成29年度93.0%、平成30年度93.6%、令和元年度92.5%、令和2年度87.4%と高い水準で推移している。一方、全国の大学生の就職率は、平成28年度74.7%、平成29年度76.1%、平成30年度77.1%、令和元年度78.0%、令和2年度77.7%にとどまっている。全国と比較して本学の高い就職率は、本学のキャリア教育・就職支援の成果であるといえ、企業からも一定の評価を得ている。なお、本学学生の就職率に関して、令和2年度における対前年度比の下落幅が全国平均より大きくなっているのは、本学学生の就職先となる主に製造業および卸売業において、新型コロナウイルスの影響により多くの企業が募集停止や厳選採用に切り替えたことが一時的に影響しているためである。

本学は学生に対する就職活動の支援として、単独企業説明会および業界セミナー・合同企業説明会を開催し、学生が求人情報や企業、業界の情報を直接参加企業から得

られる機会を提供している。令和3年3月卒業生向けに本学で開催された単独企業説明会には延べ43社、業界セミナー・合同企業説明会には延べ562社の参加があった。なお、令和2年度に本学へ寄せられた求人件数は7,674件である。

これらのことから入学定員増員が実施された後も、学生に対して十分な求人数が確保できると考えられる。

(各種団体からの要望書)

令和2年度に本学へ寄せられた求人件数は7,674件で、そのうち大阪に本社のある企業からの求人数は1,179件となっている。また、令和2年度をみると、就職した学生の47%が大阪に本社のある企業に就職している。近畿圏内に本社のある企業と合わせると約60%の卒業生が就職しており、大阪はもとより近畿圏への人材需要に応じている。

本学は、100周年ビジョン「DAIKEI 2032」において「生き続ける学びが創発する場となり、商都大阪から、社会に貢献する“人財”を輩出する」というミッションを掲げている。今回、本学が立地する大阪市東淀川区長から地域の活性化のために本学の収容定員増員の要望書(資料9-1)をいただいた。また、公益財団法人関西生産性本部、一般社団法人大阪府中小企業診断協会、特定非営利活動法人関西を元気にする会からも要望書(資料9-2、9-3、9-4)をいただいている。

本学は、これらの要望に応えるため、大阪および関西をはじめとする企業や地域社会に多くの人材を輩出していく。今回の収容定員の増員はこれらの要望に応えるためでもある。

1) 経済学部経済学科

(就職状況)

過去5年間の経済学部経済学科の就職率は、平成28年度88.5%、平成29年度89.2%、平成30年度91.0%、令和元年度90.9%、令和2年度85.7%となっており、平均就職率は89.1%である。このことから、本学科卒業生の就職について、安定的に社会からの需要があることを見て取ることができる。

また、令和2年度の本学科卒業生の就職先を業種別にみると、就職者380名を100%として、卸売業17.6%、サービス業15.5%、製造業12.6%、小売業10.5%などとなっている。令和元年度以前も、おおむね同様の傾向である。

(企業アンケート)

経済学部地域政策学科を募集停止とし、経済学科に一本化するにあたり、養成する人材についての社会的需要を検証するため企業向け調査を実施した。人間科学部人間科学科についても同時に調査している。

- ・実施期間：令和3年8月～令和3年12月
- ・対象：本学の卒業生を採用した実績のある大学、または採用が見込まれる企業の本社・支社、事業所等の採用担当者（5,915社）
- ・調査委託先：一般財団法人日本開発構想研究所

アンケート回答を集計したところ、アンケートを依頼した 5,915 社のうち、有効回答数は 1,401 社（23.7%）となった。その結果、経済学部経済学科の卒業生を「採用したい」704 社（50.2%）、「採用を検討したい」637 社（45.5%）となった。また、「採用したい」と回答した企業について、毎年の採用人数を調査したところ、「1名」321 社、「2名」91 社、「3名」26 社、「5名」24 社となり、「人数は未確定だが採用したい」878 社の採用人数を 1 社につき 1 名と仮定すると、合計で 1,340 名の採用意向が確認できた。これは経済学部経済学科の変更後の入学定員 680 名に対し、約 2 倍の採用意向となり、経済学部経済学科が養成する人材は、企業から強く求められている人材であると考えられる。

くわえて、本学科の社会的必要性についても尋ねたところ、「社会的必要性が高い分野である」991 社（70.7%）、「一応、必要性を感じる」332 社（23.7%）と回答があり、合計すると有効回答の 94.4%が、必要性があると回答していることから、本学経済学部は社会から必要とされている状況であると認識している。

アンケートでは本学科のリーフレットを添付し、データサイエンスプログラムおよびグローバル人材プログラムを大きく記していることから、養成する人材だけでなく、本学科自体が社会から求められていることが確認でき、人材需要に対してマッチした人材養成が可能となっていることがわかる。

以上のことから、本学科の教育の目的は、企業や社会の人材需要に合致したものであると判断できる。

2)経営学部

a)第1部経営学科

（就職状況）

過去5年間の経営学部第1部経営学科の就職率は、平成28年度94.2%、平成29年度96.0%、平成30年度93.0%、令和元年度92.2%、令和2年度89.6%となっており、平均就職率は92.9%である。このことから、本学科卒業生の就職について、安定的に社会からの需要があることを見て取ることができる。

また、令和2年度の本学科卒業生の就職先を業種別にみると、就職者294名を100%として、製造業21.4%、卸売業21.0%、サービス業13.2%、小売業11.9%などとなっている。令和元年度以前も、おおむね同様の傾向である。

以上のことから、本学科の教育の目的は、企業や社会の人材需要の動向に合致したものであると判断できる。

b)第1部ビジネス法学科

(就職状況)

過去5年間の経営学部第1部ビジネス法学科の就職率は、平成28年度95.0%、平成29年度93.2%、平成30年度96.3%、令和元年度95.4%、令和2年度88.7%となっており、平均就職率は93.6%である。このことから、本学科卒業生の就職について、近畿圏の企業を中心として安定的な社会からの需要があることを見て取ることができる。

また、令和2年度の本学科卒業生の就職先を業種別にみると、就職者150名を100%として、製造業12.0%、卸売業16.6%、サービス業17.3%、小売業14.0%などとなっている。令和元年度以前も、おおむね同様の傾向である。

以上のことから、本学科の教育の目的は、企業や社会の人材需要に合致したものであると判断できる。

c)経営学部第2部経営学科

(就職状況)

過去5年間の経営学部第2部経営学科の就職率は、平成28年度84.5%、平成29年度88.8%、平成30年度91.7%、令和元年度89.8%、令和2年度84.6%となっており、平均就職率は88.1%である。このことから、本学科卒業生の就職について安定的な社会からの需要があることを見て取ることができる。

また、令和2年度の本学科卒業生の就職先を業種別にみると、就職者83名を100%として、サービス業22.8%、製造業18.0%、卸売業12.0%、小売業12.0%などとなっている。令和元年度以前も、おおむね同様の傾向である。

以上のことから、本学科の教育の目的は、企業や社会の人材需要に合致したものであると判断できる。

3)情報社会学部情報社会学科

(就職状況)

過去5年間の情報社会学部情報社会学科の就職率は、平成28年度90.4%、平成29年度93.1%、平成30年度96.4%、令和元年度93.4%、令和2年度84.1%となっており、平均就職率は91.5%である。このことから、本学科卒業生の就職について、安定的な社会からの需要があることを見て取ることができる。

また、令和2年度の本学科卒業生の就職先を業種別にみると、就職者217名を100%として、情報通信業18.8%、卸売業15.2%、サービス業14.7%、小売業11.9%などとなっている。令和元年度以前も、おおむね同様の傾向となっており、このデータから本学科の卒業生は、学科での学びの成果を生かすことのできる業種に就職しているといえる。

以上のことから、本学科の教育の目的は、企業や社会の人材需要に合致したものであると判断できる。

4)人間科学部人間科学科

(就職状況)

過去5年間の人間科学部人間科学科の就職率は、平成28年度95.0%、平成29年度96.4%、平成30年度94.4%、令和元年度95.3%、令和2年度89.7%となっており、平均就職率は94.1%である。このことから、本学科卒業生の就職について、安定的な社会からの需要があることを見て取ることができる。

また、令和2年度の本学科卒業生の就職先を業種別にみると、就職者157名を100%として、サービス業19.7%、製造業15.2%、卸売業14.6%、小売業11.4%などとなっている。令和元年度以前も、おおむね同様の傾向である。

(企業アンケート)

人間科学部人間科学科では、3つのコースのうち一つを見直すため、その養成する人材についての社会的需要を検証するため企業向け調査を実施した。経済学部経済学科についても同時に調査している。

- ・実施期間：令和3年8月～令和3年12月
- ・対象：本学の卒業生を採用した実績のある大学、または採用が見込まれる企業の本社・支社、事業所等の採用担当者（5,915社）
- ・調査委託先：一般財団法人日本開発構想研究所

アンケート回答を集計したところ、アンケートを依頼した5,915社のうち、有効回答数は1,401社（23.7%）となった。その結果、人間科学部人間科学科の卒業生を「採用したい」718社（51.2%）、「採用を検討したい」552社（39.4%）となった。また、「採用したい」と回答した企業について、毎年の採用人数を調査したところ、「1名」298社、「2名」54社、「3名」17社、「4名」1社、「5名」22社となり、「人数は未確定だが採用したい」873社の採用人数を1社につき1名と仮定すると、合計で1,265名の採用意向が確認できた。これは人間科学部人間科学科の変更後の入学定員200名に対し、6.3倍の採用意向となり、人間科学部人間科学科が養成する人材は、企業から強く求められている人材であると考えられる。

くわえて、本学科の社会的必要性についても尋ねたところ、「社会的必要性が高い分野である」737社（52.6%）、「一応、必要性を感じる」434社（31.0%）と回答があり、合計すると有効回答数の83.6%が、必要性があると回答していることから、本学科は社会から必要とされている状況であることがわかり、人材需要に対してマッチした人材養成が行われているといえる。

以上のことから、本学科の教育の目的は、企業や社会の人材需要に合致したものであると判断できる。

収容定員の増員を行うにあたり、本学が養成する人材像が、過去の就職率や企業アンケートからも受け入れられていることを示した。くわえて、自治体や各種団体から人材需要を示す要望が挙がっていることから、社会的需要に貢献できると判断している。

学生の確保の見通し等を記載した書類 資料目次

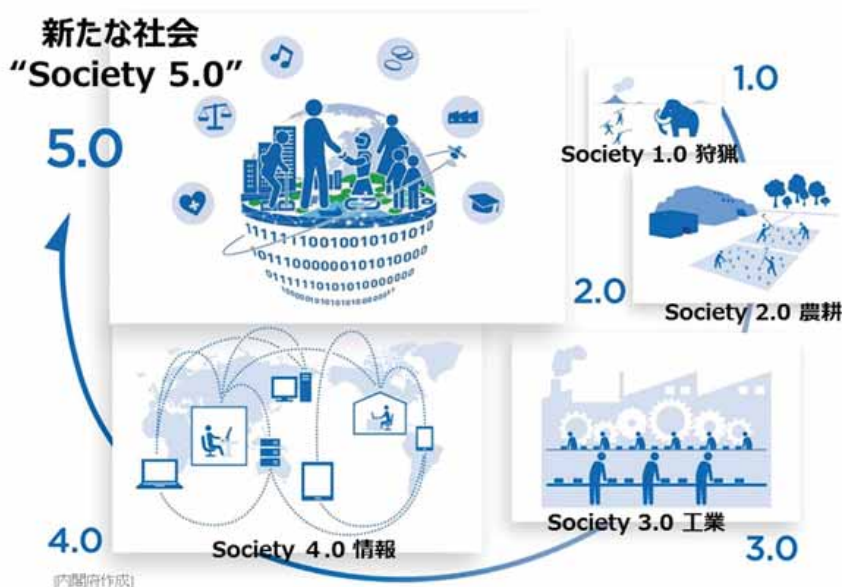
- 資料 1 : 平成 28 年「第 5 期科学技術基本計画」(内閣府)
- 資料 2 : 「AI 戦略 2019」
- 資料 3 : 過去 5 年間の本学の入学試験状況
- 資料 4 - 1 : 関西圏における経済学部の入学定員と一般入試志願者および合格倍率の推移
資料 4 - 2 : 関西圏における経営学部の入学定員と一般入試志願者および合格倍率の推移
資料 4 - 3 : 関西圏における情報社会学部情報社会学科に類する学科の入学定員と一般入試志願者および合格倍率の推移
資料 4 - 4 : 関西圏における人間科学部人間科学科に類する学科の入学定員と一般入試志願者および合格倍率の推移
資料 4 - 5 : 経営学部第 2 部経営学科に類する学科の入学定員と一般入試志願者および合格倍率の推移
- 資料 5 : 18 歳人口の推移
- 資料 6 : 地元残留率の推移
- 資料 7 : 全国の学部別志願者数
- 資料 8 : 入学時アンケートにおける第 1 志望の推移
- 資料 9 - 1 : 要望書 (大阪市東淀川区)
資料 9 - 2 : 要望書 (公益財団法人関西生産性本部)
資料 9 - 3 : 要望書 (一般社団法人大阪府中小企業診断協会)
資料 9 - 4 : 要望書 (特定非営利活動法人関西を元気にする会)
- 資料 10 : 大阪経済大学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への
高校生への入学意向に関するアンケート調査報告
- 資料 11 : 大阪経済大学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科の
卒業生に対する企業等の採用意向に関するアンケート調査報告

Society 5.0

Society 5.0とは

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、[第5期科学技術基本計画](#)において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。



Society 5.0で実現する社会

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障害などによる労働や行動範囲に制約がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

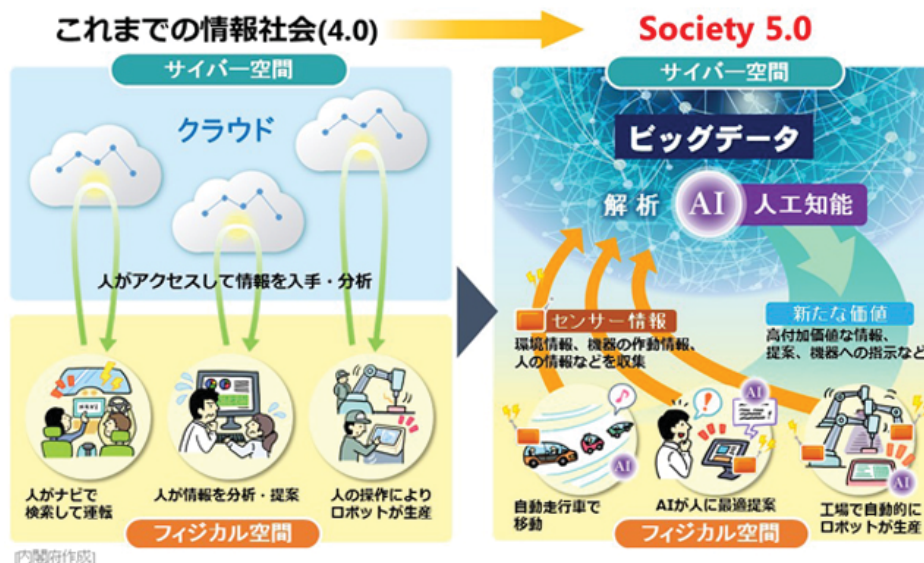
Society 5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。



Society 5.0のしくみ

Society 5.0は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより実現します。これまでの情報社会（Society 4.0）では、人がサイバー空間に存在するクラウドサービス（データベース）にインターネットを経由してアクセスして、情報やデータを入力し、分析を行ってきました。

Society 5.0では、フィジカル空間のセンサーからの膨大な情報がサイバー空間に集積されます。サイバー空間では、このビッグデータを人工知能（AI）が解析し、その解析結果がフィジカル空間の人間に様々な形でフィードバックされます。今までの情報社会では、人間が情報を解析することで価値が生まれてきました。Society 5.0では、膨大なビッグデータを人間の能力を超えたAIが解析し、その結果がロボットなどを通して人間にフィードバックされることで、これまでには出来なかった新たな価値が産業や社会にもたらされることになります。



経済発展と社会的課題の解決を両立するSociety 5.0へ

我が国そして世界を取り巻く環境は大きな変革期にあるといえます。経済発展が進む中、人々の生活は便利で豊かになり、エネルギーや食料の需要が増加し、寿命の延伸が達成され、高齢化が進んでいます。また、経済のグローバル化が進み、国際的な競争も激化し、富の集中や地域間の不平等といった面も生じてきています。これら経済発展に相反（トレードオフ）して解決すべき社会的課題は複雑化してきており、温室効果ガス（GHG）排出の削減、食料の増産やロス削減、高齢化などに伴う社会コストの抑制、持続可能な産業化の推進、富の再配分や地域間の格差是正といった対策が必要になってきています。しかしながら、現在の社会システムでは経済発展と社会的課題の解決を両立することは困難な状況になってきています。

このように世界が大きく変化する一方で、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、我が国は、課題先進国として、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety 5.0の実現を目指しています。



新たな価値で経済発展と社会的課題の解決を両立

イノベーションで創出される新たな価値により、地域、年齢、性別、言語等による格差がなくなり、個々の多様なニーズ、潜在的なニーズに対して、きめ細かな対応が可能となります。モノやサービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供されるとともに、社会システム全体が最適化され、経済発展と社会的課題の解決を両立していける社会となります。その実現には様々な困難を伴いますが、我が国はこの克服に果敢にチャレンジし、課題先進国として世界に先駆けて模範となる未来社会を示していこうとしています。



各分野における新たな価値の事例

リンク先で、各分野における新たな価値の事例を紹介します。

[交通](#) / [医療・介護](#) / [ものづくり](#) / [農業](#) / [食品](#) / [防災](#) / [エネルギー](#)

Society 5.0による人間中心の社会

これまでの社会では、経済や組織といったシステムが優先され、個々の能力などに応じて個人が受けるモノやサービスに格差が生じている面がありました。Society 5.0では、ビッグデータを踏まえたAIやロボットが今まで人間が行っていた作業や調整を代行・支援するため、日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになります。

これは一人一人の人間が中心となる社会であり、決してAIやロボットに支配され、監視されるような未来ではありません。また、我が国のみならず世界の様々な課題の解決にも通じるもので、国連の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)の達成にも通じるものです。

我が国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活気に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会「Society 5.0」を世界に先駆けて実現していきます。



Society 5.0の先行的な実現の場＝スマートシティ

以上に述べたようなSociety 5.0の実現に向けて、政府では地域におけるICT等の新技術を活用したマネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域、すなわち「スマートシティ」を推進しています。

詳しくは [スマートシティ](#) のページへ

関連リンク

- ▶ Society 5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料 [1 \(PDF形式: 435KB\)](#) [2 \(PDF形式: 1300KB\)](#) [印刷版 \(PDF形式: 1719KB\)](#)
- ▶ [アベノミクス 成長戦略 - 最近の動き - \(首相官邸ページ\)](#)

[このページの先頭へ](#)

▶ [ウェブアクセシビリティ](#) ▶ [サイトマップ](#)



〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話番号 03-5253-2111 (大代表)

内閣府法人番号 2000012010019
© Cabinet Office, Government of Japan

A I 戦略 2019

～人・産業・地域・政府全てにA I～

令和元年 6月 11日
統合イノベーション戦略推進会議決定

目次

はじめに	1
I. 基本的考え方	2
(A) 戦略のスコープ	2
(B) 戦略の目的	2
(C) 戦略の背景となる理念	2
(D) 戦略の推進にあたっての基本的考え方	3
(E) 戦略目標	3
(F) 官民の役割分担	6
II. 未来への基盤作り : 教育改革と研究開発体制の再構築	8
II-1 教育改革	8
(1) リテラシー教育	9
(2) 応用基礎教育	15
(3) エキスパート教育	17
(4) 数理・データサイエンス・A I 教育認定制度	19
II-2 研究開発体制の再構築	21
(1) 研究環境整備	24
(2) 中核研究プログラムの立ち上げ : 基盤的・融合的な研究開発の推進	27
III. 産業・社会の基盤作り	29
III-1 社会実装	29
(1) 健康・医療・介護	32
(2) 農業	35
(3) 国土強靱化 (インフラ、防災)	37
(4) 交通インフラ・物流	39
(5) 地方創生 (スマートシティ)	41
(6) その他	43
III-2 データ関連基盤整備	44
(1) データ基盤	44
(2) トラスト・セキュリティ	46
(3) ネットワーク	48
III-3 A I 時代のデジタル・ガバメント	49
III-4 中小企業・ベンチャー企業への支援	51
(1) 中小企業支援	51
(2) A I 関連創業に関する若手支援	52
IV. 倫理	53
V. その他	54

はじめに

人工知能技術は、近年、加速度的に発展しており、世界の至る所でその応用が進むことにより、広範な産業領域や社会インフラなどに大きな影響を与えている。一方、我が国は、現在、人工知能技術に関しては、必ずしも十分な競争力を有する状態にあるとは言い難い。

他方、我が国は、Society 5.0¹を標榜し、世界規模の課題（SDGs²）の解決に貢献するとともに、SDGsの地域における実践のモデルである「地域循環共生圏」³を創造していくことを目指し、成熟社会が直面する高齢化、人口減少、インフラの老朽化などの社会課題を他国に先駆けて解決しなければならない。これら課題は、人工知能をはじめとしたテクノロジーのみで解決できる問題ではないが、テクノロジーと社会の仕組みを連動して変革し、「多様性を内包した持続可能な社会」を実現することが必要である。

我が国は、人工知能技術戦略会議において、2017年3月に人工知能技術戦略及びその産業化ロードマップを取りまとめ、「生産性」「健康、医療・介護」「空間の移動」「情報セキュリティ」の重点分野を中核に、官民が連携して、人工知能技術の研究開発から社会実装までに取り組むこととし、2018年8月には同戦略を踏まえた政府内の取組をより具体化・強化する観点から、各取組の目標と達成時期を示した実行計画を取りまとめた。しかしながら、ここ数年のビッグデータ等を通じた人工知能技術の利活用に関し、米国や中国の企業等による覇権争いが激しさを増しており、様々な分野で従来の延長線上にない破壊的イノベーションが生み出されてきているが、我が国は、後れを取っている状況である。他方、人工知能技術導入の潜在的分野は広範囲に及ぶもので、現場でのデータ収集や利活用など競争は始まったばかりであり、勝負はまだこれからであるとの意見もある。

¹ 第5期科学技術基本計画では「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスが受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」とし、総合戦略2017では「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会」としている。

² Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

³ 第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において、『各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指す』とされている。

そこで、我が国が直面する課題を克服しつつ、さらに一歩進んで、我が国の強みを活かし、将来を切り拓いていくために、国が主体的に直ちに実行すべき施策に焦点を当て、本戦略のとりまとめを行った。

I. 基本的考え方

(A) 戦略のスコープ

本戦略における「人工知能（以下、A I）」とは、知的とされる機能を実現しているシステムを前提とする⁴。

近年のA Iは、機械学習、特に深層学習（ディープラーニング）に基づくものが中心であるが、A I関連の技術は急速に進展しており、A Iに利用される技術に限定してA Iの定義とすることはしない。

(B) 戦略の目的

本戦略の目的は、Society 5.0の実現を通じて世界規模の課題の解決に貢献するとともに、我が国自身の社会課題も克服するために、今後のA Iの利活用の環境整備・方策を示すことである。

世界への貢献と課題克服、さらには、その先の、我が国の産業競争力の向上に向けて、A Iを取り巻く、教育改革、研究開発、社会実装などを含む、統合的な政策パッケージを策定する。

(C) 戦略の背景となる理念

2019年3月、政府は、「人間中心のA I社会原則」を取りまとめた。

これは、A Iの発展に伴って、我が国が目指すべき社会の姿、多国間の枠組み、国や地方の行政府が目指すべき方向を示すものであり、その基本理念として、

① 人間の尊厳が尊重される社会（Dignity）

⁴ A I（artificial intelligence）については、例えばECハイレベルエキスパートグループ報告書においては、「環境や入力に対応して知的な動作（一定の自律性を有することもある）を行うシステム」とされているが、「知的な動作」の実体は解釈に依存する側面もある。また、2016年に米国で発表されたAI100報告書では、学問分野としてのA Iを、「知能を持った機械を作る研究であり、知能とは置かれた環境中で適切に、かつ何らかの洞察を持って機能すること」というNils J. Nilssonの定義を引用しているが、この定義も大きな曖昧性を持ったものである。実際、同報告書では、A Iの定義が曖昧であること自体が、A Iの研究を加速している肯定的な側面があるとしている。これらの状況を鑑みると、何を以て「A I」または「A I技術」と判断するかに関して、一定のコンセンサスはあるものの、それをそこに利用される技術などを基盤にことさらに厳密に定義することは意味があるとは言えない。同時に、このようなシステムは、高度に複雑なシステムに組み込まれることも留意する必要がある。さらに、大規模データを収集・蓄積し、アクセスする基盤、超高速通信網、センサー群、ロボットなどがなければA Iシステムの実装はおぼつかない。サイバーセキュリティやA I倫理など、このようなシステムの安全性や健全性を担保する技術の開発や実装が行われなければ、A Iが広く受容されることも困難となる。A Iは、知的とされる機能を実現する広範なシステムを包含するとともに、今後の社会や産業から日常生活、また、科学研究や技術開発まで、あらゆる領域に展開されることが予想される。よって、本戦略の対象は、これらの領域も統合的に構想する必要がある。

- ② 多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会（Diversity & Inclusion）
- ③ 持続性ある社会（Sustainability）

の3点を定めている。

本戦略は、これらの基本理念を尊重する。

(D) 戦略の推進にあたっての基本的考え方

(C) の基本理念を実現するため、すなわち、「多様性を内包した持続可能な社会」に向けて、A Iを含めた新たな技術の導入と、その導入と並行した社会システムの変革が重要である。さらには、A Iの導入によって、国民一人一人が具体的な便益を実感でき、新たな技術や社会システムが広く受け入れられていくことが不可欠である。

加えて、Society 5.0の実現を進める中で、我が国の国際的プレゼンスの向上と、産業競争力の抜本的強化を図っていかなければならない。その際、「人間中心のA I社会原則」を踏まえ、性別、年齢、政治的信条、宗教等の多様なバックグラウンドにかかわらず多様な人材が、幅広い知識、視点、発想等に基づき、貢献できるようにすることが重要である。

国は、以上の観点を念頭におき、総合的なコーディネーターとして、以下の点にも留意しつつ、本戦略に記載される各種施策を着実に推進していく必要がある。

- ① 産業の担い手は民間企業であり、民間企業がその力を発揮するために、基盤の整備（人材の育成と呼び込み、研究開発の促進、産業基盤の整備・事業化支援）、新たな技術の導入を加速する制度の構築と阻害要因の除去、多国間の枠組みの構築など不可欠であること
- ② A Iシステムの実装には、大規模データを収集・蓄積し、アクセスする基盤、超高速通信網、センサー群、ロボット等が必要であること
- ③ A Iの社会受容には、サイバーセキュリティやA I倫理を含む、システムの安全性や健全性を担保する技術の開発や実装、A Iに関わるリテラシーの向上及び開発者・運用者とユーザの間での適切なコミュニケーション、さらにはA Iの具体的な便益が感じられることなどが重要であること

(E) 戦略目標

本戦略では、以下の戦略的目標を設定する。

戦略目標 1

我が国が、人口比ベースで、世界で最もA I時代に対応した人材の育成を行い、世界から人材を呼び込む国となること。さらに、それを持続的に実現するための仕組みが構築されること

「A I時代に対応した人材」とは、単一ではなく、

- ・最先端のA I 研究を行う人材
- ・A I を産業に応用する人材
- ・中小の事業所で応用を実現する人材
- ・A I を利用して新たなビジネスやクリエイションを行う人材

などのカテゴリーに分かれるが、いずれにしても、各々のカテゴリーでの層の厚い人材が必要となる。

人材の増大には、女性も含む多様な人材や、海外から日本を目指す人々も含め、それぞれの層に応じた育成策、呼び込み策が重要である。そのため、今後、先進的な教育プログラムの構築が重要であり、さらに、これを海外にも提供できるレベルにまで充実させることも必要になる。

日常生活では、より有効にA I を利用することで、生活の利便性が向上し、従来ではできなかったことができるようになる。ただし、そのためには、A I に関するリテラシーを高め、各々の人が、不安なく自らの意志でA I の恩恵を享受・活用できるようにならなければならない。

戦略目標 2

我が国が、実世界産業におけるA I の応用でトップ・ランナーとなり、産業競争力の強化が実現されること

サイバースペース内で完結することがなく、人、自然、ハードウェアなどとの相互作用を通じて初めて価値が生み出される、「実世界産業⁵」領域には、未だに系統的に取得されていない膨大な情報が含まれている。

本領域において、多くの場合には、サービス・プラットフォームを軸とした高付加価値型産業への転換を促進することが極めて重要であるため、それに資するA I 関連の開発支援、制度設計、社会実装に係る基

⁵ 医療、農業、素材、物流、製造設備など、物理的実世界（Physical Real World）において何らかの価値を提供する産業の総称。SNS や検索サービスなど対比して、サイバースペース内で完結することがなく、人、自然、ハードウェアなどとの相互作用を通じて初めて価値が生み出されることを特徴とする。

盤形成を進め、産業競争力の向上と、世界のトップ・ランナーとしての地位の確保・維持を目指す。これは A I 戦略以外の政策も連動した上で実現する目標となるが、A I 戦略が重要な部分を担っていることは間違いない。産業競争力の尺度としては、労働生産性などが考えられる。参考として、今後 10 年程度で、その時点の米国、ドイツ、フランスなどと同等の労働生産性水準⁶に到達するには、我が国は、6%強の名目労働生産性の成長率を 10 年間維持する必要がある、極めて大胆な産業構造の変革が必要であることが明確である。併せて、当該領域を通じた、世界規模での S D G s 達成に貢献する。

加えて、公的サービス分野で A I を応用することにより、サービスの質の更なる向上、就労環境の改善、そして、究極的には財政の負担低減を目指すことも重要である。

なお、e-commerce や S N S などのサイバースペースではほぼ完結するタイプのサービス産業については、今後の検討課題である。

戦略目標 3

我が国で、「多様性を内包した持続可能な社会」を実現するための一連の技術体系が確立され、それらを運用するための仕組みが実現されること

女性、外国人、高齢者など、多様な背景を有する多様な人々が、多様なライフスタイル実現しつつ、社会に十分に参加できるようになることが極めて重要である。A I 関連の多様な技術体系の確立とそれを使うための社会の制度・仕組み作りを進め、国民一人一人が、具体的に便益を受けることができることを目指す。

また、この戦略目標は、日本国内のみを想定したものではなく、地球規模でこれを推進することで、S D G s 達成へ大きく貢献することができるとの前提で実行に向けた計画を策定することが重要である。

戦略目標 4

我が国がリーダーシップを取って、A I 分野の国際的な研究・教育・社会基盤ネットワークを構築し、A I の研究開発、人材育成、SDGs の達成などを加速すること

⁶ 主要国の 2017 年の名目労働生産性（時間当たり）：米国 72.0US ドル、ドイツ 69.8US ドル、フランス 67.8US ドル、日本 47.5US ドル（いずれも購買力平価換算）（出典：公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較 2018」）

経済・社会のグローバル化が急速に進む中、A I 関連の人材育成・確保や産業展開などについては、決して国内で完結することではなく、常に国際的視点を有しなければならない。例えば、人材育成・確保では、海外の研究者・エンジニアが日本国内で活躍できる場を数多く提供するとともに、我が国と海外との共同研究開発・共同事業を増大させる必要がある。

このため、北米・欧州地域の研究・教育機関、企業との連携強化に加え、今後の成長が見込まれる、A S E A N、インド、中東、アフリカ等との連携を本格化する。A I 関連の教育プログラムをこれらの地域に提供し、さらには、T I C A D 7（横浜）の機会を捉え、当該地域のA I 研究・実用化の促進に貢献する。これを実現するには、A I 研究開発ネットワークの中核センターなどが、各々の重点領域において、どの領域で世界一の研究を行うのか、また、創発的研究において、どのように人材やテーマの多様性など国際的に人材をひきつけるかの方策を明確にする必要がある。

また、健康・医療・介護や農業、スマートシティなどの領域においても、人材、データ、市場の面で、相互にメリットを有する規模感の国際的連携・協力を目指す。

(F) 官民の役割分担

本戦略の実現には、官民の一体的取組が不可欠である。

このうち国は、以下のような取組を行うことにより、今後の新たな社会（Society 5.0）作りのための環境を整備し、民間が行う、生産性の向上、多様な価値の創造、スタートアップ企業群の創出や、それらを通じた産業構造のたゆみなき刷新をサポートする。

- 戦略の策定と、それを実現するためのロードマップの策定
- 制度的・政策的障害の迅速な除去
- マルチステークホルダー間での課題解決のためのネットワークの構築
- 国内外を包含した人材育成
- 社会構造変革及び国家存続のための社会実装
- 基盤的な研究開発、次世代の基礎研究
- A I 利活用の加速に向けた、共通的な環境整備
- 倫理、国内・国際的なガバナンス体制の形成
- 「グローバル・ネットワーク」のハブ作り

他方、民間セクターは、本戦略の趣旨をしっかりと理解するとともに、A I 社会原則を遵守し、優秀な人材に対する国際的競争力のある報酬体系の導入を図りつつ、他国・地域との国際連携や、多様なステー

クホルダーとの協働を推進する必要がある。そして、未来を共創するために、大きなチャレンジを行う主体としての自覚を持ち、今後の経済・社会の発展に積極的に貢献していくことが求められる。

II. 未来への基盤作り : 教育改革と研究開発体制の再構築

II - 1 教育改革

現在、私達の社会は、デジタル・トランスフォーメーションにより大転換が進んでいる。その変革の大きなきっかけの1つとなっているのが、A Iであり、A Iを作り、活かし、新たな社会（「多様性を内包した持続可能な社会」）の在り方や、新しい社会にふさわしい製品・サービスをデザインし、そして、新たな価値を生み出すことができる、そのような人材がますます求められている。ビッグデータの収集・蓄積・分析の能力とも相まって、今後の社会や産業の活力を決定づける最大の要因の一つであるといっても過言ではない。

このため、関連の人材の育成・確保は、緊急的課題であるとともに、初等中等教育、高等教育、リカレント教育⁷、生涯教育を含めた長期的課題でもある。とりわけ、「数理・データサイエンス・A I」に関する知識・技能と、人文社会芸術系の教養をもとに、新しい社会の在り方や製品・サービスをデザインする能力が重要であり、これまでの教育方法の抜本的な改善と、S T E A M教育⁸などの新たな手法の導入・強化、さらには、実社会の課題解決的な学習を教科横断的に行うことが不可欠となる。

まずは、様々な社会課題と理科・数学の関係を早い段階からしっかりと理解し、理科・数学の力で解決する思考の経験が肝要である。その実現のためにも、児童生徒一人一人のための情報教育環境と教育を支援する校務支援システムを含む、学校のI C Tインフラの早急な整備が求められる。

さらに、我が国が、諸外国に先んじて、新たな数理・データサイエンス・A I教育を、Society 5.0時代の教育のモデルとして構築できれば、世界、特にアジア地域へ力強く発信することが可能となる。

<大目標>

デジタル社会の基礎知識（いわゆる「読み・書き・そろばん」的な素養）である「数理・データサイエンス・A I」に関する知識・技能、新たな社会の在り方や製品・サービスをデザインするために必要な基礎力など、持続可能な社会の創り手として必要な力を全ての国民が育み、社会のあらゆる分野で人材が活躍することを目指し、2025年の実現を念頭に今後の教育に以下の目標を設定：

⁷ 職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む

⁸ Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

- ・ 全ての高等学校卒業生が、「理数・データサイエンス・A I」に関する基礎的なリテラシーを習得。また、新たな社会の在り方や製品・サービスのデザイン等に向けた問題発見・解決学習の体験等を通じた創造性の涵養
- ・ データサイエンス・A Iを理解し、各専門分野で応用できる人材を育成（約 25 万人/年）
- ・ データサイエンス・A Iを駆使してイノベーションを創出し、世界で活躍できるレベルの人材の発掘・育成（約 2,000 人/年、そのうちトップクラス約 100 人/年）
- ・ 数理・データサイエンス・A Iを育むリカレント教育を多くの社会人（約 100 万人/年）に実施（女性の社会参加を促進するリカレント教育を含む）
- ・ 留学生がデータサイエンス・A Iなどを学ぶ機会を促進

<具体目標と取組>

(1) リテラシー教育

【高等学校】

<具体目標>

全ての高等学校卒業生（約 100 万人卒/年）が、データサイエンス・A Iの基礎となる理数素養や基本的情報知識を習得。また、人文学・社会科学系の知識、新たな社会の在り方や製品・サービスのデザイン等に向けた問題発見・解決学習を体験

(取組)

【基本的情報知識の習得】

- ・ 「情報 I」（2022 年度に必修化）の指導方法に関する、データサイエンス・A Iの考え方を踏まえ、教員研修用教材の開発と全国展開（2019 年度）、指導方法の不断の改善・充実

【文】

- ・ 現職教員のデータサイエンス・A Iリテラシー向上のための学習機会の提供（2020 年度）

【文】

- ・ 「情報 I」等の実施を踏まえた I Tパスポート試験⁹等の出題の見直し（2021 年度）【経】

⁹ 「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」が一定以上の水準であることを認定している情報処理技術者試験の一区分であり、I Tを利活用する全ての社会人・学生が備えておくべき I Tに関する基礎的な知識の証明を目的とした国家試験

- ・ I T パスポート試験等における A I 関連出題の強化（2019 年度）と高等学校等における活用の促進（2022 年度）【文・経】
- ・ 全ての高等学校で、データサイエンス・A I の基礎となる実習授業を実施、意欲的な児童・生徒に対するデータサイエンス・A I で問題発見・解決に挑戦する場（I T 部活動等）の創出（2022 年度）【総・文・経】
- ・ 教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、免許制度の弾力的な運用も活用し、博士課程学生・ポスドク人材・エンジニアやデータサイエンティスト等の社会の多様な人材も含め、I C T に精通した人材登用の推進（2024 年度までに 1 校に 1 人以上）【文・経】

【理数素養の習得】

- ・ 高等学校における理数分野における主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善を行うため、優良事例の収集とその普及の促進、研修の充実（2019 年度）【文・経】
- ・ 高等学校においてデータ分析の基盤となる手法を全員に指導（2019 年度）【文】
- ・ 大学等における数理・データサイエンス教育との接続を念頭に、確率・統計・線形代数等の基盤となる知識を高等学校段階で修得することができるよう、教材を作成。大学等に進学する者等を中心に指導（2020 年度）【文・経】

【I C T インフラ・活用方法の整備】

- ・ 上述した教育の基盤としての学校の I C T 環境整備の加速化を図るため、関係省庁が連携し、学校におけるネットワーク及びクラウド活用の在り方、I C T 環境モデル、必要十分な機能を有する I C T 機器の調達等に関するガイドラインを整備するなどの具体的方策を、今後のデータ連携・標準化、柔軟な利活用も見据えつつ、検討・提示（2019 年度）【I T ・総・文・経】
- ・ 教育現場の負荷軽減に資する I C T 利活用の検討と推進（2019 年度）【I T ・総・文・経】
- ・ 生徒用端末、ソフトウェア、通信デバイス等の購入（貸与）・管理・更新、データ連携等に関するルールの検討・提示（2019 年度）【I T ・総・文・経】
- ・ 最終的に、生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、I C T を十分活用することのできる、ハードウェア・ネットワーク等の環境整備を達成するため、クラウド活用、低価格パソコンの導入、ネットワーク・

5G通信の活用、BYOD¹⁰を視野に入れた目標の設定とロードマップの策定（2019年度）

【IT・総・文・経】

- ・ ICT環境の整備状況やICTの活用状況などの見える化及び、確実な整備促進のための具体的な方策の検討・実施（2019年度）【総・文】
- ・ 学校内外における生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログ等について、標準化や利活用、ICT機器等の調達方針の策定、個人情報保護等についての基本方針の提示（2020年度）【IT・個人情報・総・文・経】
- ・ 実社会で必要となる知識・技能、思考力・判断力・表現力等を学習する環境の整備（EdTech等の活用）（2022年度）【文・経】
- ・ 希望する全ての高等学校で早期に遠隔教育を利活用（遅くとも2024年度）【総・文・経】

【新たな社会を創造していくために必要な力の育成】

- ・ カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、産学連携や地域連携によるSTEAM教育の事例構築や収集、モデルプラン提示と全国展開（2019年度）【総・文・経】
- ・ 新しいものを創造し、創造されたものを尊重する力を育む「知財創造教育」を全国で実施するための持続的な推進体制を整えるとともに、教育プログラムの開発奨励・利便性の向上に取り組む（2019年度）【知財】
- ・ グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーの構築（2020年度）【文・経】

【大学入試・就職】

- ・ 大学入学共通テスト「情報I」を2024年度より出題することについてCBT¹¹活用を含めた検討（2019年度）【文】
- ・ 認定コース（（4）参照）の履修の有無及び学習成果や学校内外における生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習履歴を、産業界が就職の際に参考とする方策の実施（例えばエントリーシートに記載欄を設ける等）について、産業界と協業で推進（2020年度）【再チャレンジ・CSTI・文・厚・経】

¹⁰ Bring Your Own Device：個人所有の端末の利用

¹¹ Computer Based Testing：コンピュータを利用した試験

- ・ 大学入試や就職のエントリーシートへの、理数・データサイエンス・A I等の学習成果（学校での学習成果、ITパスポート試験等の課外等の課外コース合格等）の記載促進（2021年度）【再チャレンジ・CSTI・文・厚・経】
- ・ 文系・理系等の学部分野等を問わず、「情報 I」を入試に採用する大学の抜本的拡大とそのため私学助成金等の重点化を通じた環境整備（2024年度）【文】

【大学・高専・社会人】

<具体目標 1>

文理を問わず、全ての大学・高専生（約 50 万人卒/年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・A Iを習得

（取組）

- ・ 大学・高専における、初級レベルの標準カリキュラム・教材の開発と全国展開（2019年度）【文・経】
- ・ 大学・高専における、初級レベルの認定コース（（4）参照）の導入（2020年度）【CSTI・文・経】
- ・ カリキュラムに数理・データサイエンス・A I教育を導入するなどの取組状況等を考慮した、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的支援（2020年度）【文】
- ・ 全ての大学・高専の学生が、初級レベルの認定コース（（4）参照）の履修ができる環境を確保（MOOC¹²や放送大学の活用拡充等を含む）（2022年度）【CSTI・文・経】

<具体目標 2>

多くの社会人（約 100 万人¹³/年）が、基本的情報知識と、データサイエンス・A I等の実践的活用スキルを習得できる機会をあらゆる手段を用いて提供

（取組）

¹² Massive Open Online Course : 大規模公開オンライン講座

¹³ 日本の労働人口約 6,000 万人の 25%（約 1,500 万人）へのデータサイエンス・A Iに関するリテラシー教育を今後 10 年間で対応する場合の、当該期間に輩出される大学・高専の新卒者約 500 万人を除く約 1,000 万人（約 100 万人×10 年）の 1 年あたりの規模数を設定

- ・ 産学フォーラムや経済団体等の場において、優れた社会人リカレント教育プログラムの事例（女性の社会参加を促進するプログラムを含む）を共有するなどを通じて、リカレント教育の受講結果の就職、雇用等への活用促進（2019年度）【CSTI・男女・文・厚・経】
- ・ 数理・データサイエンス・A I 関連スキルセットの更なる改善（2019年度）【経】
- ・ 基礎的 I T リテラシー習得のための職業訓練の推進（2020年度）【厚・経】
- ・ 女性の社会参加を含め、社会人の誰もが、数理・データサイエンス・A I 教育を学びたいときに、大学等において履修できる環境を整備（2022年度）【男女・文・厚・経】

＜具体目標3＞

大学生、社会人に対するリベラルアーツ教育¹⁴の充実（一面的なデータ解析の結果やA I を鵜呑みにしないための批判的思考力の養成も含む）

（取組）

- ・ 大学における文理横断的な教育を含む、リベラルアーツ教育の推進（2019年度）【文】
- ・ 問題発見・解決に資する学習・学修プログラムの拡充（就職、雇用等への活用促進）（2020年度）【経】

【小学校・中学校】

＜具体目標＞

データサイエンス・A I の基礎となる理数分野について、

- ① 習熟度レベル上位層の割合が世界トップレベルにある現在の状態を維持・向上
- ② 国際的に比較して低い状況にある理数分野への興味関心を向上

様々な社会課題と理科・数学の関係性の理解と考察を行う機会を確保

（取組）

- ・ 教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、免許制度の弾力的な運用も活用し、博士課程学生・ポスドク人材・エンジニアやデータサイエンティスト等の社会の多様な人材の積極的な登用の推進（2022年度までに4校に1人以上）【文・経】

¹⁴ 専門職業教育としての技術の習得とは異なり、思考力・判断力のための一般的知識の提供や知的能力を発展させることを目標とする教育

- ・ 全ての小中学校で、理数分野における主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善を行うため、優良事例の収集とその普及の促進、研修の充実（2019年度）【文・経】
- ・ 新しいものを創造し、創造されたものを尊重する力を育む「知財創造教育」を全国で実施するための持続的な推進体制を整備と、教育プログラムの開発奨励・利便性の向上（2019年度）【知財】
- ・ 学校のICT環境整備の加速化を図るため、関係省庁が連携し、学校間のデータ連携や利活用の促進を念頭に、学校におけるネットワーク及びクラウド活用の在り方、ICT環境モデル、必要十分な機能を有するICT機器の調達等の具体的方策を検討・提示（2019年度）【IT・総・文・経】
- ・ 児童生徒用端末、ソフトウェア、通信デバイス等の購入・貸与・管理・更新等に関するルールの検討・提示（2019年度）【IT・文・経】
- ・ 最終的に児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、ICTを十分活用することのできる、ハードウェア・ネットワーク等の環境整備を達成するため、クラウド活用、低価格パソコンの導入、ネットワーク・5G通信の活用、BYODを視野に入れた目標の設定とロードマップの策定（2019年度）【IT・総・文・経】
- ・ ICT環境の整備状況やICTの活用状況などの見える化及び、確実な整備促進のための具体的な方策の検討・実施（2019年度）【総・文】
- ・ カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、産学連携や地域連携によるSTEAM教育の事例の構築や収集、モデルプラン提示と全国展開（2019年度）【総・文・経】
- ・ 現職教員のデータサイエンス・AIリテラシー向上のための学習機会の提供（2020年度）【文】
- ・ 学校内外における児童生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログ等について、標準化や利活用の在り方についての基本方針の提示（2020年度）【IT・個情・文・経】
- ・ グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーの構築（2020年度）【文・経】
- ・ 実社会で必要となる知識・技能、思考力・判断力・表現力等を学習する環境の整備（EdTech等の活用）（2022年度）【文・経】
- ・ 希望する全ての小中学校で早期に遠隔教育を利活用（遅くとも2024年度）【総・文・経】

(2) 応用基礎教育

<具体目標 1>

文理を問わず、一定規模の大学・高専生（約 25 万人¹⁵卒/年）が、自らの専門分野への数理・データサイエンス・A I の応用基礎力を習得

このために、大学入試において数理・データサイエンス・A I の応用基礎力の習得が可能と考えられる入学者の選抜を重点的に行う大学を支援

(取組)

- ・ 数理・データサイエンス・A I 分野を含めた、教育効果の高い大学・高専におけるインターンシップを表彰、グッドプラクティスの普及促進（2019 年度）【文】
- ・ 大学・高専における、応用基礎レベルの標準カリキュラム・教材の開発と全国展開（2020 年度）【文・経】
- ・ カリキュラムに数理・データサイエンス・A I 教育を導入するなどの取組状況等を考慮した、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的支援（2020 年度）【文】
- ・ 大学・高専における、応用基礎レベルの認定コース（（4）参照）の導入（2021 年度）【CSTI・文・経】
- ・ 一定規模の大学・高専生（約 25 万人卒/年）が、卒業までに、自らの専門分野での数理・データサイエンス・A I の学習・学修を経験できる環境を整備（外国の優良教材の活用も含むMOOCの活用・拡充、外部専門家、A I ×専門分野のダブルメジャー等の学位取得が可能な制度の活用を含む）（2022 年度）【文】
- ・ 数理・データサイエンス・A I の応用基礎力を習得できると考えられる入学者を選抜する大学入試を積極的に実施する大学を重点的に支援（2022 年度）【文】
- ・ 上記取組等を通じて、数理・データサイエンス・A I 分野の履修が可能となる環境整備を行うとともに、同分野での留学生の受け入れを促進（2022 年度）【文】

¹⁵ 大学の理工農系・医歯薬系学部 of 1 学年当たりの学生数（約 16 万人）及び人文社会系学部 of 1 学年当たりの学生数（約 37 万人）の 30%程度（約 11 万人）を念頭に、目標として設定

<具体目標 2>

地域課題等の解決ができる A I 人材を育成（社会人目標約 100 万人/年）

（取組）

- ・ 全国で第四次産業革命スキル習得講座認定制度の受講の機会を確保するため、e-ラーニング等を活用した数理・データサイエンス・A I 関連講座を拡大（2020 年度に 100 講座）【経】
- ・ 公設試や国研等による、地域拠点人材に対する応用基礎教育の拡充、及び当該人材を中核にした、地域を担う社会人に対するリカレント教育拡大の推進（2020 年度）【総・文・農・経】
- ・ 地域の産業界と大学、高専、専門高校、課題解決型 AI 人材育成事業等が連携した、地域の課題発見と共同解決のための環境を整備（2025 年度に全国 200 箇所）【総・文・経】

(3) エキスパート教育

<具体目標>

エキスパート人材（約 2,000 人¹⁶/年、そのうちトップクラス約 100 人¹⁷/年）を育成するとともに、彼らがその能力を開花・発揮し、イノベーションの創出に取り組むことのできる環境を整備

(取組)

- ・ 大学院生や博士号取得者等に対する、データサイエンス等の教育プログラムを開発・展開（2019 年度）【文】
- ・ 民間団体等が実施するコンテスト等と大学教育との連携方法の検討（2019 年度）【文・経】
- ・ 欧米、アジア（シンガポール、ベトナム、タイ、インドなど）、オーストラリア、中東並びにアフリカ地域（T I C A D 7（横浜）の機会を活用）の大学・研究機関・研究支援機関等との連携強化（2019 年度）（再掲）（II-2（1-B）参照）【総・外・文・経】
- ・ 「新しい学びの場」となる学校外の活動へのアクセスを容易にすることを含み、年齢を問わない先鋭的な人材の育成、発掘、引き上げに資する方策の検討（2019 年度）【CSTI・知財・総・文・経】
- ・ 若手研究者の海外挑戦機会の拡充（2020 年度）（再掲）（II-2（1-B）参照）【文・経】
- ・ データサイエンス・A I を応用して問題を発見し解決する、P B L¹⁸を中心とした課題解決型 A I 人材育成制度の検討・実施及び国際展開（2020 年度）【経】
- ・ 未踏 I T 人材発掘・育成事業の中に、実践的あるいは数理的研究により A I 等の情報処理を革新することをターゲットとする部門を設定（2020 年度）【経】
- ・ 高度な数理教育を習得した人材の研究開発インターンシップ等の促進（2020 年度）【文・経】
- ・ 国際的な A I 及び関連学会の積極的誘致とその支援（2020 年度）【CSTI・総・文・経・国】

¹⁶ 資本金 10 億円以上の日本企業数（約 6,000 社）を参考に、目標として設定

¹⁷ 日本の業界数（約 500）を参考に、目標として設定

¹⁸ Problem/Project Based Learning：問題発見解決型学習/プロジェクト型学習

- ・ 優秀な外国人の定着化に向けた、以下を含む、大学・研究機関の国際化と多様性の推進
(2020年度)【CSTI・文・経】
 - 外国人研究者や女性の幹部登用等
 - 外国との共同研究や外国人メンバーへの支援業務等を中心に、段階的に事務の英語化への対応、事務職員の英語対応力向上（英語で事務執行が可能¹⁹となるレベルへの引き上げ）
- ・ AI×専門分野における高度人材を育成する、産業界と連携した教育プログラムの構築
(2021年度)【文・経】

¹⁹ 沖縄科学技術大学院大学（OIST）を参考。国内にありながら、全ての業務が英語で行われている。

(4) 数理・データサイエンス・A I 教育認定制度

<具体目標 1>

大学・高専の卒業単位として認められる数理・データサイエンス・A I 教育のうち、優れた教育プログラムを政府が認定する制度を構築、普及促進

(取組)

- ・ 認定制度創設に向けて、企業・大学・高専・高校等の関係者による議論の枠組みを設置し、認定方法やレベル別の認定基準、産業界での活用方策等を検討（2019 年度）【CSTI・文・経】
- ・ 制度創設の参考として、すでに大学等で実施されているプログラムの中から、グッドプラクティスを募集・共有（2019 年度）【CSTI・文・経】
- ・ 検討結果を踏まえた認定制度を構築し、コース認定を開始（2020 年度）【CSTI・文・経】
- ・ 諸外国における、相当する制度の有無の調査及び国際的連携（認定コースの活用拡大等）に向けた協議を開始（2020 年度）【CSTI・文・経】
- ・ 学校と企業との連携を以下のとおり促進：
 - 認定コースの履修の有無及び学修成果を、産業界が就職の際に参考とする方策（例えばエントリーシートに記載欄を設ける等）を産学官の協働で推進（2020 年度）【再チャレンジ・CSTI・文・厚・経】
 - 教育界・産業界が連携し、連携拡大の方策（例えばインターン、リカレント教育、外部講師派遣等）を検討・実施することを促進（2021 年度）【CSTI・文・経】

<具体目標 2>

政府が認定する優れた数理・データサイエンス・A I 関連の教育・資格等を普及促進

(取組)

- ・ I T パスポート試験等における A I 関連出題の強化（2019 年度）と高等学校等における活用の促進（2022 年度）（再掲）（（1）参照）【文・経】
- ・ 全国で第四次産業革命スキル習得講座認定制度の受講の機会を確保するため、e-ラーニング等を活用した数理・データサイエンス・A I 関連講座を拡大（2020 年度に 100 講座）（再掲）（（2）参照）【経】

- ・ データサイエンス・A I を応用して問題を発見し解決する、P B L を中心とした課題解決型 A I 人材育成制度の検討・実施及び国際展開（2020 年度）（再掲）（（3）参照）【経】

II - 2 研究開発体制の再構築

(「戦略と創発」による急速な底上げと、持続可能な研究体制の構築)

世界のビジネスは、現在、特にネットビジネスの分野で、米中を中心とする巨大 I T 企業が牽引しており、これらの企業を含め、A I 関連分野では、極めて激しい研究開発競争が展開され、世界中で壮絶な人材争奪戦が生じている。

我が国の A I 研究は、ビッグデータ、知識、計算資源の利活用の遅れ、社会実装への応用不足など、基本的な部分での立ち遅れも目立ち始めており、世界経済における日本経済の相対的な規模低下も相まって、今や、我が国のみで様々な A I 関連技術の研究開発を行うことは困難となってしまった。さらに、このことが、製造現場や医療現場、移動分野等の複雑な系での A I 利活用の遅れの一因にもなってきている。

我が国では、基礎研究、汎用的研究、セクターごとの応用研究等が、それぞれ独立的、分散的に発展してきた歴史がある。それらが、特定の基盤研究において優れた能力を有する A I 関連中核センター群²⁰や、特定分野ごとの実世界の応用研究で優れた実績を有する公的研究機関を形成している一方で、横断的活動が少なかったことは否定できない。今後、我が国の A I 関連の研究力を更に向上し、研究成果の社会実装を推進するためには、それぞれの研究機関が強みを発揮しつつ、相互に連携・補完していくことが重要であり、A I 関連中核センター群を核とした研究開発ネットワークの整備が必要である。

この中で、各 A I 関連中核センターは、各々の重点領域において、世界的にトップとなる成果を出し続け、国際的な拠点となることが求められる。これまでににおいては、理研 AIP は、理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発及びその社会実装までの一体的推進を、NICT は、自然言語処理、多言語翻訳、多言語音声処理、脳の認知モデル構築を中心とした研究開発と蓄積データを含めた利用環境の整備及び社会実装を、産総研 AIRC は、優れた A I 技術の企業等への橋渡し（応用面）を中心とした社会実装の推進を主に行ってきた。今後においては、理研 AIP は、A I に関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発で世界トップを狙い、NICT は、大規模データを用いた革新的自然言語処理による対話技術、アジアからの訪日・在留外国人への対応を含めた多言語翻訳・音声処理技術、更に心の通うコミュニケーションの実現を目指した脳の認知モデルの構築と応用において世界トップを狙い、産総研 AIRC は、A I の実世界適用に向けた A I 基盤技術と社会への橋渡しに向けた研究の世界的

²⁰ 理化学研究所の革新知能統合研究センター（AIP）、産業技術総合研究所の人工知能研究センター（AIRC）、情報通信研究機構（NICT）のユニバーサルコミュニケーション研究所（UCRI）及び脳情報通信融合研究センター（CiNet）

な中核機関として世界をリードすることを狙う。また、各 A I 関連中核センターはその研究成果を迅速に社会で活用させることを目指す。

他方、研究開発の現場では、A I の品質の確保や、ネットワーク全体としての信頼性の確保、サイバー攻撃への対応といった、新たな課題への対応も迫られている。これらに対応していくためには、これまでの延長線上の研究開発だけではなく、新たな工学的アプローチや、分野融合的なアプローチが不可欠であり、日本の強みを見失った後追い研究からは早急に脱却しなければならない。

まずは、日本の強みを活かし、我が国の将来を活性化させるため、①実世界領域への A I の展開と、②インクルージョンのための A I との 2 つを大きな柱とし、これに連なる技術体系の構築と、基礎研究を推し進め、さらに、応用・実装を促進していくことが肝要である。また、これらの柱の前提として、我が国は、信頼される高品質な A I (Trusted Quality AI) を開発する一連の技術と運用ノウハウを確立することが重要である。これは、「人間中心の A I 社会原則」の理念を反映する観点からも、競争優位性を確立する観点からも重要である。

実世界領域への A I の応用では、極めて高次元かつ不正確性と不完全性を伴うデータ、更に多くの場合、十分な量のデータが確保できないという制約において、効果的な A I システムの開発を可能とする理論、技術基盤、開発・運用プロセスの確立が重要である。また、A I システムは、センサー、I o T、ロボット、インフラなどと統合されたシステムとなるため、これを容易に実現する技術基盤も重要である。これらの研究成果から社会実装までを一気通貫で行うことを視野に入れた研究開発体制の構築が必要である。

また、多様性と社会的インクルージョンの実現をサポートする技術群を「インクルージョン・テクノロジー」と呼称し、この開発・実装に向けた、研究開発の促進、制度改革・デジタル・ガバメントの実現と連動した、大きな枠組みでのユニバーサルデザインの実現などを目指す。現時点において、インクルージョン・テクノロジーは、確立した概念ではなく、また、多様な人々の多様なニーズを満たすという性質上、単一の技術ではなく、多様な技術の集合体となる。このため、技術、運用、制度的な普遍性を見出し、新たな技術体系を確立するためのチャレンジが必要である。この分野は、いくつかの明確な応用が見極められるテーマを重点的に実行すると同時に、多様なニーズに対する多様なソリューションを生み出す必要があり、創発的研究分野としても展開する。

さらに、中長期的なイノベーションの観点から見れば、現段階では予測が不可能な新たな価値創造、多様なシーズの創出、基礎研究段階における分野融合などに向けた、創発研究は必須である。

そこで、研究開発の多様性を重視し、本戦略では、以下の 4 つの研究開発アプローチ（プログラム）を設定する：

- ① A I の基礎的研究や基盤技術の開発（A I Core）
- ② A I を実世界産業などに応用する研究開発
- ③ A I によるインクルージョンを実現するための研究開発
- ④ 多様な発想で新たな分野や技術を開拓する創発研究

このうち、①～③は戦略的プログラム、すなわち、技術動向の認識と予測、我が国の課題や今後の方向性に基づくプログラムであり、一定の方向性やシナリオを前提に構想することが求められる。また、②と③は、多様な問題意識と発想に基づく研究が必要な面もあり、一定割合はテーマ志向の創発的研究プログラムとして実施する。

④の創発的研究は、多くの破壊的イノベーションに結びつく研究が、実は重点化されていない領域から生み出されているという事実に基づき、研究内容に制約を課さないプログラムにすべきである。同時に、創発的研究は、より多様な人材や分野間の融合から生み出されるという仮説のもとに、多様性を重視したプログラム設計とする必要がある。この文脈においても、世界的に魅力的な制度設計・運用体制の構築が必要である。

なお、今や、我が国のみで様々な A I 関連技術の研究開発を行うことが困難となってしまう点も考慮し、今後は、国際人材の呼び込みや交流により、国内人材の不足を補っていくことが不可欠であり、プログラムの公募や運営などは英語で行うことを前提としなければならない。

<大目標>

- ・ 基礎研究から社会実装に至るまでの、本戦略に即した包括的な研究開発サイクルの構築
- ・ 日本がリーダーシップを取れる先端的 A I 技術、標準化における国際イニシアティブの確保
- ・ 本戦略に即した A I 関連中核センター群の強化・抜本的改革を行うとともに、同センター群を中核にしたネットワークを構築することによって、A I 研究開発の日本型モデルを創出し、世界の研究者から選ばれる魅力的な A I 研究拠点化を推進
- ・ 本戦略で掲げた「多様性を内包し、持続可能な発展を遂げる社会」を実現する上で重要な創発研究、基盤的・融合的な研究開発の戦略的な推進
- ・ 世界的レベルの研究人材が自由かつ独創性を発揮して世界をリードできる創発研究の推進
- ・ 世界の英知を結集する研究推進体制の構築

<具体目標と取組>

(1) 研究環境整備

(1-A) 中核的研究ネットワークの構築

<具体目標 1>

本戦略に即した推進体制の下でのA I 関連中核センター群の強化・抜本的改革

(取組)

- ・ 理研 AIP、産総研 AIRC 及び NICT のA I 関連センターにおける研究開発について、本戦略に対して、研究開発目標・体制・内容等の整合を図るために、A I 戦略実行会議を核とした推進体制を確立し、その下でのアクションプランを設定し、実行（2019 年度）【CSTI・総・文・経】
- ・ 理研 AIP、産総研 AIRC 及び NICT のA I 関連センターにおける、本戦略に即したマネジメント体制の強化（本戦略の研究開発項目の達成に貢献するチーム編成、人材登用を含む）（2020 年度）【CSTI・総・文・経】

<具体目標 2>

A I 関連中核センター群を中核に、A I 研究開発に積極的に取り組む大学・公的研究機関と連携した、日本の英知（実装に強いエンジニア、A I 研究者、基礎となる数学・情報科学の研究者を含む）を発掘・糾合し、研究開発等の機会を提供する、本戦略に即した「A I 研究開発ネットワーク」の構築

(取組)

- ・ 本戦略に即して、前述の推進体制の下で、A I 関連中核センター群及び参画大学・研究機関等を束ねる「A I 研究開発ネットワーク」の設置（2019 年度）【CSTI・総・文・厚・農・経・国】
- ・ 「A I 研究開発ネットワーク」におけるA I 関連中核センター群の役割の明確化（2019 年度）【CSTI・総・文・経】
- ・ 基盤研究と実世界領域の橋渡しを担う産業技術総合研究所において、「A I 研究開発ネットワーク」における各機関のA I 研究の方向性、連携や調整等の実施、並びに産業界との協働調整にかかる運営事務局を設置（2019 年度）【経】
- ・ 「A I 研究開発ネットワーク」において、以下のような取組を実施【CSTI・総・文・厚・農・経・国】

- 農研機構、土木研究所、科学技術振興機構（JST）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、その他の主要な国研、並びに、A I 研究開発に積極的に取り組む大学等の参画促進（2019 年度）
- 研究開発状況の意見交換、共同研究形成・人的交流の斡旋、若手研究者支援の実施（2019 年度）
- A I 研究開発社会実装プロジェクトの好事例の選定、広報（2020 年度）
- 海外メンバーの参加・拡充(2020 年度)
- 本戦略の下での人材交流・育成、共同プロジェクトなどの推進（2020 年度）

＜具体目標 3＞

世界の研究者から選ばれる、本戦略に即した魅力的な研究開発の制度及びインフラの整備

（取組）

- ・ 海外研究者、留学生、高度 A I 人材が活躍できるための研究や勤務・生活に関する制度環境（サバティカル、報酬、マネジメント、使用言語等を含む）の整備（2019 年度）【文・経】
- ・ A I 研究開発の民間投資拡大に向けた、汎用性の高い要素機能のモジュール化、学習データセットの構築（2019 年度）【総・文・経】
- ・ A I 研究開発の際の課題（知財の取扱、事務手続等）の特定とその解決策の提示（2019 年度）【CSTI・知財・総・文・経】
- ・ 国研等において、本戦略に即したより社会実装フェーズに近い研究開発の強化（2019 年度）【CSTI・総・文・厚・農・経・国】
- ・ 実世界の環境（フィジカル空間）を再現し、機械及び人の情報をデータ化し、A I 技術やロボットによる適切な支援方法等を研究できるテストベッド²¹の国内外での積極的活用による我が国の強みを活かす A I の開発促進（2019 年度）【経】
- ・ 国内外の研究機関やファンディング・エージェンシー等の連携強化（2020 年度）（総・文・農・経）
- ・ A I 関連公募要領申請業務、研究活動の英語翻訳化の試験導入(2020 年度) 【健康医療・文・農・経】

²¹ 例えば産業技術総合研究所の「サイバーフィジカルシステム研究棟」にて構築した、生産分野、物流分野、創薬分野における模擬環境（ショーケース）を含むサイバーフィジカルシステム研究環境

- ・ 大学等の基礎的創発研究における、自由かつ独創性を尊重し、世界的レベルの研究開発を支援するための体制の整備（再掲）（（1-B）参照）（2020年度）【総・文・経】
- ・ AI研究開発に資する計算資源（ABCI²²等）の抜本的強化、我が国の国際競争力強化を見据えた戦略的なデータ・プログラムのオープン・クローズ戦略の策定と推進、国内研究機関での共用（2020年度）【総・文・経】
- ・ 計算資源及びネットワークの民間等からの利用に係るルール整備と、それに基づく利用開始（2020年度）【総・文・経】
- ・ AI研究開発成果の国際展開と国際標準化の推進（2020年度）【総・文・農・経】
- ・ 超高速研究用ネットワーク（SINET²³等）の、国公私大、研究機関、企業、その他AI研究開発に携わるあらゆる研究者への実質的開放化²⁴と増強（2022年度）【総・文】

（1-B）創発研究支援体制の充実

<具体目標>

- ・ 世界をリードする質の高い研究人材の確保・育成
- ・ 研究者が継続的に創発研究に挑戦できる研究支援体制の構築
- ・ 創発研究の知的基盤強化のための研究（及び研究者）の多様性確保

（取組）

- ・ 世界をリードする質の高い研究者の確保・育成、留学生交流の促進、若手研究者の海外挑戦機会の拡大、世界の研究者の英知の結集のための、研究推進体制の整備方策の検討、工程表の作成（2019年度）【総・文・経】
- ・ 多様な研究者の確保に向けた、契約を含む研究関連事務の英語化や事務処理の簡素化等のAI関連分野からの試験導入（2019年度）【総・文・農・経】
- ・ 自由な発想による挑戦的な研究及び若手による研究への重点支援（2019年度）【総・文・経】

²² AI Bridging Cloud Infrastructure（AI橋渡しクラウド）：産業技術総合研究所が運用する世界最大規模の人工知能処理向け計算インフラストラクチャ

²³ Science Information NETwork（学術情報ネットワーク）：日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所（NII）が構築、運用している情報通信ネットワーク

²⁴ 接続にあたってはセキュリティ等のネットワークの品質・安全性を確保するための接続基準順守

- ・ 欧米、アジア（シンガポール、ベトナム、タイ、インドなど）、オーストラリア、中東及びアフリカ地域（T I C A D 7（横浜）の機会を活用した）の大学・研究機関・研究支援機関等との連携強化（2019年度）【総・外・文・農・経】
- ・ 研究者が継続的に創発研究に挑戦できる研究支援体制の構築（A I 関連研究での伴走型支援体制の強化等）（2020年度）【総・文・経】
- ・ 多様な研究者のニーズに対応する研究支援プログラムの拡充（2020年度）【総・文・経】
- ・ JST、その他主要国研等におけるA I 研究開発のグローバル化の拡充（2021年度）【総・文・農・経】

（2）中核研究プログラムの立ち上げ：基盤的・融合的な研究開発の推進

<具体目標>

大目標を達成する上で重要となるA Iの基盤的・融合的な技術（AI Core）を以下の4つの領域に体系化し、それらの研究開発を戦略的に推進

1. Basic Theories and Technologies of AI
2. Device and Architecture for AI
3. Trusted Quality AI
4. System Components of AI

（取組）

- ・ 以下のA I 研究開発の全体構成図を踏まえ、（別表1）を参考に、A I 関連研究開発分野の開発工程表を作成（2019年度）し、毎年見直しを実施：【総・文・経】

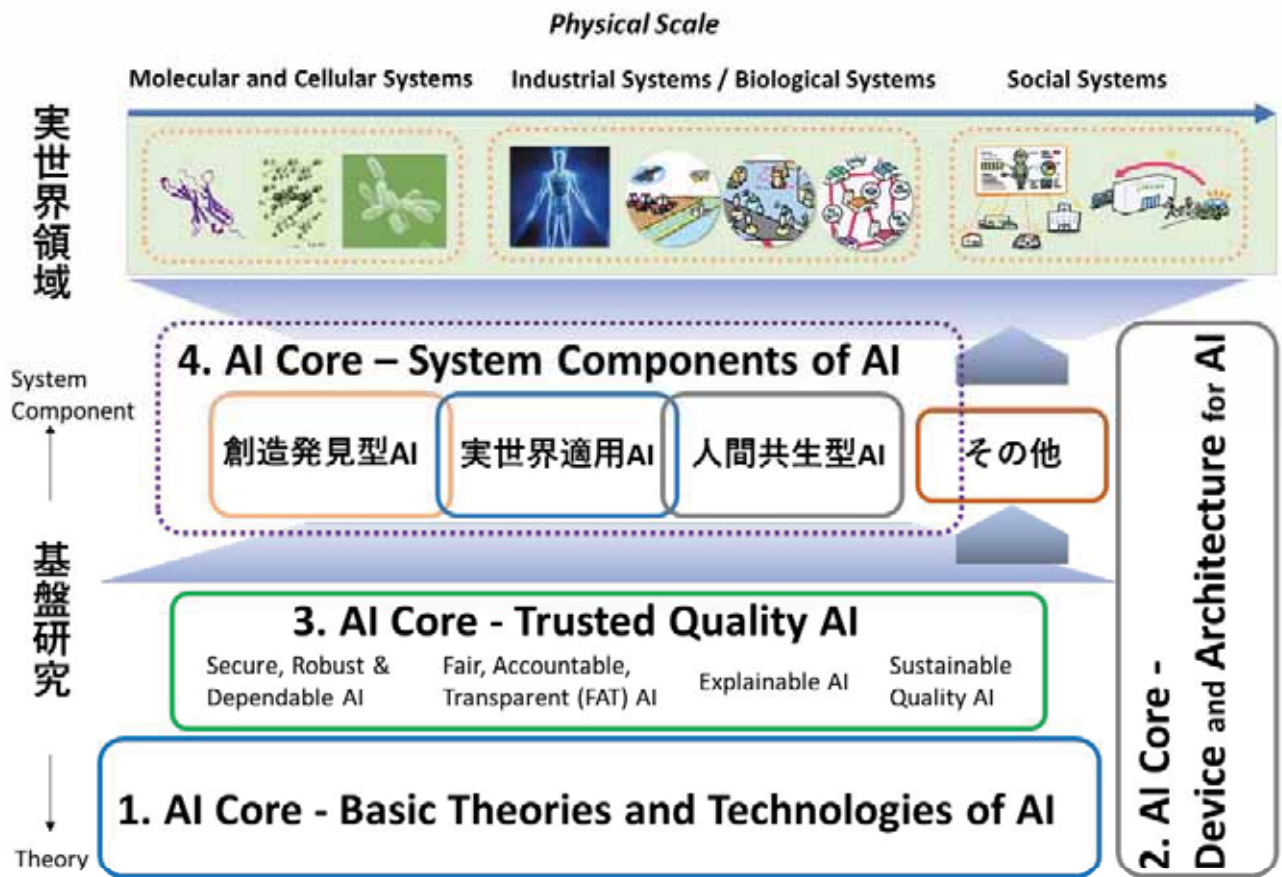


図 AI 研究開発の全体構成図

Ⅲ. 産業・社会の基盤作り

Ⅲ－１ 社会実装

これまでも強調してきたとおり、我が国の強い技術とA I 技術を融合することにより、「多様性を内包した持続可能な社会」を実現しつつ、世界規模の課題の解決に貢献し、大きな付加価値の創造と生産性の向上、更には、産業競争力の強化を目指さなければならない。

とりわけ実世界産業領域は、現在、世界の中で日本企業の存在感が大きい領域である。従って、実世界産業領域へのA I 技術の応用（AI for Real World）及びインクルージョン（AI for Inclusion）の実現では、我が国が優位性を発揮し、リーダーシップを取ることが可能であると考えられる。

しかしながら、実世界産業領域では、A I システムの開発・実用化において、領域特化型の知識やノウハウ、さらには運用を含めた個別的対応が欠かせない。このため、サービス・プラットフォームに価値の源泉が移行している現在の状況の中で、これまでの単なる延長線上にあるビジネスモデルに終始すれば、ハードウェアなどがサービス・プラットフォームの端末となり、我が国産業は主導権を失う可能性がある。

そこで、まず、分野共通的な取組として、A I 駆動型サービスを中心とする、（GDP per Capitaなどで評価可能な）高付加価値型サービス産業への構造転換を促進し、生産性の劇的な向上を達成するために、アーキテクチャに基づいた技術開発と社会実装基盤を形成する必要がある。

さらに、各領域の個別最適だけでは十分ではなく、分野横断的に社会実装を促すために、システム・アーキテクチャの設計が必要となる。これには、高度に専門的なシステムエンジニアリングの知識や経験が必要であるが、残念ながら、我が国にはそのような専門家は絶対的に不足している。このため、米国N I S T²⁵等を参考に、府省横断的な推進体制を構築し、また、諸外国の関係機関とも連携しながら、限られた専門家でより効率的なシステム・アーキテクチャ設計を担い、標準化等を推進する必要がある。

個別の領域としては、健康・医療・介護、農業、国土強靱化、交通インフラ・物流、地方創生の5つの領域を優先領域とする。これは、我が国が置かれた、世界初の本格的少子高齢化とそれによる社会保障費の急激な増加、労働力人口の減少や医療従事者・介護従事者の不足、農業従事者の超高齢化、気候変動や極端気象等による災害や農林漁業関連被害の増大、更には、地方等におけるインフラの老

²⁵ National Institute of Standards and Technology : 国立標準技術研究所

朽化・劣化とインフラ維持管理の担い手不足といった社会課題の解決が国としての最優先課題であるためである。

健康・医療・介護分野では、国民の健康増進、医療・介護水準の向上、関連従事者の就労環境の改善等の実現とともに、関係する国民負担の削減が同時に達成されることが中長期の目標となる。

地方創生（スマートシティ）分野については、本戦略では、特に地方都市を念頭におく（ただし、大都市部を除外するというわけではない。）。まずは、地方都市・地域の生活の質の向上と、地域産業の育成が重要となるが、併せて、地方自治体財政の負担軽減の同時達成を目指す。

その際、インフラやサービスの供給側の論理を優先することなく、むしろ、多様な住民や地域事業者の視点を重視する。これは正に、「多様性を内包した持続可能な社会」の理念に基づくものであり、地域における付加価値の高いサービスの実現に資するものと考えられる。

また、我が国における、これら5つの領域の社会実装が実現されれば、それによって生み出された高付加価値サービスが海外にも展開でき、世界のSDGsの解決にも貢献可能であることは論を俟たない。

<大目標>

産学官の英知を結集し、持続可能な社会実装の仕組みの構築を念頭に、以下の目標を設定：

- ・ アーキテクチャ設計に基づくデータ基盤を踏まえた、AI社会実装を、まずは①健康・医療・介護、②農業、③国土強靱化、④交通インフラ・物流、⑤地方創生（スマートシティ）の重点5分野で、世界に先駆けて実現。また、ものづくり、金融等その他の分野についても実現に向けて取り組む。
- ・ 各分野の社会実装モデルに対する民間事業者の参画促進（システム全体の海外展開検討を含む）
- ・ 健康・医療・介護分野では、どこでも安心して最先端・最適な医療やより質の高い介護を受けられるよう、そのための環境を整備し、医療・介護従事者の負担を軽減
- ・ 農業分野では、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
- ・ 国土強靱化分野では、低維持補修コストでインフラの安全を担保するための、国家的システムの導入と、それに向けた国土に関連する各種データの管理・連携
- ・ 交通インフラ・物流分野では、物流・商流に関するデータの基盤構築の検討、他分野データ基盤との連携、物流分野の自動化等による、物流の生産性向上・高付加価値化及びサプライ

チェーン全体の効率化と、全ての人が、現在の社会コストを上回ることなく、自由で安全な空間移動を実現

- ・ 地方創生（スマートシティ）分野では、農業及び健康・医療・介護など他領域とも連動し、インクルージョン・テクノロジーを採用し、国際展開が可能なスマートシティを構築

<具体目標と取組>

(1) 健康・医療・介護

<具体目標 1 >

健康・医療・介護分野で A I を活用するためのデータ基盤の整備

(取組)

- ・ 諸外国における保健医療分野の A I 開発・利活用の動向調査（2019 年度）【厚】
- ・ 次世代医療基盤法（2018 年 5 月 11 日施行）に基づく、匿名加工医療情報の円滑かつ公正な利活用の仕組みの稼働（2019 年度）【健康医療・文・厚・経】
- ・ 健康・医療・介護分野の分野横断的な情報基盤の設計、各種データの集積と A I データ基盤の構築（2020 年度）【I T・健康医療・厚】
- ・ 生活の中で得られるデータの、地域と連携した収集方策（リビングラボ等）の仕組み作り（2020 年度）【I T・厚】
- ・ データやアノテーションなどの基盤を提携先に提供する枠組みの構築（2020 年度）【厚】
- ・ 画像診断支援のための、持続可能な A I 開発用データ基盤に関する検討（2021 年度）【厚】

<具体目標 2 >

日本が強い医療分野における A I 技術開発の推進と、医療への A I 活用による医療従事者の負担軽減

(取組)

- ・ 創薬、毒性評価などへの A I 応用の検討（2020 年度）【厚】
- ・ 上記以外の医薬品開発や医療現場における A I 利活用推進に向けた検討（2020 年度）【厚】
- ・ A I を活用した創薬ターゲット探索に向けたフレームワークの構築（2021 年度）【厚】
- ・ A I を活用した画像診断支援機器の開発、及びその評価等、社会実装に向けた基盤整備（2021 年度）【総・厚・経】
- ・ A I を活用した医療機器やテレメディシン・サービス（D to D）の開発、及びその評価等、社会実装に向けた基盤整備（2021 年度）【厚・経】

- ・ AIを活用した病気の早期発見・診断技術の開発（2024年度）【文・厚】

<具体目標3>

予防、介護分野へのAI/IoT技術の導入推進、介護へのAI/IoT活用による介護従事者の負担軽減

(取組)

- ・ 健康データ等を活用し、健康な段階からの早期の気づきの機会の提供等、健康維持・増進サービスの民間による提供促進の検討開始（2019年度）【IT・厚・経】
- ・ AI/IoTを導入する介護施設への導入コンサル体制の整備（2020年度）【厚・経】
- ・ 予防、介護領域の実証事業の実施と、それを踏まえた同領域でのAIスタートアップ支援体制の構築（2020年度）【厚・経】
- ・ 熟練介護士等の知見の活用も含めた質の高い介護サービスを支援するAIシステムの実現と全国展開（2021年度）【IT・厚】
- ・ 予防、介護領域の実証事業で確立した技術の活用のための、制度面・運用面の見直し着手（2021年度）【総・厚・経】
- ・ 個人の情報コントロールabilityに基づいた、予防、介護分野におけるAI/IoTデータ利活用の促進（2021年度）【IT・総・厚・経】

<具体目標4>

世界最先端の医療AI市場と医療AIハブの形成

(取組)

- ・ 厚生労働省「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム」で選定したロードブロック解消の工程表、及び作成した俯瞰図²⁶（別紙）に基づくAI開発促進のための工程表の作成（2019年度）【厚】
- ・ 企業（外資を含む）と公的機関（公立病院、大学、国研等）とのAI開発等の連携研究の強化（2019年度）【総・文・厚・経】
- ・ 医療・介護分野でのインクルージョン・テクノロジーの体系化（2020年度）【総・厚】

²⁶ 厚生労働省「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム」において、AIの開発・利活用が期待できる領域について、分野全体を整理した俯瞰図

- ・ アジア健康構想等の下、各国のニーズを踏まえた上、データ基盤及びA I 医療等に関する海外（特に、A S E A Nとインド）との連携に向けた以下の例示を含む取組の強化（2019年度）【I T・健康医療・厚・経】
 - 海外からの就労・留学・渡航者、海外への就労、留学、渡航者への高品位医療の提供（すでに実施されている一連の施策とも連携し、特に、データの蓄積が重要となるA I 医療分野に特化して実現を目指す）
 - 国及び一定の機関における医療系A I ・データの活用拡大と、他機関への展開
 - 画像診断やがんゲノム解析などA I 化が先行する分野から、アジアなど海外の医療機関と提携し、より大量のデータへのアクセスを可能とすると同時に、A I 医療システムの海外展開を促進
 - 最終的には、世界的に高品位な医療サービスを、A I を使って実現するというS D G sの目標に貢献（2025年度）

<具体目標 5>

医療関係職種の養成施設・養成所におけるA I を活用した教育の実施、医療従事者に対するリカレント教育の実施

（取組）

- ・ 医療関係職種の養成施設・養成所におけるA I を活用した教育内容の検討（2019年度）【厚】
- ・ A I の開発・活用ができる医療従事者育成の検討（2019年度）【文】
- ・ 医療従事者に対する、社会人向けA I 教育プログラムの枠組みの構築（2020年度）【厚】

(2) 農業

<具体目標 1>

中山間を含め様々な地域、品目に対応したスマート農業技術の現場への導入

(取組)

- ・ 多様な農業関連データを集約・利活用するためのアーキテクチャを実装した、農業データ連携基盤（W A G R I）の本格稼働（2019年度）【I T・農】
- ・ スマート農業技術を現場に導入し、生産から出荷まで一貫した体系として、実証を開始（2019年度）【I T・農】
- ・ A Iを活用した農業センサデバイス・システムの研究開発及び実証の実施（2019年度）【I T・文】
- ・ 「スマートフードチェーンシステム」の本格稼働と、我が国農水産物・食品の輸出に向けた海外への展開（2023年度）【CSTI・I T・農】

<具体目標 2>

アーキテクチャを活用した世界最高水準のスマート農業の実現による、農業の成長産業化

(取組)

- ・ A I学習等に必要データをプラットフォーム上に集積するための基盤構築（2019年度）【I T・農】
- ・ 農業A Iサービス等の利用を促進するための契約ガイドラインの策定（2019年度）【I T・農】
- ・ 病害虫画像診断の研究開発及び実証の実施（2022年度）【I T・農】
- ・ 複数の育種拠点を連携させたバーチャル研究ラボのW A G R I上への実装（2022年度）【I T・農】
- ・ 栽培プロセスの大規模データの解析及び最適化の実現（2022年度）【I T・農】

<具体目標 3>

農業分野におけるA I人材の育成

(取組)

- ・ 農研機構のA I 専門家・A I 研究員における、O J T²⁷でのA I に関する課題検討・解決の実施【I T・農】
- ・ 県農試や民間企業と連携して、様々な地域課題に対応可能なA I 研究を展開するコア人材として、農研機構においてA I を含む高いI Tリテラシーを保有した研究者を育成し、全国各地の農業情報研究を先導（2022 年度）【農】

²⁷ On the Job Training：具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを指導教育すること

(3) 国土強靱化（インフラ、防災）

<具体目標 1>

国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断等の業務における、ロボットやセンサー等の新技術等の開発・導入

(取組)

- ・ インフラメンテナンス国民会議の取組等を通じた、A I・ビッグデータ等を含む新技術の導入促進（2020年までに導入施設管理者20%、2030年までに100%）【国】

<具体目標 2>

国土に関する情報をサイバー空間上に再現する、インフラ・データプラットフォームの構築

(取組)

- ・ 測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体で得られた構造物データや地盤データ等を集約・共有し、自治体のデータと連携の上、同一地図上に表示（インフラ・データプラットフォームを構築、分析の試行）（2019年度）【国】
- ・ 都市の3次元モデルの試作（2019年度）【国】
- ・ 同プラットフォームの社会実装（本格稼働と持続的な運用体制の確立）に向けたロードマップ作成（2019年度）【国】
- ・ 同プラットフォーム上での、経済活動や自然現象のデータを連携させ、実世界の事象をサイバー空間に再現する国土と交通に関する統合的なデータ連携基盤の整備（2022年度）【国】

<具体目標 3>

近年多発する自然災害に対応した、A Iを活用した強靱なまちづくり

(取組)

- ・ 自然言語処理技術を活用して、SNS上の災害関連情報等をリアルタイムに分析・要約する情報通信プラットフォームの構築とロードマップ作成（2019年度）【総】
- ・ 世界最高峰のメッシュネットワーク形成を見据えた、平時及び災害時の社会基盤を支える、交通信号機を活用したセキュアかつ安価なハードウェア及びネットワークの開発（2020年度）【I T・警・総】

- ・ 大規模・特殊災害の対応強化のための、複数のロボットが連携し自律的に消火活動を行う新技術の実証と、機能の最適化、コストダウン等の推進（2020年度）【総】
- ・ 過去の経験を踏まえ、気候に関わるデータや地震・火山・津波・地殻変動に関わるデータ（観測データ、予測データ等）をA I解析し、近未来の異常気象や地震・火山等の自然災害の発生頻度を事前に評価する技術の確立（2022年度）【文】
- ・ 災害にも強い自立・分散型エネルギーマネジメントシステムの構築（2023年度）【文・経・環】

(4) 交通インフラ・物流

<具体目標 1>

人的要因による事故のゼロ化

(取組)

- ・ 一般道におけるレベル 2 自動運転、高速道路におけるレベル 4 自動運転を実現するための、データ基盤の構築（2020 年度）【CSTI・I T・警・総・経・国】
- ・ レベル 3 におけるヒューマンファクタの検証（2020 年度）【CSTI・I T・警・経・国】

<具体目標 2>

移動に伴う社会コストの最小化

(取組)

- ・ カメラ動画等と A I 画像解析を活用した交通障害発生の自動検知・予測システムの導入や、人や車の流動把握及びその分析に基づく面的な観光渋滞対策の導入の推進（2020 年度）【警・国】
- ・ 交通信号機をトラステッドな情報ハブとして活用するための、セキュアかつ安価なハードウェア及びネットワークの開発（2020 年度）【I T・警・総】
- ・ 港湾物流（コンテナ物流）の生産性向上のための港湾関連データ連携基盤の構築（2020 年度）【I T・国】
- ・ ライフスタイルの変化に応じ、自動車 CASE 等の活用により新たな地域交通を構築・最適化（2023 年度）【環】

<具体目標 3>

物流関連のプラットフォームから得られるデータを利活用した、物流網における生産性向上・高付加価値化

(取組)

- ・ 物流・商流データの個社・業界の垣根を越えた蓄積・解析・共有・活用により実現される、生産性向上・高付加価値化と、民間主体の取組も視野に入れた、データ連携を実現するための基盤及び基盤の構築に必要な自動認識技術等の検討（2019 年度）【CSTI・経・国】

- ・ 優れた熟練技能者のノウハウとA I、I o T、自動化技術を融合させた、遠隔操縦・自動化システムの開発等によるA Iターミナルの実現（2022年度）【I T・国】
 - ガントリークレーン・遠隔操作 RTG²⁸の生産性向上
 - コンテナダメージチェックの迅速化
- ・ 海上物流の効率化を実現する自動運航船の実用化（2025年度）【国】

²⁸ Rubber Tired Gantry crane : タイヤ式門型クレーン

(5) 地方創生（スマートシティ）

<具体目標>

直面する社会課題と、多様性を内包する社会の構築、デジタル・ガバメントの実現という3つの観点から、日本発のスマートシティをインフラ側・ユーザ側の両面を考慮に入れて再定義し、その実現に向けた、インクルージョン・テクノロジーの開発と、スマートシティプラットフォームを形成

(取組)

- ・ 受益者と高インパクトな受益内容の明確化を含めたスマートシティのコンセプト（例えばモビリティ、健康医療、エネルギー供給など）の再定義（2019年度）【CSTI・総・文・厚・農・経・国・環】
- ・ 官民が連携した、スマートシティ共通アーキテクチャの構築（第一弾を2019年度）【CSTI・IT・総・経・国】
- ・ 分野横断的に都市・地域問題、社会問題に係るソリューションシステムを実装する、スマートシティモデルの公募・選定（2019年度）【CSTI・地方創生・総・国】
- ・ インクルージョン・テクノロジーの体系化と研究開発要素の特定（2019年度）【総・文・厚・経】
- ・ エネルギー消費に関するデータを収集・解析し、ナッジやブースト等の行動インサイトとAI/IoT等の先端技術の組合せ（BI-Tech）により、一人ひとりにパーソナライズされたメッセージをフィードバックし、省エネ行動を促進（2019年度）【環】
- ・ 同共通アーキテクチャの恒常的な見直し体制の構築（2020年度）【CSTI・総・経・国】
- ・ 中核都市、地方都市、海外が連動する人流モデルの構築（2020年度）【総・経】
- ・ 各種データ（例えば、衛星測位データ）を活用した、モビリティとサービス（例えば、観光、飲食、農業、就労、医療、教育、デジタル・ガバメントなど）を融合させた新しいモビリティ・サービスの創出（2020年度）、その海外展開【IT・宇宙・経・国・環】
- ・ 国内外のスマートシティ間などで、行政サービス、医療・介護や教育などが切れ目なく提供されることを可能とする情報基盤・制度・AIサービスの構築（2020年度）【CSTI・総・経・国】
- ・ 外国人旅行者等への効果的・効率的な対応等による満足度向上を図るため、AI等を活用した観光案内所の情報発信機能の強化や、SNSデータ等の分析により国内の隠れた観光資源の発掘や活用等を促進（2020年度）【国】

- ・ 人や物の移動など全ての移動における、ニーズに応じた地域全体の最適化（2021年度）【I
T・警・経・国】

(6) その他

<具体目標>

- ・ ものづくり、金融等の各分野及び分野間におけるA I 社会実装の実現
- ・ 研究開発の社会実装推進体制の整備

(取組)

- ・ 本戦略を踏まえた、ものづくり分野における生産性向上などの重点5分野以外を含む分野毎の具体的な社会実装戦略の策定（サイバー・フィジカルの融合、官民の役割分担等を考慮）
（2019年度）【CSTI】
- ・ 欧米、アジア（シンガポール、ベトナム、タイ、インドなど）、オーストラリア、中東及びアフリカ地域（T I C A D 7（横浜）の機会を活用）の大学・研究機関・研究支援機関等との連携強化（2019年度）（再掲）（II-2（1-B）参照）【総・外・文・経】
- ・ 公的分野・産業分野において、研究開発成果の社会実装を促すためのシステム・アーキテクチャを持続的に先導するため、米国N I S T等の枠組みを参考に、S I P²⁹等の研究開発を含め、本戦略において取り組む広範な領域を主対象に、分野横断的な共通課題や知見の共有、具体的な指針を策定するための関係府省が連携した推進体制として会議体を設置。ファンディング・エージェンシーとも連携（2019年度）【CSTI・I T・経】
- ・ 前述の会議体の下に、アーキテクチャ設計を担う専門家による体制を構築、加えて米国N I S Tやドイツの関係機関等との連携を検討（2020年度）【CSTI・I T・経】
- ・ 農研機構の取組を参考に、A I 専門家・A I 研究員における、O J TでのA Iに関する課題検討の実施等、主要な国研等での研究開発の社会実装推進体制の整備（2020年度）【CSTI・I T・厚・農・経・国】

²⁹ Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program : 戦略的イノベーション創造プログラム

Ⅲ－２ データ関連基盤整備

A I 技術の発展を根本から支えるものは、大量のデータである。質の高いデータを収集し、サイバー攻撃などのリスクなどから守りながら、それらを分析・解析に活用することは極めて重要である。

このため、我が国においても、諸外国に遅れることなく、政府や民間が有するデータの連携・標準化に取り組む必要がある。そして、その過程においては、ビッグデータの中の偏りを防止し、A I 活用のリスクが生じないようにしなければならない。

他方で、データや真正性、更には本人確認といった点における、信頼確保が極めて重要である。既に、米国では政府調達分野でのトラスト基盤、E Uでは共通トラスト基盤の構築が進められており、我が国でも関連の検討が開始されているが、例えば、サプライチェーン全体のセキュリティ確保（「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」）などの検討を加速していかなければならない。

<大目標>

国際連携を前提とした、次世代のA Iデータ関連インフラの構築

(1) データ基盤

<具体目標>

重点5分野（健康・医療・介護、農業、国土強靱化、交通インフラ・物流、地方創生）における、A Iの活用のためのデータ連携基盤の本格稼働
収集するビッグデータの品質確認、保証に資する取組の実施

(取組)

- ・ 関連の各府省プロジェクトにおける共通データアーキテクチャの検討、各データ連携基盤との連携
(2019年度)【CSTI・I T・総・文・農・経・国】
- ・ 共通で利用するビッグデータ（例えば、農業、エネルギー、健康・医療・介護、自動運転、ものづくり、物流・商流、インフラ、防災、地球環境、海洋、衛星データ）に関するインフラやプラットフォームの整備（2020年度）【CSTI・I T・宇宙・海洋・総・文・厚・農・経・国・環】
- ・ データ連携基盤を支えるための、膨大なデータを円滑にやり取りできるネットワーク技術の確立
(2021年度)【総】

- ・ データ連携基盤において、収集するビッグデータの偏りや誤りなどを検知し、品質保証に資する基盤技術の確立（2022 年度）【CSTI・総・文・経】
- ・ データ連携基盤と連携した、A Iビッグデータ解析環境の提供（2023 年度）【CSTI・文】

(2) トラスト・セキュリティ

<具体目標 1>

米国、欧州等と国際相互認証が可能なトラストデータ連携基盤の構築、整備

(取組)

- ・ トラストコンポーネント基盤技術の課題整理、政府としての整備方針の策定（2019年度）【CSTI】
- ・ Society 5.0 のセキュリティ確保のための「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」を踏まえた、以下の対応【経】
 - 産業分野別セキュリティガイドライン等の整備（2019年度～）
 - サイバー空間におけるつながりの信頼性を確保するための対策の検討を開始（2019年度）
- ・ 米国、欧州とのセキュリティ技術に関する連携体制の構築（2020年度）【経】
- ・ データ品質の担保を含む、A I のライフサイクル、及びA I の品質保証に関する国際標準の提案（2021年度）【経】
- ・ なりすましや改ざんのない、真正性を保証・担保する仕組みの構築（2021年度）【CSTI・総・経】
- ・ トラストデータ流通基盤（アクセス制御、データ、ユーザレイティング機能等）の開発（2023年度）【CSTI・経】

<具体目標 2>

年々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対し、「予防」「検知」「対処」の各フェーズにおいて、A I を活用した高効率かつ精緻な対策技術を確立

(取組)

- ・ A I を活用したサイバー対策を行う民間を後押しするための仕組み、国の研究成果の実用化・技術移転に関する支援策を整備（2019年度）【経】
- ・ 国として加速化して重点的に取り組むべき研究開発を明確化し、（別表 2）を参考に、以下の技術を実現するための工程表を作成（2019年度）【NISC・CSTI・総・経】
 - 予防のためのA I ：ハードウェアの動作特性把握による不正機能検出等

- 検知のためのA I : 大量パケット情報解析による攻撃手法検知等
- 対処のためのA I : 緊急対応が必要なアラートの自動抽出等
- ・ 5年～10年先に実現を目指す長期的取組（サイバーセキュリティ確保のためのA I そのものを守る技術等）についての検討（2019年度）【NISC・CSTI・総・経】

(3) ネットワーク

<具体目標1>

Society 5.0を支える21世紀の基幹となる情報通信インフラである第5世代移動通信システム(5G)や光ファイバにおける日本全国での整備を推進

(取組)

- ・ 5G導入のための基地局の開設指針において、開設計画の認定を受ける通信事業者に対し、2020年度までの全都道府県での5G基地局運用開始等を義務付け(2019年度)【総】
- ・ 通信事業者等による5Gのエリア整備を推進する(2020年度～)とともに、5Gを支える光ファイバ網の整備を推進(2019年度～)【総】

<具体目標2>

日本全国でAIの活用が可能となるためのネットワーク基盤の高度化と安全・信頼性の確保

(取組)

- ・ 柔軟なネットワーク制御を可能とするネットワーク仮想化への対応を含めたネットワークビジョンの策定(2019年度)【総】
- ・ 革新的AIネットワーク統合基盤技術の研究開発(障害対応の自動化技術、ネットワーク設計の自動化技術)(2020年度)【総】
- ・ 5Gの更なる高度化に向けた研究開発(2022年度)【総】

Ⅲ－３ ＡＩ時代のデジタル・ガバメント

公共サービスセクターにおける電子化の遅れと、特に地方における急速な少子高齢化が相まって、自治体の行政コストは増加する一方で、行政職員の人手不足が顕在化してきている。すなわち、いわゆる、公共部門における生産性の低下が更に進展してきており、これを解決するＡＩ関連技術の利活用が渴望されている。

<大目標>

- ・ 徹底的なデジタル・ガバメント化を推進し、ＡＩを活用して、効率性・利便性の向上、更にはインクルージョンの実現
- ・ 適切なデータ収集と解析に基づく行政と政策立案などを実現
- ・ 自治体行政分野へのＡＩ・ロボティクス活用によるコスト低減化・業務効率化・高度化を進め、持続可能な公共サービスを確保

<具体目標 1 >

ＡＩを活用した公共サービスの利便性・生産性の向上

(取組)

- ・ 官民データ活用推進基本法に基づく、ＡＩサービスに資する各種官民データのオープン化、データ連携基盤とのＡＰＩ³⁰連携による民間利用機会の増大（2019年度）【ＩＴ】
- ・ 警察活動の高度化・効率化のためのＡＩの試験的導入（2019年度）【警】
- ・ 行政機関において、データサイエンス、統計学、ＡＩに専門性を有するスタッフを配置し、データ収集と解析、ＡＩ応用を促進すると同時に、データ・インテグリティを担保できる権限を付与（2020年度）【ＩＴ・総】
- ・ 研究者の負担軽減に向けた、大学・国研の研究支援事務並びに国及びファンディング・エージェンシーの事務のＡＩ化（2020年度）【文・経】
- ・ 行政機関におけるデータ収集、統計解析基盤の確立（2020年度）【ＩＴ・総】

³⁰ Application Programming Interface : アプリケーション・プログラミング・インターフェイス

- ・ データ等の適切な解析からの I T 政策へのフィードバック・ループの実現（2022 年度）【I T・総】
- ・ A I を活用した救急搬送の効率化（2022 年度）【総】
- ・ デジタル・ガバメント化の利点を最大限に活かすために、スマートフォン等の携帯端末上で、多言語であらゆる行政サービスを受けることができるプラットフォームを構築し、A I One Stop サービスを実現（2025 年度）【総】
- ・ 気象観測・予測精度向上に係る技術の開発・導入（2030 年度）【総・国】

＜具体目標 2＞

自治体の行政コスト低減と公共サービスレベル維持の両立を成し遂げるための業務の効率化・高度化に向けた A I ・ロボティクス等の活用推進

（取組）

- ・ 自治体が安心して利用できる A I サービスの標準化の推進（2020 年度）【I T・総】
- ・ 自治体行政へのロボティクス（R P A³¹等）の実装（2020 年度）【I T・総】
- ・ 自治体行政スマートプロジェクト（I C T や A I 等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスの構築）の推進（2021 年度）【I T・総】

³¹ Robotic Process Automation : ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化

Ⅲ－４ 中小企業・ベンチャー企業への支援

働き方改革の必要性が叫ばれて久しいが、我が国の全体としての生産性の大幅な向上が求められる中でも、とりわけ、大企業と比して低水準にある、中・小規模事業者の労働生産性の向上は、喫緊の課題である。

A I 技術の利活用が進めば、企業の実生産性の抜本的改善が期待できるが、そのためには、まずは、中小企業を始めとする各企業の A I リテラシーを高め、これら企業の技術ニーズと、必要となる A I 技術シーズとのマッチングを進めていくことが不可欠である。

また、A I 技術は、新たなベンチャー企業を生み出す大きなチャンスを提供する。実際、米国や中国では、A I 関連ベンチャー投資は急速に拡大しており、多くのユニコーン企業が出現している。A I 技術の共有と、企業や行政における A I の利活用を促進し、新たな製品やサービスの創出のための環境を整えていく必要がある。

<大目標>

- ・ 低生産性分野、成長分野におけるデータ基盤整備と、A I 活用による生産性・成長性の向上
- ・ A I 関連スタートアップの支援強化

(1) 中小企業支援

<具体目標>

A I を活用した中小企業の実生産性の向上

(取組)

- ・ 課題解決型 A I 人材育成事業等における、中小企業のニーズ・課題の抽出（2019 年度）
【経】
- ・ 課題解決型 A I 人材育成事業、地方大学等による、経営課題解決を通じた新たなサービスモデルの創出とその展開（2020 年度）【文・経】

(2) AI 関連創業に関する若手支援

<具体目標>

AI 関連スタートアップ企業支援

(取組)

- ・ スタートアップ戦略「Beyond Limits. Unlock Our Potential」に基づく方策を実施【CSTI・文・経】

IV. 倫理

A I の利活用への関心が高まる中、文明的な利便性を過度に追求することは、A I が引き起こす負の側面が拡大しかねない。これを抑制するには、文化的な背景を持つ高い倫理的観点が必要であり、より人間を尊重した利活用を進めるためには、いわゆる、A I 社会原則が必要となってきた。そのような中、我が国では 2019 年 3 月に、また、E U では同年 4 月に、A I 社会原則を策定し、発表した。さらに、同年 5 月の O E C D 閣僚理事会では、A I に関する勧告が採択され、同年 6 月の G 2 0 貿易・デジタル経済大臣会合では、「人間中心」の考えを踏まえた A I 原則に合意した。

現時点では、日本、E U に加え、カナダやシンガポールなどが同様の検討を進めているが、U N E S C O、G 7 といった国際的フレームワークにおいても、倫理に関する議論が進行中であり、今後、新たな社会の在り方を含め、様々な議論が更に活発化することが予想される。

また、専門家の集まりである、「データ保護・プライバシーコミッショナー国際会議」においても、A I 倫理及びデータ保護に関する原則に沿った指針の策定に向けて議論が始まっている。

<目標>

A I 社会原則の普及と、国際連携体制の構築

(取組)

- ・ 「人間中心の A I 社会原則」の A I -Ready な社会における、社会的枠組みに関する 7 つの A I 社会原則を国内で定着化（2020 年度）【CSTI・総・文・厚・経】
- ・ ethics dumping³²の防止に向けた検討を含む、A I 社会原則に関する多国間の枠組みを構築（2021 年度）【CSTI・個人情報・総・外・文・厚・経】

³² 倫理ダンプ：倫理ルールが緩やかな国・地域で非倫理的な研究を行うこと

V. その他

A I をとりまく社会情勢や関連技術が、近年、急速に変化・進展してきていることは、これまでも述べてきたとおりである。

このような中で、米国、中国、欧州、カナダ、アジア各国等では、国家の A I 戦略を策定し、それを実施に移すために、欧州やアジアにおける、A I 研究拠点間の国際連携や国際共同研究開発が活発化してきている。

我が国としても、このような社会環境をチャンスとして捉え、A I 関連分野での国際リーダーシップの確保に積極的に努めていく必要がある。

また、本年は、日本が G 2 0 の議長国であり、また T I C A D 7 が日本で開催されることにも鑑み、A I に対する関心が拡大してきている、アフリカを始めとする途上国との協力も視野に入れていくことを忘れてはならない。

<大目標>

国際社会における、A I 関連技術での、日本のリーダーシップの確保

<具体目標 1 >

本戦略の定期的なフォローアップと見直し

(取組)

- ・ 多様なステークホルダーが協働した A I 戦略・A I 社会原則のフォローアップ体制の構築（A I 戦略実行会議）、フォローアップの実施、必要に応じた本戦略の見直し（2019 年度）
【CSTI】
- ・ 本戦略の取組を受けつつ、日本の強みを活かすための知財システム等の実現に向けた検討（2019 年度）【知財・経】

<具体目標 2 >

制度、開発、実装等に関する、世界の注目を集める存在感の発信

(取組)

- ・ G 2 0 における、A I 倫理原則に関する連携の合意（2019 年度）【CSTI・総・外・経】

- ・ A I 人材育成、社会実装支援等に関する、T I C A D 7（横浜）での貢献（2019 年度）【CSTI・総・外・文】
- ・ A I 関連のデータ、アプリ等の国際展開向けパッケージ化（2020 年度）【総・厚・農・経・国】
- ・ 世界 A I トップ研究者約 100 名／年の日本への招聘（2020 年度）【総・文・経】
- ・ I J C A I ³³などの A I 関連国際会議の誘致・開催支援（2020 年度）【CSTI・総・文・経・国】

³³ International Joint Conferences on Artificial Intelligence : 国際人工知能会議。2020 年に横浜で開催予定。

(別表 1) 中核基盤研究開発

今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
<p>1. AI Core – Basic Theories and Technologies of AI</p>	<p>現在の深層学習で太刀打ちできない難題解決</p>	<p>現在の深層学習の原理を解明するとともに、以下に示すような次世代 AI 基盤技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全な正解ラベルが得られない状況でも精度よく学習できる限定情報学習技術 ・数十万並列規模でも高い計算効率で達成できる並列探索技術 ・未観測交絡因子が存在する場合でも因果関係が同定できる因果推論技術 	<p>2024 年度</p>	<p>【文】</p>
	<p>革新的自然言語処理技術・音声処理技術の研究開発</p>	<p>以下の革新的自然言語処理技術の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量のテキストから文レベルの表現間の因果関係等を抽出する知識獲得技術 ・実用的な文脈処理技術 ・多量のテキストを元に回答する質問応答・仮説生成技術 ・発話者の深い動機・意図を考慮した対話のデータ駆動型のモデル化 	<p>2030 年度</p>	<p>【総】</p>
		<p>以下の革新的な音声認識・合成技術の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実社会にあふれる多言語の音声と環境音から言語情報や実社会イベント情報等を高精度に認識する技術 ・適切な情報をストレスのない自然な音声情報として出力する音声合成技術 ・実世界におけるコミュニケーションに必要な不可欠な、世界知識、文脈、非音声の情報をも参照して、雑談、日常会話レベルの発話でも正確に音声認識可能な技術の開発 	<p>2025 年度 2025 年度 2035 年度</p>	<p>【総】</p>

今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
	脳モデルを利用した AI 技術の研究開発	<p>脳の認知機構を解明し、脳モデルを利用する以下の研究開発に段階的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳のメカニズムに倣いスパースなデータからの学習を可能とする AI 技術 ・映像等を視聴した際に人が知覚する内容を直接推定する AI 技術 ・脳の情報処理の過程を模倣した、多様な情報処理が可能な AI アルゴリズム 	2019 年度 2025 年度 2040 年度	【総】
2. AI Core – Device and Architecture for AI	エッジ向けコンピューティング・デバイス	自立型フレキシブルモジュールに向けた革新的センサ・アクチュエータ等の開発	2022 年度	【文】
	クラウド型コンピューティング・デバイス	情報処理に係る消費電力性能を従来比 10 倍以上に向上させる革新的 AI チップ技術の確立	2022 年度	【経】
	次世代型コンピューティング・デバイス	消費電力が DRAM の数分の 1 以下、記憶容量は 100 倍以上のストレージクラスメモリの開発	2025 年度	【文】
		量子情報処理による質的にセキュアな情報処理技術の創出	量子戦略で検討	【総】
		量子コンピューティング技術による超並列・大規模情報処理技術の創出、AI への適用	量子戦略で検討	【文】
		量子コンピュータ等、情報処理に係る消費電力性能を従来比 100 倍以上に向上させる技術の確立	2027 年度	【経】
		脳を模倣した情報処理を実用的な時間で実現するアーキテクチャの開発	2050 年度	【総】

今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
3. AI Core - Trusted Quality AI	個人データなどの保護と流通を促す技術	個人データの流通の促進に資する、プライバシー保護技術の確立等	2025年度	【文】
	人工知能の倫理的課題を理数的観点も踏まえて解決 説明できるAI技術	広範なバイアスを排除するデータ、アルゴリズム、運用などに関する理論と技術の開発 現在の深層学習等の原理を理論的に解明し、深層学習の判断結果の根拠等を理解可能化 AIの判断を容易に理解したり、人の判断を助けるための説明技術の開発	2025年度	【文、経】
4. AI Core - System Components of AI 4-1. 創造発見型 AI	AIからのアウトプットの品質保証	リスクの高い実世界での応用を念頭に、開発されたAIの目的の範囲を明確にし、その範囲内での当該AIの品質を評価する手法の開発等	2025年度	【経】
	産学官における計算科学・AIを用いた材料研究開発	AI解析に不可欠な高品質かつ膨大なデータを研究環境のスマート化により取得し、それらを蓄積・提供するデータプラットフォームの構築及びその活用を通じたデータ駆動型研究の加速化	2022年度	【文】
	AIとシミュレーションの融合的な研究開発の推進	AIとシミュレーションを融合した新たな科学的手法の活用による社会的・科学的課題の解決に資する成果の創出	2024年度	【文】
4-2. 実世界適用 AI	AIによる科学的発見の研究	細胞レベルでの実験検証を対象として、仮説生成、実験計画立案、実験の自動実施、結果の検証などを行うAIサイエニティストの開発	2030年度	【文】
	リアルタイムキーストリーム対応 実社会適用社会知抽出技術	SNSなど、多様な媒体上でリアルタイムに流れる膨大なテキスト情報から、各時点において社会が持つ知識、すなわち社会知を高精度に抽出、整理、要約して、実世界の場所やイベントにマッピングする実社会適用社会知抽出技術を開発	2025年度	【総】

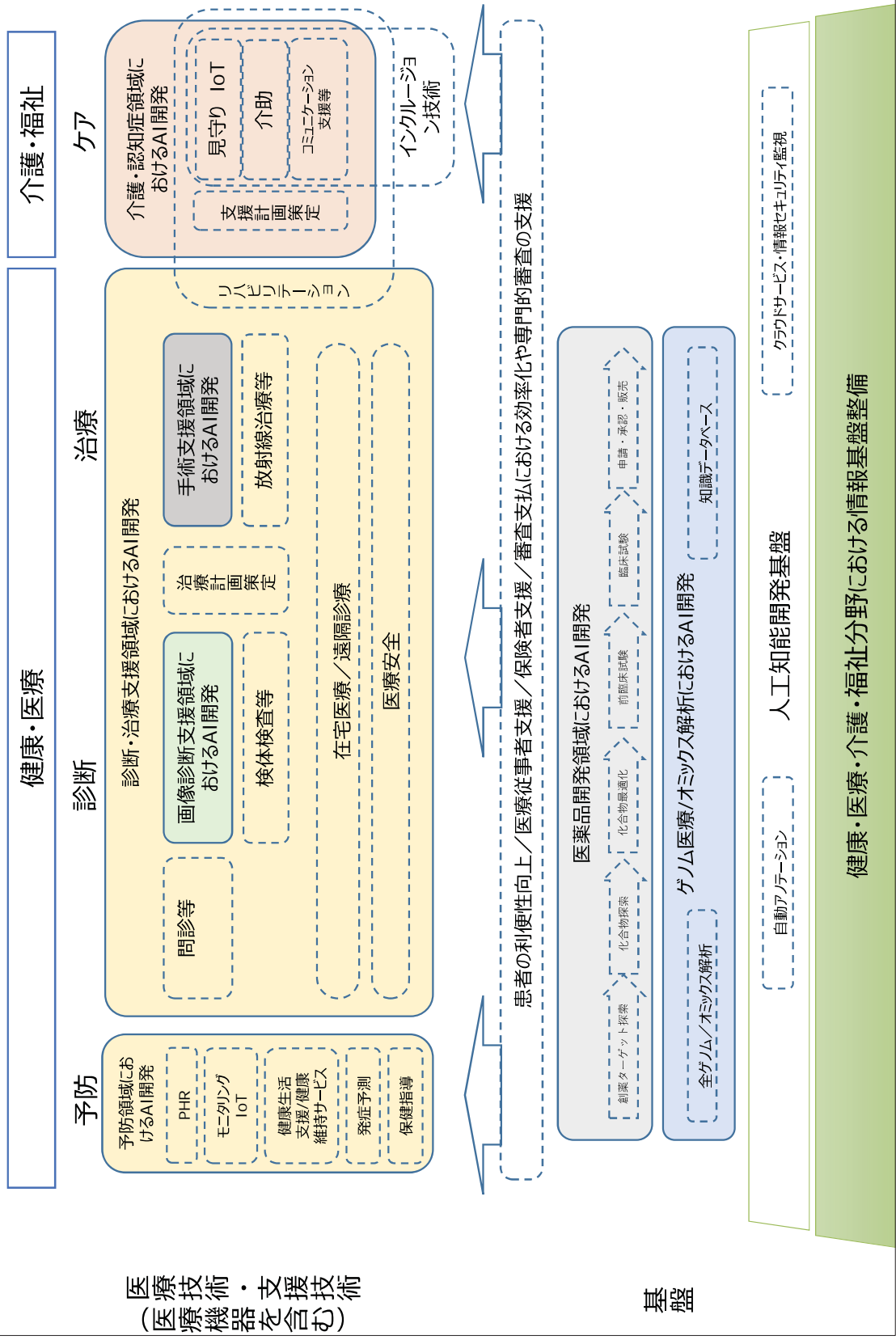
今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
	最新の機械学習技術やそれを補完する技術を実世界の課題や日本の強みである分野に適応し、統合的な研究開発を推進	最新の機械学習理論を使用したソフトウェア・プラットフォーム（ミドルウェア・フレームワーク）の開発 医療、バイオ、ものづくり、新材料、防災・減災、境域、知識ベースなどの分野において、機械学習の新しい基盤技術を実装した解析システムを開発 AI の業務への導入や AI による価値創造をコンサルティン グする AI の開発	2019 年度 着手 2019 年度 着手	【文】 【文】
	基礎から実装まで一貫して取り組むべき重点分野における産学官連携による研究開発	機械学習をする際に事前に設定するハイパーパラメータの自動最適化等の AI 導入を飛躍的に加速させる技術の開発 発、ものづくりにおける熟練者の暗黙知を再現する AI 技術の開発 等	2023 年度	【経】
	ものづくりプロセスを革新させる AI 基盤技術の確立	世界トップクラスの実証研究施設や計算資源を最大限活用しつつ、介護、流通、交通など実世界分野への人工知能技術の適用にあたって発生する新たな課題を解決するため に必要となる、シミュレーション技術、オントロジー技術、計算工学技術、ロボット技術などの技術融合に向けた研究開発 レーザー加工へ AI 技術を活用して加工パラメータの予測を行うシミュレータの実現	2023 年度	【経】
	衛星データと地上データの複合的解析から新たな知見を得る AI	衛星データと地上データを組み合わせて複合的な AI 解析を行うことができるプラットフォームを構築	2022 年度	【文】
4-3. 人間共生型 AI	実用的な音声対話技術・ヒューマンインタラクション技術	知識獲得技術、文脈処理技術、質問応答・仮説生成技術、データ駆動型対話モデルを用いて、高度かつ膨大な知識をもって、ブレインストーミング、雑談も含めた対話によりユーザーへの気づき、アイデアの提供や、教育的効果を狙う音声対話技術を開発	2022 年度 2030 年度	【総】 【総】

今後の研究開発重点項目	個別項目	具体的取組内容	達成時期	担当
	AI のヒューマンインターフェイス	自律性の高い AI と人の協調作業やタスク受け渡しを円滑にする技術の開発	2025 年度	【経】
	人と共進化する AI	文脈や意味を理解し、想定外の事象にも対応でき、人のインタラクションにより能力を高め合う共進化 AI の開発	2030 年度	【経】
	言葉の壁を越える、翻訳・通訳ができる AI	<p>ストレスなく実利用可能な以下の翻訳技術を段階的に実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定場面（医療、行政手続き、日常生活や旅行、ビジネス等）で利用可能（会話レベル） ・周囲の状況や文化的背景も考慮し、話者の意図を補足しながら利用可能（議論レベル） ・シビアな交渉場面でも利用可能（交渉レベル） 	2020 年度 2025 年度 2030 年度	【総】
	汎用多言語自動翻訳・同時通訳技術	<p>以下の基盤技術開発と音声認識・合成を組合せ、高精度と遅延の最小化を両立する実用レベルの同時通訳の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対訳が無い又は少ない条件下でも少ない性能劣化で、対話、SNS、論文、新聞などあらゆる分野で日本語のみで受発信可能な汎用多言語多分野自動翻訳 ・一文を超えた情報の取り込みにより、実用可能な反応速度内で高精度化を達成する技術 	2025 年度	【総】

(別表 2) サイバーセキュリティ対策のための AI 応用開発・実証

今後の研究開発・実証重点項目	個別項目	達成時期	担当
予防のための AI	知識ベースを用いた自動的な脆弱性診断	2022 年度	(民間が主導)
	対象システムに関する新たに登録された脆弱性情報の深刻度の自動評価	2022 年度	【総】
	ファジング技術等に基づく単体のハードウェアの動作特性の把握による不正機能検出	2022 年度	【総・経】
	機器やソフトウェアに、不正なプログラムや回路が仕込まれていないことの技術的検証を行うための体制整備	2022 年度	【NISC・CSTI・総・経】
	検知ロジックおける AI 活用により未知/新種のマルウェアの自動検出	2022 年度	(民間が主導)
検知のための AI	大量なマルウェア情報を用いた自動解析による、マルウェア機能体系の自動分類	2022 年度	(民間が主導)
	攻撃と推定される超大量のパケット情報に対して AI 技術を活用して攻撃手法や攻撃傾向自動把握・検知	2022 年度	【総】
	AI によるフォレンジック解析支援	2022 年度	(民間が主導)
対処のための AI	セキュリティアラートの中から真に緊急対応が必要なアラートの自動抽出	2022 年度	【総・経】
	脅威インテリジェンス情報との関連付けの一部自動化	2022 年度	【総】

健康・医療・介護・福祉分野において AI の開発・活用が期待できる領域



(取組) の【】中において用いられる担当府省庁名の略称は、以下のとおりである。(なお、複数府省庁の場合は、主担当を下線で表記)

略称	府省庁名		
I T	内閣官房	情報通信技術 (I T) 総合戦略室	
健康医療		健康・医療戦略室	
再チャレンジ		副長官補付	
NISC		内閣サイバーセキュリティセンター	
CSTI	内閣府	政策統括官 (科学技術・イノベーション担当)	
男女		男女共同参画局	
地方創生		地方創生推進事務局	
知財		知的財産戦略推進事務局	
宇宙		宇宙開発戦略推進事務局	
海洋		総合海洋政策推進事務局	
警		国家公安委員会	警察庁
個人情報		個人情報保護委員会事務局	
総		総務省	
法		法務省	
外	外務省		
文	文部科学省		
厚	厚生労働省		
農	農林水産省		
経	経済産業省		
国	国土交通省		
環	環境省		
防	防衛省		

過去5年間の本学の入学試験状況（単位：人）

学部	学科	入学年度	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	辞退者	入学者数	歩留率	志願倍率	定員超過率
経済学部	(学部一括募集)	平成29年度	600	8,273	8,189	1,537	816	721	0.47	13.79	1.20
		平成30年度	600	8,098	8,021	1,338	658	680	0.51	13.50	1.13
		令和元年度	600	9,500	9,373	1,306	745	561	0.43	15.83	0.94
		令和2年度	600	7,017	6,870	1,462	894	568	0.39	11.70	0.95
		令和3年度	600	5,789	5,722	1,632	1,016	616	0.38	9.65	1.03
経営学部	第1部 経営学科	平成29年度	330	4,549	4,496	843	463	380	0.45	13.78	1.15
		平成30年度	330	5,675	5,623	752	403	349	0.46	17.20	1.06
		令和元年度	330	6,031	5,973	799	481	318	0.40	18.28	0.96
		令和2年度	330	5,302	5,215	874	557	317	0.36	16.07	0.96
		令和3年度	330	3,950	3,873	862	518	344	0.40	11.97	1.04
	第1部 ビジネス法学科	平成29年度	180	1,477	1,462	377	178	199	0.53	8.21	1.11
		平成30年度	180	1,918	1,893	352	157	195	0.55	10.66	1.08
		令和元年度	180	1,746	1,722	356	174	182	0.51	9.70	1.01
		令和2年度	180	1,541	1,499	428	247	181	0.42	8.56	1.01
		令和3年度	180	1,122	1,102	424	228	196	0.46	6.23	1.09
	第2部 経営学科	平成29年度	110	510	493	159	39	120	0.75	4.64	1.09
		平成30年度	110	601	592	163	47	116	0.71	5.46	1.05
		令和元年度	110	634	624	160	54	106	0.66	5.76	0.96
		令和2年度	110	494	480	165	52	113	0.68	4.49	1.03
令和3年度		110	342	335	171	64	107	0.63	3.11	0.97	
情報社会学部	情報社会学科	平成29年度	250	2,923	2,905	575	267	308	0.54	11.69	1.23
		平成30年度	250	3,187	3,162	491	227	264	0.54	12.75	1.06
		令和元年度	250	3,534	3,486	534	276	258	0.48	14.14	1.03
		令和2年度	250	2,828	2,789	585	323	262	0.45	11.31	1.05
		令和3年度	250	1,874	1,838	608	352	256	0.42	7.50	1.02
人間科学部	人間科学科	平成29年度	175	2,421	2,410	397	193	204	0.51	13.83	1.17
		平成30年度	175	2,450	2,437	354	163	191	0.54	14.00	1.09
		令和元年度	175	2,596	2,561	386	197	189	0.49	14.83	1.08
		令和2年度	175	2,507	2,481	441	262	179	0.41	14.33	1.02
		令和3年度	175	1,919	1,902	375	192	183	0.49	10.97	1.05
全学部学科合計	平成29年度	1,645	20,153	19,955	3,888	1,956	1,932	0.50	12.25	1.17	
	平成30年度	1,645	21,929	21,728	3,450	1,655	1,795	0.52	13.33	1.09	
	令和元年度	1,645	24,041	23,739	3,541	1,927	1,614	0.46	14.61	0.98	
	令和2年度	1,645	19,689	19,334	3,955	2,335	1,620	0.41	11.97	0.98	
	令和3年度	1,645	14,996	14,772	4,072	2,370	1,702	0.42	9.12	1.03	

本学作成

関西圏における経済学部の入学定員と一般入試志願者および合格倍率の推移（平成29年～令和3年）（単位：人）

大学名	学部/学科	令和3年度 入学定員	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		5年間平均 合格倍率
			志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	
同志社大学	経済学部/経済学科	893	6,287	2.8	7,822	4.5	5,672	3.3	5,544	3.0	5,375	2.8	3.2
立命館大学	経済学部/経済学科	760	3,666	4.1	3,879	7.2	3,126	4.0	4,449	3.9	3,674	2.6	3.9
関西大学	経済学部/経済学科	726	8,079	5.4	8,743	7.4	7,777	6.5	8,368	6.4	7,687	6.3	6.3
関西学院大学	経済学部/経済学科	680	3,813	3.1	4,203	5.5	2,749	4.3	2,415	3.7	2,144	2.0	3.6
京都産業大学	経済学部/経済学科	625	4,798	4.6	5,378	6.8	6,246	7.2	5,913	4.9	4,236	3.2	5.1
龍谷大学	経済学部/現代経済 学科・国際経済学科	600 ^{※1}	5,775	6.8	5,855	7.0	5,364	6.9	5,609	5.2	5,535	4.5	5.9
大阪産業大学	経済学部/経済学科・ 国際経済学科	500 ^{※1}	571	1.3 ^{※2}	708	2.2	1,000	4.1	903	3.2	1,003	1.5	1.8
追手門学院大学	経済学科	400	1,806	4.3	2,423	7.8	2,764	10.3	2,622	4.7	2,688	4.8	5.9
大阪学院大学	経済学科	400	427	1.4	603	1.7	1,341	4.6	1,303	4.7	650	3.1	3.1
大阪経済大学	経済学部/経済学科・ 地域政策学科	600 ^{※1}	5,405	6.1	5,140	6.9	6,053	8.6	4,416	5.7	3,450	3.9	6.1

※1 学部一括募集

※2 「志願者/合格者」で算出

倍率は「受験者/合格者」で算出し、志願者は一般入試の前期と後期を合計

※河合塾 ガイドライン2019年6月号、2021年6月号を参考に本学で作成

関西圏における経営学部の入学定員と一般入試志願者および合格倍率の推移（平成29年～令和3年）（単位：人）

大学名	学部/学科	令和3年度 入学定員	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		5年間平均 合格倍率
			志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	
近畿大学	経営学部/経営学科	585	7,192	10.9	8,091	14.1	6,843	9.1	7,745	7.2	6,846	7.3	9.2
	経営学部/商学科	405	5,370	9.1	6,139	12.0	5,227	7.0	5,526	6.3	4,647	5.0	7.4
	経営学部/会計学科	175	2,653	7.8	3,514	13.0	2,897	9.2	2,846	6.3	2,489	6.4	8.2
	経営学部/キャリア・マネジメント学科	175	4,029	10.7	4,683	12.7	4,793	10.5	3,949	7.6	3,571	8.4	9.8
	経営学部 合計	1340	19,244	9.8	22,427	13.0	19,760	8.7	20,066	6.9	17,553	6.6	8.6
京都産業大学	経営学部学部/マネジメント学科	670	5,499	4.6	5,602	6.7	6,112	6.3	6,484	6.1	4,594	3.2	5.2
立命館大学	経営学部/国際経営学科・経営学科	795※1	6,312	5.9	5,464	6.5	5,907	4.1	7,808	5.3	5,876	3.5	4.8
神戸学院大学	経営学部/経営学科	340	1,936	3.4	2,996	4.0	4,011	6.5	3,520	4.5	2,730	2.2	3.8
龍谷大学	経営学部/経営学科	519	5,727	6.8	5,383	7.6	5,497	7.7	5,387	6.1	5,415	5.2	6.6
関西大学	商学部/商学科	726	8,033	6.7	7,661	6.9	7,616	6.9	7,316	6.1	6,949	5.2	6.3
摂南大学	経営学部/経営学科	280	2,798	3.3	4,183	6.4	4,479	13.4	2,499	3.0	2,689	3.2	4.9
追手門学院大学	経営学部/経営学科	443	1,876	6.0	2,781	11.2	4,327	13.1	4,899	5.3	4,956	5.8	7.1
桃山学院大学	経営学部/経営学科	295	1,038	4.8	1,476	7.1	1,942	8.0	1,808	5.6	1,298	5.8	6.3
甲南大学	経営学部/経営学科	345	2,075	5.2	2,333	6.7	2,155	6.8	1,948	5.8	1,490	3.1	5.3
大阪経済大学	経営学部/第1部経営学科	330	2,719	6.1	3,649	9.6	3,420	8.9	3,305	8.6	2,225	4.8	7.4
	経営学部/第1部ビジネス法学科	180	1,011	4.9	1,390	7.5	1,057	6.1	983	5.1	711	3.6	5.4
	経営学部 合計	510	3,730	5.7	5,039	8.9	4,477	8	4,288	7.5	2,936	4.4	6.8

※1 学部一括募集

倍率は「受験者/合格者」で算出し、志願者は一般入試の前期と後期を合計

河合塾 ガイドライン2019年6月号、2021年6月号を参考に本学で作成

資料4-3

関西圏における情報社会学部情報社会学科に類する学科の入学定員と一般入試志願者および合格倍率の推移
(平成29年～令和3年)

(単位：人)

【情報学系】

大学名	学部/学科	令和3年度 入学定員	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		5年間平均 合格倍率
			志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	
関西大学	総合情報学部/総合情報学科	500	4,138	7.0	4,377	7.9	5,085	9.3	4,555	8.3	3,666	5.6	7.5
同志社大学	文化情報学部/文化情報学科	294	1,464	2.9	1,716	5.5	1,399	4.1	1,152	4.6	1,109	3.2	3.9
甲南大学	知能情報学部/知能情報学科	120	636	3.0	570	2.4	914	4.8	848	3.7	688	2.5	3.2
大阪学院大学	情報学部/情報学科	100	132	1.5	174	1.4	476	5.8	526	5.2	296	5.1	3.6
阪南大学	経営情報学部/経営情報学科	220	1,516	3.2	1,810	6.6	2,621	8.7	2,628	7.6	1,261	3.1	5.5

【社会学系】

大学名	学部/学科	令和3年度 入学定員	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		5年間平均 合格倍率
			志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	
関西大学	社会学部/社会学科	792	7,666	6.3	8,341	8.5	7,931	8.9	6,453	6.8	5,385	4.1	6.7
関西学院大学	社会学部/社会学科	650	3,349	4.4	2,912	4.7	2,783	3.9	2,609	4.5	2,046	2.4	3.9
同志社大学	社会学部/社会学科	90	989	4.5	1,158	6.5	1,144	5.9	962	4.6	1,174	4.8	5.2
	社会学部/社会福祉学科	98	480	2.7	853	5.9	497	4.3	499	4.5	396	2.6	3.9
	社会学部/メディア学科	88	784	5.6	898	9.2	660	5.6	709	7.2	484	4.0	6.2
	社会学部/産業関係学科	87	1,098	5.1	834	5.5	759	4.8	839	4.8	583	2.9	4.6
	社会学部/教育文化学科	79	424	2.8	476	4.3	452	4.5	359	3.4	352	2.8	3.5
	社会学部 合計	442	3,775	4.2	4,219	6.2	3,512	5.1	3,368	4.8	2,989	3.5	4.7
立命館大学	産業社会学部/現代社会学科	810	8,109	5.4	6,997	5.5	7,103	6.5	6,072	4.8	5,371	2.7	4.7
京都産業大学	現代社会学部/現代社会学科	300	2,718	6.3	2,901	8.9	2,779	8.9	2,907	6.2	1,990	3.4	6.3
	現代社会学部/健康スポーツ 社会学科	150	1,760	16.7	1,332	9.2	1,663	9.7	1,634	10.3	1,237	3.9	8.6
	現代社会学部 合計	450	4,478	8.4	4,233	9.0	4,442	9.2	4,541	7.2	3,227	3.6	7.0
近畿大学	総合社会学部/総合社会学科	510	9,911	11.8	10,986	13.8	11,567	16.5	8,233	7.1	8,912	7.2	10.5
龍谷大学	社会学部/社会学科	210	2,225	6.1	2,172	5.9	2,616	7.2	2,207	4.9	2,273	4.6	5.7
	社会学部/コミュニティマネ ジメント学科	153	1,003	4.9	1,484	6.8	1,226	7.3	1,030	3.7	1,346	4.8	5.3
	社会学部/現代福祉学科	195	780	2.8	1,372	5.4	1,319	4.4	1,231	4.2	1,098	2.9	3.9
	社会学部 合計	558	4,008	4.8	5,028	6.0	5,161	6.2	4,468	4.4	4,717	4.1	5.0
神戸学院大学	現代社会学部/現代社会学科	130	990	4.2	1,248	5.3	1,625	6.3	1,596	6.2	1,057	2.5	4.6
	現代社会学部/社会防災学科	90	318	4.3	499	3.1	806	9.8	624	4.6	445	2.2	4.1
	現代社会学部 合計	220	1,308	4.2	1,747	4.4	2,431	7.2	2,220	5.7	1,502	2.4	4.5
追手門学院大学	社会学部/社会学科	350	1,294	5.6	1,417	10.8	1,458	9.2	2,777	5.6	2,381	5.7	6.5

大学名	学部/学科	令和3年度 入学定員	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		5年間平均 合格倍率
			志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	
桃山学院大学	社会学部/社会学科	260	1,089	4.4	980	4.4	1,801	6.3	1,648	5.0	1,016	3.8	4.8
	社会学部/社会福祉学科	100	399	2.1	492	4.0	621	4.6	529	3.3	118	1.2	3.1
	社会学部 合計	360	1,488	3.4	1,472	4.3	2,422	5.8	2,177	4.4	1,134	3.2	4.2
佛教大学	社会学部/現代社会学科	200	1,567	3.7	1,682	5.4	1,368	4.5	1,416	3.7	1,060	2.0	3.6
	社会学部/公共政策学科	120	1,003	5.3	949	5.8	866	3.8	986	3.8	674	2.0	3.8
	社会学部 合計	320	2,570	4.2	2,631	5.6	2,234	4.2	2,402	3.7	1,734	2.0	3.7
大阪経済大学	情報社会学部/情報社会学科	250	2,021	5.9	2,077	8.1	2,290	7.9	1,742	5.8	1,167	3.6	6.2

倍率は「受験者/合格者」で算出し、志願者は一般入試の前期と後期を合計

河合塾 ガイドライン2019年6月号、2021年6月号を参考に本学で作成

資料4 - 4

関西圏における人間科学部人間科学科に類する学科の入学定員と一般入試志願者および合格倍率の推移
(平成29年～令和3年)

(単位：人)

【体育学系】

大学名	学部/学科	令和3年度 入学定員	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		5年間平均 合格倍率
			志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	
同志社大学	スポーツ健康科学部 / スポーツ健康科学科	221	1,161	4.5	1,020	3.5	1,084	4.1	949	3.2	791	2.3	3.4
立命館大学	スポーツ健康科学部 / スポーツ健康科学科	235	1,423	4.7	1,405	4.7	1,841	6.0	1,708	5.2	1,223	2.7	4.5
京都産業大学	現代社会学部 / 健康ス ポーツ社会学科	150	1,760	16.7	1,332	9.2	1,663	9.7	1,634	10.3	1,237	3.9	8.6
関西大学	人間健康学部 / 人間健康 科学科	330	2,464	6.8	2,910	7.8	2,874	7.2	3,044	9.9	2,231	4.3	6.9
大阪産業大学	スポーツ健康学部 / スポーツ健康科学科	155	320	5.6	220	2.3	260	2.2	262	2.2	197	1.3	2.4
大阪国際大学	人間科学部 / 人間健康科 科学科	70	74	3.9	116	3.1	190	12.0	156	9.2	112	6.3	6.0
武庫川女子大学	健康・スポーツ科学部 / 健康・スポーツ科学科	180	858	4.0	733	4.2	787	3.1	773	2.6	493	2.1	3.1

【心理学系】

大学名	学部/学科	令和3年度 入学定員	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		5年間平均 合格倍率
			志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	
花園大学	社会福祉学部 / 臨床心理 学科	85	47	1.0	97	1.1	140	2.3	152	3.3	94	1.1	1.6
京都橘大学	健康科学部 / 心理学科	90	854	3.9	1,095	5.3	1,087	5.8	936	3.9	767	3.2	4.3
京都女子大学	発達教育学部 / 心理学科	55	233	3.9	222	5.2	243	5.5	209	5.0	146	4.2	4.7
京都文教大学	臨床心理学部 / 臨床心理 学科	150	218	1.7	513	2.7	740	5.4	675	2.5	433	2.3	2.8
立命館大学	総合心理学部 / 総合心理 学科	280	2,288	5.2	2,509	6.0	2,430	9.7	2,185	5.2	1,897	3.8	5.6
龍谷大学	文学部 / 臨床心理学科	99	1,145	6.3	1,334	7.9	1,368	8.4	1,324	7.5	1,461	8.8	7.8
佛光大学	教育学部 / 臨床心理学科	60	529	3.7	624	7.1	490	4.7	487	4.6	352	4.3	4.8
関西大学	社会学部 / 社会学科 (心理学専攻)	198	2,486	8.6	2,580	11.3	2,417	12.3	2,134	11.0	1,656	5.3	9.2
関西大学	文学部 / 総合人文学科 (心理学専修)	770※1	7,523	5.3	8,249	6.3	8,831	7.1	8,433	5.8	7,171	4.6	5.7
近畿大学	総合社会学部 / 総合社会 学科 (心理学専攻)	136	3,005	14.3	3,302	17.0	3,434	17.5	2,937	9.5	2,752	10.1	13.0
追手門学院大学	心理学部 / 心理学科 (心理学専攻)	180	1,649	5.9	1,716	7.2	1,896	10.9	2,129	7.3	2,299	8.2	7.7
関西学院大学	文学部 / 総合心理科学科	175	703	4.5	655	6.2	481	2.7	820	4.9	575	2.7	4.0
甲南女子大学	人間科学部 / 心理学科	90	518	1.9	587	2.7	718	4.0	729	5.0	364	2.2	3.0
神戸学院大学	心理学部 / 心理学科	150	555	2.3	927	4.3	1,244	6.4	1,175	4.2	885	2.9	3.9
武庫川女子大学	文学部 / 心理・社会福祉 学科	160	1,119	5.0	1,096	6.5	1,015	3.7	1,079	3.8	1,047	3.6	4.3

【社会学系】

大学名	学部/学科	令和3年度 入学定員	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		5年間平均 合格倍率
			志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	
立命館大学	産業社会学部 / 現代社会学科 (現代社会専攻)	330	3,243	5.7	2,658	4.3	4,166	7.4	2,847	4.7	2,457	2.6	4.7
龍谷大学	社会学部 / コミュニティマネジメント学科	153	1,003	4.9	1,484	6.8	1,226	7.3	1,030	3.7	1,346	4.8	5.3
関西大学	社会学部 / 社会学科 (社会学専攻)	198	2,185	6.3	2,277	8.1	2,183	9.1	1,821	6.4	1,585	4.1	6.5
関西大学	社会安全学部 / 安全マネジメント学科	275	3,772	8.5	3,609	12.1	3,226	12.8	2,463	8.2	2,041	5.3	9.0
神戸学院大学	現代社会学部 / 社会防災学科	90	318	4.3	499	3.1	806	9.8	624	4.6	445	2.2	4.1
大阪経済大学	人間科学部/人間科学科	175	1423	7.4	1435	8.9	1,525	7.3	1,472	7.3	1,103	6.1	7.4

※1 学部一括募集

倍率は「受験者/合格者」で算出し、志願者は一般入試の前期と後期を合計

河合塾 ガイドライン2019年6月号、2021年6月号を参考に本学で作成

資料4-5

経営学部第2部経営学科に類する学科の入学定員と一般入試志願者および合格倍率の推移
(平成29年～令和3年)

(単位：人)

大学名	学部/学科	令和3年度 入学定員	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		5年間平均 合格倍率
			志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	志願者	倍率	
北海学園大学	経営学部 / 2部経営学科	100	120	0.4	115	0.5	112	0.4	188	2.2	153	1.4	0.7
東洋大学	経営学部 / 経営学科 (イブニングコース)	110	352	2.6	486	3.7	652	4.1	654	3.8	453	2.1	3.2
福岡大学	商学部第二部 / 商学科	165	529	2.1	518	2.7	657	3.2	604	3.0	490	2.0	2.6
大阪経済大学	経営学部 / 第2部経営学科	110	354	4.7	387	4.8	465	5.0	353	3.6	237	2.3	4.0

倍率は「受験者/合格者」で算出し、志願者は一般入試の前期と後期を合計

河合塾 ガイドライン2019年6月号、2021年6月号を参考に本学で作成

18歳人口の推移

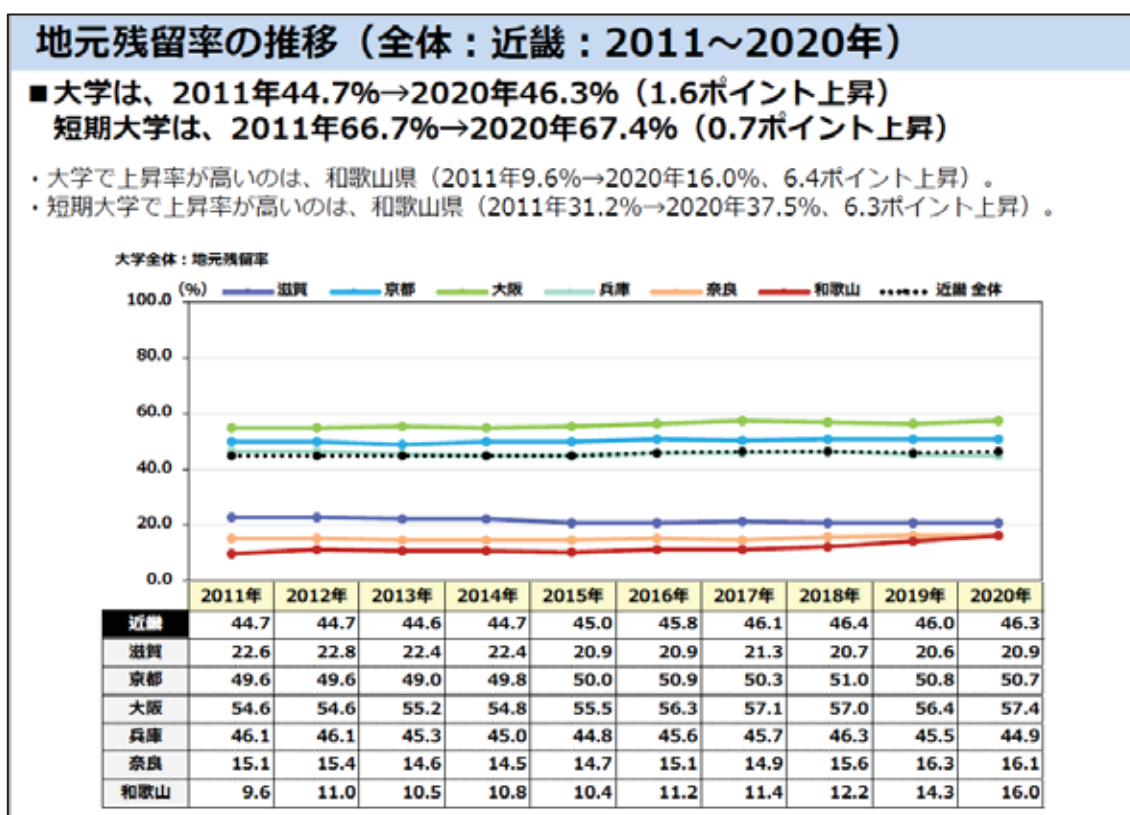
	全国(千人)		大阪		兵庫		京都		奈良		和歌山								
	対令和15年	男子	女子	対令和15年	男性	女性	対令和15年	男性	女性	対令和15年	男性	女性							
令和15年	1,097	561	537	75,864	100.0%	38,756	37,108	49,121	100.0%	25,018	24,103	22,376	100.0%	6,422	5,945	8,128	100.0%	4,198	3,930
令和16年	1,063	544	519	72,803	96.0%	37,343	35,460	47,250	96.2%	24,293	22,957	22,199	99.2%	6,232	5,793	7,907	97.3%	4,063	3,844
令和17年	1,090	557	533	74,401	98.1%	37,803	36,598	48,284	98.3%	24,642	23,642	22,510	100.6%	6,326	5,988	7,943	97.7%	4,034	3,909
令和18年	1,092	559	533	74,532	98.2%	38,057	36,475	48,330	98.4%	24,845	23,485	22,283	99.6%	6,255	6,034	7,994	98.4%	4,076	3,918
令和19年	1,087	555	531	74,254	97.9%	38,160	36,094	49,380	100.5%	25,061	24,319	21,618	96.6%	5,809	5,795	7,949	97.8%	4,053	3,896
令和20年	1,070	548	523	72,937	96.1%	37,245	35,692	48,000	97.7%	24,458	23,542	21,103	94.3%	5,957	5,520	7,611	93.6%	3,928	3,663
令和21年	1,088	547	521	72,850	95.8%	37,148	35,502	48,254	98.2%	24,716	23,538	21,098	94.3%	5,831	5,267	7,505	92.3%	3,811	3,694
令和22年	1,050	536	514	71,491	94.2%	36,388	35,103	47,520	96.7%	24,224	23,296	20,758	92.8%	5,653	5,467	7,566	93.1%	3,736	3,630
令和23年	1,035	529	506	70,406	92.8%	35,993	34,413	46,478	94.6%	23,792	22,686	20,154	90.1%	5,669	5,390	7,359	90.5%	3,754	3,605
令和24年	1,024	523	500	68,997	90.9%	35,218	33,779	45,542	92.7%	23,079	22,463	20,092	89.8%	5,441	5,305	7,043	86.7%	3,581	3,462
令和25年	1,003	513	490	70,398	92.8%	35,810	34,588	43,869	89.3%	22,578	21,291	19,609	87.6%	5,021	4,780	7,007	86.2%	3,536	3,470
令和26年	974	500	474	68,622	90.5%	35,219	33,403	43,234	88.0%	22,253	20,981	19,276	86.1%	4,761	4,639	6,636	81.6%	3,433	3,203
令和27年	943	482	461	66,415	87.5%	34,011	32,404	41,467	84.4%	21,186	20,281	18,472	82.6%	4,565	4,372	6,443	79.3%	3,338	3,105

(注)①推計方法は文部科学省「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(中教審第211号)」に従い、データ更新を行っている。

②平成27年～令和2年までは高等教育卒業者数及び中等教育学校後期課程修了者数の合計であり、18歳人口とは異なる。

(出所)文部科学省「学校基本統計」、令和17年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。

地元残留率の推移（平成23年(2011年)～令和2年(2020年)）



リクルート進学総研「マーケットレポート Vol.90 2021年4月号」

資料 7

全国の学部別志願者数（平成 29 年度～令和 3 年度）（単位：人）

区分・学部	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
社会科学系※ ¹	1,421,465	1,557,832	1,665,089	1,576,350	1,379,159
経済学部	374,884	412,231	422,743	391,925	350,241
経営学部	239,665	268,888	296,026	292,165	252,916
社会学部	84,765	102,179	102,309	96,310	89,572
情報学部	15,003	16,707	20,458	22,907	21,409
人間科学部	43,549	49,538	55,533	55,475	44,391
スポーツ科学部	13,840	13,412	12,542	12,282	11,735
スポーツ健康科学部	11,199	11,832	12,125	11,436	9,015
スポーツ健康学部	—※ ²	5,190	5,226	5,420	4,282
心理学部	17,324	23,026	28,076	29,548	24,990

日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」（平成 29 年～令和 3 年度）を参考に本学で作成

※ 1 表内の経済学部から情報学部他 21 学部(その他を除く)が属する上位区分

※ 2 同一名称の学部が 3 学部に満たないため集計なし

入学時アンケート（アセスメントテスト）における第1志望の推移（令和元年～令和3年）

学部学科	令和元年	令和2年	令和3年
経済学部経済学科・地域政策学科	33.0%	37.2%	40.7%
経営学部第1部経営学科	32.6%	30.9%	40.4%
経営学部第1部ビジネス法学科	51.1%	47.8%	54.7%
情報社会学部情報社会学科	36.6%	46.3%	50.0%
人間科学部人間科学科	42.0%	46.8%	50.5%
経営学部第2部経営学科	70.1%	60.0%	66.7%
大学全体	38.8%	41.0%	46.1%

本学作成

【資料 9－1～4 収容定員の増加に関する要望書】(省略)

資料として要望書を添付

	企業・団体名
9－1	大阪市東淀川区
9－2	公益財団法人 関西生産性本部
9－3	一般社団法人 大阪府中小企業診断協会
9－4	特定非営利活動法人 関西を元気にする会

大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び
人間科学部 人間科学科への
高校生の入学意向に関するアンケート調査報告

令和4年2月

一般財団法人 日本開発構想研究所

大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への 高校生の入学意向に関するアンケート調査報告

1. 調査概要

(1) 調査目的

令和5年4月に予定している大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の入学定員（収容定員）の増加にあたり、予定年度の進学対象層に対する大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への入学意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象高校及び対象者

近隣に所在する高等学校、または、大阪経済大学に進学実績のある高等学校を中心に2府27県（宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、鹿児島県）に所在する高等学校の在学者で令和5年度大学進学対象となる高校2年生。

(3) 調査方法

近隣に所在する高等学校、または、大阪経済大学に進学実績のある高等学校に「アンケート用紙」、「大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の概要を示したリーフレット」を配布し、教室等で直接アンケート用紙に記入する方法により実施。回答用紙は、高等学校から大阪経済大学へ送付。大学が取りまとめ、一般財団法人日本開発構想研究所へ郵送。

この結果、高校2年生56,395人から有効回答を得た。

集計結果より、大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への入学意向を分析した。

(4) 調査実施期間

令和3年9月～令和4年2月

(5) 有効回答者数

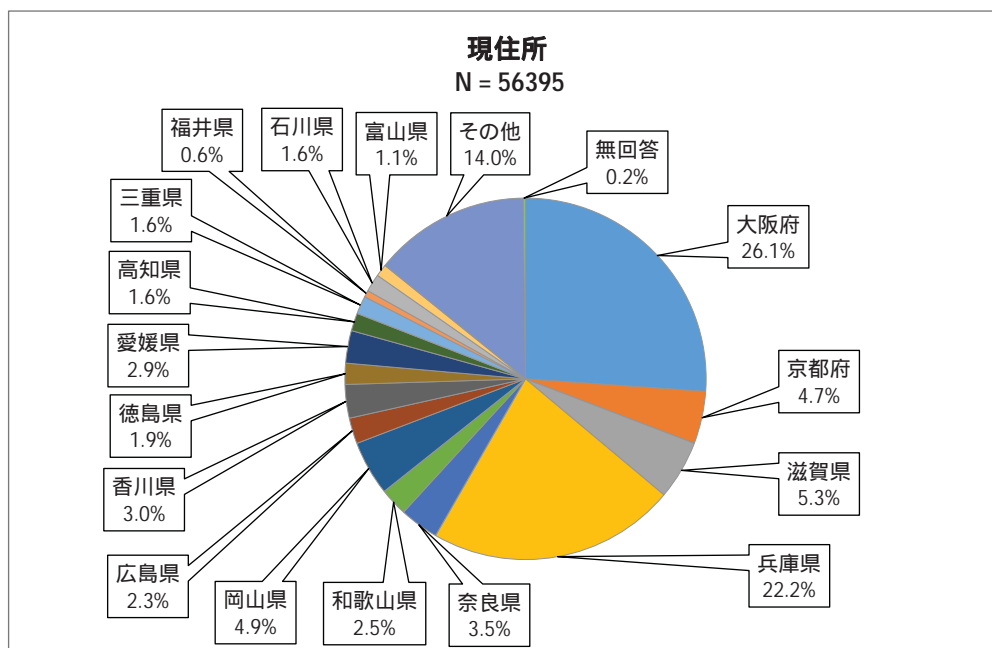
高等学校525校57,172人の回答のうち、高校2年生56,395人

2. 調査結果

(1) 現住所について

現住所について調査した結果、高校2年生56,395人のうち、「大阪府」が14,702人(26.1%)と最も多く、次いで「兵庫県」12,514人(22.2%)、「その他」7,902人(14.0%)、「滋賀県」3,011人(5.3%)、「岡山県」2,788人(4.9%)、「京都府」2,675人(4.7%)、「奈良県」1,965人(3.5%)、「香川県」1,705人(3.0%)、「愛媛県」1,639人(2.9%)、「和歌山県」1,402人(2.5%)、「広島県」1,281人(2.3%)、「徳島県」1,070人(1.9%)、「高知県」902人(1.6%)、「石川県」891人(1.6%)、「三重県」879人(1.6%)、「富山県」626人(1.1%)、「福井県」354人(0.6%)の順になっている。「無回答」89人(0.2%)

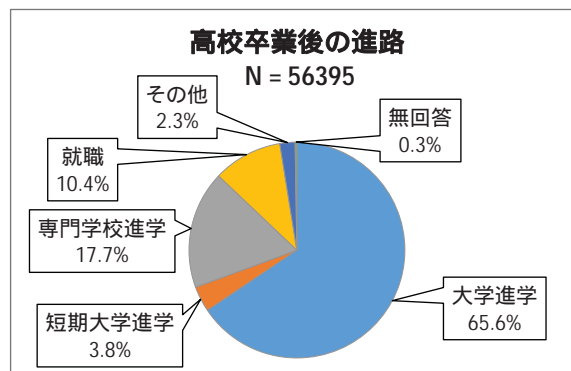
現住所			
	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大阪府	14,702	26.1
2	京都府	2,675	4.7
3	滋賀県	3,011	5.3
4	兵庫県	12,514	22.2
5	奈良県	1,965	3.5
6	和歌山県	1,402	2.5
7	岡山県	2,788	4.9
8	広島県	1,281	2.3
9	香川県	1,705	3.0
10	徳島県	1,070	1.9
11	愛媛県	1,639	2.9
12	高知県	902	1.6
13	三重県	879	1.6
14	福井県	354	0.6
15	石川県	891	1.6
16	富山県	626	1.1
17	その他	7,902	14.0
	無回答	89	0.2
	N (% [^] -)	56,395	100



(2) 高校卒業後の進路について

高校卒業後の進路について調査した結果、高校2年生 56,395 人のうち、「大学進学」が 36,985 人 (65.6%) と最も多く、次いで「専門学校進学」9,960 人 (17.7%)、「就職」5,856 人 (10.4%)、「短期大学進学」2,154 人 (3.8%)、「その他」1,285 人 (2.3%) の順になっている。
「無回答」155 人 (0.3%)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 大学進学	36,985	65.6
2 短期大学進学	2,154	3.8
3 専門学校進学	9,960	17.7
4 就職	5,856	10.4
5 その他	1,285	2.3
無回答	155	0.3
N (% [^] -λ)	56,395	100



(3) 興味のある分野について

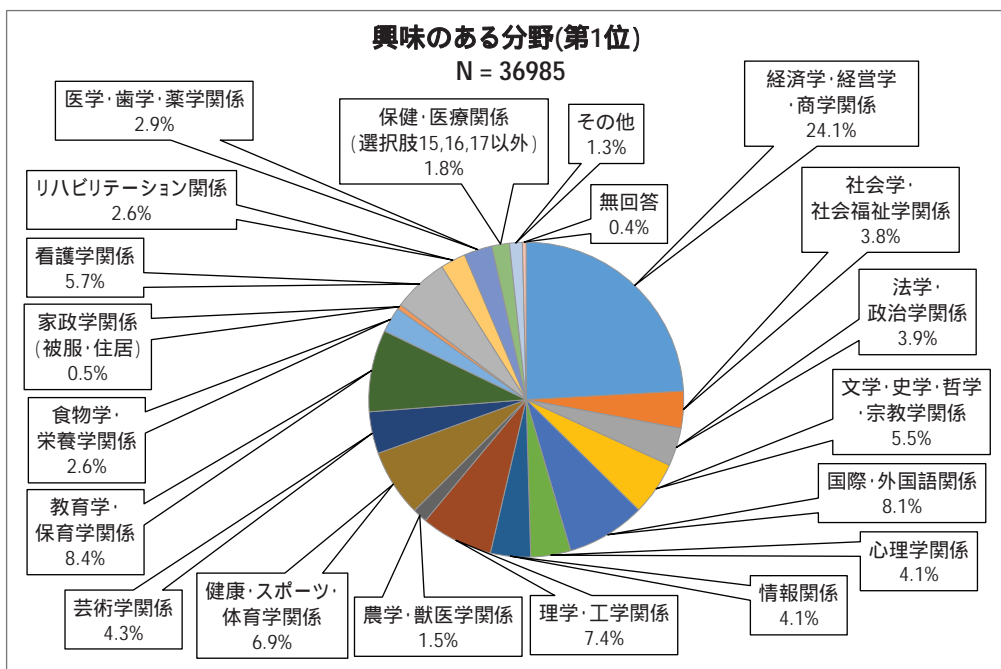
3-1 興味のある分野 (第1位)

高校卒業後の進路で大学進学を希望する 36,985 人に、興味のある分野 (第1位) について調査した。

その結果、5.0%以上の割合を占めたものを挙げると、「経済学・経営学・商学関係」が 8,922 人 (24.1%) と最も多く、次いで「教育学・保育学関係」3,106 人 (8.4%)、「国際・外国語関係」3,005 人 (8.1%)、「理学・工学関係」2,743 人 (7.4%)、「健康・スポーツ・体育学関係」2,542 人 (6.9%)、「看護学関係」2,104 人 (5.7%)、「文学・史学・哲学・宗教学関係」2,041 人 (5.5%) の順になっている。「無回答」151 人 (0.4%)

興味のある分野(第1位)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 経済学・経営学・商学関係	8,922	24.1
2 社会学・社会福祉学関係	1,421	3.8
3 法学・政治学関係	1,431	3.9
4 文学・史学・哲学・宗教学関係	2,041	5.5
5 国際・外国語関係	3,005	8.1
6 心理学関係	1,526	4.1
7 情報関係	1,528	4.1
8 理学・工学関係	2,743	7.4
9 農学・獣医学関係	550	1.5
10 健康・スポーツ・体育学関係	2,542	6.9
11 芸術学関係	1,600	4.3
12 教育学・保育学関係	3,106	8.4
13 食物学・栄養学関係	968	2.6
14 家政学関係(被服・住居)	185	0.5
15 看護学関係	2,104	5.7
16 リハビリテーション関係	945	2.6
17 医学・歯学・薬学関係	1,058	2.9
18 保健・医療関係(選択肢15,16,17以外)	662	1.8
19 その他	497	1.3
無回答	151	0.4
N (%への入)	36,985	100



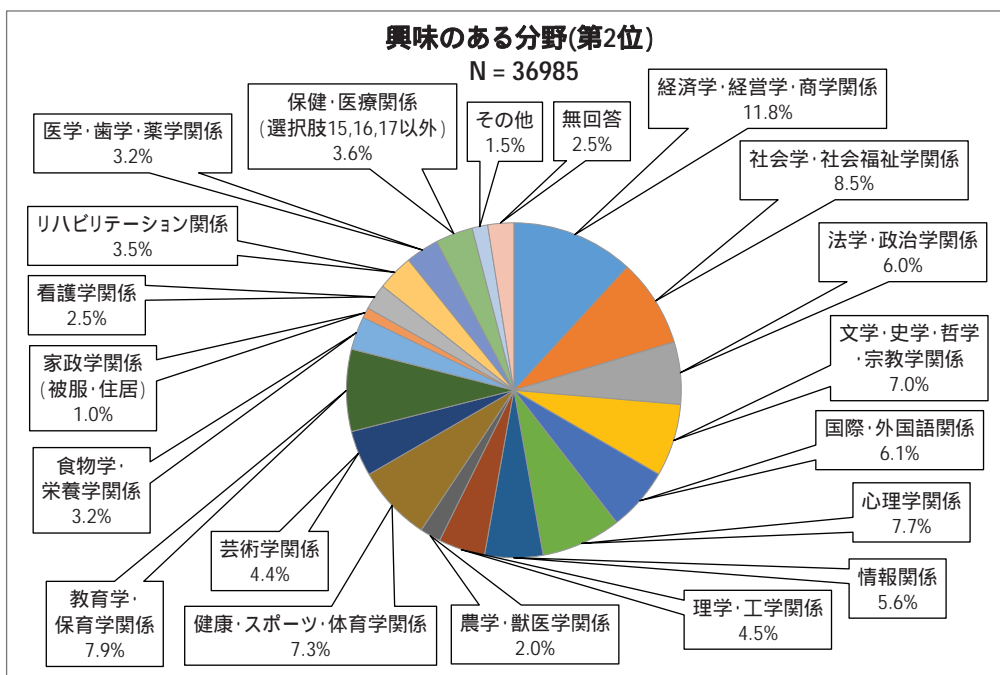
3-2 興味のある分野（第2位）

高校卒業後の進路で大学進学を希望する 36,985 人に、興味のある分野（第2位）について調査した。

その結果、5.0%以上の割合を占めたものを挙げると、「経済学・経営学・商学関係」が 4,379 人（11.8%）と最も多く、次いで「社会学・社会福祉学関係」3,128 人（8.5%）、「教育学・保育学関係」2,924 人（7.9%）、「心理学関係」2,863 人（7.7%）、「健康・スポーツ・体育学関係」2,703 人（7.3%）、「文学・史学・哲学・宗教学関係」2,571 人（7.0%）、「国際・外国語関係」2,250 人（6.1%）、「法学・政治学関係」2,206 人（6.0%）、「情報関係」2,084 人（5.6%）の順になっている。「無回答」943 人（2.5%）

興味のある分野(第2位)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 経済学・経営学・商学関係	4,379	11.8
2 社会学・社会福祉学関係	3,128	8.5
3 法学・政治学関係	2,206	6.0
4 文学・史学・哲学・宗教学関係	2,571	7.0
5 国際・外国語関係	2,250	6.1
6 心理学関係	2,863	7.7
7 情報関係	2,084	5.6
8 理学・工学関係	1,670	4.5
9 農学・獣医学関係	754	2.0
10 健康・スポーツ・体育学関係	2,703	7.3
11 芸術学関係	1,640	4.4
12 教育学・保育学関係	2,924	7.9
13 食物学・栄養学関係	1,201	3.2
14 家政学関係（被服・住居）	361	1.0
15 看護学関係	927	2.5
16 リハビリテーション関係	1,303	3.5
17 医学・歯学・薬学関係	1,191	3.2
18 保健・医療関係（選択肢15,16,17以外）	1,320	3.6
19 その他	567	1.5
無回答	943	2.5
N（%への入）	36,985	100



(4) 大阪経済大学の知名度について

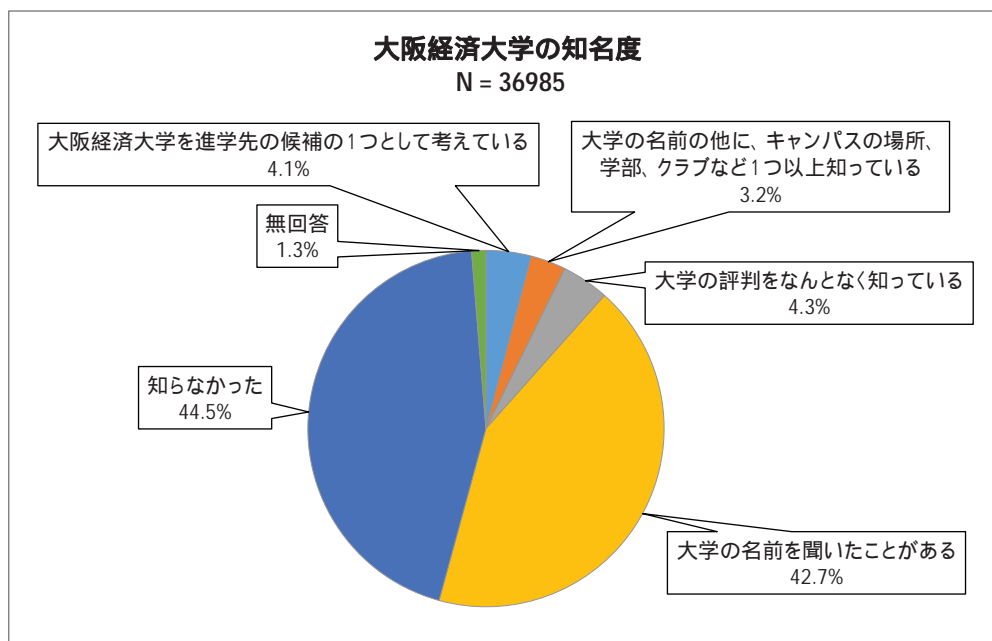
高校卒業後の進路で大学進学を希望する 36,985 人に、大阪経済大学の知名度について調査した。

その結果、「知らなかった」が 16,448 人 (44.5%) と最も多く、次いで「大学の名前を聞いたことがある」15,778 人 (42.7%)、「大学の評判をなんとなく知っている」1,576 人 (4.3%)、「大阪経済大学を進学先の候補の1つとして考えている」1,516 人 (4.1%)、「大学の名前の他に、キャンパスの場所、学部、クラブなど1つ以上知っている」1,175 人 (3.2%) の順になっている。

「無回答」492 人 (1.3%)

大阪経済大学の知名度

カテゴリ	件数	(全体)%
1 大阪経済大学を進学先の候補の1つとして考えている	1,516	4.1
2 大学の名前の他に、キャンパスの場所、学部、クラブなど1つ以上知っている	1,175	3.2
3 大学の評判をなんとなく知っている	1,576	4.3
4 大学の名前を聞いたことがある	15,778	42.7
5 知らなかった	16,448	44.5
無回答	492	1.3
N (パーセント)	36,985	100



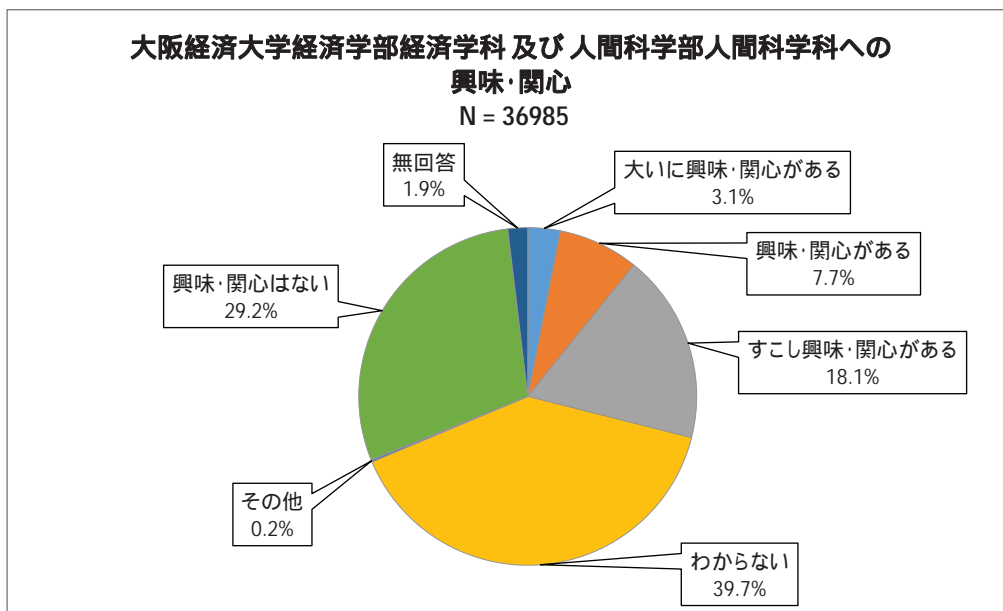
(5) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への興味・関心について
 高校卒業後の進路で大学進学を希望する 36,985 人に、大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び
 人間科学部 人間科学科への興味・関心について調査した。

その結果、「わからない」が 14,682 人 (39.7%) と最も多く、次いで「興味・関心はない」
 10,811 人 (29.2%)、「すこし興味・関心がある」6,697 人 (18.1%)、「興味・関心がある」2,845
 人 (7.7%)、「大いに興味・関心がある」1,164 人 (3.1%)、「その他」91 人 (0.2%) の順になっ
 ている。「無回答」695 人 (1.9%)

なお、「大いに興味・関心がある」、「興味・関心がある」、「すこし興味・関心がある」の合計
 10,706 人 (28.9%) が大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科に興味を
 示している。

大阪経済大学経済学部経済学科 及び 人間科学部人間科学科への興味・関心

カテゴリ	件数	(全体)%
1 大いに興味・関心がある	1,164	3.1
2 興味・関心がある	2,845	7.7
3 すこし興味・関心がある	6,697	18.1
4 わからない	14,682	39.7
5 その他	91	0.2
6 興味・関心はない	10,811	29.2
無回答	695	1.9
N (% ¹ -入)	36,985	100



(6) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への興味・関心の理由について

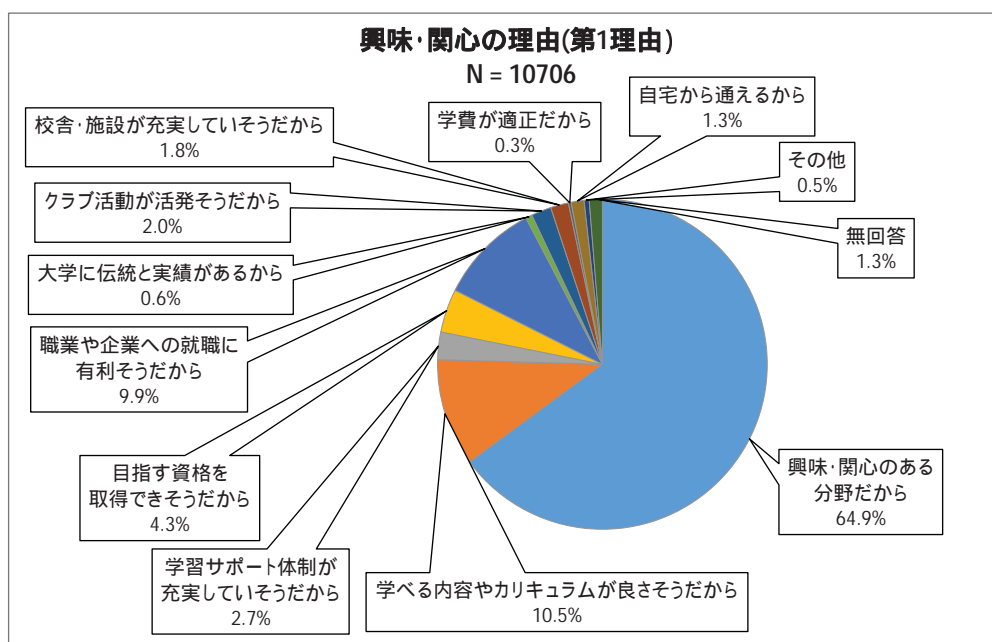
6-1 興味・関心の理由(第1理由)

「(5) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への興味・関心について」において肯定的な回答をした 10,706 人に、興味・関心の理由(第1理由)について調査した。

その結果、「興味・関心のある分野だから」が 6,949 人(64.9%)と最も多く、次いで「学べる内容やカリキュラムが良さそうだから」1,128 人(10.5%)、「職業や企業への就職に有利そうだから」1,061 人(9.9%)、「目指す資格を取得できそうだから」457 人(4.3%)、「学習サポート体制が充実していそうだから」289 人(2.7%)、「クラブ活動が活発そうだから」210 人(2.0%)、「校舎・施設が充実していそうだから」188 人(1.8%)、「自宅から通えるから」135 人(1.3%)、「大学に伝統と実績があるから」69 人(0.6%)、「その他」54 人(0.5%)、「学費が適正だから」29 人(0.3%)の順になっている。「無回答」137 人(1.3%)

興味・関心の理由(第1理由)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 興味・関心のある分野だから	6,949	64.9
2 学べる内容やカリキュラムが良さそうだから	1,128	10.5
3 学習サポート体制が充実していそうだから	289	2.7
4 目指す資格を取得できそうだから	457	4.3
5 職業や企業への就職に有利そうだから	1,061	9.9
6 大学に伝統と実績があるから	69	0.6
7 クラブ活動が活発そうだから	210	2.0
8 校舎・施設が充実していそうだから	188	1.8
9 学費が適正だから	29	0.3
10 自宅から通えるから	135	1.3
11 その他	54	0.5
無回答	137	1.3
N (%^ -入)	10,706	100



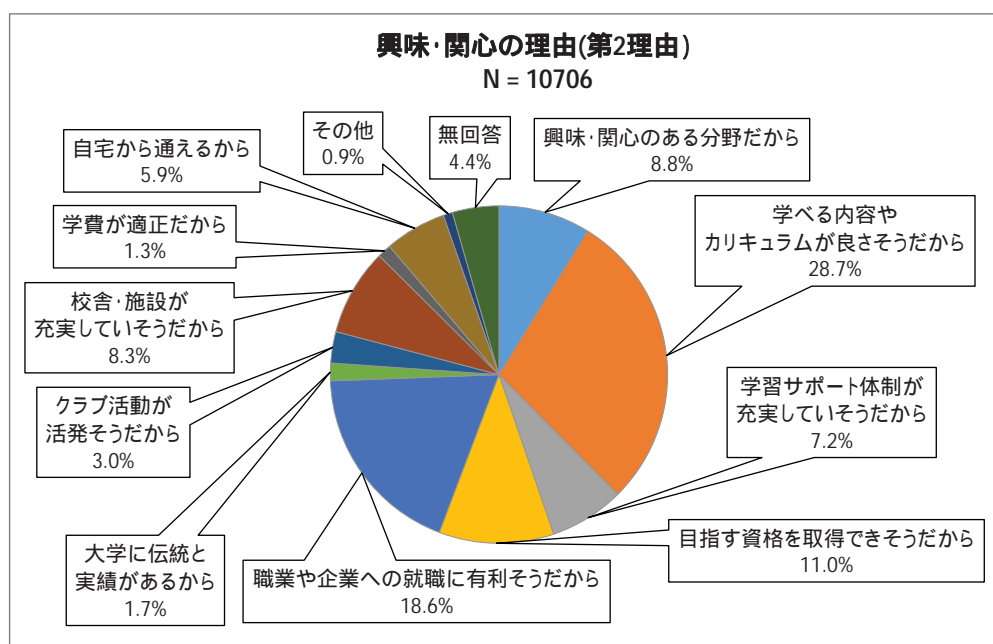
6-2 興味・関心の理由（第2理由）

「(5) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への興味・関心について」において肯定的な回答をした 10,706 人に、興味・関心の理由（第2理由）について調査した。

その結果、「学べる内容やカリキュラムが良さそうだから」が 3,075 人（28.7%）と最も多く、次いで「職業や企業への就職に有利そうだから」1,996 人（18.6%）、「目指す資格を取得できそうだから」1,180 人（11.0%）、「興味・関心のある分野だから」945 人（8.8%）、「校舎・施設が充実していそうだから」893 人（8.3%）、「学習サポート体制が充実していそうだから」770 人（7.2%）、「自宅から通えるから」632 人（5.9%）、「クラブ活動が活発そうだから」322 人（3.0%）、「大学に伝統と実績があるから」181 人（1.7%）、「学費が適正だから」140 人（1.3%）、「その他」96 人（0.9%）の順になっている。 「無回答」476 人（4.4%）

興味・関心の理由(第2理由)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 興味・関心のある分野だから	945	8.8
2 学べる内容やカリキュラムが良さそうだから	3,075	28.7
3 学習サポート体制が充実していそうだから	770	7.2
4 目指す資格を取得できそうだから	1,180	11.0
5 職業や企業への就職に有利そうだから	1,996	18.6
6 大学に伝統と実績があるから	181	1.7
7 クラブ活動が活発そうだから	322	3.0
8 校舎・施設が充実していそうだから	893	8.3
9 学費が適正だから	140	1.3
10 自宅から通えるから	632	5.9
11 その他	96	0.9
無回答	476	4.4
N (%^ -入)	10,706	100



(7) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への受験意向について

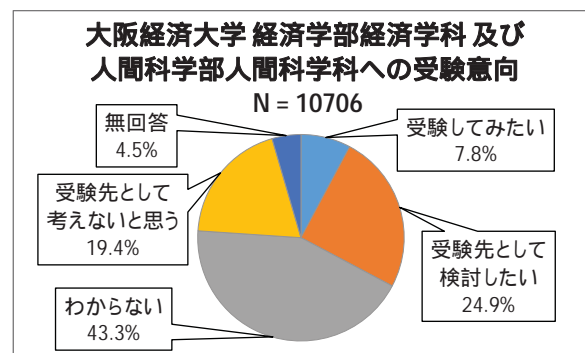
「(5) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への興味・関心について」において、肯定的な回答をした 10,706 人に、大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への受験意向について調査した。

その結果、「わからない」が 4,641 人 (43.3%) と最も多く、次いで「受験先として検討したい」2,661 人 (24.9%)、「受験先として考えないと思う」2,082 人 (19.4%)、「受験してみたい」837 人 (7.8%) の順になっている。「無回答」485 人 (4.5%)

なお、「受験してみたい」、「受験先として検討したい」の肯定的な回答を合計すると、3,498 人 (32.7%) となっている。

大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への受験意向

カテゴリ	件数	(全体)%
1 受験してみたい	837	7.8
2 受験先として検討したい	2,661	24.9
3 わからない	4,641	43.3
4 受験先として考えないと思う	2,082	19.4
無回答	485	4.5
N (%への)	10,706	100



(8) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への入学意向について

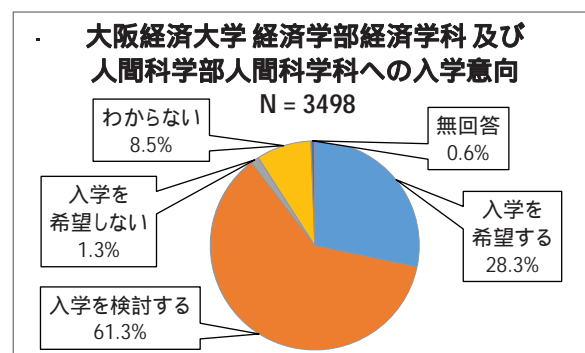
「(7) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への受験意向について」において、受験意向を示した 3,498 人に、大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科に合格した場合の入学意向について調査した。

その結果、「入学を検討する」が 2,144 人 (61.3%) と最も多く、次いで「入学を希望する」989 人 (28.3%)、「わからない」297 人 (8.5%)、「入学を希望しない」47 人 (1.3%) の順になっている。「無回答」21 人 (0.6%)

なお、「入学を希望する」、「入学を検討する」の肯定的な回答を合計すると、3,133 人 (89.6%) となっている。

大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への入学意向

カテゴリ	件数	(全体)%
1 入学を希望する	989	28.3
2 入学を検討する	2,144	61.3
3 入学を希望しない	47	1.3
4 わからない	297	8.5
無回答	21	0.6
N (%への)	3,498	100



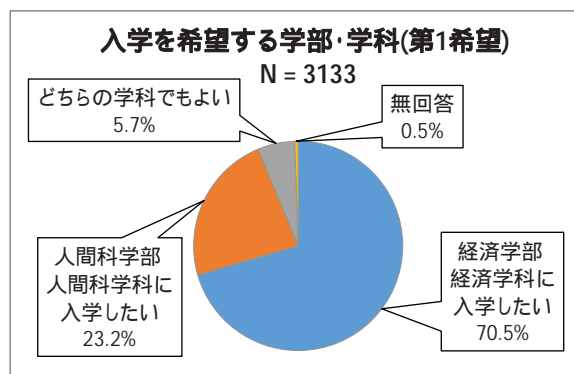
(9) 入学を希望する学部・学科について

9-1 入学を希望する学部・学科(第1希望)

「(8) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への入学意向について」において、入学意向を示した3,133人に、入学を希望する学部・学科(第1希望)について調査した。

その結果、「経済学部 経済学科に入学したい」が2,209人(70.5%)と最も多く、次いで「人間科学部 人間科学科に入学したい」728人(23.2%)、「どちらの学科でもよい」179人(5.7%)の順になっている。「無回答」17人(0.5%)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 経済学部 経済学科に入学したい	2,209	70.5
2 人間科学部 人間科学科に入学したい	728	23.2
3 どちらの学科でもよい	179	5.7
無回答	17	0.5
N (% [^] -入)	3,133	100

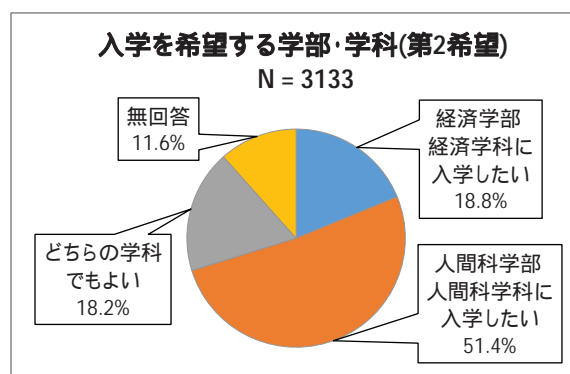


9-2 入学を希望する学部・学科(第2希望)

「(8) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への入学意向について」において、入学意向を示した3,133人に、入学を希望する学部・学科(第2希望)について調査した。

その結果、「人間科学部 人間科学科に入学したい」が1,610人(51.4%)と最も多く、次いで「経済学部 経済学科に入学したい」589人(18.8%)、「どちらの学科でもよい」571人(18.2%)の順になっている。「無回答」363人(11.6%)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 経済学部 経済学科に入学したい	589	18.8
2 人間科学部 人間科学科に入学したい	1,610	51.4
3 どちらの学科でもよい	571	18.2
無回答	363	11.6
N (% [^] -入)	3,133	100



3. 調査結果のまとめ

「(8) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科への入学意向について」と、「(9) 9-1 入学を希望する学部・学科(第1希望)について」の調査結果をクロス集計した結果は下表である。

入学意向 × 希望学部・学科(第1希望)

上段:度数 下段:%		入学意向		
		合計	入学を希望する	入学を検討する
希望学部・学科 (第1希望)	全体	3,133 100.0	989 31.6	2,144 68.4
	経済学部 経済学科に入学したい	2,209 100.0	740 33.5	1,469 66.5
	人間科学部 人間科学科に入学したい	728 100.0	210 28.8	518 71.2
	どちらの学科でもよい	179 100.0	36 20.1	143 79.9
	無回答	17 100.0	3 17.6	14 82.4

経済学部 経済学科について

「入学を希望する」と回答した高校2年生は740人となり、大阪経済大学 経済学部 経済学科の入学定員680人に対し、約1.1倍の入学意向を示している。

また、「入学を希望する」、「入学を検討する」と回答した高校2年生は合計2,209人となり、大阪経済大学 経済学部 経済学科の入学定員680人に対し、約3.2倍の入学意向を示している。

人間科学部 人間科学科について

「入学を希望する」と回答した高校2年生は210人となり、大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の入学定員200人に対し、約1.1倍の入学意向を示している。

また、「入学を希望する」、「入学を検討する」と回答した高校2年生は合計728人となり、大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の入学定員200人に対し、約3.6倍の入学意向を示している。

以上の調査結果と、調査対象の高等学校以外からの高校生の進学も考えられることから、大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の入学定員を満たす学生は十分に確保できるものとする。

調查票

大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の 入学定員増加（収容定員増加）に係るアンケート調査

- ・大阪経済大学では、令和5年（2023年）4月を目処に、「経済学部 経済学科」及び「人間科学部 人間科学科」の入学定員増加（収容定員増加）を計画しております。このアンケート調査は、その計画の基礎資料にするため、高校2年生のみ皆さんの卒業後の進路等についてお聞きするものです。ご協力をお願いいたします。
- ・このアンケート結果は、統計資料としてのみ用い、目的以外に利用することはありません。
- ・回答は、該当する番号を回答欄の の中に直接記入してください。

大阪経済大学において計画している入学定員増加（収容定員増加）[予定]

【経済学部 経済学科】 現在の入学定員 450名 → 変更後の入学定員 680名
 ・学納金：入学金 27万円（初年次のみ） 授業料 71万円（年間） 施設設備費・諸会費等 19.3万円（年間）
 ・卒業後の進路：一般企業、公務員、大学院進学 など

【人間科学部 人間科学科】 現在の入学定員 175名 → 変更後の入学定員 200名
 ・学納金：入学金 27万円（初年次のみ） 授業料 71万円（年間） 施設設備費・諸会費等 19.3万円（年間）
 ・卒業後の進路：一般企業、公務員、大学院進学 など

*入学定員増加（収容定員増加）は計画中であり、正式に決まったものではありません。

[あなたに関することについてお答えください]

学校名： _____ 高等学校

【回答欄】

- 問1 あなたの学年をおたずねします。
- 1 高校2年生 2 その他 ()
- 問2 あなたの性別についておたずねします。
- 1 男子 2 女子
- 問3 あなたのお住まい（現住所）についておたずねします。
- | | | | |
|-------|--------|--------|-----------------------|
| 1 大阪府 | 6 和歌山県 | 11 愛媛県 | 16 富山県 |
| 2 京都府 | 7 岡山県 | 12 高知県 | 17 その他 () |
| 3 滋賀県 | 8 広島県 | 13 三重県 | |
| 4 兵庫県 | 9 香川県 | 14 福井県 | |
| 5 奈良県 | 10 徳島県 | 15 石川県 | |

[卒業後の進路についてお答えください]

- 問4 あなたは高校卒業後、どのような進路をお考えですか。次の中から 1つお選びください。
- | | |
|----------------------|---|
| 1 大学進学 | 1、2、3を選ばれた方は問5へお進みください。
4、5を選ばれた方は問12へお進みください。 |
| 2 短期大学進学 | |
| 3 専門学校進学 | |
| 4 就職 | |
| 5 その他 () | |

- 問5 あなたは進学先（大学、短期大学、専門学校）で学ぶ分野として、どの分野に興味を持っていますか。次の中であてはまるものを 第2位までお選びください。
- | | | |
|------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1 経済学・経営学・商学関係 | 11 芸術学関係 | 第1位 <input type="checkbox"/> |
| 2 社会学・社会福祉学関係 | 12 教育学・保育学関係 | |
| 3 法学・政治学関係 | 13 食物学・栄養学関係 | 第2位 <input type="checkbox"/> |
| 4 文学・史学・哲学・宗教学関係 | 14 家政学関係（被服・住居） | |
| 5 国際・外国語関係 | 15 看護学関係 | |
| 6 心理学関係 | 16 リハビリテーション関係 | |
| 7 情報関係 | 17 医学・歯学・薬学関係 | |
| 8 理学・工学関係 | 18 保健・医療関係（選択肢 15,16,17 以外） | |
| 9 農学・獣医学関係 | 19 その他（具体的に) | |
| 10 健康・スポーツ・体育学関係 | | |

裏面へお進みください

ここからは「経済学部 経済学科」「人間科学部 人間科学科」の概要（リーフレット）と、類似する近隣の大学・学部・学科一覧をご覧くださいの上でお答えください。

問6 あなたは大阪経済大学を知っていますか。次の中から1つお選びください。

- 1 大阪経済大学を進学先の候補の1つとして考えている
- 2 大学の名前の他に、キャンパスの場所、学部、クラブなど1つ以上知っている
- 3 大学の評判をなんとなく知っている
- 4 大学の名前を聞いたことがある
- 5 知らなかった

問7 あなたは、大阪経済大学の「経済学部 経済学科」「人間科学部 人間科学科」について、どのようにお考えですか。次の中から1つお選びください。

- 1 大いに興味・関心がある
- 2 興味・関心がある
- 3 すこし興味・関心がある
- 4 わからない
- 5 その他（具体的に
- 6 興味・関心はない

1、2、3を選ばれた方は問8へお進みください。
4、5を選ばれた方は問9へお進みください。
6を選ばれた方は問12へお進みください。

問8 問7で「大いに興味・関心がある」「興味・関心がある」「すこし興味・関心がある」と回答された方におたずねします。それは、どのような理由からですか。次の中から第2理由までお選びください。回答後は問9へお進みください。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1 興味・関心のある分野だから | 7 クラブ活動が活発そうだから |
| 2 学べる内容やカリキュラムが良さそうだから | 8 校舎・施設が充実していそうだから |
| 3 学習サポート体制が充実していそうだから | 9 学費が適正だから |
| 4 目指す資格を取得できそうだから | 10 自宅から通えるから |
| 5 職業や企業への就職に有利そうだから | 11 その他 |
| 6 大学に伝統と実績があるから | （具体的に |

第1理由

第2理由

問9 あなたは大阪経済大学の「経済学部 経済学科」「人間科学部 人間科学科」を受験したいと思いませんか。次の中から1つお選びください。

- 1 受験してみたい
- 2 受験先として検討したい
- 3 わからない
- 4 受験先として考えないと思う

1、2、3を選ばれた方は問10へお進みください。
4を選ばれた方は問12へお進みください。

問10 大阪経済大学の「経済学部 経済学科」「人間科学部 人間科学科」を受験し、合格した場合の入学意向について、次の中から1つお選びください。

- 1 入学を希望する
- 2 入学を検討する
- 3 入学を希望しない
- 4 わからない

1、2を選ばれた方は問11へお進みください。
3、4を選ばれた方は問12へお進みください。

問11 問10で「入学を希望する」「入学を検討する」と回答された方におたずねします。

「経済学部 経済学科」「人間科学部 人間科学科」のうち、どちらの学部・学科に入学したいですか。第2希望までお選びください。

- 1 経済学部 経済学科 に入学したい
- 2 人間科学部 人間科学科 に入学したい
- 3 どちらの学科でもよい

第1希望

第2希望

問12 本学の入学定員増加（収容定員増加）の計画について、ご意見・ご要望がございましたらお聞かせください。

◆ アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました ◆

大阪経済大学 経済学部経済学科と類似する近隣の大学・学部・学科一覧

※1 学部一括募集

所在地	区分	大学名	学部名	学科名	入学定員	入学金	授業料	施設設備費等	諸会費	合計
滋賀県	私立	立命館大学	経済学部	経済学科	760	200,000	1,009,000	0	30,000	1,239,000
京都府	私立	京都橘大学	経済学部	経済学科	240	200,000	870,000	50,000	—	1,120,000
京都府	私立	京都産業大学	経済学部	経済学科	625	200,000	745,000	128,000	19,500	1,092,500
京都府	私立	京都先端科学大学	経済経営学部	経済学科	185	260,000	824,000	60,000	58,530	1,202,530
京都府	私立	同志社大学	経済学部	経済学科	893	200,000	870,000	149,000	9,500	1,228,500
京都府	私立	龍谷大学	経済学部	現代経済学科	600 ^{※1}	260,000	761,000	0	33,000	1,054,000
大阪府	私立	関西大学	経済学部	経済学科	726	260,000	930,000	0	27,000	1,217,000
大阪府	私立	近畿大学	経済学部	経済学科	206	250,000	1,085,000	20,000	7,400	1,362,400
大阪府	私立	阪南大学	経済学部	経済学科	280	210,000	800,000	280,000	54,500	1,344,500
大阪府	私立	摂南大学	経済学部	経済学科	280	250,000	920,000	50,000	13,700	1,233,700
大阪府	私立	大阪学院大学	経済学部	経済学科	400	200,000	928,000	140,000	22,660	1,290,660
大阪府	私立	大阪経済法科大学	経済学部	経済学科	200	200,000	996,000	0	19,000	1,215,000
大阪府	私立	大阪国際大学	経営経済学部	経済学科	60	280,000	830,000	235,000	65,000	1,410,000
大阪府	私立	大阪産業大学	経済学部	経済学科	500 ^{※1}	250,000	792,000	40,000	28,400	1,110,400
大阪府	私立	大阪商業大学	経済学部	経済学科	300	200,000	740,000	300,000	65,000	1,305,000
大阪府	私立	大和大学	政治経済学部	経済経営学科	80	200,000	970,000	28,000	—	1,198,000
大阪府	私立	追手門学院大学	経済学部	経済学科	400	160,000	850,000	155,000	47,000	1,212,000
大阪府	私立	桃山学院大学	経済学部	経済学科	360	230,000	729,000	300,000	20,000	1,279,000
兵庫県	私立	関西学院大学	経済学部	経済学科	680	200,000	728,000	182,000	27,000	1,137,000
兵庫県	私立	甲南大学	経済学部	経済学科	345	300,000	746,000	180,000	52,500	1,278,500
兵庫県	私立	神戸学院大学	経済学部	経済学科	340	300,000	730,000	210,000	54,300	1,294,300
兵庫県	私立	神戸国際大学	経済学部	経済経営学科	180	300,000	770,000	160,000	47,000	1,277,000
兵庫県	私立	流通科学大学	経済学部	経済学科	200	300,000	770,000	200,000	56,140	1,326,140
奈良県	私立	帝塚山大学	経済経営学部	経済経営学科	210	180,000	860,000	140,000	80,000	1,260,000
大阪府	私立	大阪経済大学	経済学部	経済学科	680 ^(予定)	270,000	710,000	180,000	13,000	1,173,000

2021年7月調査

注1) 各大学情報については、ホームページ等より転載。

注2) 各大学の学納金については、諸会費などを含んでいない場合があるため、概算として参考にして下さい。

注3) 大阪経済大学の学納金は予定であり、変更する場合があります。

裏面は、
大阪経済大学 人間科学部人間科学科と
類似する近隣の大学・学部・学科一覧
となります。



大阪経済大学 人間科学部人間科学科と類似する近隣の大学・学部・学科一覧

※1 学部一括募集

所在地	区分	大学名	学部名	学科名・専攻	入学定員	入学金	授業料	施設設備費等	諸会費	合計
滋賀県	私立	立命館大学	スポーツ健康科学部	スポーツ健康学科	235	200,000	1,219,000	0	31,000	1,450,000
滋賀県	私立	龍谷大学	社会学部	コミュニティマネジメント学科	153	260,000	761,000	35,900	32,000	1,088,900
滋賀県	私立	びわこ成蹊スポーツ大学	スポーツ学部	スポーツ学科	360	250,000	950,000	270,000	45,660	1,515,660
京都府	私立	花園大学	社会福祉学部	臨床心理学科	85	200,000	829,000	220,000	54,000	1,303,000
京都府	私立	京都橘大学	健康科学部	心理学科	90	200,000	944,000	70,000	—	1,214,000
京都府	私立	京都産業大学	現代社会学部	健康スポーツ社会学科	150	200,000	774,000	162,000	19,500	1,155,500
京都府	私立	京都女子大学	発達教育学部	心理学科	55	250,000	840,000	250,000	10,000	1,350,000
京都府	私立	京都文教大学	臨床心理学部	臨床心理学科	150	150,000	960,000	300,000	30,660	1,440,660
京都府	私立	同志社大学	スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	221	200,000	925,000	210,000	8,000	1,343,000
京都府	私立	立命館大学	産業社会学部	現代社会学科 現代社会専攻	330	200,000	1,150,600	0	29,000	1,379,600
京都府	私立	龍谷大学	文学部	臨床心理学科	99	260,000	761,000	0	33,000	1,054,000
京都府	私立	佛教大学	教育学部	臨床心理学科	60	200,000	920,000	200,000	25,500	1,345,500
大阪府	私立	関西大学	社会学部	社会学科 心理学専攻	198	260,000	930,000	0	27,000	1,217,000
大阪府	私立	関西大学	社会学部	社会学科 社会学専攻	198	260,000	930,000	0	27,000	1,217,000
大阪府	私立	関西大学	社会安全学部	安全マネジメント学科	275	260,000	1,302,000	0	27,000	1,589,000
大阪府	私立	関西大学	人間健康学部	人間健康学科	330	260,000	970,000	0	27,000	1,257,000
大阪府	私立	関西大学	文学部	総合人文学科（心理学専修）	770 ^{※1}	260,000	930,000	0	27,000	1,217,000
大阪府	私立	立命館大学	総合心理学部	総合心理学科	280	200,000	1,206,600	0	23,000	1,429,600
大阪府	私立	近畿大学	総合社会学部	総合社会学科 心理系専攻	136	250,000	1,085,000	20,000	6,500	1,361,500
大阪府	私立	大阪国際大学	人間科学部	人間健康科学科	70	280,000	830,000	223,000	65,000	1,398,000
大阪府	私立	大阪産業大学	スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	155	250,000	904,000	77,000	28,400	1,259,400
大阪府	私立	追手門学院大学	心理学部	心理学科 心理学専攻	180	160,000	850,000	155,000	47,000	1,212,000
兵庫県	私立	関西学院大学	文学部	総合心理科学科	175	200,000	859,000	232,000	25,000	1,316,000
兵庫県	私立	甲南女子大学	人間科学部	心理学科	90	250,000	760,000	350,000	45,700	1,405,700
兵庫県	私立	神戸学院大学	現代社会学部	社会防災学科	90	300,000	810,000	210,000	60,300	1,380,300
兵庫県	私立	神戸学院大学	心理学部	心理学科	150	300,000	810,000	310,000	49,300	1,469,300
兵庫県	私立	武庫川女子大学	健康・スポーツ科学部	健康・スポーツ科学科	180	200,000	995,000	250,000	14,700	1,459,700
兵庫県	私立	武庫川女子大学	文学部	心理・社会福祉学科	160	200,000	995,000	230,000	14,700	1,439,700
奈良県	私立	帝塚山大学	心理学部	心理学科	100	180,000	860,000	170,000	80,000	1,290,000
大阪府	私立	大阪経済大学	人間科学部	人間科学科	200 ^(予定)	270,000	710,000	180,000	13,000	1,173,000

注1) 各大学情報については、ホームページ等より転載。

2021年7月調査

注2) 各大学の学納金については、諸会費などを含んでいない場合があるため、概算として参考にして下さい。

注3) 大阪経済大学の学納金は予定であり、変更する場合があります。

計画概要

CAMPUS GUIDE

レンガ調で統一されたアカデミックなキャンパスには、使いやすい施設が充実しています。



図書館

蔵書約57万冊を誇る図書館には、グループ学習室、ドリンクコーナーも完備。多くの学生に活用されています。



D館

明るい吹き抜けの空間が特徴的。教室の他にカフェやスカイテラスなど、くつろぎの空間も充実しています。

摂津キャンパス

大隈キャンパスからスクールバスで約10分。美しい人工芝グラウンドが整備されており、部活や授業で使用します。



キャンパス紹介
ムービー公開中

ACCESS

大阪市内にあるメインキャンパスは、京阪神どこからでも通学に便利な好ロケーションです。



- 阪急京都線 上新庄、駅下車。徒歩約15分
- 大阪メトロ今里筋線 瑞光四丁目、駅下車。徒歩約2分
- 大阪シティバス 大隈徳大前1、大隈徳大前1、大隈大門、下車すぐ

主要駅からの通学時間		大阪経済大学(大隈キャンパス)	
大阪梅田	約13分	大阪シティバス	約3分
神戸三宮	約37分	徒歩	約15分
京都	約36分	徒歩	約2分
天王寺	約33分	徒歩	約2分
奈良	約51分	徒歩	約2分
和歌山	約103分	徒歩	約2分

つながる力。
大阪経済大学
OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS



〒533-8533 大阪市東淀川区大隈2-2-8 TEL: 06-6328-2431 (代表)
問い合わせ先担当部署 経営企画部 経営企画課
<https://www.osaka-ue.ac.jp/>

2023年4月、大阪経済大学では、
学部の入学定員(収容定員)の増加を
計画しています。



計画概要

経済学部 経済学科	450名 (予定)	情報社会学部 情報社会学科	250名 (予定)	300名 (予定)
経営学部 経営学科	330名 (予定)	人間科学部 人間科学科	175名 (予定)	200名 (予定)
経営学部 ビジネス法学科	180名 (予定)	経営学部 経営学科	110名 (予定)	50名 (予定)

地域政策学科は2023年度より学生募集停止予定

つながる力。
大阪経済大学
OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS

掲載内容は予定であり変更する可能性があります。

経済学部では入学定員を450名から680名^{予定}に増員。 4つのコースと2つの教育プログラムで経済学を学ぶ。

大阪経済大学経済学部では、2023年度より入学定員の増員を予定しています。本学部では、経済学の知識を生かして活躍できる人材を輩出するために、4つのコース・2つの教育プログラムを設けます。

経済学部は、地域政策学科を専修停止し、経済学科の1学科体制に変わります。

コース制

経済学をベースにより実証的な知識を身につける4つのコース。
2年次からいずれかのコースを選択して学びを深めます。

産業金融コース

産業や金融業界の現状と課題を把握し、産業と企業の経済学や高度な金融知識の学習を通じて、優れた企業人として活躍するためのスキルを身につけます。



公共政策コース

公共部門に関する理論 公共経済学、法（法律など）と、社会課題解決のための公共政策 社会保障、労働、教育等に関する政策）について学び、政策立案や制度設計のための能力を養います。

国際政治経済コース

世界のさまざまな国・地域が直面する課題や国家間で生じる政治経済の問題を学び、経済学や政治学を通じて、その解決策を考えます。



地域政策コース

経済学や行政学をはじめとする社会科学の理論を学び、幅広い視点から地域社会を分析し、地域固有の問題の解決策を主体的に提案できる能力を養います。



4つのコースで身につけた専門性をさらに高める2つの教育プログラム

教育プログラム

これからの時代に求められる知識・スキルを養う2つの教育プログラム。
プログラムの修了要件を満たせば教育プログラムの認定証が授与されます。

データサイエンスプログラム

経済学に関する専門知識を基盤として、データサイエンスや人工知能(AI)に関する知識を補えた人材を育成します。

グローバル人材プログラム

経済学の専門知識とともに、異文化に対する深い洞察力と高い言語能力を補えたグローバル人材を育成します。

取得可能な資格・免許状

中学校教諭一種 社会 高等学校教諭一種 公民・商業 高等学校教諭一種 地理歴史 社会福祉主事任用資格
申請予定、ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期が変更となる可能性があります。

将来の活躍の場

卸売業、サービス業、製造業、小売業、情報通信業、建設業、金融、保険業、公務、医療、福祉 等

人間科学部では入学定員を175名から200名^{予定}に増員。 3つのコースから人間をテーマに知識を深める。

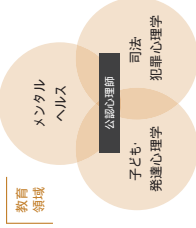
大阪経済大学人間科学部では、2023年度より入学定員の増員を予定しています。本学部では、人間をテーマに現代社会に必要なとされる専門性と幅広い知識を養う3つのコースを設けます。

コース制

進路にあわせて専門性と幅広い知識を身につける3つのコース。
2年次からいずれかのコースに所属して学習を進めます。

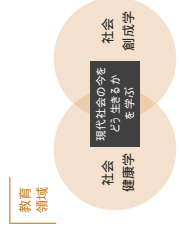
臨床心理学コース

臨床心理学を中心に、幅広い心理学の知見を活用し、人々の心理的諸問題を予防・理解・解決する力を養います。基礎的な心理学も学びながら、主体的に働きかける力、傾聴力、状況把握力など、社会人としてチームで働くための力を身につけます。また、公認心理師や臨床心理士の資格取得に向けて、専門的な知識や技能を習得することもできます。



社会ライフデザインコース

不確実な現代社会の多様な課題への対処法を学び、変化する社会をしながらに力強く、生き抜き活躍するための実践力を養います。具体的には社会心理学による人と地域・コミュニティの相互関係やコミュニケーション、生命を支える防災や健康、医療の社会システムの仕組みを学び、発展可能な社会の創造に貢献する人材を育成します。



スポーツ科学コース

スポーツ、運動トレーニングを介してのスポーツ科学の知識や技能の習得をめざします。保健体育の教員免許や健康運動指導士、スポーツリーダーなどの資格を取得し、中学や高校の保健体育教員、スポーツ健康関係の指導員、スポーツクラブの経営者などとして活躍する人材を育成します。



取得可能な資格・免許状

中学校教諭一種 社会 保健体育 高等学校教諭一種 公民 保健体育 公認心理師 卒業後所定の業務経験または大学院修了後受験資格 健康運動指導士 受験資格
コーチングアシスタント

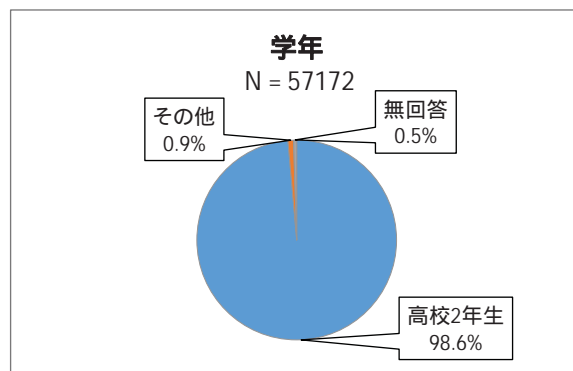
将来の活躍の場

サービス業、卸売業、小売業、公務、建設業、医療、福祉、不動産業、情報通信業 等

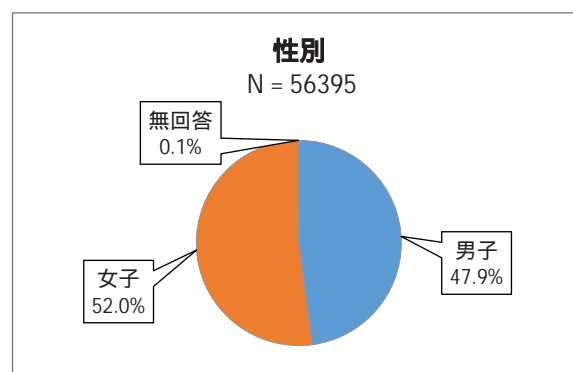
掲載内容は予定であり変更する可能性があります。

單純集計表

学年			
	カテゴリ	件数	(全体)%
1	高校2年生	56,395	98.6
2	その他	512	0.9
	無回答	265	0.5
	N (%^ -λ)	57,172	100

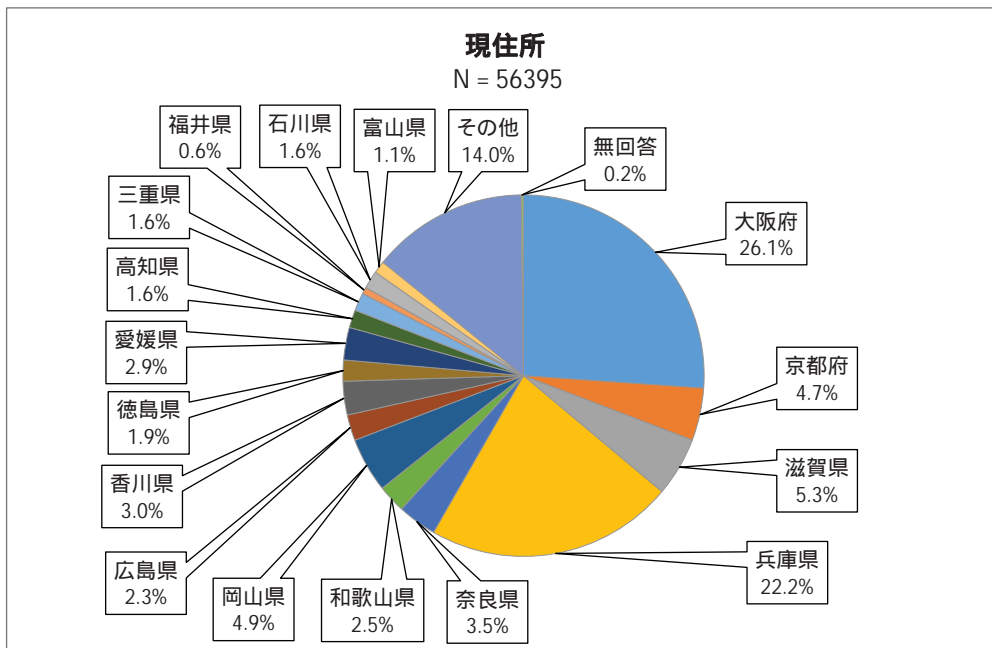


性別			
	カテゴリ	件数	(全体)%
1	男子	26,990	47.9
2	女子	29,332	52.0
	無回答	73	0.1
	N (%^ -λ)	56,395	100



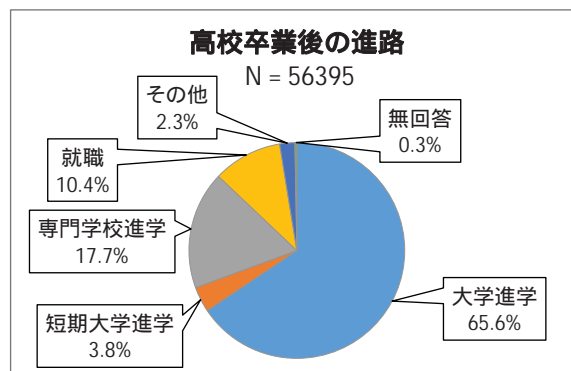
現住所

カテゴリ	件数	(全体)%
1 大阪府	14,702	26.1
2 京都府	2,675	4.7
3 滋賀県	3,011	5.3
4 兵庫県	12,514	22.2
5 奈良県	1,965	3.5
6 和歌山県	1,402	2.5
7 岡山県	2,788	4.9
8 広島県	1,281	2.3
9 香川県	1,705	3.0
10 徳島県	1,070	1.9
11 愛媛県	1,639	2.9
12 高知県	902	1.6
13 三重県	879	1.6
14 福井県	354	0.6
15 石川県	891	1.6
16 富山県	626	1.1
17 その他	7,902	14.0
無回答	89	0.2
N (%^ -λ)	56,395	100



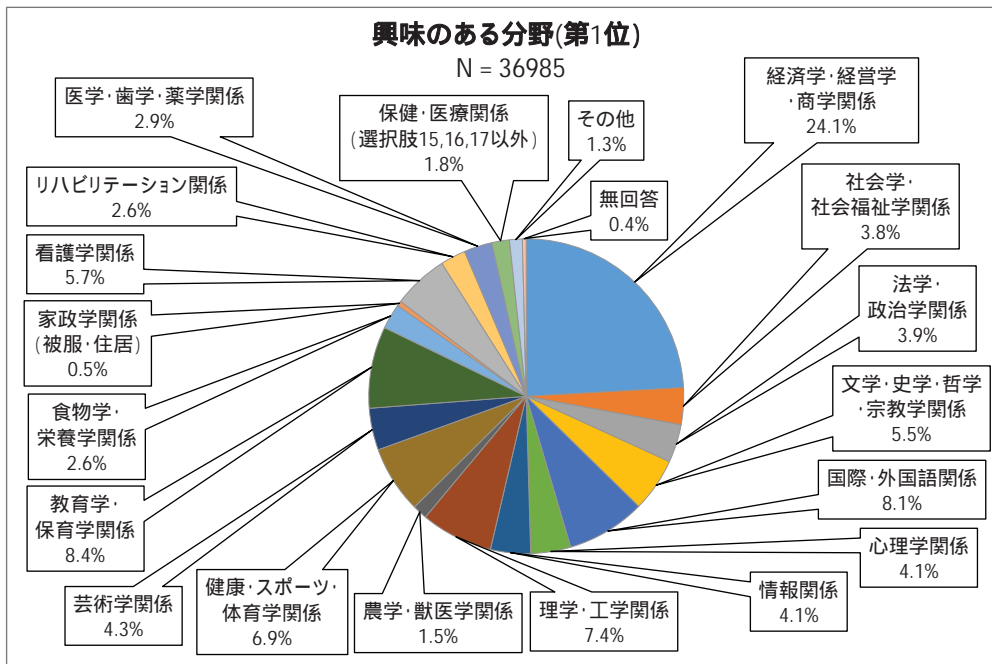
高校卒業後の進路

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大学進学	36,985	65.6
2	短期大学進学	2,154	3.8
3	専門学校進学	9,960	17.7
4	就職	5,856	10.4
5	その他	1,285	2.3
	無回答	155	0.3
	N (% [^] -λ)	56,395	100



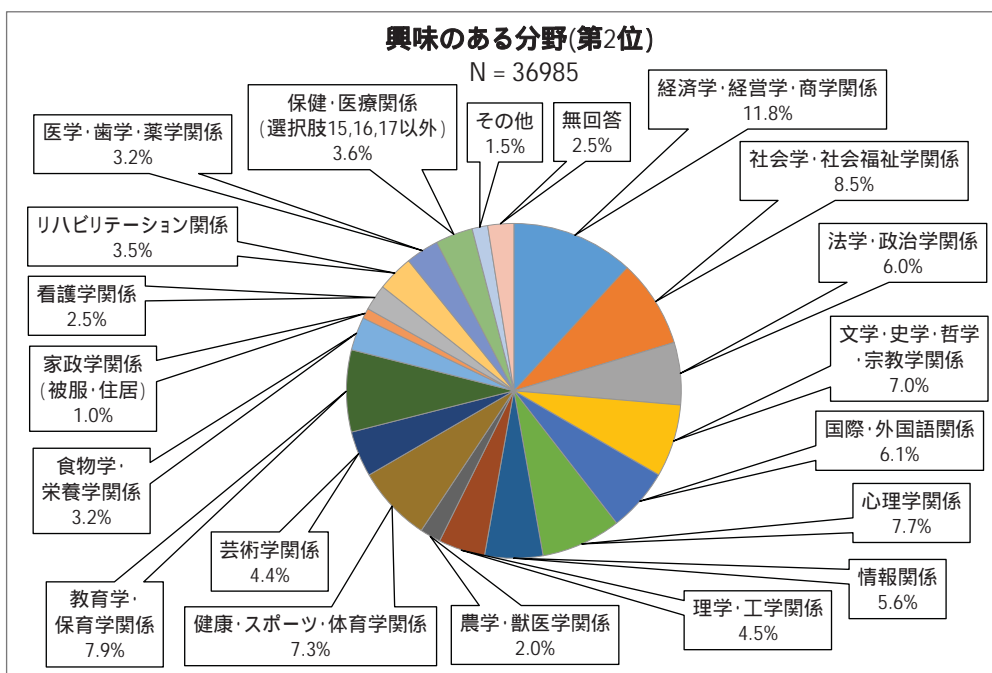
興味のある分野(第1位)

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	経済学・経営学・商学関係	8,922	24.1
2	社会学・社会福祉学関係	1,421	3.8
3	法学・政治学関係	1,431	3.9
4	文学・史学・哲学・宗教学関係	2,041	5.5
5	国際・外国語関係	3,005	8.1
6	心理学関係	1,526	4.1
7	情報関係	1,528	4.1
8	理学・工学関係	2,743	7.4
9	農学・獣医学関係	550	1.5
10	健康・スポーツ・体育学関係	2,542	6.9
11	芸術学関係	1,600	4.3
12	教育学・保育学関係	3,106	8.4
13	食物学・栄養学関係	968	2.6
14	家政学関係(被服・住居)	185	0.5
15	看護学関係	2,104	5.7
16	リハビリテーション関係	945	2.6
17	医学・歯学・薬学関係	1,058	2.9
18	保健・医療関係(選択肢15,16,17以外)	662	1.8
19	その他	497	1.3
	無回答	151	0.4
	N(%)	36,985	100



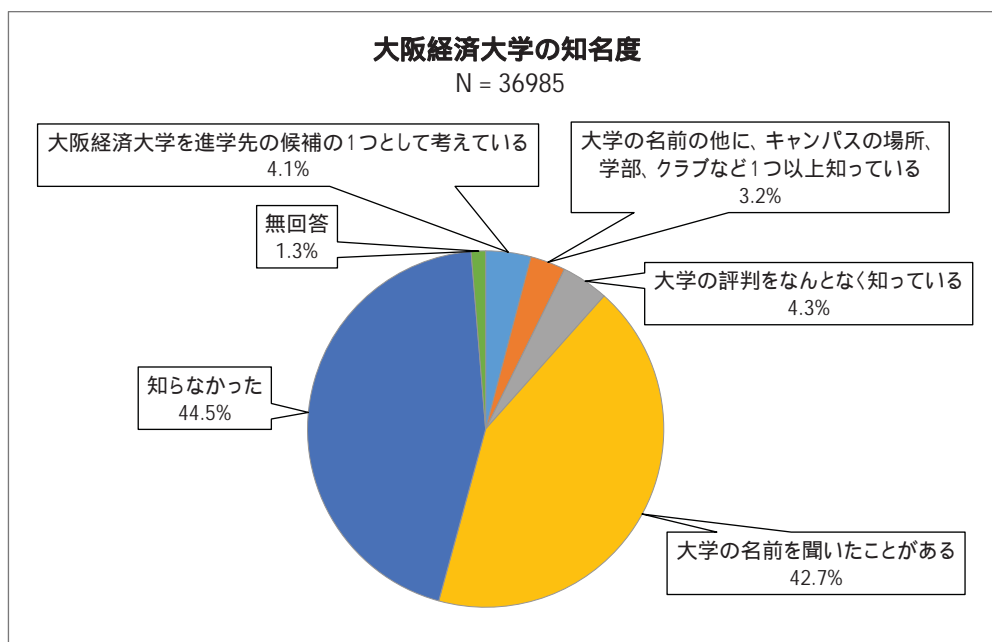
興味のある分野(第2位)

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	経済学・経営学・商学関係	4,379	11.8
2	社会学・社会福祉学関係	3,128	8.5
3	法学・政治学関係	2,206	6.0
4	文学・史学・哲学・宗教学関係	2,571	7.0
5	国際・外国語関係	2,250	6.1
6	心理学関係	2,863	7.7
7	情報関係	2,084	5.6
8	理学・工学関係	1,670	4.5
9	農学・獣医学関係	754	2.0
10	健康・スポーツ・体育学関係	2,703	7.3
11	芸術学関係	1,640	4.4
12	教育学・保育学関係	2,924	7.9
13	食物学・栄養学関係	1,201	3.2
14	家政学関係(被服・住居)	361	1.0
15	看護学関係	927	2.5
16	リハビリテーション関係	1,303	3.5
17	医学・歯学・薬学関係	1,191	3.2
18	保健・医療関係(選択肢15,16,17以外)	1,320	3.6
19	その他	567	1.5
	無回答	943	2.5
	N(パーセント)	36,985	100



大阪経済大学の知名度

カテゴリ	件数	(全体)%
1 大阪経済大学を進学先の候補の1つとして考えている	1,516	4.1
2 大学の名前の他に、キャンパスの場所、学部、クラブなど1つ以上知っている	1,175	3.2
3 大学の評判をなんとなく知っている	1,576	4.3
4 大学の名前を聞いたことがある	15,778	42.7
5 知らなかった	16,448	44.5
無回答	492	1.3
N (%^ -ス)	36,985	100

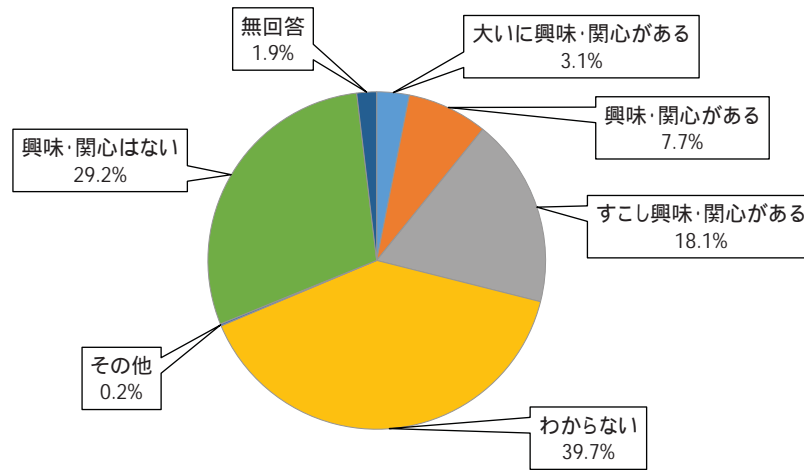


大阪経済大学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への興味・関心

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大いに興味・関心がある	1,164	3.1
2	興味・関心がある	2,845	7.7
3	すこし興味・関心がある	6,697	18.1
4	わからない	14,682	39.7
5	その他	91	0.2
6	興味・関心はない	10,811	29.2
	無回答	695	1.9
	N (% [^] -入)	36,985	100

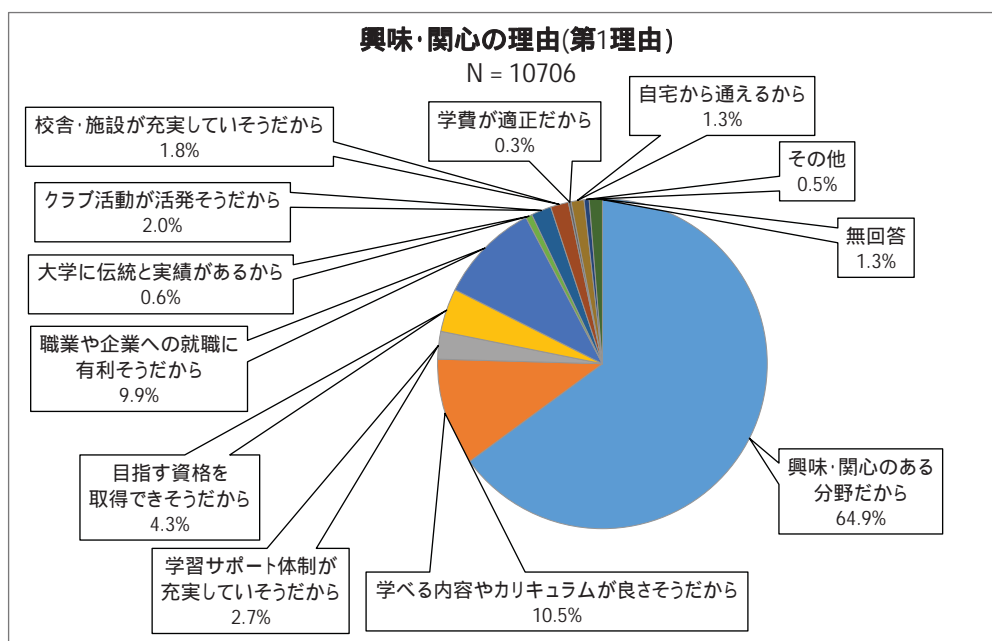
大阪経済大学経済学部経済学科及び人間科学部人間科学科への
興味・関心

N = 36985



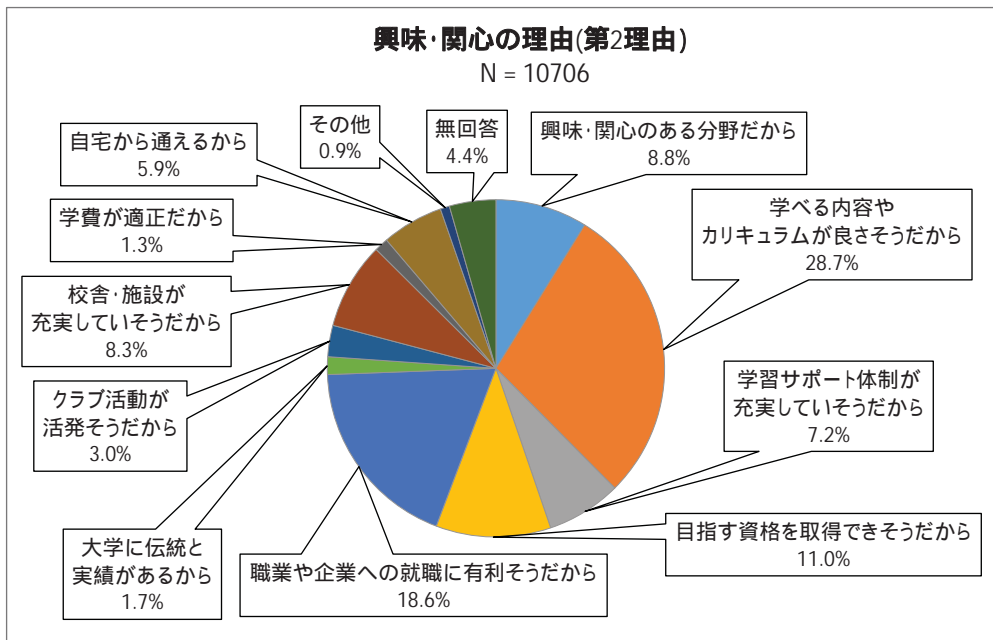
興味・関心の理由(第1理由)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 興味・関心のある分野だから	6,949	64.9
2 学べる内容やカリキュラムが良さそうだから	1,128	10.5
3 学習サポート体制が充実していそうだから	289	2.7
4 目指す資格を取得できそうだから	457	4.3
5 職業や企業への就職に有利そうだから	1,061	9.9
6 大学に伝統と実績があるから	69	0.6
7 クラブ活動が活発そうだから	210	2.0
8 校舎・施設が充実していそうだから	188	1.8
9 学費が適正だから	29	0.3
10 自宅から通えるから	135	1.3
11 その他	54	0.5
無回答	137	1.3
N (パーセント)	10,706	100



興味・関心の理由(第2理由)

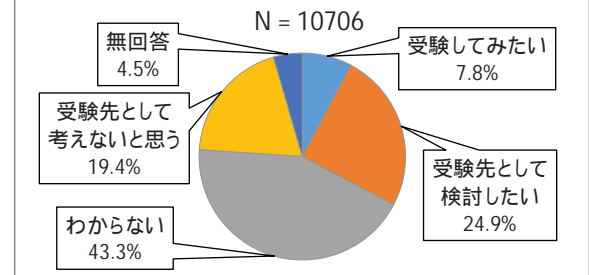
カテゴリ	件数	(全体)%
1 興味・関心のある分野だから	945	8.8
2 学べる内容やカリキュラムが良さそうだから	3,075	28.7
3 学習サポート体制が充実していそうだから	770	7.2
4 目指す資格を取得できそうだから	1,180	11.0
5 職業や企業への就職に有利そうだから	1,996	18.6
6 大学に伝統と実績があるから	181	1.7
7 クラブ活動が活発そうだから	322	3.0
8 校舎・施設が充実していそうだから	893	8.3
9 学費が適正だから	140	1.3
10 自宅から通えるから	632	5.9
11 その他	96	0.9
無回答	476	4.4
N (%ベース)	10,706	100



大阪経済大学 経済学部経済学科 及び
人間科学部人間科学科への受験意向

カテゴリ	件数	(全体)%
1 受験してみたい	837	7.8
2 受験先として検討したい	2,661	24.9
3 わからない	4,641	43.3
4 受験先として考えないと思う	2,082	19.4
無回答	485	4.5
N (%^ -)	10,706	100

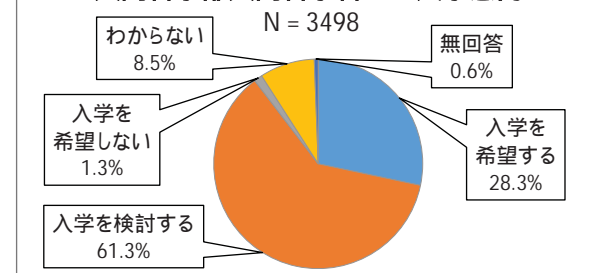
大阪経済大学 経済学部経済学科 及び
人間科学部人間科学科への受験意向



大阪経済大学 経済学部経済学科 及び
人間科学部人間科学科への入学意向

カテゴリ	件数	(全体)%
1 入学を希望する	989	28.3
2 入学を検討する	2,144	61.3
3 入学を希望しない	47	1.3
4 わからない	297	8.5
無回答	21	0.6
N (%^ -)	3,498	100

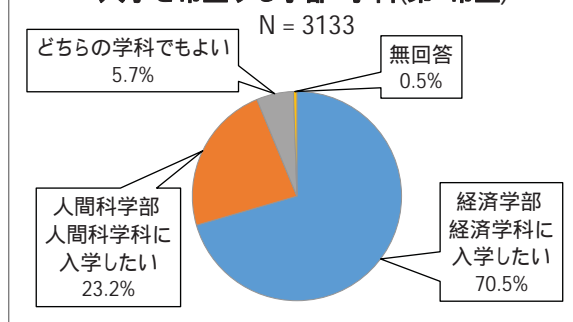
大阪経済大学 経済学部経済学科 及び
人間科学部人間科学科への入学意向



入学を希望する学部・学科(第1希望)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 経済学部 経済学科に入学したい	2,209	70.5
2 人間科学部 人間科学科に入学したい	728	23.2
3 どちらの学科でもよい	179	5.7
無回答	17	0.5
N (%への入)	3,133	100

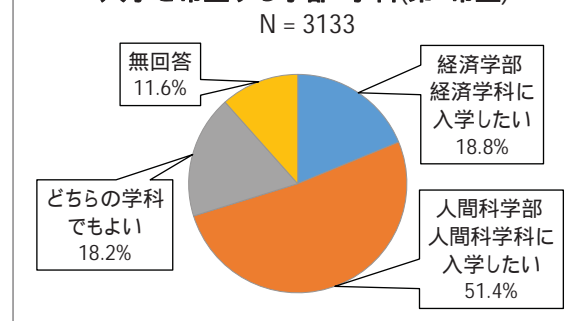
入学を希望する学部・学科(第1希望)



入学を希望する学部・学科(第2希望)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 経済学部 経済学科に入学したい	589	18.8
2 人間科学部 人間科学科に入学したい	1,610	51.4
3 どちらの学科でもよい	571	18.2
無回答	363	11.6
N (%への入)	3,133	100

入学を希望する学部・学科(第2希望)



大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び
人間科学部 人間科学科の卒業生に対する
企業等の採用意向に関するアンケート調査報告

令和4年1月

一般財団法人 日本開発構想研究所

大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生に対する 企業等の採用意向に関するアンケート調査報告

1. 調査概要

(1) 調査目的

令和5年4月に予定している大阪経済大学の収容定員の増加に向けて、大阪経済大学卒業生の採用実績のある企業等、または卒業生の就職が見込まれる、1都1道2府25県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県、愛知県、静岡県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、北海道）に所在する企業等の採用担当者にアンケートを実施し、大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生に対する企業等の採用意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象

大阪経済大学卒業生の採用実績のある企業等、または卒業生の就職が見込まれる企業等5,915社の採用担当者にアンケートへの協力を依頼し、1,401件の有効回答があった。

(3) 調査方法

大阪経済大学卒業生の採用実績のある企業等、または卒業生の就職が見込まれる企業等5,915社の採用担当者にアンケート用紙及び大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の概要を示したリーフレットを送付し、アンケートを実施した。回答は一般財団法人日本開発構想研究所へ企業等から直接郵送。

集計結果より、大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生に対する採用意向を分析した。

(4) 調査実施期間

令和3年8月～令和3年12月

(5) 有効回収率等

調査対象数：5,915件

有効回答数：1,401件

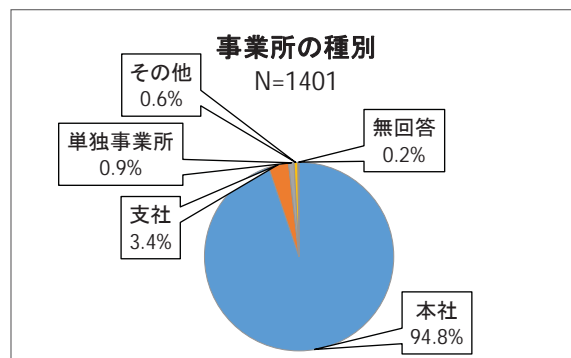
有効回収率：約23.7%（有効回答1,401件÷調査対象5,915件）

2. 調査結果

(1) 事業所の種別について

事業所の種別について調査した結果、回答のあった企業等 1,401 件のうち、「本社」が 1,328 件 (94.8%) と最も多く、次いで「支社」48 件 (3.4%)、「単独事業所」13 件 (0.9%)、「その他」9 件 (0.6%) の順になっている。 ※「無回答」3 件 (0.2%)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	本社	1,328	94.8
2	支社	48	3.4
3	単独事業所	13	0.9
4	その他	9	0.6
	無回答	3	0.2
	N (%ベース)	1,401	100

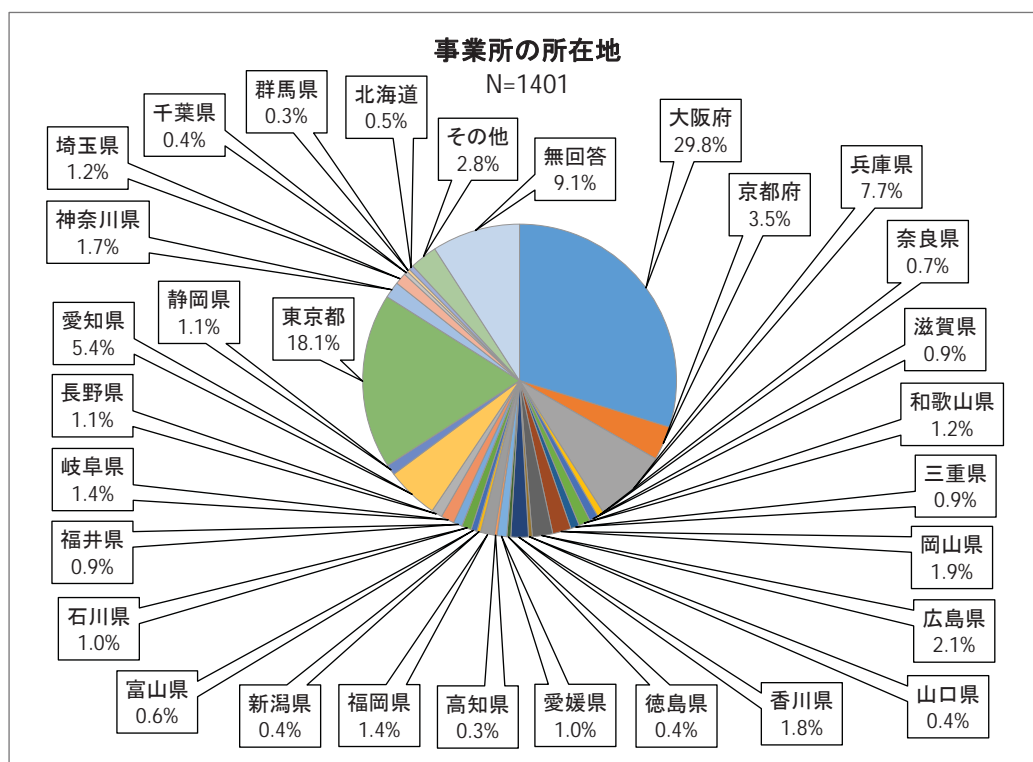


(2) 事業所の所在地について

事業所の所在地について調査した結果、回答のあった企業等 1,401 件のうち、20 件以上の回答を得られたものを挙げると、「大阪府」が 417 件 (29.8%) と最も多く、次いで「東京都」253 件 (18.1%)、「兵庫県」108 件 (7.7%)、「愛知県」75 件 (5.4%)、「京都府」49 件 (3.5%)、「その他」39 件 (2.8%)、「広島県」29 件 (2.1%)、「岡山県」27 件 (1.9%)、「香川県」25 件 (1.8%)、「神奈川県」24 件 (1.7%)、「岐阜県」20 件 (1.4%) の順になっている。 ※「無回答」128 件 (9.1%)

事業所の所在地

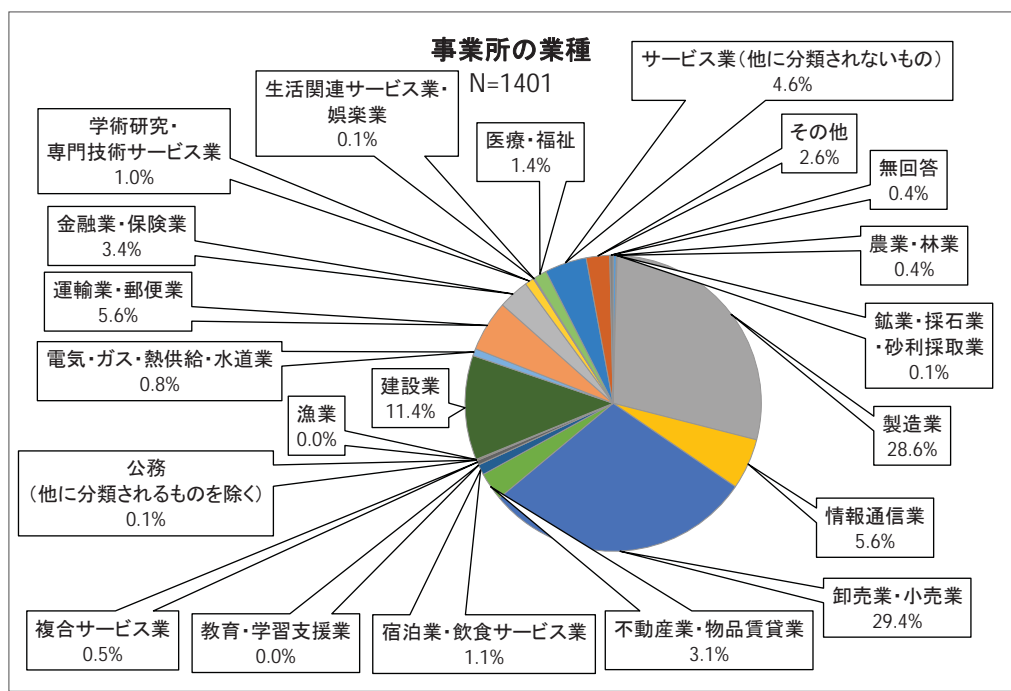
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大阪府	417	29.8	17	富山県	9	0.6
2	京都府	49	3.5	18	石川県	14	1.0
3	兵庫県	108	7.7	19	福井県	13	0.9
4	奈良県	10	0.7	20	岐阜県	20	1.4
5	滋賀県	12	0.9	21	長野県	15	1.1
6	和歌山県	17	1.2	22	愛知県	75	5.4
7	三重県	13	0.9	23	静岡県	16	1.1
8	岡山県	27	1.9	24	東京都	253	18.1
9	広島県	29	2.1	25	神奈川県	24	1.7
10	山口県	6	0.4	26	埼玉県	17	1.2
11	香川県	25	1.8	27	千葉県	6	0.4
12	徳島県	5	0.4	28	群馬県	4	0.3
13	愛媛県	14	1.0	29	北海道	7	0.5
14	高知県	4	0.3	30	その他	39	2.8
15	福岡県	19	1.4		無回答	128	9.1
16	新潟県	6	0.4		N (%ベース)	1,401	100



(3) 事業所の業種について

事業所の業種について調査した結果、回答のあった企業等 1,401 件のうち、20 件以上の回答を得られたものを挙げると、「卸売業・小売業」が 412 件 (29.4%) と最も多く、次いで「製造業」400 件 (28.6%)、「建設業」160 件 (11.4%)、「情報通信業」78 件 (5.6%)、「運輸業・郵便業」78 件 (5.6%)、「サービス業 (他に分類されないもの)」64 件 (4.6%)、「金融業・保険業」47 件 (3.4%)、「不動産業・物品賃貸業」43 件 (3.1%)、「その他」36 件 (2.6%)、「医療・福祉」20 件 (1.4%) の順になっている。 ※「無回答」5 件 (0.4%)

事業所の業種			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	農業・林業	5	0.4
2	鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.1
3	製造業	400	28.6
4	情報通信業	78	5.6
5	卸売業・小売業	412	29.4
6	不動産業・物品賃貸業	43	3.1
7	宿泊業・飲食サービス業	16	1.1
8	教育・学習支援業	0	0.0
9	複合サービス業	7	0.5
10	公務 (他に分類されるものを除く)	2	0.1
11	漁業	0	0.0
12	建設業	160	11.4
13	電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.8
14	運輸業・郵便業	78	5.6
15	金融業・保険業	47	3.4
16	学術研究・専門技術サービス業	14	1.0
17	生活関連サービス業・娯楽業	2	0.1
18	医療・福祉	20	1.4
19	サービス業 (他に分類されないもの)	64	4.6
20	その他	36	2.6
	無回答	5	0.4
	N (%ベース)	1,401	100

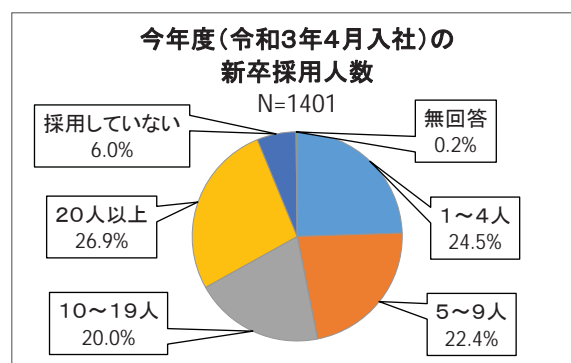


(4) 今年度（令和3年4月入社）の新卒採用人数について

今年度（令和3年4月入社）の新卒採用人数について調査した結果、回答のあった企業等 1,401 件のうち、「20人以上」が 377 件（26.9%）と最も多く、次いで「1～4人」343 件（24.5%）、「5～9人」314 件（22.4%）、「10～19人」280 件（20.0%）、「採用していない」84 件（6.0%）の順になっている。 ※「無回答」3 件（0.2%）

今年度（令和3年4月入社）の新卒採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1～4人	343	24.5
2	5～9人	314	22.4
3	10～19人	280	20.0
4	20人以上	377	26.9
5	採用していない	84	6.0
	無回答	3	0.2
	N (%ベース)	1,401	100

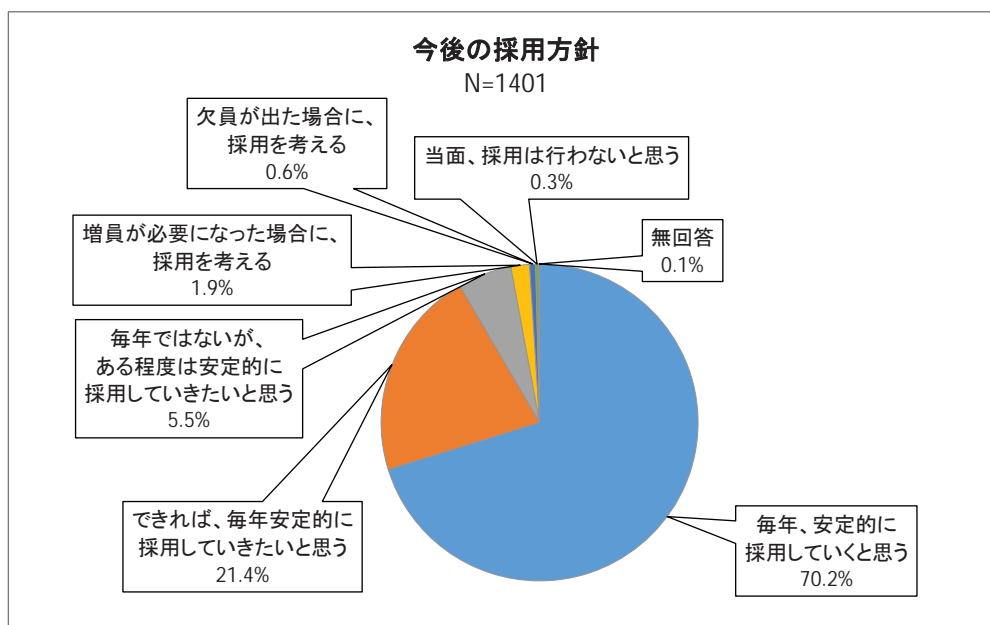


(5) 今後の採用方針について

今後の採用方針について調査した結果、回答のあった企業等 1,401 件のうち、「毎年、安定的に採用していくと思う」が 984 件 (70.2%) と最も多く、次いで「できれば、毎年安定的に採用していきたいと思う」300 件 (21.4%)、「毎年ではないが、ある程度は安定的に採用していきたいと思う」77 件 (5.5%)、「増員が必要になった場合に、採用を考える」27 件 (1.9%)、「欠員が出た場合に、採用を考える」8 件 (0.6%)、「当面、採用は行わないと思う」4 件 (0.3%) の順になっている。

※「無回答」1 件 (0.1%)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	毎年、安定的に採用していくと思う	984	70.2
2	できれば、毎年安定的に採用していきたいと思う	300	21.4
3	毎年ではないが、ある程度は安定的に採用していきたいと思う	77	5.5
4	増員が必要になった場合に、採用を考える	27	1.9
5	欠員が出た場合に、採用を考える	8	0.6
6	当面、採用は行わないと思う	4	0.3
	無回答	1	0.1
	N (%ベース)	1,401	100



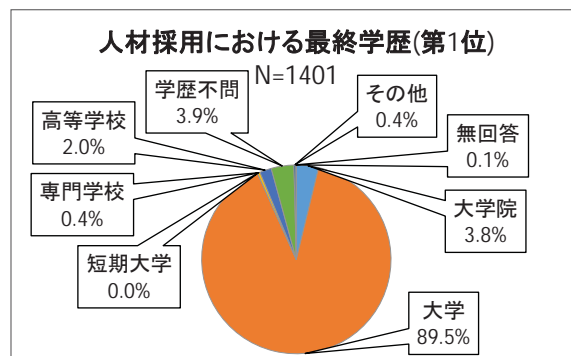
(6) 人材採用における最終学歴について

6-1 人材採用における最終学歴（第1位）

人材採用における最終学歴（第1位）について調査した結果、回答のあった企業等 1,401 件のうち、「大学」が 1,254 件（89.5%）と最も多く、次いで「学歴不問」54 件（3.9%）、「大学院」53 件（3.8%）、「高等学校」28 件（2.0%）、「専門学校」6 件（0.4%）、「その他」5 件（0.4%）の順になっている。 ※「無回答」1 件（0.1%）

人材採用における最終学歴(第1位)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大学院	53	3.8
2	大学	1,254	89.5
3	短期大学	0	0.0
4	専門学校	6	0.4
5	高等学校	28	2.0
6	学歴不問	54	3.9
7	その他	5	0.4
	無回答	1	0.1
	N (%ベース)	1,401	100

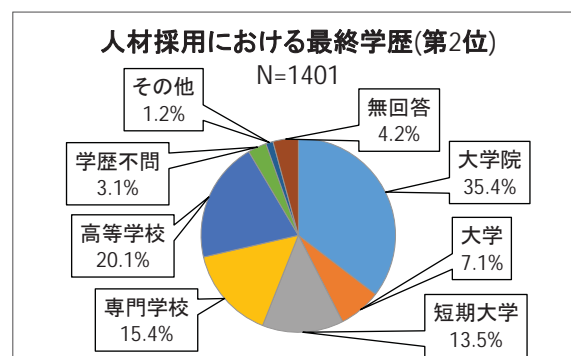


6-2 人材採用における最終学歴（第2位）

人材採用における最終学歴（第2位）について調査した結果、回答のあった企業等 1,401 件のうち、「大学院」が 496 件（35.4%）と最も多く、次いで「高等学校」281 件（20.1%）、「専門学校」216 件（15.4%）、「短期大学」189 件（13.5%）、「大学」100 件（7.1%）、「学歴不問」43 件（3.1%）、「その他」17 件（1.2%）の順になっている。 ※「無回答」59 件（4.2%）

人材採用における最終学歴(第2位)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大学院	496	35.4
2	大学	100	7.1
3	短期大学	189	13.5
4	専門学校	216	15.4
5	高等学校	281	20.1
6	学歴不問	43	3.1
7	その他	17	1.2
	無回答	59	4.2
	N (%ベース)	1,401	100



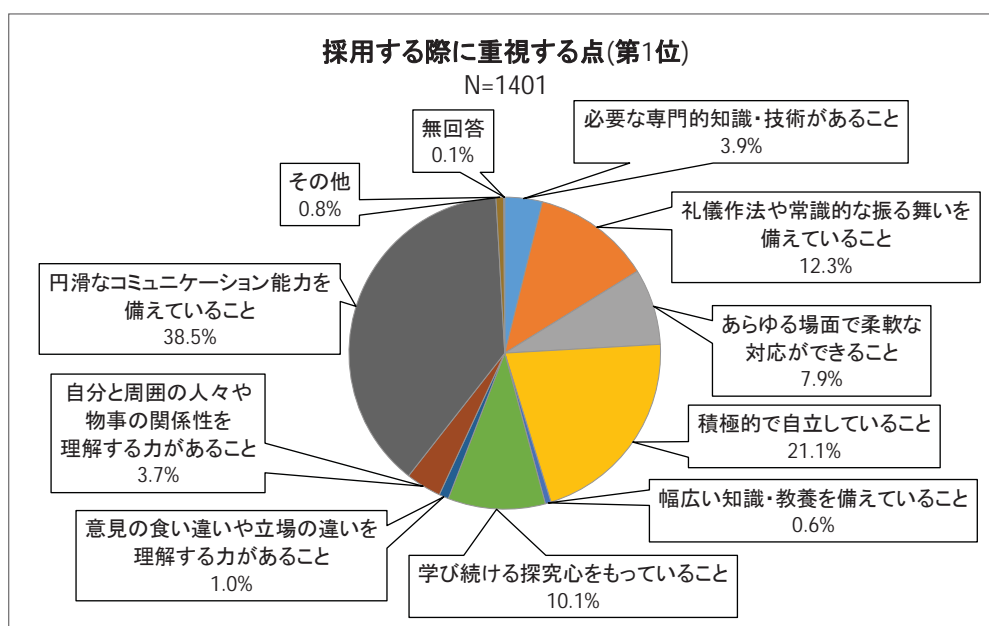
(7) 採用する際に重視する点について

7-1 採用する際に重視する点（第1位）

人材を採用する際に重視する点（第1位）について調査した結果、回答のあった企業等 1,401 件のうち、「円滑なコミュニケーション能力を備えていること」が 539 件（38.5%）と最も多く、次いで「積極的で自立していること」296 件（21.1%）、「礼儀作法や常識的な振る舞いを備えていること」173 件（12.3%）、「あらゆる場面で柔軟な対応ができること」110 件（7.9%）、「学び続ける探究心をもっていること」142 件（10.1%）、「あらゆる場面で柔軟な対応ができること」110 件（7.9%）、「必要な専門的知識・技術があること」54 件（3.9%）、「自分と周囲の人々や物事の関係性を理解する力があること」52 件（3.7%）、「意見の食い違いや立場の違いを理解する力があること」14 件（1.0%）、「その他」11 件（0.8%）、「幅広い知識・教養を備えていること」8 件（0.6%）の順になっている。 ※「無回答」2 件（0.1%）

採用する際に重視する点(第1位)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	必要な専門的知識・技術があること	54	3.9
2	礼儀作法や常識的な振る舞いを備えていること	173	12.3
3	あらゆる場面で柔軟な対応ができること	110	7.9
4	積極的で自立していること	296	21.1
5	幅広い知識・教養を備えていること	8	0.6
6	学び続ける探究心をもっていること	142	10.1
7	意見の食い違いや立場の違いを理解する力があること	14	1.0
8	自分と周囲の人々や物事の関係性を理解する力があること	52	3.7
9	円滑なコミュニケーション能力を備えていること	539	38.5
10	その他	11	0.8
	無回答	2	0.1
	N (%ベース)	1,401	100

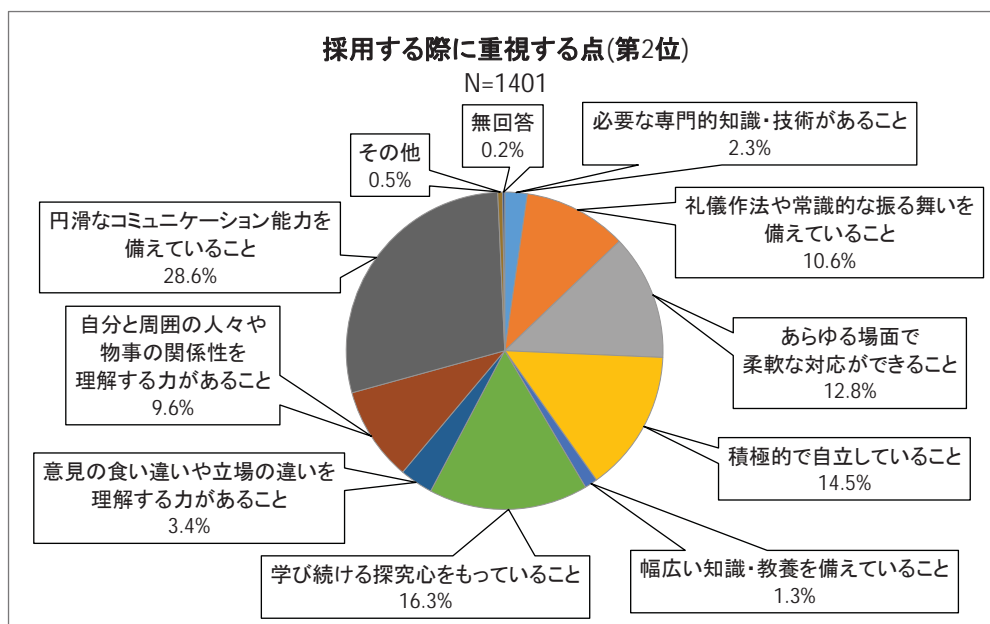


7-2 採用する際に重視する点（第2位）

人材を採用する際に重視する点（第2位）について調査した結果、回答のあった企業等1,401件のうち、「円滑なコミュニケーション能力を備えていること」が400件（28.6%）と最も多く、次いで「学び続ける探究心をもっていること」228件（16.3%）、「積極的で自立していること」203件（14.5%）、「あらゆる場面で柔軟な対応ができること」179件（12.8%）、「礼儀作法や常識的な振る舞いを備えていること」149件（10.6%）、「自分と周囲の人々や物事の関係性を理解する力があること」135件（9.6%）、「意見の食い違いや立場の違いを理解する力があること」47件（3.4%）、「必要な専門的知識・技術があること」32件（2.3%）、「幅広い知識・教養を備えていること」18件（1.3%）、「その他」7件（0.5%）の順になっている。 ※「無回答」3件（0.2%）

採用する際に重視する点(第2位)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	必要な専門的知識・技術があること	32	2.3
2	礼儀作法や常識的な振る舞いを備えていること	149	10.6
3	あらゆる場面で柔軟な対応ができること	179	12.8
4	積極的で自立していること	203	14.5
5	幅広い知識・教養を備えていること	18	1.3
6	学び続ける探究心をもっていること	228	16.3
7	意見の食い違いや立場の違いを理解する力があること	47	3.4
8	自分と周囲の人々や物事の関係性を理解する力があること	135	9.6
9	円滑なコミュニケーション能力を備えていること	400	28.6
10	その他	7	0.5
	無回答	3	0.2
	N (%ベース)	1,401	100



(8) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の社会的必要性について

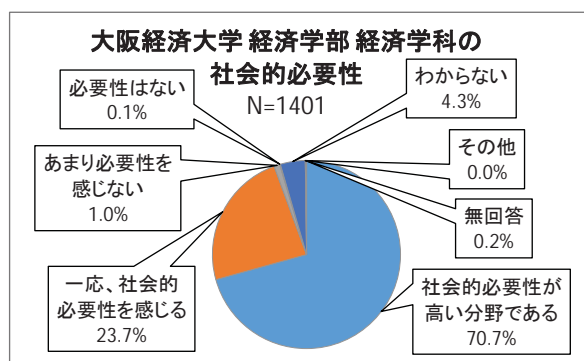
8-1 大阪経済大学 経済学部 経済学科の社会的必要性

大阪経済大学 経済学部 経済学科の社会的必要性について調査した結果、回答のあった企業等 1,401 件のうち、「社会的必要性が高い分野である」が 991 件 (70.7%) と最も多く、次いで「一応、社会的必要性を感じる」 332 件 (23.7%)、「わからない」 60 件 (4.3%)、「あまり必要性を感じない」 14 件 (1.0%)、「必要性はない」 1 件 (0.1%) の順になっている。 ※「無回答」 3 件 (0.2%)

なお、大阪経済大学 経済学部 経済学科の社会的必要性について肯定的な回答を合計すると、1,323 件 (94.4%) となっている。

大阪経済大学 経済学部 経済学科の社会的必要性

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	社会的必要性が高い分野である	991	70.7
2	一応、社会的必要性を感じる	332	23.7
3	あまり必要性を感じない	14	1.0
4	必要性はない	1	0.1
5	わからない	60	4.3
6	その他	0	0.0
	無回答	3	0.2
	N (%ベース)	1,401	100



8-2 大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の社会的必要性

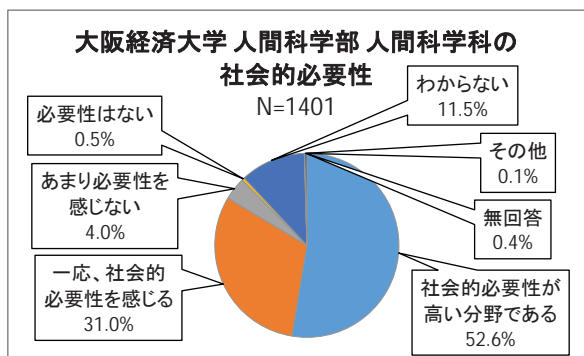
大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の社会的必要性について調査した結果、回答のあった企業等 1,401 件のうち、「社会的必要性が高い分野である」が 737 件 (52.6%) と最も多く、次いで「一応、社会的必要性を感じる」 434 件 (31.0%)、「わからない」 161 件 (11.5%)、「あまり必要性を感じない」 56 件 (4.0%)、「必要性はない」 7 件 (0.5%)、「その他」 1 件 (0.1%) の順になっている。

※「無回答」 5 件 (0.4%)、

なお、大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の社会的必要性について肯定的な回答を合計すると、1,171 件 (83.6%) となっている。

大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の社会的必要性

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	社会的必要性が高い分野である	737	52.6
2	一応、社会的必要性を感じる	434	31.0
3	あまり必要性を感じない	56	4.0
4	必要性はない	7	0.5
5	わからない	161	11.5
6	その他	1	0.1
	無回答	5	0.4
	N (%ベース)	1,401	100



(9) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用意向について

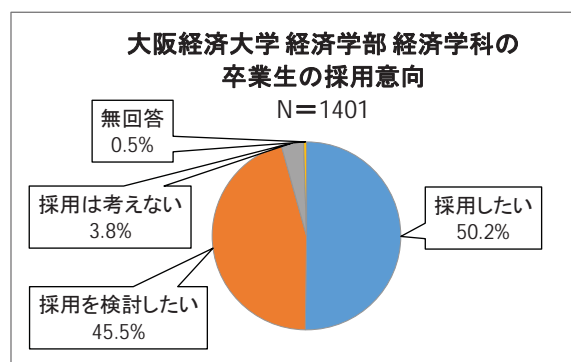
9-1 大阪経済大学 経済学部 経済学科の卒業生の採用意向

大阪経済大学 経済学部 経済学科の卒業生の採用意向について調査した結果、回答のあった企業等1,401件のうち、「採用したい」が704件(50.2%)と最も多く、次いで「採用を検討したい」637件(45.5%)、「採用は考えない」53件(3.8%)の順になっている。 ※「無回答」7件(0.5%)

なお、大阪経済大学 経済学部 経済学科の卒業生の採用に肯定的な回答を合算すると、1,341件(95.7%)となっている。

大阪経済大学 経済学部 経済学科の卒業生の採用意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	採用したい	704	50.2
2	採用を検討したい	637	45.5
3	採用は考えない	53	3.8
	無回答	7	0.5
	N (%ベース)	1,401	100



9-2 大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用意向

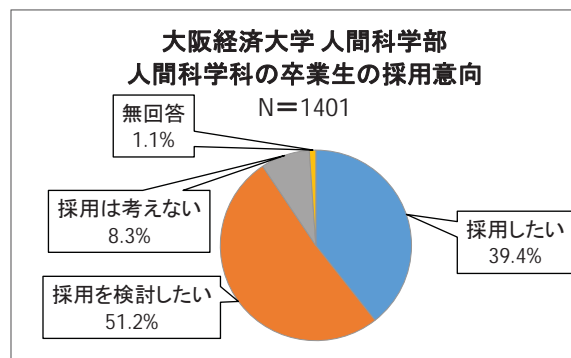
大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用意向について調査した結果、回答のあった企業等1,401件のうち、「採用を検討したい」が718件(51.2%)と最も多く、次いで「採用したい」552件(39.4%)、「採用は考えない」116件(8.3%)の順になっている。

※「無回答」15件(1.1%)

なお、大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用に肯定的な回答を合算すると、1,270件(90.6%)となっている。

大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	採用したい	552	39.4
2	採用を検討したい	718	51.2
3	採用は考えない	116	8.3
	無回答	15	1.1
	N (%ベース)	1,401	100

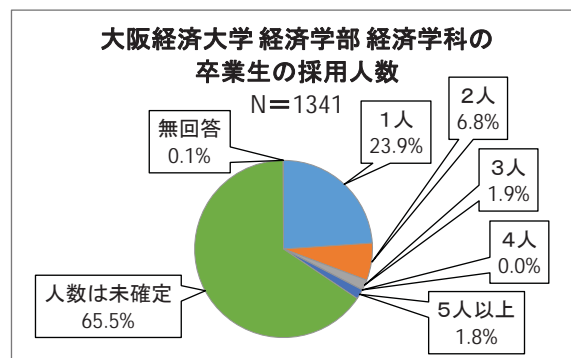


(10) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用人数について
 10-1 大阪経済大学 経済学部 経済学科の卒業生の採用人数

「9-1 大阪経済大学 経済学部 経済学科の卒業生の採用意向」で肯定的な採用意向を示した1,341件に対して、卒業生の将来的な採用人数について調査したところ、「人数は未確定」が878件(65.5%)と最も多く、次いで「1人」321件(23.9%)、「2人」91件(6.8%)、「3人」26件(1.9%)、「5人以上」24件(1.8%)の順になっている。 ※「無回答」1件(0.1%)

大阪経済大学 経済学部 経済学科の卒業生の採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	321	23.9
2	2人	91	6.8
3	3人	26	1.9
4	4人	0	0.0
5	5人以上	24	1.8
6	人数は未確定	878	65.5
	無回答	1	0.1
	N (% ^へ -ス)	1,341	100

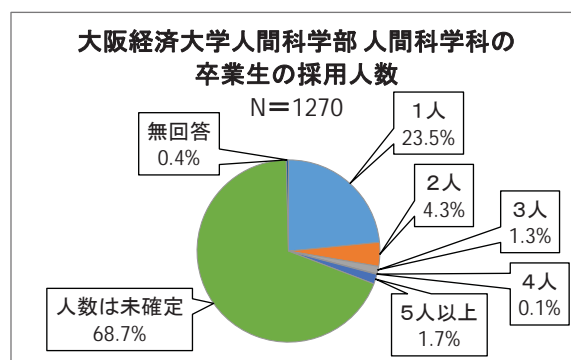


10-2 大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用人数

「9-2 大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用意向」で肯定的な採用意向を示した1,270件に対して、卒業生の将来的な採用人数について調査したところ、「人数は未確定」が873件(68.7%)と最も多く、次いで「1人」298件(23.5%)、「2人」54件(4.3%)、「5人以上」22件(1.7%)、「3人」17件(1.3%)、「4人」1件(0.1%)の順になっている。 ※「無回答」5件(0.4%)

大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	298	23.5
2	2人	54	4.3
3	3人	17	1.3
4	4人	1	0.1
5	5人以上	22	1.7
6	人数は未確定	873	68.7
	無回答	5	0.4
	N (% ^へ -ス)	1,270	100



3. 調査結果のまとめ

大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生に対する将来的な採用意向人数の集計にあたっては、「(9) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用意向について」の肯定的な回答数と、「(10) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用人数について」の将来的な採用人数の各選択肢（「1人」、「2人」、「3人」、「4人」、「5人以上」、「人数は未確定」※）を乗じ、これを合計し、算出した。

※「5人以上」は最低数である「5人」として計算した。

「人数は未確定」とは、「(9) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用意向について」にて、「採用したい」、「採用を検討したい」と回答し将来的な採用意向は示すが、アンケートの時点では将来的な採用人数について確定していないものである。したがって、本調査では「人数は未確定」の将来的な採用人数を最低数である「1人」として計算した。

【経済学部 経済学科の卒業生に対する将来的な採用意向人数】

下表より、大阪経済大学 経済学部 経済学科の卒業生に対する採用意向人数は「採用したい」のみで合計した場合、922人分となる。入学定員は680人であるため、約1.4倍の採用意向を確保できている。

また、「採用したい」、「採用を検討したい」を合計した場合、採用意向人数は1,579人分となり、これは入学定員680人に対して約2.3倍となる。

経済学部 経済学科

回答数(件) 人数(人)	「採用したい」のみ		合計
1人(A)	195	(a)	(A) × (a) 195
2人(B)	76	(b)	(B) × (b) 152
3人(C)	25	(c)	(C) × (c) 75
4人(D)	-	(d)	(D) × (d) -
5人以上(E)	23	(e)	(E) × (e) 115
人数は未確定(F)	385	(f)	(F) × (f) 385
無回答	-		

合計採用意向 922人

回答数(件) 人数(人)	「採用したい」 「採用を検討した い」の合計		合計
1人(A)	321	(a)	(A) × (a) 321
2人(B)	91	(b)	(B) × (b) 182
3人(C)	26	(c)	(C) × (c) 78
4人(D)	-	(d)	(D) × (d) -
5人以上(E)	24	(e)	(E) × (e) 120
人数は未確定(F)	878	(f)	(F) × (f) 878
無回答	1		

合計採用意向 1579人

※採用人数が無回答であった場合は、計算から除外した

【人間科学部 人間科学科の卒業生に対する将来的な採用意向人数】

下表より、大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の卒業生に対する採用意向人数は「採用したい」のみで合計した場合、698 人分となる。入学定員は 200 人であるため、約 3.5 倍の採用意向を確保できている。

また、「採用したい」、「採用を検討したい」を合計した場合、採用意向人数は 1,444 人分となり、これは入学定員 200 人に対して約 7.2 倍となる。

人間科学部 人間科学科

回答数(件) 人数(人)	「採用したい」のみ		合計	
1人(A)	144	(a)	(A) × (a)	144
2人(B)	40	(b)	(B) × (b)	80
3人(C)	14	(c)	(C) × (c)	42
4人(D)	1	(d)	(D) × (d)	4
5人以上(E)	19	(e)	(E) × (e)	95
人数は未確定(F)	333	(f)	(F) × (f)	333
無回答	1			

合計採用意向 698 人

回答数(件) 人数(人)	「採用したい」「採用を検討したい」の合計			合計	
1人(A)	298	(a)	(A) × (a)	298	
2人(B)	54	(b)	(B) × (b)	108	
3人(C)	17	(c)	(C) × (c)	51	
4人(D)	1	(d)	(D) × (d)	4	
5人以上(E)	22	(e)	(E) × (e)	110	
人数は未確定(F)	873	(f)	(F) × (f)	873	
無回答	5				

合計採用意向 1444 人

※採用人数が無回答であった場合は、計算から除外した

「(8) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の社会的必要性について」と、「(9) 大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生の採用意向について」の調査結果をクロス集計した結果は下表のとおりである。

【経済学部 経済学科の社会的必要性と採用意向】

経済学部 経済学科 (社会的必要性 × 採用意向)

上段:度数 下段:%		社会的必要性							
		合計	社会的必要性 が高い分野で ある	一応、社会的 必要性を感じ る	あまり必要性 を感じない	必要性はない	わからない	その他	無回答
採用意向	全体	1,401 100.0	991 70.7	332 23.7	14 1.0	1 0.1	60 4.3	0 -	3 0.2
	採用したい	704 100.0	594 84.4	91 12.9	2 0.3	0 -	16 2.3	0 -	1 0.1
	採用を検討したい	637 100.0	380 59.7	212 33.3	8 1.3	1 0.2	35 5.5	0 -	1 0.2
	採用は考えない	53 100.0	16 30.2	25 47.2	4 7.5	0 -	7 13.2	0 -	1 1.9
	無回答	7 100.0	1 14.3	4 57.1	0 -	0 -	2 28.6	0 -	0 -

【人間科学部 人間科学科の社会的必要性和採用意向】

人間科学部 人間科学科（社会的必要性 × 採用意向）

上段:度数 下段:%	社会的必要性								
	合計	社会的必要性 が高い分野で ある	一応、社会的 必要性を感じる	あまり必要 性を感じない	必要性はない	わからない	その他	無回答	
全体	1,401 100.0	737 52.6	434 31.0	56 4.0	7 0.5	161 11.5	1 0.1	5 0.4	
採用したい	552 100.0	367 66.5	143 25.9	7 1.3	0 -	34 6.2	0 -	1 0.2	
採用を検討したい	718 100.0	338 47.1	249 34.7	31 4.3	4 0.6	94 13.1	1 0.1	1 0.1	
採用は考えない	116 100.0	28 24.1	39 33.6	17 14.7	3 2.6	28 24.1	0 -	1 0.9	
無回答	15 100.0	4 26.7	3 20.0	1 6.7	0 -	5 33.3	0 -	2 13.3	

以上の調査結果と、今回の調査対象以外への進路も考えられることから、大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の卒業生の進路は十分に確保できるものとする。

調查票

大阪経済大学 経済学部 経済学科 及び 人間科学部 人間科学科の
入学定員増加（収容定員増加）に係るアンケート調査

- このアンケート調査は令和5年（2023年）4月に予定している大阪経済大学「経済学部 経済学科」及び「人間科学部 人間科学科」の入学定員増加（収容定員増加）計画の基礎資料とするため、貴社の採用状況・意向についてお聞きするものです。
- このアンケート結果は、統計資料としてのみ使い、目的以外に利用することはありません。
- 回答は、該当する番号を回答欄の の中へ直接記入してください。

★調査回答締め切りのお願い★

令和3年10月1日（金）までに、同封の返信用封筒にてご投函頂きますようお願いいたします。

【 貴社についてお聞きます 】

【回答欄】

- Q1. 本社・支社・事業所等についてお聞きます。次の中から該当する番号を 1 つお選びください。
1. 本社 2. 支社 3. 単独事業所 4. その他（ ）
- Q2. 所在地についてお聞きます。次の中から該当する番号を 1 つお選びください。
※Q1で「1. 本社」以外を選択された場合は、その所在地をお答えください。
1. 大阪府 7. 三重県 13. 愛媛県 19. 福井県 25. 神奈川県
2. 京都府 8. 岡山県 14. 高知県 20. 岐阜県 26. 埼玉県
3. 兵庫県 9. 広島県 15. 福岡県 21. 長野県 27. 千葉県
4. 奈良県 10. 山口県 16. 新潟県 22. 愛知県 28. 群馬県
5. 滋賀県 11. 香川県 17. 富山県 23. 静岡県 29. 北海道
6. 和歌山県 12. 徳島県 18. 石川県 24. 東京都 30. その他（ ）
- Q3. 業種についてお聞きます。次の中から最も当てはまる番号を 1 つお選びください。
1. 農業・林業 11. 漁業
2. 鉱業・採石業・砂利採取業 12. 建設業
3. 製造業 13. 電気・ガス・熱供給・水道業
4. 情報通信業 14. 運輸業・郵便業
5. 卸売業・小売業 15. 金融業・保険業
6. 不動産業・物品賃貸業 16. 学術研究・専門技術サービス業
7. 宿泊業・飲食サービス業 17. 生活関連サービス業・娯楽業
8. 教育・学習支援業 18. 医療・福祉
9. 複合サービス業 19. サービス業(他に分類されないもの)
10. 公務(他に分類されるものを除く) 20. その他(具体的に:)
- Q4. 今年度（令和3年4月入社）の新卒採用人数について、該当する番号を 1 つお選びください。
(支社または単独事業所でお答えいただいている場合は、そちらでの採用数をお願いします)
1. 1~4人 2. 5~9人 3. 10~19人 4. 20人以上 5. 採用していない
- Q5. 今後の人材採用について、どのようにお考えですか。お考えに近い番号を 1 つお選びください。
1. 毎年、安定的に採用していくと思う
2. できれば、毎年安定的に採用していきたいと思う
3. 毎年ではないが、ある程度は安定的に採用していきたいと思う
4. 増員が必要になった場合に、採用を考える
5. 欠員が出た場合に、採用を考える
6. 当面、採用は行わないと思う
- Q6. 今後、人材の採用にあたり、どのような出身学歴（最終学歴）の方の採用をお考えですか。
「採用対象となる」と思われる番号を第2位までお選びください。
1. 大学院 5. 高等学校
2. 大学 6. 学歴不問
3. 短期大学 7. その他（ ） 第1位
4. 専門学校 第2位



Q7. 人材を採用する際に、貴社ではどのようなことを重視していますか。
該当する番号を第2位までお選びください。

1. 必要な専門的知識・技術があること
2. 礼儀作法や常識的な振る舞いを備えていること
3. あらゆる場面で柔軟な対応ができること
4. 積極的に自立していること
5. 幅広い知識・教養を備えていること
6. 学び続ける探究心をもっていること
7. 意見の食い違いや立場の違いを理解する力があること
8. 自分と周囲の人々や物事の関係性を理解する力があること
9. 円滑なコミュニケーション能力を備えていること
10. その他（具体的に: _____)

第1位

第2位

〔 ここからは、同封の「経済学部 経済学科」「人間科学部 人間科学科」の
概要リーフレットをご覧になりながらお答えください 〕

Q8. 大阪経済大学「経済学部 経済学科」「人間科学部 人間科学科」の社会的必要性について、どのようにお考えになりますか。学部・学科ごとに、次の中から該当する番号を1つお選びください。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 社会的必要性が高い分野である | 4. 必要性はない |
| 2. 一応、社会的必要性を感じる | 5. わからない |
| 3. あまり必要性を感じない | 6. その他（具体的に: _____) |

a: 経済学部 経済学科

b: 人間科学部 人間科学科

Q9. 大阪経済大学「経済学部 経済学科」「人間科学部 人間科学科」の卒業生の採用意向についておたずねします。学部・学科ごとに、次の中から該当する番号を1つお選びください。

1. 採用したい
2. 採用を検討したい
3. 採用は考えない

1つでも1,2を選ばれた方はQ10へお進みください。
全て3を選ばれた方はQ11へお進みください。

a: 経済学部 経済学科

b: 人間科学部 人間科学科

Q10. 大阪経済大学「経済学部 経済学科」「人間科学部 人間科学科」の卒業生を、毎年何人程度採用したいとお考えですか。Q9にて「採用したい」「採用を検討したい」を選択した学部・学科について、次の中から該当する番号を1つお選びください。

1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人以上 6. 人数は未確定

番号でご回答ください

a: 経済学部 経済学科

番号でご回答ください

b: 人間科学部 人間科学科

Q11. 大阪経済大学が構想している、「経済学部 経済学科」及び「人間科学部 人間科学科」の入学定員増加（収容定員増加）計画について、ご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。その他、大学の教育内容・活動等について、ご意見等ございましたら、あわせてご記入ください。

◆◆ 最後までご協力いただき、ありがとうございました ◆◆

大阪経済大学 経営企画部 経営企画課（担当：松井、伊藤）

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅 2-2-8 TEL (06) 6328-2431（代表）

計画概要

CAMPUS GUIDE

レンガ調で統一されたアカデミックなキャンパスには、使いやすい施設が充実しています。



図書館

蔵書約57万冊を誇る図書館には、グループ学習室、ドリンクコーナーも完備。多くの学生に活用されています。



D館

明るい吹き抜けの空間が特徴的。教室の他にカフェやスライダラスなど、くつろぎの空間も充実しています。

摂津キャンパス

大隈キャンパスからスクールバスで約10分。美しい人工芝グラウンドが整備されており、部活や授業で使用します。



キャンパス紹介
ムービー公開中

ACCESS

大阪市内にあるメインキャンパスは、京阪神どこからでも通学に便利な好ロケーションです。



- 阪急京都線 上新庄、駅下車。徒歩約15分
- 大阪メトロ今里筋線 瑞光四丁目、駅下車。徒歩約2分
- 大阪シティバス 大隈徳大前1、大隈大正門、下車すぐ

主要駅からの通学時間		大阪経済大学(大隈キャンパス)	
大阪梅田	約13分	大阪シティバス	約3分
神戸三宮	約37分	徒歩	約15分
京都	約36分	徒歩	約2分
天王寺	約33分	徒歩	約2分
奈良	約51分	徒歩	約2分
和歌山	約103分	徒歩	約2分

つながる力。
大阪経済大学
OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS



〒533-8533 大阪市東淀川区大隈2-2-8 TEL: 06-6328-2431 (代表)
問い合わせ先担当部署 経営企画部 経営企画課
<https://www.osaka-ue.ac.jp/>

2023年4月、大阪経済大学では、
学部の入学定員(収容定員)の増加を
計画しています。



計画概要

経済学部 経済学科	450名 (予定)	情報社会学部 情報社会学科	250名 (予定)	300名 (予定)
経営学部 経営学科	330名 (予定)	人間科学部 人間科学科	175名 (予定)	200名 (予定)
経営学部 ビジネス法学科	180名 (予定)	経営学部 経営学科	110名 (予定)	50名 (予定)

* 地域経済学科は2023年度より学生募集停止予定

つながる力。
大阪経済大学
OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS

掲載内容は予定であり変更する可能性があります。

経済学部では入学定員を450名から680名^{予定}に増員。 4つのコースと2つの教育プログラムで経済学を学ぶ。

大阪経済大学経済学部では、2023年度より入学定員の増員を予定しています。本学部では、経済学の知識を生かして活躍できる人材を輩出するために、4つのコース・2つの教育プログラムを設けます。

経済学部は、地域政策学科を専修停止し、経済学科の1学科体制に変わります。

コース制

経済学をベースにより実証的な知識を身につける4つのコース。
2年次からいずれかのコースを選択して学びを深めます。

産業 金融 コース

産業や金融業界の現状と課題を把握し、産業と企業の経済学や高度な金融知識の学習を通じて、優れた企業人として活躍するためのスキルを身につけます。



公共政策 コース

公共部門に関する理論 公共経済学、法（法律など）と、社会課題解決のための公共政策 社会保障、労働、教育等に関する政策）について学び、政策立案や制度設計のための能力を養います。

国際政治経済 コース

世界のさまざまな国・地域が直面する課題や国家間で生じる政治経済の問題を学び、経済学や政治学を通じて、その解決策を考えます。



地域政策 コース

経済学や行政学をはじめとする社会科学の理論を学び、幅広い視点から地域社会を分析し、地域固有の問題の解決策を主体的に提案できる能力を養います。



4つのコースで身につけた専門性をさらに高める2つの教育プログラム

教育プログラム

これからの時代に求められる知識・スキルを養う2つの教育プログラム。
プログラムの修了要件を満たせば教育プログラムの認定証が授与されます。

■ データサイエンスプログラム

経済学に関する専門知識を基盤として、データサイエンスや人工知能(AI)に関する知識を補えた人材を育成します。

■ グローバル人材プログラム

経済学の専門知識とともに、異文化に対する深い洞察力と高い言語能力を補えたグローバル人材を育成します。

取得可能な資格・免許状

中学校教諭一種 社会（公民・商業） 高等学校教諭一種 地理歴史） 社会福祉主事任用資格
申請予定。ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期が変更となる可能性があります。

将来の活躍の場

卸売業、サービス業、製造業、小売業、情報通信業、建設業、金融・保険業、公務、医療、福祉 等

人間科学部では入学定員を175名から200名^{予定}に増員。 3つのコースから人間をテーマに知識を深める。

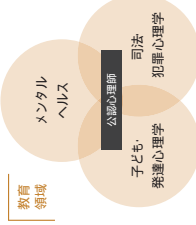
大阪経済大学人間科学部では、2023年度より入学定員の増員を予定しています。本学部では、人間をテーマに現代社会に必要とされる専門性と幅広い知識を養う3つのコースを設けます。

コース制

進路にあわせて専門性と幅広い知識を身につける3つのコース。
2年次からいずれかのコースに所属して学習を進めます。

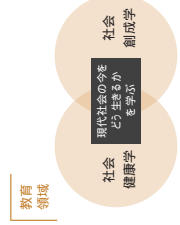
臨床心理学 コース

臨床心理学を中心に、幅広い心理学の知見を活用し、人々の心理的諸問題を予見・理解・解決する力を養います。基礎的な心理学も学びながら、主体的に働きかける力、傾聴力、状況把握力など、社会人としてチームで働くための力を身につけます。また、公認心理師や臨床心理士の資格取得に向けて、専門的な知識や技能を習得することもできます。



社会ライフデザイン コース

不確実な現代社会の多様な課題への対処法を学び、変化する社会をしながらに力強く、生き抜き活躍するための実践力を養います。具体的には社会心理学による人と地域・コミュニティの相互関係やコミュニケーション、生命を支える防災や健康、医療の社会システムの仕組みを学び、発展可能な社会の創造に貢献する人材を育成します。



スポーツ科学 コース

スポーツ、運動トレーニングを介してのスポーツ科学の知識や技能の習得をめざします。保健体育の教員免許や健康運動指導士、スポーツリーダーなどの資格を取得し、中学や高校の保健体育教員、スポーツ健康関係の指導員、スポーツクラブの経営者などとして活躍する人材を育成します。



取得可能な資格・免許状

中学校教諭一種 社会（保健体育） 高等学校教諭一種 公民（保健体育）
公認心理師 卒業後所定の実務経験または大学院修了後受験資格） 健康運動指導士（受験資格）
コーチングアシスタント

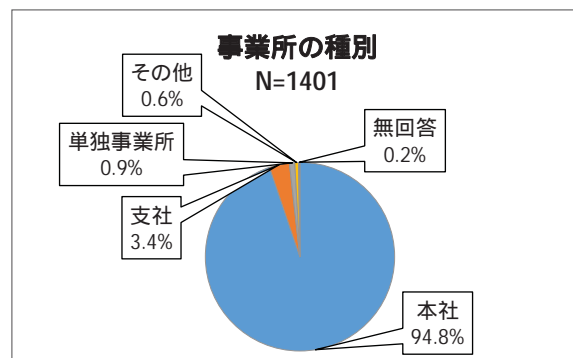
将来の活躍の場

サービス業、製造業、卸売業、小売業、公務、建設業、医療、福祉、不動産業、情報通信業 等

掲載内容は予定であり変更する可能性があります。

單純集計表

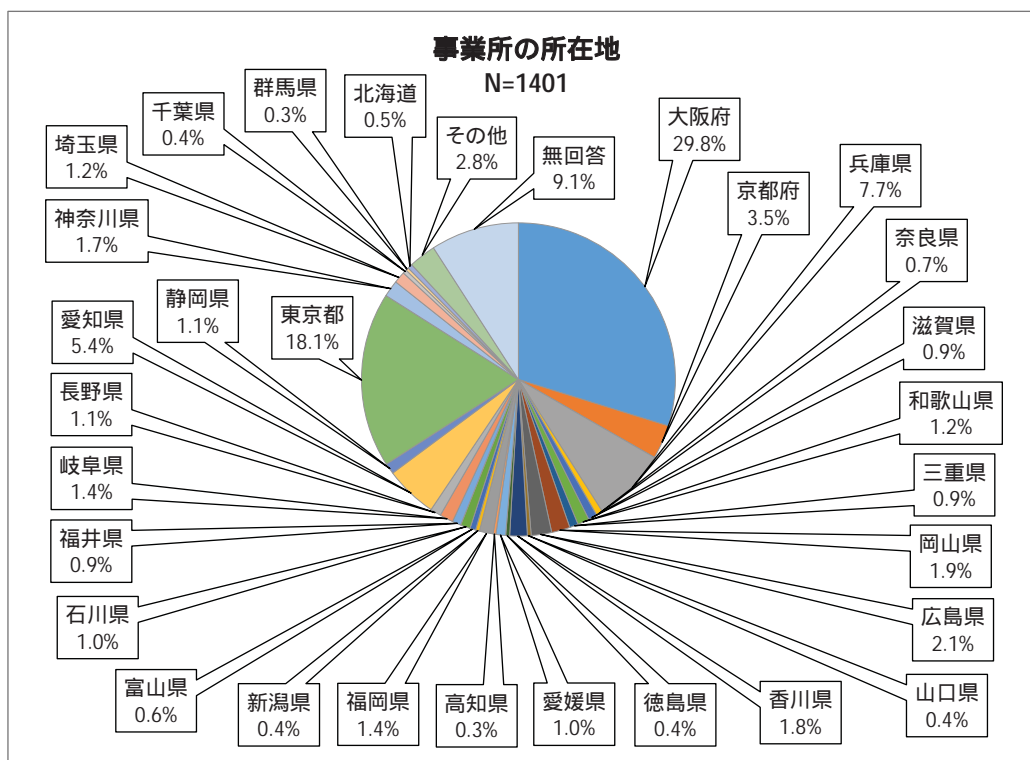
	カテゴリ	件数	(全体)%
1	本社	1,328	94.8
2	支社	48	3.4
3	単独事業所	13	0.9
4	その他	9	0.6
	無回答	3	0.2
	N (% ^ - λ)	1,401	100



事業所の所在地

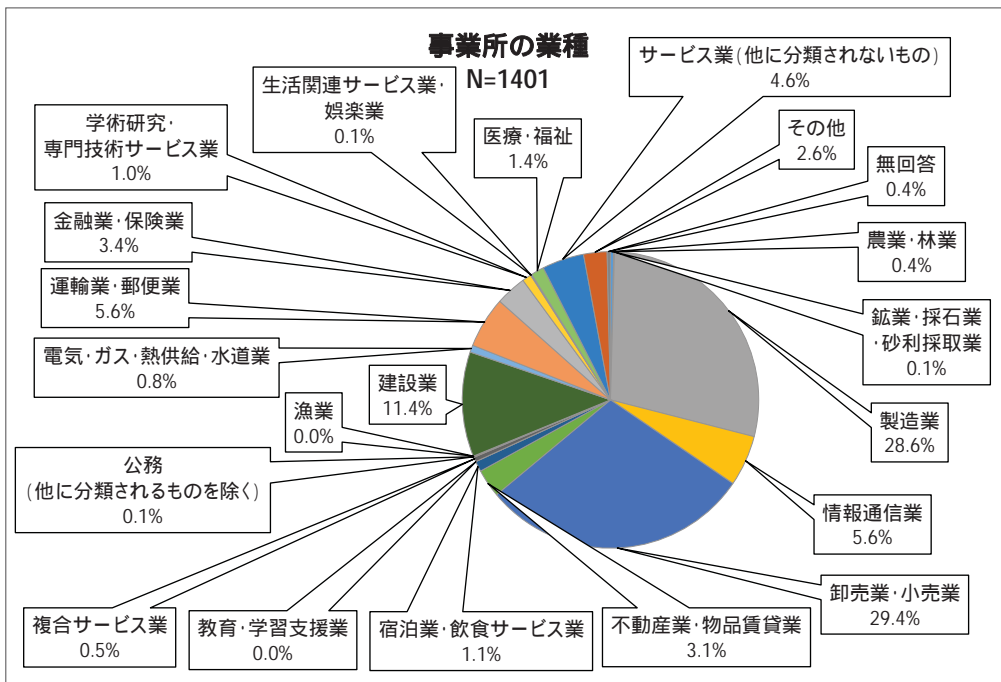
	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大阪府	417	29.8
2	京都府	49	3.5
3	兵庫県	108	7.7
4	奈良県	10	0.7
5	滋賀県	12	0.9
6	和歌山県	17	1.2
7	三重県	13	0.9
8	岡山県	27	1.9
9	広島県	29	2.1
10	山口県	6	0.4
11	香川県	25	1.8
12	徳島県	5	0.4
13	愛媛県	14	1.0
14	高知県	4	0.3
15	福岡県	19	1.4
16	新潟県	6	0.4

	カテゴリ	件数	(全体)%
17	富山県	9	0.6
18	石川県	14	1.0
19	福井県	13	0.9
20	岐阜県	20	1.4
21	長野県	15	1.1
22	愛知県	75	5.4
23	静岡県	16	1.1
24	東京都	253	18.1
25	神奈川県	24	1.7
26	埼玉県	17	1.2
27	千葉県	6	0.4
28	群馬県	4	0.3
29	北海道	7	0.5
30	その他	39	2.8
	無回答	128	9.1
	N (%^ -ス)	1,401	100



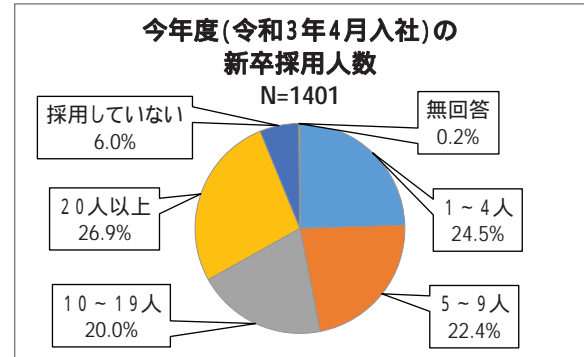
事業所の業種

カテゴリ	件数	(全体)%
1 農業・林業	5	0.4
2 鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.1
3 製造業	400	28.6
4 情報通信業	78	5.6
5 卸売業・小売業	412	29.4
6 不動産業・物品賃貸業	43	3.1
7 宿泊業・飲食サービス業	16	1.1
8 教育・学習支援業	0	0.0
9 複合サービス業	7	0.5
10 公務（他に分類されるものを除く）	2	0.1
11 漁業	0	0.0
12 建設業	160	11.4
13 電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.8
14 運輸業・郵便業	78	5.6
15 金融業・保険業	47	3.4
16 学術研究・専門技術サービス業	14	1.0
17 生活関連サービス業・娯楽業	2	0.1
18 医療・福祉	20	1.4
19 サービス業（他に分類されないもの）	64	4.6
20 その他	36	2.6
無回答	5	0.4
N（%ベース）	1,401	100



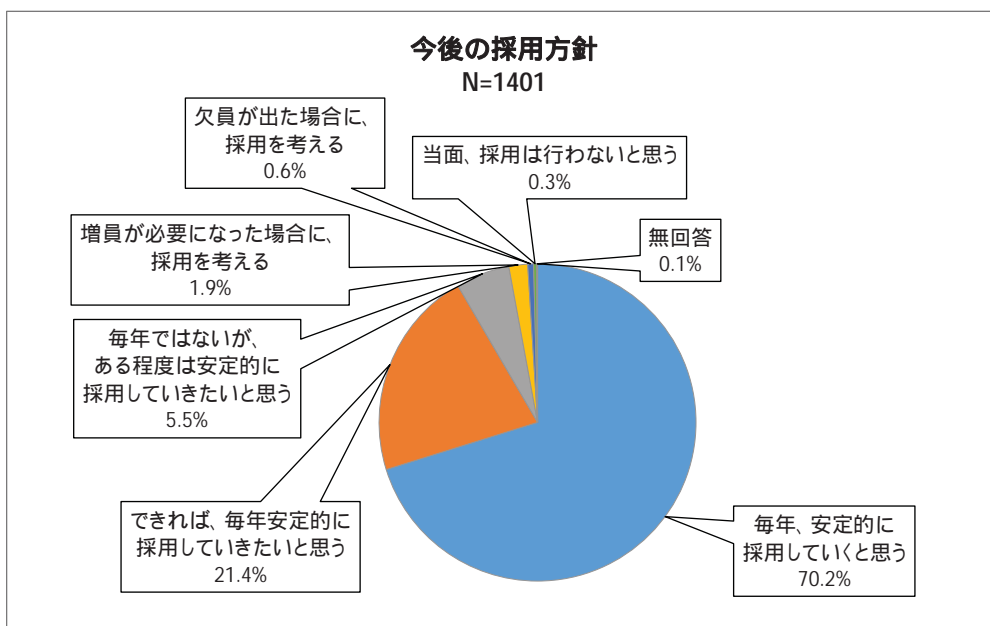
今年度(令和3年4月入社)の新卒採用人数

カテゴリ	件数	(全体)%
1 1～4人	343	24.5
2 5～9人	314	22.4
3 10～19人	280	20.0
4 20人以上	377	26.9
5 採用していない	84	6.0
無回答	3	0.2
N (%^ -ス)	1,401	100



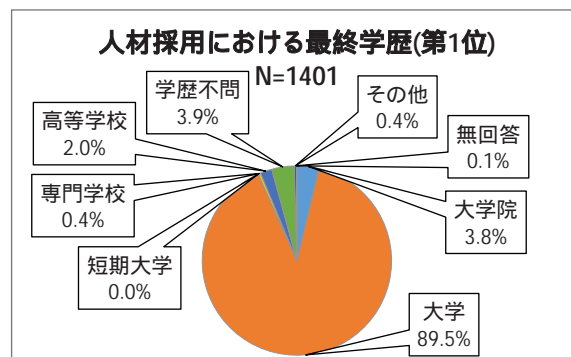
今後の採用方針

カテゴリ	件数	(全体)%
1 毎年、安定的に採用していくと思う	984	70.2
2 できれば、毎年安定的に採用していきたいと思う	300	21.4
3 毎年ではないが、ある程度は安定的に採用していきたいと思う	77	5.5
4 増員が必要になった場合に、採用を考える	27	1.9
5 欠員が出た場合に、採用を考える	8	0.6
6 当面、採用は行わないと思う	4	0.3
無回答	1	0.1
N (%^ -ス)	1,401	100



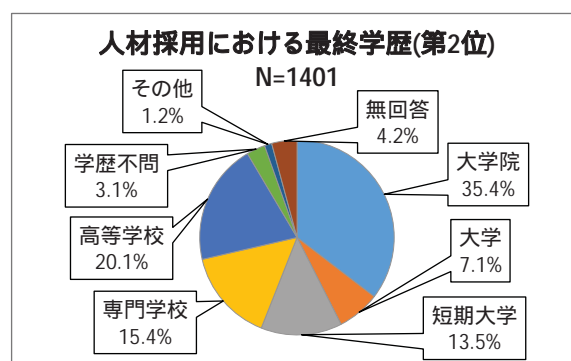
人材採用における最終学歴(第1位)

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大学院	53	3.8
2	大学	1,254	89.5
3	短期大学	0	0.0
4	専門学校	6	0.4
5	高等学校	28	2.0
6	学歴不問	54	3.9
7	その他	5	0.4
	無回答	1	0.1
	N (%^ -入)	1,401	100



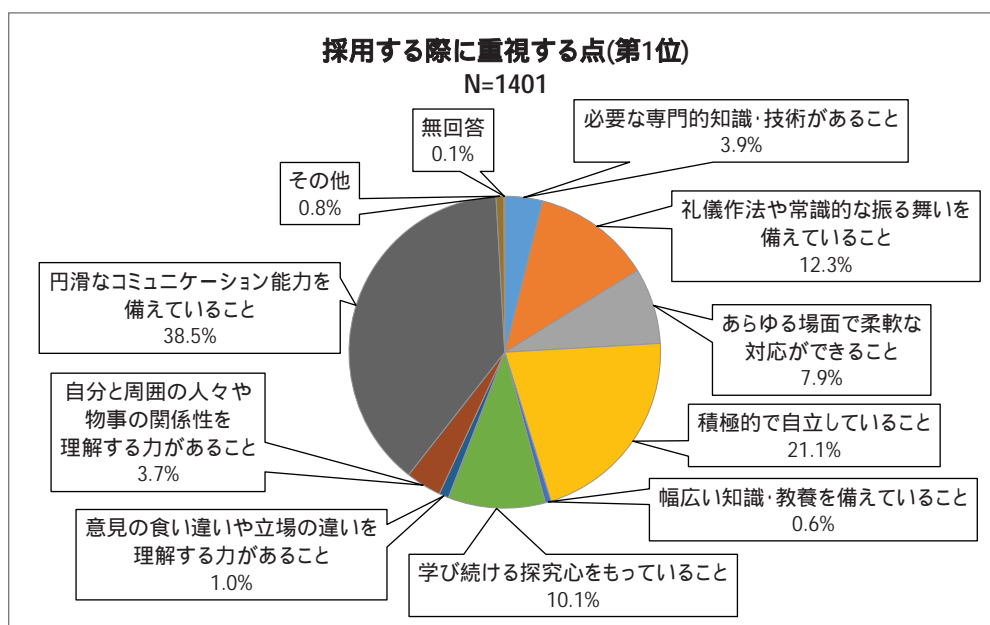
人材採用における最終学歴(第2位)

	カテゴリ	件数	(全体)%
1	大学院	496	35.4
2	大学	100	7.1
3	短期大学	189	13.5
4	専門学校	216	15.4
5	高等学校	281	20.1
6	学歴不問	43	3.1
7	その他	17	1.2
	無回答	59	4.2
	N (%^ -入)	1,401	100



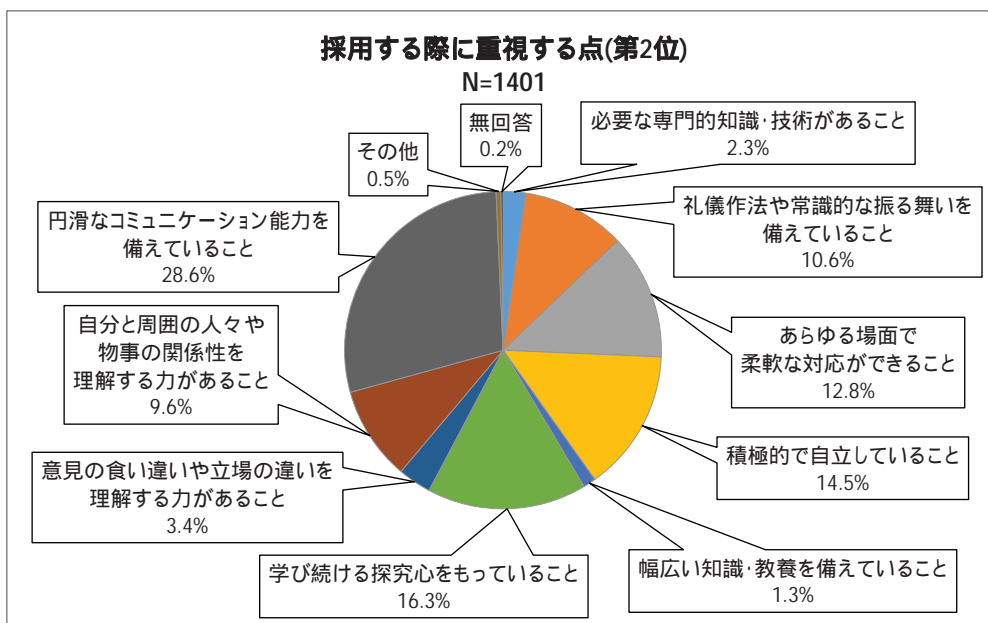
採用する際に重視する点(第1位)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 必要な専門的知識・技術があること	54	3.9
2 礼儀作法や常識的な振る舞いを備えていること	173	12.3
3 あらゆる場面で柔軟な対応ができること	110	7.9
4 積極的で自立していること	296	21.1
5 幅広い知識・教養を備えていること	8	0.6
6 学び続ける探究心をもっていること	142	10.1
7 意見の食い違いや立場の違いを理解する力があること	14	1.0
8 自分と周囲の人々や物事の関係性を理解する力があること	52	3.7
9 円滑なコミュニケーション能力を備えていること	539	38.5
10 その他	11	0.8
無回答	2	0.1
N (%へ-入)	1,401	100



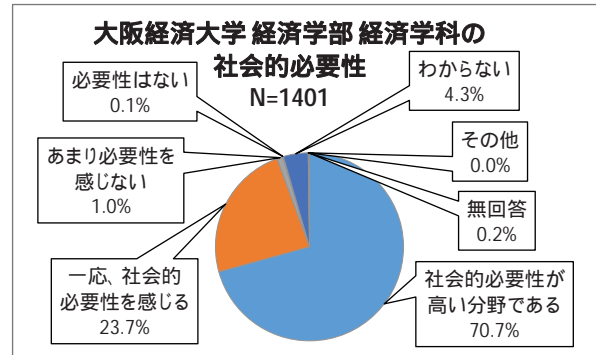
採用する際に重視する点(第2位)

カテゴリ	件数	(全体)%
1 必要な専門的知識・技術があること	32	2.3
2 礼儀作法や常識的な振る舞いを備えていること	149	10.6
3 あらゆる場面で柔軟な対応ができること	179	12.8
4 積極的で自立していること	203	14.5
5 幅広い知識・教養を備えていること	18	1.3
6 学び続ける探究心をもっていること	228	16.3
7 意見の食い違いや立場の違いを理解する力があること	47	3.4
8 自分と周囲の人々や物事の関係性を理解する力があること	135	9.6
9 円滑なコミュニケーション能力を備えていること	400	28.6
10 その他	7	0.5
無回答	3	0.2
N (%へ-入)	1,401	100



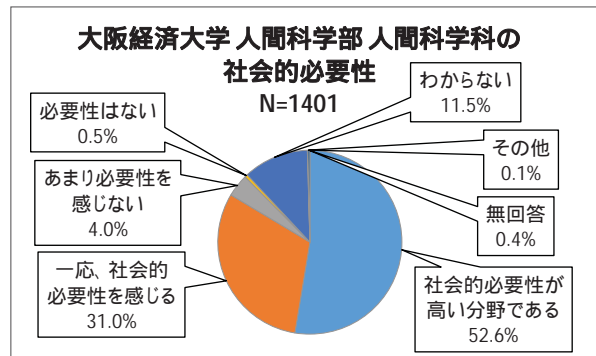
大阪経済大学 経済学部 経済学科の社会的必要性

カテゴリ	件数	(全体)%
1 社会的必要性が高い分野である	991	70.7
2 一応、社会的必要性を感じる	332	23.7
3 あまり必要性を感じない	14	1.0
4 必要性はない	1	0.1
5 わからない	60	4.3
6 その他	0	0.0
無回答	3	0.2
N (%への入)	1,401	100



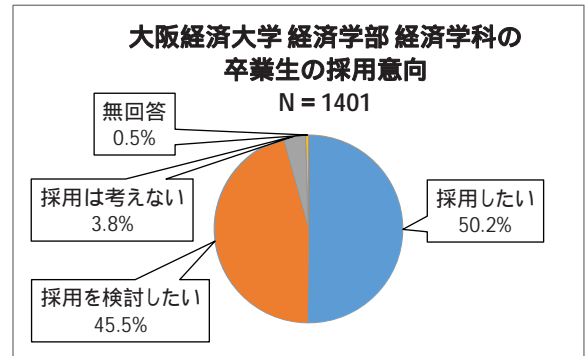
大阪経済大学 人間科学部 人間科学科の社会的必要性

カテゴリ	件数	(全体)%
1 社会的必要性が高い分野である	737	52.6
2 一応、社会的必要性を感じる	434	31.0
3 あまり必要性を感じない	56	4.0
4 必要性はない	7	0.5
5 わからない	161	11.5
6 その他	1	0.1
無回答	5	0.4
N (%への入)	1,401	100



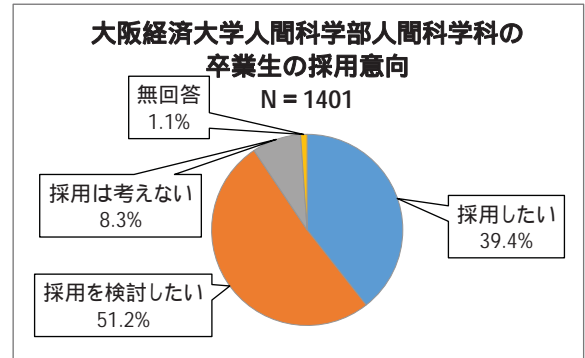
大阪経済大学 経済学部 経済学科の卒業生の採用意向

カテゴリ	件数	(全体)%
1 採用したい	704	50.2
2 採用を検討したい	637	45.5
3 採用は考えない	53	3.8
無回答	7	0.5
N (% [^] - _ス)	1,401	100



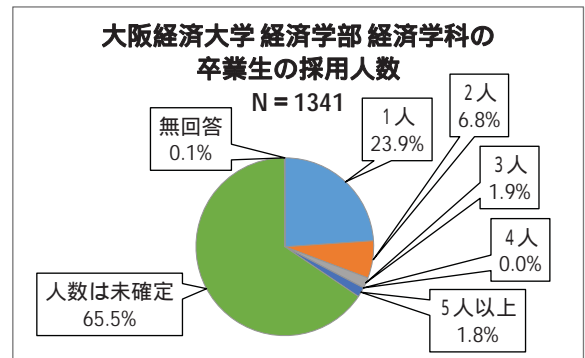
大阪経済大学 人間科学部 人間科学学科の卒業生の採用意向

カテゴリ	件数	(全体)%
1 採用したい	552	39.4
2 採用を検討したい	718	51.2
3 採用は考えない	116	8.3
無回答	15	1.1
N (% [^] - _ス)	1,401	100



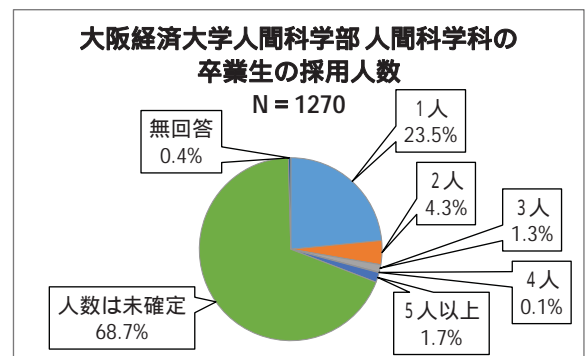
大阪経済大学 経済学部 経済学科の卒業生の採用人数

カテゴリ	件数	(全体)%
1 1人	321	23.9
2 2人	91	6.8
3 3人	26	1.9
4 4人	0	0.0
5 5人以上	24	1.8
6 人数は未確定	878	65.5
無回答	1	0.1
N (% [^] - _ス)	1,341	100



大阪経済大学 人間科学部 人間科学学科の卒業生の採用人数

カテゴリ	件数	(全体)%
1 1人	298	23.5
2 2人	54	4.3
3 3人	17	1.3
4 4人	1	0.1
5 5人以上	22	1.7
6 人数は未確定	873	68.7
無回答	5	0.4
N (% [^] - _ス)	1,270	100



教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	ヤマト シュンイチロウ 山本 俊一郎 <平成31年4月>		博士(理学)		大阪経済大学 学長 (平成31.4～令和7.3)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。